

明治大学人文科学研究所紀要

第75冊

MEMOIRS
OF
THE INSTITUTE OF HUMANITIES
MEIJI UNIVERSITY

VOLUME 75



2014年3月

明治大学人文科学研究所

明治大学人文科学研究所

研究所長	佐藤義雄	SATO Yoshio
運営委員	井上優	INOUE Masaru
	折方 のぞみ	ORIKATA Nozomi
	金山秋男	KANEYAMA Akio
	釜崎太	KAMASAKI Futoshi
	神田正行	KANDA Masayuki
	合田正人	GODA Masato
	越川芳明	KOSHIKAWA Yoshiaki
	櫻井泰	SAKURAI Yasushi
	佐藤清隆	SATO Kiyotaka
	高山宏	TAKAYAMA Hiroshi
	立野正裕	TATENO Masahiro
	寺内威太郎	TERAUCHI Itaro
	萩原健	HAGIWARA Ken
	藤山龍造	FUJIYAMA Ryuzo
	山崎健司	YAMAZAKI Kenji

出版刊行委員会

委員長	越川芳明
副委員長	寺内威太郎
委員	折方 のぞみ 神田正行

明治大学人文科学研究所紀要 第75冊

2014年（平成26年）3月31日 発行

発行者 佐藤義雄

発行所 明治大学人文科学研究所

〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台1-1 TEL 03-3296-4135

FAX 03-3296-4283

印刷所 株式会社ワコー

ISSN 0543-3894

©2014 The Institute of Humanities, Meiji University

PRINTED IN JAPAN

明治大学人文科学研究所紀要 第75冊

目 次

2013年度 人文科学研究所公開文化講座 横浜 講演概要	横組	1
------------------------------------	----	---

* * *

共同研究

中国演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に関する現地調査と文献研究(2)	福 満 正 博 加 藤 徹	11
---	------------------	----

《個人研究第1種》

精神障害当事者の社会的自立を支える —学習文化の視点から—	小 林 繁	111
--	-------	-----

《個人研究第1種》

戦後ドイツの非寛容の諸相 —戦後ドイツの反ユダヤ主義をめぐって—フルトヴェングラーの場合—	須 永 恆 雄	143
--	---------	-----

《個人研究第1種》

日本古代の王・王妃称号と「大王・大后」	吉 村 武 彦	175
---------------------------	---------	-----

《個人研究第1種》

縄文時代における長期継続型地域社会の形成と土偶祭祀ネットワークに関する研究	阿 部 芳 郎	195
--	---------	-----

《個人研究第1種》

日本の大アジア主義に対する西洋の反応 —満州事変から天羽声明まで—	廣 部 泉	217
--	-------	-----

《個人研究第1種》

渋江長伯の本草学研究 —物産学の視点から—	平 野 満	247
--------------------------------	-------	-----

《個人研究第1種》

両大戦間の文学 —武器よさらば—	立 野 正 裕	281
---------------------------	---------	-----

《個人研究第1種》

スピノザとオランダ・カルテジアニズム	桜 井 直 文	313
--------------------------	---------	-----

MEMOIRS OF THE INSTITUTE OF HUMANITIES
MEIJI UNIVERSITY
Volume 75 2014
CONTENTS

Abstracts of Open Seminar of the Institute of Humanities, Yokohama, 2013		1
	* * *	
FUKUMITSU Masahiro and KATO Toru	Field Survey and Philological Studies of Expansion and Diffusion of Chinese Drama and Music Inside and Outside the Area.(2)	11
KOBAYASHI Shigeru	For Supporting the Social Independence of People with Mental Illness: Learning and Cultural Activities from the Viewpoint	111
SUNAGA Tsuneo	Aspekte der Intorelanz im Deutschland der Nachkriegszeit	143
YOSHIMURA Takehiko	Ohokimi (大王) and Ohokisaki (太后) : The Titles of a King and Queen in Ancient Japan	175
ABE Yoshiro	Studies on the Formation of Long-Term Stable Regional Society and on a Network Symbolized by Rituals of Ceramic Figurines during the Jomon Period of Prehistoric Japan	195
HIROBE Izumi	Western Responses to Japanese Pan-Asianism: from the Manchurian Incident to the Amau Doctrine	217
HIRANO Mitsuru	Herbalism Studies of Shibue Chohaku: From a <i>Bussangaku</i> Perspective	247
MASAHIRO Tateno	The Literature in the Long Week-End: A Farewell to Arms	281
SAKURAI Naofumi	Spinoza and the Dutch Cartesianism	313

2013年度 人文科学研究所公開文化講座 横浜

- 1 テーマ 開港横浜の歴史と文化
- 2 日時・場所 2013年11月30日(土) 13:00~17:00
神奈川県立歴史博物館 地下1階講堂
- 3 プログラム

司会 合田 正人(人文科学研究所公開文化講座委員長)

13:00~13:05
開会の辞 佐藤 義雄(人文科学研究所長)

13:05~13:15
館長挨拶 薄井 和男(神奈川県立歴史博物館長)

13:15~14:05
講演1 幕末維新の政局と開港地横浜
—落合 弘樹 明治大学文学部教授

14:05~14:55
講演2 三井物産会社明治14年度新入社員、「条どん」の見た横浜、上海
—のちの物産常務、満鉄総裁、政友会議員山本条太郎と
日本近代の貿易システム——
—若林 幸男 明治大学商学部教授

14:55~15:00
質疑応答
(10分間休憩)

15:10~16:00
講演3 「横浜浮世絵」の位置
—桑山 童奈 神奈川県立歴史博物館主任学芸員

16:00~16:50
講演4 開港横浜の風景——大仏次郎「幻燈」評注——
—佐藤義雄 明治大学文学部教授

16:50~16:55
質疑応答

16:50~17:00
閉会の辞 井上 優(人文科学研究所公開文化講座委員)
- 4 共 催 神奈川県立歴史博物館
- 5 後 援 明治大学父母会神奈川県東部地区

講演 1

幕末維新の政局と開港地横浜

明治大学文学部教授 落合弘樹

本報告は、幕末に人工的に構築された都市である横浜が、どのような政局の影響を受けながら発展していったかを述べたものである。

いまから160年前にあたる1853年のペリー来航は、「癸丑以来」という言葉を残したように日本の歴史的転機であり、開国を告げる日米和親条約は横浜で締結された。これ以降、日本は世界市場と連動していくこととなるが、ペリー来航から5年たった1858年には通商条約案への対応が喫緊の課題となり、一方で將軍継嗣をめぐり、家定將軍に血筋に近い紀州の慶福（家茂）を推す南紀派と、英明で知られる一橋慶喜を推す一橋派が激しく対立しており、内外ともに難局を迎えていた。上洛した老中堀田正睦は条約勅許の獲得に失敗し、一橋派も將軍継嗣について明確な叡慮が得られず、朝廷の政治化が顕著となる。こうしたなか、大老となった井伊直弼は將軍継嗣を優先し、条約問題は時間をかけて対応しようとしたが、ハリス公使はアロー戦争決着を背景に、下田奉行井上清直と目付岩瀬忠震に恫喝の督促を加えた。井伊大老は引き延ばしを指示したが、不可避の場合の調印はやむをえないとし、井上は即日調印した。彦根藩公用方の宇津木六之丞が記した『公用方秘録』によれば、調印を差し止めるよう側近に諫言された井伊大老は「衆議一決伺済之事、私に差留候事も相成がたし。但し諸大名え一応相尋ね申さざる段は幾重にも無念に候得共、今更致方も無之、〔中略〕此の上は身分御伺候より致方無之」と、大名への諮問を経なかったことを後悔した。しかし、宇津木に「素より国家之大政関東え御委任、征夷之職掌にての御取扱、危急に迫り候ての御取計に付、京都えの仰立られ方は如何程もこれあるべき御義かと奉存候」と説得されている。ただし、井伊たちの危惧通り、本来は開国に前向きだった一橋派は、朝廷の攘夷論を利用して「違勅調印」を責め、さらに家茂の將軍継嗣が確定すると大老排斥を図る。これをうけて孝明天皇は、幕府を差し置いて水戸藩に井伊政権への厳しい批判を含む「戊午の密勅」を発した。前代未聞の事態に直面した幕府の対応は、安政の大獄と呼ばれる弾圧だった。

こうしたなかで横浜は開港を迎えるが、生糸貿易の増大を背景に急速に発展し、長崎をしのぐ貿易港となっていく。一方、井伊家は桜田門外での大老暗殺、さらに1862年の追罰により石高を削減され苦境に陥る。明治期になり、井伊家のもとで『公用方秘録』は大幅に書き換えられて修史局に提出されるが、「そもそも大政は関東へ御委任、政を執る者臨機の権道なかるべからず。然りとはいへども、勅許を待さる重罪は甘んじて自分老人にて受け候」と英断を下した直弼像が創出され、島田三郎『開

国始末』を通じて世に示された。さらに「開港の父」として港を見下ろす掃部山に銅像が建てられる。

ペリー来航から10年たった1863年、朝幕関係の逆転は顕著となり、上洛した将軍家茂に対しては臣下の立場が強調される。こうしたなか、幕府は5月10日以降の攘夷断行と横浜鎖港を天皇に誓約した。破約攘夷論を主導した長州藩は下関で外国船への砲撃を5月10日に開始する。8月18日政変による長州藩と尊攘激派の「都落ち」後も、幕府は井土ヶ谷事件の謝罪と鎖港交渉を目的に池田長発ら第二次遣欧使節団をヨーロッパに派遣した。池田の一行はスエズ運河を經由し、スフィンクスで集合写真を遺しているが、パリを訪問してヨーロッパ文明の発展と攘夷の不可を実感し、目的を達することなく帰国する。一方、京都では開国にむけた国是会議を構想する島津久光・松平春嶽らが朝議に参加するが、一橋慶喜は鎖港断行を主張して彼らと決裂し、横浜からの生糸輸出制限を強化した。横浜の外国商人は大きな打撃を受けるが、翌年の四国連合艦隊下関砲撃は、関門海峡閉鎖による長崎貿易への打撃と幕府内部の横浜鎖港論に対抗したものである。結局、横浜鎖港は断念され、生糸貿易は一気に増大に転じる。

生麦事件は英仏軍横浜駐屯をもたらし、下関砲撃の賠償金は明治政府にも引き継がれ、償金軽減の見返りに結ばれた改税約書により関税は従価税から従量税となったように、攘夷行動は条約調印当時よりも多くの不利益を招く結果となった。

ペリー来航から15年目の1868年、鳥羽・伏見の戦いに勝利した新政府軍は東進し、江戸総攻撃の態勢を固めるが、勝海舟は焦土作戦を含む和戦両様の構えを示し、西郷隆盛との会見により総攻撃は中止された。全面戦争による横浜貿易への打撃を回避したいパークス公使の圧力も背景にあるが、江戸・横浜の温存は東京遷都の前提であり、首都機能の再生と開港場拡充はセットで機能していく。ちなみに、当初は遷都先と目された大坂は政庁に転用できる建築が僅少で、神戸は開港されたばかりであった。

1875年、英仏駐屯軍は横浜から撤兵した。これは攘夷が終焉したとの認識によるが、台湾出兵および琉球をめぐる日清間の対立状況も背景となっている。

講演2

三井物産会社明治14年度新入社員、 「条どん」の見た横浜、上海

一のちの物産常務、満鉄総裁、政友会議員山本条太郎と
日本近代の貿易システムー

明治大学商学部教授 若林幸男

山本条太郎年譜

年	歳	
慶應3年	0	福井市清川中町にて出生
明治6年	7	両親とともに上京
明治15年	16	三井物産横浜支店にて丁稚奉公
明治16年	17	手代見習席
明治19年	20	頼朝丸事務取扱として乗船
明治24年	25	上海支店
明治25年	26	帰国
明治26年	27	上海支店
明治27年	28	本店
明治28年	29	上海支店
同年	29	上海支店引揚げ北清占領地へ出張
同年	29	営口詰め
同年	29	上海紡績会社就職、罷役
明治29年	30	復役、上海支店
明治30年	31	参事、大阪
明治31年	32	大阪支店副支配人
明治32年	33	大阪支店次長
明治33年	34	本店参事
明治34年	35	参事長
同年	35	上海支店長
明治37年	38	理事心得
明治39年	40	理事、上海在勤
明治41年	42	本店
明治42年	43	常務取締役
大正3年	48	物産辞任
大正5年	50	日本火薬製造株式会社創立 以降、北陸電化、日支紡績、朝鮮紡織、朝鮮製糸等を起業
大正9年	54	衆議院議員 以降政友会院内総務、本部幹事長、政務調査会長、満鉄社長等を歴任
大正11年	70	逝去

山本条太郎は上記年譜にあるように、三井物産の創業初期に入社し、丁稚修業ののち、上海支店長、理事、常務を経てその後満鉄社長などを歴任し、さらに政友会で国政を担った人物です。大変立派な人物ですし、その逸話は数知れませんが、今回のお話は山本条太郎の活躍のうち、少し横浜に

関連するものをピックアップしてみました。

つまり、①修業時代の横浜支店の状況と②主に活躍した上海での大きな功績、中国人の仲介商人であるコンプラドールの廃止への貢献、そして最後に③二つのトピックに関連するまだあまり電話などの通信手段がない時代、情報のコントロールには丁稚などの少年労働がビジネスにはどうしても必要だったというお話です。

①山本さんたちの修業時代の三井物産はまだ昔の商店と同じような運営方法をとっておりました。店は一階で二階は従業員の居住区、衣食住が職場と一体の時代でした。横浜で相場などの勉強をした山本さんはその後、若気の至りから幹部の逆鱗にふれ、頼朝丸という船で事務員を命ぜられます。完全に干された状況ですが、ここにいながら、船長と機関長（二人ともイギリス人）について英語などを学びます。これがその後の山本さんの活躍を支えた原点となったということも言われております。

②やがて上海ビジネスの第一人者となった山本さんは日清戦争の勝利を機にそれまで外国商館、日本企業のどれも継続していた中国人買弁（コンプラドール）をいち早く廃止して、不要な手数料の呪縛を解き放つことに成功します。コンプラドールは横浜の居留地貿易でもなくてはならない存在でしたが、19世紀後半、彼らの情報収集能力は実は陳腐化していたところでもありました。当時、電信、電話、国際郵便などの手段で、かつては華僑のネットワークが唯一であった東アジア貿易の情報コントロールの構造がゆっくりではありますが、大きく変わりつつあったからです。ではその手法は？というと、実は三井物産の若手職員に中国語を勉強させ、そして辮髪、中華服を着せて歩かせるという、なんとも「張ったり」のような手法でした。これはコンプラドールがその配下たちにやらせていた情報収集発信システムの表面的な真似だったからです。ただ、この効果は大きく、物産は上海で初めてかつてのコンプラドールの介在する貿易ルールを崩し、本当の意味での直貿易を中国に対しても行う基盤ができたと言われています。

③上の二つの逸話を統合すると、実は情報インフラの進展が従業員の編成に大きく関わっているという仮説を組むことができます。丁稚奉公は一つは従業員の教育システムでもありましたが、一方で今の電話などの代わりに情報収集伝達の役割を大きく担う存在でした。山本さんも丁稚のころは使い走り、たとえば証券取引所詰めというのをやっておりました。そこでのうのうと将棋を指していた山本さんですが、何かあると将棋盤を蹴飛ばして本店（物産）に駆けていく、それっ山本さんが走ったぞ、と言って他の者もどんな情報かを確かめるというような逸話が残っております。このように丁稚など少年労働は実は errand running、使い走り機能をもって今の電話やメール、ラインのような仕事を果たしていたと考えることができるのです。そういえば、同時代の日本とイギリス両国を代表する探偵小説の主人公、明智小五郎もシャーロック・ホームズも「小林少年」や「少年探偵団」という「雇用コストの小さい少年労働」という情報収集・発信端末機器を頻繁に使用して事件を解決していたことを思い出します。

明治23年に開通した日本最初の電話ライン、東京～横浜ラインの料金も実は「丁稚1人の1年間の仕着せ料」とほぼ同じ額に設定されたのうなずける話ではないでしょうか。

講演3

「横浜浮世絵」の位置

神奈川県立歴史博物館 主任学芸員 桑山童奈

横浜浮世絵とは安政6年（1859）6月の横浜開港の翌年から明治5年（1872）の東京横浜間鉄道開業の頃までを中心に出版された、港崎遊廓をはじめとする新しく造られた横浜の町、日本にやってきた外国人の姿や洋風建築に暮らす彼らの生活などを題材とした浮世絵のことを指し、約800点を計上するのが一般的である。浮世絵師では一川芳員、歌川芳虎、五雲亭貞秀らの作品が多い。現在、横浜浮世絵は横浜が時代の先端であった日々を確認できる資料とみなされることも多いが、当時の浮世絵出版界の中ではどのように位置づけるべきであろうか。

まず、それまでにない異国風俗の表現について。他の多くの浮世絵と同様に、先行する出版物を参考としている例は少なくない。一つは鎖国下で唯一、外国人に開かれていた長崎で出版された「長崎絵」と呼ばれるもの、もう一つは外国で出版されていた出版物などの挿絵である。浮世絵よりも簡略な摺によって時事的な話題を取り上げた瓦版も同時並行的に制作された。これらの先行作例を利用しながら、横浜浮世絵は作られた。もちろん、写すだけではなく、生糸貿易の様子や建造物など横浜特有の事物を取り上げた表現もある。当時、出版には統制があり政治的な事件を直接描くことはできなかった。そのため横浜開港後の文久3年（1863）十四代将軍家茂の上洛時には、誰と特定できない大名行列でこの事件を暗示した浮世絵が数多く出版された。横浜浮世絵も時事的ではあるが、横浜や諸外国に対する無邪気な好奇心だけを反映させた作品群といえる。

次に約800点という「量」を考える。浮世絵の出版は売ることが目的であり、揃物（シリーズ）で出版されることが多い。横浜浮世絵には外国人を国ごとに描き分ける5点シリーズが多い。描かれた名所の数も多くない。一般的に東海道五十三次シリーズは55点セットであり、歌川広重（初代）「名所江戸百景」はその名以上の計119点ある。前述の将軍上洛の浮世絵シリーズの一つ、通称「御上洛東海道」は総数160点を超える。数十点にも及ぶ揃物が当たり前の時期に、10年以上で800強という数字は大きくないであろう。この数字は横浜開港とそれにもなう出来事は、少なくとも将軍上洛への関心には及ばなかったことを示しているようにみえる。

横浜浮世絵はそれまでにない新鮮な表現で眼をひきつけるため、日本の近代化はすべて横浜からはじまると考えたい向きに利用されてきた。しかし、浮世絵出版の中での位置づけは、今後の課題であると考ええる。

講演4

大仏次郎「幻燈」評注

佐藤義雄

居留地は外国に向けてのフロントであった。対外関係の中でこそ〈日本〉の姿がよりあらわになり、強く意識される。居留地とは決して疑似西洋の空間なのではなく、はしなくもあらわになってしまふ最も日本的な「日本」の空間だった。大仏次郎が営々と「居留地もの」を描き続けた視点は、ただ単にそこが〈ふるさと〉であったからではなく、そこにうごめくさまざまな階層の人間たちの生の形やモノに、「日本」が、観念ではなく具体において凝縮されているからであった、と言っていいと思う。

こうした立場から大仏次郎が「幻燈」において描いた開化の日本、開化の横浜の〈人情世態〉について、いくつかの注を打ちつつこのテキストが語りかけるものについてお話した。〈評注〉はもとより限界がないが、その一端を、『横浜市史稿』などを資料として駆け足でお話した。資料の引用は省略するしかないが、意図は以下の通りである。

〈外国人屋敷の雇人〉 開化の横浜の〈ハイカラ〉風俗を彩る存在として外国人屋敷の雇人、料理人や馬丁の存在があった。居留地は一方で外国の制度や文化に触れたいという真摯な若者呼び寄せたが、一方では治外法権的な無法空間でもあり、〈兎状持ち〉の人間たちの恰好の逃げ場でもあった。

〈居留地の性風俗〉 法的に曖昧な居留地横浜周辺の風紀は相当に乱れていたと思われる。そういう性風俗の典型が「らしゃめん」である。『横浜市史稿』はその出自を、遊郭の稼業から「開放」された明治5年以後の「女郎」を中心として、しかし、「町娘の繁殖」もおびただしい数にのぼることを記述し、彼女たちの〈綾羅の贅〉と、彼女たちによってにぎわう元町・弁天通り（本町通）や馬車道の華やかな「一幅の絵巻」を描きだし、しかし、彼女たちの自堕落の生涯や「悪事の限りを尽し」た実態を厳しく暴き出していく。

開港横浜独自の性風俗として、「初め国際的条約に其端を發し」た「外国人専門の私娼窟」として、開港以来の横浜に「特異な情景をいやが上に濃厚味を浮かべ」、「横浜繁昌記の尖端を受け持つものである」と叙述された「ちゃぶや」という私娼窟の存在もあった。

〈旧士族のエートス〉 開港横浜の〈人情世態〉を描いた「幻燈」は、しかしそれだけのものではない。主人公金谷助太郎の父平左衛門は、かつて小栗上野介やレオン・ロッシュと交わりを持った公儀きっての開明派高官として、しかし今は時代から隠遁し、全く動かない存在として設定されている。父を受け継ぎつつ新しい時代に向かおうとする、そういう〈佐幕派〉のエートスがテキストの

中心にある。モデルとは言えないが、木村莊八の挿絵に描かれた池田長発の存在が、父を形象する背後にあったとみていいと思われる。

〈工学寮〉 テキスト第四章「夜の時間」冒頭部に「虎ノ門にある工学寮」の話題が出くる。英語塾の友人の従兄がここに入学するという話を羨む助太郎は、しかし「薩長の政府がやっている学校では、賊呼ばわりされて来た公儀直参の家の者には、入学はなかなか許されないだろう。きちんと秩序は立っているが、希望のない自分の家のことを助太郎は思った」と思うばかりである。官立の〈工学寮〉の門が閉ざされた助太郎の将来が、民間の外国人ブラックさんによって開かれていくというのがテキストの流れなのだが、大仏次郎は〈近代〉の形成に〈工学寮〉が大きな役割を果たしたことを、居留地周辺の旧旗本の子弟の将来の問題と絡めて正確に記述している。

〈日新真事誌とブラック〉 動こうとしない父、洒脱ではあり、旧武士の風格を備えつつ、しかし、兎の愛玩ブームなどに巻き込まれてしまうばかりの叔父周二郎、こういう人物たちに囲まれた助太郎の「生きたい」という意志は、工学寮へ憧れや、怪しげな英語塾通学という程度で実現しているだけであって、確かな方途を持ってない。

先に向かって動いている世の中だけでなく、「士族の反乱」など後ろにも動こうとする世の中、その中で何も動こうとしない自分の家、しかし、長子として何かが求められというなかで何をどう動いていいかその見当もつかない助太郎の前に突然ブラックが現れて、この羅針盤を失った少年に熱情的に語りかける。

かくして〈幻燈〉にしか過ぎなかった助太郎の将来が多少は形をとることが出来るようになる。つまり、単に開港横浜の風俗を描いたテキストであることに留まらないテキストの主線、ブラックの世界に助太郎がどのように接近し、同化し、あるいは対象化できるかというという主題が明瞭になってくる。植民地的に日本・日本人を見ることしかできない「霧笛」のクウパーとは全く逆に、「日新真事雑誌」のブラックは日本の近代の黎明を信じている。浅岡邦雄『日新真事誌』の創刊者ジョン・レディ・ブラック」（『参考書誌研究』第37号 1990・3）によって、ブラック形象の意図を考えた。

〈創作覚え書〉 テキストの構想、とりわけて作家が結末をどうつけようとしたのかという問題もある。昭和22年、テキスト執筆中に書かれた「創作覚え書」（『大仏次郎随筆全集』第3巻）には、作者が助太郎の行方をめぐって、現テキストとは相当異なった構想を持っていたことが窺える。

- ・ 新しき風を得て（飛び立たんとする若い小鳥の）真面目な努力とそれを暴力を以て中断せしめる過去の（愚昧なる）勢力（11月22日）
- ・ 潜在していた旧時代の闇の力を表面に出して最終の結びとするつもりだが暗すぎるだろうか。盲目で無知な武士の集団、消極的ながら物の見えている父の立場との対照
- ・ 最終回はサンボリックに闇を、妓楼の暗さその陰鬱な匂いと色（12月17日）

例えば初期の徳富蘆花などに濃密にあった、しかし〈日本近代文学〉が切り捨ててきた新たな「政治小説」の可能性をも「幻燈」は内包していた。政府中枢によって排除されたブラックと「日新真事誌」を大仏がどの程度理解していたか不明だが、開化の日本に伏流していた〈アンシャンレジュール〉を作家は見据えようとはしていた。

しかし、テキストは昭和22年、敗戦に打ちひしがれていた日本人へのエールというようなテキストの書かれた時代的事情もあって、「未解決のままなれど、その後の各人の生活と未来に対する（若き者らの）希望を仄めかして筆を納め（1月24日）」られることとなった。谷戸坂を超え、根岸の丘の畑に解放される開化の徒花のシンボル愛玩兎の表象意図は、むろん、〈自由〉にあった。

〈新興貿易商人の生活と趣味〉 本町に大きな店を構える「野州」出身の新興生糸商「糸吉」は明らかにモデルの存在を窺わせるような存在だが、モデルを云々するまでもなく、居留地の新興貿易商人たちの〈典型〉であるだろう。開港横浜の活気を作り出したのは生糸をはじめとする貿易商人たちであった。大阪中之島公会堂と並ぶ威容に満ちた、現在〈ジャック〉と呼ばれる町会所は、彼らの財力の誇りの象徴である

第五章「萩の花」では、「自宅で客を饗応するのに腰元風に馴染めた美しい娘たちを仕立てて、富の威勢を見せよう」と雇ったお種の「行儀見習い」という形で、新興商人たちのいかにもキッチュな生活と文化が描出される。彼らのこういう趣味が横浜工芸品を生み出していく源泉であり、欧米における〈ジャポニズム〉の具体的基盤のひとつであった。

開明的な〈佐幕派〉である大仏次郎の視線は、江戸の職人の佐兵衛やその娘お種の彼らへの軽い嘲笑となってあらわになっていると思われるが、ことは「気味が悪い」くらいよく似ていた戦後日本の状況でもあった。

〈境界としての元村〉 居留地の造成時、自然河川中村川に続く堀が掘られ、山下居留地との境界が作られた。もう一方は急峻な崖（ブラフ）によって山手居留地との自然境界が明確な、ひたすらに細長い元町の構造。境界空間は「曖昧さ」を特徴の一つとする。ここは実際はインド人なども入り込む混在地域であったという。本来横浜村の農民・漁民の代替地であった元村が、農村共同体的な性格を失っていくのはあつという間であっただろう。広大な境内を持った増徳院という大寺院が谷戸坂のあたりにあり、外国人墓地はほぼ増徳院の墓地であったという。お種やブラックとの出会いの場として描かれた浅間神社も、後のこととはいえ、急峻なブラフの崩れによって、写真のものとなってしまった。前田橋や谷戸橋（ここには「関門番所」すらあった）はテキストにおいても印象深く描かれている。居留地を往還する助太郎もお種も前田橋や谷戸橋を渡るとき、微妙な意識の切り替えがあったはずである。（拙著『文学の風景 都市の風景』 蒼丘書林 2010 参照）、

〈記号としての明かり〉 小林清親の「光線画」に見られるように、開化の風景は何よりも明かりの風景であった。居留地を照らし出す瓦斯燈の鮮やかさと旧旗本や日本人庶民の家の薄暗い明りは、このテキストの主題の象徴的表現となっている。瓦斯燈はホテルや商館だけでなく、芝居小屋にも棧橋にも、南京街にも、むろん本町や馬車道の通りにも煌煌と輝いていた。いかにも文明的で人工的な瓦斯燈は自然の明かりとしての月光の澄んだ柔らかさとも対比的に表現されている。結末、根岸の畑に向かって谷戸坂を昇っていく周二郎とお種を照らし出す月の光はいかにも美しい。人工的な居留地の空間にも自然の美しさがないわけではない。光は未来と希望、勃興する階級であり、銀座の表通りを照らし出す。そのまばゆいばかりの瓦斯燈の陰に直参の旗本の落剥と絶望がある。「幻燈」という近代の光学装置によって表象したものは複雑である。助太郎の想望した「近代」であり、維新期の一瞬

の風景であり、あるいは大仏次郎の懐旧であり……と。

中国演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に
関する現地調査と文献研究(2)

福満正博・加藤 徹

Field Survey and Philological Studies of Expansion and Diffusion of Chinese Drama and Music Inside and Outside the Area.(2)

FUKUMITSU Masahiro and KATO Toru

Fukumitsu takes charge of discusses of expansion and diffusion of Chinese Drama

The story of White Rabbit (Baituji) is the drama of southern China (Nan Xi). The plot of the drama is as follows. LiuZhiyuan is an orphan without father. The father of LiSanNiang looked LiuZhiYuan in shrine of MaWang. He favored LiuZhiYuan, and adopted him and married him to his daughter LiSanNiang. But immediately after their marriage the father and mother died. The elder brother annoyed them and asked LiuZhiYuan for a divorce.

LiuZhiYuan said good-by to LiSanNiang and joined a mercenary army of a faraway country, TaiYuan. A daughter of the general of TaiYuan favored LiuZhiYuan. Her father granted his daughter's request and they married.

The elder brother of LiSanNiang treated lonely LiSanNiang harshly. He made his younger sister go to the well to draw water at noon and pound in a mortar at night. But after several months, she gave birth to a child of LiuZhiYuan, and named him YaoQiLang. Since her circumstances were not good, she was like a female slave, so she sent her baby to LiuZhiYuan in TaiYuan. The wife in TaiYuan also received the baby and fostered him.

After many years, her son YaoQiLang chased a white rabbit while out hunting. He unexpectedly met a women like a slave at well. She was his true mother LiSanNiang. YaoQiLang went home back and told his father to come to meet his true mother. In the end LiuZhiYuan and LiSanNiang met again.

The story of White Rabbit (Baituji) has its roots in narrative of LiuZhiYuan, "LiuZhiYuanZhugongdiao", of Jin dynasty (1115-1234). The earliest version of this drama is "ChengHua" version of Ming dynasty. I collected nearly 100 versions of The story of White Rabbit (Baituji) of each era up to now.

In this paper, I commented on variations across the versions. Every version little by little differed in its contents. So I analyzed what sort of scene constructs each drama.

Chinese performing arts were also spread overseas. Kato focuses on the way of vocalization and chanting of "kanshi" (Chinese classic poetry) in Japan. He wrote Kanshi is "glocal" literature: written in "global" style, chanted in local languages. This rule is generally applied to Chinese arts.

《個人研究第1種》

中国演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に
関する現地調査と文献研究（2）

福満正博・加藤 徹

<目次>

I. 序章

II. 南戯「白兔記」の流伝（1）

福満正博

III. 近世日本における唐音唱詩の興隆と衰退
中国芸能の域外伝播の一例として

加藤 徹

I 序章

本稿は、2012年度明治大学人文科学研究所の共同研究である「中国演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に関する現地調査と文献研究（2）」の研究成果論文である。研究は今回も前回同様、中国域内における演劇の発展・伝播を福満が担当し、中国から日本にかけての域外における音楽の発展・伝播を加藤が担当した。

「現地調査と文献研究」というのは、現地調査と文献研究を統合させた研究を目指したものである。現地調査と文献研究の総合的研究を追及するというのは、一つの方法論である。現地研究というのはもちろん文化人類学の影響である。文学における文化人類学の影響は大きく、T.S.Eliot や J.Joyce などの文学作品を挙げるまでもなく、二十世紀の文学思潮の一つとしても大きく位置づけられている。“Mythological Approaches” とか “Myth Criticism” とかとも言われるのがそうである^(注1)。演劇・古典研究でも “Cambridge Ritualists”、“Cambridge Hellenists” などと呼ばれる立場もあった^(注2)。これらは、現在も様々に発展を遂げている。

中国文学の研究においては、そのような立場ものは、ほとんど見当たらない。しかし、演劇研究の分野に限定すれば、日本では田仲一成氏の研究があるし、中国においても祭祀・儀礼と演劇の関係を論ずる研究も少しずつ出始めている。我々も、そこまで何か明確な共通した結論があるというわけではない。しかし演劇・音楽の歴史を研究する以上、伝統的な文献学の方法以外に、現地調査をしなければ、正確さを極めることができないと共通して思っている。文献だけを基にして論を練り上げても、研究結果が空想的になってしまう危険があるのである。かといって、現地調査だけに頼って文献的・歴史的資料を無視しては、研究を現実の表面から地下深くまで掘り下げその動きを探ることができない。したがって、できるだけ現地へ直接行き調査と結合させながら、文献研究を行うということを、二人の共通した方法として研究を行うことにした。研究対象や研究結果が類似・共通していることによる共同研究ではなく、研究方法を共通にして、その方法・思想を互いに学びあいながら研究を進めるといふ共同研究であった。

前稿「中国の演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に関する現地調査と文献研究（1）」の結論部の中でも、加藤は、次のように述べている。

幕末の開国後、清国と自由に行き来できるようになった後も、すでに日本の稽古事文化の一つとなっていた清楽は、日本国内で完結したままであった。

江戸期に中国から日本に入った清楽の「九連環」という曲は、明治期になってますますお家芸・稽古事化してしまって、広く普遍的に発展することがなかったというのである。このように悪い意味での日本の芸事の特徴とは反対に、我々の研究はより広い視野で普遍的な価値を求めて進めていこうということを、共通にするものであった。

中国演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に関する現地調査と文献研究（2）

事実前回の研究でも、加藤は長崎や沖縄に何度も現地調査に行っている。また福満も「金釵記」の出版された福建省の建陽から、出土した広東省潮州まで、予想したルートを実際に旅してみて、そのような移動が可能かどうかを試みた。その結果、それは今でも江西省と広東省を結ぶ主要な街道であることを確認した。また広東省潮州市では出土現場まで足を運んで、その地点がこの主要な街道筋であることも発見した^(註3)。このように、現地調査を行えば、文献調査の結果を裏付けるだけでなく、予想した以上の成果を見つけることも少なくなかった。

前回の共同研究である「中国の演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に関する現地調査と文献研究（1）」（『明治大学人文科学研究所紀要』第70冊）の内容をまとめると次のようである。前半で福満は、南戯「金釵記」を取り上げ、中国域内の演劇の伝播について述べた。「金釵記」が福建省の建陽で出版されたものであること、南に贛江沿いに下り江西省の吉安で抄本となり、南嶺山脈を越えて最後に出土した広東省潮州市までたどり着いたことを論証した。その中で演劇の伝播の南ルートがあることを明らかにした。また後半で加藤は、清楽の中の「九連環」という曲を取り上げ、中国音楽の中国から日本にかけての域外における発展・伝播について述べた。「九連環」という曲は、江戸末期に長崎に伝播し、それが明治期に至るまで様々に伝承・発展した。その時代の中で、「九連環」の曲の記譜法の変化をたどりながら、垂直伝播ともいうべき伝承の特色を様々に明らかにした。

今回の共同研究である「中国の演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に関する現地調査と文献研究（2）」は、次のような内容になっている。前半では、福満が新たに南戯「白兔記」の作品を取り上げ、その流传を跡付けようとした試みの一部である。「白兔記」の100種近い版本を収集し、それぞれについて解説しようとしている。また中国でも日本でも普通にみることのできない江西省九江青陽腔の「白兔記」の油印本を完全に刻字した。最近まで上演されていた青陽腔の上演本であるので、学術的価値が十分にあるものと思われる。

後半では、加藤が新たに「唐音唱詞」という文化の江戸時代から明治時代にかけても流行を取り上げ、中国の文化が日本に流入する際に起きる特徴について論じたものである。従来取り上げられることの少なかった音楽文化の発展伝播を研究していて、これも学術的価値が十分に高いものと思われる。

論文は、前半の研究「南戯「白兔記」の流传（1）」を「前篇域内編」とし、後半の研究「近世日本における唐音唱詩の興隆と衰退—中国芸能の域外伝播の一例として」を「後編域外編」とし、二つをまとめて掲載した。

注

1. Bell, M., 'Anthropology and/as myth in modern criticism', in Waugh, P., ed., *Literary Theory and Criticism*, (New York: Oxford University Press, 2006), pp.119-129.
2. Guerin, W. L., et al., '7 Mythological and Archetypal Approaches', in *A Handbook of Critical Approaches to Literature*, 4ed., (New York: Oxford University Press, 2005), pp.182-222
3. 福満正博、加藤徹、「共同研究報告」、『明治大学人文科学研究所年報：2009年度』51号、2011年、p28-30、同『明治大学人文科学研究所年報：2010年度』52号、2012年、p27-29、

Ⅱ. 前篇、域内編

南戯「白兔記」の流伝（1）

福満 正博

第一章 はじめに

「白兔記」は、南戯である。南戯「白兔記」に関係する版本については、これまでも示してきた。今回新しく収集したものの中には、何人かの先学から教示を受けたものもある。それらを含めて、改めてこれを示せば、以下のようなになる。ただし、これらの中のそれぞれの資料は、十分に調査が終わっていないものもあれば、未見の版本もある。未見の版を見る機会ができるのかどうかかわからない。ともかく、この表の分類は暫定的なものである。

1. 諸宮調

・『劉知遠諸宮調』十二卷（存五卷四十二葉、中国国家図書館所蔵）

2. 明成化本系統

・『新編劉知遠還郷白兔記』、明・成化間、『明成化説唱詞話叢刊』所収

3. 風月錦囊本系統

・『風月錦囊』明・嘉靖32（1553）年、『善本戯曲叢刊』（臺灣学生書局影印本、1987年、以下同じ）所収

4. 汲古閣本系統

全本

- ・『白兔記』汲古閣本、明・天啓間、『古本戲曲叢刊初集』（上海商務印書館影印本、1954年、以下同じ）所収

散齣

- ・『旧編南九譜』明・蔣孝編、明・嘉靖28（1549）年、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『増定南九宮曲譜』明・沈璟、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『吳歙萃雅』明・周之標、明・萬曆44（1616）年、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『珊瑚集』明・周之標、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『詞林逸響』明・許宇、明・天啓3（1623）年、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『南音三籟』明・凌濛初、明末原刊本、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『玄雪譜』明・鋤蘭忍人、明末刊本、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『醉怡情』明・青溪菰蘆釣叟、清初刊本、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『樂府遏雲編』、明末刊本、（中華書局影印本、1973年）
- ・『南北詞広韻選』明末成書、清初抄本、『統修四庫全書』（上海古籍出版社影印本、1995年、以下同じ）所収
- ・『南詞新譜』明・沈自晋、清・順治12（1655）年刊本、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『寒山堂新定九宮十三撰南曲譜』明末・張彝宣、清抄本、『統修四庫全書』所収
- ・『寒山曲譜』明末・張彝宣、清抄本、『統修四庫全書』所収
- ・『九宮正始』清・順治8（1651）年抄本、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『新定十二律京腔譜』清・王正祥、清・康熙23（1684）年、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『欽定曲譜』清・康熙54（1715）年、（中国書店影印本、1990）
- ・『南詞定律』清・康熙59（1720）年、『統修四庫全書』所収
- ・『九宮大成譜』清・乾隆7（1742）年
- ・『綴白裘』清・錢德蒼、清・乾隆39（1774）年、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『納書楹曲譜』清・乾隆57～59（1792～1794）年、『善本戲曲叢刊』所収
- ・『六也曲譜』清末、張怡庵、『中国古代曲譜大全』（遼海出版社影印本、2009年）所収
- ・『從我所好』清末抄本、李懷邦、東京大学東洋文化研究所双紅堂所蔵
- ・『曲譜』清抄本、東京大学東洋文化研究所双紅堂所蔵
- ・『梨園演曲』清抄本、東京大学東洋文化研究所所蔵
- ・『霓裳雅奏』清末抄本、東京大学東洋文化研究所双紅堂所蔵
- ・『無名曲本』清末抄本、東京大学東洋文化研究所双紅堂所蔵
- ・『雜劇曲譜三十五種』、『中国古代雜劇文献輯録』第12集（新華書店影印本、2006年）
- ・『今樂府選』清末・姚燮、未見
- ・崑曲「白兔記」、『集成曲譜』民国・王季裂、民国13（1924）年
- ・崑曲「白兔記」、『崑曲大全』民国・張芬、民国14（1925）年

- 崑曲「白兔記」、『俗文學叢刊』（中央研究院歷史語言研究所俗文學叢刊編輯小組編輯：新文豐出版影印本，2001年、以下同じ）第74冊所収

5、富春堂本系統

全本

- 『劉知遠白兔記』富春堂刊本、明末、『古本戲曲叢刊初集』所収
- 『新刻出像音注增補劉智遠白兔記』暖紅室彙刻傳奇（江蘇広陵古籍刻印社影印、1990年）

散齣

- 『玉谷新簧』、明・萬曆38（1610）年、『善本戲曲叢刊』所収
- 『樂府珊瑚』明・秦淮墨客、明・萬曆、『善本戲曲叢刊』所収
- 『詞林一枝』明・黃文華、明・萬曆間、『善本戲曲叢刊』所収
- 『群音類選』明・胡文煥、明・萬曆間、『善本戲曲叢刊』所収
- 『樂府万象新』、明末刊本、『海外孤本晚明戲劇選集三種』（上海古籍出版社、1993年、以下同じ）所収
- 『大明天下春』、明末刊本、『海外孤本晚明戲劇選集三種』所収
- 『樂府歌舞台』、清刊本、『善本戲曲叢刊』所収

6、弋陽本系統

散齣

- 『歌林拾翠』清刊本、『善本戲曲叢刊』所収
- 『摘錦奇音』明・龔正我、明・萬曆39（1611）年、『善本戲曲叢刊』所収
- 『八能奏錦』明・黃文華、明・萬曆間、『善本戲曲叢刊』所収
- 『徽池雅調』、明末刊本、『善本戲曲叢刊』所収
- 『時調青崑』明・黃儒卿、明末刊本、『善本戲曲叢刊』所収

7、地方戲曲

全本

中国演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に関する現地調査と文献研究(2)

- ・安徽省青陽腔徽州抄本「白兔記」、『青陽腔戲文三種』(民俗曲芸叢書、1999年)所収
- ・江西省九江青陽腔「白兔記」、1979年殷武煥油印、劉春江先生蔵
- ・湖南省湘劇高腔「白兔記」、『湖南戲曲伝統劇本』湘劇第3集(湖南省戲曲工作室『湖南戲曲伝統劇本』第7集(湖南省戲曲研究所、1961年本校勘重印本、1980年、以下同じ))
- ・湖南省辰河高腔「大紅袍」、『湖南戲曲伝統劇本』辰河戲第5集
- ・四川省川劇高腔「紅袍記」、『川劇伝統劇本匯編』第4集(四川人民出版社、1958年)
- ・江蘇省蘇州灘簧「白兔記」、『蘇劇前灘』第2集(蘇州市戲曲研究室、1960年)

散齣

- ・安徽省青陽腔「白兔記」、『青陽腔劇目匯編』(青陽県文化局、1990年)
- ・安徽省青陽腔「磨房会」、『中国地方戲曲集成、安徽卷』(中国戲劇出版社、1959年)
- ・安徽省淮劇「新編劉知遠投軍白兔記」、『俗文学叢刊』第115冊
- ・四川省川劇『兵書劍胖房相会全本』、『俗文学叢刊』第104冊
- ・四川省『白兔記』、『川劇』79集(重慶人民出版社、1958年)未見
- ・四川省川劇「紅袍記」、『川劇伝統劇目選集』第1集(重慶芸術研究所、2004年)
- ・浙江省調腔「白兔記」、『浙江伝統劇目選編』(浙江省芸術研究所、1962年)第2集所収
- ・浙江省婺劇高腔「白兔記」、『婺劇高腔考』(葉開元、龍溪書舎、1981年)
- ・浙江省婺劇高腔「白兔記」(趙景深蔵本)、『婺劇高腔考』(同上)
- ・浙江省温州南戲「換磨分婉」、『温州南戲考述』(胡雪岡、作家出版社、2002年)
- ・梨園戲「劉知遠」、『泉州伝統戲曲叢書』(中国戲劇出版社、1999年)第2卷
- ・福建省福州戲「劉智遠」、『俗文学叢刊』第112冊
- ・福建省福州平話「磨房産子」、『俗文学叢刊』第370冊
- ・福建省南音「三娘汲水」、『俗文学叢刊』第448冊
- ・湘劇高腔「白兔記」長沙市湘劇四團所蔵抄本、『湖南戲曲伝統劇本』湘劇第3集(1961年)
- ・湘劇高腔「白兔記」湘劇老芸人周華福抄本、『湖南戲曲伝統劇本』湘劇第3集(1961年)
- ・広東省潮劇「井辺会」、『広東戲曲選』(広東省戲劇研究室編、1982年)
- ・広東省正字戲「李三娘」抄本多種、鄭守治氏蔵
- ・陝西眉戸「白兔記」、『陝西省伝統劇目匯編、郿鄠』(陝西省文化局、1958年)第3集。
- ・京劇「絵図磨房産子」、清・光緒『絵図京調四集六十二種』所収、東京大学東洋文化研究所双紅堂所蔵
- ・京劇「絵図小磨房」、民初『絵図京都三慶班京調脚本』所収、東京大学東洋文化研究所双紅堂所蔵
- ・京劇「校正京調小磨房」(上海章福記書局)、早稲田大学風陵文庫所蔵
- ・京劇「校正新刻白兔記全本」、清末民初『新印京調全編』所収、九州大学浜文庫所蔵
- ・京劇「磨房産子」、清光緒『絵図三慶班三套京調脚本』所収、大阪大学懐徳堂文庫所蔵
- ・京劇「磨房産子」、『戲考』(上海書店影印本、1990年)第28冊

- ・京劇「竇老送子」、北京市戲曲編導委員會『京劇彙編』第91集（北京出版社、1962年）
- ・京劇「小磨房」、『俗文学叢刊』第309冊
- ・京劇「竇老送子」（故宮博物院藏本）、『京劇傳統劇本彙編』第15卷（北京出版社、2009年）
- ・史梅亭抄宝卷「白兔記」、清・光緒二十四年、上海図書館所蔵
- ・華桂芳沐抄宝卷「白兔記」、1915年、上海図書館所蔵
- ・宝卷「李三娘胖房」（上海惜陰書局）、早稲田大学風陵文庫所蔵、京都大人文研所蔵
- ・子弟書「李三娘挑水」、『清蒙古車王府藏曲本』（首都圖書館編輯、北京古籍出版社影印本、1991年、以下同じ）第309函
- ・子弟書「磨房産子」、『清蒙古車王府藏曲本』第311函
- ・戯劇補編「白兔記（脚本）」、『俗文学叢刊』第347冊
- ・河北省河北四股絃「白兔記」、『河北戲曲傳統劇本彙編』（河北省戲曲研究室、1960年）第2集。未見。
- ・安徽省岳西高腔「白兔記」、「岳西高腔滾調選注」（『南戲遺存考論』徐宏図2009、に引く）所収。未見。
- ・浙江省松陽高腔「白兔記」抄本、松陽県文化局蔵、（『南戲遺存考論』徐宏図2009）に引く。未見。
- ・西呉高腔「白兔記」抄本、江和義蔵本、（『南戲遺存考論』徐宏図2009）に引く。未見。
- ・浙江省西安「白兔記」抄本、衢州市文化局蔵、（『南戲遺存考論』徐宏図2009）に引く。未見。
- ・浙江省侯陽高腔「白兔記」抄本、東陽市婺劇団蔵（『南戲遺存考論』徐宏図2009）に引く。未見。

全部合わせると百種近くある白兔記の様々な版本である。それでも全体の何分の一になのか、現在のところは見当がつかない。これらから、我々は白兔記が時代に從ってどのように流伝したか、どこから来てどこへ伝わって行ったかの様子がわかるはずである。白兔記を軸にして、中国各地の劇種が地域ごとにどのような特徴があるか、また相互にどのような関係があるかなどかがうことができる。これらの中には演劇ではなく、語り物などの芸能も含まれている。したがって、語り物から演劇までの、様々な種類の芸能の相互の関係もうかがえるかもしれない。場合によっては逆に、時代を遡って白兔記の淵源が、或は祖型がどのようであったか、またどの地域で成立したのかなどの重要な手掛かりを得ることができるかもしれない。

しかし現在は、まだその段階ではない。たとえば「Ⅶ、地方戯曲」などは、地方の戯曲だというだけで、ここに分類して項目を立てここに入れただけで、それが汲古閣本系統なのか、それとも富春堂本系統のかなどの基本的なことも検討していない。富春堂本系統と類似するが異なる「Ⅵ、弋陽本系統」の諸本も、十分に検討されてはいない。そもそも7つに分けた分類すらも、実はそれだけなのか、別にまだあるのかなどの問題もまだ十分に検討していない。ほとんどはただ目撃しただけで、大部分はまだよく検討していないのである。

このような検討は、どのようになされるべきだろうか。経験的に言えば、正しい結論を得る最も近い道は、地道に一つ一つの資料を検討して、その結果を集めることであろう。百種あまりの版本をす

中国演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に関する現地調査と文献研究（2）

べて検討することはできないかもしれないが、とりあえず主要な版本については十分に検討し、全体の大まかな見取り図は描かなければならない。

以上のようなことを遂行するために、白兔記の主要なそれぞれの版本をまず検討しようというのが本稿の目的である。この場合、物語の粗筋である各場面がどのように構成されているのかを中心にみていくことにする。また、それぞれの版本には、簡単な解説も加えた。これらの作業をまずまとめて「白兔記場面表」と呼び、第2章から各版本をそれぞれ一つずつ検討していくことにする。検討する主要な版本の順番は、特に意味はない。また例えば、(5)の「江西省九江青陽腔『白兔記』」などについては、重要であるが、通常見ることができない貴重な油印の抄本である。したがって、本稿でその内容を明らかにするために、抄本のすべてを刻字して本稿に掲載し、読者の便に供した。

第二章 白兔記各版の場面表

(1) 成化本「白兔記」

成化本白兔記は、1967年に嘉定県の宣氏の墓から13種の説唱詞話と一緒に出土した。1973年に最初の報告がなされ、1979年に、最初の影印本が出され人々の目に触れることができるようになった。成化本白兔記は、場面を分けていない。南戲の齣がどのようなものであったかは疑問が残るが、ともかく成化本の場面については、兪為民氏の「明・成化本《劉知遠還郷白兔記》校注」の場面分けと、その名称に従った。なお、兪為民氏の場面の区分のやり方や場面の命名は、後の(3)で述べるように古い開明書店排印本(1935年)や中山大学中文系五五級明清傳奇校勘小組『白兔記』(中華書局、1959年)に拠っている。したがって、通行する新しい『六十種曲』(中華書局、1982年)本とは、場面の名称が少し異なる。ともかく、兪為民氏の命名による成化本「白兔記」の全場面は、以下のようである。

1. 開宗
2. 訪友
3. 祭賽
4. 留莊
5. 牧牛
6. 成婚
7. 逼書
8. 説計
9. 看瓜・分別
10. 途嘆
11. 投軍
12. 巡更
13. 拷問・岳贅
14. 強逼
15. 挨磨・分娩
16. 送子
17. 見兒
18. 汲水
19. 受封
20. 出獵

21. 訴獺
22. 團圓

参考文献

- ・趙景深「明成化本南戲〈白兔記〉の新発見」（『文物』1973年1期）
- ・『成化說唱詞話叢刊』（文物出版社,1979年）
- ・『成化新編劉知遠還鄉白兔記』（江蘇廣陵古籍刻印社校補,1980年）
- ・俞為民「明・成化本〈劉知遠還鄉白兔記〉校注」（『芸術研究』12輯、1985）
- ・胡竹安「広陵刻印校補本〈劉知遠還鄉白兔記〉校注」（『中国語文』1984年4期）
- ・林昭徳「広陵刻印校補本〈劉知遠還鄉白兔記〉再補正」（『西南師範大学学报』1986年4期）
- ・陳練軍「〈劉知遠諸宮調〉与明成化〈白兔記〉詞語比較」（『忻州師範学院学报』24卷3期、2008年）
- ・高橋文治『成化本『白兔記』の研究』（汲古書院、2006年）
- ・福満正博「中国近世戯曲小説中の異体字研究（5）－明・成化本『白兔記』－」（『明治大学教養論集』499号、2014年）

（2）富春堂本「白兔記」

私が使ったのは『古本戯曲叢刊』初集に収められる、北京図書館蔵本の影印である。正式には「新刻出像音註劉智遠白兔記。預人・敬所、謝天祐校。金陵・対溪、唐富春梓」である。このほかにも暖紅室彙刻傳奇第三種の中にも校訂本（江蘇廣陵古籍刻印社影印、1990年）が収められている。校訂本といっても、必ずしも暖紅室本の字が正しくないことがあることが見受けられる。

富春堂本は別本『繡刻演劇』六十種に含まれていたのではないかという説もあるが、ここでは取り上げない。富春堂本の場面には、第一折の「開場」と第二十折「智遠行路」の二折以外には、特に名称がない。しかし、安徽省の徽州抄本の青陽腔本は富春堂本と内容、場面の区分から、曲辞に至るまで類似しているものである。安徽省の徽州抄本は、後の清末に成立したものであると思われる。富春堂よりも後に成立したものであるが、各折に名称が付せられている。したがって、富春堂本の各折の名称には、できるだけ安徽省の徽州抄本の名称を利用した。対応しない折については、私が適切と思われる名称を付けた。この場合は、私の名付けに拠ることを明らかにするために、カッコを付した。

富春堂本「白兔記」の全場面は、以下のようである。

1. 開場
2. 沽酒
3. 賞春
4. 賭錢・賽願
5. 看相
6. 看馬

7. 議婚
8. 掃地
9. 成親
10. 觀花
11. 逼写休書
12. 休書無功
13. 計陷
14. 別妻看瓜
15. (送水飯)
16. 瓜精出現
17. 瓜園分別
18. (王彥章反兵)
19. 招兵
20. 智遠行路
21. (投軍)
22. (占星)
23. (擺陣)
24. (強逼)
25. (三娘剪髮)
26. 後贅岳氏
27. 挨磨 (1)
28. 挨磨 (2)
29. 接子 (1)
30. 接子 (2)
31. (李洪信反省)
32. (劉知遠提兵)
33. 小相会
34. 打獵
35. 傳書汲水 (1)
36. 傳書汲水 (2)
37. 回獵
38. 磨房相会
39. 团円

参考文献

- ・「新刻出像音注増補劉知遠白兔記」（『古本戯曲叢刊』初集、1954年）
- ・程有慶「別本<繡刻演劇>六十種考辨」（『国家図書館学刊』Z 2期、1993年）
- ・福満正博「安徽省青陽腔<白兔記>与富春堂本、<風月錦囊>本<白兔記>」（『戯曲研究』87輯、2013年）

（3）. 汲古閣本「白兔記」

汲古閣本『白兔記』というのは、江蘇常熟の毛晋の汲古閣によって出版されたものである。毛晋の生卒年から考えて、明末・清初という以外、正確な出版年は分かっていない。この汲古閣の白兔記は、現在は『六十種曲』（中華書局、1982年）の中に含まれていて、比較的容易に見ることができる。しかし『六十種曲』の通称で知られる汲古閣本も、実はそれほど簡単な版ではない。

『六十種曲』自体、もともとは汲古閣により『繡刻演劇十本』の名で、一套十種の戯曲を集め、順番に第一套から第六套まで出版され、六十種に達したものである。それぞれの套の初めには封面と序文に当たる「弁語」と扉頁とが付けられた。この初印本は数多くは出版されなかったようで、その後度々重印・重刻が行われた。しかしこの重印・重刻本は、初印本と異なる。一番大きな点は、作品の編次が異なる点である。たとえば初印本では「琵琶記」が最初の作品であるが、重刻本では「雙珠記」が初めである。また、問題の白兔記は初印本では第六套の始め、つまり第51番目の作品であるが、重刻本では第57番目に移動している。通常我々が図書館で見かける唐本は、この重印・重刻本である。重刻が重ねられる過程では、訛錯が酷くなっていくのが普通である。私が見た国会図書館所蔵の『六十種曲』（清・道光二五年、「同徳堂蔵版」）の場合は、訛錯として次のようなものが見られた。

- 上巻第五頁、六頁、四十三頁、四十四頁の表・裏の下半分が、全く別の作品の文章とつながっている。
- 下巻の四十七頁と四十八頁が、前後の順番が逆に綴じられている。

重刻本は清朝の活字で刻字されていて、なかなか読みにくい版である。しかし、大まかに私の見た範囲でいえば、初印本も重刻本も毎半葉9行、毎行19字という点では全く同じである。従って訛錯は、落丁・残欠・顛倒などの範囲を出ず、内容の変更に到るような大きなものではないと思われる。

1935年に、最初に上海開明書店で『六十種曲』が排印本として出版された時も、実は汲古閣の初印本に拠ったのではなく、その後に刻された重刻本によって出版された。したがって、作品の配列も初印本のものとは異なっていた。「胡墨林断句、葉聖陶・徐調孚校訂」と記されている。胡墨林氏が、句読点を付け、葉聖陶氏と徐調孚氏が校訂をしたというので、その底本は重刻本であったのである。明末・清初の汲古閣出版の『繡刻演劇』初印本を、六十種全部揃ってみることは、当時まったく不可能なことであったのである。

汲古閣の初印本を探索することはそれほど容易なことではなかったらしく、一冊ずつ初印本を見つけていく作業は、その後長い時間が費やされたらしい。開明書店の出版から20年ほど経た1955年に

北京文学古籍刊行社から『六十種曲』が出版される。これが、ほぼ初印本に拠って校訂された、最初の『六十種曲』である。当時初印本の多くは蔵書家や図書館によって所蔵されていたようである。初印版の蔵書の状況は、呉曉鈴氏（1990）によれば、傅惜華39種、呉曉鈴27種、鄭振鐸18種、北京大学図書館（馬隅卿旧蔵）14種、北平図書館10種、Hoffman（ドイツ）10種、鄭騫4種、趙景深3種、賀昌群2種、呉梅1種、開明書店図書館1種であったようである。

さて問題の白兎記は、『古本戯曲叢刊』初集に収められている「長楽鄭氏蔵」本の影印によって見ることができる。「長楽鄭氏蔵」とは、鄭振鐸の所蔵本の影印である。これが本当に初印本であるかどうかは、我々は確認のしようがない。しかし日本の宮内庁書陵部に所蔵される『伝奇四十種』は、明末清初の『繡刻演劇』の初印本を含む唐本とされている（長澤規矩也、1982）。その中にある「白兎記」は、私の調査では初印本とされる『古本戯曲叢刊』初集に収められる鄭振鐸所蔵本と、全く同じであった。

また伴俊典（2010）によれば、東京大学総合図書館蔵本の『六十種曲』は「（初印の）本来の面目を最も残すもの」とされている。事実、この本には「白兎記」を第六套の一番初めの編次とする本来の封面を残している。この東京大学総合図書館蔵本も、『古本戯曲叢刊』初集に収められる鄭振鐸所蔵本と、内容がほぼ同じであった。異なるのは、下巻四十七頁と四十八頁が、東大総合図書館本では前後逆に誤っている点だけであった。

さて傅惜華の『明代戯曲全目』に、「『六十種曲』の原刻・初印版は、各作品の前に多く扉頁があり、版式・行款・字体はとても精密で整っていて、ページの数字にも間違いがない」（535頁）と称されている。初印本は、完全であったというのである。しかし、初印本ですら、必ずしもそのように正しかったわけではないと思われる。少なくとも白兎記の初印本である汲古閣本の場合は、そうではない。細かなことは別にして、一番大きな問題は、目録と実際の作品内容との不一致があることである。それは次の三点である。

1. 上巻の目録で、第十二齣「看瓜」と第十三齣「分別」は、分けて書いてある。しかし実際の作品中では第十三齣の表示がない。つまり第十二齣と第十三齣が一緒になっているのである。
2. 下巻の目録にある第十五齣「受封」（実際に作品中には誤って『第十六齣』と表記してある）と、第十六齣「汲水」（実際に作品中には誤って『第十七齣』と表記してある）とが、実際の作品中には順番を前後逆にしておいてある。
3. 下巻の目録の最後の部分に、第十七齣「訴獵」、第十八齣「私会」、第十九齣「團圓」の三齣が並んでいる。しかし、実際の作品の最後の部分は四齣存在していて、第十七齣「(不明)」、第十八齣「(不明)」、第十九齣「私会」、第二十齣「團圓」となっている。

呉曉鈴（1990）は、排印本の『六十種曲』に次の三種を挙げている。

- ・『六十種曲』開明書店、1935年
- ・『六十種曲』文学古籍刊行社、1955年

・『六十種曲』中華書局、1982年

それぞれに「白兔記」が含まれている。これに加えて「白兔記」では、私は次の本を加える。

・『傳奇十三種』中山大学中文系五十五級明清傳奇校勘小組整理、中華書局、1959年

「白兔記」の排印本は、全部で4種数えることができる。4種の排印本が、上記の三つの問題についてどのように処理しているかを示すと、以下のようである。

第1の問題について、開明書店本・中山大学本ではそのまま第十二齣「看瓜・分別」として、そのままにしてある。これに対して文学古籍刊行社本・中華書局本では、途中で分けて第十二齣「看瓜」と第十三齣「分別」を作り出している。

第2の問題については、どの排印本も実際の作品の順番によって第十五齣「給水」と、第十六齣「受封」に改めている。

第3の問題の不明である第十七齣と第十八齣をどのように名付けるかは、排印本によって異なっている。開明書店本では第二十九齣「□□」、第三十齣「訴獵」とする。文学古籍刊行社本・中華書局本では第三十齣「訴獵」、第三十一齣「憶母」とする。中山大学本では第二十九齣「出獵」、第三十齣「訴獵」となっている。

以上大まかに述べたように、初印本である汲古閣本にも、さまざまな問題が含まれている。そしてそれに対する対応も、4種の排印本によって、それぞれに異なっている。しかしとりあえず比較のために、汲古閣初印本「白兔記」の場面を、現在最も通行する中華書局本『六十種曲』（1982年）の区分けと名称に従ってそれを記す。

汲古閣本「白兔記」の全場面は、以下のようである。

1. 開宗
2. 訪友
3. 報社
4. 祭賽
5. 留莊
6. 牧牛
7. 成婚
8. 游春
9. 保護
10. 逼書
11. 説計
12. 看瓜
13. 分別
14. 途嘆

15. 投軍
16. 強逼
17. 巡更
18. 拷問
19. 挨磨
20. 分娩
21. 岳贅
22. 送子
23. 求乳
24. 見兒
25. 寇反
26. 討賊
27. 凱回
28. 汲水
29. 受封
30. 訴獵
31. 憶母
32. 私会
33. 團圓

参考文献

- ・「白兔記」(『古本戯曲叢刊』初集、1954年)
- ・『六十種曲』(開明書店、1935年)
- ・『六十種曲』(文学古籍出版社、1955年)
- ・中山大学中文系五五級明清傳奇校勘小組『白兔記』(中華書局、1959年)
- ・『六十種曲』(中華書局、1982年)
- ・傅惜華『明代伝奇全目』(人民文学出版社、1952年)
- ・蔣星煜「〈六十種曲評注〉序—六十種曲的編刻与流伝」(『六十種曲評注』第一卷、吉林人民出版社、2001年)
- ・吳曉鈴「〈六十種曲〉校点者の自白」(『華北学刊』第一期、1990年)
- ・徐扶明「毛晋与〈六十種曲〉」(『中国文学研究』1987年2期)
- ・長澤規矩也「伝奇四十種考」(『長澤規矩也著作集』第一卷所収、1982年)
- ・伴俊典「『六十種曲』の日本における所蔵と流通について」(『中国文学研究』早稲田大学36、2010年)
- ・福満正博「汲古閣本白兔記の、曲牌ごとの曲辞異文の所在目録」(『明治大学教養論集』472号、2011年)

（4）徽州抄本「白兔記」

福満（2013）において、「安徽省青陽腔白兔記」と述べた本のことである。つまり『青陽腔戯文三種』（1999）に収められた白兔記である。名称を「安徽省の青陽腔白兔記」から徽州抄本「白兔記」に変更したのは、安徽省の青陽腔に由来する白兔記の抄本が、必ずしも一種ではないと分かったからである。それで、由来する地域に応じて「徽州抄本」と、より細かな地名にした。

徽州抄本「白兔記」の原本について、私は現在その所在について調査中である。しかし、その由来については、以下のような複数の明らかな証言があり、確かなことと思われる。

班友書氏は、次のように述べる。

1986年の冬、私は安徽省の徽劇劇団の資料室で、岳西地方の高腔の残存する劇の目録を調査していた。その中で不意に徽劇劇団の抄本を発見した。《水雲亭》と命名されていた。扉面には「雲亭相会」と題してあり、右端に小さな字で「同治八年王右生藏本」と、注が書いてある。刁均寧氏の話によれば、1950年代に皖南（安徽省の長江より南の地域）地方から筆写してきたものとのこと。所蔵者の王右生さんは、高腔も上演していたが、徽劇や目連戯も上演し、後には歙県（長陔郷）長標村の勸善劇団の劇団主となり、人民共和国の建国後も続けて劇団を連れて上演を続けていたとのことだ。「従《高文挙》戯文談及皖南抄本《水雲亭》的発見」（『古劇青陽腔』）

また、班友書氏は次のようにも述べている。

《水雲亭》劇は、1957年徽劇団が皖南地域で上演活動をしているときに、抄録したものだ。抄録した人は、扉面の右側に「公元一九五七年抄邵画堂同治八年由王右生藏本」と一行小字で注を書き加えている。これは、原本が同治年間の邵画堂に収蔵されていて、後に王右生の所蔵されたことを示している。邵画（華）堂という名称に至っては、これが人名なのか堂の名前なのか断定しがたいところがある。しかし昔民間では保存しなければならない貴重な文物に「堂」の名前を付けることが流行していた。だからこれは邵さんの家の堂の名前だっただろうと思われる。長い間交通の不便な皖南の山間部に保存されて、劇名も異なっていたのでなかなか発見されなかったと思われる。その上、徽劇団はこのような古い劇に詳しくなく、とても重要な発見をしたといっても、資料室に三十年も放置されていたということは、とても残念なことだ。「古劇《高文挙》民間演出本《水雲亭》的新發現及其意義」（『古劇青陽腔』同）

また徽劇団に参加していて、後に『青陽腔戯文三種』を出した刁均寧氏は、次のように述べている。

1957年の春と夏の変り目のころに、徽州の山間を調査して、青陽腔（徽池雅調）の清代の抄本5種を得た。『還魂記』『荆釵記』『白兔記』『投筆記』『呂蒙正』である。このほかに『梁武帝』

『精忠記』『三世記』『西遊記』『紫竹林』『勸善記』『罰悪記』『解司記』など13種があった。しかし、文化大革命の途中に、『荆釵記』など多くが散逸した。『呂蒙正』は「看女」一齣、『投筆記』は「班超脱靴」一齣が残っただけであった。目連戯も『勸善記』『罰悪記』『解司記』の三本が残っただけであった。「青陽腔戯文三種鉤沈」（『古腔新論』）

以上から見るに、徽州抄本「白兔記」は、1957年に安徽省の徽劇劇団によって発見抄録された、王右生の蔵する邵画堂の清朝抄本が原本であるらしい。実際に読んでみると、富春堂本に類似する部分が多い。しかし、直接抄録したのではなく、芸人などの手を経て、上演用に改編されたものであることがわかる。これが、文化大革命の嵐を乗り越えて1986年に再度発見されたのである。

徽州抄本「白兔記」の全場面は、以下のようである。

1. 開場
2. 沽酒
3. 賞春
4. 賭銭
5. 賽願
6. 看相
7. 看馬
8. 議婚
9. 掃地
10. 成親
11. 観花
12. 上荘
13. 逼写休書
14. 計陥
15. 別妻看瓜
16. 瓜精出現
17. 瓜園分別
18. 招兵
19. 点将交戦
20. 後贅岳氏
21. 挨磨
22. 接子
23. 嘆雪

24. 小相会
25. 打獵
26. 傳書汲水
27. 回獵
28. 磨房相会
29. 団円

参考文献

- ・刁均寧『青陽腔戲文三種』（財団法人施合鄭民俗文化基金会、1999年）
- ・班友書『古劇青陽腔』（安徽文芸出版社、2002年）
- ・安徽省芸術研究所『古腔新論』（安徽文芸出版社、1994年）
- ・福満正博「安徽省青陽腔〈白兔記〉与富春堂本、〈風月錦囊〉本〈白兔記〉」（中国戯曲研究所、『戯曲研究』87号、2013年）

（5）江西省九江青陽腔「白兔記」

青陽腔とほぼ意味を同じくする「高腔」の名は、中国各地の地方戯の中に残存している。しかし私の現地への調査では、現在の安徽省青陽県には、ほぼその伝承も遺構も見ることができなかった。ここで江西省に位置する「九江」市の「九江」という名を、「青陽腔」に冠するのは奇異な感じを持つかもしれない。実は、青陽腔は近代になって、ほとんど絶えたと考えられていたようである。しかし、これがまだ江西省の九江あたりに残存していることを報告したのは、最初に報告したのは流沙（1957）である。流沙氏は、江西省戯曲研究所の所属であった。

現在では、九江学院の劉春江氏などが九江一帯の青陽腔の調査保護に携っている。劉春江（2008）によれば、50年代に一度調査が行われたらしい。しかしその資料も、文革時に失われたらしい。文革が終息した80年代に再度調査が行われた。劉春江氏の私への私信によれば、九江青陽腔「白兔記」は、やはり1980年代に現地を調査している際に、油印抄本の著者殷武煥氏から手ずから譲り受けたものだそうである。また、殷武煥氏は、非物質文化遺産の第二批国家級代表传承人なのだそうだ。殷武煥氏は、1932年江西省湖口県付壠郷殷山村に生まれ、農民である。私塾に5年通ったという学歴である。十歳の頃から、呉江龍という先生に青陽腔を学んだそうである。氏はほかに十数種の劇目を演ずることができるそうである。これに関する簡単な別の説明を、福満（2012年）に記しておいたので、そこも参照されたい。

私は2010年に、ある機会があり、劉春江氏から油印抄本である江西省九江青陽腔「白兔記」の影印を提供してもらった。殷武煥氏の江西省九江青陽腔本「白兔記」の全場面は、以下のようである。

1. 登場

2. 賭錢
3. 完願
4. 盜鷄
5. 帶婦
6. 収馬
7. 掃地
8. 玩花
9. 逼休
10. 露（看）瓜
11. 杻棍
12. 瓜園別
13. 王彦章
14. 投軍
15. 催軍
16. 交戰
17. 鷄包山
18. 回營
19. 挨磨
20. 送子
21. 下旨
22. 回朝
23. 出獵
24. 嘆雪
25. 井辺遇
26. 回書
27. 磨房会
28. 算帳
29. 団円

この油印抄本の江西省九江青陽腔「白兔記」は、現在は中国でも日本でも容易に見ることのできな
い貴重な資料である。私が持っているのは、先に述べたように、現物を所蔵している九江学院の劉春
江教授に、譲ってもらった複印である。福満（2012, 2013, 2013, 2014）で、それを少しずつ刻字
してきたが、それも過ちが少なくなかった。それで今回、この資料集に、再校訂した全文を最初から
最後までまとめて載せて、読者の便に供したい。そしてこれで、江西省九江青陽腔「白兔記」の刻字
の、最終完成稿としたい。

参考文献

- ・流沙「従江西都昌、湖口高腔看明代的青陽腔」（『戯曲研究』1957年第4期）
- ・劉春江『湖口青陽腔』（江西人民出版社、2008年）
- ・福満正博「江西省の九江青陽腔白兔記（1）」（『明治大学教養論集』485号、2012年）
- ・福満正博「江西省の九江青陽腔白兔記（2）」（『人文科学論集』59輯、2013年）
- ・福満正博「江西省の九江青陽腔白兔記（3）」（『明治大学教養論集』494号、2013年）
- ・福満正博「江西省の九江青陽腔白兔記（4）」（『人文科学論集』60輯、2014年）

江西省九江青陽腔「白兔記」

一出 登厂（场）

[正生、丑]

生：[上，引]平生志气吐虹霓，不负青云万里。[白]少年豪强不遇时，几时腰下佩金鱼，男儿立志安天下，必扫千军盖世奇。小生，家住徐州沛县沙陀村人氏姓刘名高字志远，不幸父母早丧流落江湖，这也不需细表，今日天气晴和，不免转至酒楼，一行一出二三里，烟村四五家，楼台六七座，八九十枝花。来此已是，酒家哪里？

丑：[上]来多有多，钟敲钟，手敲手。原来是个叫鸡公。

生：绣衣公。

丑：不错，是个绣衣公。相公请进，相公敢是来吃酒？

生：正是。报酒名上来。

丑：葡萄绿，竹叶青，状元红。

生：拿状元红来。

丑：读书之人，喜的是状元红。伙计，拿状元红来。相公，待我敬一杯。

生：有劳。[介]多少酒钱？

丑：三钱银子。

生：我这有五钱银子，登在流水帐上面，下次还来吃酒。

丑：是的。

生：清水困蛟龙。

丑：寄在我店家。

生：连饮三杯酒。

丑：相公你可醉？

生：沉醉如东风。

丑：少送了。

生：少陪了。

[下]

二出 賭钱

[小生、付、正生]

小：天出对，精光棍。

付：賭博场中我二人。

小：我乃千里眼。

付：我乃顺风耳。

[全白] 今日天气晴和，不免将賭钱招牌挂起，大賭三千贯，小賭五百文。

生：[上] 一生生来好賭钱，赢得钱来也枉然，二位大哥在此做什么？

小、付：在此要钱。

生：怎样要法？

小、付：看招牌。

生：大賭三十贯，小賭五百文。

小、付：相公，大賭还是小賭？

生：小賭一场。待我好下头来。喂我的头，二位下坠。

小、付：我这里一串钱，每人五百一把抓。

生：照着大摆对。

小、付：相公何不大賭一场？

生：未曾帶得稍来。

小、付：你头帶得也是稍，身上穿的也是稍。

生：衣帽也算得稍？

小、付：算得稍。

生：相公与你大賭一场。待我脱将下来。

付：相公，我交道，你青龙会上要钱。三岁孩儿赢了霸王的钱，无许耍赖。输了老婆贴个枕头，输了香火贴个祠堂，到了手。

生：脱下来不賭。

付：怎么不賭？

生：我还未曾动手，你就讲到了手。

小、付：我是讲衣服袖子套了手。

生：是这等讲。

小、付：重新老头。喂，我的头，相公下坠。

生：有什么下坠？衣帽一半，钱一把抓。

小：相公做两把抓。

生：相公喜的一颗顶。

付：你瞧了，哎，五子一色。

生：二位大哥请回。

小、付：做什么？

生：一串钱你拿去，衣帽把还我。

付：歇到你的。方才讲过了，青龙会上耍钱，无许耍赖。三岁孩儿赢了霸王的钱，无许耍赖。输了老婆贴个枕头，输了香火贴个祠堂。喂，你个二龙戏水。喂，你个双凤朝阳。

小：伙计走，他不晓得赌钱。

生：这是不要紧。待我转至马王庙中一行。行行出出，出出行行，来此已是，待我进去。神灵在上，弟子各宜恭敬。云堂有笔，待我题诗一首。游玩江湖有数秋，风波浪里占鳌头。若得贵人来提拔，犹如平步上瀛洲。刘高题。那厢散愿的来了，待我庙后躲避一时。

[下]

三出 完愿

[外、净、生]

净：[上] 扫地恐伤蝼蚁命，爱惜飞蛾纱罩灯。我乃马王庙老道是矣。今乃三六九日，恐有施主前来，在此俟候。

外：[上] 为了女儿事，前来叩神灵。

净：员外，到了，敲钟擂鼓。

外：神灵在上，弟子呵。[吹介]

净：员外，灯烛光明，又是一年吉庆，请至后堂吃茶。

外：这里有诗句一首，待我看来，游玩江湖有数秋，风波浪里占鳌头，若得贵人来提拔，犹如平步上瀛洲。此人好大的口气。

内：请员外吃茶。

外：来了。

[下]

四出 盗鸡

生：[上] 一日不害羞，三餐饱悠悠。此前有一福鸡，待我盗去。老道，散愿的来了。

净：徒弟，殿上有一福鸡，你可收拾？

内：未曾收拾。

净：你这汉子，员外拿来散愿的福鸡，你为何盗去？

生：是我拿来散愿的。

净：你可叫得应，就是你拿来散愿的？

生：讲定了。

净：讲定了。

生：鸡，我刘高日后若有好处，大叫一声。[叫介]

净：这熟鸡他也叫得应。你叫得应，我也叫得应。

生：你就叫来。

净：鸡我老道日后若有好处，大叫一声，鸡祖宗、鸡老子。叫不应，招打。[打介]

外：[上] 你二人为何厮闹？

净：员外有所不知，你拿来的福鸡他盗得去了。

外：他拿来的也是你的，我拿来的也是你的。

净：员外，他是你家何人？

外：是我家外甥。

净：恼恨员外太无知，带个外甥盗福鸡。若不看马王菩萨面，我就要骂你。

外：骂我何来？

净：骂你这老扒灰。

外：老施主。

生：有劳员外大救。

外：你这汉子，家住哪里，姓甚名谁？

生：家住徐州，沛县人氏，姓刘名高字志远。

外：前面诗句，可是你题的？

生：乃是小人题的。

外：为何一身落薄？

生：只因好赌身穷。

外：下次不可，你可不转到我家一行？

生：萍水相逢，怎好打扰。

外：这也无防。我今将你来提拔。

生：免的一身落无泥。

外：随我来。

[下]

五出 带归

夫：[上] 员外去散凡心，未见转回程

外：[上]，生：[上]

外：散愿转回归心中多欢喜，少散一时。

夫：员外回来了。

外：回来了。

夫：员外今年散愿如何。

外：今年散愿灯烛光明，又是一年吉庆。

夫：员外为何这等欢悦？

外：非我这等欢悦。因我在马王庙中见一汉子，生得美貌堂堂。是我带得来了。

夫：今在哪里？

外：在门外。

夫：何不请来相见？

外：有请刘大哥。

争：□□□□

生 [上] 员外这是何人？

外：是我安人。

生：安人这厢有礼。

夫：罢了。何曾过午？

生：未曾。

夫：后堂茶饭。

生：谢过安人。

夫：员外带他回来，则甚？

外：我看此人日后必有好处，三弟能识相法，接他过堂观看一相。若有好处，留在身边。洪信做一帮手。

若无好处，一餐午饭打发他回去。

夫：此计甚好。

外：有请三员外过堂。

争：有请三员外过堂。

末：[上] 兄弟分居有数年，将身来到画堂前，兄长这厢有礼。

外、夫：这厢（？）请坐。

末：告坐。兄长今年完愿如何？

外：灯烛光明、又是一年吉庆 [笑介]。

末：兄长为何这等喜欢？

外：非我这等喜悦。我在马王庙中见一汉子、生得美貌堂堂、因此把他带来了。

末：那人姓甚名谁？

外：姓刘名高字志远。特请贤弟观看一相。若无好处、一餐午饭打发回去。

末：今在哪里？

外：在后堂、有请刘大哥。

争：有请刘大哥。

生：[上] 员外这是何人？

外：乃是我三弟。

生：三员外这厢有礼。

末：罢了。转至后面。

生：谢过三员外。

外：三弟要真看。

末：[笑介]

外：三弟为何发笑？

末：我看此人龙行虎步，必有好处。恭喜兄弟。第一贵客前来。

外：不知他的力量如何？

末：试他力量倒也不难。我家一红鬃铁马走在卧龙岗上，数年无人收服。命他前去收来。

外：此计甚好。

末：有请刘大哥。

生：员外何事？

末：鞭韁（繯）一事你可熟悉。

生：略知一二。

末：兄长有一红宗（鬃）铁马走在卧龙岗，数年无人收服。命你前去收来。

生：员外我只收马，不看马。

末：只要你收马，不要你看马。

生：要备挽手一用。

末：挽手在此。收服骅骝，莫惮劳。

外：今后不可叫刘高。

夫：若还收得此马转。

生：化作红尘万里高。

末：嫂嫂请至后面，你我转至口场一行。

[下]

六出 收马

生：自幼生来志气高，全凭武艺逞英豪。若还收得此马转，方显沛县一刘高。俺刘高，领了员外命，收服红宗铁马，待我转至高坡一望。此马乃是青龙兽下凡。待我讨下吉兆。马，我刘高日后若有好处，大叫一声（唱介）（马叫）收马敢惮劳，待我靠马打睡一时。

末、外：[上]

末：刘高美少年。

外：容貌真堪羨。

末：那个孽畜眼也红了、唤刘高醒来。

外：[仝]刘大哥醒来。

生：何人盗马来？啊，原来是员外到了。

外、末：[仝]将马收了。

生：领命、马来。

末：此人好力量。要想什么好主意、将他留下。

外：多托他田地种。

末：一非种田之人。

外：多把银子与他做买卖。

末：二非买卖之人。

外：那无计可留。

末：可惜也可惜。

外：可惜什么？

末：可惜我老三未曾养得有女儿。

外：依你之见、难道将女儿许配与他。

末：正是。

外：恐儻嫂嫂不肯。

末：那我有个主意。

外：有何主意？

末：我二人假意厮打起来、嫂嫂乃是贤德之人、必定前来劝解、讲来讲去、讲到这个人头上来了。

外：此计虽好、试试看。

末：兄长可在家中。

外：三弟来了。进来请坐。

末：谢坐。

外：三弟到来何事？

末：为秋娘之事。

外：要等洪信回来。

末：他一年不回。

外：就要等一年。

末：他十年不回。

外：也要等十年。

末：那就等不得。

外：等不得也要等。

末：我就打死这老不死的。

夫：[上] 你二人为何厮闹。

末：人到你家来茶也没有一杯。

夫：那我拿来。

末：请回。不是这个茶。

夫：什么茶？

末：花饼茶。

夫：三叔，我家又男婚女嫁哪有花饼茶。

末：那我与三侄女做媒。

夫：哪一家？

末：前村刘家。

夫：叫何名字。

末：姓刘名高字志远。

夫：莫非就是我家收马的刘高。

末：正是。

夫：那我孰不肯。

外：我也不肯。

末：嫂嫂不肯倒也罢了。你也不肯。我就打死你这个人。老不死的。

夫：三叔不要如此。老身允了就是。

外：我不瞒你，我是多久就允了。

夫：你二人打伙弄琵琶，弄我这个好道家，还有一事。虽我尤（由不）得允了，不知女儿意下如何。

末：我又有个主意。

外、夫：有何主意。

末：命刘高画堂摆画（划）扫地。三口（姑）女必定口面面觑、肯与不肯在丁玲口肉。

外、夫：此计甚好。

末：有请刘大哥。

生：三员外何事？

末：兄长明日贵客临门。我出打扫画堂。烦你为我迎客。

生：那就不敢。有事弟子服其劳。要备扫帚一用。

末：扫帚在此。明日兄长贵客临门。

外：烦你扫地埃尘。

夫：画堂无许闲人进。

生：员外安人只恐帘内有佳人。

末、外：好个帘内有佳人。

外：请至后面待茶。

下

七出 扫地

生：[上] 自恨生来悔不才、衣衫褴褛好伤怀。堂前扫地人轻贱、只为赌钱到此来。卑人刘高。领了员外之命、打扫画堂。不免前去走走。正是“天上神仙府、人间宰相家。若要真富贵、除非帝王家。”来此已是画堂我看四壁古画，俱是颠倒乱挂。想是员外试我才学。待我收来打扫，从头再挂。

[□□□□□]

生：俺只见画堂空寂，闲人到此稀。因甚的尘埃堆积，想到是燕子衔泥，因此上误（污）却了阶前地，待我下帚轻扫。□□灰尘飞起。[白] 我看灰尘太重，待我将水洒扫，内面有人请了。

占：[内] 请了做什么？

生：借水一盘，借盘一个。

占：花缸有水，架上有盘，自家去拿不要惊怀我的红□。

生：那我知到。[唱] 待我先将水洒，后扫灰尘，也免得灰尘飞起，将人眼蒙闭，我也细思知。将身出踏平步地，扫地堂前有谁知，有谁知。

旦：[唱] 往常见灰尘满地，风吹起缠衣，今日里人来扫地，全不见半点灰尘。

占：小姐寸金莲。

旦：[唱] 非我寸金莲行来无踪迹。试看那人执帚，人品高奇。相他不是下流之辈。

占：小姐你道那人不是下流之辈，听我丫鬟道来。[唱] 昨日在我草地牧马，今日又在我画堂前来扫地。试看那人身无所依，身无所依。

旦：哎，哎，丫头，休笑江湖客，其中有官家。前人创业与儿曹。后人不守枉图（徒）劳。纵有家财千万贯，不够赌博场中走一遭，走一遭。丫丫头，都只为好赌倾家，才弄得一身狼狈。

[白] 丫头我将那人好有一比。

占：好比何来。

旦：[唱] 那人好比大鹏之鸟，三年不飞，飞上九霄。三年不鸣，鸣则惊人。丫头你也去细思知。大鹏来展冲天翅。九万鹏程终有期，终有期。

生：[唱] 深谢大公美意，相逢携手归。[挂画介]

生：[唱] 实只望另眼相看，又谁知轻贱为泥。昨日命我草场收马，今日又命我画堂前来扫地。[白] 喂，我想看马扫地，岂是我刘高所为。待我弃帚而去。

占：[内白] 咳咳，你这汉子吃了人家饭，穿了人家衣，画不挂，地不扫，还讲什么弃帚而去。此处倒有个孝员外，收留与你。难道前面还有个员外留与你不成。又道任君走尽天涯路，运不通时，到处难，到处难。你还要耐（细）烦。

生：倒是君子，反被小人所论。

占：难道金刚菩萨不成。

生：[唱] 哦，好个人君走尽天涯路。运不通时到处难，想当初韩侯未迂（遇），曾受人胯下凌辱。到后来弃楚归汉拜相登台。显威风显威风谁能比。自恨我身怀创业，怀创业，异日若得施为，决不效三齐王独贵。我也去细思知。蛟龙才落沙滩内，得会云上天时，上天时。

占、旦：[内白] 咳咳，你这汉子，扫地不带眼睛，扫在人家房门口来了。

生：少时闻知他家有一个红梅嫂，莫非就是她。红梅嫂卑人这厢有礼。

占：我是见不得礼的。

生：你这好人，怎么见不得礼的。

占：我打哑谜。你去猜来。

生：你就打来。

占：三分银子一箍。

生：敢则是梅香。

占：正是。

生：梅香，下次见了刘相公，要垂首相见。

占：你怕我，当真见不得礼。我家员外把小姐许配与你是假的。把奴家许配与你是真的。

生：你好丑货。

占：人貌虽丑，货有九九。多少大相公想我不到手。刘大哥听我辱你。

[唱] 刘大哥，生来痴又痴。全然不受其中意。我则有你心，你还无我意。若有小红娘，我与你凑。

生：凑什么？

占：凑成一本西厢记。

生：奴婢休要逞英雄。

占：你命也与我命同。

生：千年为奴婢。

占：万载你去打。

生：打什么？

占：打长工。

生：哪个打长工？

占：刘大哥打长工。

生：我就打死你这个丫头。

占：小姐快来。

旦：你这贱人为何打他。

中国演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に関する現地調査と文献研究（2）

占：刘大哥不是个好人。瞧了我一小眼，还瞧了小姐一大眼。

旦：还不下去。

占：我就下去。

旦：我好想他。

占：我也爱他。

旦：你是怎么爱得他。

占：小姐想得他，我也爱得他。

旦：还不下去。

占：我就下去。让你一个人去想他。

旦：[唱]我想他不是尘埃俗子。恨爹娘有眼无珠，有如白璧染光辉。谁人不把金蟾戏。骅骝欲逞荆棘满地。蛟龙欲变风云不会。终须到有天衢日。[尾声]鹊桥高架银河渡，牛郎织女会有期。盼看牛郎无归期。

夫：儿呀，有归期，口女儿带笑回去，想是允了。员外回来，就说女儿不肯。好骗三叔的媒钱。

外：正是“有意栽花花不发，无心插柳柳成荫。”

末：坐在你家不动身。

外、夫：三弟、叔，贯（实）是做媒的。

末：好呀，你来骗我的媒钱。

外、夫：洪信回来，怕他不肯。

末：他是听得哪个的话。

外、夫：他听得张家媳妇的话。

末：我又有一个主意。命张家媳妇抛锣帐。许她青钱一束、色衣一套、耳玲一付，洪信回来要她担代。

外：此计甚好。张家媳妇哪里？

丑：[上，讲叔]忽听堂上唤声忙，云步打扮出口房。深深拜拜高堂，为愿公婆烂肚肠。

外、夫：富寿长。

丑：烂肚肠，烂肚肠。

夫：万福。

丑：叫我出来何事？

夫：三姑娘招了刘姐夫。

丑：三姑娘招了刘都督。

外、夫：刘姐夫也就够了。许你青钱一串、色衣一套、耳玲一付，洪信回来要你担代。

丑：他虽是我的丈夫，我讲的话他也不敢违拗。

外、夫：好话多讲。

丑：一块况香木，雕成一马鞍。新人来交拜。四季打牌寒。

夫：保平安。

丑：贵人去步。

[生、旦拜介][口介]

丑：先拜天地，后拜高堂。夫妻交拜，同入洞房。

[下]

[丑上吹箫，占二肩进房]主母、三姑娘今朝节日命系抛锣洒帐。

丑：看我的六谷盘来。

占：五谷盘。

丑：今年年岁丰收一盘。

占：还是五谷盘。

丑：众家姊妹，我的咽喉不好，与我帮腔。

占：帮腔。

丑：一洒风调雨顺，二洒国泰民安，三洒五男二女，四洒七子团圆。洒帐东，好个洒帐东。东边墙头一颗葱，新人不抬头，想是怕婆公。啰哩啰哩溜溜哩溜哩啰哩溜哩一么啰溜哩一么啰呵溜哩一么啰哈溜哩。

[拍节]洒帐南，好个洒帐南，中间摆的象牙床。象牙床上铺锦被，锦被底下耍鸳鸯。[尾韵同前]

[口口]洒帐西，好个洒帐西，新人今晚把头低。八幅罗裙高扎起，鸟鱼进洞笑嘻嘻。[尾韵同前]

[拍节]洒帐北，好个洒帐北，牡丹开花有颜色。新人不抬头，想是生得黑。[尾韵同前]

[拍节]洒帐上，好个洒帐上，光头和尚来告状。八字衙门大大开，哪怕一撞又一撞。[尾韵同前]

[拍节]洒帐下，好个洒帐下，新人好比打油榨。加上一枝檀木头，哪怕一下又一下。[尾韵同前]

[大口口]洒帐中，好个洒帐中。新人好比一把弓。加上一枝茅头箭，箭箭射在玉池中。[尾韵同前]

[拍节]洒帐前，好个洒帐前。新人今晚把渡船。总照新人掌舵稳，哪怕狂风浪里颠。[尾韵同前]

[拍节]洒帐后，好个洒帐后。新人下面淌水沟。一条黄鳝来汲水，两个螺丝后面丢。[尾韵同前]

(弦纽)洒帐左，好个洒帐左。新人好比一把锁。钥匙刚刚套进去，哎哟哎哟真相当。[尾韵同前]

[拍节]洒帐右，好个洒帐右。两个媒人被婚求。今晚好酒不劝你，明朝糍粑搭你头。[尾韵同前]

[拍节口]洒帐已毕。

占：[肴(摇)]万事大吉。

丑：早生贵子。

占：[肴(摇)]状元及第。

丑：众家姊妹，到我房中去睡。

占、二肩：到我房中去睡。

丑：好，到你房里去睡。

[下]

八出 玩花

生：[上] 喜色艳艳似酒浓，

旦：花影重重月影重。刘郎万福。

生：三娘少礼，请坐。

旦：同坐。

生：闻知令尊新造花园，卑人欲借一观。不知三娘意下如何？

旦：不足刘郎美观。

生：休得过推。定要借观。

旦：妾身奉陪。

生：快马着一鞭。

旦：平步上青天。

生：漫道登科早。

旦：嫦娥爱少年。

生：好个嫦娥爱少年，未曾带得就来。若是带得酒来，一则观花，二则饮酒。

旦：村中有酒。袖内有钱，你去沽买。[唱] 我这里将钱，你去酤酒，借问谁家有？

生：[唱] 三娘妻。你且站立柳荫中。卑人前去问童牧。[白] 童牧哥请了。

哑巴：~ 哪里有酒沽？

~ 想是前面杏花村。

~ 多少路远？

~ 想是五里之遥。

~ 卖多少钱一平（瓶）？

~ 想是三分银子。

~ 你为何哑了？

~ 想是南山南山砍樵吃多了凉水。

~ 为何不请医生治调？

~ 想是腰中无钱。

~ 我这里有几钱银子把与你？

~ 你姓什么？

~ 想是吕。

~ 叫何名字？

~ 想是叫吕中口。

~ 那是我的娘子。

~ 你这够才。

旦：刘郎牧童是个哑巴。问他则甚？

生：[唱] 牧童虽是哑不能言，犹如白日问神仙。借问酒家何处有，牧童遥指杏花村。

旦：刘郎，前面高大房子什么所在？

生：清风市。

旦：摆来摆去是什么东西？

生：卖酒的招牌。上有字迹。一同看来。

[同唱] 上写着。浪苑蓬莱沽美酒，醉逢归去月儿高。刘伶问道谁家有，太白回言此处高。

生：[唱] 未曾带得酒壶来，若是带得酒壶来。我提壶你把盏。与三娘吃得个人醉东风也啰。

[白] 三娘哪里好玩耍？

旦：庄门外。

[同唱] 双双同往庄门外。

[吹介]

旦：刘郎，那里吹打热闹。

生：王孙公子奏乐，乐声未尽。

旦：[唱] 一出门来百花开，王孙公子奏乐来。夫妻二人同玩耍，笙箫鼓乐闹啾啾。

[同唱] 他那里乐声相送，我这里两情口（正）容（浓）。夫妻偕老琴调瑟弄，双双口（栖）过鸾和风。

生：三娘，还有哪里好玩耍？

旦：花园内。

生：一同转过花园。

[同唱] 双双同往花园内，百花开放满园红。桃红柳绿皆相似，一枝分为两朵红。玩赏桃花映水红，好
朵鲜花映水红。

旦：好花，好花。

生：三娘，连叹数声好花，莫非有爱花之意。那旁有枝何不攀将下来？

旦：待我攀来。

生：花台甚高需要仔细。

旦：那我知道。[唱] 我将玉手攀花枝，此花付与刘郎手。

生：三娘，为何付与我手？

旦：难道插花人，自己插戴不成？

生：言之有理。戴起此花，你丈夫有个比方。

旦：先比后戴。

生：三娘妻，你我二八青春美，年少夫妻。千里来相会，望三娘早生麒麟子，接代刘高一宗旨。与三娘斜插。插在乌云鬓，好一似彩鸾丹凤。

旦：刘郎，又道人要成双花要成对。那旁一枝何不攀将下来？

生：待我攀来。[唱] 我今将手攀花枝，此花付与三娘手。

旦：刘郎为何攀花付与我手？

生：男子汉不戴山花野草。

旦：戴了此花妻子有个比方。

生：先比后戴。

旦：[唱] 哦，刘郎夫，你本是男子汉读书人。有日里登金榜。美名扬插官花饮御酒，妻子专将此花当官花。与刘郎斜插，斜插在帽子毡下，好一宿似彩鸾丹凤。夫妻偕老琴调瑟弄，双双口（栖）过鸾和风。[尾声] 一条红线落江中，未钓鲤鱼先钓龙。[白] 有缘千里来相会。

[生、旦：刘郎、三娘，同唱] 我和你百年夫妻永和同。

[下]

九出 逼 休

[丑 净 生]

丑：[唱]（讲报）沙陀村，一层绢，头上包青片，扯绦罗，做裤穿。人人道我轻贱，那是什么轻贱。

[白] 我乃张氏便是，只因官人去后，管家的犬也死了，报晓鸡也死了，公婆也亡故了。我也哭不得许多，待我关起门，串起来哭。管家的犬、报晓得鸡，八十岁的公公老教驻。

净：[上] 算帐转回归，来到家门地，老婆开门。

丑：哎呀，官人回来了。

净：老婆我不在家中，为何啼哭，只怕是思春。

丑：还是思冬，官人有所不知。自你去后，世事大不同了，管家的犬也死了，报晓的鸡也死了，公婆也亡故了。

净：哎，老爹娘呀 懒哭得。

丑：怎么懒得哭。

净：人人道我李洪信不死老子 总不得出头。

丑：那还是小事。

净：还有什么大事。

丑：三姐姐招了刘姐夫。

净：还好有帮手。

丑：还是帮脚 你这个歹老公，岂不占了我的家财去了。

净：这到果然，要想什么主意。

丑：我到有个注意。

净：有什么主意？

丑：你去叫他写个休书便罢，如若不然，打死老婆徒（图）赖与他。

净：老婆我是怎么舍得打你。

丑：无非是这等讲。

净：你去叫他去来。

丑：有请刘姐夫。

生：[上] 舅母高声叫，未知有何音，舅母何事？

丑：你大舅回来了。

生：大舅这厢有礼。

净：那个是你的大舅，王八乌龟是你的大舅。

丑：你本是他的大舅。

净：老牛。

生：老刘。

净：不错是老刘，你为何坐在我家中堂？

生：我是你家坐郎女婿，可以坐得。

丑：坐郎女婿可以做得。

净：老婆讲坐得就坐得，你为何与我三妹子狗窝里缠筋。

丑：勾合成婚。

净：不错，是勾合成婚。

生：乃是三叔为媒、舅母抛罗洒帐，得了青钱一串、色衣一套、耳环一对，何为勾合？

丑：得是得的。我李家的又不是得的你刘家的。

净：今日写下休书便罢。如若不然，打死老婆图赖与你。

生：打死十只当五双。

净：老婆那钥匙开皮箱拿银子。

丑：做什么？

净：他讲到打死十个只当无双，岂不要讨九个凑。

丑：他是讲大话，打死一个再来。

净：老牛退不退？

生：不退。

净：不退，打死一个再来。

生：只管去打。

净：慢着，老婆喂，他叫只管去打。

丑：你这个歹老公，我教导你，你在这边打，东打西疼 西打东疼，不打不疼，越打越疼。

净：这是个好主意 牛的脸。

生：刘志远。

净：不错，刘志远，你写不写？

生：不写。

净：不写老婆招打。

丑：哎喏，打坏人。

净：招（找）槌子。

丑：打坏了人。

生：大舅，你在那边打，她为何在这边叫疼？

净：你不知道，我这个拳法在哪里学来的？

生：我不知道。

净：你不知道，我在茅山学法学到的。名为隔山照，东打西疼、西打东疼、不打不疼、越打越疼。

生：这等好拳法，我站此间，你在那厢打来。

净：慢些，你坐一下，老婆不中。

丑：怎么不中？

净：他叫我打他，怎么打得他疼。

丑：你这个歹老公，总没有话讲，我教导你，你道（倒）下山知（之）时，师夫说到（道）洪信你的性情不好。你这拳法只打的自家人，打不得别家人。打了自家人，姻缘相合。打了别家人，招灾惹祸。

净：这是个好主意。老刘，我这等拳法只打得自家人，打不得别家人。打了自家人，姻缘相合。打了别家人，招灾惹祸。

生：三妹子是你自家人，你去打来。

净：老婆不中不中，他叫我三妹子，老婆只怕要挨两下。

丑：我可知到（道）打老婆的槌。

净：我不知道。

丑：要空心槌子。

净：要空心槌子。

丑：高高举起。

净：高高举起。

丑：轻轻放下，不要打重了。

净：若是打重了？

丑：我不要你进房。

净：我偏要进房？

丑：我不要你上床。

净：我偏要上床 我怕你把个冷屁股冰我。老刘你写不写？

生：不写。

净：不写的话，你这狗入的老婆，我不在家中，你干出这个好事情来，招打。

[打介]

丑：刘姐夫写了罢。

生：大舅不要如此 待我写了罢。拿文房四宝来。

净：老婆拿文房四宝来。

生：[写介] 刘高通礼人。

净：慢些 你往洞里一钻，我到哪里去找你的尾巴。

生：要怎样？

丑：要同乡共礼。

净：老婆讲写得就写得。

生：岳父岳母恩爱深 无端大舅新狠狠逼写。

丑：逼写要不得。

生：要怎样？

丑：要勒写。逼写岂不是我夫妻二人逼你写的。要换个勒写。

净：这到果然。老刘，难怪你烂笔头子，逼写岂不是我夫妻二人逼你写的。要换个勒写。

生：勒写休书退还亲，写休书好寒心，留与官司辨假真。写起来了。

净：老婆，写起来了。

丑：漫道一张、十张、百张，也是无用的。

净：怎么无用？

丑：以是白头的。

净：要怎样？

丑：要打上手掌脚模。

净：这到（倒）果然。老刘，我家老婆讲到，以是个白头的，要不得。

生：要怎样？

净：要打手掌脚模。

生：自己的郎舅不要如此。

净：喂，退了亲，还有什么郎舅。

生：牵开纸来。

[唱] 愁多，怨多。刘志远，不是卖老婆。打什么手掌，合什么脚模。

[下]

净：不好了，打在脸上来了。

丑：套将下来。

净：是个反把（巴）掌。

丑：他也是五根指头，你也是五根指头。

净：[唱] 牵开低（纸？）来，谋多计多。李洪信。

丑：刘志远。

净：刘志远，又不是卖老婆。打什么手掌，合什么脚模。

丑：摸摸你娘的臭脚板，千计万计，弄一张破纸，我不管你的闲事。

净：老婆，你不管我的闲事，我就没得屁。

丑：没得计，要我用计。你就要跪我一跪。

净：这里人多，到房里去跪。

丑：也罢，到房里去跪。

净：[唱] 求计较，跪老婆。

丑：[唱] 李家庄上一条河，哪有老公跪老婆。

净：[唱] 非是老公跪老婆，尖咀（嘴的）老婆屎尿上。

丑：计巧多起来。

净：老婆用计。

丑：要我用计，你去赶他回来。你讲家财大又不大，小又不小，上、中、下等田园，并作三股均分。

上等田园三叔养老，中等田园当差纳税，下等田园自己农种。内有百亩瓜园，分在三妹子名下，以制（致）嫁妆。公婆在世，三年一小祭，五年一大祭。自从公婆出（去）世以后，无人祭扫，内有瓜精吃人。你与他饮酒之时，我去报到，看瓜之人，反被盗瓜之人所伤。他必定前出看瓜，瓜精吃了他。

净：此计甚好。你在家中整顿无情酒。

丑：你到途中赶他回。

[下]

十出 露（看）瓜

[生、净、丑]

生：大舅太无情，逼写休书退还亲。

净：刘姐夫回来。

生：不回来。

净：回来吃酒。

生：有酒我就回来。

净：老婆开门，刘姐夫回来了。

丑：刘姐夫回来了，方才得罪莫怪。

净：莫怪。为何怪在，姐夫怀内去了。

丑：自家姑父无妨。

净：姑父弄舅母，外面广多，拿酒来。

丑：待我拿酒来。

生：大舅赶我回来则甚，非为别事。只因家财大又不大，小又不小，田园并作三股均分。上等田园三叔养老，中等田园当差纳税，下等田园我自己农种。三妹子到你刘家去，也没有办得嫁妆，百亩瓜田分派她名下以制（致）嫁妆。

丑：报吓。

净：报何来？

丑：看瓜人，反被盗瓜之人所打。

净：刘姐夫 少陪了。

生：那（哪）里去？

净：前去打剥皮的汉子。

生：且慢，百亩瓜园分在三妹子名下，应打该我去，只因酒不充量。

净：老婆拿大杯酒来。

丑：酒来了。

净：刘姐夫吃酒要一个尽。

生：怎样吃法？

净：要吃一个流星赶月，赶上便罢，如若不然，罚酒三杯。

生：请干。

净：对着舅母心肠要罚酒。

丑：酒到。

生：流星。

净：赶月。

生：星月酒一齐干，大舅请。

[吃介]

净：刘姐夫可用酒。

生：不用，有什么器械拿得来？

净：老婆有什么器械？

丑：我家有个做鬼，叫的闭门杠子。

净：你去拿得来。

丑：在此。

净：刘姐夫护身龙在此。看瓜之事、吃酒原因，不要对三妹子讲。

生：那我知道。

净：匆匆忙忙劝酒二三钟。

生：要往瓜园逞英雄。

丑：此事但凭心头愿。

生：瓜精死在我手中。

净：他路也行不得，怎么打得瓜精，又跌了一跤，跌也跌死了他，待我赞他几句，刘高去看瓜。

丑：瓜精吃了他。

净：三妹子我去卖。

丑：卖的银子我去拿。

净：多些就好。

丑：少些也罢。

净：花配花，

丑：柳配柳。

净：破粪（畚）箕，

丑：旧扫帚。

净：这对夫妻，

丑：世间少有。

[下]

十一出 扭 棍

旦：[唱] 自与刘郎偕连理。恩爱如鱼水。哥嫂用谋计，将我夫妻拆散鸳鸯对。我好伤悲。止不住双流泪。

生：[上唱] 盖世英雄谁能比。自恨我时运不利。大舅用谋计，将我夫妻拆散鸳鸯对。

[白] 方才大舅说到，看瓜事情、吃酒缘（原）因，千万不要对三娘讲。

[唱] 又道夫妻夫妻，有话同知。我是怎的不说，怎的不讲，我只得，暂行几步，见三娘。我要把，看瓜之事、看瓜原因，一桩一件细说 三娘听。

[白] 三娘开门。

旦：来了。

[唱] 刘郎，你在那里转回来。因甚吃得沉沉。你在外面多快乐，别的妻子在家中，受折磨来受折搓。

生：[唱] 说什么，受折磨来受折搓。刘志远，今朝有酒今朝醉，明日无来明日愁。我和你年少以夫妻，随高就低随时过。

旦：[唱] 你把闲言都抛却，妻子扶你 兰房坐。

生：木棍站住。

旦：刘郎，木棍怎样站得住。

生：三娘，拿酒来。

旦：想是要茶 待我拿来，刘郎请茶。

生：三娘 我的手在那里。

旦：手在这里。

生：星干，月干，星月酒一齐干，大舅请。

旦：刘郎，此乃是茶，不是酒。

生：我与你少年夫妻茶也当的酒。三娘，你枉为大户人家女子，丈夫回来，礼也不见一个。

旦：我看刘郎酒醉心里（不？）明，待我向前见下一礼，刘郎万福。

生：三娘请起。

旦：〔唱〕你好似纸蝴蝶满天墜。椅（依）靠栏杆，椅（依）靠栏杆坐不稳。好一似，风吹杨花景，飘飘荡荡，没定准。早知君误人，悔却当初错嫁君。

生：再嫁不迟。

旦：〔唱〕刘郎。又道人被酒醉，难道再也闭了不成。我说到早知君误人，枉费爹娘三叔一片心。

生：忘却什么？

旦：〔唱〕哎，冤家。你还说你不忘却甚么而来，你在前堂写下休书，妻子在屏风后面瞧见，恨不得向前一把扯碎与它。怎奈哥是大，奴是小，欲言不敢言，欲语不敢语，你妻子背地里顿足捶胸长声短叹，长声短叹，泪不干。

生：〔唱〕三娘，你是妇人身。逐理机关，怎知明。假意与他相和顺。田园产业三股分。

〔白〕三娘，我受不得一人之气，难忘三人之恩。

旦：那三人？

生：听道。

〔唱〕一难忘，岳丈岳母恩情深。二难忘，三岳丈为媒证。三来难忘，三来难忘，结发情。

旦：既是三难忘，为何写下休书？

生：那不是休书，是哄你哥嫂一张谎状。

旦：你可记得。

生：自己写的怎得不记得？

旦：何不念来，我听。

生：三娘听道。

〔唱〕上写着 刘志远通礼人。岳丈岳母恩情深。三岳丈为媒证，愿将侄女配为婚。无端大舅心狠狠，逼写休书，勒退亲。手而写，心儿明，笔尖似刀，不顺情。

〔白〕三娘，你哥嫂如同和睦了。

旦：怎样和睦？

生：田园产业并做三股均分。

旦：那三股？

生：上等田园三叔养老。

旦：中等？

生：中等田园当差纳粮，下等田园哥嫂自己农种。外有百亩瓜园分在三娘名下以制嫁妆。方才吃酒之时，舅母报到，看瓜人反被盗瓜人所伤，待我前去打个道不平的好汉。

旦：哎 转子。刘郎 瓜园虽有，往常爹娘在世，三年一小祭，五年一大祭，自从爹娘辞世以后，无人祭扫。内有瓜精吃人，千万不要前去。

生：此话怎讲？

旦：有瓜精吃人。

生：不讲起瓜精则可，讲起瓜精我的酒就醒了。

[唱] □□闻说瓜精怒气冲冲似火焚。怕什么，妖魔鬼怪，见了咱们一命难存。我不去打瓜精，要那英雄来则甚。休阻行程，言三语四叨叨论。[一 P]

旦：[唱] 刘郎，胆有天样大。神鬼哥儿全部怕。惜有虎豹遇天神，此事无虚假。你今一心去看瓜，怕只怕，英雄丧在瓜园，英雄丧在瓜园。[三 P]

生：[唱] 三娘，你是妇人家。见说我来见阻挠咱。我今不去看守瓜，你哥嫂，把我当作，孩童耍。

[白] 三娘，有比方说来你听。

旦：有何比方？

生：昔有我祖汉高皇，行至芒砀山下经过，偶迂（遇？）蟒蛇挡路。我祖说到：蛇、蛇、你若有福，我遭你手。你若无福，你遭我手。言语未尽，把剑就斩，蛇分两段，血满山溪。到后来做到一朝人王帝主。

旦：刘郎 你怎么比得他？

生：我来问你，那人姓什么？

旦：姓刘。

生：你丈夫。

旦：也是姓刘。

生：却有未（？）。

[唱] 五百年前共一家。不同宗旨也同华。山东将分山西相，彼丈夫来俺丈夫，他既做得，我是怎么效不得他来。三娘妻，我与他，同宗，一派华。劝三娘，免把心头挂，免把心头挂。

旦：[唱] 刘郎你好差。缘何不听，你妻子话。你今一心看守瓜，你妻子，没奈何，双膝跪在，尘埃下。

生：[唱] 三娘你好差。苦苦前来，阻挡咱。若念夫妻情，亲手送杯茶，不念夫妻情，但凭你心下，纵

有瓜精，纵有瓜精，我去拿。[介]

旦：[唱] 哥嫂你好差。苦苦设计，害却他。方才刘郎说得好不苦也。他说到，若念夫妻情，亲手送杯茶。

不念夫妻情，但凭奴心下，痛然然叫，我如何别得下，我如何别得下，也罢。

[唱] 赶上瓜园送杯茶。哎，刘郎，我夫，哎，夫哇。

[下]

十二出 瓜园别

[付、生、旦]

□□

付：[上] 镇守瓜园有数秋，多少英雄遭我手，今日刘高来到此，赠他兵书宝剑住邠州，俺，瓜王是矣。

远远观见，刘高来矣。

生：[上，杀介，付下]

生：果有瓜精出现，被我一棍打往（放？）豪光入地而去，天还未明，将棍压在此间，等到天明在做调
理。

旦：[上唱] 赶上瓜园送杯茶。

[白] 刘郎在此打睡，谢天谢地，刘郎醒来。

生：瓜精又来了啊，原来是三娘来了。

旦：见些什么，

生：果然有瓜精出现，被我一棍打往（放？）豪光入地而去，天也明了，一同看来。果有兵书宝剑，上有字迹糊涂。待我剖瓜看来，宝刀，赠与刘高，二八年后，大显功劳。还有兵书待我看来。迷沙陀有数秋，风波浪里占鳌头。此处不是藏龙所，速速登程往邠州。莫非我的功名在邠州？

旦：刘郎，我有三月怀胎在身。

生：若是生女，但凭与你。若是生男，修下血书着人送往邠州。

旦：可到家一别？

生：本待到家一别，怎奈你的哥嫂口齿不好，就在瓜园一别。我的马也来了。

【尾】

旦：[唱] 孤村寂寞空愁怨，冷落香归泪腮流，功名成就早回头。

[下]

[尖 P 摆 P 上马介]

十三出 王彦章

[付、王]

[杂手上]

付：[上唱][点口]势力压中华。一曲琵琶。乌驹马。心宏胆大。一心佔中华。

[白]家住河北王彦章，手执铁篙（篙？）逞豪强。昔日黄河来摆渡，轰轰烈烈闹一场。俺，王彦章，只有岳元帅要战而不战，要降而不降。今日人强马壮，正好兴兵，前去夺取锦绣江山。众将。

手：有。

付：人马催动。

[下]

十四出 投军

[生、末、杂手人]

末：[上，□□介，吹介]

生：[上]此地招人马，扮作投军人。报，投军人近，帅爷在上，投军人叩拜。

末：报家庄，上来。

生：家住徐州沛县，姓刘名高字志远。

末：有何武艺？

生：十八般武艺件件皆能。

末：人来。

手：有。

末：后营缺少甚么军？

手：后营缺少甚么军？

内：缺下马头军。

手：缺下马头军。

末：赏你马头军。

生：小了，不愿使。

末：军无大小，论功升赏。

生：谢帅爷。

[下]

手：报。

末：报何来？

手：王彦章讨战。

末：再探。[二 卍] 查后人，何人出马？

手：后营何人出马？

内：勇之将，无人对敌。

末：打开盔甲，待本帅亲自出马。

生：[内，笑介]

末：后营何人发笑？

手：后营何人发笑？

内：马头军。

末：捆绑带上。

生：[上，介]

末：胆大的马头军，敢笑本帅用军（兵）不到。

生：非笑本帅用兵不到，笑只笑王彦章自不量力。此阵何用元帅出马？待小人前去擒来有何难哉。

末：松绑。

生：谢帅爷。

末：权为先锋之职，得胜回来，另加升赏。

生：领命。

末：挽手不□□量（挽弓当挽强？）

生：月（用）箭要用长。

末：射人先射马。

生：擒贼先擒王。

[下]

末：好个擒贼，先擒王人来。

手：有。

末：开道校场。

[吹 介]

[下]

十五出 催 军

[杂手 下]

[急急风，倒脱靴]

付：[笑介]

[下]

十六出 交 战

[四手 上]

[大出 起罢]

生：[上] 小将生来志气高，全凭武艺逞英豪。战马吃尽波浪水，要为我主立功劳。俺，刘高领了帅爷将令征战水贼。众将。

手：有。

生：人马催动。

生、付：[对战介]

付：[下]

生：前面为何不行？

手：那贼大败。

生：败兵不可再追。人马收回。

[下]

十七出 鸡 包 山

[杂手 上]

付：[上] 众将，前面是什么山？

手：鸡包山。

付：人马扎住鸡包山。

[尖 卍]

[水尾]

[下]

十八 回 营（赏配）

[生、末、手、占]

末：[上] 遣将出兵，未见转回程。

手：报，马头军得胜回营。

末：吩咐更衣相见。

生：[上 吹介]

末：马头军得胜回来，可喜可贺。

生：托赖大人福气。

末：我有一言不好起齿。

生：有何舌言，吩咐。

末：家有小女配为将军百年佳偶。

生：家有前妻，绝不从命。

末：我女愿配二房。

生：不敢高攀。

末：良缘岂有错配，丫环侍奉小姐梳妆交拜。

[吹介]

占：[上 拜堂]

末：真当郎才女貌。

[笑介]

[下]

十九出 挨 磨

[丑、旦、末、夫]

丑：[上] 一不做，二不休，杀人不死反为仇。我乃张氏便是。只因三姐姐在我家中，没有许多闲饭吃。

我与官人设下三条计策。一计：命她投河自溺。二嫁：命她改嫁他人。三来：汲水挨磨。看她愿从那（哪）一条，三姑那（哪）里，走来。

旦：来了，哥哥太郎（狼）心，逼我俩离分。嫂嫂何事？

丑：非为别事，你哥哥说到，你在我家没有许多闲饭你吃，与你定下三条计策。

旦：哪三条？

丑：一计投河自溺，二计改嫁他人，三计汲水挨磨，看你愿从哪一条。

旦：奴情愿汲水挨磨。

丑：不要攀扯与我。

旦：绝不攀扯与你。

丑：把这颜色脱将下来。

旦：[脱衣]

丑：随我来。[介]待我上起麦子来。

旦：嫂嫂与我起个磨头。

丑：叫你不要攀扯与我？

旦：看在姑嫂分上。

丑：也罢，看在姑嫂分上，与你起个磨头。

旦：嫂嫂反了。

丑：那个反了？

旦：你反了。

丑：是我反了，到还也罢，若是你反了，就要挨打。

旦：哦。

[唱]一条铁石心，磨重难挨。无情哥嫂，心狠毒。

丑：那个狠毒你？

旦：[唱]哎，嫂嫂，你还说你不狠毒与我。我与刘郎一对好夫妻，被你在我哥哥面前，今日一般（搬），明日一唆，般般唆唆拆散我的风流鸾交，又逼我重婚改嫁。

丑：改嫁的好吓。

旦：[唱]又道忠臣不扶二主。

丑：劣女。

旦：烈女岂嫁二夫。想我李氏三娘，嫁又嫁不就，死是死不成，则除非将刀刺下我的头来。李三娘决不效伤风败俗。

丑：[打介]伤风败俗，伤风败俗，打得你三天吃不得冷粥。

旦：哎，嫂嫂你打我，我是你家何人。

丑：姑姑。

旦：哦。

[唱] 又道堂上姑来厨下嫂，大还是大来，小还小，贱人理义纲常全不晓。我本是李员外亲生一女娃，
怎受得无情拷打，怎受得无情拷打。

[丑受打介]

[白] 嫂嫂你出来。

丑：你打，我不出来。

旦：我没有打你。

丑：哎哟，哎哟，你又打我。

旦：鬼打你。

丑：我一双手打你，你有七八双手打我。姑姑你可饥饿？

旦：饥饿了。

丑：我扫些面粉做模（馍）你吃。

旦：嫂嫂你要来得早。

丑：我来得早，点心点心，饿断你的总筋。

[下]

旦：哎，嫂嫂去了，待我强挨几步。

[唱] 哎，天哪，想我爹娘在世，莫道是挨磨，就是行也行不到此处。高楼大厦哥嫂占，茅簷草舍奴家
甘自守。山外一重山，云山叠叠关山哪，纵高万丈也是枉然。遮不住李老婆愁肠苦楚，遮不住李
老婆愁肠苦楚。哎哟。

末上：恼恨洪信太不仁，不念桃花一树生，三侄女可在磨房。

旦：三叔来了？

末：你把挨磨之事说来我听。

旦：叔爷容禀。

[唱] 昨夜黄昏一夜换（挨）磨到天明。磨儿挨不动。十月怀胎动。刘郎一去信不通。我泪流洪。无情
哥嫂，故把口（我）牢笼用，刘郎一去信未通。

[白] 哎哟。

末：想是要分娩，待我叫窠老夫妇前来调理与你，窠老妇可在家中？

夫：三员外何事。

末：我三侄女在磨房要分娩，请你前去调理。若是生女，但凭与她。若是生男，叫她修下血书，着人送

往邠州。

夫：〔内白〕三员外，没有盘费。

末：到我家去拿。我将冷眼看螃蟹，看你横行到几时。

〔下〕

旦：〔唱〕苦痛难挨，磨坊生下小婴孩。未断儿脐带，叫娘怎布摆。

〔白〕嫂嫂 我生下外甥来了，有剪刀借我一用。

丑：剪刀是没有，磨盘底下有斧头一张。你去砍将下来。

旦：〔唱〕哎，苦吓。血污口难开。咬下脐来，咬脐名儿，是他的终身号，哭破儿声苦自哀。

丑：三姐姐可曾分娩。

旦：已分娩。

丑：是男是女？

旦：是男。

丑：抱来我看看。

旦：外面风大。

丑：看我些好扶养。

〔儿笑介〕

丑：哎呀，他也晓得叫我舅母娘，我看他手粗脚长，长大必是个杀人王，待我丢到鱼池内淹死与他，我今朝将他来害死，看他何处把冤伸。

〔下〕

夫：〔上〕受人之托，必当重人之事。

〔儿哭介〕哎呀，这鱼池内是那里一个娃哭，待我拾得起来，还是个男娃娃。三姑可曾分娩。

旦：已分娩。

夫：抱来我看看。

旦：方才嫂嫂抱得去了。

夫：我在鱼池内拾得一个娃子。

旦：抱来我看看，哎，儿吓。

夫：不要啼哭，修下血书 我与你送往邠州去。

旦：〔唱〕哎哟，生儿在磨房，取名咬脐郎，表娘今日苦，留名世不忘。老人家，请受我一礼。

夫：不消。

旦：〔尾声〕一朝咬断儿脐带。哭破儿声苦自哀。娘东儿西两分开。

夫：转至后面姥姥那里？

外：何事？

夫：三姐姐生下一个男娃子，叫我二老与她送往邠州去。

外：这是我二老走心未滿。待我收拾行囊，一心忙似箭。

夫：两脚走如飞。

外：走如梭。

[下]

二十出 送子

[外、占、夫、净]

占：[上] 门前喜鹊叫，必有喜事到。院子。

净：有。

占：府门侯侯。

[外、夫、上、口]

外：在家千日好。

夫：出外打瘵寒。

外：哎，半时难，来此大户人家，待我前去门（问）来。府人有人？

净：哪里来的？

外：此处可有刘志远，你可知道？

净：乃是我老爷的口（府）舍。

外：他也做了官不成？他可在衙内。

净：征边去了。

外：升天去了？

净：征边去了。

外：衙内可有人否？

净：有一夫人。

外：可贤惠？

净：最贤惠的。

外：烦你与我通禀夫人，你道沙陀村窦老夫妇求见。

净：启禀夫人，沙陀村窦老夫妇求见。

占：命他二人自进。

外：老人家他做了官？

夫：他做官，我二老有了靠山。

净：命你二老自进。

占：罢了，年大之人带进苜（喜？）神堂。

外：鸡粪堂，岂不臭。

净：迎宾待客名为苜（喜？）神堂，

外：啊，是喜神堂。

[下]

占：老人家到此何事？

夫：送得有公爷家书至此。

占：将书呈上。

夫：书在此。

占：生儿在磨房，取儿咬脐郎，表娘心头苦，留名世不忘。老人家，这个名字不好要更换。

夫：千里不改名，万里不改姓。改了名姓，日后不认得老娘子。

占：改名不改姓，改名刘承佑，日后好登皇榜。到此多少路途？

夫：千百里程途。

占：千里来路远。

夫：此子见二莲。

占：沙陀村还有母？

夫：大人相会在何年？

占：老人家，就在眼前，随我来。

夫：来了，真当贤惠。

[下]

二十一出 下 旨

[生、末]

生：[上] 镇守边疆地，何日还乡井。[吹介]

末：[上] 一封丹书诏，飞下九重霄。圣旨下。

生：万岁万万岁。

末：今有圣上得龙梦，梦见白兔画眉下凡。命各衙内十五岁的公子，俱要遊山打猎，打得獐鹿兔鹿回来。
另加爵赏，叩头谢恩。

生：有劳大人领旨前来，中途不便留宴。

末：回朝覆命。

[下]

生：还过大人。[吹介] 来人，拔寨回朝。[吹介]

[下]

二十二出 回 朝

[生、占、手]

占：[上] 老爷镇边陵，未见转回程。 [手人过介]

生：[上] [口手介]

占：老爷得胜回立（过）来，可喜可贺。

生：托夫人的福气，下官去后，沙陀村有何音信至此？

占：老爷去后 沙陀村窠老夫妇送来公子家书至此。

生：孩儿在那里？

占：演武亭演武。

生：一班传一班，传少爷回府。

净：一班传一班，传少爷回府。

小：[上] 走。

[水底鱼] 母亲这是何人？

占：乃是你爹爹。

小：孩儿一拜 [吹介]

生：一旁坐下，夫人，圣上得一龙梦，梦见画眉白兔下凡，命各衙内十五六岁公子，俱要遊山打猎，打得獐鹿兔鹿回来，另外爵赏。

占：儿可愿去？

小：孩儿愿去，只恐众将不听料理。

生：我这里有令一枝，不听令者照令施行。

小：领命。

生：遛山打猎要小心。

占：一路不可害良民。

生：若还打得白兔转。

小：打兔回来见双亲。

生：好个打猎回来见双亲。

[下]

二十三出 出 獵

[小、外、丑、旦]

小：[上] 小将生来胆气威，全凭武艺占高魁。爹爹堂上加官爵，百万军中督指挥。小将刘承佑，领了爹爹言命，遛山打猎。小王。

丑：有。

小：人马何齐。

丑：禀将军，要带多少人吗？

小：帐下三军。

丑：老王少陪了。

外：那里去？

丑：将军传下令来，只要三个人，岂不多了我。

外：这狗吃的。两个耳朵一个也不带来。帐下三军乃是军中的号令。

小：[唱] 帐下三军，听咱号令。

丑：将军好英雄。

小：[唱] 英雄似猛虎。

丑：好披挂。

小：[唱] 披挂赛天神。

丑：鼓响了。

小：[唱] 鼓咚咚催军鼓响，急尖尖闯上邮亭。

丑：炮响了。

小：[唱] 活喇喇炮声一响震天境。

[白] 小王。

[唱] 你与我多带弓一把，各带狼牙，各带狼牙，箭几枝。

[白] 马来。

[唱] 白马儿，雄赳赳头带红缨，猎犬儿走似飞云。獐鹿兔鹿俱不见，乌鸦喜鹊尽瘳（落）声。又只见
天边鸿雁走如云。

[白] 小王。

[唱] 你与我解戎绳放海猩（青）。那海猩（青），一飞飞在天鹅阵。天鹅前面走，海猩（青）随后跟。
这海猩（青）比不得那海猩（青），那海猩（青）眼似铜铃，爪似铜针。头上抓得血淋淋。毛兒扯
得细纷纷。

丑：下来了。

小：[唱] 翻天覆地倒在地埃尘。

丑：[唱] 恭苜（喜）将军，贺苜（喜）将军。

小：[唱] 众三军，休得要贺彩（喝采）声频。

丑：肚中饥饿，再禀将军，人要草吃 马要饭吞。

外：讲到（倒）了。

丑：我到（倒）讲，他顺想。

小：[唱] 每人赏你良（银）三分，大家沽酒消愁闷。

[白] 一霎时，人劳马喘。

[唱] 暂歇邮亭，暂歇邮亭。

[白] 小王，易（场）去沽酒。

丑：得晓。

外：晓得。

丑：晓得□□。

外：将军叫你。

丑：我不晓得是叫我。叫我，你不要打插。啊，此地可有酒沽？

内：没有。

丑：那里有？

内：前面杏花村。

丑：多少路途？

内：五里之遥。

丑：多谢了，我。

内：多谢我？

丑：多谢了，我来问你，启禀将军，此事（地？）没有酒。

小：哪里有？

丑：前面嘎嘎哼。

小：想是杏花村。多少路？

丑：一别掌。

小：想是五里之遥。

丑：不错。

小：马来。

[唱] 借问酒家何处有，牧童遥指杏花村。

丑：到了杏花村。

小：小王前去沽酒。

丑：到知。

外：知到（道）。

丑：知到（道）。你去啊，可有店开的？

内：开店的。

丑：不错是开店的。此地可有酒买？

内：酒得有，你是哪里来的？

丑：我是阴沟里扒出来捉鳖的。

内：想是邠州打猎的。酒是有，只卖人家农田农地，不卖你当兵吃粮。

丑：当兵吃粮的怎样？

内：当军吃粮，头带翻弦（烦喧）帽，吃酒不把酒钱，还有许多啰啰嗦嗦的。

丑：你卖一点。

内：一点也不卖。

丑：不买不买，少时有店难开。启禀将军，酒得有，只卖人家农田农地，不卖我当兵吃粮的。

小：当兵吃粮的怎样？

丑：他吃了酒不给钱，还有许多啰啰嗦嗦的。将军下个令，我与老王去抢得来。

小：走。

[唱] 哎，小王大胆狗才。不记住在家启程之际，大老爷是何等言语嘱咐与你。只要你遛山打猎，谁叫

你扰害良民，你若是听咱令，一个个论功升赏。你若是违咱令，军令施行，军令施行。

丑：老王，扯我起来。[吐介] 老王，看我是黄的，还是白的？

中国演劇・音楽の域内・域外における発展・伝播に関する現地調査と文献研究（2）

外：黄白俱有。

丑：吓破了肝。

外：胆。

丑：肝胆相连。

外：你死了过年。

丑：你可听得将军骂你没有？

外：未曾听得。

丑：〔唱〕他骂到，老王大胆狗才。

外：他是骂你。

丑：骂我难道就奉承了你？

〔唱〕不记得，在家中，大老鸦。

外：大老爷。

丑：大老爷何等言词嘱咐你来？

外：你来。

丑：我来，你就不该来。

〔唱〕只叫你登山打猎。

外：打猎。

丑：〔唱〕谁叫你扰害民粮。

外：良民。

丑：〔唱〕你若是依咱令，一个个论功抓痒。

外：升赏。

丑：〔唱〕你若是违咱令，老王你站过来。

外：做甚么？

丑：屁眼里抽筋。

外：军令施行。

丑：雁来了。

小：驾住风云动，征边立大功，旌旗遮白日，匹马走西东，左手挽枝箭，右手上貂（雕）弓，众军齐喝采（彩），这一箭落长空。

丑：呵呵，断了弓。

外：断了弦。

小：可有余弦？

丑：没有余弓，只有小貂弓一把。

小：速速整马来。

唱：忙吧貂（雕）弓，速整众三军。休得要喝采（彩）声频。远观白兔走如云，一声炮响震天庭。人人努力，个个同心，遊山打猎，见兔放鹰，大家齐唱宜春令。

[下]

二十四出 叹雪

[旦]

旦：[唱]哥哥狼心，剥去衣衫，逼奴改嫁，逼奴改嫁。自叹奴薄命，爹娘丧不幸，瓜园两离分。他去投军。一去邠州，州杳无音和信。哥嫂不认手足亲，刘郎不思结发情，咬脐不念生身本。本待我寻个自尽，我只得自思自想自思忖。待等刘郎夫回咬脐儿归，我把受苦的冤情一一如雁落井，怎不叫人泪淋淋。

[汲水介]

[白]来在井栏边，单衣汲井泉。朔风当面刮，这苦对谁言。

[清水令]似这等天日无光，洒梨花瑞雪飘飘逞风威当面刮。哎，天哪，昨日下雪，今朝又下雪。有朝太阳一出，看你雪在那里，日在何方。雪呀，你把苍松压倒，你把苍松压倒，千万叠。叹（哎），这等天朝下雪，惟有富者乐贫者愁，粉粧世界玉均（砌）银屏（瓶）平白里将人家悞（误）了。你看家家户户，家家户户人踪灭。哎，天哪，既起风就不该下雪，下雪就不该起风。看我李氏三娘，头上也是雪，足下又是泥。可怜我带雪拖泥，浑身冷透彻。哎，羞矣，我今在此闲讲，不知紧要。我那狠心哥嫂闻知，见我汲水归迟，不是打就是骂了。老天[叫介]哎，乌鸦，你乃有翅之鸟，何不展翅儿高飞，怎比我李氏三娘，在此雪中无依无靠。你也在受苦。怎的受苦，何来乌鸦，站立枯枝饿了声嗤。单单身上俱是雪。

内：问路。

旦：[唱]又有行人问路程，早汲寒泉回家去也。

[下]

二十五出 井 边 遇

[小、丑、外、旦 同上] 含口花

小、丑、外：[唱] 任猎犬，放海猩（青），远观白兔走如云，勒马紧加鞭莫等它跑远。远观白兔汲井泉，将我白兔来藏掩，将我白兔来藏掩。

小：小王你与我寻箭的寻箭，寻兔的寻兔。

丑：老王，将军传下令来，叫我开店的开店，开舖的开舖。

外：你这狗入的，两个耳朵一个也不带来。叫你寻箭的寻箭，寻兔的寻兔。

丑：大家寻来。

丑、外：[同唱] 公鸡叫，母鸡叫，各人寻到各人要。公鸡啼，母鸡啼，各人寻到各人的。

外丑：寻兔寻不见，寻到一支箭。

丑：将军好眼力，射在婆娘的屎桶里。

外：水桶里。

丑：扯出来屎一标。

外：水一标。

丑：不错，是水一标。箭上一块片，把与将军变一变。

外：念一念。

小：箭乃貂铃（雕翎）箭。

丑：箭。

小：兔乃月中王。

丑：王。

小：咬脐来打猎。

丑：猎。

小：井边遇亲。

丑：娘。

小：没有娘字。

丑：凑个娘字好倒、倒运。

外：押韵。

小：小王，对那妇人讲，将军千辛万苦，万苦千辛，赶一白兔至此，叫她好好放出来便罢，如若不然，将军不与你干休。

丑：[附] 驴子。

外：婆子。

丑：我将军千针万补，万补千针。

外：千辛万苦，万苦千辛。

丑：赶一黑兔至此。

外：白兔。

丑：白的黑的在那里？

外：寻她要。

丑：我不晓得寻她要，好好敢（赶）出来便罢。如若不然将军不与你干抽。

外：干休。

旦：哀告列位长官。

丑：歇到你的，我么大的兔子，只有两碗。

外：她是奉承你我，列位长官。

丑：你就捧得来。

外：讲得来。

旦：[唱]此乃大路旁，一非小溪边，来往人马有万千，小妇人只顾低头汲井泉，那曾见得将军画眉白兔闯将过来。多多拜上你，将军传言再拜众军们，你本是打猎将军，奴本是汲水妇人，若得问来便得问，不得问来且自罢休，休问奴家苦心怀。[哭介]

丑：那婆娘哭得好东皇。

外：好凄凉。

丑：我学个样子你看看，多多，多多，天多。

外：那有许多多。

丑：你道我的多，她还比我多更多，多多，多多，拜上小遭瘟。

外：小将军。

丑：传言再拜，一错人。

外：一个人。

丑：你一站到是一个人，我一跪下不是一错人。

外：总是一个人。

丑：总是一个人，若得问来便得问。不得问来且罢休。休，休。休问她的苦心怀。赤脚婆娘没穿鞋，前面卖枣子，后面打出两个梨巴（？）来。

外：脚蹲来。

小：小王。

丑：有。

小：对那个妇人讲，没有冤情，背水回去。若有冤情，请上邮亭一会。将军与她伸冤。

丑：啊，婆子，我家将军说到，若有冤情背水回去。若无冤情，请至邮亭一会。将军与你伸天。

外：伸冤。

丑：不错是伸冤。

旦：将军受我一礼。

小：哎。

[唱] 举目斜观，看她不是奴婢人。

丑：好大雪。

小：〔唱〕雪飞天，因甚单衣汲井泉。你是谁家女，哪家眷？

[唱] 何人打骂受煎熬，莫不是爹娘有损。手足有伤，妇人何不请至邮亭上，讲细说端详，讲细说端详。

旦：〔唱〕蒙君若问此缘情，这苦楚又谁怜念。但愿苍天相保佑，孔雀屏风配良缘。

小：嫁与何人？

旦：〔唱〕嫁与亏心短幸刘志远。

丑：我一耳巴子打得你三天饭吃不嘴。

外：嘴吃不饭。

丑：动不动把我老大爷的名字扯将起来，公牛的屙，公牛的屙，这个事我要禀。

外：不用禀。

丑：将军，那妇人动不动把我大爷的名字扯将出来，公牛的屙。

小：天下同名共姓者广多，下去。妇人你为何言夫之故道夫之短？

旦：〔唱〕哎，将军非是小妇言夫之故，道夫之短。他去邠州一十六载，杳无音信转回来，将军，无的不是亏心短幸，刘志远。

小：爹娘？

旦：〔唱〕爹娘不幸丧黄泉。哥嫂逼奴再重婚。日间汲水愁无奈，晚来挨磨，晚来挨磨，到天明。

小：可生儿子？

旦：〔唱〕产生一子在磨房。

小：那里去了？

旦：〔唱〕送往邠州，远离家乡。

小：可有音信？

旦：〔唱〕一去邠州十六载，杳无音信转回来。

小：叫何名字？

旦：[唱] 哎，将军。不问孩儿名字则可？

小：若问？

旦：[唱] 若问孩儿名字真当好苦。磨房产下孩儿，没有剪子。只得咬下脐来，咬脐名儿是他的终身号。这场冤苦，有谁怜念。

小：[唱] 听她，言来好伤怀。不由人，珠泪满腮。问她孩儿今何在，说起来，已在我邠州地界。

小：小王，问那妇人可识字迹？

丑：啊，我将军问你可识字迹？

旦：却知三。

丑：不终（中），不终（中），只认得两个字。禀将军，那妇人只认得两个。

小：想是一二改知。

[唱] 哎，妇人。先前道你不识字迹，我这里方便难行为。如今既识字迹，你还烦恼怎的，忧虑何来。

妇人何不在此修下书信一封来。我与你将书带，又与你查夫问子来。查得夫来夫相见，问得子来子团圆，那时节管叫你水不汲，磨不挨。汲水挨磨两丢开，断然不受灾。既受兄嫂害，休流泪，免伤怀，免伤怀。

[白] 小王，拿锁匙开皮箱，拿文房四宝与妇人休书。

丑：这就送命。我不知道文房四宝是什么东西，待我来试试老王看。老王呀，老王呀，你吃粮胡须吃白了，你还不晓得文房四宝。是什么东西？

外：纸、笔、墨、砚。

丑：我晓得了。

外：你这个歹老王。

丑：这个东西，好大个名堂，没有水。

外：抓得雪。

丑：好炮人。

外：冰人。

丑：不得化。

外：放个屁。

丑：你来。

外：呵口气。

丑：呵口气就呵口气，什么放个屁？我来磨墨。

外：把个屁股颠什么？

丑：屁股不颠墨不来。

外：这是文墨。

丑：妇人杀猪。

外：修书。

丑：修得到就是修书，修不到不就是杀猪。

外：总是修书。

丑：总是修书。

外：是的。

旦：别夫容易，见夫难。

丑：难。

旦：望断大河数雁寒。

丑：寒。

外：不要打岔。

丑：帮腔。

旦：早来三天重相公，迟来半月鬼门关。

丑：噫，噫，老王那妇人修书，修到我的熟路去了。

外：怎么是你的熟路？

丑：咳，鬼门关我到过三回。

外：你是怎么到过三回？

丑：我那年和大老爷包烟。

外：征边。

丑：不错是征边。

外：那是雁门关。

丑：鬼门关在那里？

外：在阴司里。

丑：你到过？

外：你到过？

旦：李三娘稽首百拜。

丑：写起来了？禀将军，妇人书信在此。

小：小王，将书信打往头阵。

丑：呵，将书信打往老王头上。

外：啊，书信打往头阵。

小：小王，我这里有伍两银子，把与妇人，叫她晴天自己担水，下雨下雪雇人担水。

丑：婆子，我将军把五两银子与你，叫你天晴雇人担水，下雨下雪自己担水。

外：讲倒了。

丑：我是倒讲，她就顺想。拿得去。

外：男女手授不清。

丑：放在脚上。

外：手脚想全（相同）。

丑：那就放在地下。

旦：谢将军。

小：一朝风云至。

旦：梅花插几枝。

小：蓬头人见面。

旦：将军寄书莫太迟。

小：那我知到，小王与那妇人送水。

丑：老王，将军叫你送水。

外：叫你送水。

丑：论腰牌。

外：前日在我跟前，今日该你。

丑：如今不论腰牌，要起个地规。一字起，十字止，九字带马，十字送水，数得哪个，就是哪个。

外：数哪个起？

丑：数你起。

外：一、二、三、四、五、六、七、八、九、十。

丑：站过来，动不动你把个苜（喜）神方，一占倒，数我起。

外：讲定了？

丑：讲定了。

外：一、二、两、三、四、五、六、七、八、九、十。

丑：这也是奇怪，数他起该我去。数我起，也是该我去。等我来品品看。水桶哥哥，我把你当个人，一、二、两，你这狗入的，打我的夹帐，有二就不要两。有两就不要二。从好过来，数我起。

外：数你起，一、二，不要两，清楚明白？

丑：清楚明白。

外：三、四、五、六、七、八、九、十，口（如）今该你去罢。

丑：水桶哥，我还是把你当个人，数我起，一、二。

外：□不要两？

丑：嗯，（不）要两、三、四、五、六、七、八、九、十。

外：如今总算是该□（你）去吧。

丑：数得那个就是那个，我总不当冉子，你帮我一□（下）。

外：我来帮你一下，那里去？

丑：将军把五两银子买担水去邠州磨墨。

外：邠州没有水磨墨，叫你与那妇人送水。

丑：是这等？□（老）王，帮我换下肩。老王那厢人来了。

外：小王做什么？

丑：唐□（老）挑担，喉下转肩，不知往那里走。

外：套她的脚迹。

丑：□（她）的脚小，我的脚大。

外：只叫你照，那叫你套。

丑：那还差不多。送水的来了。

内：送水的孩子，少时来吃面食糍糍（馍馍）。

丑：老王，我有面食糍糍（馍馍）吃。

外：带我去吃些。

丑：你好想，叫你担水，就是一、二、两。如今有面食馍馍带你去吃，把场屎你吃吃。啊，吃面食馍馍的来了。

内：[唱]三姐姐，懒婆娘，这几日水不汲，磨不挨，开栏杆上惹得个翻头帽子来。那有许多闲话讲，家下人与我来打。

丑：哎喏喏，我的帽子呢？

外：在手中。

丑：带起帽子就是老王的老子。

外：儿子。

丑：我好见。

外：见什么？

丑：见一个懒婆娘，眼大眉毛粗，脚有这么长。

外：那有许长？

丑：看后面。

[唱] 手执无情棍，站立门槛上，口口声声三姐姐，懒婆娘。这几日，水不汲，磨不挨，井栏杆上惹得个翻头帽子来，哪有许多闲话讲。赛过当年霸王。

外：楚霸王。

丑：霸王是楚霸王的家公。

外：小王，问个地名回去。

丑：老王，你去。

外：是叫。

丑：我被她打，怕了。

外：我教导你，你把这屎股向前，他若赶来了，你就好跑。

丑：这个主意是好的。啊，此地什么地名？

内：沙陀村小地名。

丑：禀将军，沙陀村小地名。

小：马来。

[唱] 勒马扬鞭走如云。

丑：哎，将军你看天上风狂，雪又大，地上泥湿路又滑。将军马儿奔得急，不顾马下众三军。

小：〔唱〕哎，小王。非是将军马儿奔得急，不顾马下众三军。看那妇人坐在井栏杆上，手提羊毫欲写不写，两泪汪汪。她说到，早来三天重相公，迟来半月鬼门关。将军一闻此言，恨不得插翅双飞，飞到邠州去，查问姓刘人，是军是民，早早打发，他还乡井。邠州若无姓刘人，要与节妇把冤伸。

[白] 那妇人好象我亲娘。

丑：你娘在邠州。

小：〔唱〕既然不是我亲娘，缘何一家大小同名姓。

[白] 效不得几派古人。

丑：那几派？

小：〔唱〕效不得丁兰刻木，王祥卧冰，孟宗哭竹，董永卖身。那些古人都难效。待效取赵氏孤儿，把冤伸。

[下]

二十六出 回书 [生、小手、丑、占、外]

生：〔上、引〕盼望旌旗，不见我儿归。

手：报！

生：报何来？

手：小将军打猎回来。

生：吩咐更衣相见。

手：吩咐更衣相见。

小：井边偶迁（遇？）一妇人，父同名姓子同庚。本待将他来相认，怎奈堂上有萱亲，爹爹万福。

生：罢了，一旁坐下。

小：告坐。

生：我儿把打猎之事一一讲来。

小：爹爹容禀。

[唱] 上告父尊。

丑：报！

生：报何来？

丑：小将军打猎回来。

外：多久报了，你在那（哪？）里来？

丑：我在店里吃酒来。

生：我儿讲来。

小：[唱] 鹰打兔兒没处寻，見一苍头老妇，驾雾腾云去到沙村。井边相会一妇人，蓬头赤足把容颜损，
儿问原因。李家员外是她的爹名姓，曾配夫君。

生：嫁与何人？

小：[唱] 嫁与亏心短幸刘。

生：我儿为何欲言不言？

小：上有爹爹虎名在此，孩儿不敢冒犯。

生：天下同名共姓者广多，只管讲来。

小：告过了。

[唱] 讲起那人，与爹爹同名姓。瓜园分别去投军。哥嫂逼她在成婚，身怀有孕难从命，守节坚贞。好
似荷花出水生。

生：可有孩儿？

小：[唱] 幸苜（喜）刘家有后，生下孩儿名叫咬脐。

生：孩儿哪里去了。

小：[唱] 哥嫂二次用谋计，将儿丢至在鱼池内，三叔公救起，多蒙窦老夫妇，千山万水送至在邠州地。

生：[唱] 此事蹊跷，她是何人，儿是谁。天下同名共姓者广多，三思而行，再思可矣。

小：[唱] 心中展转暗猜疑，其中必有详和细，两泪双垂。儿在井边带得有书回，望望细观详和细。

生：我兒何曾过午？

小：未曾。

生：后堂茶饭。

小：前堂别爹爹。

生：后堂看母亲。

小：爹爹看书看明白了。

生：原来是三娘有书前来，待我拆开观看，哎，妻呀。

[唱] 见鸾笺，一字字写得我的心头愿。都只为关山阻隔，音信难通。非我去不回，非我去不回，刘志远，不做亏心汉，不做亏心汉。

小：爹爹井边相会是谁？

生：[唱] 我的兒，苦苦问她来则甚？

小：到底是谁？

生：[唱] 哎：承佑我兒，不问井边事情则可？

小：讲起。

生：讲起井边真当好苦。兒在雪地怎见母，对面不相认，对面不相认了我的兒，井边相会是儿的亲身生母。

小：邠州堂上。

生：[唱] 邠州堂上，晚邠州堂上，娘亲。

小：[唱] 听爹爹言来好伤心怀，不由人珠泪满腮，一闻爹爹把话提，孩儿在东母在西，早知是我亲生母，一马双跨找我娘归，无的不是痛，痛煞我也。

占：离开孔雀屏风，来到画隔台前，老爹万福。

生：罢了，孩兒打猎回来，闷跌在地。

占：儿呀，起来。

小：你不是我的亲娘，我要我的亲娘。

占：老爷，此话从何讲起？

生：他是稚子志气，不要听他的话，好好搀扶起来。

占：兒呀，不是为娘所生，也是为娘所养，乖巧兒起来。

生：还不知罪？

小：孩兒知罪。

[唱] 听说罢肝肠裂碎。破蓑衣两泪垂，兒在井边相会，说原因，哪知是我亲身母。我娘亲受孤寒。

生：什么打扮？

小：孩兒要茶吃。

生：夫人拿来。

占：待我拿来。

小：[唱] 哎，爹爹孩兒哪里是要茶吃？既有晚娘在此，你还问我亲娘什么打扮。我那亲娘若有晚娘这样打扮那就好了。爹爹，只见她身穿着破蓑衣褴褛衣裳。

生：头戴什么？

小：[唱] 哎，爹爹，你乃为官之人，心中岂不明白。身上既无穿的，头上那有戴戴的了。爹爹，只见她头挽着口（发？）蓬松，剪发齐眉，你剪发齐眉。孩兒一见她如痴如醉，不由人寸寸肝肠裂碎。哎，爹呀，你在此享荣华受富贵，不记得李家庄上为门婿。

生：为门婿怎样？

小：[唱] 为门婿做夫妻。

[白] 爹爹，大舅叫什么名字？

生：叫李洪信。

小：[唱] 恨只恨，李洪信太不仁，把一个亲身妹子为奴婢。

生：为奴婢怎样？

小：[唱] 奴婢受孤寒。

[白] 爹爹孩兒说起断头话来了。

生：休出此言。

小：[唱] 若接亲娘来到此，孩兒万事俱不提。不接亲娘来到此，孩兒撞死階前地。

生：旁人道兒不肖。

小：[唱] 旁人道兒不肖，道爹爹忘恩负义 抛妻不理。

生：非是我忘恩负义抛妻不理，都只为关山阻隔，误了佳期，耽误佳期。

占：〔唱〕 老爷休流泪，我兒免伤怀。既有亲娘在，何不接她到此来，拜她为姐 我为妹。

小：[唱] 谢娘亲大发慈悲。谢爹爹万般周济。

占：只有亲的哪有晚的？

小：[唱] 说出哪里话来了？娘，孩兒三朝血块到此，不是母亲所养，哪有今日了。娘说什么她是亲的你晚的，亲的晚的，为兒者奉甘肠一般孝顺。

生：[唱] 待来朝选日子，差归期。

小：[唱] 哎，爹爹事到如今，你还择什么日子。你好差差归期了。爹爹，也免得我娘亲命且塞（前）夕。

望爹爹及早登程，莫太迟。就我娘脱离了虎口之地，也免得你孩儿早思暮想，思意念着了。爹爹，你孩儿恨不得插翅双飞。

生：飞到哪里？

小：〔唱〕沙陀村地，沙陀村地。

〔哭介〕

同白：哎，/姐姐，姐。

/三娘，我妻。哎，妻，哟。

/母亲，我娘。亲娘。

〔下〕

二十七出 磨房会 [生、旦]

旦：〔上唱〕思量命蹇，遭逢兄嫂害，不幸爹娘早丧，偶遇狼毒哥嫂，逼奴改嫁是奴不从，他就设下三条毒计。一计逼奴投河自溺，二计逼奴改嫁他人，三条计策逼奴，上剪青丝发，下脱绣罗裙，日间汲水晚来挨磨，我只得伴着磨儿缓缓挨，挨磨等夫来。我看磨房几桩物件，好比奴家几个人来。磨儿好比我那爹娘，筛罗好比狼心哥嫂，这麦子好比我与刘郎。先被磨儿磨下来，又被筛箩打碎两开，打得奴夫不能见妻，子不能见母，重叠叠，碎纷纷，却被他们打下来。井边汲水与将军，我想将军年纪虽小，到有一点仁德之心，他与我方便把书带，又与我查夫问子来。查得夫来夫相见，问得子来母子团圆。那时节管叫我水不汲磨不挨，汲水挨磨两丢开。断然不受灾，岂受兄嫂害。

〔白〕挨磨辛苦 打睡一时。

生：〔上〕皂鞋纷纷点翠苔，犹如仙子下瑶街。前门桃柳依然在，尽是刘郎亲手栽。来此已是磨房，只见门上加锁，锁上加封，想是洪信闻知俺刘高回来，将妹子接回家去，也未可知。正是他既回心，我便罢休。免得郎舅结冤仇，不免转至马王庙中，明日再做道理。

旦：哎，苦哇。

生：未曾行走三五步，忽听磨房叫苦声。想是三娘还在内面，待我闪至一旁，听她讲些什么。正是 若知他人心腹事，且听她的口头词。

旦：天怎的不明，月光缘何不下山，笼中鸡，怎得不报晓。

〔唱〕恨金鸡不报晓，恨金鸡不报晓。

〔白〕此处又无州城府县，那有更鼓之声，当初爹爹说到，开院（元）寺中来往官员到此也未何（可？）知。

[唱] 正是欢悦嫌夜短，寂寞恨夜更长。听焦（譙）楼花鼓频频，天边皓月照人行。哎，天月光，你的光明在上照着下土。你若照着富豪之家，夫唱妇随，有个好处。你若照着苦命三娘，哎，丹光缘何不去照画堂。明晓晓羞踏踏，偏偏照在奴身上。

[介]

又听得强基外路兒上，将象有个人行路。哎 行路之人，你若是男子汉则可，若是妇道之家 这等夜尽更深，一个人在此行来走去，走去行来，看将起，也与我李氏三娘差不多，恨刘郎一去不回来。哎，刘志远天煞的，当初爹爹说到，马王庙中散愿回来，见你美貌堂堂，三叔将奴配与你，只望你有个好处荣耀奴家。又谁知一去邠州不回来。早知今日，悔不当初。悔当初倒不如情断恩，恩断情，恩情两下分干净。

生：断情不段情，三娘快开门。

旦：哥嫂，我在此挨磨。

生：不是哥嫂，是你故友回来。

旦：外面人差矣，男子汉有故友。想我妇道之家，是哪里来的故友。

生：三娘不必暗猜疑，十六年前刘高回。

旦：既是刘高回来，你就把往日之事，细说一番。

生：三娘听道。

[唱] 抛离数载景致依然在，门前桃柳依然在，尽是刘高亲手栽。磨房转过马房来，只见门楼倒坏，两廊下瓦碎尘埃。想是刘高我出后，洪信好酒无才，因此上无人来摆布。

旦：眼前之事，谁个不知，那个不晓？你我哪里分别呵？

生：[唱] 哎，三娘妻。不讲起分别则可。

旦：讲起。

生：[唱] 讲起分别真当好苦，恼恨大舅狼心，舅母无情，将酒劝得沉沉而醉，命我看守百亩瓜园，只望我遭瓜精之口。谁知孽畜反遭我手，因祸得富，因祸得贵，三娘妻，你我分别在瓜园。

旦：日前。

生：[唱] 日前见你有书到。

旦：上写什么？

生：[唱] 上写着 几般受苦几般灾，还有许多恩和爱。

旦：[唱] 既知到（道？），几般受苦几般灾，缘何一去不回来？我见你男子汉，心肠特歹，心肠特歹。

生：[唱] 非是我男子汉，心肠特歹，心肠特歹。都只为官司有差，镇守边境地。要来，我也是不得来。

[白] 三岳丈何在？

旦：还在。

生：好哇。

[唱] 幸喜得恩人还在，刘高回来。若还不在，我今转邠州地点动人和马。要把李家庄上平阳踹。

旦：[唱] 哎，苦哇。

生：[唱] 哎，三娘妻。先前没有刘高回来，烦恼处理理所当然。如今既有刘高回来，你还烦恼怎的，忧虑何来。三娘妻，满腹忧愁且放开。欢欢喜喜开门相见，这般情忘两丢开。

[白] 讲得明白，三娘开门。

旦：锁匙哥嫂拿去了。

生：水饭怎样得进？

旦：记得就送一点。

生：不记得。

旦：也不知饿了多少。

生：这等苦煞三娘，待我转至马王庙中，明日再作道理。

旦：行路之人，还不快走？

生：怎么快走？

旦：既是刘郎回来，往日英雄那里去了？

生：不讲起往日英雄则可，一讲起往日英雄，我就打下门来。

旦：且慢！有官无官？

生：有官怎样，无官如何？

旦：有官打下门来。无官，还不知道我哥嫂的厉害。

生：不讲起你哥嫂则可，讲起你哥嫂恼得我怒气冲牛斗，那怕铜墙铁壁门。

[打门介]

[白] 三娘在那里？

旦：刘郎在那里？

(同白) 哎，夫/妻 呀。

(生：[唱]) 多年不见，常怀挂欠(牵)，我谢苍天。今晚夫妻重相会，花谢重开月再园。

[尾声] 黄河尚有澄清日，岂可人无得运时。悄悄莫与外人知。

旦：刘郎不却老了？

生：三娘你的容颜变了。

旦：红粉佳人白了头。

[哭介]

二十八出 算 账 [净、旦、生]

净：[上唱] 黄昏夜，黄昏夜。三妹子房里人说话。捉也不好捉，拿也不好拿，随她便罢，随她便罢。

[白] 三妹子，日色多高。还不起来担水？

旦：你家老婆怎的不担水？

净：挨磨。

旦：你的老婆怎的不挨磨？

净：噫，只怕是城隍庙里鼓，三天不打发痒、招打、眼、打出一条牛来了，刘姐夫，恭喜你。

生：喜从何来？

净：恭喜你做了官。

生：没有做官。

净：只怕做了点把（吧）。

生：官只有大小，没有点把（吧）。

净：你真没有做官？待我问过三妹子。三妹子恭喜（喜）你。

旦：喜从何来？

净：刘姐夫做了官，恭喜你做了夫人。

旦：哪个讲的？

净：刘姐夫讲的。

旦：待我对来。

净：慢些，你哥哥的话对不得，一对就掉了。刘姐夫你真没有做官？

生：没有做官。

净：没有做官的话，我只怕要与你算账。

生：自己的郎舅有什么账算？

净：没有账算？三妹子出了嫁 就是你刘家的人，你住邠州十六年，三妹子在我家吃了十六年闲饭，一年只算一分银子，十六年只算你十六分银子，拿银子来。

生：我也有账算，我住邠州十六年，三妹子在你家里，日间汲水 晚来挨磨，白日汲水算你三分银子，晚来挨磨也只算你三分银子，那银子找我。

净：这个帐算不得，我还有账算，你还骑得我一匹马去了。

生：马还在。

净：掉了一根马毛算一分银子。

生：百亩瓜园分在三妹子名下，已在你家一十六年，一粒瓜子只算一文钱。

净：我把马毛一扯两断，一根做两根，你要找我。

生：我把瓜子剖开一枚有三枚，你拿银子找我。

净：又要找你？这个帐我不算，我去告你。

生：哪里去告？

净：县里去告。

生：管我不着。

净：府里去告。

生：管我不着。

净：老爹前面去告。

生：一法管我不着。开元寺中 来了一员九州案（按？）抚士（使？），他管得我着。

净：也有个九个头的老爷管得着你。告状，告状。

旦：哥哥那（哪？）里去？

净：不告，出门就撞到油头妇人。

旦：自己的妹子无妨，哥哥与我搭告一状。

净：告他什么？

旦：告他抛妻不顾。

净：这句话好不通。

旦：你与我告状，我把一包冷饭，四个团草鞋谢谢你。

净：一包冷饭四个团草鞋，把哥子当作一条牛，你还是牛的妹子。告状，告状。

旦：刘郎，我哥哥告你去了。

生：开院（元）寺中就是卑人。

旦：还要看先人分上。

生：黄河尚有澄清日。

旦：岂可人无得运时。

[下]

二十九出 告 状 团 员（圆） [生、净、末、旦、小、占、手]

净：听说新官到，忙把状来告。若是告得准，红日当头照。若是告不准，老鼠爬进灶，烧得有皮又无毛。

内：乌鸦当头叫，不是打就是吊。

净：乌鸦当头叫，回去不告，回去不告。

内：洪信告状打回头，慢道别人笑，就是自己的妹子也是笑的。

净：告状打回头，慢道别人笑，就是自己的妹子也要笑的。不错，打死也要告他一状，告状，告状，叩见老爷。

手：我不是老爷。

净：你是何人？

手：我是皂隶班。

净：你在灶里，难怪你烧红了头。

手：站班名为皂隶班。

净：老爷在哪里？

手：在后堂。

净：这样时候还在床上，你去叫他出来，三钱（千）银子打官房，不打賒账。

手：老爷升堂。

生：告状人，面朝外跪。

净：老爷见不得我？

手：你见不得老爷。

生：状纸上来。

净：一家人吃斋口素。

生：诉来。

净：李家庄上一条龙。

生：龙字不好，打。

净：不告，开口就打。

手：打官房就要打。

净：打官房就要打？

手：打得多 赢得多。

净：就打。

手：一，二，三，四，五。

生：诉来。

净：爹爹名李太公，生个女儿无嫁处，嫁个老刘真好穷。

生：穷子不好，打穷字。

手：打。

净：不告，不告，又要打。

手：打一千赢上天。

净：又要打，打这边。

手：六，七，八，九，十。

生：诉来。

净：昨日三更转回来，打破了舅母的秋江送。

生：送什么？

净：送别。

生：将他吊在西廊。

手：吊起来。

净：吊起来做什么？

手：老爷见你告状有功，升你个吊官，吊起你审他。

净：升我什么吊官？

末：[上]黄河尚有澄清日，岂可人无得运时。

净：三叔你来了。

末：洪信为何吊在此间？

净：我来告刘姐夫的状，这个老爷见我告状有功，升我一个吊官。少时将你吊在那一边，一对好献世宝。

末：你晓得这个老爷是哪一个？

净：是个九个头的老爷。

末：就是刘姐夫。

净：就是刘姐夫？三叔只怕要庄村。

末：庄村以久。

净：三叔与我讲个人情分上。

末：只怕忘怀了。

净：我把个暗号与你。

末：什么暗号？

净：三字直写是什么字？

末：川字。

净：叔子旁边加木字？

末：乃是椒字。

净：我在外面叫卖川椒，你就记得。

末：看你的造化如何？

净：造化是好的。

末：与我通禀老爷，你道三岳丈已到。

手：禀老爷，三岳丈已到。

生：鼓乐相迎。

[吹介]

末：恭喜贤婿荣耀回来，可喜可贺。

生：托赖三岳丈福庇。

净：卖川椒。

末：为何将洪信吊在西廊？

生：他不念兄妹之情。

末：还要看在先人分上。

生：来，将舅爷放下来。

手：原来是舅爷，放下来。

净：刘姐夫你好不志城（诚），你做了官，又讲什么没有做官，把我一吊起来好看。

生：请合家出堂。

[出堂 笑介]

小：母亲这是何人？

旦：乃是舅爷。

小：看刀来。

[吹介]

净：三叔救命，我要头。

末：头不在颈上？三叔只怕是四将军下了凡。

末：乃是你外甥。

净：就是我家老婆丢在鱼池的咬脐郎？待我装作舅爹的架子摆他一摆，外甥光溜溜持刀杀娘舅。

小：你不仁来，我不义。

净：放你娘的大臭屁。

末：洪信回去整酒赔礼。

净：待我来算算客看，刘姐夫一个，三妹子一个，锁匙夫人。

末：岳氏夫人。

净：锁氏岳氏不是一样？你老人家做陪客，有一个人我不接。

末：哪个不接。

净：那个小杂种。

末：告回。

生：送过。

[吹介]

〔白〕且苕（喜？）一家荣耀，办炷清香叩谢上苍。

[吹介]

（终）

公元一九七九年八月 殷武焕 刻印



「江西省の九江青陽腔白兔記」第一頁

公元九七九年八月 殷武煥刻印

在魚池的咬脐郎待我装做舅舅的架子摆他一摆外甥光溜
 持刀杀嫩舅小你不仁来我不义放你娘的大臭屁末洪
 仗回去整酒赔礼待我来算客看刘姐夫一个三妹子
 一个锁匙夫人末岳氏夫人锁比岳氏不是一样你老人家做
 陪客有一个我不接末哪个不接那个小朵辣末苦
 回送过末且芒一家荣耀办炷清香叩谢上苍
 末(終)

Ⅲ. 後編、域外編

近世日本における唐音唱詩の興隆と衰退

中国芸能の域外伝播の一例として

加藤 徹

斯文的なものと言言的なもの

かつて東洋の漢字文化圏では、「斯文」と「方言」という明確な対概念があった。

斯文すなわち「この文」とは、『論語』子罕篇に由来する言葉である。「文」は狭義では漢文で書かれた古典文献、あるいは漢文という書記言語そのものを指す。広義では儒教的な文物制度や、学問や道徳を含む文化全般を指す。

「漢文」という言語学的概念に、儒教的な価値観のニュアンスを加えたものが「斯文」という呼称である。

漢文の「方言」の意味は現代よりも広がった。同一の民族語の内部の方言だけでなく、現代人が「外国語」と考えるものも「方言」に含まれた。

斯文ないし漢文が、通時的・通域的に普遍的な価値観をもつ書記言語であるのに対し、方言は、ある時代のある民族集団（エスニック・グループ）のローカルな音声言語を指すことが多かった。

江戸時代の儒者・木下順庵（1621-1699）は、来日した朝鮮通信使との漢詩の応酬の中で、次のような詩句を詠んだ。^{【註1】}

相逢何恨方言異、 相逢いて何ぞ恨みん 方言の異なるを
四海斯文自一家。 四海の斯文は自ずから一家なり

日本の儒者は日本語、朝鮮の儒者は朝鮮語、と、それぞれの「方言」は違う。会見しても互いの音声言語では会話できない。しかし、残念に思う必要はない。中国本土も含め、全世界の「斯文」はみな同じで家族同様なだから——という意味である。

現に、木下順庵は、朝鮮の知識人を相手に、漢文の筆談や漢詩の応酬という「斯文」的なもので意思疎通ができた。

たしかに「斯文」的なものは、普遍的である。八世紀の李白や杜甫も、十七世紀の木下順庵も、そして二十一世紀のわれわれも、漢詩を作る場合は、「格律」すなわち平仄や脚韻などの配列規則を守らねばならない。時代や国籍、母語の種類を問わず、漢詩を作るためのルールは決まっている。

現代の北京語の漢字音も、日本語の漢字音も、漢詩の「平仄」「詩韻」などとはかけ離れてしまっている。北京語を母語とする中国人も、漢詩を作るためには、日本人と同様に、平仄などを学び直さねばならない。自然言語として身につけられる「方言」と違い、「斯文」は後天的な学習を積み重ねば習得できない。

漢詩の読みかたにおける二つの引力

かつての東アジアでは、「斯文」的な文芸・芸能は高尚だが、「方言」的なものは通俗的で品格が劣る、と見なされる傾向があった。

京劇でも、「斯文」的な発想と通底する「中州韻」に基づく韻白は高尚だが、「方言」そのものである京白や方言白は下品だとされた。実際、京劇では「帝王宰相、才子佳人」を演ずる老生や青衣は韻白を使い、庶民を演ずる丑や花旦は土着の言葉を使う。

器楽でも、「斯文」的な楽器である古琴（七弦琴）は漢詩を唱うのにあっていたが、「方言」的な楽器である胡琴（現在の二胡や京胡など）は、各地の方言の声の高さにあわせて、楽器の音高も材質もまちまちであった。

現代の中国音楽の演奏家も、例えば千年前の漢詩の楽曲を、五百年前の骨董品の古琴で弾くことは、全く問題がない。斯文的なものは、通時的・通域的普遍性をもつように作られているからである。

しかし、現代の京胡（甲高い北方の方言にあわせた高音の胡琴）で、現代の粵劇（広東オペラ。京劇よりも低音）を弾くことは、同時代の楽器と音楽であるにもかかわらず、原理的に不可能である。

古琴系は「斯文」的だが、京胡系は「方言」的だ。古琴という楽器は、日本や朝鮮など外国の「斯文」文化圏にも広まったが、京胡は、中国国内でさえ北方的なエスニシティが強すぎるため、南方系の芸能ではあまり使われない。

日本では、漢詩と和歌を総称して「詩歌」と呼んだ。「斯文」的な漢詩が上で、日本一国の「方言」的な和歌は下であった。

斯文的なものと言言的なもの、という二つの引力は、かつての世界にはどこでも見られた。昔のヨーロッパでも、ラテン語文化的なものと現地民族語的なものの対立があった。イスラム圏でも、南アジア文明圏でも、グローバルとローカルの二つの引力のせめぎあいという文化的現象が見られた。

ただ東アジアの場合、「斯文」的なものの中心である漢文が純粋な音声言語ではなかったこと、漢字は表音文字ではなく表音表意文字ではなかった点が特異で、そのことが東アジアの芸能全般に決定的な影響を与えていた。

漢字文化圏では、盲人や文盲（非識字者）の漢詩人は、原理的に存在できない。古代ギリシャのホメロスや日本の蝉丸は盲人だったと伝えられるが、盲目の李白や杜甫は考えにくい。

そんな中国でも、「方言的なもの」の世界では、例えば胡琴を演奏する盲目の楽師などが活躍できた。

東アジアにおける「斯文的なもの」と「方言的なもの」の二つの引力のありかたは、世界の他の地

域にくらべても特異である。その特異性は、芸能の域外伝播についても、大きく影響している。

漢詩を訓読で読む理由

筆者は、中国芸能の域外伝播について研究している。今回はその一例として、漢詩の読みかたを取り上げる。

漢詩は、作り方は「斯文的」だが、読まれ方は「方言的」である、という二面性をもつ。

例えば、日本人は漢詩を訓読で読む。朗読だけでなく、詩吟のときも訓読である。字音直読で漢詩を読むことはない。私たちはそれに慣れていて何とも思わないが、外国人、特に中国人はこれを奇妙に感ずるようだ。

例えば、中国人研究者である張競・明治大学教授は言う。

「日本の漢詩文の消化の例として訓読があります。来日したころあれには驚きました。漢詩は原文で読むものと思っていましたが、日本の訓読に通底する独特のリズムに不思議な感動を覚えました」^[註2]

張教授の疑問を筆者なりに敷衍すると、次のようになる。

日本人は、漢詩を作るときは「斯文」的なルールにしたがう。日本漢字音に平仄の区別はない。しかし漢詩を作る日本人は、懸命に平仄字典を引き、この漢字は平字、この漢字は仄字、と暗記する。漢詩の脚韻も、日本漢字音ではなく、伝統的な詩韻の規則を守る。日本人が漢詩を書くとき、日本語の慣用表現に引きずられた「和習」というミスを犯すこともある。なるべく和習をなくし、文法的・語法的に正しい漢詩を書くため、昔の日本人は心血を注いだのである。

その同じ日本人が、いざ漢詩を読むときは、一転して「和習」全開の状態になる。漢詩を中国語で読むのでも、日本漢字音で字音直読するのでもなく、「漢文訓読」という純然たる日本語で読みくだす。当然、中国語音で漢詩を読むときとはリズムが変わるし、漢詩の脚韻の妙味も訓読では味わえない。

日本人は、漢詩を作るときは「斯文」的なのに、音読するときは徹底して「方言」的になる。そのギャップの大きさに、張競教授を含め中国人は戸惑うのである。

日本人は漢訳仏典（いわゆる「お経」）は字音直読する。しかし漢詩は、音韻の美を味わうための「詩吟」においてさえ、訓読で行う。考えてみれば不思議である。

この理由の分析について、筆者の見解は後述する。

日本における漢詩字音直読

張競教授は「漢詩は原文で読むものと思っていましたが」云々と述べられたが、日本人が漢詩の原文を字音直読することも、まれにあった。

例えば、『和漢朗詠集』巻下「祝」に収録されている唐の謝偃（^{しゃえん}?～643）の漢詩の句

「嘉辰令月歎無極、万歳千秋楽未央」

は、雅楽の朗詠では、訓読ではなく、漢音直読で、

「か しん れい ぐゑつ くわん ぶ きよく、ばん ぜい せん しう らく び やう」(以上、旧かな表記)

と歌う習わしとなっている。ただ、例外であるこの「嘉辰」さえ、勸学院の学生は二度の漢音直読のあと、三度目は漢文訓読で詠じたという【注3】。

この詩句を漢文訓読で読み下すと「嘉辰令月、^{かん}歎、極まり無し。万歳千秋、楽しみは未だ央きず」となる。

もう一つの例外は、江戸時代中期からの「近世唐話学」の興隆と、それに付随する漢詩の「唐音直読」の流行である。

江戸時代の日本人は、漢詩の詩吟は、従来どおり訓読で行っていた。しかし、中国伝来の歌曲の旋律に乗せて漢詩を唱う場合は、訓読すると原文の数倍の長さに伸びて「字余り」になってしまうため、当時の中国語の発音（近世唐音）で漢詩を唱った。具体的には、東臯心越禪師（1639-1695）に始まる琴学や、魏之琰（1617?-1689）が伝えた「魏氏明楽」、長崎来舶唐人が江戸中期に伝えた清楽などの中国伝来の楽曲の歌詞は、日本人も訓読ではなく唐音で直読で唱った。【注4】

近世日本における「唐音唱詩」の流行と、それにとまなう音楽文化の興隆は、東アジアの芸能の伝播を考察する上で注目すべき事例の一つである。

日本人の唐音唱詩の伝統は、東臯心越や魏之琰のころに始まり、約二百年続いた。明治二十七年（1894）、日清戦争が勃発し、中国語が「敵性語」に認定されると、唐音唱詩の伝統も終わりを告げた。ただし、唐音唱詩関連の文献資料は、今も豊富に残っている。

以下、唐音唱詩の一例として、李白の七言絶句「清平調三首」を取り上げ、日本人の中国芸能の受容の特徴について考察する。

江戸期における唐詩ブーム

よく知られているとおり、江戸時代の日本では、明の李攀龍（1514-1570）の編纂とされる『唐詩選』が人気となり、翻刻が重ねられた。それらの大半は、漢文訓読によるものであった。

李白の七言絶句「清平調三首」は有名な作品だが、行論の都合上、原文と、漢文訓読による読みかた（現代かなづかい。字音はカタカナ）の例を以下に示す。

雲想衣裳花想容。春風拂檻露華濃。若非群玉山頭見、会向瑤台月下逢。

くもにはイショウをおもい、はなにはかたちをおもう。

シュンプウ、カンをはらってロカこまやかなり。

もしグンギョクサントウにみるにあらずんば、

かならずヨウダイゲツカにむかってあわん。

一枝濃艶露凝香。雲雨巫山枉断腸。借問漢宮誰得似、可憐飛燕倚新粧。

イッシのノウエン、つゆ、かおりをこらす。

ウンウフザン、むなしくダンチョウ。

シャモンすカンキュウ、たれかにるをえたる、

カレンのヒエン、シンショウによる。

名花傾国両相歎。常得君王帶笑看。解釈春風無限恨、沈香亭北倚闌干。

メイカ、ケイコク、ふたつながらあいよろこぶ。

つねにクンノウのわらいをおびてみるをえたり。

シュンプウムゲンのうらみをカイシャクして、

チンコウテイホク、ランカンによる。

江戸時代の漢詩の本一例として、『唐詩選画本』^{〔註5〕}の「清平調」を示す（第三首の部分。右図）。

江戸時代の和本なので、現代の日本人が見慣れている明治以降の漢文訓読のスタイルとは、少し違うところがある。

このような漢文訓読と並行して、江戸時代中期からからは、唐音朗読や唐音唱詩のためのテキストも刊行されるようになった。

『魏氏楽譜』の清平調

江戸時代の初め、明国から日本に帰化した魏之琰（1617?-1689）が伝えた「魏氏明楽」は、当初はあまり広まらなかった。

魏之琰の曾孫である魏皓（?-1774）は、自分の家に伝わる明楽を世に広めたいと考

え、明和年間の前後に京都に居住し、百人以上の門弟を育てた。1768年には魏氏明楽の歌詞と楽譜の本である『魏氏楽譜』も刊行された。

明楽は、上方の公家や大名の支持を得て、一時はかなり流行したものの、魏皓の死後、急速に衰えた。明楽は、江戸時代の日本としては大編成の楽隊を必要としたこと、楽隊のレベルを維持するための費用も多額であったこと、明楽の楽曲は荘重で優雅な古典音楽であったが、それだけに庶民層の支持を得にくかったこと、など、さまざまな理由が重なった結果である。





明楽の「清平調」の楽譜の一部を示す。歌詞の右横に、カタカナで唐音の発音が書きこんである。

明楽の流行は短期間で終わり、魏皓の死後は衰えた。とはいえ、絶滅したわけではなかった。

姫路藩などでは、幕末まで藩の財政をあてて明楽の演奏を維持していた。また、明楽のメロディーは、本来の楽隊や合唱隊によるスタイルとはかけ離れてしまうものの、独奏や独唱で再現することも可能であった。

例えば、津島北溪『高岡詩話』（高岡市中央図書館）によれば、文政九年（1826）に、茶人として有名な八橋売茶（売茶翁）が高岡（現在の富山県高岡市）の広乾寺へ来寓し、明楽の歌曲「慶春楽」（おそらくは「慶春沢」の誤記）を演奏した。地元の住民で入門して明楽を学んだ者は、十数人に及んだ。この他、愛知県知立市の無量寿寺にも、八橋売茶ゆかりの明楽の楽器が残っている（以上は稲見恵七氏による調査による）^[注6]。

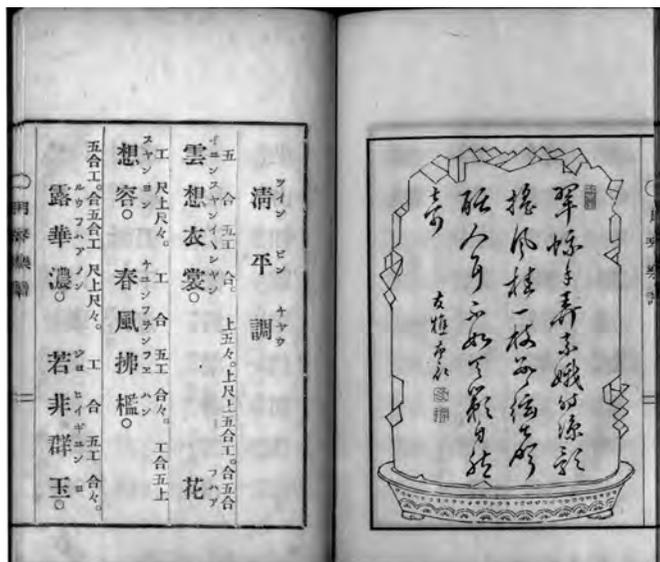
本来、オーケストラ編成で演奏されるべき明楽は、江戸後期には、サロン音楽的にスケールダウンして伝承されていた。

明治時代に入ると、明楽の楽曲の一部は「清楽」に吸収され、「明清楽」と総称されるようになった。

一例として、明治10年（1877）刊の清楽譜『月琴楽譜』に収録されている「清平調」の楽譜を以下に掲げる^[注7]。

明治以降、さまざまな清楽本が刊行されたが、それらに収録されている明楽「清平調」の楽譜は、江戸時代の『魏氏楽譜』とくらべると、リズムがずれていたり、メロディーが崩れているところがある。

明治の清楽家は、いちいち江戸時代の明楽本を参照していたわけではなく、それぞれの流派に伝わった明楽の旋律や歌詞の発音を、楽譜本に記録していたのであろう。



テキスト・クリニックの立場からすれば墮落であるが、ローカリゼーションの視点から見れば、外来音楽の日本化のあらわれの一つであると見なすこともできる。

中国本土では、明の時代の音楽についての楽譜資料は、意外と少ない。日本に残る「魏氏明楽」は、中国本土の研究者にとっても、中国の古典音楽を研究する上で貴重な資料となっている。

『唐詩選唐音』の清平調

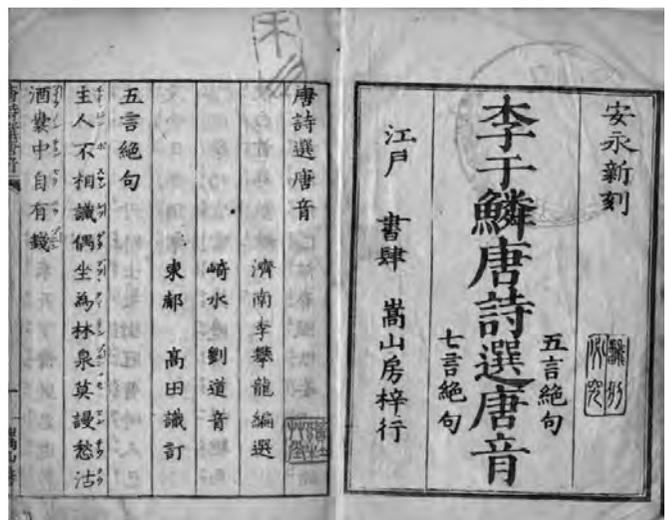
江戸中期の唐話学の興隆の波に乗り、漢詩を訓読するだけでなく、唐音で直読したいという読者も増えた。その需用に答えて民間の書肆から刊行されたのが、『唐詩選唐音』^[注8]である。以下に図版としてその一部を示す。

冒頭の、編選者や注音者、校訂者の名前を列記した部分は、象徴的である。それぞれの名前の前には地名が書いてある。済南は中国の地名。崎水は長崎、東都は江戸の漢文的雅称である。

現代人の感覚では、それぞれの地名の前に、中国・済南とか、日本・崎水のように、国名をつけるのが普通である。しかし、江戸時代の「四海斯文自一家」の感覚では、国名ぬきで地名からはじめるほうが自然であった。

さて、この本に収録する「清平調三首」の唐音のフリガナは、明清楽系の唐音とおおむね一致しつつも、細部では微妙に違うところがある。

以下、清平調の部分掲げるとともに、唐音のフリガナを転記しておく。



イユン スヤン イ、 シヤン ハア スヤン ヨン
 チユン ホン ヘ カン ルウ ハア ノン
 ジョ ヒイ ギイン ヨ サン デウ ケン
 ホイ ヒヤン ヤウ タイ エツ ヤア ホン

イ ツウ ノン エン ルウ ニン ヒヤン
 イユン イ、 ウ、 サン ワン トアン チヤン
 チエ ウエン ハン コン シユイ テ ズウ
 コウレン ヒイ エン イー スイン チヤン

ミン ハア キン クラ リヤン スヤン ハン
 ジヤン テ キユン ワン タイ スヤウ カン
 キアイ シ チユン ホン ウ、 ヘン ヘン
 デン ヒヤン テン ポ イ ラン カン



『唐詩選唐音』清平調の部分

唐人の二つの意味

『唐詩選唐音』という書名は、暗示的である。

「唐詩」の唐は、唐王朝の時代を指す。しかし「唐音」は、唐の時代の発音、という意味ではない。長崎の「唐人」(海外に出た中国人)の発音、という意味である。

現代の日本人は、呉音は三国志の呉の時代の発音ではないこと、漢音は前漢や後漢の時代の発音ではないこと、唐音は唐の時代の発音ではないことを知っている(国語の知識の不足により誤解している日本人も多いが)。

近代以前の日本人の国語理解や漢字理解は、曖昧でおおらかであった。

同じ「唐人」でも、李白や杜甫は唐王朝の時代を生きた「唐人(とうひと)」だが、長崎に来舶する「唐人(とうじん)」は清国人である。両者の唐人が全く別であることは、江戸時代でも学識者にはわかっていた。

しかし、江戸時代の日本人の「唐人」は意味内容が曖昧模糊としていた。朝鮮通信使の一行も、一般の日本人は「唐人」と呼んだ。

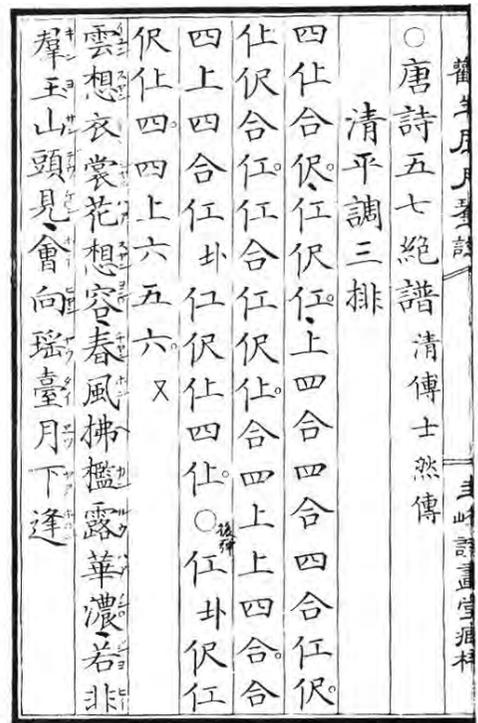
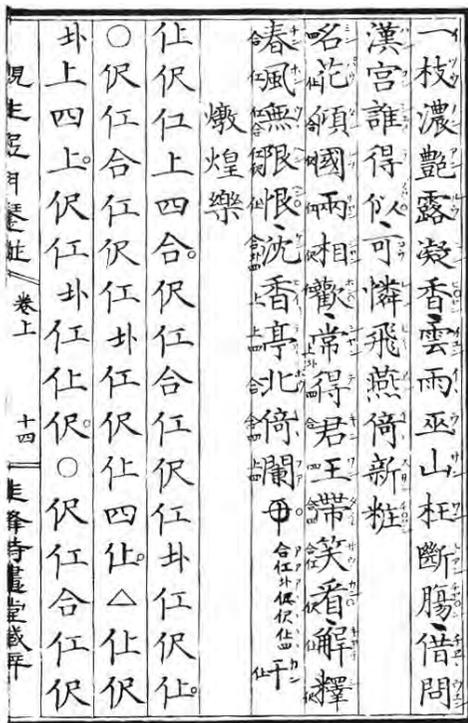
『唐詩選唐音』の「唐音」は、長崎の唐人(とうじん)の発音であり、李白や杜甫など唐人(とうひと)の発音ではない。しかし当時の一般の日本人が、どこまで二つの「唐人」の区別を認識していたかは、疑問が残る。おそらく当時の書肆も、そのようなイメージの錯綜を計算の上で、『唐詩選唐音』という題名にした可能性がある。

明治以降のことであるが、清国の音楽という意味の「清楽」という日本語は、しばしば、「清らかな音楽」の意であると確信犯的に読み替えられることもあった。昔の日本では、このようなことは珍しくなかった。

清傅士然伝「唐詩五七絶譜」

明楽については、今まですでに日本の国内外の研究者による先行研究の蓄積がある。

一方、幕末の日本で唱われていたとおぼしき「唐詩五七絶譜」(清傅士然伝)については、先行研究はほとんどない。^[註9]



傅士然は、詳しい経歴等是不明の人物だが、日本の煎茶道ではテキストの一つ『茶具図譜』(1830年刊)の原著者としてその名を知られている。

上掲の図版は、旧・波多野太郎氏蔵本の『観生居月琴譜』(1860)の「清平調」である^[註10]。原書の刻字の両脇に、手書きで、唐音のフリガナと工尺譜の字割が書きこんである。

傅士然が伝えたと言われるこの「清平調」のメロディーは、管見の及ぶ限りでは、後の歴代の清楽譜には受け継がれなかったようだ。

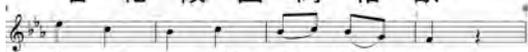
しかし、伝来当初はたしかに日本でも唱われていた。上掲の、波多野太郎氏蔵書に、当時の日本人によると思われる唐音と字割の書き込みがあることから、そう推定できる。

日本の清楽と台湾の詩吟

筆者は、傅士然の「清平調三首」のメロディーに近い楽曲が中国に残っていないかどうか、調査を行った。その結果、現状では一つだけ、やや近いものが見つかった。

台湾の伝統的な詩吟で、「天籟調」による「清平調」の吟詠のメロディーで、一部に似た旋律が残っていた。

以下、筆者が五線譜に直したものを並べ、比較してみよう。

清傅士然伝「唐詩五七絶譜」	台湾の詩吟（天籟調）の一例
 <p>名花傾国両相歎</p>	 <p>名花 傾国 両相 歎</p>
 <p>常得君王带笑看</p>	 <p>常得君王 带笑看</p>
 <p>解释春风无限恨</p>	 <p>解释春风 无限恨</p>
 <p>沈香亭北倚阑干</p>	 <p>沈香 亭北 倚阑干</p>

上記のそれぞれの楽譜について説明する。

傅士然の「清平調」は、旧・波多野太郎蔵本では第三首の歌詞の左横に工尺譜が書き込んであるため、その部分を五線譜に直した。工尺譜の常として、細かいリズムや絶対音高については訳譜者の推定で補わねばならぬ部分もあるが、全体としてはおおむね上図のような旋律であったはずである。

台湾の詩吟（中国語では「吟詩」）での漢詩の唱いかたは、文人系、民謡系、劇音楽系、新作曲系など多種多様である。台湾の数多い詩吟の流派の中でも、文人的風格に富むとされる天籟調は、1920年に台北で成立した「天籟吟社」の創立者・林述三（1887-1957）が創始した詩吟のふしまわしである^{【注11】}。林述三は、台湾の詩吟のふしまわしをゼロから作曲したのではなく、既存の文人詩吟も参考にしたと思われるが、そのあたりの経緯は今後の調査研究の対象である。

上掲の五線譜は、筆者が、台湾の朱賜文氏による「清平調」の吟詠を耳で聞き、細かいこぶしを捨象し、ふしまわしの旋律を五線譜に直したものである。もとづいた動画はYouTubeで公開されている。下にその動画の画面ショットを掲げる。^{【注12】}



清平調-李白作 (朱賜文吟唱)--(台湾語)

ユーザー名: Tekyiau ・ 5 年前 ・ 再生回数 7,130 回

清平調一作者: 李白。雲想衣裳花想容, 春風拂檻露華濃。若非群玉山頭見, 會向瑤臺月下逢。一枝樨豔露凝香, 雲雨巫山枉斷腸。

幕末の清楽と、台湾の詩吟の旋律を、比較してみよう。

第一句の「名花傾国両相歎」の旋律は、1860年の傅士然と、台湾の天籟調とは、よく似ている。「名」はラ（楽譜上ではC）、「花」はド（E b）と、両者とも同じ音高である。台湾・天籟調の清平調は、詩吟ゆえに細かい装飾音があるが、それらを捨象して「旋律線」の骨格の形を比べると、偶然の一致とは思えぬほど似ている。

第二句、第三句の旋律線は、あまり似ていない。

第四句の旋律線を比較すると、最後の「～倚闌干」の部分がやや似ている。特に、最後の「干」の字の音高は、両者とも「ド」（E b）である。

一般に、楽曲の流伝において、最初の歌い出しと、最後の歌い収めの部分は、聴衆の記憶に残りやすい部分である。天籟調と傅士然の両者の旋律線が、最初と最後の部分で相似性を示す。これが偶然の一致であるのか、それとも両者が同一の旋律から別れて別個に伝承した結果であるのか、現時点ではまだ断定できるほどの材料を入手できていない。

ここでは、江戸時代末期の日本で唱われていた傅士然の清平調と、現在の台湾の伝統的な詩吟（発音は台湾語による）の天籟調の清平調の旋律線が、似た部分をもつ、という事実のみを指摘するにとどめておく。

紙数の都合上、ここでは楽譜を掲げないが、中国各地に現存する詩吟や歌曲の「清平調」の旋律の中で、傅士然の清平調と少しでも似ているのは、台湾の天籟調「清平調」だけである。

傅士然の清平調と台湾の清平調の類似性を指摘するのは、おそらく拙論が最初である。大方の叱正を待つ。

おわりに

以上、日本における唐音唱詩の歴史の流れを見てきた。

最後に、中国芸能の域外への伝播、という視点で、その特徴をまとめなおしてみよう。

一般に、中国の地方劇は、「視覚的要素の普遍性」と「聴覚的要素の地方性」という性格をもつ。

例えば、京劇と昆劇は、衣装や化粧、俳優の演技の型など、視覚的要素は互いに非常によく似ている。日本の歌舞伎と能楽は、衣装も演技も違うため、それぞれ独特の舞台建築を必要とする。しかし中国の地方劇は、同一の舞台を使い回しすることができる。

一方、聴覚的要素については、中国演劇は劇種間の差異がはなはだしい。音楽のふしまわしも、セリフや歌の声の高さも、伴奏楽器の種類も、劇種によって全く違う。

舞台写真だけを見てそれがどの地方劇の舞台であるかをあてることは、中国人でも難しい。しかし、録音を聞けば、音声によって地方劇の種類を判断することができる。

従来、あまり指摘されなかったことだが、「漢詩の読まれかた」にも、視覚と聴覚での多様性のギャップが認められる。

漢詩の「書かれかた」という視覚的要素は、普遍的で「斯文」的である。漢字の書体は楷書・行書・草書さまざまだが、それらは東アジア圏共通のものである。実際、漢詩を白文で書いた書道作品を見て、筆勢だけからその書家の国籍を見分けることは難しい。また、日本独特の書体、例えば「勘亭流」で漢詩を書くことも、あまりない。

一方、漢詩の「朗唱のされかた」という音声的要素は、民族性・地方性に富み、「方言」的である。日本人は日本語の漢文訓読で漢詩を吟じる。台湾人は「国語」でなく台湾語で漢詩を吟じる。朗読は「標準語」でするにしても、詩語を吟味しつつ朗詠する場合は、やはり自分の属するエスニック・グループの「方言」で漢詩を吟詠したほうが、心の琴線に触れるからであろう。

近世日本における唐音唱詩の流行の背景には、漢詩の視覚面だけでなく、音声面でも中国本土と「斯文」的な一体感を得たいとする潜在的な願望があった。幕末の清傅士然伝「唐詩五七絶譜」も、その一例であった。

しかし結局のところ、近世日本の唐音唱詩は、明治の末までに衰滅した。今日では漢詩の吟詠は訓読に一本化されている。

従来の研究では、その主因として、近代におけるナショナリズムの高揚があげられてきた。たしかに日清戦争の勃発後、民間で中国語や中国音楽を「敵性語」「敵性音楽」と見なす風潮が高まったことが、唐音唱詩衰亡に拍車をかけたことは、否定できない。

ただ筆者は、ナショナリズムの他にも、根源的な原因があったと考える。

もともと中国の文芸・芸能は、視覚面では「斯文」的な普遍性を要求するが、聴覚面では「方言」的な個性を許容する、という傾向があった。近世日本における唐音唱詩と訓読吟詩（詩吟）の歴史の変遷は、大局的に見れば、中国の芸能がもつそのような傾向に合致している。

現代の術語に「グローカル (glocal)」という言葉がある。グローバル (global) とローカル (local) を結びつけた造語で、「Think globally, act locally.」(世界規模で考え、地域に根ざして行う) という考え方を意味する。

中国の文芸・芸能の根本的な性格の一つは、この「グローカル」にある、と筆者は考える。儒教的世界観における「天下」「四海」と、今日の「グローバル」とは、意味内容は違うものの、人間世界における普遍的価値観を目指す方向性は同じである。

漢詩も、作詩などの think の面では「四海」の「斯文」というグローバル的要素を重んじる。しかし、吟詠などの act の面では、「方言」というローカル的な要素を大いに許容する。

日本における唐音唱詩の流行と衰退の歴史は、中国の文芸がもつそのような性質が、国外への伝播の際にも変わらずに保持されることを示している。

【注】

1. 『錦里文集』巻十二「対韓稿」（『詩集 日本漢詩』第十三巻、汲古書院、昭和六十三年十月）
2. 月刊『中央公論』2005年1月号、p.101
3. 九条兼実の日記『玉葉』文治二年（1186）六月二十五日の条
4. 明楽や清楽の近世に日本における流行については、拙論「中国伝来音楽と社会階層 ——清楽曲「九連環」を例にして」（東アジア地域間交流研究会 編『から船往来 ——日本を育てた ひと・ふね・まち・こころ』、中国書店、pp.219-242、2009年6月2日刊）を参照。
5. 『唐詩選画本』寛政二年（1790）正月出板、東都書林・崇山房、小林新兵衛板。筆者蔵。
6. 東京音楽大学付属民族音楽研究所主催 2013年度公開講座 No.4「伊福部昭の残した楽器～明清楽器を聴く【其の参】」パンフレット3頁に載せる、稲見恵七氏の解説を参照。
7. 中井新六著『月琴楽譜』全四冊、大坂、明治10年（1877）刊
8. 『唐詩選唐音』安永六年（1777）刊。済南 李攀龍編選/崎水 劉道音/東都 高田識訂。奥付「安永六丁酉歳仲春/江戸 書林嵩山房 小林新兵衛梓行」。筆者蔵。
9. 「唐詩五七絶譜」（清傅士然伝）は、大島克著『観生居月琴譜』（萬延庚申 =1860年、伊勢の津刊。題簽「観生居月琴譜」、見返「月琴詞譜」）に収録されている。
10. 波多野太郎編『月琴音楽史略 暨家藏曲譜提要』（『横浜市立大学紀要』人文科学第7篇・中国文学第7号、昭和51年10月5日）より。
11. <http://tianlai.myweb.hinet.net/> 台北の「天籟吟社」のホームページに載せる歴史の説明より（2013年10月11日閲覧）
12. http://youtu.be/f3nRA2P_Mro「清平調—李白作（朱賜文吟唱）—（台湾語）」【公開日：2007/12/07】（2013-10-11閲覧）。

投稿者の Tekyiau 氏（氏は、この他にも台湾の詩吟の動画を多数公開中である）に問い合わせたところ、この動画の詩吟は台湾語の伝統的な「天籟調」であること、伝承の過程で元の形とは多少違っていること、などのご教示をいただいた。

詩吟の常として、細かい装飾音の部分については詠唱者の個人差が大きい、ふしまわしの骨格にあたる旋律線は、おおむね変わらない。筆者は、天籟調による清平調の詩吟の動画を、朱賜文氏のものも含めて10本ほど比較検討したが、おおむね一致していた。その中でも朱氏の動画を選んだ理由は、投稿日が比較的古いこと、音程が聞き取りやすいこと（詩吟にも上手な人と下手な人がいる）などの理由による。

詩吟は、京劇の「散板」のリズムによる「唱」と同様、いわゆる「以字行腔」である。詠唱者は、詩語の一字一字の含蓄を玩味しながら、長さを自由に伸びちじみさせるため、本来は五線譜表記になじまない。五線譜の楽譜はいわば「楷書体」の漢字だが、実際の詩吟は「草書体」のように連綿とつながった緩急自在のリズムで吟じられる。上掲の天籟調の五線譜も、個々の音符の「高さ」は忠実に再現してあるが、「長さ」は楽譜作成パソコンソフトで楽譜化するために、便宜上「四分の三拍子」とした。実際の詩吟は、四分の三拍子ではない。ちなみに、明治時代に日本の詩吟を西洋式の楽譜に直したもので、便宜的に四分の三拍子で表記しているものがある。

精神障害当事者の社会的自立を支える
—学習文化の視点から—

小 林 繁

For Supporting the Social Independence of People with Mental Illness: Learning and Cultural Activities from the Viewpoint

KOBAYASHI Shigeru

The purpose of this paper is to discuss about the task for People with Mental Illness in learning and cultural security issues from the point of view of the role of social education and lifelong learning.

Today, helping the cultural life in the community for people with mental illness have sought. And from the perspective of Self realization and Quality of Life (QOL) has become especially crucial security learning and culture for People with mental illness.

It is namely, in power of the rich and diverse communication through a variety of programs using word recovery training and the creation of their independent life challenges. In providing whereabouts can be safe and empowerment to people with mental disabilities support for such initiatives is required.

On such issues, I think through the efforts of village ISA (Village Integrated Services Agency) that is in the State of California of the United States. Village ISA is an adult integrated services recovery program of Mental Health America of Los Angeles (MHA). This program helps people with mentally ill to recovery from mental illness.

As a pioneer of the recovery movement, Village ISA has been proudly serving the community of Long Beach since 1990. The Mission of Village ISA is to assist people with mental illnesses, recognize their strengths and power to recover and achieve full participation in community life and to encourage system-wide adoption of the practice and promotion of recovery and well being.

Village ISA insists that every individual is welcomed as neighbor, friend, co-worker and family. By challenging poverty, discrimination and intolerance, we create opportunities that promote connectedness.

《個人研究第1種》

精神障害当事者の社会的自立を支える

—学習文化の視点から—

小林 繁

はじめに

本研究は、障害をもつ人の中でも、とりわけ精神に障害をもつ人の地域生活支援の課題を、学習文化の役割に引き付けて考察することを意図している。精神疾患が発症あるいは症状が悪化する急性期といわれる段階では、病院での入院治療によってその病状がある程度緩和され症状が安定したとしても、その後のいわゆる陰性期においては退院しても生活や就労等での、他の障害をもつ人と同様な福祉の対応が不可欠となる。そうした点で、障害者基本法によって精神障害者が法的に障害者として認定され、それを受け医療に加え福祉的ケアとサポートの規定を設けた精神保健福祉法の成立は画期的な意味をもつものであった。

このような法的整備を受けて、この間の精神障害をもつ人を対象とした医療と福祉に関わる取り組みの成果は、入院患者数の減少と平均の在院日数の短縮といった点に端的にあらわれている。そのことが、地域で生活しながらの通院や地域の精神科診療所への受診を促進させるとともに、病状から派生する日常生活に関わる障害の問題への対応に取り組みの重点が移されてくるようになるのである。こうした中で、生活において必要とされるコミュニケーションの方法や様々な知識・スキル等を身につける目的で行われる SST (Social Skill Training の略)、レクリエーションや料理、文化活動、交流と話し合いなどを行うデイケアは、病院や保健所を中心に普及している。

精神障害の場合、他の障害に比べ独自の困難な問題としてあげられるのが、精神疾患と障害とが併存しているために、医療と福祉の両方の領域にまたがった対応が求められるという点である。現在300万人を優に超えるとされる精神障害をもつ人の中で、精神科病院等に入院している人は30万人以上にのぼるが、その中でも退院可能な人は約7万人といわれている。こうした人々の多くは「社会的入院」と呼ばれ、退院しても現実に地域で生活できないがゆえに結果として入院を強いられているのが実状である。

また、地域で生活をしている精神障害をもつ人は、他の障害に比べても社会的孤立感や疎外が強

く、それゆえ地域の人と交流したり活動するということが少ないという調査結果も出ている。¹⁾ その意味で、精神障害をもつ人に必要とされるのが福祉的サポートであり、それが地域生活支援システムの構築という課題に集約される。

こうした中で、生活や就労保障と並んで、いわゆるノーマライゼーションの理念から、精神障害をもつ人の地域での文化的に豊かな暮らしをどう支援していくかが問われてきており、自己実現や生活の質（QOL）の観点から学習文化の保障が切実な課題として意識されるようになってきている。

学習文化の保障という点で、地域福祉の役割とあわせていわゆる生涯学習の面からの支援が期待されるわけであるが、障害をもつ人の学習文化支援においては、地域での生活支援や就労支援と連携しながら豊かな人間関係をどうつくり上げていくかが重要となる。そしてそれは、とりわけ精神障害をもつ人にとっては大きな課題である点を強調しなければならない。すなわち、様々なプログラムを通して言葉の回復を中心とした多様なコミュニケーションの力を引き出し、自立的な生活を創造していく課題であり、そのためには当事者へのエンパワーメントの支援と同時に、安心できる居場所などを提供していく取り組みが求められるのである。

このような課題について、本稿では、米国のカリフォルニア州にあるヴィレッジ ISA (Village Integrated Services Agency) の活動に注目し、そこでの取り組みの特徴や学ぶべき点について考察する。そしてそれをふまえ、最後に北海道にある「社会福祉法人浦河べてるの家」の活動との比較検討を試みてみたい。

第1節 精神障害関係の施策と精神保健福祉の取り組み

(1) 精神保健福祉施策の動向

この間の精神障害関係の施策は、2004年に厚生労働省精神保健福祉対策本部から出された精神保健福祉施策の改革ビジョンでの「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念にもとづいて、「受け入れ条件が整えば退院可能な入院患者」を10年間で7万人を退院させるという目標にそって進められてきている。

特に2009年の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書では、精神保健医療福祉体系の再構築や精神医療の質の向上などに関する提言がなされ、それをふまえて2010年6月の月閣議決定においては、精神障害者に対する強制入院などの保護制度の見直しとあわせて、「社会的入院」の解消の具体的方策を数値目標も含めて都道府県の障害福祉計画に定めるとしている。これを受ける形で、入院防止のための適切な支援を行うアウトリーチサービスや退院後の地域定着をサポートする地域移行・地域定着サービスなどの取り組みを行うとしている。このように障害保健福祉施策においては、障害をもつ人の地域での自立生活を支える地域生活支援サービスを市町村を中心に行うための施策が展開されてきているのが特徴である。

2007年から施行された障害者自立支援法では、特に障害をもつ人の自己負担の問題がクローズアップされ、多くの障害当事者や関係者から批判されたわけであるが、他方で精神障害に関しては、知

精神障害当事者の社会的自立を支える

的・身体障害と並んで障害として位置づけられ、地域移行の推進や就労支援の強化など、精神障害をもつ人も他の障害をもつ人と同じように地域で自立した生活を営む上での制度的条件が整備されたという点で、一定の前進を見たことも事実である。

あわせて、福祉施策の実施主体を市町村にした点も重要である。地域移行や地域定着という課題を考える時、その地域に密着したサービスを提供できるのは、いうまでもなく市町村であるから。とりわけ精神障害に関しては、サービス提供の主体が従来は主に都道府県であったことを考えると、サービスの実施主体を市町村に一元化し、都道府県はそれをバックアップするという仕組みに変えることによって、サービスの利用者である障害当事者に対して市町村が責任をもってサービスを提供できるようにした点は特筆される。

また、従来多くの種類に分かれていた障害者福祉施設体系を6つの事業に再編統合するとともに、新たに「地域生活支援」、「就労支援」のための事業を創設するなど、全体として地域生活中心のサービス体系へ再編した点も強調しなければならない。特に就労支援では、その内容を就労移行支援と就労継続支援に分け、前者については、一般就労を希望する障害当事者に一定期間、就労に必要な知識の習得や様々な能力の向上のための訓練を行うサービスを提供する。そして後者については、一般企業等での就労が困難な人を対象に障害に対応した働く場とともに、就労の際に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うサービスを提供する。「平成25年版障害者白書」（内閣府、2013年）によると、こうした取り組みにより、この10年ほどで就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は3.4倍に増加し、また就労継続支援A型事業される福祉工場などの利用者は5.5倍に増加しているという。あわせて、一般就労が困難である障害をもつ人対象とした従来の授産施設、現在の就労継続支援B型事業所等では、工賃の向上などに向けた支援を行うとしている。

一方、地域生活支援については、地域活動支援センターを立ち上げ、障害当事者がそこに定期的に通うことで、創作活動や文化活動、生産活動等の機会を提供する。そのことによって、地域社会との交流や定着の促進等を図る地域生活支援事業を実施するとしている。

障害者基本法では、障害者福祉に関する施策の計画的な推進を図るため、国に障害者基本計画を策定することを義務づけている。これにそって「障害者基本計画」が閣議決定され、ここでは「共生社会」の理念の下に、障害をもつ人が、社会において対等な構成員として位置づけられ、自己決定の原則にもとづいて社会のあらゆる分野に参加できる社会の実現をめざした障害者施策の基本的あり方について述べられている。さらに2004年の同法の改正によって、国と並んで都道府県および市町村においても障害者計画の策定が義務づけられた。その策定状況を見ると、2010年度末の段階ですべての都道府県および政令指定都市で策定されている。内容的にも、国の障害者基本計画に盛り込まれた8分野の中で、「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」についてはすべての自治体の計画に盛り込まれているが、「国際協力」については約3割となっている。

また、市町村（特別区を含む）においては、同時期で計画を策定しているところは、全体96%となっており、その計画の内容を見ると、同じく8分野のうち、「国際協力」は約1割と低いものの、その

他については9割前後が盛り込まれている。

なお、2001年6月に障害者自立支援法にかわり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称：障害者総合支援法）が成立したが、基本的には障害者自立支援法を引き継ぐ内容となっている。

（2）地域生活支援事業による自立と社会参加の促進

上述のように、障害者自立支援法によって障害をもつ人への相談支援は、障害種別に関わらず身近な市町村が主体となって行うようになり、こうした相談も含めた地域生活支援事業が重要な役割を担うようになってきている。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置や関係機関、関係団体、障害をもつ人の福祉、医療、教育、就業などに関する仕事に従事する人たちが構成される自立支援協議会の法定化さらに市町村における成年後見制度利用支援の事業化などによって、地域における支援体制の充実を図ることもめざされている。とりわけ認知症の人や知的障害をもつ人そして精神障害をもつ人など、判断能力が不十分であるとされる人々を保護し支援するため新たに成年後見制度が設けられ、現在全国の市町村の約40%が成年後見制度支援事業を実施しているとされる。そうした点で、この支援事業の普及が今後の大きな課題である。

同時に、障害をもつ人が地域で暮らしていくためには、在宅で必要な支援を受けられることが前提となるため、利用者の実態に応じた支援を行うという観点からホームヘルプ（居宅介護）、重度訪問介護、行動援護および重度障害者等包括支援などが実施されてきている。ここでいうホームヘルプとは、入浴などの補助や調理など家事の援助等を行うサービスであり、また行動援護とは社会の中で行動する際に大きなハンディキャップのある知的障害および精神障害をもつ人に対し必要な支援等を行うサービスである。

それとともに、地域で暮らすには住居の確保が不可欠となることから、単身での生活が困難な主に知的障害と精神障害をもつ人が共同して自立した生活ができるよう、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）が位置づけられている。前者は、介護が必要な人を対象に食事や入浴、金銭管理や相談等の支援を行うことを、後者は、基本的に介護が必要ではない人に金銭管理や相談等の支援を行うことを目的としているものである。

こうした地域生活支援事業における相談支援に住宅入居等支援事業を位置づけ、賃貸住宅への入居を希望する人に対して、具体的に不動産業者への物件のあっせん依頼や家主等との入居契約手続等などの援助および居住後のサポート体制の整備もめざされている。このように、障害をもつ人が社会の構成員として地域とともに生活できるよう、生活訓練やコミュニケーション手段の確保など、社会参加のための支援が必要となり、それを市町村と都道府県が中心となってそれぞれの地域の特性や利用者の状況に応じた支援を行うというのが、地域生活支援事業の趣旨である。

精神障害に関しては、2002年に精神保健福祉業務の窓口が市町村に移行されたわけであるが、それが、さらに2012年には精神障害をもつ人の地域移行および地域定着の支援の実施主体が市町村に

精神障害当事者の社会的自立を支える

なったことで、今後上述のような地域生活支援事業を具体的にどう展開していくのが直接市町村には問われてくることになるのである。

そのような中で、このような地域生活支援事業が精神障害の分野ではどのように展開されてきているのか。まずホームヘルプに関しては、制度的には1999年から「精神障害者居宅介護等事業」として位置づけられ、2002年から市町村で開始される。特に精神障害の場合、家事ができなくともホームヘルプによって、基本的な生活が維持される可能性が高い。つまり、体調の変動の幅が大きいため食事や買い物、洗濯、掃除などができなくなり、生活リズムの崩壊が起こりやすい。その意味で、ホームヘルプは地域で安定した生活をする上でもっとも基本的かつ重要なサービスであるにもかかわらず、他の身体および知的障害の分野に比べ30年以上も遅れての制度化であり、ここからも精神保健福祉施策の貧困状況がうかがえる。

また、都道府県と市町村は、障害福祉計画の策定に当たって地域生活や一般就労への移行を進めるために2014年度までの数値目標を設定するとしている。すなわち、基本指針においては、福祉施設の入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行の3つをあげ、それぞれ具体的な数値目標を設定している。その中でも入院中の精神障害当事者の地域生活への移行については、1年未満入院者の平均退院率7%増および高齢長期入院者の退院者数（退院者のうち、65歳以上で5年以上入院していた者の数）の2割増などが目標として掲げられている。同じく福祉施設から一般就労への移行では、10年前の4倍以上とすることを目指すとしている。

これらの数値目標等を掲げた基本指針にもとづいて、地方自治体には障害福祉計画を策定し、必要なサービスを提供できる体制を整備することが義務づけられたのである。

(3) 障害のとらえ方と差別是正への対応

以上のような施策や事業を進めるにあたって、障害のとらえ方を転換させてきている点もこの間の特徴であり、それは2011年の障害者基本法の改正に示されている。その趣旨は、「障害者権利条約に定められる障害者のとらえ方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から改正を行った。」²⁾ というものであり、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を法の目的として新たに規定した」³⁾ とする。

具体的にどのように障害を定義したのか。改正前の障害者基本法では、「障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」としていた。つまり、そこでは障害をもつ人が日常生活等において受ける様々な制限やハンディキャップは、主に障害当事者が有する心身の機能の障害に起因するものととらえていたが、改正ではその点を改め、そうした制限やハンディキャップは、主として社会に存在する様々な障壁（バリア）に起因するものであるとする、いわゆる障害の「社会モデル」の考え方を採用して、「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（第2条1号）と定義されている。その際、

社会に存在する様々な障壁（バリア）について、「事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と規定した（2条2号）点は重要である。

あわせて、「障害」の範囲についても、改正前の「身体障害、知的障害又は精神障害」を、発達障害や難病等に起因する障害も含まれるとして、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「障害」とした点が注目される。

このような定義によって障害をもつ人の社会的障壁が除去され、文字通り「地域社会における共生」（同第3条2号）が実現されることが期待されるわけであるが、そのためには、いうまでもなく差別や偏見の解消が重要な課題となる。それゆえ、障害者権利条約の差別禁止の規定をふまえ、今回の障害基本法の改正では、社会的障壁を除去するための措置が講じられなければならないとする規定が設けられたのである。そしてその規定にもとづいて、2013年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立する。この法律の趣旨は、公共機関や民間企業に対して障害を理由に不当な差別的取り扱いを禁じるとともに、可能な限り障害をもつ人の不便さや不利益をなくすための合理的配慮を求めるというものである。

この条文では、障害当事者や家族が意思表示したにもかかわらず合理的配慮をしないことを禁止し、障害の状態に応じて「社会生活上の障壁」をなくすよう求めている。特に合理的配慮については、行政機関（公立学校や福祉施設なども含む）に対して法的拘束力を持たせたが、他方、民間事業者に対しては努力義務にとどめた。その点で実効性において十分とはいえないが、国が事業者に対し報告を求めたり、助言や指導、勧告をしたりできるとし、虚偽報告した企業への罰則規定を設けている。

自治体などではこの法律の成立を受け、具体的な事例等を掲示している。その中で、学校教育において障害をもつ児童・生徒が何らかの手立てがなければ学習ができないことが明らかにもかかわらず、必要な対応をしなかったり、障害当事者や保護者の意向を無視して障害を理由に入学する学校を行政側が決めてしまったりすること。また精神障害に関しては、精神疾患等の個人的な事柄を勝手に聞いたり誰かに教えたりしてしまうこと、例えば当事者の了解をとらずに病院等にその人の障害について問い合わせるようなことなども、合理的配慮に欠け、差別にあたるとしていることなどは注目される。⁴⁾

ただ、この法律では合理的配慮としてどのようなことが想定されるのかなどについては、具体的に今後基本方針で決定するとし、法の施行も2016年4月からとなっている。その意味で、差別の是正と合理的配慮の実現に向け、この法律の有効性が今後問われてくるわけであるが、当面どのような基本方針が出されてくるのかについて注視していく必要がある。

第2節 精神障害をもつ人の置かれている状況

以上のような近年の政策的な流れの中であって、精神障害をもつ人の置かれている状況はどうなっているか。厚生労働省の調査によると、日本における障害をもつ人の数は、身体障害者366万3000人、知的障害者54万7000人、精神障害者320万1000人となっている。ただ、複数の障害を併せもつ人もいるため、単純な合計数にはならないものの、「およそ国民の6%が何らかの障害を有していることになる」⁵⁾という。

なお、精神障害に関しては、他の障害のような実態調査が行われていないため、医療機関を利用した精神疾患の患者数から推計しているのが実情である。そうした中で精神障害をもつ人の具体的状況について、以下見てみたい。その際の具体的な数値について、特に出典を明記しない場合には「平成25年版障害者白書」に拠っている。

(1) 年齢階層別の精神障害者数と精神疾患の種別

精神障害をもつ人の中で、入院以外の、つまり外来の人は約287万8000人といわれ、その年齢の内訳は、20歳未満が17万6000人(6.1%)、20歳以上65歳未満が172万4000人(59.9%)、65歳以上が97万4000人(33.8%)となっており、この間全体として高齢者の占める割合が高くなってきている点が目につく。すなわち、65歳以上の割合の推移を、2005年から2011年の6年間で見ても、その割合は15%余も上昇してきているのである。

また、同じく外来の精神障害の疾病別の内訳を見ると、最も多いのが「気分(感情)障害(躁うつ病を含む)」で全体の32%余を占め、次いで「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」の19%余、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」の18%余そして「てんかん」が7%余などとなっている。これをこの間の経緯で見ると、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」は、ほぼ横ばいなのに対し、「気分(感情)障害(躁うつ病を含む)」は1.5倍近く増えているという点から、今の社会状況の問題が見てとれると思われる。

それに対して、入院している精神障害をもつ人は約32万3000人といわれ、そのうち「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が半数以上を占めているのが特徴となっている。その中で、特に本人の意思に反した強制入院の割合が40%を占めており、これに対して国連の拷問等禁止条約委員会から「強制入院乱発国家」と批判されたことは記憶に新しい。

入院期間については、2009年段階で1～3か月未満が全体の26%余と、比較的短期の入院患者が増えているものの、10年以上が36%余を占め、そのうち20年以上が12%余となっているのである。⁶⁾ 前述した退院支援の取り組みによって、この間2000人余減少したとはいえ、依然としてかなりの数のにぼっていることがわかる。

そしてそれは、そのまま日本の精神科病院の病床数の多さという問題に連動しており、その数は国際水準に比べて桁はずれに多いことが指摘されている。すなわち、2010年6月段階で、全国の精神

科病院数は1671か所、その病床数は約35万床となっており、ピーク時の1994年段階での36万3000床に比べれば徐々に減少してきているとはいえ、全病院の病床数の約2割を占めているのである。

なお、こうした精神科の医療機関では、精神科訪問看護やデイケアを行うところも多く、特に前者については、2010年段階で精神科病院の71%余で実施されている。そしてこの間訪問看護を行うことができる職種も、看護師、保健師、作業療法士などに加え、精神保健福祉士も含まれるようになった。また、後者については、1994年に診療報酬として認められて以降、実施機関数および参加者数は確実に増加し、広がってきている。しかしながら、一方でその効果については必ずしも明らかではなく、地域移行・地域定着支援という流れの中で、欧米では、例えば後述する米国の取り組みのようにチームを組んで行うアウトリーチ活動への関心が高まってきているといわれている。

(2) 生活と就労の状況

外来の精神障害をもつ人は、ほとんどが家族と同居しており、独居生活をしている人は2割弱となっている。家族の内訳については、配偶者のある人が34%余で、そのほかの多くの人が親や兄弟姉妹といっしょに暮らしている。つまり、精神障害をもつ人を支えているのは、主にこうした家族であり、ここに家族支援の大きな問題がある。このほかグループホームやケアホーム等を利用している人、さらに高齢のためのいわゆる老人福祉施設を利用している人もいる。

地域で暮らしをしている精神障害をもつ人にとって重要となるのが、ホームヘルプサービスであるが、その利用状況を見ると、この間増えているとはいえ、利用者数は、約292万人といわれる在宅の精神障害をもつ人のうちのわずか1%に過ぎないという。⁷⁾ そうした点で、このサービスの充実が大きな課題となっている。

また、障害をもつ人が暮らす上での経済的支えの一つとして年金があるわけであるが、その受給状況は、外来の人では、障害年金の受給者が25.7%、障害年金以外の年金の受給者が11.2%となっている。ただ、その中でも統合失調症の人の4割が障害年金を受給している。このほかの収入として、定期的給料を受け取っている人は21.8%に止まり、定期収入なしが18.1%など、家族の援助や生活保護に依存する人も少なくない。特に精神障害の場合、継続的に働くことが困難なため親などに世話になりながら生活するケースが多い中で、親の高齢化にともなって経済的に厳しい状況となり、結果として「最後のセーフティネット」といわれる生活保護に頼らざるを得ないケースが、今後さらに増えていくことが予想されるのである。

そのような状況にあって、精神障害をもつ人の就労についてはどうなっているのだろうか。2006年の障害者雇用促進法の改正等で、精神障害をもつ人も他の障害と同じように法定雇用率にカウントされるなどの制度的改善により、法定雇用率に満たない企業や地方自治体に対する行政指導が強められる中で、雇用数は確実にのびてきている。障害者雇用促進法は、障害者雇用率制度に加え、障害をもつ人の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整する目的で障害者雇用納付金制度を設けている。この制度では、法定雇用率未達成の民間企業（常用雇用労働者数200人超）から納付金を徴収するとともに、一定水準を超えて障害をもつ人を雇用している企業に対しては、障害者雇用調整金や報奨金を支

精神障害当事者の社会的自立を支える

給するというものである。さらに2013年4月からは、民間企業の法定雇用率がそれまでの1.8%から2%に引き上げられたことにより、今後のさらなる進展が期待される。

こうした中で、2011年6月段階での障害をもつ人の雇用状況は、雇用者数が8年連続で過去最高を更新し、366199人（前年度比12%余増）となっている。障害別に見ると、身体障害が284428人、知的障害が68747人そして精神障害が13024人で、三障害とも前年より増加している。特に精神障害に関しては、前年度比29%余の増加と大きく伸びてきている点が目につく。しかも障害のあることを事業者側に伝えずに働いている人も多いといわれており、実質的には先の雇用者数はもっと多いことが推測される。

このように、精神障害については、この間の雇用者数の伸びに比例して新規求職者数も増えてきている中であって、例えばハローワークでは2011年度から「精神障害者雇用トータルサポーター」などの専門職員（精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者ならびに精神障害をもつ人への相談等の実務経験者）による個々の障害特性に応じた支援が行われるようになる。そこでは、窓口での相談やカウンセリング等に加え、就職にむけた準備プログラムと就職後のフォローアップ、さらには企業への雇用に関する啓発等の働きかけなども行う。段階的に就業時間を延長しながら常用雇用をめざす、精神障害者等ステップアップ雇用奨励金や精神障害をもつ人が働きやすい職場づくりをしている民間企業への奨励金（精神障害者雇用安定奨励金）の支給なども行われている。

また、医療機関等を利用している人などを対象に、仕事や就職への意欲を高めて就職に向けた準備ができるように、ハローワークの職員が精神科病院や診療所、精神保健福祉センター、保健所、障害福祉サービス事業者などの関係機関を訪問し、就職活動の知識や方法についてガイダンス（「ジョブガイダンス事業」）を実施している。2011年度は、全国の377か所の医療機関でこのガイダンスが行われたという。⁸⁾

一方、民間レベルの取り組みとしては、2002年から始まった障害者就業・生活支援センターの取り組みがあげられる。これは、就職を希望する、あるいは在職中の障害をもつ人の仕事と生活を総合的に支援する目的で社会福祉法人等での事業として位置づけ、その設置が進められてきている。2012年4月段階で全国に315のセンターが設置されており、センターの利用において、この間精神障害当事者の割合が高くなってきているという。⁹⁾

（3）地域生活支援の取り組み

精神障害をもつ人の生活支援の中核を担う都道府県および市町村での支援の現状はどうか。都道府県と政令指定都市などは、精神福祉・保健・医療に関する施策の柱となる計画の立案と事業の実施のほか、精神科病院など関係機関への指導・監督が主な仕事となっている。それに対して、具体的な生活支援に関わる取り組みは、相対的に市町村にその主要な役割がシフトしてきている中で、とりわけ先に述べたホームヘルプなどの居宅支援や相談事業も含めた日常活動支援は重要となってきているのである。

それらを支援機関の種類で見ると、都道府県レベルでは保健所と精神保健福祉センターがまずあげ

られる。保健所については、設置数はこの間統廃合が進み、2012年段階でもっとも多かった1990年前後に比べ約58%にあたる495か所となっている。その業務のうち精神障害関係に関しては、この間精神保健福祉業務として従来の普及啓発や相談・訪問活動、危機介入や受療援助、社会復帰や社会参加支援などに加え、就労支援や地域生活移行支援、ピア活動の推進、アウトリーチによる在宅支援などとその活動範囲は広がってきている。ただ、以前に比べ市町村が関わる取り組みが増えてきているといわれている。¹⁰⁾

また、精神保健福祉センターについては、すべての都道府県と政令指定都市に設置されており、歴史的に「保健所に対する技術的中核機関」¹¹⁾として設置されたという経緯がある。業務内容としては、精神医療審査会事務と自立支援医療、治療およびリハビリテーション機能に加え、地域の状況に応じてメンタルヘルスから精神疾患まで多様な事業を行っているとされる。例えば、思春期や児童期におけるメンタルヘルス、アルコールや薬物等の依存症対策、アウトリーチ事業、災害や事故・事件等への危機対応、自殺対策（自殺予防、自殺未遂者支援、自死遺族支援など）などである。ただ、職員および医師の配置など人的には不十分なセンターが多く、精神障害をもつ人の地域移行・地域定着にむけた精神保健福祉センター—保健所—市町村の連携が進んでいない点が課題となっている。

一方、民間レベルの機関としては社会福祉協議会があり、都道府県およびほとんどの市町村に設置されている。社会福祉法に規定されている公共性の高い団体とされ、地域福祉の取り組みを進める上で大きな役割が期待されているわけであるが、とりわけ精神障害関係の取り組みとして重要なものが、地域福祉権利擁護事業としての「日常生活自立支援事業」である。これは、福祉サービスを利用する際の援助としての利用契約の際の立ち合いや代行、苦情の申し立て、金銭管理やヘルパーの派遣などのサービス提供、低金利の貸付などが主な内容である。そのほかに精神障害をもつ人へのボランティア派遣と養成、ボランティアグループへの支援、当事者だけでなく家族への援助などを行っているところもある。

くり返し述べたように、この間精神障害をもつ人の福祉サービスの主体が市町村に移行し、市町村レベルでの取り組みが重要となってきたわけであるが、そこで社会福祉協議会などの関係機関に加え、大きな役割を期待されているのが地域活動支援センターである。これは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」にもとづき、2006年10月から制度化されたことにより、市町村が行う地域生活支援事業の一環として設置されたものである。その目的は、障害をもつ人に、相談や機能訓練、創作活動や文化活動、生産活動等の機会を提供することによって、地域社会との交流や定着の促進等を図ることとされている。

(4) 差別是正にむけて

これまで述べてきたような障害をもつ人に関する取り組みと精神障害をもつ人の置かれている状況に対して、人々の意識はどうか。そのことについて、以下2012年7月に内閣府が実施した「障害者に関する世論調査」から特徴的な傾向を見てみたい。

精神障害当事者の社会的自立を支える

まず、障害をもつ人ともたない人が別々ではなく共に暮らす「共生社会」について、「知っている」が40.9%となっており、前回5年前の調査と比較してもほとんど変化がないが、ただそれを20歳代で見ると、同じく前回の調査の26.7%に比べ、34.8%と大幅に増加している点が注目される。なお、先の「知っている」に「言葉だけは聞いたことがある」の割合を加えると、全体で65.1%となる。これは、3人のうち2人くらいは「知っている」と回答したことを意味し、ここからは少なくとも「共生社会」という言葉の周知度は高まってきていることがうかがえる。

それでは、この「共生社会」という言葉はどのように受けとめられているのかに着目してみると、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前」という考え方、つまりノーマライゼーションの考え方に対して程度の差はあれ、88.4%の人が支持しているという点は目を引く。しかもその割合は、これまでの同じ調査と比較しても、着実に増加してきており、こうした考え方が広く受けとめられるようになってきていることが見てとれるだろう。

しかしながら、それに対して障害をもつ人への差別や偏見の有無を尋ねたところでは、このような状況とは一見すると矛盾するような結果が示されている。すなわち、「障害のある人に対し、障害を理由とする差別や偏見があるか」については、「少しはあると思う」を含めて89.2%の人が「あると思う」と回答しており、しかもこの数値は前回の調査結果よりも6%余増加しているのである。差別や偏見が「あると思う」と回答した中で、過半数にあたる51.5%の人が差別や偏見は改善されていると答えてはいるものの、現実にはまだ多くの差別や偏見が存在していることを示しているといえる。

特に精神障害に関しては、ほかの障害に比べ差別や偏見が根強いことがこれまでもくり返し指摘されてきたわけであるが、犯罪等と関連付けて差別意識がマスコミ報道の問題も含め増長される傾向にあることはよく知られている。

また、そのこととも関わって、障害者の権利条約（2006年の国連総会で決議）の中で強調されている「合理的な配慮」と差別の問題については、同じく世論調査では以下のような回答が示されていた。障害をもつ人が地域でともに暮らすためには、生活上の不便さや障害を取り除くこと、例えばスロープの整備や点字ブロックや音声案内などの配慮や工夫が必要になるが、こうした配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」に当たる場合があるかについて尋ねたところ、「差別に当たる場合があると思う」は46.1%（「どちらかといえば差別に当たる場合があると思う」の27.5%を含む。）、「差別に当たる場合があるとは思わない」とする者の割合が45.7%（「どちらかといえば差別に当たる場合があるとは思わない」21.6%を含む。）となっており、回答はほぼ半分に分かれた結果になっている。

ここからは、意図しなくとも障害をもつ人が結果として様々な社会的参加の機会から排除されてしまう状況、いわゆる間接的差別の問題について十分に認識されていないという点が課題として浮かび上がってくると同時に、だからこそ障害者の権利条約に銘記されている「合理的配慮」の重要性が見てとれるだろう。¹²⁾

そうした点で、先に述べたように2013年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、この合理的配慮について、民間事業者に対しては努力義務にとどめたとはいえ、行

政機関に法的拘束力を持たせたことの意味は大きく、今後この法律が施行されるまでに、障害者の権利条約の趣旨に基づいて合理的配慮の具体的な規定や想定を含め、この法律を真に実効性のあるものにしていくことが求められるのである。

以上、日本における最近の精神保健福祉分野における動向と取り組み状況について概観してきたが、そうした取り組みの中で問われてくるのは、精神障害当事者が実際に地域で自立的に生活できるようになってきているか、またそのための具体的支援がなされてきているかという点である。

そうした点から、以下、ヴィレッジの取り組みを見ていきたい。

第3節 ヴィレッジの取り組み

1990年に始まったとされるヴィレッジ ISA(以下、ヴィレッジと略す)は、文字通り「村」のように精神障害当事者が共同で生活し、活動しながら社会復帰と自立をめざす場であり、ここでは専門のスタッフのサポートのもと様々な活動が展開されている。それはまた、学習文化活動という点でも注目されるものであり、とりわけコミュニケーションの力を形成していく上でも有効であるといわれている。ここ数年、精神保健福祉の分野において「リカバリー」が重要なキーワードとして意識されるようになってきているが、その先駆的な取り組みはヴィレッジから始まったとされ、全米でも影響力を拡大してきているといわれている。また、最近では、ピアサポート活動も活発に行われるようになっており、調査ではそうした活動の様子なども見学した。

なお、以下の知見については、主として調査でのスタッフからの話と入手した資料にもとづいている。

(1) 調査の概要

2011年12月に米国のカリフォルニア州ロングビーチ市(人口約49万人)にある、ロサンゼルス郡精神保健協会(Mental Health America of Los Angeles、略称MHA)が運営するヴィレッジを訪ね、そこでの取り組みおよびロサンゼルス市での精神の保健福祉施策と精神障害当事者の活動について、聞き取り調査と施設・機関等の視察を行った。調査では、以下のように、ヴィレッジの概要と取り組みの特徴等について担当スタッフおよび医師などからの説明を受けた。さらに実際にヴィレッジの精神障害当事者から生活の様子などについて話を聞くとともに、アウトリーチサービスやピアサポート活動の様子も見学した。

①ヴィレッジの運営のコーディネーターである J.Ruiz から、ヴィレッジの組織や運営、取り組みについて概略的な説明を受けた。続いて担当の医師である M.Ragain から精神障害をもつ人のリカバリー(回復と社会的自立)を支える精神科医療の役割について、特に3つの重要な視点が提示された。また、ヴィレッジで就労支援を担当している B.Ramos からは、具体的な支援の取り組みが紹介されるとともに、Personal Service Coordinator(以下、PSC と略す)についての説明があった。

精神障害当事者の社会的自立を支える

②施設見学をした後に、3人のメンバーからそれぞれのリカバリーの経験が語られ、あわせてヴィレッジで毎年恒例のメンバーを表彰するセレモニーの様子をビデオで視聴した。その内容からビレッジの役割が確認された。また、ロサンゼルス郡精神保健協会会長のD.Pilonから、ヴィレッジのもつ役割とその成果について詳しい説明を受け、そこでとりわけ記録をデータとして把握することの重要性が強調された。

③G.Barbagalloからは、ヴィレッジのスタッフであるPSCの役割として希望、エンパワー、自己責任、意味のある役割意識をメンバーに提供することの重要性が語られた。それをふまえ、PSCであるS.AnnisとA.Disonから、メンバーが地域で生活していくためにどのような支援を行っているかについて詳しい説明がなされ、その際、地域の中で自分の居場所を見つけることがリカバリーの目標であることが力説された。その後、PSCの実際の活動に同行し、グループホームやアパート等で暮らしている当事者への支援の様子を見るとともに、メンバーへのインタビューも行った。

④毎週ヴィレッジで行われるミーティングを見学した。ヴィレッジのメンバーとスタッフだけでなく、近隣の地域住民も参加しての、和気あいあいとした雰囲気の中で多くの意見が出されていた。そこでは、日頃の生活の様子や楽しかったことなどが披露され、笑いが絶えず、大いに盛り上がっていた。その後ミーティングの意味や役割についてスタッフから説明があり、取り組みの重要性が確認された。

⑤ロサンゼルス郡精神保健協会が運営するウエルネスセンターを訪れ、J.Traversや他のスタッフから具体的な取り組みについて説明を受けた。あわせて、ロサンゼルス市にある自治活動組織プロジェクトリターンピアサポートネットワークを訪ね、施設の見学および当事者活動とその支援の具体的な取り組みなどについての話を聞くことができた。

(2) 米国での脱施設化の流れとロサンゼルス郡精神保健協会

世界的に見ると、精神科病院から精神障害当事者を退院させる動きは、イタリアを先駆として特に1970年代以降広がりを見せる。すなわち、イタリアではトリエステから始まった脱施設化の動きに呼応する形で1978年に法律180号が成立し、それ以降精神科への新入院患者数は急速に減少し、法律が施行されて6年余で全体の入院患者数も半減した。それに対応して、法成立後から徐々に地域でのアウトリーチサービスとコミュニティケアの体制を整備し、デイケアの取り組みなどを拡充することにより、総合病院の病床に適度な回転ドア現象、つまり入院しても短期で退院していく状況が作り出されるようになったといわれている。こうした動きは北欧でも見られ、例えばスウェーデンでは重度の患者を収容する精神科病院を残しながら、徐々に精神障害者センターのような地域支援サービスの取り組みに移行していったのである。¹³⁾

こうした流れの中で、米国でも脱施設化の取り組みが行われてくるわけがあるが、イタリアや北欧などと異なるのはその後の対応である。これらの国々とは対照的に、米国では州立精神科病院を中心に急激に進行した脱施設化にともない多くの精神障害をもつ人を退院させたが、地域移行の受け皿となる地域支援サービスが整備されないために、結果的に多くの人がホームレスにならざるをえなかったの

である。しかも、その一方で泥沼化したベトナム戦争などを背景に社会的価値の混乱も生じ、薬物の乱用やアルコール依存などが社会的な問題となる中で、地域レベルでの精神障害当事者の支援が精神医療と福祉の両面から課題として意識されてくるのである。

ロサンゼルス郡精神保健協会（以下、MHA と略す）のあるカリフォルニア州でも、1960年代から始まる脱施設化の進行により、州立病院ではそれまでであった1500の病床が300病床に急減する。その結果、多くの精神障害をもつ人が半ば追い出されるような形で退院することになったが、退院後の生活の場を確保できなかった人々はホームレスにならざるをえなくなり、ロサンゼルス市などの都市部を中心にホームレスが急速に増加することで社会問題化していく。

こうした中で、従来の主流であった個人セラピーやグループセラピー、薬による緊急時対応治療などのあり方に対して、関係者からその有効性も含めて多くの疑問や批判が出され、主に統合失調症の当事者やその家族などが中心となって関係機関の専門家の協力を得ながら州政府に精神保健福祉施策の充実を働きかける。これに対応する形で、州政府が実態調査にもとづく新たな精神保健福祉制度とサービスの拡充の方針を打ち出し、補助金助成の事業の公募を行った結果、MHA によるヴィレッジのプログラムが採択されることになるのである。

MHA は、1924年に創設された民間非営利団体であり、ロサンゼルス郡の中でも最も古い NPO の一つに数えられる。当初、精神疾患の子どものためのクリニックを運営する機関として州からの助成をもとに設立されたが、その後、とりわけ脱施設化の流れの中で大きな役割を果たすようになり、コミュニティを基盤とした地域支援プログラムを推進してきている。

同時に、精神障害をもつ人の権利擁護や社会的な啓発活動なども展開しながら、当事者によるセルフヘルプ活動の重要性に着目する。1980年には、セルフヘルププログラムである Project Return the Next Step (PRTNS) の取り組みを始め、後述するようにそれがその後当事者運営による Project Return Peer Support Network (PRPSN) へと発展していくのである。

こうした取り組みを通して、MHA のめざすものは、精神障害をもつ人の「リカバリー」(Recovery) であり、彼らがコミュニティの一員として認められ、そこで自立的生活ができるよう支援していくことである。それとともに、社会の中にある精神障害へのまなざし、そして何より精神障害に関する法制度などに内在している障害観とそれにそって提供される専門的な医療・福祉サービスのあり方を転換していくことである。そしてそうした活動を具体的に担う組織としてヴィレッジが位置づけられるのである。

(3) ヴィレッジの設立と支援プログラムの展開

ヴィレッジのある建物は、ロングビーチ市の Elm Avenue に面しており、地下1階地上3階建てのビルで、もともと電話会社であった所を MHA が買い上げ整備したものである。地下1階にはホームレス支援センター、1階には雇用就労プログラムの一環として運営されているカフェと売店があり、そこでは精神障害当事者が働いている。カフェの一角にはクッキー工房があり、作られたクッキーは売店で販売されている。カフェでは、朝食とランチなどが提供されるとともに、定期的にミー

精神障害当事者の社会的自立を支える

ディングが開かれている。2階にはスタッフルームや薬剤室等があり、3階は研修室となっている。

ヴィレッジの運営のコーディネーターである J.Ruiz によると、ヴィレッジ設立の目的は、そこでのプログラムを通して精神障害をもつ人の入院数を減らし、社会復帰をはたすこと。つまり地域で生活し、働くことで障害をもちながらも自立していくことにある。そしてこのプログラムは、従来の精神科医療とデイケアやセラピーを中心とする精神保健福祉のあり方を大きく変えるとともに、新たな精神保健福祉サービスのモデルとして注目されるようになってきているという。

ヴィレッジの提供する主な支援プログラムは、ホームレス支援プログラムとサービスコーディネーションプログラムと呼ばれるものである。前者は、文字通り住居を持たない路上生活者への支援であり、ヴィレッジのある建物の一角にあるドロップインセンターという所で行われている。見学した時はちょうどその場所が改築中だったため、建物の外に臨時のプレハブの建物を設置して対応していたが、通常月曜日から金曜日に開かれており、利用者は、利用時間内であればいつでも入ることができる。ロッカー、シャワー、洗濯機などが備え付けられており、簡単なランチも提供されるとともに、地域資源に関する多くの情報も提供されている。またここには、専門のスタッフも常駐しており、アウトリーチサービスと臨時のケースマネジメント、住居確保のための申し込みなどの支援を行っている。その結果、多くの利用者が地域で生活できるようになってきているということである。アウトリーチサービスのスタッフに同行してある女性のアパートを見学したが、ホームレス状態から抜け出して地域で生活できるようになった喜びを生き生きと語っていたのが印象的であった。

後者については、スタッフが3つのチームに分かれてそれぞれプログラムを提供している。チームごとに部屋があり、ヴィレッジの利用者が自由に出入りできるようになっている。フルサービス・パートナーシップと呼ばれるチームは、東部地区、西部地区、北部地区と3つの地区ごとに分担し、スタッフがそれぞれ100名ほどのメンバーの支援にあたっているという。サービスコーディネーションチームと呼ばれるスタッフは14名。その内訳は、ディレクター1名、アシスタントディレクター1名、精神科医1名、ファイナンシャルプランナー1名、後述する地域社会統合の専門家1名、リカバリーのアシスタント1名、そしてPSC8名で構成されている。特にPSCは、障害当事者が地域で生活していくための実際的支援を行っているという意味で、文字通り Personal Service Coordinator として重要な役割を担っているのである。そのことは、PSC の実際の活動に同行し、グループホームで暮らしているメンバーへの支援の様子を見ることで理解できたように思う。見学したのは、多くのメンバーが生活するグループホームだったが、各部屋を回りながらメンバーに気軽に話しかけたり、廊下やラウンジなどで立ち話をしながらそれぞれの状態を確認していた。

ヴィレッジが提供するプログラムとして、もうひとつ重要なものが就労支援である。仕事に就いて一定の収入を得ることはリカバリーの不可欠な要素として位置づけられている。そのためヴィレッジには、就労部門 (Employment Department) が設けられており、12名の就労部門のスタッフはチームを組んで、全てのメンバーの支援にあたっている。その際の基本的な考え方は、就労の可能性は誰にでもあるということであり、そこでは次のような原則が提示されている。「誰が? -メンバー全員が/何を? -実際の仕事 (Real Jobs) を/いつ? -いつでも働きたい時に/どこで? -ロングビー

チのコミュニティとヴィレッジにおいて／どのようにして？－メンバーの長所（Strength）を売り込むことによって」。

これにもとづいて、就労支援のプログラムがきめ細かく用意されているわけであるが、それらは大きく2つに分かれている。ひとつは、メインコースと呼ばれるものであり、季節労働（初心者向けの年間を通じた期間限定の仕事）、集団雇用（面識のある人といっしょに働く。ジョブコーチが付く場合もある）、一般就労（パートタイムやフルタイムでの仕事）などがある。もうひとつは、サイドメニューと呼ばれるもので、日雇い職や派遣労働などである。地域での軽作業も含め限られた時間内での仕事ではあるが、最低賃金は保証されている。

その他にヴィレッジ内での期限付きの過渡的な雇用も進められている。前述したカフェや売店のほか、清掃、受付、事務所などでの仕事であり、これらの仕事を通して一般就労に必要とされる基本的な態度やスキル等を身に付けることがめざされている。スタッフは、メンバーが就労できるよう、オリエンテーションや訓練等を行うが、そこで重要となってくるのがメンバーの働く意欲を失うことなく、継続的に動機付けの支援を行うこと。それを「雇用文化（Employment Culture）を促進する」と表現し、メンバーの技能や関心分野に合致した職種につなげていくのである。

メンバーと就職について対話する際には、「働きたいですか？」から「どのような職種に就きたいですか？」という表現に変えていく。そして具体的に就職が決まったメンバーをミーティングで発表し、みんなでエールを送る、お祝いの昼食会を行う、働いているメンバーの写真を壁に貼る、スタッフミーティングに働いているメンバーを招待して経験を発表してもらい、表彰イベントを行うなどの取り組みをすることによって、求職の努力をしているメンバーを激励するといった方法がとられるのである。また、実際の職探しにあたっては、スタッフがメンバーと共に就労計画を作成し、それにもとづいて職場開拓、面接の練習、面接会場への同伴など、きめ細かい支援を行うとともに、就労継続のための支援も職場でのトラブルへの対応も含めて、365日24時間体制で行われている点が特筆される。

（4）地域統合にむけた学習文化支援

以上のようなヴィレッジの支援プログラムは、同時に地域社会統合（Community Integration）の支援と連動している。生活の質（QOL）を確保するには、仕事と並んで余暇が重要となってくるわけであるが、その機会を保障するため、ヴィレッジでは学習文化活動のプログラムを提供している。その際、精神障害の場合は、特に孤立感や疎外感によって病状が悪化しやすいため、メンバーが地域の様々な活動に参加できるよう、支援するのである。

地域統合の原則は、同じような障害をもつ人だけの活動に参加するのではなく、地域の人々と同じ活動に参加するという。すなわち、映画やスポーツ、遊園地、ショッピング、音楽会など地域で行われる各種の文化活動やイベントに参加していくということである。見学した際に、ヴィレッジの掲示板には、市内のシニアセンターで行われる裁縫クラス、ダンス、カラオケ、ヨガ、ボーリング、歌など、1週間の予定が紹介されていた。

精神障害当事者の社会的自立を支える

こうした支援は、いわゆるノーマライゼーションの考え方につながるわけであるが、特に精神障害の場合は他の障害に比べ、偏見や差別が根強くあるため、地域に出て行き、そこで定着することによってそうした問題状況を是正していく。精神障害をもつ人が地域で市民権を獲得していく上でも、地域社会統合はヴィレッジの重要な取り組みとして位置づけられ、そのためにメンバーが地域のイベントでのボランティア活動や清掃活動、地域参加活動などを通して地域の一員として受け入れられるよう努力しているということである。

ヴィレッジの掲示板には、「HOW TO BUILD COMMUNITY」と題したメンバーへ呼びかけるポスターが貼ってあり、次のように書かれている。「テレビを消して外に出ましょう。近隣の人を知りましょう。歩いている時は注意して人と挨拶しましょう。…図書館を使いましょう。…地域の商店で買い物をしましょう。自分の持っているものを分け合いましょう。野良犬を助けましょう。子どもたちを公園に連れていきましょ。近くの学校を支援しましょう。…ごみを拾いましょう。通りでダンスをしましょう。郵便配達人に話しかけましょう。…あなたが必要な時には助けを求めましょう。」

こうした取り組みをベースに地域の学習文化活動に参加していくため、ヴィレッジでは、まず小グループづくりから始めるという。この取り組みについて、次のようなエピソードが紹介されている。あるメンバーが聖書研究会をつくって信仰について話をしたいので、ヴィレッジの建物の中にそのための場所を提供してほしいと言ってきた。スタッフは、それに対してそのような研究会は地域でやってほしい旨を伝え、メンバーはそれを地域で行ったが、うまくいかなかった。それでも強い要望があったので、スタッフは地域で行われている聖書研究会にそのメンバーが行けるように、同じ興味関心を持つメンバーが参加できるような支援を行ったという。¹⁴⁾

もちろん地域での活動に参加することは容易ではなく、スタッフが強調していたように多くの障壁が存在する。すなわち、参加するために必要な費用からはじまって交通手段の確保、つまり会場まで移動するための方法や手段の習得、他人と関わる最低限の条件である衛生観念、さらに心理的な障壁としてのスティグマとそれに起因する自尊感情の低さ、失敗することへの恐れや不安、社会的スキルの未習熟などといった問題をクリアすることが求められるのである。

そのためにスタッフは、通常時間帯（9時から17時まで）を超えた支援、つまりメンバーに同行するサービスなどを行いながら、メンバーが地域の様々な学習文化活動に参加できるよう継続的に支援しているという。¹⁵⁾ その際の重要なポイントとして強調されていたのが、メンバー個人の関心や得意分野を探るということである。例えば、スポーツや趣味などは、メンバーの興味関心を喚起するうえで有効であることが紹介されていた。共通の趣味やスポーツをきっかけにメンバー同士がつながり、グループをつくることでコミュニケーションが豊かになっていく。

それをさらに地域活動につなげていくために、まずメンバーの住んでいる地域を知ることが求められる。そこにある様々な情報や資源を入手し、それを通して関心のある資源を特定しながら受け入れもらえるような場を創造する社会的機会を提供する。そこで必要とされる社会的スキルを習得するため、スタッフはリアルタイムに社交性を習得できるよう指導したり、ロールモデルを提示する。また、相互支援としてピアサポートも活用する。そしてその際には、楽しさ（Fun）を演出したり、成

功を祝福する、失敗を責めないなどの文化をつくり出すことが求められる。

さらに、地域社会統合の支援として強調されていたのが、キャンパスサービス、つまりメンバーが大学で学ぶことを支援するプログラムである。精神疾患のため大学を中退したメンバーの再入学や新たに大学を希望するメンバーの入学、そして就学を様々に支援するものであり、メンバーの目標設定とそれに沿った学問領域に関する調査から始まって、具体的な入学手続き、学資援助、個別の学習支援と社会的支援、ストレスの管理など、多岐にわたっている。支援をするため、ヴィレッジと大学が連携をとり、大学内にスタッフが待機して必要に応じて支援できるよう、専用の部屋も設けられているという。米国は世界でも最も大学での障害者支援の取り組みが進んでいる国であるが、その一端がこうした取り組みからも見てとれる。¹⁶⁾

ヴィレッジには、以上のような学習文化支援を専門に行う学習センター（Learning Center）があり、そこで学習のもつ重要な役割が、「教育は世界を変えるために使用できる最も強力な武器」というネルソン・マンデラの言葉を引用しながら次のように説明されている。すなわち、学習センターの使命は、精神疾患をもつ人々の教育的成長を支援し、学ぶことを愛するよう育むこと、それぞれの人が各自のペースで学ぶことを認識できるようにすることである。そして学習は、リカバリー、つまり希望、エンパワーメント、自己の責任と意味のある役割を獲得するためのツールとして使用される。センターは、メンバーそれぞれの教育目標実現にむけての取り組みをメンバー自身が行うことができるよう、彼らの興味関心と長所を統合し、様々な障害を克服するということに焦点を当てる。

これにもとづいて、センターでは、メンバー個々の教育計画を発展させるために、次の5つの異なる学習通路（Track）を提供しているという。①読書や数学のような新たな基礎スキルの学習、②大学入学試験のためのアカデミックな学習、③自分に合った仕事やキャリア開発を支援するキャリア学習、④基本的なコンピュータスキルを含めたコンピュータ操作に必要なトレーニング、⑤文字通り学ぶ楽しさのために学びたいことを学ぶ生涯学習。

こうした学習文化支援の多様な展開を通して、地域社会統合がめざされているという点が特筆される。そしてそれは、ヴィレッジの理念であるリカバリーにつながっていくのである。

第4節 リカバリーにむけての取り組み

先に述べたように、MHA のめざすものは、精神障害をもつ人のリカバリーであり、それは精神障害をもつ人が地域の一員として認められ、そこで自立的生活ができるよう支援していくことである。このようにリカバリーは、今日の米国の精神保健福祉の分野において重要なキーワードとなってきたのである。

(1) リカバリーとは何か

リカバリー（Recovery）とは、南山浩二の整理によると、精神障害をもつ当事者の手記の公開を機に1980年代あたりから米国で普及した考え方であり、それは、「結果ではなくプロセスを示す」も

のである。その際のポイントは、精神疾患の症状や障害ではなく、その人の「人生の新しい意味と目的」の創造であるという。その意味でリカバリーは、「ここ10年あまりに生じたメンタルヘルス領域におけるパラダイム転換を象徴する概念」¹⁷⁾であるという。また精神科医の伊藤順一郎は、リカバリーは「外部観察的に定義されるものではなく、当事者自らの体験として形作られ、自覚され、実感として語られる回復や改善」¹⁸⁾であり、それゆえそれに寄り添う精神医療は「『病識のない』（自分が病気だとわかっていない）患者さんに代わって彼らの生活を管理する医療から、彼らが自分の希望を明確にし、自分の人生をとりもどすことを支援する精神医療へと、変化を迫られた」¹⁹⁾と述べている。

ヴィレッジを含めMHAの活動とサービス全体を貫く基本的な理念がこのリカバリーであることは、MHAとヴィレッジの指導原則（Guiding Principles）に「私たちは以下のことを信じている・・・」として、次のような項目が掲げられているところからもうかがうことができる。すなわち、「希望がリカバリーを可能にすること、その人の人間全体に目をむけるということはその人の長所と短所、能力と障害（バリア）、心の傷（Wounds）と才能が含まれるということ、リカバリーの過程とは個人が各自の人生の目標を追求することを支援する共同の旅だということ、リカバリーの実習はコミュニティの中で行われること、人は皆、家（Home）と呼べる場所を得る機会が保障されるべきであるということ、雇用そして教育は人々が彼らの疾患を超えて生活を築き上げるための強力な手段であるということ」などである。

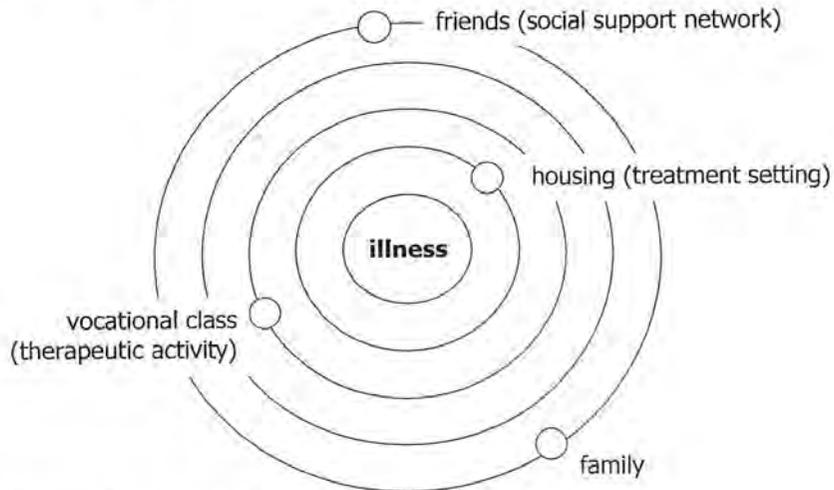
それでは、リカバリーとは具体的に何を意味するのか。ヴィレッジ担当の精神科医であるM. Ragainsの著作の序文の中でR.P. リーバーマンは、次のように述べている。「リカバリーとは、家族、友人と一緒に時間を過ごし、仕事をし、楽しんだり、悲しんだり、普通の気持ちをいろいろ体験しながら生活することです。また、薬のみ、ストレスに対処する具体的方法を学ぶことによって、症状にコントロールされるのではなく、症状をコントロールするようになることです。」²⁰⁾

Ragainsは、こうした精神障害をもつ人のリカバリーを支える精神科医療と支援のあり方の基本的視点として、従来の病気中心のアプローチ（Illness Centered）から、人間中心のアプローチ（Person Centered）への転換の必要性和その重要性を強調する。すなわち、「リカバリーを得るために、病気中心の考え方から人間中心の考え方へ変えるのが重要な理由は、病気が回復するのではなく、人が回復するからです。病気が治り、沈静化し、安定化したとしてもリカバリーはありません。病気を患う人は、病気によって支障をきたした自分の生活を立て直す時に回復するのです」²¹⁾と。この考え方を象徴的に示したのが次の図である。

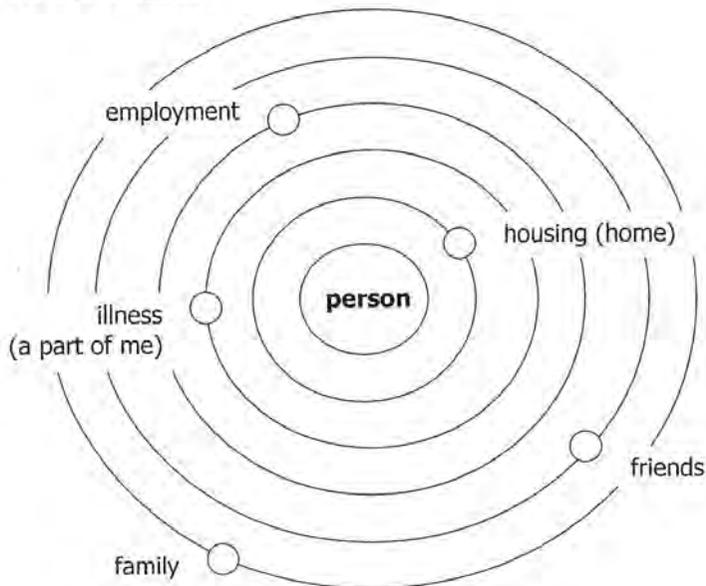
つまり、問題の中心はあくまでも人であり、決して病気ではないということ、それをリカバリーにむけた支援やサービスのあり方の課題として、彼は次のように主張する。「私たちのサービスの目標は、病気を治療することではなく、重度の精神障害をもつ人たちがよりよい人生を歩めるよう手助けをすることなのです。（中略）症状の軽減といった効果にもとづく病気に焦点を当てるのではなく、法的な問題や薬の乱用、入院やホームレスになることを回避しながら、住宅、就職、教育、金銭、医療、社会的生活や家族関係が改善するといった生活の質（QOL）の成果に重点を置くのです。（中略）

全体を貫く目標は、その人のゴールを達成する支援を行うことです。それは、希望を抱き、自分自身を力づけ、責任や人生で意義ある役割を担うというプロセスを通して支援していくということです」²²⁾と。

illness centered



person centered



(出典：M.Ragains; *Person Centered vs. illness Centered*)

(2) リカバリーを阻む4つの障壁

もちろん彼は、治療そのものを否定しているわけではなく、病気の治療が終わるまでリカバリーサービスを行わないということの問題にしているのである。それゆえ、「リカバリーを推進するツールとして治療とリハビリを意図的に活用する」ことを強調するとともに、リカバリーを促進させていく上での障壁として4つの壁（Walls）を指摘している。それが、①医療モデルの壁、②専門家の壁、③建物の壁、④私たちの中にしばしば隠れている恥辱と偏見、である。²³⁾

①とは、先に述べた病气中心のアプローチをさし、そこでの問題を彼はあるメンバーの話として次のように紹介している。「私の精神科医は、私の声や被害妄想、睡眠や副作用については聞くけれど、私自身について聞いてくれたことがない」と。それゆえ彼は言う。「リカバリーを推進しようとするなら、病气と向き合うのではなく、まさに人と向き合うべきなのです。患者と信頼関係を築くため、医療モデルを打破しなければなりません。」²⁴⁾

彼は、そのことについてある象徴的なエピソードを語ってくれた。統合失調症のある男性が、彼のところに来て手を掲げ手のひらを見せて「何が見える？」と質問した。彼が「それはあなたの手だね」と答えると、その男性は「もっとちゃんと見てください」と要求するので、彼は「指紋や指が曲がる場所にある折り目、生命線や愛情線が見えるよ」と言った。そうするとその男性は、掲げた手の甲に別の手の指を持って行って「あなたが私の爪や関節やうぶ毛が見えるようになったら、その時こそ先生は私を助けることができるようになります。なぜなら、あなたは私の手を私の側から見ることになからず」と言ったということである。

それと関わって②について、彼は従来の医者と患者の関係が「医師は医学的に必要な事柄を効果的に行うため、感情を遮断」し、患者の病気をケアすることで患者を安心させるために、医者と患者との境界を堅持しながら、患者をコントロールすることが重要な前提となっていることを痛烈に批判して次のように述べている。「人々が受身、無力、無責任、自分で自分を世話できないような慢性疾患の患者でなくなるためには、私たちがアクティブで何でも答えを知っている、責任感のある、お世話するという慢性精神疾患の専門家でなくなる必要があります。」²⁵⁾そして患者と信頼する同僚として接しながら共に活動し、経験を分かち合うことの重要性を自らの経験の中から導き出しているのである。

また、③建物の壁とは、リカバリーを支援するためには、医者が病院や医療センターなどの建物の中にいるのではなく、地域に出かけていく。すなわちアウトリーチ活動が重要であるということの意味している。そして④については、日常の何気ない言動に隠されている精神障害に対する偏見や差別意識を対象化しながら、それを是正していくことが不可欠であり、それはスタッフがリカバリーにむけて苦闘している当事者に敬意を払うことができるかどうかにかかっているという。そのことは、ヴィレッジのメンバーが利用している病院の精神科医長が、「どこもうまくいっていない時にヴィレッジがこんなにたいへんな人たちを抱えながら成功できたのは、君たちスタッフが患者全員に特別な敬意を払っているからだと思う」²⁶⁾と言ったということからもうかがうことができるだろう。

(3) リカバリーへのプロセス

Ragainsによると、リカバリーには4つの段階があるという。それが、希望、エンパワメント、自己責任、生活の中での有意義な役割の獲得という段階であり、それは同時に、「尊厳と希望の回復、利用者が設定した目標にむけ地域生活を具体化していくプロセス」²⁷⁾を示しているといわれている。つまり、前述のように病状のコントロールが優先される病気中心のアプローチではなく、人間中心のアプローチにおいては、あくまでもその焦点は尊厳と希望、人生と生活の回復に向けられる。そのため、当事者への支援において重要視されているのが、スタッフと当事者との対等な関係であり、そして当事者の自己決定の尊重である。その前提にもとづいて、以下それぞれの段階について見ていきたい。

希望

リカバリーの第一の段階は、「希望」を持ち、将来への明確なイメージを持つことであるという。これは、いうまでもなく人間が生きる上での基本となるものがあるが、それが従来の精神科医療ではなされてこなかったことが大きな問題であるとRagainsは指摘し、あらためて次のように力説する。「多くの人にとって必要なのは、何によらず、自分には困難なことを始めようとする前に、その目標の具体的なイメージを描くことです。」²⁸⁾そしてこのことが、精神障害をもつ人にも当然必要であるがゆえに、スタッフにはそうした希望を当事者自身が持てるような支援が求められるわけであるが、その際のポイントは何か。Ragainは言う。すなわち、「希望を持つスタッフが希望を持つメンバーを作り出すのです」²⁹⁾と。

これは何を意味しているのか。先の病気中心のアプローチにおいては、治療対象としての精神障害をもつ人の「否定的側面」にのみ焦点を当ててしまうため、希望のないパターン化した見方になってしまう場合が多いことについて、Ragainsは次のように指摘する。「精神保健の専門家はおしなべて、重い精神の病を持つ人に対しては希望を持っていません。その理由は、私たちが集中的に関わるのは、それらの人びとがもっとも状態の悪い時だからです。」³⁰⁾それゆえ、彼は言う。「私たちが精神保健の専門家として、人びとが将来のビジョンを持つように助ける時、知る必要があるのはその人の診断名ではなく、人間なのです。病気の徴候の特色や、症状についての客観的なアセスメントからは、本人が将来を想像できる具体的なイメージは生まれてきません」³¹⁾。

エンパワメント

上述のように精神当事者自らが設定した目標である希望を実現していくには、当事者自身の内的な力の喚起が求められる。それを可能とする励ましや鼓舞がエンパワメントであるが、それは「意図的なお膳立てをしたなかでの成功や、意味もない過剰なほめ方」³²⁾ではないとして、Ragainsは、それを野球に例えて「本人がバットを握ってチャンスボールを打てるように機会を与えること」と表現している。

エンパワメントの鍵概念には、情報へのアクセス、選択能力、自己主張、自尊心が含まれていると

精神障害当事者の社会的自立を支える

して、彼はこれにもとづいて支援していくことが必要であることを強調している。すなわち、目標の実現に関わる情報へのアクセスや自分に必要と思われる支援等の選択能力を高めるため選択機会をもつこと、自分の考えを主張できるようになること、そして自尊心を回復することである。それを支える支援やサービスのあり方が問われるわけであるが、そこではあくまでも先に述べたように当事者が主体とならなければならない。

そのため、メンバーは自分で目標を定め、どのプログラム（薬物治療も含めて）に参加するか選択する、メンバーがヴィレッジの常勤職員として採用されている、メンバーがヴィレッジについての説明をスタッフと一緒にしている、メンバーの希望に基づいて年間の社会活動を企画するなど、ヴィレッジで実行されている具体的なエンパワメントの方法について彼はいくつかの事例を紹介している。そこにおいてスタッフはどのように関わるのか。彼は言う。「これらの取り組みを実施するにはスタッフの側に、ある意味で神聖視されてきた力をすてること、そしてスタッフとメンバーとの間の壁を取り払うことが要求されます。」³³⁾ このことは、先のエンパワメントの方法として、スタッフとメンバーが同じトイレや食堂を使用したり、スタッフ専用の休憩室ではなくメンバーもそこを自由に利用できること、メンバーとスタッフで編成された音楽バンドがあることなどに象徴的に示されている。

自分で責任を引き受ける

人が希望を抱き、将来へのビジョンを持てるようエンパワメントされた時、自分の生活を管理し、その中で多くの責任を引き受けることができるようになる。このことがリカバリーへの重要なステップとなることを、Ragins は、患者をケアし症状を緩和するという従来の精神科医療のあり方を批判しながら強調するのである。すなわち、責任を引き受けるということは、当然失敗というリスクとそのストレスが伴うわけであるが、それに挑戦していくことがリカバリーにおいて重要なステップであるにもかかわらず、そのリスクを避けてストレスを回避させることに治療と支援の力点が置かれてきたことを、自己批判を含めて問題にするのである。彼は言う。「クライアントが責任を引き受けなくてもすむように、私たち精神保健専門家がよくやる別の方法は、ストレスのかかる状況を避けるよう、当事者を説得することです。専門家たちの間で、リカバリーよりも安定をサポートするために、もっともよく知られている理論の一つは、ストレスは再発や再入院の原因になるというものです。」³⁴⁾

それに対して彼は、自らの関わった経験、すなわち陰性症状（意欲の低下、感情の鈍さ、人間関係に消極的など）の悪化の原因はストレスがないことによるものであり、何もしないでずっと家にいることが、これまでの仕事等で受けたストレスよりもひどい被害妄想の原因になっていたというケースにもとづいて、ストレスを避けることは、社会的な関わりの機会を奪い、「自分の症状に立ち向かう生活を経験できなくなる」³⁵⁾ がゆえに、リカバリーに対して「マイナスの結果を生む」として、次のように断言する。「私たちの仕事は希望を持ち続けて、メンバーのリカバリーに伴う継続的なストレスや冒険、失敗や成功をサポートしていくことだと私は信じています。」³⁶⁾

生活の中での意義のある役割

自分で責任を引き受けるということは、同時に生活の中で有意義な役割を見つけることを意味する。精神障害をもつ人は、その障害ゆえに、就学や就労を中断せざるを得なくなり、その結果それまで引き受けていた役割を失うとともに、しばしば親しい友人・仲間関係や家族関係も崩壊してしまうという状況に陥る。これについて Ragins は言う。「重い精神の病にかかったことでよくある悲劇の一つは、生活のなかでの役割、つまり居場所を奪われることです。」³⁷⁾ 特に精神科病院への長期入院の場合には、そうした役割や関係の喪失が長期にわたるため、その状態が固定化し、結果として自己を無力化してしまうことになるのである。

このような状況から脱し、生活や人生において意義のある役割を回復し獲得していくというプロセスは、リカバリーにおける最終段階に位置している。そのため新たな役割を探していくことが必要となるわけであるが、そこでの支援として重要な領域が、①仕事、②愛とセックス、③家族、④スピリチュアリティであるという。その中でも特に仕事について、Ragins は「確かに、給料の小切手ほど人を元気づけてくれるものは滅多にないでしょう」³⁸⁾ として、その重要性を強調し、精神病の世界から抜け出す一番よい方法が仕事に就くことであることをヴィレッジのメンバーに話しているという。先に述べたように、実際にヴィレッジで多くの精神障害をもつ人を採用し、雇用サービスに力を入れているのはこうした理由によるものであることが理解できる。³⁹⁾

また、愛とセックスについて Ragins は、精神保健の分野では性的な搾取や対人関係のストレスから保護するという名目で、「本当の意味で人を愛したり、その人と性的関係を持つことへの支援プログラムはほとんど存在しない状況」⁴⁰⁾ を問題にしている。そのためヴィレッジでは、普通に人を愛し、性的な関係を持つことができるコミュニティの創造をめざし、ダンスパーティをしたり、地域のクラブへ出かけたりするという。そしてスタッフは、メンバーがデートに誘うことができるよう励ましたり、メンバー同士の恋愛関係がうまくいくよう支援し、時にはヴィレッジで結婚式を挙げることもあるという。

さらに家族については、長い間失っていた家族の絆を再び取り戻すための支援が大事であり、子どもとの関係で親としての役割を十分果たせない時には、スタッフとメンバーで「拡大家族」をつくり、共同して親としての役割が果たせるよう支援することも含まれている。それに加え、スピリチュアリティ（霊的・宗教的）の側面も大切だという。リカバリーの過程で、宗教的な面から自分の役割を考えようとする志向が生まれることも多いからである。そのため地域でのスピリチュアルな活動やイベントなどにも参加できるよう支援することが必要となるわけであるが、その際には、そうした活動を行っている地域の人々が精神障害当事者を快く受け入れてくれるよう、働きかけることも求められているのである。

以上、リカバリーに至る段階について Ragins の見解を紹介してきたが、こうした段階は単純ではなく、それぞれが複雑に絡み合っているといえる。つまり希望とエンパワメントは相互関係にあり、必ずしもまず希望が先あってそれをエンパワメントするというという関係ではとらえられないだろう。なぜなら、エンパワメントそのものが希望をつくり出すこともあるからである。また、自分で責

任を引き受けるには、生活の中での意義のある役割を見出すことがなければ不可能であるため、この両者も相互関係にあるといえるからである。このようにとらえると、上述した4つの段階は相互に結びつきながら総体としてリカバリーを支える不可欠な要素として位置づけられるのである。

(4) ピアサポートと当事者による運営

これまで述べてきたリカバリーにむけた取り組みは、もうひとつ重要な側面を有している。それが、障害当事者によるピアサポート活動と自治的運営という点であり、プロジェクトリターンピアサポートネットワーク（PRPSN：Project Return Peer Support Network）と呼ばれる活動に具体的に表現されている。

ロサンゼルス市にあるPRPSNのオフィスを訪れ、ここで働いている精神障害当事者から話を聞いたが、ヴィレッジを含めロサンゼルス郡には、ロサンゼルス郡精神保健協会の支援のもと多くの精神障害をもつ人によって運営されている施設やプログラムがあるという。つまりPRPSNは、精神障害当事者によって行われている総合的なプログラムであり、具体的には、セルフヘルプ（自助）グループの支援とそのネットワーク化、地域生活の支援の拠点としてのウェルネスセンターの運営、ウオームラインという電話サービス、就労支援、地域での様々な活動への参加支援そして旅行やハイキング、多彩なイベントの実施など様々な活動を行っているということである。

その中でもウェルネスセンターでは、サポートグループが交流や学習、レクリエーションの機会を提供するとともに、1週間のうち2～3日は地域の様々なイベントへの参加を支援しているという。このほかにも、就労支援のグループやボランティアグループ、コンピュータクラスや料理クラスなどもあり、当事者は自分の興味関心にしたがってこれらのグループやクラスに参加する。PRPSNのオフィスで入手した資料によると、ロサンゼルス郡内（88の市とその他多くの町村があり、人口は約994万人）のウェルネスセンター等で定期的に活動しているサポートグループは140以上にのぼっている。その中でヴィレッジのあるロングビーチには14のグループが存在し、その名称、例えば Anger Management Support、Computer Geeks、Express Yourself、Friendship Club などからは、ある程度活動内容が推測できるものもある。

また、ウオームラインは、1999年から始められたものであり、「カリフォルニア州のサービスとしては画期的なものである」⁴¹⁾といわれているサービスである。それは、同じ障害をもつ人と気軽に電話を通して話ができて、特に夜眠れなくてつらい思いをしている当事者や友人がいなく孤立している人にとってはまさに暖かい（warm）ラインとなっているからである。もちろんそれだけではなく、ウオームラインでは精神保健サービスの受け方や住と食に関する事など、幅広い情報提供等も重要な役割となっている。それゆえ、利用頻度は高く、2008年段階で1日の平均利用は34回、年間12400回に上るといえる。⁴²⁾

このような支援をなぜ精神保健の専門家ではなく、仲間（ピア）によって自治的に行うのか。その理由としてあげられるのが、自分で責任を引き受け、役割を果たすことが、リカバリーにつながっていくという点である。その意味で、PRPSNはリカバリーを実現していくための、仲間による仲間の

ための取り組みであるといえるだろう。そのことは、ロングビーチ市のウエルネスセンターを訪ねた際に、そこを利用している精神障害当事者から、多くの同じ障害をもつメンバーから助けられてヴィレッジでPSCとして働くことができるようになったこと、経験が語られたことからもうかがうことができる。

まとめにかえて—べてるの家との比較を通して

以上述べてきたヴィレッジの取り組みの成果（outcom）は、独立評価機関によって出された客観的な資料⁴³⁾からも読みとれる。すなわち、ヴィレッジのメンバーの入院日数は、他の比較メンバーと比べ著しく短かったこと、ヴィレッジでは72.6%のメンバーが3年間にわたり有給雇用を試みたのに対し、比較グループは14.6%であったこと、ヴィレッジのメンバーは、比較メンバーと比べより多くの個人的な余暇活動および他者と一緒の活動を行っていること、ヴィレッジのメンバーのメンタルヘルスサービスに対する満足度は、比較グループよりもかなり高かったこと、などである。

こうした取り組みについて、その特徴的なプログラムにあらためて注目した時に、あわせてこの間調査を続けてきた北海道浦河町にある「社会福祉法人浦河べてるの家」（以下、べてるの家と略す）の取り組みと共通する点が多いことに気づかされる。そのことについて試論として提示し、本稿のまとめにかえたい。

べてるの家は、近年日本における精神保健福祉の先進地として注目されてきているが、もともとは教会の小規模作業所から出発し、2002年に社会福祉法人として認可され現在に至っている。この法人の組織および主な事業としては、製品の製造・販売、デイサービスやリサイクル事業を担う就労サポートセンター（就労継続支援B型事業所）とグループホームおよび共同住宅の支援事業を担う生活サポートセンター（精神障害者地域生活援助事業）、さらに法人とは独立した形での有限会社福祉ショップと後述するNPO法人セルフサポートセンター浦河および回復者クラブ「どんぐりの会」などから構成されている。そしてここには、現在100名を超える精神障害をもつ人たち（主に統合失調症とアルコール依存症、うつ病など）が関わっている。⁴⁴⁾

べてるの家とヴィレッジでは、規模や成立した経緯、文化的な背景などの違いから単純に比較はできないものの、支援のあり方と方法、そしてそれを支える理念や考え方において多くの類似点を見出すことができると思われるのである。それはまず、ミーティングの形態や方法に見られる。べてるの家では、毎朝作業前のミーティングから始まって毎週金曜日の午後に行われるミーティング、住居や仕事場単位で行われるミーティングなどが様々なところで行われている。こうしたミーティングは、和気あいあいの雰囲気の中でメンバーが体調や生活の様子、現在抱えている問題などを出し合うものである。

毎週行われているヴィレッジでのミーティングを見学した際の印象は、まさにこのべてるの家のミーティングと同じであり、まるでべてるの家のミーティングを見ているようであった。次から次へとメンバーが手をあげ、しかもそこには、スタッフのほかに近隣の地域住民も加わって日頃の生活での

精神障害当事者の社会的自立を支える

出来事やそこで考えたこと、嬉しかったことや楽しかったことなどが披露され、そのたびに笑いが起こり、大いに盛り上がっていた。この雰囲気は、まさにべてるの家のそれと重なったのである。

また、仕事や雇用の支援に力を入れているという点も共通している。すなわち、べてるの家では、昆布の加工をはじめ、福祉用品の販売や病院等での清掃作業、町内での仕事の請け合い、さらにはカフェの運営などの仕事に多くのメンバーが関わり、就労している。その結果、年商1億を超えるまでに売り上げを伸ばし、浦河の町を経済的にも支えているといっても大げさではない。「福祉ではなく商売を」というスローガンにそのことが端的に表現されているといえる。

さらに当事者による自助グループおよびピアサポートの取り組みも大事な共通点である。その中でも特に、地域で精神障害をもつ人の生活を支える当事者の取り組みとしてあげられるのが、べてるの家のメンバーが中心となって立ち上げたNPO法人セルフサポートセンターである。ここでの主な事業は、ピアサポート研修会の企画・実施、共同住宅での食事支援、病院での生活療法プログラムへの協力、組織的には会員向け会報（「てと手新聞」）の編集と発行などである。この法人の理事は一人を除き、全員が精神障害当事者であることから、文字通り当事者主体の自助（セルフヘルプ）活動を原則としているという点で、先のPRPSNの取り組みと共通しているといえる。

それに加え、Raginsが強調していた当事者が責任を引き受け、ストレスと向き合うことの重要性についても同様である。べてるの家では、それを「苦労を引き受ける」と表現し、精神障害当事者が自分の病と向き合いながら地域で生活していくために何が必要なのか、その課題を自ら探し出せるよう、支援を行っている。そのひとつが当事者研究である。これは、参加者が自分の病気の特徴や症状、幻覚や幻聴の内容などについて自分たちで研究・発表しあうプログラムであるが、そこでのポイントは、自ら「問う」こと、つまり「当事者研究で大切なことは、この『問う』という営みを獲得することにある」⁴⁵⁾という。それは、従来すべて病院等に自らの存在を委ね、その主体的意思や意欲を半ば放棄してきた精神障害当事者が「自分の苦労の主人公になる」なることを意味している。

同じくRaginsが指摘していたスピリチュアリティおよび愛とセックスという点でも、共通性が見てとれる。すなわち前者については、べてるの家が町の教会から始まったことに象徴されるように、多くのメンバーが毎週の礼拝をはじめとして、教会関係の取り組みに参加している。こうした宗教的バックボーンによって自らの存在と役割を意味づけ、自己の精神的支えとしているメンバーも多く、結果としてそれがべてるの家の活動そのものを支えている面が大きいといえる。また、後者についても、メンバーの恋愛や結婚に関しては本人の意思に任せられており、その中でメンバー同士の恋愛から結婚へというケースもある。特に近年、若いメンバーが増えることによって恋愛や結婚が重要なテーマとして浮かび上がってきており、恋愛関係にあたり結婚しているメンバーを支援する自助グループの活動も行われてきている。

そしてそうした取り組みの共通点のもっともベースにあるのが障害観である。それは、先に述べたようにRagainsが精神障害をもつ人のリカバリーを支える精神科医療と支援のあり方の基本的視点として人間中心のアプローチの重要性を強調し、精神科医療と支援の目標は病気を治療することではなく、精神障害をもつ人たちがよりよい人生を生きられるよう支援することであり、症状の軽減と

いった病気に焦点を当ててのではないと主張していることと重なる。

べてるの家の「当事者研究」で特徴的なのは、自らが抱える病気の病名を自分自身で名付けている点である。通常、精神疾患の病名は、「統合失調症」、「うつ病」などのように医師の診察によって付けられるわけであるが、べてるの家では当事者が自らを分析、研究した病名を名乗っているのである。ヴァレージでも、メンバーはいつでも自由に自分のカルテや記録を見ることができ、しかもそれらに書き込みもできるという。⁴⁶⁾ このように自らの病気や症状に主体的に向き合うことによって、ある意味ではそれを自らの個性としてとらえ返しているともいえる。

このことは、べてるの家で毎年行われてきた「幻覚・妄想大会」からも見てとることができるだろう。従来なら陰に隠され、悩みの種でしかなかった幻覚や妄想の症状が、ここでは表彰の対象となるという点で、つまり幻聴や幻覚があるから怖いとされる精神障害をもつ人が、それゆえにその経験を隠すのではなく逆にリアルに語ることによって精神障害という世界を理解してもらおうという点で、精神障害に対する差別や偏見を是正していく極めて示唆的な取り組みであるといえる。

同時に、自分の幻聴や幻覚を語るということは、自らの言葉でこの精神的に苦痛に満ちた荒唐無稽な経験を他者に伝えることを意味する。しかもそれまでは、幻聴や幻覚は文字通り妄想であるからあってはならないもの、治療して取り除かれなければならないものであったため、他者には知られてはならないがゆえに自らの意識の奥にしまい込んで心理的に封印を余儀なくされてきたものであった。それを他者に語るというのは、その意識の中に封印していた表象を言葉という媒体で翻訳することを意味するわけであるが、それはもはやあってはならない幻覚や妄想としてではなく、「幻聴さん」とメンバーが言うように自分の中で仲良くつきあっていくリアリティとして、つまり自らのアイデンティティとして位置づけられることになるのである。

こうした障害観の共通性を考える時、今日の精神保健福祉のあるべき姿が見えてくると思われる。なぜならこれだけ多くの共通性を持ちながら、これまで両者にはまったく接点がなかったということは、そこにおける取り組みの普遍的価値と意味を有していると理解することができるからである。

<注>

- 1) このことについては詳しくは、小林繁『障害をもつ人の学習権保障とノーマライゼーションの課題』、れんが書房新社、2010年、を参照。
- 2) 「平成25年版障害者白書」、内閣府、2013年、p.48
- 3) 同上
- 4) 千葉県習志野市のホームページ
- 5) 前掲「平成25年版障害者白書」、p.2
- 6) 『精神保健福祉白書2013年版』、中央法規、2012年、p.142
- 7) 同上、p.51
- 8) 同上、p.94

精神障害当事者の社会的自立を支える

- 9) 同上、p.97
- 10) 同上、p.72
- 11) 同上、p.73
- 12) 障害者の条約においては、第2条で「障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」と明記され、「合理的配慮」については「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。
- 13) イタリアおよびスウェーデンについては、以前調査を行った。小林繁「北欧、イタリアでの精神保健福祉・教育文化の取り組みをたずねて」、『明治大学社会教育主事課程年報』No.21、2012年
- 14) 仁木美知子『リカバリーの実践』、精神保健福祉交流促進協会、2011年、p.106
- 15) ヴィレッジのスタッフは、あるメンバーへの支援について次のような事例を紹介していた。火事の後遺症による心的外傷後ストレス障害（PTSD）と統合失調症の障害をもつあるメンバーが、並んでいる時に後ろに他人が並ぶことに耐えられず、人が後ろに来るとその人の後ろに並ぶ行為を繰り返していた。そのため、活動への参加ができずにいたので、スタッフは常にそのメンバーの後ろに並ぶという支援を行ったという。
- 16) 明治大学海外 GP 委員会『障害者学習支援に関する大学視察報告書』、明治大学、2007年、参照。
- 17) 南山浩二「メンタルヘルス領域におけるリカバリー概念の登場とその含意」、『人文論集』62（1）、静岡大学、2011年、p.2
- 18) 伊藤順一郎『精神科病院を出て、町へ』、岩波書店、2012年、p.25
- 19) 同上、p.26
- 20) M.Ragains、前田ケイ監訳『リカバリーへの道』、金剛出版、2005年、p.3
- 21) M.Ragains; *Person Centered vs. Illness Centered*、p.2
- 22) *Ibid.*、p.4
- 23) M.Ragains; *The Four Walls*、p.1
- 24) *Ibid.*、p.2
- 25) *Ibid.*
- 26) *Ibid.*、p.4
- 27) 南山、前掲論文、p.9
- 28) 前掲『リカバリーへの道』、pp.39
- 29) 同上
- 30) 同上、p.38
- 31) 同上、p.42
- 32) 同上、p.57
- 33) 同上、p.56
- 34) 同上、p.60
- 35) 同上、p.61
- 36) 同上
- 37) 同上、p.75
- 38) 同上、p.76
- 39) Ragains によると、ヴィレッジでは雇用サービスのための予算が全体の25%以上であるのに対し、他の精神保健団体は平均して5%未満であるという。（同上、p.78）
- 40) 同上、p.79
- 41) 二木前掲書、p.134

⁴²⁾ 同上、p.135

⁴³⁾ *Client Outcomes in a three-Year Controlled Study of an Integrated Service Agency Model*, Psychiatric Service, December, 1996, 47, No.12

⁴⁴⁾ べてるの家の取り組みについて詳しくは、前掲『障害をもつ人の学習権保障とノーマライゼーションの課題』を参照。

⁴⁵⁾ 浦河べてるの家編『べてるの家の「当事者研究」』、医学書院、2005年、p.3

⁴⁶⁾ 前掲『リカバリーへの道』、p.55

戦後ドイツの非寛容の諸相

—戦後ドイツの反ユダヤ主義をめぐって—フルトヴェングラーの場合—

須 永 恆 雄

Aspekte der Intorelanz im Deutschland der Nachrlragszeit

SUNAGA Tsuneo

Unzählige Mahnmale stehen dicht nebeneinander und bilden einen Wald, einen Mahnmalswald, und zwar im Stadtzentrum, im vornehmsten Bezirk; das könnte man als prominenten Beweis des schlechten Gewissens und als Ausdruck des Versöhnungsversuchs derer, die eine Gräueltat ohnegleichen hinter sich haben, ansehen. Eine Schreckenstat, die sie selber durchgeführt haben oder mit der sie wenigstens teilweise beschäftigt waren, aus Unkenntnis oder aus einer Unbewußtheit stammend, wenn diese Tat zum Teil auch aus der langen Tradition des Judenhasses europäischer Prägung herkommen könnte. Eine unter unzähligen Untaten ihresgleichen, eines der von der schlafenden Vernunft geborenen Monstren? Diesmal wurde jedoch ein epochaler Gipfel erreicht: die totale Vernichtung der Juden durch eine systematisch genau organisierte Methode, und zwar mit einer blinden Radikalität, die eine fast fanatische Überzeugung erst ermöglicht haben muss, unterstützt von einer quasi religiösen Gesinnung. Das beruht sich auf dem Vorurteil, es gebe eine Möglichkeit einer unbedingten Unterscheidung des Nicht-Juden und des Juden, wie etwa des Guten und des Bösen. Aufgrund dieses einen, klar-und-deutlichen Urteils, das gezwungenerweise auch ein einseitiges, einbahnstraßenartiges sein müsste, solle das Böse unerbittlich verurteilt werden, das ja vom Guten klar getrennt werden könne. Einem unbedingten, unwidersprochenen Prozeß gemäß wird ein strenges Urteil erklärt, wie bei einer Inquisition. Gerade dasselbe wurde vor Gericht nach dem Krieg, vor einem Kriegsgericht wiederholt, jetzt in der umgekehrten Richtung: der ehemalige Verfolger werde nun von dem ehemals Verfolgten zwar nicht verfolgt, aber unerbittlich bestraft, zu einer totalen Zurücknahme vergangener Untat aufgefordert, und zwar von der Seite nicht nur des Opfers, sondern auch des Täters selbst, der sich, wenn nicht direkt, in irgendeiner Form doch auch mit der Tat befasst hat, der sich nun seines schlechten Gewissens entledigen, es makellos reinigen wollte. Unter der übermäßigen Selbstkritik leidet jeder, der in der Kriegszeit nicht aus seiner Heimat vertrieben worden war, der nicht positiv, d.h. auf eine öffentlich genug auffällige Weise gegen den Antisemitismus gekämpft hat. Antisemitismus gilt von nun an als ein reines Tabu; wer ihn nur erwähnt, muss mit einer negativen Massenreaktion rechnen. Wer dieses Tabu einmal berührt, es nicht einfach verneint oder öffentlich als Thema argumentiert, wer es also behandeln will, der ist mit der Gefahr konfrontiert, den Boden unter den Füßen einzubüßen.

In so einer Grenzsituation, wobei jeder auf ein Tretbild gezwungen und es niemandem erlaubt wird, irgendeine Zwischenstufe zu finden, herrscht eine unerbittlich erstickende Stimmung; es kann keinen neutralen Standpunkt geben, wie unter dem Totalitarismus der vergangenen Schreckenszeit.

Bei einem solchen Konformismus muss Furtwängler Unbehagen empfunden haben, dessen Kunstwelt ja gerade aus freien Quellen ihre Nahrung geschöpft hat, aus einem Freiraum, wo alles miteinander zusammenhängend lebt, und der keine intentionale Polarisierung kennt. Mit dieser freien Welt war der Musiker schon aus seiner Jugend- sowie Ausbildungszeit vertraut, und auch später bei der beruflichen Tätigkeit ihr immer treu geblieben; z.B. soll er bei den Proben keine Interesse an der Dressur der rein technischen Faktoren gezeigt haben. Jede von außen her aufgezwungene Genauigkeit des Zusammenspiels interessierte ihn nie. Alles soll von innen ganz spontan wachsen. Als Organismen sollen alle Kunstwerke, Musikstücke aus der Seele geboren werden; sie sollen von sich aus entstehen, nicht gemacht werden. Das wäre ein genauer Kontrast gegen ein tendenziös gezieltes Zusammenspiel, wie es beim Militär am auffälligsten zu sehen ist. Bei dem grellen Zusammenprall beider Lager konnte und wollte er, ein musischer Mensch, keine klare, d.h. einseitige Stellung nehmen, und er war nicht klug genug, um einen weiteren, in gewisser Weise höheren Zusammenhang, übersehen zu können. Daraus entstand eine von manchen Menschen als suspekt angesehene Ambiguität seiner jeweiligen Stellungnahme, was unglücklicherweise sowohl in der Kriegs- als auch Nachkriegszeit seine Tätigkeit störend beeinflusst hat.

Eigentlich sollte in diesem Aufsatz die Problematik der prekären Situation der exzessiv überspitzten Antisemitismus-Allergie im Deutschland nach dem Weltkrieg untersucht werden, die ja nicht ohne Grund aus der Schuld-Sühne-Dynamik entstanden sein mag. Wenn vorbeugende Massnahmen gegen ein Wiederaufkommen des Antisemitismus als Selbstkritik prinzipiell nicht zu tadeln sei, scheinen sie doch ab und zu parteiisch zu werden und sich einer Art Intoleranz zu nähern.

Wo alles sich in einer Richtung bewegt, scheint alles störend, was unbeweglich an einer Stelle bleibt. In einer allgemeinen Tendenz muss jedes neutrales Element gegen die Tendenz sein. Starke, unwiderstehliche, zwingende Polarisierung herrscht und greift nicht nur Widersacher, sondern auch alles Neutrale, Nichttendenzielle an, nach wie vor dem Weltkrieg. Auf der Suche irgendeines wenn nicht Gegenpols, so doch eines Mittelpunkts könnte jeder nicht umhin, leicht in einen suspekten Zustand der Isolierung zu geraten, was bei dem Fall des Musikers Wilhelm Furtwänglers geschah. Seine Tätigkeit nach dem Krieg wurde von der komplizierten Situation seiner Vergangenheit negativ beeinflusst. Um Ähnliches handelt es sich im Fall des Botho Strauss, des Dramatikers, eines Disputators, der die problematische

Atmosphäre gegen Antisemitismus aufs Korn zu nehmen versuchte, wogegen scharf polemisiert wurde.

Der Plan, diese eigentümliche Stellungnahme in Bezug auf oben genannte Personen zu untersuchen, wurde aber unter zeitlichem Mangel nur unvollständig vollzogen, d.h. zunächst nur der Fall Furtwänglers behandelt. In diesem Rahmen wird seine Beziehung zu Heinrich Schenker, dem jüdischen Musiktheoretiker recherchiert, der, durch seine Abstammung gezwungen, nur von Privatstunden erwählter Schüler lebte, trotz seines hohen Ansehens innerhalb des zwar begrenzten, aber aus prominenten Musikern bestehenden Kreises. Er verfügte über profunde Kenntnisse der Wiener Klassiker sowie über einen ungewöhnlichen Scharfsinn unter den zeitgenössischen Musikern. Vor allem aber verdient er höchste Anerkennung wegen seiner originellen Musiktheorie, deren Anwendung auf Beethoven den jungen Dirigenten Furtwängler sofort gefesselt hat und ihn zu lebenslanger Verehrung für Schenker veranlasst haben soll. Vom Judentum hatte Schenker selber ein ungetrübttes Bild, das auch von manchen Reminiszenzen nicht getrübt wurde, wohl auch, weil er die Nazi-Ära glücklicherweise nicht mehr erlebte. Die Freundschaft oder Mentorschaft mit Furtwängler stand, so gesehen, in einer delikaten Balance, die eine gegenseitige Verehrung und Toleranz voraussetzte. Gerade diese Feinsinnigkeit der Balance, die keine Tendenz, nichts Tendenziöses erlauben sollte, konnte erst die unerhörte Kunst dieses legendären Dirigenten zu ermöglichen: das magische Zusammenspiel, eine Einheit der ineinander wirkenden Vielheit.

《個人研究第1種》

戦後ドイツの非寛容の諸相

—戦後ドイツの反ユダヤ主義をめぐる—フルトヴェングラーの場合—

須 永 恆 雄

ヴィルヘルム・フルトヴェングラーの戦後の楽壇復帰、のみならずその社会復帰を果たすまでの紛糾の由来はもとよりさまざまな層にわたるものといつてよいか。すなわち、ただちにそれが単なる政治的展望の欠如のみに帰せられるわけにはいかない事情が察せられる。あるいは政治的に機転のいたく処世判断に、敢えて従わなかったところなきにしも非ずのふしもある。トーマスマンに倣って非政治的といつてもよいこの態度、むしろ態度決定を控えるその態度こそ、この彼の人となりの根本に淵源するものではなかったか。

あらためて正義についてのプリミティヴな議論がもてはやされる昨今の、先ずは開明的な思索の勧めは、あらためて判明な責任の所在の、またそれについてのとらわれのない判明な判断を、あるいはその判明さそのものへの問いを含めて、一から問い直す機会を開くものであるとするなら、かかる好機に乗じて、指揮者としての、とはつまり複数の団員たちから成り立つオーケストラという人間集団を束ねるその職務が、一見それこそ理の当然のごとく、当人の処世上の判断に寄与するところがどれほどあったのかなかったのか、さらには作品解釈としての演奏が、作曲家と聴衆を媒介するものとしての機能を担っているからには、いわば一つの仲介者としてのその職能が、政治的世間的な態度決定にいかに寄与したのかしなかったのか、両者の一筋縄ではいかない関わりを、ここであらためて問い直してみることは強ち無駄ではあるまい。

フルトヴェングラーに対する世間の側からの反応、後者が標榜する政治的正当性の有無をいわせぬ黒白の判明さを身上とする反応が、この指揮者独自の音楽観、主観的には奇しくも作曲家を任じていたこの再現芸術家独自の複雑な陰影と明暗の微妙な揺れに彩られた態度未決定と相容れなかったのはあるいは当然かも知れない。一個の有機体として多岐にわたる要素相互の相対的關係を活かすことをなにより重んじるフルトヴェングラーの芸術が、いわゆる政治的正義と齟齬を来すその諸相を、すなわち敢えて図式化して言うなら、政治的判断と芸術的判断留保の非政治性との齟齬の諸相を、先ずはフルトヴェングラーの例に就いて、以下さまざまな局面にわたってさまざまな観点から探ってみたい。

I. ウィーンのリヒャルト・ヴェーグラー

A. ハイリヒ・シェンカーとリヒャルト・ヴェーグラー

0.

先ずは彼の芸術を醸成するにあたって重要な影響を与えた音楽学者シェンカーとの関わりについて調べるに先立って、その出会いに至るまでのリヒャルト・ヴェーグラーの成長過程を、とくにその複眼的志向の発現に留意しつつ、以下に点描する。

1886年、考古学者でありギリシャ文化の研究者であったアドルフ・リヒャルト・ヴェーグラーを父に、アマチュアながら絵を能くしたアーデルハイドを母として、ベルリンに生を享けたヴィルヘルムは、4歳から母の手ほどきでピアノに触れ、7歳からは叔母ミンナについてピアノを学ぶとその後一年もしない内に最初の作曲の試みをしたことが伝えられている。8歳の時に父がミュンヘン大学に考古学教授として教鞭を執ることとなったのに伴い一家がベルリンからミュンヘン郊外に引っ越すが、学齢に達したヴィルヘルムが学校生活になじめず教師との関係に困難を来していることに気づいた両親は、以降学校に通わず家で私的な講師を迎えて教育を施すこととなる。その折の彼の師には父の教え子であった後に音楽学者として活躍するW. リーツラーと同じく考古学者として名を成すL. クルチウス、さらに彫刻家A. ヒルデブラントの名が知られている。

クルチウスと共にフィレンツェに旅行した折、サン・ロレンツォ教会の中のメディチ家の礼拝堂を訪れると、リヒャルト・ヴェーグラーはミケランジェロの彫刻と、また建築デザインに圧倒されて、礼拝堂の片隅でその感動を音楽メモとして書き留めたという。後に《テ・デウム》に結実するその出会いと、今ひとつ、父と共にギリシャを訪れたときに彼の地の遺跡の数々を尋ねる折にもつねに携えていたのがベートーヴェンの弦楽四重奏の総譜であったという。かくして当初はクルチウスとリーツラーの二人の師に象徴される、考古学と音楽とのいずれに己の進路を見出すか、必ずしも迷うことがなかったわけではないヴェルヘルムは、音楽の道を志すことに決心することとなったが、音楽はそこで爾余のあらゆる文化事象と不可分に結びついたものとして把握されたことに注意したい。すなわちそれは彫刻や建築の造形芸術、ならびにその実現に寄与した富と教養の体現者たるメディチ家、またギリシャの遺跡が伝える過去の文化の偉容、それらすべてを束ね、目に見えない綱目によって包摂し、またそれに依拠して成り立つものとして、そのかたちなき総体を具現させる一局面としての音楽、いわばそのファッサードは多岐にわたる文化現象の音流にのって醸成されるプロフィールの奥行きなしにあり得ない。すなわち他の諸芸術への関心を排除することなく、音楽はすべてを統べる言葉としてものをいうはずのものであった、とここでは考えられる。逆にこのファッサードを司ることはまたその爾余の背景をも、きわめて現実的背景をも含めて司るよすがとなる、そのような類の思考法がここには伺われる。後の政治的態度決定もしくは不決定にまつわる「誤解」を招く萌芽と、このときのリヒャルト・ヴェーグラーの体験をみなすとして、それは必ずしも牽強附会のそしりを受けるには及ぶまい。

戦後ドイツの非寛容の諸相

かくしていわば一種普遍的な芸術としての音楽に志すことに決めた若きフルトヴェングラーは、A. ベーア＝ヴェルブルンに作曲の手ほどきを受け、14歳から作曲家としても現在にもその作品によって名を残しているオルガニストのJ. ラインベルガーについて本格的に作曲の勉強を始めるべく対位法の教授を受けるが、その学習過程でラインベルガーはベートーヴェンの弦楽四重奏曲の数々を研究させたという。ここにもまた専門の楽器のみに囚われない総合的志向を具えた師の存在があった。1901年にしかしラインベルガーが亡くなり、M. v. シリングスが彼の音楽教育を引き継ぐが1903年17歳のフルトヴェングラーはその最初の交響曲を完成、ブレスラウで上演に漕ぎ着けるものこれは世に認められず失敗に終わり、作曲家を生業とすることの難しさを味わうこととなる。2年後の1905年には同じブレスラウの市立劇場にリハーサル・ピアニスト（コレペティートア）として職を得る。職業それ自体はさほど面白くなかったとしてもここで幾人かの人々との出会いがあったことは後のキャリアにも幸いした。即ち芸術の後援者リリー・ディークマン夫人、イーダ・ボイ＝エト夫人、またヨーロッパ規模の有力な音楽興業社ヴォルフ＝ザックスのオーナーであったヴォルフ家の知遇を得たのである。それかあらぬか翌年にはチューリヒ歌劇場の第三指揮者に任用され、彼に任されるのは二番手の軽い作品ばかり、すなわちオペレッタのみであったが、そもそも作曲家を志して、指揮者となることが目的ではなかったフルトヴェングラーにとってはさほどの屈辱ではなかったかもしれない。唐突ながら表には官吏を務めながら裏に詩文に志した我が邦の吏隠の存在をはるかに想わせるところなしとしない。ところで文化的に枢要の位置にあったこの都市での修行は、職業上の業績は兎も角、さまざまな文化事象に触れる益をもたらした点は、彼の成長にまんざら無駄でもなかった。レハールの《メリー・ウィドウ》での不慮の事故ともいふべき失敗によって終わりを告げることとなったこの地での就職期間にはまた、必ずしもさほど厳しいものでなかったらしい時間的拘束の合間を縫って、ミュンヘンは〈カイム・オーケストラ〉で一晩の演奏を任される好機をも得た。その演奏会のメイン・プログラムがなんとブルックナーの第九であったとは、今なお識者の耳目を恃たせるに足るものといつてよいか。若干20歳の指揮者が挑んだ、作曲家最晩年の至高の遺作が、どのように鳴り響いたかは、もとより推し量るべくもないが、今に残された1944年の録音こそは、この指揮者のすべての録音中の白眉、というにとどまらずここには形なき精髓に昇華した音楽の希有の例が認められるといたら過言か。

ともあれ、この果敢な敢行は楽員の力量を遺憾なく引き出すことに成功して上首尾に終わったと伝えられるのはやはり驚くべきことと言って良い。たまたまそれは楽員との相互連携が自ずと生まれたことの結果した僥倖であったが、フルトヴェングラーの指揮はおよそ強いられた型にはまらない独自のもので、辛うじてアルトゥア・ニキシユの指揮ぶりを見よう見まねに倣ったと言えそう言えなくもない、甚だ自在なものであったという。ニキシユの指揮はまさにオーケストラの上に浮遊するが如き印象を喚起する比類のないもので、どこか催眠の効果をもたらすといつてもよい、いわば日常の喧噪から、楽員のみならず聴衆をもまた、ひととき別世界に誘うものであったと伝えられる。

この成功によってミュンヘン宮廷歌劇場の副指揮者の職を射止め、第一級の音楽家たちと共に仕事をやる機会を得る。当代一流のソプラノ歌手ズデンカ・ファスベンダーは、R. シュトラウスの《エ

レクトラ》ミュンヘン初演のタイトルロールを歌う準備に伴奏したフルトヴェングラーが、その複雑な総譜を初見で弾くのに瞠目したという。なかでも恩恵を蒙ったのはしかし指揮者のフェリックス・モットルであった。今なおウィーンにその名を冠した道路もある、オーストリアはウンター・ザンクト・ファイト生まれのモットルは、1876年ワグナーの《リング》初演にハンス・リヒターを補助して活躍した経歴の持ち主で作曲家でもあった。

1909年にシュトラスブルク市立歌劇場の第三指揮者に任命されたが、ここで指揮もする作曲家ハンス・プフィッツナーに出会う。フルトヴェングラーは大いに鼓舞される場所があったらしく翌年1910年にはかつてフィレンツェでミケランジェロ体験に震撼させられた折の楽想を膨らませて《テ・デウム》を完成している。累世の大作《パレスとリーナ》で知られるプフィッツナーは、この《名歌手》と同工異曲の主題を扱う歌劇に汎ヨーロッパ的世界を提示するとともに、アイヒェンドルフの詩による《ドイツ魂について》では繊細きわまる懐古の心情に、すなわち過ぎしものに思いを馳せる悲愁の影を伺わせる。保守的心情にこれは通じるものでもあったことは否めない。一見強面の内に秘めた時として小市民的もしくは老嬢的とも見紛う細々と気難しい、そのくせ家父長的な骨相は、フルトヴェングラーとある意味で対照的であったかもしれない。しばしば後者の人間関係、とりわけ女性関係に批判を漏らしたにもかかわらず、後者からは死に至るまで変わらぬ敬愛を捧げられていたのは面白い。この間の関係については、プフィッツナーとはるかにぎくしゃくした関係にあった指揮者クレンペラーが後に回想して語っている。またフルトヴェングラー夫人の回想によると、女性に対するプフィッツナーは、さながらラインの乙女たちを相手にするアルベリヒといったところだったらしい。自ずと異性に取り巻かれるたちのフルトヴェングラーとは異なっていたというべきか。ただしその妻とは細やかな情愛によって懇ろに結ばれていたという。シュトラスブルクでの演目は玉石混淆といわないまでもオペレッタ等の軽い演目やまた多くのイタリアものも少なからず交じていたらしいが、このたぐいの作品にあたってフルトヴェングラーの指揮は甚だ不評であった。リゴレットの上演に至っては評論から指揮者はまったく無視されたという。しかしその不評にもめげず、プフィッツナーは上司としてフルトヴェングラーを解任することはなかった。フルトヴェングラーもまたその意に従って職務を続行した。その間に件の《テ・デウム》がブレスラウで叔父のG. ドルンの指揮で上演され、翌11年に今度は作曲者自身が任地のシュトラスブルクで上演すると、大いに好評を得て、さらに14年にはエッセンでヘルマン・アーベントロートの指揮で、また翌15年にはライブチヒでカール・シュトラウベの指揮で舞台にかけられている。

アーベントロートの後任としてリュウベックの音楽監督の地位に応募したのはプフィッツナーなどの勧めによるものであったが、すでに経験豊富な対抗馬があって、大方の観るところでは採用の見込みは甚だ薄かった。ところがいざ試演の場に臨んでみると、オーケストラの楽員のほとんどが無名のフルトヴェングラーを選んだのであった。思いがけない選考結果にフルトヴェングラーは喜ぶと言うより動揺を隠せなかったが、じじつ音楽監督として采配を振るうにはレパートリー不足を痛感していることもあっての逡巡でもあった。あらたに拡大したレパートリーには、ブルックナーの第八とチャイコフスキーの第五、また第三や第九をはじめとするベートーヴェンの全交響曲が含まれる。さ

戦後ドイツの非寛容の諸相

らには市立歌劇場からも依頼が来て、四シーズン中に《ニュルンベルクの名歌手》、《ウィンザーの陽気な女御たち》、《フィデリオ》を初めて指揮したという。

このリユーバック時代に得た経験の内でも重要なものはしかしニキシユとの出会いであった。ブレスラウ時代以来の後援者ディークマン夫人はフルトヴェングラーを伴ってハンブルクにニキシユの演奏会を訪れ、その指揮に触れたフルトヴェングラーは圧倒され、感動と動転の余り、終演後に指揮者に紹介されても一言も発することが出来なかったという。それがあらぬかニキシユからわざわざ会食に誘われながらそれを断ってしまったという。後に友好関係のあったヴォルフ社の一員ヴェルナーにひそかに打ち明けたところでは、自分がその後継者となりたいのはこのニキシユを措いて他にない、と。その権勢から女王の渾名を奉られていたヴェルナーの母ルイーゼ・ヴォルフの耳にもこの希望は届いたが、フルトヴェングラーはなによりニキシユへの崇敬擱く能わず、かりそめにもその地位を危うくすることなどは思いも及ばなかったし、またそのような下克上がこの場に起こりうるはずもなかったのは言うまでもない。

1855年ハンガリーはレバーニイシェント・ミクロシュに生まれたニキシユは3歳で楽才を示し、5歳からヴァイオリンを学び、11歳でウィーン音楽院に入学、ヘルメスベルガー、シェンナー、デソッフの許で学ぶ。ロッシーニの序曲を一度聴いただけでピアノで再現できる音楽的記憶力も発揮したという。72年バイロイトの新劇場のための奉獻の儀式の折にはヴァーグナーの指揮の下、ベートーヴェンの第九を第一ヴァイオリン奏者の一メンバーとして演奏した。翌年には、ウィーン音楽院で自作の交響曲第一番を指揮。宮廷歌劇場のリハーサル指揮者の助手となるか、オーケストラの楽員となるかの選択を迫られて後者を選び、ウィーン宮廷管弦楽団の第一ヴァイオリン奏者となったのが1874年、ヴァーグナーを初め、リスト、ブラームス、また77年にはおそらくブルックナー（第三交響曲）、等々名だたる作曲家たちの指揮を経験した。78年からはいよいよライプチヒ歌劇場の指揮者に任命され、以後十年間にわたって埋もれた傑作の発掘上演に心がけた。またオーケストラ指揮者としても活動した。赫々たる成功を収めて名望高く八九年にはヨーロッパ楽壇の第一人者として認められていた。この年にはまた新大陸でボストン交響楽団の常任を引き受け、彼の地の最高の楽壇に育て上げたことでも知られる。93年には故国ハンガリーに戻ってしばしブダペスト歌劇場の首席を務め、2年後にライネッケの後を襲ってライプチヒ・ゲヴァントハウス指揮者となる。97年にはこの地位と平行してベルリン・フィルハーモニーの指揮者をも引き受け、1922年に死去するまで指揮者の代名詞のような存在であり続けた。両手と両腕のささやかな動きで全楽員を動かし、聴衆を動かして、日常世界から拉し去る術を心得ていたという。催眠的と称される所以である。異口同音に同業者からも賞賛的となり、自尊心の塊のようなトスカニーニすらもニキシユへの尊敬を口にして憚らなかったという。大ヴァイオリニストのカール・フレッシュはニキシユの「啓示」を語って、東西南北の羅針盤のような四角四面の指揮とはまさに正反対のものとしてその指揮を語っている。曰く、さながら行間を読むような、音譜と音譜の間にある何とも言いようのない神秘的な感覚と、同時にきわめてダイナミックなときめくようなニュアンスを印象派的に空中に描写する、彼の拍は完全に個人的で独創的なもの、と。決して考え出されたものではなく、経験され観じられたもの、つまりその人の個

性が本能的に表現されたもののような、このニキシユのテクニックはおおよそ先例のないものであった。彼は予め拍を取る。予めとはつまり音譜の長さを本の一瞬早めにするようにする指揮ぶりの嚆矢である、とした上で続けて曰く、後にフルトヴェングラーがこれを採用したが、それはやや誇張した方式だった、と。このフレッシュの表現にはかくしてフルトヴェングラーがニキシユに倣ったことがよく語られている。先例なく余人の追随を許さないはずのニキシユの指揮に、なおしかし追随し得たものというべきか。

1.

このニキシユから受けた啓示に並んで重要なものが、リユーバック時代に偶然みつけたハインリヒ・シェンカーの著作『ベートーヴェンの交響曲第九番』であった。ほぼ十年後にシェンカーに出会ってそれ以来永続的な関係を結ぶこととなる。

以下に、現在残されている両者の書簡の内からネット上に公開されているものを見る。

先ずは1919年11月5日付の、シェンカーからフルトヴェングラーに宛てた手書きの書簡であるが、意表を衝くといっても過言でないその率直かつ闊達な物言いに驚かされる。あるいはそれまでの両者の関係のこれは然らしむところか、それとも書き手一流の習慣に基づくものか、ともあれ日常と芸術はここで表裏一体に緋い交ぜられながら、その間の微妙な違和感への言及から書簡は始まる。もとよりその二つは等価のものでは到底あり得ない。日が長けてやがて常在茶飯事が美の領分に席を譲ろうとするに及んで、不図その間の余りの相違に想いが及ぶなら、間に横たわる敷居をまたいで首尾良く芸術の国に入場を果たし得ることがむしろ不思議なくらいで、その架橋も難しい両者の移行をよく心得た人なればこそその感慨が先ずは吐露されるところから文面は説き起こされる。

* * *

尊敬するフルトヴェングラー殿！

普通の義務の範囲と、普通の仕事をこなしている人間ならば、今日では爾余の人間たち、つまり午後3時から、あるいは5時からあるいは6時から劇場や音楽堂を満たしている人間たちとは、矛盾し齟齬を来すことは明白であります。このような人間たちとはいったい何者でしょうか？ 彼らは午後にはいつも何をしておいでしているのでしょうか？ 昨日貴殿の演奏を初めて耳にすることが出来たことを、一人の弟子が手がけるはずだった、言うなれば危険のない、一週間前に予告されていた手術に感謝します、— 要するに小生には貴殿の演奏を聴くことが叶い、あなたの演奏に心から喜んだ次第であります。[ここで註しておけば、1919年11月当時のシェンカーの弟子としてはおおよそ15人ほどの人名が確認されているが、その中で病気に罹ったらしい形跡のある人は皆無だった。ただし10月31日付の日記には、弟子の一人ブリュナウアーにレッスンの日取りを元の予定通り火曜に戻してくれるこ

戦後ドイツの非寛容の諸相

とが可能かどうか、それが叶えばフルトヴェングラーを聴けるのだが云々、と問い合わせた由が記され、ついでに、当の弟子から、そのコンサートへ自分も連れて行って貰えるかと反問されたことまで記録されている。ちなみにブリュナウアーの生業は医師であったから、手紙文中の手術とは、受ける側からのものではなく、施す側からのものであったこと、またその本人が音楽をたしなむ一人の医師のことであったと判明する。]

ついにあの致命的な葡萄酒の四阿（ワインガルテン）[指揮者ワインガルトナーを揶揄した表現]に対抗できる見事なものを、またシュトラウスの（ベートーヴェン、ブラームス、モーツァルトに適用された）フォックストロット [4拍子のダンス] への対抗馬を、はたまた自称「活力」とやらを標榜する恐るべき活力の無さ、とはつまり100小節もの長きにわたって [号礼よろしく] 一、二、一、二と相も変わらぬ同じせわしなさでのっぺらぼうに繰り返すことが出来るような活力欠如への対抗馬を見出すことが叶った次第です。昨日小生が確信出来たところによれば、貴殿はあの意地悪のウィーンの人々をすでに完全に味方に付けておしまいになりました。ただしこの新たなる従順がまだまだウィーンの人々の為になるとは評価しておりません。と申しますのはこの愛すべき子供たちはまさに現実の中というよりは空想の中で「熱狂」するばかりですから、次の晩にはまたもやジュネーブの世界を股にかける高級娼婦 [スイスに亡命しているストラヴィンスキーを揶揄] の、まさに彼女の干からびた砂漠にぴったりの「ピリ辛」リズムにまたぞろ舞い戻ってしまいかねないからです。ウィーンの人々はかくも喝采がお好きですが、もっと好きなのは自らがこんなに喝采好きであること自体なのです。きっかけは何でもかまわないのです — 今日のきっかけは明日のきっかけとまったく矛盾していようとお構いなしです — 一、喝采する機会がありさえすれば何であっても構わないのです。

殆どこう申し上げても差し支えないほどですが、つまり貴殿はかくも短時間の内にマーラーほどの権威と役割とを認められたのであります。と言う次第で貴殿の件はウィーンの人々にとってもまた真剣に処遇すべき性格のものとなったのであります。貴殿御自身がお出来ることといえどもとより、昨日の「名望」の野蛮さを抹消することに如くなしです。またそれをどれほど小生が期待しているか、これはもう長々もう押し上げるまでもありますまい。

昨日の内にも貴殿に楽屋で握手を求めたいところは山々でしたが、しかしその場では申し難いことを握手に加えて申さねばならなかったがためこのような迂回路を取った次第であります。貴殿はハウザー夫人のお宅で彼女の学友 M [モーリッツ] ・ヴィオリーン教授と御面識を得られたかもしれませんが、彼は久しい以前から小生の忠実な友であります。ヴィオリーン氏はコンサートをするため等々の理由でハンブルクへ行きたいと考えて居られます。先日来、彼はそのために貴殿に彼の事情を説明して欲しい、出来ることならハウゼンガーに自分のことを推薦して欲しい、と小生に頼んで参りました。そこで小生としては手短かに要点を申し上げますと、彼は今日の音楽家の中でもごく僅かしかいないほどの耳の持ち主です。彼の耳と、彼の見識からすれば、彼は定職を得て当然であります、闘ってそれを勝ち取るというのは彼の得手ではありません。ところが彼は、自然の妙な計らいというべきか、自分では戦闘意欲があると思っております。彼は当地のアカデミーの初歩教育の教授でした、が、今日もはやその職にありません — さてそのことについて貴殿はすでに彼自身から、あるいは他の誰

かから、まことに名誉なことをお聞き及びかもしれませんが、つまり彼は戦争終結後はそのためにアカデミーに戻ることがなかったのです。申しましたとおり、彼の耳は世界に二つとないものです、天の配剤の傑作です、その道に通じた人にとっては今日にまさにふさわしい人材であります。

書面にてお願い申し上げるのはここまでと致します、後は必要であれば口頭で補足しましょう、もし小生の望みに機会が与えられるならばのことではありますが。

それではご機嫌よろしう、

敬白

貴殿のハインリヒ・シェンカー、1919年11月5日

一言追加します： 小生は貴殿の指揮を詳細に、動きの一つ一つを追って、追ってみました、もし貴殿がエーベルトやレンナー [いずれも時の政治家] にほんの僅かでも棒さばきをご教示下さるならばと、そこで思い至りました、即ち「出発進行、反吐の出そうなフランスやアングロサクソンの糞など放っばり出せ」というわけです。その仕草一つが絶大な効果を發揮して、十の疫病たりともたちまちにして癒えることでしょう！

* * *

この書簡を認めるきっかけとなったコンサートについては、前日4日の日記に詳細が記録されている。これについては後に紹介するが、シェンカーはたぐいまれな日記の書き手でもあった。自らの芸術と芸術外の諸事象を細大漏らさず留めたその膨大な記録は当時の文化的状況を映し出す鏡としてもまた貴重な資料であるといつてよい。

次に、1919年11月 [18もしくは19日] 付の、フルトヴェングラーからシェンカーに宛てた手書きの書簡、をみる。

* * *

告白して申し上げなければなりません、私の活動に対しての如何なる同意も、それが何処から頂いたものであるにせよ、貴方からのお言葉以上に嬉しいものはあり得ません。即ち今日他に二人と存在しない、ベートーヴェンのような巨匠の真の偉大さを心得られたお方からの同意の言葉以上に嬉しいものはありません。即ちまた、まさしくこれらの巨匠たちに対すると同じ関わり方で（並びにまたそこから導き出される諸々の事に関しても）私が関わっている当のお方からの言葉以上に嬉しいものはありません。ウィーンの人々についての貴方の性格描写について申せば、それは私のウィーン及びウィーンの「成功」に対する不信をまさに裏書きして下さるものです。またウィーンで、即ちこの才能と陰謀を満載したこの都市で私が、じっさいの音楽の営みの中で、なんらかの決定的役割を演じな

戦後ドイツの非寛容の諸相

ければならないと、どこまで運命が望んでいるのか、これは私には未だまったく不明であります。—

私は目下の予定では11月末まで当地に滞在致しまして、もう2回の音楽会を開催しますので、その間に一度お会いしてお話し出来ればと望んでいることを申し上げたいと存じます。ヴィオーリンには面識を得ております、また私の力の及ぶ限りで、彼のために役立ちたいと存じます。

とりいそぎ御挨拶まで申し上げた次第です、

貴方に帰依する
ウィルヘルム・フルトヴェングラー

来週の晩にでも一度お会いできませんでしょうか？

* * *

この手紙についてシェンカーは11月20日付の日記に記している。それによればフルトヴェングラーの書簡はシェンカーによって認められたことを感謝し、ウィーンに対する不信の念を表明し、ウィーンという都市の持つ天与の偉大さについて、またこの街の退廃について語り、切に自分との再会を期したものとされる。

なお文中に11月末のコンサートとして言及されているのは、1913年創設のウィーン楽友協会管弦楽団を指揮してのものを指す。

第三に、1919年11月27日付の、フルトヴェングラーからシェンカーに宛てた手書きの書簡。

* * *

ウィーン第1区、ユニヴェルズイテーツシュトラッセ27番地、11月27日

尊敬するシェンカー様！

もしご都合よろしければ土曜日の午後8時15分（まだコンサートがありますので）にどこかのレストランでお会いしましょう。私が知っているのは〈シュタット・ブリュン〉くらいですが。もしもつといいところをご存じでしたら、そこでも結構です。いずれにせよこれが — 残念ながら — 私の予定が空いている唯一の晩なのです。と言う次第にてお会いできることを念願しております。

* * *

まだ存じ上げませんが奥様にもくれぐれもお伝え下さいますよう。

ヴィルヘルム・フルトヴェングラー

11月29日付の日記にこの手紙に符合する記述があるが、それによると、今日なおウィーン2区はローテンシュテルンガッセ7a番地に同名のホテルが存在するが、それが嘗てと同じものであるか否かはさておき、シェンカーは甥のユリアンを同道してそのレストランへ赴くと、すでにフルトヴェングラーが待ちかねており、ブルックナーやブラームスについて、また両者の取り巻き連中のサークルについて語り合ったという。その後、場所をカフェーハウスのプーハーに変えて会話はなお続行したが、シェンカー研究所の案を示すとフルトヴェングラーは余りそれには乗ってこずに、それよりむしろ大学で教鞭をとることを勧めたという。そこからフルトヴェングラーによる、シュトラウベを介してのシェンカーの為の教授ポスト探しが始まることになるが、これについては後の記述に譲ることとしたい。

四番目に、1920年11月26日付のフルトヴェングラーからシェンカーに宛てた手書きの書簡。

* * *

11月26日

尊敬するシェンカー様！

火曜日の晩にお会いするとしたら、ご都合いかがでしょうか、(貴方がお決め下さる、いずれかのレストランで)一晩お会いできましようか？あるいはこちらにお返事いただければ幸いです(ウニヴェルズイテーツシュトラーセ2番地、ハウザー夫人方)。いかがお考えでしょうか、2, 3行お返事いただければ幸いです。

* * *

敬白

ヴィルヘルム・フルトヴェングラー

この手紙に符合する事実もまた29日付の日記に記されている。

以上4通の目下の段階で公開されている書簡を引いて論じたが、その一々にシェンカーの日記の裏付けがあるのは面白い。もとより同じことを繰り返すのでないのは、日記が手紙の下書きを収めているわけではないことから当然だが、互いに濃淡を補い合せて両者を付け合わせるで初めて明らかになるところがあるのも否定できない。

2.

ここでシェンカーのプロフィールを簡単に辿ってみると、1868年〔ウィーン音楽院の入学記録には67年とある〕6月19日にハプスブルク帝国はガリチア地方（現在のウクライナ西部）の都市レンベルク（現在のリヴィーウ〔これはウクライナ語式の発音で、ロシア語ならリヴォフ、ポーランド語ならばルヴフ〕）の南西の村ヴィシニョフチキ（ポドハジチェという説もある）に生まれ、1935年1月13日にウィーンに没した音楽学者であるが、作曲も残している。84年にウィーンに移り、とりあえずは法律を修めた後に87年冬学期からは音楽院でブルックナーに和声学、並びに対位法とピアノを学ぶと、歌手たちの伴奏を務め、作曲にも携わるが、結局のところ作曲は放棄して楽理の研究に専念する。私的に弟子をとって、ピアノ演奏、楽曲分析、演奏解釈を教授することを生業とした。かれは出自からも祭せられるとおりにユダヤ人ではあったが、すでに35年に没したためナチスの迫害は受けずに済んだものの、妻はテレージェンシュタットのゲッターに収容されて終戦直前に殺戮の憂き目に会い、また彼の著作も焚書の対象となった。彼の信奉者は少なくなく、フルトヴェングラーの他にもヒンデミットやヴァルター・ダームスが挙げられる。ヒンデミットは「良い音楽家なら何を聴き、感じ、理解するか、そのことを初めて貴方が仰って下さいました」とシェンカーに認めている。弟子たちの多くは合衆国に亡命して、調性音楽に基づく師の理論を大いに広めた。

ところで誕生の年についての二様の記述の矛盾、即ち、公式記録には1867年、本人の自伝的略述には68年となるその矛盾を、上述のフルトヴェングラー宛の書簡にも名前が見えた若い頃からの友人モーリッツ・ヴィオリーン宛での書簡が説き明かしてくれる。「私どもの家はとても子沢山、つまり男の子が沢山居て、女の子が沢山居る家では早く片付いて家から出て行くように両親はしむける習いであるように、私どもの両親も同じ悩みを抱えていて、男の子たちが学齢に達して家から出て行ってくれば、それが早ければ早いほどよかったのだ。という次第で僕は1歳年上として届けをだされたのだ、早く家を出てレンベルクへ出て行けるようにするためだった。戸籍はこのような両親の希望をよく心得ていて、同じ伝で後に姉たちは結婚目的のためにおよそ10歳も年下に記載されたのだ――

そんなことがまかり通った時代だ！ 父は元々ユダヤ教の儀式で結婚式を挙げたのだが、このたぐいの結婚はずっと遅れて初めて国から認められることになった。後から修正して戸籍はどうにても好きなように変えることができたのだ。そのことは両親の家を見てよく分かっている」（1927年12月29日付書簡）。即ち正しい生年は1868年であることがここから判明する次第である。シェンカーの両親はともにユダヤの家系で、一家には四人の息子と二人の娘があったが、ハインリヒは下から二番目であった。末の弟モーリッツは銀行頭取にまで上り詰め一時は富を得たものの後に零落したが、この弟との間には裁判沙汰を起こしている。

ウィーン音楽院では入学出願時当初には和声学をF. クレンに学ぶ希望を出していたらしいが、入学後それを改めてブルックナーにつくことを求めて、和声学と対位法を後者の下で、ピアノをE. ルートヴィヒについて修めた。師ブルックナーについてシェンカーはところで、その人柄と、その作品の天来の妙想に最大限の敬愛と崇敬を払いつつも、首尾一貫した楽想の展開には難を認めて、それが理論と実践の矛盾に記するものと考えに至った。この考えは古の大家の作品の研究によってます

まず確信を得るものとなったが、この経緯はA. ハルムやK. グルンスキー宛の書簡にも漏らしている。両者はともにドイツに於けるブルックナーの有力な尖兵であった。この間の詳細については稿を改めて論じたい。

さてフルトヴェングラーとの出会いは前述の手紙にもあるとおり1920年前後であるが、その推薦状はシェンカーがミュンヘンに目を向ける一因となったらしい。そもそも定職に就かず私的な弟子をとることを以て生業としていたウィーンでの不遇を託つ思いはすでに第一次大戦中から漏らしていたが、このドナウ河畔の首都を去ってミュンヘンに遷る希望は15年にまで遡る。フルトヴェングラーは、ミュンヘン音楽アカデミー総裁のS. ハウゼッカーがシェンカーのために肩入れしてくれるように頼んで欲しいとの依頼状をK. シュトラウベに宛てて認めている。曰く、「この孤高の精神労働者に、経済的にあるていどの保証が得られ、またこの人の能力がドイツ文化のために役立てられるような、何らかのふさわしい地位がミュンヘンで与えられる」ことが願わしい」[1920.6.23マンハイム]、と。

さまざまな就職活動が展開されたらしいことはシェンカーの次のハルム宛の手紙にも伺われる、「シュトラウベ教授を通じて知ったことですが、前年度にはライプチヒで私を招聘が議題になったようです。結局は様子見となりましたが、それは大学内の歴史学に比重のある領域よりは純然たる芸術的活動領域の方が私にはふさわしいとの考慮のせいらしい、なんと親切かつ適切な感覚でしょう！ライプチヒかベルリンに私を呼ぼうというシュトラウベの努力がはたして実りあるものとなるかどうか、私には分かりません。ベルリン大学への招聘は私の明白な反民主主義的信条には甚だ合致するものだ、という気がします。〈反動的若者には手枷を！〉と、とシャイデマンとともに音楽学校は言明するかも知れません」[1922.11.25]。

文飾を厭わない書き方は、フルトヴェングラー宛の書簡にもすでに伺われたが、そのときに政治風刺をも交えた雄弁は、さすがにネストロイ以来のウィーンの伝統を背負ったものと認められよう。ドイツ革命に荷担した社会民主主義者たちの名をここで「反民主主義者」を自認するシェンカーがどのような文脈で引いているか、予断を許さないところなきにしもあらず。

シュトラウベの奔走も、やがてはフルトヴェングラーの尽力もついに功を奏することなく、シェンカーは結局のところいかなるポストにも就かず、終生ウィーンに暮らすこととなる。公的な顕彰のしるしであると、何らかの機関への招聘を考えるならば、じつはシェンカーはそのようなものを必ずしも歓迎しない質（たち）であったことを示すふしもある。

「話をしていて私が〈教授〉[の称号]を断った後で。ヴァン・ホーボーケン曰く、お考えになる時間はまだあります。この称号はベートーヴェン祝祭に因んでもものですが、また先生の60歳の誕生日を祝って授与されるものでもあります、と。この機会にホーボーケンはフリースランドの人々が私のために小冊子を編むということもこっそり示唆した。この冊子はホーボーケンが費用を負担するのだと私は思っている。そもそも夙に私は疑念を抱いているのだが、共和国からの顕彰を受けるということは私の心に添うものではない。そもそも私は貴族的統治形態の熱狂的な味方であってみれば」と、これは1927年3月1日の日記の記述にある。

戦後ドイツの非寛容の諸相

またその2週間後には「ホーボーケンが私が顕彰を受けないことを残念がっているが、私の受けない理由に敬意を払って、ドイッチュが関係部門の長に私の辞退を伝えるだろうと言う」とこれまた日記に記す。ホーボーケンが代表的なハイドンの研究者となり、その名がハイドン作品番号として用いられることは周知の通りである（モーツァルトのケツヒェル番号に当たる）。また同じく文中に触れられたドイッチュとはオッター・エーリヒ・ドイッチュのことで、これまたシューベルトの作品番号にその名が冠せられる存在、いずれもシェンカーの弟子であるが、ここからもこの市井の学者がいかに時の俊秀を周囲に集めていたか、その学殖の魅力の一端を垣間見る思いがする。ついに定職を得なかった不遇を補って余りあるこのようなえり抜きの学者たちの蝸集とともに、その暮らしは次の二つの点で報われるところ少なくなかった。即ち先ずは幸福な家庭に恵まれたとことで、子供は授からなかったものの夫の仕事のあらゆる局面に並々ならぬ理解を示し、またその進捗に献身的に尽くしたジャンネット・コルンフェルトはまさに理想的な人生の伴侶であった。「リーリーちゃん Lie-Liechen」といつも愛称を以て呼ばれたこの女性の存在無くしては彼の業績はあり得ず、シェンカー自身いつもそれを認め、またその旨をはっきりと遺言に謳って、その没後の出版となった最後の著作を彼女に捧げている。

いま一つの幸運は、多岐にわたる数多の後援者に彼が恵まれたことである。そのおかげを以てはじめて、とくに恒産のあったわけでもない人間が、研究に邁進する時間も与えられ、その業績が生み出され得た次第である。ロートシルトを始めとする富裕な財界人のみならず、幅広い層の文化人の支援を得たが、また弟子の内には師を支援するに足る財力を備えた者もあった。弟子の一人 O. ヨナスの著『ハインリヒ・シェンカーの理論への入門』（1934年）を寄贈する折にシェンカーは、ロートシルト男爵に30年来の援助を謝する文面を付している。厳密には弟子には数えられないながらも、折ある毎に彼に教えを求めたフルトヴェングラーもその支援者の一人であったが、そのロートシルト宛の文面には具体的に後者に触れたくだりがある。曰く、

「今日小生に貴殿へ一筆啓上するこの栄えある機会に、ロートシルト男爵、貴殿にもご満足いただけることどもを若干補足して申し述べますことお許し下さい。およそ15年ほど前になりましたか、彼が初めてウィーンを訪れた時以来すでに、F[フルトヴェングラー]はベートーヴェンの第9交響曲研究書の著者でありました小生を訪ねて参り、このときからあらゆる点に於いて小生とは結ばれたのであります。この何年かの間にわたって欠かさず小生を訪ね、何時間にもわたって小生の許に留まり、ありとあらゆることを小生から学んだのであります。彼は自ら、小生の弟子、と称してくれるのであります。このことを小生は少なからず誇りに思っております。小生の名と仕事は少しでも世界に広まってくれるのは彼のおかげであります。たえず彼は、小生の理論を音楽の未来にとっての唯一の救いであると広く告知してくれております。ウィーン宮廷顧問官宛 [もとより宮廷はすでに無いが、今現在でも宮廷顧問官の称号を見かける] の手紙では、その手紙の写しを小生も所持しておりますが、音楽の将来にとっては小生の方が、Rich[リヒャルト] シュトラウスよりも、より大きな意味を有しているとまで言明しております。今年の6月には〈プロイセン枢密顧問官〉の身分で小生を訪ねてきました。手紙で小生が自分は骨の髄までユダヤ人であることを隠し立て無く申しましたにも

かかわらず、であります。のみならず当地バックシュタイン [この地にシェンカーは1934年の夏を過ごした] に訪ねてくると知らせて寄越しました。彼はまた、もし公的機関としてのウィーンが小生に、考えられる限りのあらゆる顕彰をまた肩書きを授与しないようなことがあれば、それこそ〈比類無い文化スキャンダル〉だと申しております。・・・間接的にFは若き日の夢を、いつか貴殿にも、ロートシルト男爵、お話ししたあの夢物語を、叶えてくれたこととなります。すなわち、あの頃小生は貴殿に、ロートシルト管弦楽団を創設して、それを率いて小生は、数ある傑作のより美しい顔を示すべく、世界中を演奏して巡りたいものだ、とご提案申し上げたのでした。いまや運命は小生に、Fの手を通じて間接的にこの願望を叶えてくれるのです。」

フルトヴェングラーがはたしてこの文面を目にしていたかどうか、またさらには戦後の裁判その他にこの文面がなんらかの影響を与え得たかどうか、その点を審らかにしないが、反ユダヤ主義に対する彼のこれはノンシャランな拘泥のなさのみを示すものか、それとも何らかのより深層にわたる世界観芸術観を表す証左となるべきものか。より広い規矩準繩に照らしてみれば近接して眺めるのみの黒白の判断は相対化されざるを得ないことをこれは示唆するのか、善悪の判断は当面の関心の枠を超えて眺めるならば、より大いなる関連の網目の中に掬い取られることを暗に示しているのか。

文中のウィーン宮廷顧問とは、シェンカーのかつての弟子であったL. カルパートのことで、紙誌の編集を手がけた後に文部省の芸術顧問となり、師の公的認知に努めたが、おそらくその同意のもとにフルトヴェングラーに後援を求めたらしいことが、次のクリスマス・カードに窺われる。

「クリスマスおめでとうございます。ところでしかしフルトヴェングラーの手紙は、これからの行動の基盤になるものですが、いったいどこに行ってしまったのでしょうか？

奥様にも心より御挨拶申し上げます

カルパート」

ここに言われているフルトヴェングラーの手紙は1933年の1月末か2月初めになってようやく届いたが、それには期待していた書面も添付されていた。本文と添付文書の両方の写しをカルパートはシェンカーにまわした。

「1933年1月30日

宮廷顧問官

ルートヴィヒ・カルパート殿

ウィーン市プリンツ・オイゲン通 16番地

拝啓カルパート殿、

ここにハインリヒ・シェンカー博士に関わり、お手紙差し上げる次第です。貴殿が適切とお考えになりますように、これを活用していただければ幸いです。

シェンカー博士が、アカデミー乃至その類の機関で、少なくとも講座を一つはお持ちいただくよう

戦後ドイツの非寛容の諸相

に計らうことは、緊急に実現することが願わしいものであります。もしもあらゆる方面にかくも多くの寄与をなさっているこのような人物が、経済的理由から、その仕事を継続し、かつ完成することが難しくなるような事態を招くようなことがよもやあるとするならば、それこそは文化的見地に鑑みまことにスキャンダル以外の何ものでもありません。

添付の文面は、いかなる場合にも新聞などにはお返し下さいませよう、はたまた新聞のしるところとなりませぬよう、お願い申し上げます。「誓願のための書簡」などは一形こそ違っても一しかも私のような人間によるかかる書簡などは、シェンカーはまったく必要としないからであります。

敬白

[ヴィルヘルム・フルトヴェングラー]

また添付された文面は以下のとおりのものであった。

「バルリン W. 35、1933年1月30日

ホーエンツォレルン通 9番地

宮廷顧問官

ルートヴィヒ・カルパート殿

ウィーン市

プリンツ・オイゲン通 16番地

拝啓カルパート殿！

シェンカー博士に関わる貴殿のお問い合わせに対して以下のとおりお答えする次第です：

小生はシェンカーを現代きっての最も重要な音楽理論家であるとみなし、以下のように考えるものであります。即ち、彼の音楽理論的著作は、未だ完成をみるにいたってはいないものの、それについて判断するには十分なところまで進捗しており、現代の偉大なる、また最重要の業績のひとつに数えられるものであります。彼の祖国の首都ウィーンに於いて、かかる事実が、即ちこの人物が長らくこの地に活動してきたという事実が、全く認知されずにいることに驚きの念を覚えるばかりです。音楽のために真実—それについては未来が示すところとなりましょうが—当今の著名な作曲家の誰よりも多くの功労があるが故に、何らかの名誉ある地位に就き、顕彰され、広く認められるべき人がもしあるとすれば、それこそまさに彼を措いて他にありません。

敬白

[ヴィルヘルム・フルトヴェングラー]

タイプ原稿のコピーはどちらの文面にも署名人を欠いているが、前後の脈絡からしても、バルリン在の住所からしても書き手がフルトヴェングラーであるのは明らかである。シェンカー自身、日記に「フルトヴェングラーから。私についてのカルパート宛の2通の文面のコピー、ただし新聞用ではない

が、これは彼がイギリスから戻った後のもの」と記している。

カルパートはさまざまなシェンカー認知の運動を行うがどれも然るべき実りを迎えるには至らない。フルトヴェングラーの方も、その間に生じた政治的情勢の変化のためにベルリンでもはやなす術もなく、それ以上の成果を上げられずにいたが、シェンカー自身はこの世界的指揮者から捧げられた、現代の音楽理論の第一人者なる顕彰の言葉に満足し、またリヒャルト・シュトラウスに優る評価を得たことなど周囲にも漏らしていた。

弟子の一人のホーボーケンはシェンカーによって示唆された。オーストリア国立図書館に、古今の傑作の草稿を写真撮影して保管するアルヒーフを創設したのみならず、シェンカーの著作『音楽の傑作』の第2巻及び、同3巻としての『自由楽節（自由作曲）』、さらには『新しい音楽の理論と想像』への出版補助によって師の意思の実現に尽力した。アルヒーフ創設に関してしかし自分の名前が出なかったことにシェンカーはいたく傷ついた。即ちオーストリア国立図書館音楽部門の長であったローベルト・ハースがこのアルヒーフについて語ったラジオ放送を聞いてシェンカーは、「終わりに彼はこのアルヒーフのことを回想して、へつらうようにホーボーケンの名をマイクに向かって叫んだのだ。ウィーンがヴァン・ホーボーケンホに恩義を負っていることを述べる段になると、ホー、ボー、ケン、と三音節にわざわざ分けてその名を強調して、彼は感激を誇張してみせた。第一の提唱者であり、実際に初めてそれを試した、この私の名前など、そもそも全く彼は思い出もしなかった」と1931年11月20日付の日記に記して憤懣を漏らしている。その後シェンカーの許を訪ねたローベルト・ハースとの接触は、殆どもっぱらこの写真アルヒーフの諸問題にのみ話題が限られたという旨の記述が1932年9月21日に認められる。ただしハースの著『音楽の演奏練習』については、シェンカーはそれを評価していたことが後の1933年8月25日の記述に伺える。ちなみにこのハースはブルックナーの批判版全集を開始したが、戦後になってレオポルド・ノヴァクに取って代わられた。あるいは戦前戦中の反ユダヤ主義的傾向が非難されたためではないかとの憶測もある。

3.

シェンカーについての現在のところ唯一のモノグラフィーであるフェーダーホーファーの著作に拠れば、膨大なその日記の中でフルトヴェングラーの名はおおよそ百回ほど登場し、またシェンカーの遺品の中にはフルトヴェングラーからの22通の書簡と2枚の葉書が残されているという。相通じ合う音楽観と、お互い同士の相互的尊敬の念によって成り立っていたそれは希有の結合といってよいが、ただしフルトヴェングラーがひたすら讃仰を以てシェンカーに対したのに比べると、後者は前者について稀に批判を弄することも無かったわけではないらしい。前者もまた後者の何事にも囚われず拘らずのノンシャランぶりにいつも与する訳にもいかないところもあったという。度重なるウィーンでの会合は、ときにシェンカーの自宅で、ときに知人の邸で、ときにレストランやカフェーハウスで実現したが、そのような折にシェンカーは惜しみなくさまざまな芸術上の助言を受け、またフルトヴェングラーはそのいずれをも喜んで受け取るのが習いだった。その貴重な教示に報いるべく後者は折ある毎に前者のために肩入れして、また金銭的な援助をも厭わなかったが、例えば『音楽の傑作』第3巻

戦後ドイツの非寛容の諸相

の為に3000マルクを寄付したのはその一例であった。のみならず機会ある毎にシェンカーの弟子、とじつは彼自身も称したのだが、その弟子たちのためにさまざまな便宜を計って助力に尽くした。

すでに述べた通りフルトヴェングラーのシェンカー開眼は、そのリュウベック時代、同地の楽友協会オーケストラの指揮者を務めていた頃の、第9交響曲についてのシェンカーの研究書との出会いを以て嚆矢とする。それを読んでいかなる衝撃を受けたか、フルトヴェングラーは自らこう語っている：

「この書物は、1911年リュウベックで取るに足らないコンサート指揮者として経歴を開始した頃に偶然私の手に入ったものだが、ただちに私を熱中させるに足るものだった。個々の詳細の全てを是認したわけでもないにせよ、著者の論争的な調子が多くの場合いささか私には行き過ぎと感じられたにせよ、全体の問題設定と、それに解答を与えている、考え方の基本と、洞察、それは並々ならぬものであった。かくして全体が、それまでの通例の書物から大きく踏み出すもので、それに私は深く打たれたのだ。ここにあるのは訓誥学などでない、ここに初めて、素朴に、即物的に、何がこの作品 — ベートーヴェンの第9交響曲 — の中で我々の目の前に立っているのかということが問われていたのだ。今日余りにもそのおかげでばかげた乱暴狼藉が跋扈している元凶となっているあの形式的図式など、ここではとんとお呼びでない。むしろ、一回限りの唯一無二の作品の現実の形が記述されている。歴史的文脈連関など一つも語られることはない、むしろ、我々すべてに最も深く関わる、我々に直接に関わってくる、創造者の靈感のことが語られているのだ、かかる靈感こそが、作品中に有機的かつ必然的なかたちで析出しているのである。」

フルトヴェングラーの著『音と言葉』に収められた一節であるが、このような状況下で、この第九交響曲研究の書の著者と個人的に知遇を得たいという願望が指揮者の胸中に湧き起こったのは不思議でないが、1919年ウィーンの代表的な銀行クレジットアンシュタルト頭取のパウル・ハンマーシュラー博士宅でそれが実現の運びとなったことが次の招待状から察せられる、

「拝啓、博士殿！

昨日の晩、フルトヴェングラー楽長が小生宅にお越し下さり、貴殿と貴殿の著作についてこの上なく熱烈な口調でお話になり、その際、貴殿と個人的にお近づきになりたいとの切なる願望を表明なさいました。かくなる次第にてお尋ね申し上げますが、日曜日の晩9時半より小生宅にて粗酒粗肴の晩餐にご来光賜れば幸甚に存じます。貴殿もまた、この貴殿の理論の崇拜者である傑出した音楽家とお会いになることにはご興味がおありではないかと小生愚考致します次第です。

敬白

パウル・ハンマーシュラー博士、ウィーン七区、ノイシュティフト小路 3番地」

4.

この出会いについてはシェンカーがまた詳細の記録を残している。1919年5月4日の日記に曰く、「フルトヴェングラーは私の後から姿を現した。およそ三〇歳くらいの男だ。食卓での会話はさしあたりまったく差し障りのない政治的些事や、アドルフ・ブッシュのこと等をめぐるものだった、(食

事の最中に、ブライスアッハとコンサートマスターのロートシルトが現れた。ブラック・コーヒーを飲む頃には会話はすでもっと親密かつ具体的なものとなっていた。F(urtwängler) [フルトヴェングラー] が語るには、私の本に六年前にリュウベックで出会ってそれを入手したとのことで、私のドイツとのさまざまな関連について彼がすっかり通曉していることが分かった。いずれにせよ、彼は慎ましく控えめで、目下なすべき使命に奉仕することに意欲のあることを明かした。その内にマンディチェフスキ博士が現れたが、この人はサロンに留まった、というのは煙草を吸わないので、私どものところへ来るわけに行かなかったからだ。後からまたサロンで彼とも一緒になって、会話はまた用心深い枠内に留まることとなった、というのは一般的に関心の的となっている諸問題に互いに心を痛めなければならなかったり近づかなければならなくなったりするのを懼れたせいかもしれない。とりわけロランのことが話題となり、その長編小説が異口同音に賞賛を得た。それに対して私は、もとより私が小説は筋だけであとはその他さまざまな文章や引用しか知らないことなど予めおくびにも出さずに、出来る限り思い切った反対意見を述べて、ロランはバルのフランス版のようなものだとの見解を披瀝した、むろんバルよりスケールは大きい、と付け加えつつ。言ってすぐ気がついたが、この手の判定は居合わせた面々の大半には受ける筈もなかったのだ。家の主人は彼の高邁な見解の証拠とすべく、ロランから彼に宛てられた書簡を披露したが、その中でロランはドイツへの謝意を表して、ミシュレとともに誇張して〈我がドイツ〉と叫んでいた。 — こんなドキュメントが出て来るに及んで、今更ながら私は旋毛を曲げた。字からして、ありとあらゆる手立てを駆使して飾り立て、アラベスク模様あり、媚びるような曲字体あり、イニシャルあり、しかる後によく中身が登場といった案配！ 次第次第に私はこんな成り行きに持って行った、つまり並み居るロラン賛嘆者どもが一人一人順に次から次へと白状せざるを得ないように、つまりロランはいったいどのようにドイツを、またドイツの芸術を判断しているか、彼の長編の主人公はベートーヴェンの体現なのか、それともなんらかの想像上の音楽家を体現したものなのか、要するに余りに多くの矛盾への糸口がありすぎるということについて、じつは誰も本当は分かっていると白状せざるを得ないように持って行ったのだ。こんな混乱状態はまたしても私自身のロランの印象を裏書きするものでしかなかった。 — まもなくマンディチェフスキ博士が去り、今やまさしくとことん問題を掘り下げる段にさしかかった。ブルックナーが主要主題であった。フルトヴェングラーはいわゆる「美しい主題」を少なからず好んでいた、私が驚いたことには交響楽の様式すらも少なからず好んでいた。ごくそうっと私は破城槌 [古代ローマの城砦破壊道具] を一つ一つ順に差し込んで行き、ついには個人の空しさに訴えかけることで、こう見解表明をした、すなわちその美しさが過小評価できない個々の細部ゆえに、作者に近づくのはふさわしいことではない。もしそのような近づき方をすることで魂に痛手を与えるようなことがあるならばである。とはつまり個々の部分に就くことで、魂がいわばおのずと原子に分解してしまうからである。私の見解としては、それでなくとも今日、若者が視野の広さの欠如に甚だしく病んでいるならば、こんな感染を、作者を全面に据えることでさらに助長することは犯罪に当たる。マーラーについて語ることは私は断った、といのはそこに居合わせた面々が哄笑の内にすでに判断を下していたからだ。注目に値するのは家の主がカルベックの不誠実さと、ヒルシュフェルト博士の悪

戦後ドイツの非寛容の諸相

意を強調したことであった。— これはここに名の上がった人々と彼の関係を知っていれば、まことに高くついた世知であったろうことが分かる。フルトヴェングラーとロートシルトとブライスマッハは私の家までついてきたが、道すがら、ブルックナーとマーラーとワーグナー・ヴォルフの肖像をより鮮明になぞり直す機会を得た。そこで私は再三再四、今日の若者を、組織と統合の巨匠たちへと導くことが義務であると強調したのだ。』[F. S.107f.]

ここには一幅の絵画さながら当時のウィーンの知識人の集いの模様が描き出されて興味尽きない。一幅の絵画ととりあえず呼んでみたが、じつはそれは一幅に収まらない。歓談の進行が段階を追って叙述される場所は連続する幾つかの場面を舞台に追う思いすらしてくる。まずは序としてのとりとめない世間話、今なお名を知られるドイツの名ヴァイオリニスト、A. ブッシュがどのように話題となったのか興味あるところだが、4年ほど前にシェンカーは日記にこの奏者のコンサートに触れて否定的見解を示していたが、そこではブラームスのヴァイオリン協奏曲のコンサートがやり玉に挙げられて、ヨアヒムの死後わずかの年月を経たのみでブラームスの協奏曲は崩壊の危機に瀕していると手厳しい。1915年12月8日の記述だからヨアヒムが世を去って8年目に当たる。知覚の衰退、混濁、を難じ、テンポの弛みを難ずる。数え切れないほどの回数ヨアヒムがこの曲を公の席で演奏し、のみならず数多の弟子たちにそれを伝授した伝統の存在にもかかわらず、縁もゆかりもなく、したがって曲の要を見定め得ない盲目の輩がそれにとりつくさまを嘆く。つまりはブッシュもその一つという次第だが、第一楽章と第二楽章のテンポは余りにだれすぎている、「すぐ次の何小節かを遠くから眺めるために耳に望遠鏡が必要」となるほどだという。つまりは微視に耽溺する余り卑近のものまで見定めがたい遠方に遠のいてしまうということか。そうなれば当然、関連の糸は途切れて構造も何もなくなってしまうことは想像に難くない。「奏者には構造というものがとんと見当もつかない迂遠なものだから、演奏指示記号のいちいちをこねくりまわすことで場をしのぐ、と勢いなんともしょうきんな誤解が忍び込んでくる。という次第で、人間どんなに物まねの小才があっても無能は覆いがたい。」また現今でもブッシュ率いる四重奏団の演奏を金科玉条と奉る向きも少なくないベートーヴェン後期の弦楽四重奏についても言及がある。こちらは上述のハンマーシュラク宅での会食より後、1922年5月18日の記述で、コンサートの演目は中期の作品59の2と、もうひとつは何と後期の名作中でも白眉というべき作品131であった。「衰退がさらに痛々しく裏書きされた」とはじまる文面はその直前のベートーヴェンの七重奏曲とシューベルトの八重奏曲を演目に据えた催しについての形容「衰退」の漸強反復であった。続けて曰く、「テンポは大抵は内容に反するもので、嬰ハ短調の曲の変奏曲楽章は、とりわけ四分の九拍子のものに著しいが、誤解の産物である。第二楽章は内密さが不足、最終楽章は余りにも速度が足りない、結果として終結部は全く以てお笑いだ。』[F. S.225f.]

マンディチェフスキはブラームスの友人としても知られ前者の作品集の編纂にも関わるが、自らが当導する楽譜編纂に関わる仕事で所期のメンバーに代わってその名が上げられたときにシェンカーは不快感を漏らしたこともあった。楽曲解釈の刷新は当然ながらその土台となるべき楽譜の校訂にも及び、ウィーンのカネンベルグ・エディションから陸続と出版されることとなる原典版には、パッ

ハの半音階的幻想曲とフーガのシェンカーによる校訂版が、おおいに推進力として働きまたその出発点ともなった。出版社とシェンカーとの間の書簡には、必ずしも両者があらゆる面で良好な関係にあったわけではないこと、むしろしばしば齟齬を来していたことが社主ヘルツカとのやりとりで窺われるものの、シェンカーの校訂になる原典版と、のみならずまたその著作がユニヴェルザール社から出版されている。すなわち、上述の大バッハの曲の刊行に先立って、息子エマヌエル・バッハの鍵盤楽器曲集が1902年に、ヘンデルのオルガン協奏曲のピアノ四手版が1904年、この企画が軌道に乗ってからは、ベートーヴェン後期のピアノソナタが順次刊行される。1913年に作品109、14年に作品110、16年に作品111を版行、また21年には《月光》と渾名される曲をスケッチ帳からの3葉を添えて刊行、28年には全曲の校訂版が出るが、これは後にアメリカで復刊されている。シェンカー自身の著作については、1904年の『装飾音』を初めとして、『和声論』が1906年に、『対位法』第1巻が1910年に、『ベートーヴェンの第九交響曲』が1912年に刊行されているが、この書物がフルトヴェングラーの目に留まって、両者の出会いに通じたことはすでに述べたとおりである。「文献上並びに演奏上の考慮を払いつつその音楽内容を記述」と副題に謳われているとおり、実際の演奏への通路が開かれたユニークなものであった。しばらく間を置いて、1922年に『対位法』第2巻が世に出る。また次の世代への成果の伝承にも少なからず関心を寄せていたみえ、「新青年に捧げる、音楽芸術の不変の法則の例証のためのピラ」を標榜する雑誌『音の意志 Tonwille』を1921年から24年にかけて都合10巻発行している。当時のドイツに起こっていた「青年運動」との関わりが、その運動に関わっていたハルムとも親しかったことから想像されるがこれについてはなおの調査に俟つこととしたい。この出版物はユニヴェルザール社ならぬ、とくにそのために設立されて誌名を冠した「トーンヴィレ (Tonwille 音の意志) 出版社」、つまりウィーンの A.J. グートマンとライプチヒの F. ホーフマイスターが共同で設立した出版社が発行したが、前者はじつは1920年からすでにユニヴェルザール社が吸収していた。同じく定期刊行物に数えられる年鑑『音楽上の傑作』も亦、お互いの食い違いの時期にあたったせいか、ユニヴェルザール以外の出版社、すなわちミュンヘンのドライ・マスケン社から公にされている。[F.S.31] ユニヴェルザールとの関係に曇りがさしたせいか、ライプチヒのペーターズ社とも交渉したものの、試し刷りをシェンカーが、これまでの自らの校訂を示唆しつつ、「破廉恥な奢り」として返送したことから、これは水泡に帰すこととなった。当該の曲はベートーヴェンの作品109であった。しかしその後ユニヴェルザールとも話が不調になると日記に、「それにしてもペーターズにもう少し意を迎えるように書き送らなかったことは殆ど後悔している。ウィーンとの最後の絆、つまりユニヴェルザールとの関係を已めにできる日が来れば万々歳だ」とも記している。ユニヴェルザールにはそれから助成金の申請を勧める手紙を書く。文面はなかなかふるって、「私の故郷に於いて仕事の可能性が調達できないこと、私よりはるかに能力も劣れば重要性も劣る音楽家たちにはそのような可能性が認められているのに私には与えられないこと……。役所は私に最大限の恩恵を負っているのに、はるか以前から長らく提供されてきたこうした恩恵への責務を一向に果たさない役所、そんな役所に顔を向けるには私は余りに誇りが高すぎますから、あなたの方から最後の大作の数々の校訂出版を実現するための援助を申請してみてもはいただけませんまいか」と、自らの立

戦後ドイツの非寛容の諸相

場を規定して、申請を出版社に委ねている。それだけでは筆が止まらず、ウィーンの音楽事情の現状を次のように嘆く。

「僅かの人々を除けば — 我らが巨匠たちの音楽を誰一人として、それらが聴かれるべきであるとおりに、聴いたことのある人はありません。・・・ベートーヴェンは今日すでに、ちょうどラテン語をウィーンの下級クラスの子供たちが喋るとまさに同じように、弾かれています。まさしくシュベアル小路でのこの手のラテン語が、間違った、また偽りの発音で喋られるのとこれは同断です。まさにこれと同じく、舞台上で生きた音楽言語として提供されている言葉が死語となってしまうのです。」

そのような惨状を打破すべく、年に4回乃至5回刊行する簡便な〈ピラ〉のような出版物によってショパンやブラームス等々のさまざまな名の、真の実体をはるか後代にまで伝えたいという希望を同じ手紙に吐露している。この1914年の手紙に〈ピラ〉と呼ばれた出版物は、ヘルツカとの間で文書と口頭との両方でたびたび話題に上った後、ようやく既に触れた『音の意志』の名で実現するのは、既に戦争末期近くになってのことであった。同書がそれ専用の版元から出たことは述べたとおりであるが、ヘルツカがこれを自社ウニヴェルザール社そのものではなく、別にこの小冊子専用の発行元を用意したのは、中庸の枠に収まらないこともままあるシェンカーの発言が、会社の営業に差し支えることを懼れての経営陣としての用心からであったという。国内はいざ知らずとりわけ外国での文責を問われることに対してのこれは用心であったらしい。その間の成り行きもまたシェンカーの克明な記述に俟とう。即ち、

「ヘルツカ宅にて。序文[第一冊目の為の序=ドイツの天才の使命について]は「神聖」、「見事」だが、この通り記載になるとニュー・ヨークでこれを外国の読者たちに敢えてそのまま提示することは許されまい、として彼は別刷りを提案する。私はしばらく考えてみる。この論文[新たな音楽理論と想像力]を第2号に載せることには彼は何も異論はない、とうとう彼は一つの思いつきを得た、つまり架空の出版社を創るのだ。・・・そうすれば貴方は書きたいことを何でも書けますよ。リー＝リーヒェン[妻の愛称]は跳び上がって、彼と握手して言う、お互いの専門を理解し合った二人の人間が出会うって何てすてきなことでしょう。それに対して彼は「ご承知置き頂いておかなければなりません、私は貴方の御主人が好きなんですよ」と応じる」。シェンカーの存在意義を十分に承知していたが、さりとてヘルツカは芸術の凋落を前者が信じていることには同調できなかった。そうであればこそウニヴェルザール社は若い作曲家たちへの尽力を惜しまず、彼らの作品を出版する労を厭わなかったから、現代音楽の雄となった。始まりを意味する名を冠した自社の雑誌《アンブルッフ》はその広報活動を担うものであったが、この機関誌への執筆を何度となく誘われてもその都度シェンカーはそれをにべもなく断った。その訳については曰く、「老いも若きも皆、今から初めて音譜を読むことを習わなければならないような、怠け者であり、ミイラである、と私は言明する」。こう言っておきながら、自分にこれらミイラたちの教育に助力するよう頼んでくるとはまた何事か、とヘルツカもまた皮肉に応じたという。

1919年にはベートーヴェンのピアノソナタ全曲の校訂が終了、その報酬としてシェンカーは15万

クローネンを要求したが、出版社には高額すぎ、また通貨価値の変動が大きく、支払いがなかなか実行されない。また当時巷間に広く流布していたパウル・ベッカーのベートーヴェンについての書物にシェンカーが詳細な批判を加えることを企てていたことにヘルツカは危惧を抱くに至る。シェンカーの日記の記述に拠れば、

「ヘルツカ宅で5時半に、彼は本当に気に病んで、〈大先生〉と口を開いて言うのだ！、何でしょうか、どうぞ仰い、と私。〈ベッカーのことですよ！ 私どもは友人付き合いをしております、彼がここを訪れるときは私の客です、私があちらを訪ねるときは彼の客です、彼がいわば私の家で侮辱されることになるとしたら私の心が痛みます〉。そこで私は単刀直入に考えられる限り簡潔に返答すると、ヘルツカは、〈彼がもう吊し首にされるとしたら、少なくとも私の家でないところで願います〉と！」

因みにエーミール・ヘルツカもまたブダペスト生まれの東方の血を引く家系の出であればこそ、また名を成し功遂げてウィーン第一等の出版人として地歩を築いていればこそ、周囲の情勢の微妙な変化、その風を見分け嗅ぎ分ける触覚と嗅覚を周到に張り巡らすことに余念無かったと察せられる。方や、出自に囚われない自在なシェンカーの振る舞い、時に傍若無人とそれを見る向きもあつただろうその自由闊達な物言いは、まさしく彼が宮仕への定職を得られなかったことの功德でもあつたか。

ところでシェンカーは自らの出自をどのように考えていたか。マーラーはウィーン宮廷歌劇場に職を得るためにカトリックに改宗し、後にユダヤを強烈に意識して作品の主題にも取り上げ、最晩年にはイスラエルの音楽アカデミーの名誉総裁の称号を帯びたシェーンベルクは、ウィーンの同化ユダヤ人家庭に生を享け当初はさほど明確にユダヤ人であることを意識する必要に迫られなかったかも知れない。またカフカはユダヤ劇団の公演に触れて改めてユダヤの出自への帰属を意識するにいたるが、シェンカーのユダヤ人としての意識もまたドレフュス事件をきっかけに初めて日記に登場するという。

「家と農場を有する農夫ならば、もとより彼自身とは違い家も農場も持たない他者の生存正当化を理解することはない。仮に宰相その他の地位にあつたとしてもである。家と農場が彼のイメージする社会の最低限の単位なのだ。— ユダヤ民族にもまた家と農地が欠けている、それ故に爾余の民族はかくも農民的表面的な世界観からこの地上における生存の正当化をユダヤ民族には許容しないのだ。恰も聖書の「精神的財産」等々は、地上のあれやこれやの場所の物質的所有に、必要以上には匹敵するものではないかの如くだ！— ヨーロッパ即ち、この一九世紀に於いてすら未だに、農夫の木偶の坊でしかないとは！」[F. S.310f.]

ドレフュス事件に因んでフランスを批判する言辞もとびだす。

「十九世紀末になって善良なるカトリック教徒のフランス人がユダヤ人ドレフュスを嫉妬の薪の山の上で焚刑に処するとは！」

あるいはまた彼一流の皮肉な口調で「フランスという国が現にそうしているように自らを〈大国〉と名乗ることが、ひょっとすると、〈神に選ばれし民〉と自認するよりは、まだしも自惚れの度合いは低い、ということになるか?!」とも揶揄を放つが、以下のような妥当な自己認識も披歴される。「ユダヤ人はいわば、爾余の諸民族の間借り人のようなものだ。まさしくそのような存在としてしか

戦後ドイツの非寛容の諸相

しユダヤ人は後者即ち他民族から、自分をどう処遇するかに応じて人間性を無理やり引き出し、かくして世界的な意味合いに於いて望まずして人間性（フマニテート）の師と見なされることとなる！」

また第一次大戦に遭遇してかかるユダヤ人としての自己認識をあらためて開陳することが出来た。「精神によってのみ戦争は獣性の表れとして排除され得るのだ、— ユダヤ人をみよ、すでに聖書にも表れているような強制によって、完全な精神化へと強いられたユダヤ人は、獸的な戦争への慾求など、とっくの昔に排除してしまったのだ。しかし天然自然そのものが、自らを維持するためには、有機体の活動を必要とする。つまり是非とも肉体を動かすことを、肉体的格闘を必要とするかぎりに於いて、精神もまたかかる充足を。戦争なき肉体にも媒介して付与する術を弁えることになるだろうが、それはちょうどギリシャで肉体の生育がまさにそのような肉体の慾求を充足することを求めたと同様である。そうなった暁には、肉体的な黙想を、ギリシャで行われていた以上の教養と一体化する。そのさい、もっぱら教養の基盤の上に肉体的黙想を据えて一体化する、そんな必要が生じてくるだろう。その暁には戦争にも、もしそれがかりにも天然自然の慾求であるかぎりは、あたかも余計なものと感じられる病気のように効果的に対処できるものとなるかもしれない。」ここで黙想としたものには、靈操とも訳される Exerzitien の語を当てていることを付言しておくが、ロヨラに始まるとされる靈魂の体操の含意をどれほどシェンカーがここで示唆しているかは審らかにしない。[F. S.311f.]

第一次大戦によって、それまで帝国の一部をなしていたシェンカーの故郷でもあるガリチアから多くのユダヤ人が追われて、ウィーンへと移動することとなった。すでにウィーンにあるていどの地歩を築いていたシェンカーが、これら新たに流入してきた東方ユダヤ人に関心を注いだのは当然であるが、その極貧の生活と、長らく西欧に根を下ろして財を築いていた同化ユダヤ人の富とのコントラストは目を覆うほどのものであった。後者には例えば彼のパトロンでもあったロートシルトの一族もあったが、ウィーンで軽蔑反感の元となった東方ユダヤ人の、一向に周囲に馴染まない、ついぞローマを認めて順応することの出来ない他者性を、すなわちその社交モラルの欠如に対しては、衣食足りて初めて礼節を知るの道理を引き合いに出して、おおむね寛恕の姿勢を示す。とはいえ体制に入り込めない境涯、ユダヤ人を容れない体制側の垣の高さは身を以て痛感していたこともあり、であればこそ何にもまして存立の基盤を提供するはずの金銭への執着を、自らはそれに与しないまでも冷静に許容する目で眺めていた。曰く、商人や医者や弁護士がユダヤ人にとっての可能なステイタスであって、それにひきかえキリスト教徒は聖職者や役人の職を目指す、という。要は前者の独立独歩の職能と、後者の組織に所属する官職との棲み分けも、あながち故のないことではなかったとする。ユダヤ人丸出しの拝金主義を標榜する知人と会談して、シェンカー自身はその生きざまを認めないまでも理解するのに対して、より同化のていどの高かったと察せられる妻リーリーヒェンは、夫の知人を全く解さず反感を示した、という日記の記述もある。とはいえ罪は東方ユダヤ人にあるのではない。ユダヤ人の大いなる教養の実態を見る目をもたない、とりあえずは客を受け入れている西方国家に覆いがたく認められる、客をもてなす主としての資質の欠如こそ、問題の根にほかならないとする。[F. S.313]

すぐれてヨーロッパなる理念を自ら体現したつもりハプスブルク帝国のことをここで念頭にお

いているのか否か、ともあれここに持ち出される国家は、客人を向かえながら必ずしも十全にそのもてなしを心得たとは言えない。あるいは主客の立場は交代することなく一方的に墨守されて、客はあくまで客にとどまり、客をもてなす主には成り得ない。未だ後に関することとなる空前絶後の獣性の爆発には程遠いとしても、牢獄の格子ならぬ垣が厳として犯しがたい。その未曾有の惨禍の発現がドイツとユダヤの間に演じられたとすれば、奇しくもシェンカーはその両者をパラレルに見ていたふしもある。

「ドイツ人は何世紀にもわたってあらゆる面で手づまりの不運を背負ってきて、なお運命の試練に耐えて勝利を獲得したのだ（このてんでユダヤ人に似ている）。それにひきかえ、イギリス人とフランス人は、今日みられる通り、彼らの名望を、彼らの富を、ほんの僅かしか、それどころか全く以て役立てなかった — これのみを以てしてもドイツ人の屹立した才能の証拠とするに足る」。

その傍らひとしくユダヤの出自のヘルツカには余り信を置いていなかったらしい。世界観でも政治的見解でも後者とは反りが合わなかったが、互いに寛容を發揮し合って何とか折り合いをつけてきたところ、《音の意志》からとうとう葛藤が隠れもないものとなった。1923年の日記には「本当はユダヤ人とドイツ人とは国際的 international というより、国家の下に敷かれている unternational のだ。もし彼がイギリス人なら、自分はイギリス人だと臆面もなく言っているのけるだろう、それから二の次に平和主義者であるかもしくは国際的なのだ。もとより金の儲かる仕事は人間をやすやすと国際的にしてくれる。芸術家はしかしその国固有のものでありつづけるしかない。」

ニコラウス・クーデンホーフ-カレルギー伯は父ハインリヒの著『反ユダヤ主義の本質』を1929年に新版として上梓したが、その序から抜粋して1929年12月18日付の〈新自由新報〉にこう記した、「ユダヤに対する憎悪とドイツに対する憎悪は親縁関係のものである。両民族は憎まれ、追放され、誹謗中傷されたが、彼らの欠陥のためではなく彼らの長所のためであった。」それに対してシェンカーはすぐ翌日の日記に、「数多の正しい指摘があり、ユダヤの新たな使命のことも語っているが、しかしその点では誤謬を犯している、というのは私見によれば、新たな使命とはすなわち古い使命を繰り返すことであり、それを深めることである、したがって宗教的な規定のものでなければならぬはずだ。」

国家社会主義者がドイツで政権を奪取してまもなくの印象に基づいてシェンカーは、「ユダヤ人に関するドイツからの恐るべき状況」を告げた弟子のオスヴァルト・ヨナスとの対話が1933年5月の日記に採録されている。

「ヨナスが11時から1時15分まで訪れ、ユダヤについての私の告白に身震いした。つまり私は次のような並行関係を述べたのだ。宇宙（コスモス）には神の中にこそ一なる原因があり — 音楽の中には根源楽節 Ursatz がある — したがって此処にも彼処にも等しく一神教的思考がある。世界と音楽についての考察に於ける爾余のすべては、今日の、個別のものとの前景を神と崇め奉る異教的な固着思考である。ヨナスは感動して感謝する。」[F. S.319f.]

何ヶ月か後のこと、シェンカーはフルトヴェングラーのコンサートの一つに臨んだが、それはこの

戦後ドイツの非寛容の諸相

指揮者の並外れた才能をこの上なく明瞭に印象づけたのである。この場合もまた彼はいかにも彼らしく、批判を織り交ぜることを遠慮したりしなかったが、同年11月4日の日記にこう認めている。「フルトヴェングラーのコンサートへ。ヴェルナーによるエグモントの音楽、スフォルアートの前のヴァイオリンの長すぎる運弓が気に障る、そのために音楽の進行がどちらかといえば鈍重になる。第五交響曲は甚だよく纏まった首尾一貫したかたちで演奏された。指揮者の出す指示は先ずは要所を射当てて、ときに驚くほど幸運にもすべてを描きつくしたが、とりわけスケルツォのハ長調の箇所が見事で、オーケストラの導き方はこれ以上もう臨む余地のないほどの出来であった。他方ではまたしかしながら、すぐに明らかになったのは、指揮者が作曲のあの秘奥、その妙諦に親しんでいないがために、演奏の中にもそれが欠落せざるを得なかったのである。すでに初めの両フェルマータが、たんに繋がっているだけで、作者の求める意味でのお互いのコントラストを得ていないから、四小節単位の楽段が導き出すことが出来なかった。第一楽章の第二楽想の演奏は恣意的で気に障るものだった。展開部では三連の小節単位が欠けていた。アンダンテのテンポは流れるようで、自然だった。それに反して第一五小節以降のヴァイオリン群のクレッシェンドが然るべく実現していなかった。フェルマータは休止の内には外面的な誇張が散見、それによってある程度の劇的な緊張は達成されるが、他方余りにも安直に達成されすぎた。スケルツォはテンポと二小節のアウトタクトを掴み損ねている。最終楽章は全体も細部もたいへんよろしい。この若い指揮者がワインガルトナー、ニキシュ、シュトラウスに優っていることは疑いない。そうであればこそ作曲の掘り下げが足りないことが恨まれる」。

これ以後の今に保存されている手紙にはコンサートをこれほど詳細に描写したものはないが、しかし折々に認められた発信地も日時も不明の幾つかの返信からは、シェンカーが賛辞を捧げたことが察せられる。そのような返信の一つが例えば先に引いた同年11月18日のものと推定されるフルトヴェングラーからの文面であった。

これまた既に引いた11月27日付と推定される書面、すなわち〈シュタット・ブリュン〉での会合を提案したフルトヴェングラーの手紙について、実現したらしい会合を書き留めた記述が20日付の日記に見出される、

「我々はブルックナー、ブラームスについて、両者の取り巻きについて、個々の作品について、語り合った。レストランから出て、カフェー・プーハーに移り、そこで会話を続けた。シェンカー研究所というアイディアはどちらにも余り気に染まず、アカデミーで講演を行うという提案の方がまだましに思われた、そのことについて彼がシュトラウベと話してみるとのこと。心からの別れの挨拶を交わし合った。」

この頃フルトヴェングラーはウィーンではユニヴェルジテート通2番地のフリーデリケ・ハウザー夫人のところに住居を得る習いだったらしい。彼女に向かっても自らの意に合ったその素晴らしい晩の会話のことを語ったらしく、それに触れた記述がまたシェンカーの日記に認められる、[F. S110] 「大喜びで話しながら彼はその話の中にこんな言い回しも紛れ込ませたという、つまり私には大いに才能ある人をととも任せられまい、というのだ！ H[ハウザー]夫人はここで謎に直面したが、その説明を求める勇気もなかった。私のことを気遣って、この話をフロリッツには伝えなかったが、

ヴァリイ夫人にだけ漏らして他言しないように頼んだ」。フロリッツとはシェンカーの腹心の友ヴィオリーンのことで、ヴァリイはその妻である。つづけて記述によると、ところが「ヴァリイ夫人は急いで夫にそのことを話し、これまた他言無用を求めた — という次第でそれから私自身によりやくその話が回ってきたのだ。この言葉を語ってすぐその後からフロリッツは夫人への謎の解答を続けて述べたが、別段答えを出すのは難しくもなともなかった。フルトヴェングラーは明らかに、天才を指摘し、天才でない者を麻痺させてしまう、私の物言いに不安を抱いたのだ。ところで、天才ならざる者が自分の限度を知るべきであるとまさに私は思っている、とはいえ、そのことは別として、誰もが各人各様にその個性をできるだけ生かして用いるべきである。— ヴァイセが言うには、フルトヴェングラーは〈皆の求めに応じて〉マーラーの第3交響曲を再演したのではなく、自ら望んでそうしたのだ、という。』

ヴィオリーン経由でシェンカーはフルトヴェングラーがハウザー夫人に手紙をしたためたことを知るが、それによると、フルトヴェングラーはハウザー夫人への手紙の中で、ヴィオリーンについては留保を付けたが、シェンカーの人格については何の留保もつけなかったそうだ、と日記に記述する。物言いのときに過剰な激しさには抵抗を覚えることなきにしもあらずではあっても、人柄を疑うことはついぞなく、その証拠にミュンヘンに定職をシェンカーが得られるべくシュトラウベに助けを求めて尽力したことは述べたとおりである。

天才ならざる者へのシェンカーの処遇の例にその弟子H・ヴァイセ博士を数えてよいかどうか、ともあれ、彼は指揮者を志すが、断念して学理と作曲に向かうこととなる。そのヴァイセがフルトヴェングラーに面会したおりの話として師に伝えたことをシェンカーは日記に残しているが、「異な事であると仰るのは、フルトヴェングラーは私がベッカーをまだまだ攻撃し足りないことだという」。ことパウル・ベッカーに関して両者の意見はどうやら一致して否定的なものであったとみえる。

[FS111]

両者の会合がときに齒に衣着せぬやりとり、というより先ずはシェンカーの批判が舌峰鋭くなることがなかったわけではないことを次の1920年の4月の日記の記述はみせてくれる。

「晩はフルトヴェングラーとフロリッツと一緒にマイルスに、それからカフェ・ヴィンドボーナに。然るべき成果なし。シュトラウベと私の件はまたたくまに話が終わり、ヴィオリーンとハウゼッガーの件も同様。私はフルトヴェングラーの見識がどれほどのものであるか試してみようという気になって、第五の第一楽章、転調の最中の箇所の彼の演奏が耳についたことに言及した。首尾良くかれの記憶を引き出すことに成功して、彼は新たなアーティキュレーションをそそられて、それを取り入れてみたのだと言う。私の批判に対して彼は、より大きな効果がある、と行って自分のその演奏を擁護した。重ねて私の論難を繰り返すと、Fはまたその立場を変えたことに私は気がついた。自分でもそのことに気がついて不意を打たれたように感じたかのような話しぶりをするのに、私は余計苛立ち、こちらの論難正当さを言い張りまたその理由を述べて、いつものように熱狂して喋った。喫茶店へ行く道すがら、私は相手を叩き殺したくなってさえる、とまで言っているほど私は我を忘れたのだ。そこですよ、とFは言う、そうすると他の人だって自分を守るのだ、ということを貴方はまたどう

戦後ドイツの非寛容の諸相

して不思議に思ったりするのでしょうか。喫茶店ではさらに、自筆譜のことが、とくに作品101について大いに話題となった。この点でもまたFは、彼自身もまたいつもそう思ってきたかのような物言いを、アトカラ post festum するのだ。この場合はつまり彼もまた自筆譜につねに添って来た、というのだ。とはいえ、彼の非凡な記憶力はもちろん認めざるを得ない。そのおかげであらゆる個々の箇所についても、何の準備もしてきた筈はないのに、語ることができるのだ。

フルトヴェングラーの第九交響曲の演奏をシェンカーは「冠絶した演奏に間違いない」と評価しつつも、「秘奥にまではまだ至っていないようにみえる、すなわち比較的長いクレッシェンドは、一音一音を実際に次第に強くしていくのではなく、目標地点を強調することを念頭に置きつつ速度の変化によって実現すべきなのだが、これがまだ出来ていない」と賛辞に留保を付けている。[F. S112]

1922年11月19日の日記には、両者の立場、その対照的な立場の違いを照らし出す記述も見受けられる。

「八時にフルトヴェングラー。9時半にヴァイセとその夫人。豪華な食事！ フルトヴェングラーは私の囚われの無さを賞賛する。彼の職責の枷をはめられた制限とは正反対だという！ ブラームスの第三交響曲の〈原旋律 Uralinie〉を彼に示す、またバッハの小前奏曲や、作品109、またアパッショナータについて。彼もまたヘルツカは私をサポートージュしているという意見だ。彼の方から、ライプチヒのペーターズ社とブライトコップフ・ウント・ヘルテル社に問い合わせるつもりだと言明。シュスター社が論文を本当に印刷してくれると彼は期待している。これは同意を得ているからというわけではなく、私は頑なな人間だとベルリンではみなされてはいても、ドイツの客観性によって可能だと考えるのだ。このドイツの客観性は時に応じて別の考え方をする者にも発言を許すのである、という。11時まで留まり、私たちの許へ彼を招待する」。[F. S113]

まさにかかるフルトヴェングラーの期待、ドイツにその客観的態度と行動を期するところ、これこそがあるいはこの名望ある指揮者の戦中の態度決定に、はるかに影響を及ぼすことになるのかも知れなかった。

5.

第二次大戦を前にして師は幸いにもその生を終えたが、数ある弟子たちはその多くがユダヤ系であったことも災いして、新大陸に亡命する。とともにシェンカーの遺産は、戦後になってはヨーロッパよりアメリカでこそ花開くことになり、その理論は広く認知されるに至るが、シェンカーの親友ヴァイオリンに先ずは就きそのついででシェンカーの弟子となり、亡命後はその遺稿の管理にもあたったオスヴァルト・ヨナスは1949年初めに〈サン・タイムズ〉の編集者にこう語っている。

「わたくし個人はこう言わなければなりません、が、フルトヴェングラーはわたくし自身に対してつねに素晴らしい友人として接してくれました、ナチスが席卷している状況下でもわたくしのことを認めてくれました、ナチスに対してわたくしに彼がしてくれたことのすべてをたしかにわたくしは憶えておりますし、この点で世話になったのはわたくしばかりではありません」。[F. S133]

引用ならびに参考文献

Schenker, Heinrich: Heinrich Schenker als Essayist und Kritiker. hrg.v.Federhofer, H., Hildesheim 1990.

Schenker, Heinrich: Beethovens neunte Sinfonie. Eine Darstellung des musikalischen Inhaltes unter fortlaufender Berücksichtigung auch des Vortrages un der Literatur. Wien 1912.

シェンカー、ハインリヒ (西田、沼口 訳) : ベートーヴェンの第九交響曲。分析・演奏・文献。音楽之友社、2010年

Schenker, Heinrich: Neue musikalische Theorien und Phantasien. Harmonielehre. Stuttgart,Berlin. 1906

Schenker, Heinrich: Neue musikalische Theorien und Phantasien. Kontrapunkt. 1.Bd. Stuttgart,Berlin. 1910/ Hildesheim. 1991

Schenker, Heinrich: Neue musikalische Theorien und Phantasien. Kontrapunkt. 2.Bd. Wien. 1922/ Hildesheim. 1991

Federhofer, Helmut: Heinrich Schenker. Hildesheim 1985. [F. S. 数字、で引用頁数を示す]

Eybl, Martin/ Fink-Mennel, Evelyn.(Hg.): Schenker-Traditionen. Wien/Köln/Weimar, 2006

Shirakawa, Sam H.: The Devils Music Master. the Controversial Life and Career of Wilhelm Furtwängler. Oxford. 1992

白川、サム、H. (藤岡、加藤、斎藤 訳) : フルトヴェングラー 悪魔の楽匠、アルファベータ、2004年

日本古代の王・王妃称号と「大王・太后」

吉 村 武 彦

Ohokimi (大王) and Ohokisaki (太后) : The Titles of a King and Queen in Ancient Japan

YOSHIMURA Takehiko

The title of a monarch in Japan since ancient times has always been “emperor” or “*tenno* 天皇,” and the title of his legitimate wife is “empress” or “*kogo* 皇后.” These titles still remain adopted in Japan, and it is clear that these titles were legally defined by the Kiyomihara Code (689) at latest. While the dominant view is that the title of *tenno* started during the reign of Emperor Temm (r. 673-686), some argue that it started during the reign of Empress Suiko (r. 593-629). Japanese ancient historians, however, still debate over the titles of Japanese monarch and his legitimate wife before the seventh century, and some scholars even misunderstand sources.

The dominant hypothesis is that the term “*ohokimi* 大王” or a great king was used prior to the adoption of the title of *tenno*. However, this hypothesis is not necessarily tested against textual evidence. Some speculate that the term “*ohokisaki* 太后” was used prior to the adoption of the title *kogo*, but many scholars are critical about this. Frankly speaking, the titles of monarch and his legitimate wife in ancient Japan still remain unknown.

Against such background, discussion of the titles of ancient Japanese monarch and his wife should be an important contribution to understanding about the history of ancient Japan during the times of the Yamato Court and *Ritsuryo* state. In this paper, the author first reviews research into the title of *tenno*. Second, the author clarifies sources relevant to the issues of the titles of Japanese monarch before the seventh century, reviews the history of research into this issue, and points out that the title of *ohokimi* was a honorific. Finally, the author argues that the title of *taiko* was also honorific. In other words, neither *ohokimi* nor *ohokisaki* was a formal, legal title.

《個人研究第1種》

日本古代の王・王妃称号と「大王・大后」

吉村武彦

はじめに

日本の君主称号は古代から「天皇」であり、その嫡妻の称号は「皇后」である。この制度が現在まで続いているが、その天皇・皇后号の成立は、遅くとも浄御原令（持統3年、689年施行）には制度的に成立していたことは、ほぼ明らかになっている。しかしながら、天皇・皇后以前の称号に関しては、いまだに定説がなく、むしろ誤解が多くみられるのが現状である。

天皇の称号以前は、「大王」が使用されたとする学説が有力なように思われるが、実は必ずしも実証された学説というわけではない。また、「皇后」については「大后」と思われているが、批判的な意見も少なくない。極端に言えば、天皇号以前のヤマト王権時代の君主（国王）称号は、いまだ確定していないのである。

このような研究のなか、あらためて国王（王、大王、天皇）と国王妃（大后、皇后）の称号問題をとりあげ、これまでの研究状況と解決への視点を述べることは、ヤマト王権と律令制国家の歴史にとって重要な課題である。本稿では、第一節で天皇号についての研究の現況を述べ、第二節で天皇号以前の称号問題、第三節で大后に関する問題について述べることにしたい。

結論を先に述べておけば、「大王」も「大后」も正式の称号ではなく、尊称と解釈するのが妥当だと思われる⁽¹⁾。

一 天皇号の成立等をめぐる研究状況

(1) 天皇号の成立時期

今日まで続く「天皇」という君主号は、律令法によって制度化された。現在の有力な見解は、天武朝で「天皇」の語が使用されはじめ、持統3年（689）の浄御原令に規定されたとする説である。ただし、研究者の一部には推古朝説などがあり、まだ完全な意見の一致をみていない。

この君主号の問題は、日本の国内だけではなく、漢字・漢語が「世界語」である東アジア地域ではどのような政治的意味をもつのか、国際的な視点が必要である。それは単に漢語の称号であるからと

いう理由ではない。天皇号が日本だけではなく、中国の唐でも使用されていたからである⁽²⁾。

このように、唐皇帝が「天皇」の名称を使用した事実を重視してきたのは、渡辺茂⁽³⁾や東野治之⁽⁴⁾らの研究視角である。それでは、唐との国際関係のなかで称号問題を考察する方法とは、どのようなことであろうか。具体的にいえば、唐皇帝に対し674年（唐暦で上元元年、天武3年）に「天皇」、皇后に「天后」が称されるようになった。こうした両国における天皇号使用問題から、日本における天皇号の使用時期を考える方法である。

唐帝国から見て、東夷の蕃国にあたる倭国・日本が、もし天皇号を使用していたならば、国王称号であるから遣唐使を通じて唐に伝わることになる。なぜなら、遣唐使（遣隋使）が朝貢すると、皇帝から「風俗」が問われることになるからである。たとえば『隋書』倭国伝の開皇20年（600）条には、「上（文帝）、所司をしてその風俗を訪わしむ」と記されている。こうした外交の形式をみると、倭国において「天皇」号が使用されていたなら、唐に伝わることになる。

したがって、蕃国である倭国の天皇号の使用を知りながら、唐皇帝が「天皇」号を称することがあったのかどうか、という問題になる。言葉を換えれば、唐皇帝が使用する君主の称号ないし尊号に対する、唐皇帝の政治認識の問題と言うことができる。というのは、古くは隋皇帝の煬帝が、倭国王が隋と同じ「天子」号（日出処天子）を呼称したことで、激怒したことが現実に起きたからである（『隋書』倭国伝）。中国皇帝と東夷の国王称号が、同一であるとは想定できないからであろう。このような考え方によれば、唐が、東夷の倭国が用いた「天皇」の称号を、たとえ尊号であっても使うことはありえないと思われる。

しかしながら、実際には674年に唐皇帝に対し、天皇の称号が使用されていた。この事実からすれば、それ以前の遣唐使によって、倭国から天皇号使用の事実は伝えられていなかったことになる。こうした両国の国際関係における歴史的事実を重視する必要がある。唐皇帝が天皇号を名乗る以前の遣唐使の派遣は、天智8年（669）になる。したがって、この時点までに倭国では天皇号は使用されていなかったと判断せざるをえない。

このように、唐帝国と東夷の倭国における天皇号使用の事実から、唐が倭国王の称号「天皇」を知りながら、自ら天皇号を使うことは不可能とみて、倭国の天皇号成立の時期を考察するのである。こうした見地によれば、倭国における天皇号の制度的使用は、天智8年（669）の遣唐使派遣以降に設定しなければならない。天智8年以後は、大宝2年（702）の発遣となる。大宝令で天皇号が規定されていることはまちがいない、その間に成立時期を考えることになる。現在のところ、同時代の「天皇」史料は、奈良県明日香村の飛鳥池遺跡出土の木簡で、天武朝である。したがって、7世紀後半の天武朝には、天皇の語が使われていたことは明らかである。

ところが、それ以前の推古朝においても、天皇号が使われたとする学説もある。史料としては、

(1) 法隆寺金堂の薬師如来像の光背裏面に「小治田大宮治天下大王天皇」の語句

(2) 中宮寺所蔵の天寿国繡帳に「天皇」の語

が記されているからである。(1)(2)の史料が、推古朝に使用されたことが歴史的事実であるとすれば、天皇号推古朝使用説は成立する。

しかしながら、これらの文字史料が、推古朝当時に作成されたという確実な根拠がない。(1)は後刻、(2)も後に作成された可能性が強いからである。このように推古朝説にはまだ疑問が多く、今日では否定説が有力である。

また、(3)『日本書紀』推古16年(608)9月条には、隋使が持参した国書の文言「東の天皇、敬みて西の皇帝に白す」という記述がある。この「天皇」の語を、隋皇帝の煬帝に不快感を与えた「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す」(『隋書』倭国伝)の文言を意識的に変えた文とみて、天皇号が推古朝に使われたとする説もある⁽⁵⁾。推古紀には「天皇記・国記」(推古28年条)の語もあるが、これらは『書紀』編纂時の修飾とみる解釈が一般的であり、にわかに賛同することはできない。なお、『隋書』倭国伝の記事については、後述する。

(2) 天皇号の思想的意味

最初に、「天皇」の語の政治思想的意味について、これまでの研究を述べておきたい。従来から指摘されているように、天皇の語は中国の道教思想と深い関係にある。天皇は、「地皇」「人皇」と並ぶ用語であるが、北極星が神格化された呼称である「天皇大帝」は、かつて道教思想において宇宙の最高神として位置づけられていた。興味深いことに、天武天皇の和風諡号である「天淳中原瀛真人」にみられる「瀛の真人」とは、仙人が住む神山の一つである瀛州の真人(しんじん)のこと。こうした事実からみると、天武は道教思想との関係が強いと理解されてきた。したがって、天武朝に「天皇」の称号が使用されることは、天武天皇の性格からみると必ずしも不都合ではない。天武朝における天皇号始用説は、このように整理することができるだろう。

次に、律令法における天皇の用法について述べておきたい。大宝令(701年)の公式令詔書式条に、「御宇日本天皇詔旨」の字句があり(『令集解』同条古記)、法的には隣国の唐と蕃国の新羅への詔書に、「日本天皇」の言葉を使用する決まりであった。つまり、「御宇(宇内を御す)日本天皇」として、隣国・蕃国宛の文書に記されることになっていた。このように天皇号の使用は、蕃国(新羅)と密接な関係にあった。ただし、『日本書紀』における天皇の用語の使用方法は、この規定には必ずしも合致しない。

この「御宇日本天皇」の語句は、天皇号成立以前は、銀錯銘大刀(後述、図3)に「治天下獲□□□□大王」とみえるように「治天下の王(大王)」(天の下を治らしめす王)である。後述するように、

〔図1〕法隆寺薬師如来像光背銘

池辺大宮治天下天皇大御身勞賜時歲次丙午年召於大王天皇与太子而誓願賜我大御病
 太平欲坐故將造寺薬師像作仕奉詔然當時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天皇及
 東宮聖王大命受賜而歲次丁卯年仕奉

(注) 旧字は、新字に改めた。

史料にみえる「大王」は国王への尊称であり、本質的には「治天下の王」である。一方の金錯銘鉄剣（後述、図2）には、乎獲居（ヲワケ）が「左治天下」したことが記載されており、ヲワケが奉事（仕奉）した王は「治天下」となる。このように獲加多支鹵（ワカタケル）は、同じ「治天下の王」として扱われている。なお、5世紀以前の邪馬台国時代には、「治天下」の語はまだみえず、こうした世界観は成立していない。

この「御宇」と「治天下」とは、同じ「あめのしたしらす」と読んでいる。その政治的に意味するところは、蕃国（新羅）のほかに、夷狄（隼人・蝦夷）支配を内包する事実が必要なイデオロギーであった。つまり、統治体制に夷狄支配を組み込まないと、「御宇（治天下）」という観念は生じない。こうした律令制支配のもとで、列島の夷狄である隼人・蝦夷に対して、「御宇天皇」として振る舞う必然性があったのである。

『古事記』『日本書紀』における天皇史をみれば、その統治範囲は、時間とともに拡大していく。初代の王は、列島の一部である「国」程度であったろうが、やがて列島の大半（東北部と北海道を除く）を統治し、さらに蝦夷・隼人などの夷狄や、海外の蕃国（伽耶・百済・新羅等）への軍事的支配権をもつようになる。換言すれば、夷狄や蕃国を支配下におさめた結果、天皇が支配・統治する世界が「御宇天皇（治天下王）」と呼ばれるようになっていくと思われる。

こうした「御宇」の語が意味するところは、「凡そ倭の屯田は、毎に御宇す帝皇の屯田なり。其れ帝皇の子と雖も、御宇すに非ずは、掌ること得じ」（『書紀』仁徳即位前紀）とあるように、「御宇すに非ず」ことになれば、天皇固有の行為として「倭の屯田」を管理することもできなくなる。『古事記』において、すべての天皇に「***宮に坐して、天下治らしき」と記されているのは、こうした「治天下（御宇）」行為が必要とされたからである。

ただし、東アジア世界では別の世界観とも競合する。東アジアの中心である宋から「倭国王」に冊封され、宋の外臣となる倭国王（たとえばワカタケル）は、本来ならば自らの天下を称することができないはずである。それにもかかわらず、ワカタケルが「治天下」を称することは、中国の華夷的世界秩序に身を置きながら、それとは別に自らの倭国的世界を形成していたからであろう。倭国王は、中国向けと国内向けという二重の世界構造に自らの立ち位置を定めていた。

このように「治天下王」として振る舞った倭国王の政治的意図は、朝鮮半島の蕃国と列島の夷狄（隼人・蝦夷）を服属させ、朝貢させることにあった。なかでも蕃国支配は、石母田正が強調したように、鉄をはじめとする資源と文化の輸入を確実に実現させるためである。そして、列島の文明化には、半島から渡来系移住民を安定的に受け入れることが必要となった⁽⁶⁾。中国皇帝が、東夷の蕃国に求めたのは、有徳の天子に対する朝貢のかたちであった。ヤマト王権の場合、鉄資源や技術・文化を持つ人々の移住という、現実的な利益を求めていたのである。

二 天皇号以前の称号問題

(1) 同時代史料からみた王の称号

さて、ヤマト王権における「天皇」以前の君主号は、一般に「大王」の学術用語が用いられてきた。しかしながら、結論的に述べれば、「大王」の用語は尊称として使われているにすぎず、称号とする説はいまだ論証されていない。尊称であるので、後の天皇にあたる人物にも使われているが、正式な称号ではない。

まずは同時代の史料から称号問題を考えてみたい。5世紀の倭国を記した『宋書』倭国伝によれば、倭の五王は武（後の漢風諡号は雄略天皇）が「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭王」として冊封されていたように、「王」であった。

ところが、1988年に千葉県市原市の稲荷台一号墳から出土した5世紀第3四半期の「王賜」銘鉄剣に、

(表) 王賜□□敬□

(裏) 此廷□□…

とあるので⁽⁷⁾、5世紀中葉頃までの倭国王は、中国から冊封された「倭王（倭国王）」と同じ「王」を名のっていたことが判明した。「王賜」銘鉄剣は、本人自身が「王」を名のった倭国王の下賜刀であり、国王の称号問題を考察する上できわめて重要な史料である。この史料の出現により、天皇号以前は「大王」の称号というわけにはいかず、「王から大王へ」というような説が生まれるようになった。

さて、「大王」説の根拠とされてきたのは、(a) 埼玉県行田市の稲荷山古墳出土金錯銘鉄剣（図2。以下、金錯銘鉄剣と略す）と熊本県和水町の(b) 江田船山古墳出土銀錯銘大刀（図3。同、銀錯銘大刀）にみえる「大王」である。

図2には、干支「辛亥年」があり、西暦471年のことである。この銘文に「獲加多支鹵大王」の語がある。この銘文の

〔図2〕金錯銘鉄剣

(表) 辛亥の年七月中、記す。ヲワケの臣。上祖、名はオホヒコ。其の児、(名は)タカリのスクネ。其の児、名はテヨカリワケ。其の児、名はタカヒ(ハ)シワケ。其の児、名はタサキワケ。其の児、名はハテヒ。
(裏) 其の児、名はカサヒ(ハ)ヨ。其の児、名はヲワケの臣。世々、杖刀人の首と為り、奉事し来り今に至る。ワカタケ(キ)ル(ロ)の大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也。

〔図3〕銀錯銘大刀

治天下獲□□鹵大王世、奉事典曹人名无利弓、八月中用大鐵釜、并四尺廷刀八寸練九十振、三寸上好□刀、服此刀者長壽、子孫洋々得□恩也、不失其所統、作刀者名伊太和、書者張安也

出現により、(b) 銀錯銘大刀の「獲□□□鹵大王」も、同じ獲加多支鹵（雄略天皇）であることが判明した。

銘文によれば、(a) の乎獲居（ヲワケ）は杖刀人首として、(b) の无利亘（ムリテ）は典曹人として「獲加多支鹵大王」に「奉事」する、と書かれている。奉事とは「仕え奉る」ということであり、宣命などに類出する「仕奉」と同じ意味である。金錯銘鉄剣には「乎獲居臣」と記されているので、臣従関係の一種であろう。

このように杖刀人や典曹人は倭国王に奉事していたが、その人物が倭国王に対し「大王」と呼んでいることになる。「王賜」銘鉄剣では、倭国王と同じ「王」の称号であったが、ワカタケル（雄略）の時期から「大王」という称号に変化したのであろうか。

ここで注意したいことは、「王賜」銘鉄剣では倭国王自らが下賜した刀であるので、倭国の首長は「王」であることが明白である。ところが、(a) (b) の「大王」は自称の称号ではなく、倭国王と臣従関係にあるヲワケやムリテが呼称している言葉である。「大王」の名称は必ずしも称号と判断することはできない、ということになる。「王賜銘」鉄剣と (a) (b) の金文との性格の違いを、はっきりと認識しなければならない。

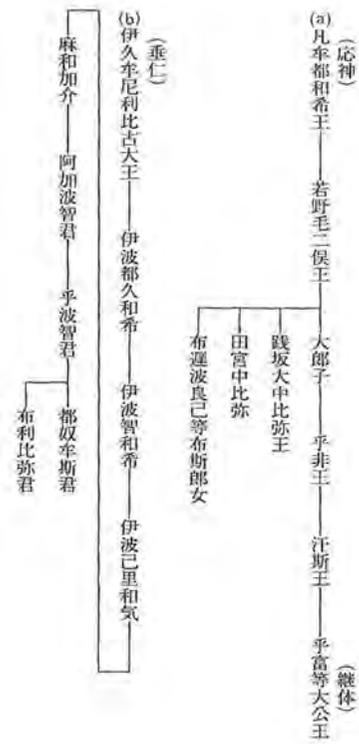
この「大王」の用語問題を考える一つの素材が、『釈日本紀』（卜部兼方著、鎌倉時代中期）に引用された「上宮記」逸文である。逸文を系譜にすれば、図4となる。

〔図4〕上宮記系譜

この「上宮記」は現存していないが、『古事記』『日本書紀』より古い書と考えられている。その系譜によれば、応神天皇が「凡牟都和希王」、継体天皇が「乎富等大公王」、垂仁天皇が「伊久牟尼利比古大王」と書かれている。ここには「王」「大公王」「大王」という名称がみえる。

凡牟都和希王（応神）は、「王賜」銘鉄剣以前であるので、「王」の表記でさしつかえない。しかし、応神以前の垂仁天皇が「大王」の呼称であり、雄略以降となる継体天皇が「大公王」と呼ばれている。雄略の時代に「王」から「大王」へというようにはなっておらず、むしろ多様な「称号」が用いられているとみななければなるまい。つまり、「大王」の名称が、制度的な称号として確定しているとは考えられないのである。

『宋書』倭国伝では、武（雄略）は宋に対して「大王」称号の要請は行なわなかった。中国では基本的に「大王」は尊称として使われており、こうした尊称を称号として使用することはないと評さなければならない。ヤマト王権の王の称号は、中国から冊封された「倭国王」と同じ「王」であっ



た可能性が強い。このように「大王」は尊称として用いられていたが、実際に使われていた君主号は、中国から冊封された「倭国王」、「王賜」銘鉄剣にある自称称号の「王」が使用されていたと考えられる⁽⁸⁾。

ここで『日本書紀』に記されている用字法を取りあげてみる。たとえば「於是、穴穂部皇子、陰謀王天下之事（是に、穴穂部皇子、陰に天下に王たらむ事を謀りて）」（用明元年5月条）とあるように、王位を狙う際に「王天下（天下に王たらむ）」という記述がある。こうした「王」の用法は、「詔曰、自磐余彦之帝（神武）、水間城之王（崇神）、（略）爰降小泊瀬天皇之王天下」（継体24年条）とあるように、後の崇神天皇の「水間城之王」の「王」字と共通の意識である。

次に、同時代史料ではないが、『古事記』の君主表記から検討を加えてみよう。『古事記』には神武天皇を除き、各天皇段の冒頭に、たとえば崇神天皇の場合、「御真木入日子印恵命、坐師木水垣宮、治天下也（御真木入日子印恵命、師木の水垣宮に坐して、天の下を治しめす）」という定型句が記されている。これらの字句を推古天皇まで列挙すると、次のようになる。

- 02 綏靖 神沼河耳命、坐葛城高岡宮、治天下也。
- 03 安寧 師木津日子玉手見命、坐片塩浮穴宮、治天下也。
- 04 懿德 大倭日子鉏友命、坐輕之境岡宮、治天下也。
- 05 孝昭 御真津日子訶恵志泥命、坐葛城掖上宮、治天下也。
- 06 孝安 大倭帯日子国押人命、坐葛城室之秋津嶋宮、治天下也。
- 07 孝靈 大倭根子日子賦斗迹命、坐黒田廬戸宮、治天下也。
- 08 孝元 大倭根子日子国玖琉命、坐輕之堺原宮、治天下也。
- 09 開化 若倭根子日子大毗々命、坐春日之伊耶河宮、治天下也。
- 10 崇神 御真木入日子印恵命、坐師木水垣宮、治天下也。
- 11 垂仁 伊久米伊理毗古伊佐知命、坐師木玉垣宮、治天下也。
- 12 景行 大帯日子淤斯呂和氣天皇、坐纏向之日代宮、治天下也。
- 13 成務 若帯日子天皇、坐近淡海之志賀高穴穂宮、治天下也。
- 14 仲哀 帶中日子天皇、坐穴門之豊浦宮、及筑紫訶志比宮、治天下也。
- 15 応神 品陀和氣命、坐輕嶋之明宮、治天下也。
- 16 仁徳 大雀命、坐難波之高津宮、治天下也。
- 17 履中 子、伊耶本和氣王、坐伊波礼之若桜宮、治天下也。
- 18 反正 弟、水齒別命、坐多治比之柴垣宮、治天下也。
- 19 允恭、弟、男浅津間若子宿祢王、坐遠飛鳥宮、治天下也。
- 20 安康 御子、穴穂御子、坐石上之穴穂宮、治天下也。
- 21 雄略 大長谷若建命、坐長谷朝倉宮、治天下也。
- 22 清寧 御子、白髮大倭根子命、坐伊波礼之麩栗宮、治天下也。
- 23 顕宗 伊弉本別王御子、市辺忍齒王御子、袁祁之石巢別命、坐近飛鳥宮、治天下捌歳也。

- 24 仁賢 袁祁王兄、意祁王、坐石上広高宮、治天下也。
 25 武烈 小長谷若雀命、坐長谷之列木宮、治天下捌歳也。
 26 継体 品太王五世孫、袁本杼命、坐伊波礼之玉穗宮、治天下也。
 27 安閑 御子、広国押建金日王、坐勾之金箸宮、治天下也。
 28 宣化 弟、建小広国押楯命、坐檜峯之廬入野宮、治天下也。
 29 欽明 弟、天国押波流岐広庭天皇、坐師木嶋大宮、治天下也。
 30 敏達 御子、沼名倉太玉敷命、坐他田宮、治天下十四歳也。
 31 用明 弟、橘豊日王、坐池辺宮、治天下三歳。
 32 崇峻 弟、長谷部若雀天皇、坐倉椅柴垣宮、治天下四歳。
 33 推古 妹、豊御食炊屋比売命、坐小治田宮、治天下三十七歳。

この表示をみれば明らかなように、すべてに「**宮に坐して、天の下を治しめす」と記述されている。ここに記された「**宮」の王宮が政治を行なった場であり、王宮で政事（まつりごと）が行なわれたことが明白に書かれている。このように権力を行使する国王の政治意思が、居住している王宮から発せられることは明らかである。古代の王権論は、王宮が位置する「宮」を中心にして組み立てなければならない。

次に注目されることは、国王の表記の仕方である。表では、下線を引いたように、「命」が21例、「天皇」が5例、「王」が5例、「御子」が1例となっている。しかし、称号と評されている「大王」の表記が1例もない。これはどういうことであろうか。もし通説のように、「大王」が称号と評されているのであれば、まったく記載されていないことは想定できないのではなからうか。記載がないのは、「大王」が称号としては制度的に定まっていなかったという理由しか考えられないであろう。

ちなみに『古事記』には「大王」の語は存在せず、「オホキミ」の言葉はすべて歌謡に用いられている「意富岐美」等の表記である。『古事記』には、「大王」に対する称号意識はなかったとみなければならない。なお、『日本書紀』には、仁徳天皇をはじめとする天皇と厩戸皇子（豊聰耳法大王）、また百済・高句麗の国王が「大王」と呼称されている。日本古典文学大系『日本書紀』仁徳即位前紀では、「大王の語句、書紀ではこれが初見。以下允恭紀・雄略紀・顕宗紀・継体紀等にしばしば見える。いずれも後漢書など中国の文献によったもの」と注記する⁽⁹⁾。

(2) 『隋書』倭国伝の称号

最後に、『隋書』倭国伝の記事を検討したい。『隋書』なので、推古朝の称号問題である。(a) 開皇20年(600)条に、「倭王、姓は阿每、字は多利思比孤、号は阿輩雞彌、使を遣わして闕に詣る」、(b) 大業3年(607)条に、「其の王多利思比孤、使を遣わして朝貢す。使者曰く、『聞く、海西の菩薩天子、重ねて仏法を興すと。故に遣わして朝拜せしめ、兼ねて沙門数十人、来りて仏法を学ぶ』と。其の国書に曰く『日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無きや』」とある。この中における(a)「号は阿輩雞彌」、(b)「日出ずる処の天子」と、「阿每多利思比孤」が検討対象となる。

(a) 「阿輩雞彌」の読みは、同じ倭国伝にある「小徳阿輩台」が参考になる。「阿輩台」の「阿輩」は、阿倍鳥の氏名「阿倍」で、「アヘ」と読む。また、「台」は「ト」で、個人名「鳥」の一部を「ト」と表記したものである。したがって、「阿輩台」は、「アヘト」であり、阿倍鳥の中国名と思われる⁽¹⁰⁾。このように考えていけば、「阿輩雞彌」は「アヘキミ」でいいだろう。このアヘキミに相当する倭語については、二つの説が出されている。一つは「オホキミ」であり、もう一つは「アメキミ」である。

「オホキミ」説の場合、「大王」の文字を想定することが多いが、次節で述べるように「王」も「オホキミ」と読むことが可能なので、「大王」の字にこだわる必要はない。倭国王の「王」の字が、8世紀と同じように、当時の倭語で「オホキミ」と読まれていたと解釈することもできる。したがって、倭語「オホキミ」説の場合では、その漢語表記を確定することはできない。

「アメキミ」(天王、天君)説は、日本古典文学大系本『日本書紀』⁽¹¹⁾をはじめ、角林文雄⁽¹²⁾や宮崎市定⁽¹³⁾らが主張する。「天王」の語に関しては、「百済新撰」から記述された『日本書紀』雄略5年条と23年条に「天王」の語がみえる。したがって、『書紀』の記事が正しければ、対外関係において「天王」号を使用した可能性がある。しかし、先に述べた『古事記』の各天皇段には記載がない。このように考えてよければ、「阿輩雞彌」の解釈については必ずしも確定できないだろう。

(b) では、倭国王が隋皇帝と同じ「天子」を名のったので、煬帝の怒りをかったことはすでに述べた。ただし、重要なことは、倭国では「阿輩雞彌」とは異なる君主の称号も使用していたこと。つまり複数の君主号が存在していた事実である。しかも、それが中国と同じ君主号であった。

「阿每多利思比孤」については、中国との外交における、交渉形態から述べておく必要がある。中国では王も氏族の一員であるから姓を名のるので、倭国の王も「姓名」を告げねばならない。5世紀の宋との外交では、倭国王は国名の「倭」を姓としていた。そして獲加多支鹵(雄略天皇)の場合、「獲加多支鹵」の「タケル」の言葉の意味から「武」の字を採用し、使用していた。つまり「倭(姓)武(名)」である。倭国王は、5世紀の「倭の五王」の時期だけ、姓を有していた。5世紀末から6世紀前半に、氏(ウヂ)姓(カバネ)の秩序が形づくられたが、国王は氏姓秩序から超越した存在になった。今日でも、天皇一族には姓(氏)の名がない。

以上のように外交交渉には姓・名を名のる必要があるが、『隋書』倭国伝によると、「阿每多利思比孤」の「阿每」を姓、「多利思比孤」を名(字)として扱っていたことになる。「阿每多利思比孤」とは、アメタリシヒコ(タラシヒコ)という倭語である。「タル」を「足、満」の意味に捉えたと、「天上世界でみちみちておられるりっぱな男」という意味になる。一方、「垂」と解釈すると、「天下られたりっぱな男」となる。舒明天皇の和風諡号は「息長足日広額(オキナガタラシヒヒロムカ)天皇」であるので、諡にも使用されている。

ところが、『通典』には、「隋文帝開皇二十年、倭王姓阿每、名多利思比孤、其国号阿輩雞彌、華言天兒也、遣使詣闕」とあり、「華言天兒也」の語句が記されている。中国語では「天兒(天子か)」という解釈であるが、どの言葉を解釈しているのかによって、二つの説がある。一つは直前の「其の国、阿輩雞彌と号す」とみて、「阿輩雞彌」の解釈。もう一つは、「阿輩雞彌」説は無理なので「阿每多利思比孤」の中国語訳とみる。前者の解釈を「天王、天君」に結びつける指摘もあるが、「阿每多利思

比孤」の方が妥当するであろう。このように考えれば、「天子」を倭語で「阿每多利思比孤」と読んだ可能性が強いと思われる。いずれにせよ、「阿輩雞彌」を同じ倭語の「阿每多利思比孤」と読むことはない。

以上の検討の結果、『隋書』倭国伝から、「大王」号説を導き出すのは、不可能といわざるをえない。

(3) 「大王」研究史の再検討

ここであらためて研究史をふりかえっておきたい。すでに述べたように、「大王」君主号説は必ずしも論証されていない。しかしながら、教科書や一般書に「大王」が用いられているので、普通には「大王」が称号として考えられているからである。

辞典の類でも、『国史大辞典』には、「(略) これらはいずれも、当時中国の皇帝から王に冊封された諸国の君主に対し、その支配権内において行われた尊称であり、国内的に君主号として用いられたものと考えられる。日本では、漢語としての『大王』が、敬称の和語としての『オホキミ』と結びつき、『天皇』(スメラミコト)の号が七世紀に成立する大和政権において、君主の称として用いられたのであろう」⁽¹⁴⁾と書かれている。また、『日本史大事典』には、「古代東アジア諸国で行われていた君主の称号大王^{だいおう}に由来する、天皇号成立以前のヤマト王権の君主の称号。(略)近年では天皇号は七世紀末の天武一持統朝に成立したと見るのが有力な説で、それまでは大王号が君主の称号として用いられたのである」⁽¹⁵⁾と記述されている。君主称号説は、根強いのである。

このように大王に関しては、天皇号の成立との関連で取りあげられることが多い。いってみれば、「大王から天皇へ」というシェーマである。その研究史のなかで、天皇号の成立時期と、それ以前の称号について、従来の主要な論考を検討の俎上に載せ、論点を明らかにしたい。

最初に、津田左右吉の「天皇考」⁽¹⁶⁾を挙げねばならないだろう。津田は、法隆寺金堂薬師像光背銘などから推古朝に天皇号が使用され始めたが、まだ正式(公式)の称号ではなく、次第に広く行なわれて、何時しか公式の称号になったことを指摘する。それ以前は、特殊な称号は作られておらず、「帝・皇帝」や「帝皇・帝王」などの一般的呼称が適用されていたと推測する。また、道教思想との関係を指摘し、唐高宗による「天皇」称号の使用を述べるが、日中における使用問題については何ら語らない。同時代史料として考えた光背銘がポイントになっているが、天皇号以前の称号については「大王」への論及はない。

この光背銘の評価を含め、大王号と天皇号についての考えを提示したのは、福山敏男⁽¹⁷⁾である。福山は、「池辺大宮治天下天皇」「小治田大宮治天下大王天皇」の「大宮」は、現在の推古天皇の呼称とするより、推古以後の時代がふさわしく、また「大王天皇」の語も不自然と指摘する。また、「聖王」の語も、厩戸皇子没後の尊称という。そして、推古朝における薬師信仰を否定し、天武朝の後半以降に製作されたと主張した。

また、天皇号については、野中寺弥勒菩薩像台座銘の「中宮天皇」が最初の正確な記文と指摘する。台座銘には「丙寅年」の干支があり、天智5年(666)説となる。なお、それ以前の名称としては、金石文の「大王」や上宮記から「大王、大公王」の語があることが記されている。

こうした戦前における津田・福山らの研究によって、天皇号の成立問題は同時代史料に基づいて立論されるべきという研究方法が確かなものになってきた。具体的にいえば、推古朝や天智朝説が主張されてきた。しかし、天皇以前の称号についてはほとんど述べられていないことが注目される。

戦後の研究としては、竹内理三による「大王天皇考」⁽¹⁸⁾の論文が重要である。竹内は、法隆寺金堂薬師像光背銘の製作が八世紀初頭まで引き下げられても、称号そのものは推古朝でさしつかえないと述べた。そして、「推古天皇頃（AD600年頃）から既に、『天皇』を主権者の称号として用い始めたことが推論される」と指摘した。また、「大王天皇」は、政治的君主を意味する「大王」と宗教的内容をもつ「天皇」とをあわせ具えたものと理解し、大化改新頃に非神格的な内容をもつ執政者を意味する「大王」号は用いられなくなったと指摘する。それ以前の称号については、「五世紀頃から『大王』の号が用いられ始めた」と主張した。ただし、厩戸皇子のことを「法王大王」とすることをあげ、「『大王』の号がひとり天皇のみの特別のものではなかった」とも述べた。

製作された銘文が、当時の実態を正確に反映しているかどうかの理解など、その史料批判の仕方には疑問がある。それはともかく、ここに「大王から天皇へ」という道筋が作られた。ただし、大王号については慎重であり、「大王」がすぐに後の「天皇」を意味しないことが指摘されている。本稿の主題からいえば、この研究姿勢が重要である。

こうした研究史の流れのなかで、関晃が述べた「この大王説を最初に提唱されたのは竹内理三氏であるが、竹内氏においても、その後においても、大王の語が単なる敬称ではなくて正式の称号であったという証明が少しもなされていないからである」とする指摘は、まったく妥当である。「(江田) 船山古墳の太刀銘が最も正式の称号らしくみえるけれども、いずれも単なる敬称とみても差支えない」と述べるばかりか、金石文や天寿国繡帳(尾治大王)などの「大王」の事例から、「やはり大王というのは、王と呼ばれる人の中でとくに尊崇すべきもの、ことに天皇に対してよく用いられた敬称という程度にみておくのが穏当であろう」と主張する⁽¹⁹⁾。当然の結論というべきであろう。

関晃の論述によって、大王号を主張する説は、関説への言及が必要になった。しかしながら、一般書などではあいかわらず「大王」が称号として扱われているのが現状である。ただし、このような研究状況のなかで、角林文雄は天寿国繡帳における「尾治大王」の表記を念頭に、「『大王』号を唯一絶対の君主、あるいはそれに近い人物の称号と考えることは不可能である」と強調していた⁽²⁰⁾。

ところで、称号問題について、私は『古代天皇の誕生』においては、研究対象として取りあげた⁽²¹⁾。それ以前は、『古代王権の展開』において、結論的にいえば「大王という名称は、称号として必ずしも定まっていない。ということは、天皇号の成立以前に大王号が正式の称号として使われていたとはいえないのである」と叙述していた⁽²²⁾。そして、7世紀初頭に関しては、「『隋書』にみられるように天子、またはアメタリシヒコ、あるいはアメキミ(天王)を称号としていたようである」と述べるにとどまっていた。しかし、『古代天皇の誕生』において「大王」の文字史料を検討し、尊称(敬称)説を強く主張するに至ったのである。

ここでくりかえして天皇号以前の称号についていえば、その称号が「大王」であるという積極的な論証はこれまでなく、むしろ尊称説の方が妥当であるといわざるをえない。従来の大王称号説には、

確固とした実証がないばかりか、逆に不可能であると思われる。同時代史料のうち、「推古朝遺文」といわれる推古朝時代と称される史料は、現在のところ推古朝の史料とは確定できないからである。

そのため、(1) で検討したように、大王を称号として扱えることができる史料はなく、「王」に本質があると見なければならぬ。かつて宮崎市定が述べたように、中国・朝鮮諸国にみられる「大王」の名称は、単なる尊称であって称号ではない。尊敬の意を表わす時に大王と呼ばれるのである⁽²³⁾。今日でも、この結論を原則的に承認するしかない。したがって、(1) で述べたように、「大王」の名称は尊称にしかすぎないのである。

最後に、「大王」の読みについて述べておきたい。5世紀の金錯銘鉄剣や銀錯銘大刀は、正格漢文で書かれている。そのなかにみえる「大王」の語は、どのように読まれていたであろうか。銘文にある「獲加多支鹵」などの固有名詞は、倭国の言葉を仮借（いわゆる漢字仮名）で表記している。これと「大王」の読みは、区別して考えるべきであろう。また、「斯鬼宮」の「宮」の読みなどは、まだ断定的に述べることはできないが、訓読みの段階には至っていないだろう。したがって、「大王」の語の読みは、音読を想定するのが無難かと思われる。しかし、このことは当時の倭国において、「大王」と同義語の言葉が存在しなかったことを意味するものではない。「大王」に対応する倭語（和語）を想定しておく必要がある。

6世紀になれば、「鳥飼（鳥養）部」「馬養」などの部民は、「トリカヒ」「ウマカヒ」というように訓読されただろう。5世紀の「杖刀人」（金錯銘鉄剣）、典曹人（銀錯銘大刀）は漢語であったが、百済など朝鮮諸国の影響を受けて成立した部民制は、言葉どおり倭語順に表記する。おそらく訓読みが始まったものと思われる。

「大王」「王」と関連する倭語は、「オホキミ」である。この言葉をめぐっては、つとに本居宣長が「さて天皇を始奉て皇子諸王まで通ひて大君と申して、かの王字を意富伎美とも訓り」（『古事記伝』巻40）、「意富伎美と申す御称は、天皇を始奉て、親王諸王までにわたる御称にて」（『古事記伝』巻22）と述べている。このように「大王」の訓読みは「オホキミ」でさしつかえないであろう。また、「王」の読みも「オホキミ」ないし「ミコ」である。したがって、「この大王は国語で如何に訓んだか明らかでないが（王をオホキミと訓んだとすれば、オホイオホキミとでも訓むべきであろうか）」⁽²⁴⁾ というように考える必要はない。ともに「オホキミ」でかまわない。後の『万葉集』にも「王者（オホキミは）」（205番歌）、「吾大王者（わがオホキミは）」（420番歌）とあり、「大王」「王」はともに「オホキミ」である。

三 「大后」の名称について

(1) 「大后」の用語と用法

「大王」の名称を尊称として捉えるのであれば、同じ「大」の字を用いる「大后」はどのように考えられるのであろうか。

『日本書紀』には、天皇の後宮である「皇后・妃・夫人・嬪」が記載されている。「皇后・妃」の語

は神武紀から表れるが、これらの表記は後世の法令によって潤色されたことはまちがいない。その規定は浄御原令⁽²⁵⁾、ないし大宝令⁽²⁶⁾で法制化されたと指摘されている。また、『書紀』に書かれている後宮の記述は、『書紀』編纂時における現行法である大宝令の用語に基づいて、書き直された可能性もある。そのため、『書紀』の記載から、ただちに後宮の称号問題を論じることはできないのが研究状況である。本稿では、後宮の名称として「キサキ」の用語を使うことにする。

ところで、『古事記』には、「皇后・妃・夫人・嬪」のような後宮の記載はない。問題となる「大后」として記されているキサキは、①神武の伊須気余理比売、②垂仁の比婆須比売、③仲哀の息長帯比売、④仁徳の石之日売、⑤允恭の忍坂之大中津比売、⑥安康の長田大郎女、⑦雄略の若日下部王、⑧継体の手白髪の8名である。

これらのキサキは「帝紀」によった記事と思われるが、その記述の仕方である「(某天皇) *** に娶して、生みませる御子、**王」という箇所、「是ハ大后ソ」という注記がある人物が3名いる。③の息長帯比売は、応神天皇を生む。キサキの記述では、筆頭者ではなく2番目に記されている。④の石之日売は、キサキの筆頭に記されており、履中・反正・允恭天皇を生む。⑧の手白髪は、欽明天皇を生むが、3番目の配偶者として書かれている。なお、継体の場合は、2番目に記された目子郎女も、安閑・宣化天皇を生んでいる。

このように「帝紀」的部分に「大后」の注記があるのは3人であり、3人とも子どもが天皇に即位している。しかし、必ずしも配偶者の筆頭にあげられているキサキではない。またこれ以外に、「旧辞」と思われる物語的部分に5人の大后がみえる。以上のように、『古事記』では、「大后」は配偶者の筆頭にあげられているわけではなく、また天皇を生む生まないとは無関係に記されている。

こうした『古事記』における大后の特徴は、『書紀』の記述とは必ずしも同じではなく、天皇のキサキのなかでも、特に大きな政治力を持つ人物と指摘されている⁽²⁷⁾。この指摘はほぼ妥当と思われるが、このような特徴があるのは、当時の「大后」が正式な称号として制度化されていないからであろう。その証拠に、『古事記』の記述には、「大后」「后」の用語が混用されていることがあげられる。③長田大郎女を「皇后」にした記述のあと、「后」とも「大后」とも表記している（安康天皇段）。「大后」の用語が「皇后」と同じ意味であるばかりか、「大后」と「后」とが混用されている。このように後宮の用語は、必ずしも厳密に記載されていない。「后」という表記の仕方、「大后」ないし「皇后」をも意味するからである。

(2) 「大后から皇后へ」という通説

さて、「皇后」の称号は、浄御原令で規定された。それ以前の称号が、大后（オホキサキ）であることを指摘したのは岸俊男である⁽²⁸⁾。岸は、(1)『古事記』には、ほとんど「大后」の名称であること（3カ所に「皇后」の文字を使用）、(2)天寿国繡帳銘や法隆寺釈迦三尊光背銘など、推古朝に製作されたと推定される史料に「大后」とあることから、皇后以前の称号は「大后」と主張したのである。ただし、慎重に「必ずしも大后が制度的に固定していたのでもなさそうで、いわゆる正妻的取り扱いに過ぎなかったのかも知れない」とも述べている。しかしながら、この留保条件は、学界では軽

視されてきたようだ。

なお、岸は、天寿国繡帳銘には「大后」と「后」の区別があるので、大后はキサキのうちの最上者と考えている。こうした考え方は、つとに本居宣長が主張していたことで、キサキのなかの最上位者を「大后」とする。キサキが複数いたとする考えは妥当であるが、「大后」と「后」とが制度的に定まった称号として使われているわけではなかったと思われる。

ところで、天寿国繡帳銘は厩戸皇子（いわゆる聖徳太子）の伝記とされる『上宮聖徳法王帝説』に記されている。『法王帝説』は、全体では5部構成であるが、天寿国繡帳銘は第3部の一部にあたる。この刺繡は、厩戸皇子の没後、往生した天寿国のありさまを描いて、皇子を偲びたいという目的で作られたといわれている。これが推古朝の史料かどうかの検討は別にして、まずはテキストとして考察対象にしたい。

最初に、「大后」と「后」との関係について述べてみよう。繡帳銘では、欽明天皇のキサキのうち、堅塩媛（キタシヒメ）を「大后」とし、妹の小姉君（ヲアネノキミ）を「后」と区別している。また、このほかに豊御食炊屋姫（トヨミケカシキヤヒメ。推古天皇）と孔部間人公主（アナホベノハシヒトノヒメミコ。穴太部間人王。鬼前〈神前〉大后とも）の2人に対し、「大后」と表記している。しかしながら、『法王帝説』全体としては、孔部間人公主に対し、「大后（第一部、第三部）」とも「后（第二部）」とも表記する。『法王帝説』は、一時期に成立した著作ではないが、全体のテキストとみれば、「大后」と「后」とが区別されていない。つまり、厳密な用法として使われていない。これは『古事記』と同じである。

しかし、問題になるのは、天寿国繡帳銘で「大后」とされている、欽明天皇のキサキ堅塩媛である。なぜなら、堅塩媛は『書紀』では「妃」であり、欽明の皇后は宣化天皇の娘石姫である。大后が皇后の前身称号とすれば、欽明天皇には2人の「皇后」がいたことになる。嫡妻である皇后が同時に二人いるとは考えられないので、大后＝皇后説ではどちらかがまちがっている。もし堅塩媛が実際に「皇后」であったとすれば、この時点で蘇我系の臣下の「皇后」が存在していたことになる。

ところが、奈良時代において藤原氏の光明子の立后に際し、仁徳皇后の葛城氏系の磐之媛が臣下から皇后となった前例として取りあげられた。もし堅塩媛が「皇后」であれば、卑近な例としてあがっても不思議ではない。しかし、6世紀前半の堅塩媛は問題にならなかった。それは堅塩媛が、実際には「皇后」ではなかったからである。次に、「大后」とは何か。あらためて考えてみたい。

(3) 「大后」「后」と皇后

「大后」の名称は、結論を先に述べれば、「大王」と同じように尊称の可能性が強い。古代史学界では皇后以前の正式な称号として「大后」を捉える研究者が多いので、あらためて研究状況を振り返っておきたい。

すでに述べたように、天寿国繡帳銘において、大后とされたのは①堅塩媛（欽明の大后）・②豊御食炊屋姫（敏達の大后）・③孔部間人公主（用明の大后）の3人である。問題になる①堅塩媛を除くと、②は敏達天皇、③は用明天皇の大后で、『書紀』でも「皇后」として記されている。欽明天皇の

皇后は、記述したように石姫であり、堅塩媛は「妃」として書かれている。大后=皇后説では、堅塩媛が説明できない。

ここでは天寿国繡帳銘を含む『法王帝説』が、厩戸皇子の伝記的性格をもつという、原点に立ち返る必要がある。ポイントは厩戸との関係である。孔部間人公主は厩戸皇子の母、堅塩媛は父の用明天皇の母、豊御食炊屋姫は父の妹であり、3人とも近親である。これに対し、『書紀』における欽明皇后の石姫とは親族関係はない。また、蘇我腹の小姉君とも無関係である。

こうした人間関係なので、実母の孔部間人公主、父用明の母堅塩媛と、叔母で即位した豊御食炊屋姫に対し、「大后」を尊称したと考えれば、説明が可能である。必ずしも大后堅塩媛を、「皇后」として解釈する必要はない。「大后」の意味を皇后の前身の称号に限定すれば、矛盾が生じてしまう。しかし、大后を尊称として考えれば、堅塩媛の存在も矛盾はない。

後の皇后にあたるキサキに対し、「大后」という呼称が用いられたのは事実である。そのかぎりでは、大后を後の皇后にあたる女性に対する名称として理解することは可能である。しかしながら、実際には「大后」と「后」が混用されていることからみると、「大后」は必ずしも正式な称号ではない。大后には、後の皇后を意味する用法のほか、堅塩媛のように尊称として呼ぶ使用法もあったのである。

これは「大王」の名称でも同じであり、天寿国繡帳銘には、「尾治大王」「我大王（厩戸皇子）」という二人の大王がいる。この二人とも、天皇にはなっていない。「上宮記」逸文と同じように、「大王」の呼称が、必ずしも天皇以前の称号として用いられていないからである。また、「尾治大王」と「尾治王」という表記があり、これも「大后」と「后」と同じような混用した使い方である。

これまで学界では、尊称である「大后」について、皇后の前身にあたる正式な称号として捉える傾向が強かった。そのため、大後の定義についてもいくつかの問題点が生じている。一般的には、「天皇の嫡妻を指した語」⁽²⁹⁾（『国史大辞典』）と理解されている。

しかし、皇位に関連して、嫡妻（正妻）という観念がいつ生まれたのか、必ずしも明らかではない。そのため、最近ではこうした通説に疑問をはさみ、実子が即位することにより、さかのぼって嫡妻にしたという考え方もだされている。たとえば欽明天皇が、継体天皇の「嫡子」と記されて即位したので、欽明を生んだ手白髪が「皇后」とされたというような捉え方である。実子が即位したことにより、嫡妻の地位が明確にされたとする説もある⁽³⁰⁾。このように、制度としての「嫡妻」と、実子の即位によって「嫡妻」とされたというような、嫡妻の規定には二つの見方がある。

こうした見方が出てくるのは、必ずしも大后が制度として確定していないからと思われる。天寿国繡帳銘では、実母や父の母、また即位した女性天皇が「大后」であるのに対し、継体のキサキ「目子郎女」は、安閑・宣化天皇を生んでいるが、「大后」としては書かれていない。こうした矛盾した記載は、法制化が進んでいない後宮制度において、いまだ慣習として嫡妻の地位が確定していなかったからであろう。大后制というような、制度として大后を位置づけるには問題が多いといわざるをえない⁽³¹⁾。

むすびに

最後にまとめを述べておきたい。「天皇・皇后・皇太子」の称号は、浄御原令で制度的に成立した。それまでの称号として、天皇は「大王」、皇后は「太后」であったといわれてきた。しかし、こうした学説は、これまで論証されることなく、議論が進んできた。すでに称号説に反対する指摘が行なわれていたが、事実としては、軽視ないし無視されてきた。「大王」「太后」の用語は尊称であって、称号ではない。私自身としては、大王について警鐘を鳴らしてきた。太后に関しても同じであり、必ずしも嫡妻（正妻）の「皇后」ではないことを強調しておかねばならない。太后については、嫡妻という地位にあったかどうか、これまた検証が必要な事柄である。

それでは、「大王」や「太后」、また「大兄」などの「大」の字はどのような意味を持つのであろうか。「大」が美称であることはまちがいないが、注意したいのは、日本には「大王」に対する「小王」、「太后」に対する「小后」などの制度ないし地位はない。これらに近い「大兄」を取りあげればよくわかる。「大兄」に対する「小兄」はなく、天皇ないし天皇たり得べき人の長子が大兄と指摘されている⁽³²⁾。そのため、一夫多妻制のもとでは複数の大兄がいることになる。この場合、複数の大兄では王位継承の争いが起こるため、一人制の太子が誕生した。この大兄の用法は、「兄」のなかの「大兄」ではない。このような使用法は、大王・太后も同じである。

研究者の一部に、「王」のなかの「大王」という捉え方もある。『国史大辞典』には、「地方首長たる王の上に君臨する者の意であるとも、わが君の意の敬称であるといわれる」⁽³³⁾と記されている。ただし、「オホキミーキミ」という倭語の対比から考えるのは、すでに述べたように「王」も「オホキミ」と読むので正しくない。また、地方に「王（キミ）」が存在したという見解は、必ずしも論証されていない。3世紀の『魏志』倭人伝によれば、倭国王の卑弥呼に対し、伊都国と狗奴国に王がいた。しかし、5世紀になると「倭の五王」以外に「王」を名のる人物は記されていなかった。地方に「王」がいて、その王に君臨するのがヤマト王権の「大王」であるとは、論証されていない。「王中の王」と捉えることはできないのである⁽³⁴⁾。

このように「大王」は、国王ないしその立ち位置が「国王に近い距離の人」に対する尊称である。また太后も、キサキの立ち位置が「国王に近い距離の人」に対する尊称として使用されている。したがって、後の天皇や皇后にあたる者が、「大王」「太后」と呼ばれることが多いのは事実である。しかしながら、天皇・皇后に限定されて使われるような称号ではなかった、という結論になる。

なお、本稿においては、研究史を網羅的に取りあげることはできなかった。諸賢のご海容をお願いしたい。

(注)

⁽¹⁾ 本稿と関係が強い、最近の著者の研究として、『ヤマト王権』（岩波新書、2010年）、「古代史からみた王権論」（『古墳時代研究の現状と課題』下、同成社、2012年）、『女帝の古代日本』（岩波新書、2012年）が

日本古代の王・王妃称号と「大王・大后」

ある。

- (2) 「日本」の国号は、大宝元年（701）制定の大宝令で定まる。それ以前は「倭国」であるが、便宜的に「日本」を使用する場合がある。
- (3) 渡辺 茂「古代君主の称号に関する二・三の試論」（『展望日本歴史』5「飛鳥の朝廷」、東京堂出版、2001年。初出は1967年）
- (4) 東野治之「天皇号の成立年代について」（『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、1977年。初出は、1969年）
- (5) 堀 敏一『中国と古代東アジア世界』岩波書店、1993年
- (6) 石母田正『日本古代国家論』第一部、岩波書店、1973年
- (7) 市原市教育委員会他編『「王賜」銘鉄剣 概報』吉川弘文館、1988年
- (8) 吉村武彦『古代天皇の誕生』角川選書、1998年
- (9) 日本古典文学大系『日本書紀』上、382頁頭注10、岩波書店、1967年
- (10) 渡辺三男「隋書倭国伝の日本語比定」（『駒沢国文』5、1966年）
- (11) 日本古典文学大系『日本書紀』下、補注16-1、岩波書店、1965年
- (12) 角林文雄「日本古代の君主の称号」（『日本古代の政治と経済』吉川弘文館、1989年。初出は1972年）
- (13) 宮崎市定「天皇なる称号の由来について」（『古代大和朝廷』筑摩叢書、1988年。初出は1978年）
- (14) 笹山晴生「大王（だいおう）」（『国史大辞典』2、吉川弘文館、1980年）
- (15) 森 公章「大王（おおきみ）」（『日本史大事典』1、平凡社、1992年）
- (16) 津田左右吉「天皇考」（『津田左右吉著作集』3「日本上代史の研究」岩波書店、1963年。初出は1920年）
- (17) 福山敏男「法隆寺の金石文に関する二三の問題」（『夢殿』13「法隆寺の銘文」鶴故郷舎、1935年）
- (18) 竹内理三「大王天皇考」（『竹内理三著作集』4、角川書店、2000年。初出は1952年）
- (19) 関 晃「推古朝政治の性格」（『関晃著作集』2「大化改新の研究 下」吉川弘文館、1996年。初出は1967年）。
- (20) 角林前掲「日本古代の君主の称号」
- (21) 吉村前掲『古代天皇の誕生』
- (22) 吉村武彦『日本の歴史』3「古代王権の展開」集英社、1991年
- (23) 宮崎前掲「天皇なる称号の由来について」
- (24) 竹内前掲「大王天皇考」
- (25) 青木和夫「日本書紀考証三題」（『日本律令国家論攷』岩波書店、1992年。初出は1962年）
- (26) 遠藤みどり「令制キサキ制度の成立」（『日本歴史』754、2011年）
- (27) 山崎かおり「古事記の「大后」」（『古事記年報』43、2001年）
- (28) 岸 俊男「光明皇后の史的意義」（『日本古代政治史研究』塙書房、1966年）
- (29) 米田雄介「大后（たいこう）」（『国史大辞典』8、吉川弘文館、1987年）
- (30) 遠山美都男『古代日本の女帝とキサキ』（角川書店、2005年）、仁藤敦史『古代王権と支配構造』（吉川弘文館、2012年）
- (31) 遠藤みどり「〈大后制〉の再検討」（『古代文化』63-2、2011年）
- (32) 井上光貞「古代の皇太子」（『天皇と古代王権』岩波現代文庫、2000年。初出は1965年）
- (33) 笹山晴生「おおきみ（大君）」（『国史大辞典』8、吉川弘文館、1987年）
- (34) 東野治之「大王号の成立と天皇号」（『日本古代金石文の研究』岩波書店、2004年。初出は1980年）

縄文時代における長期継続型地域社会の形成と
土偶祭祀ネットワークに関する研究

阿 部 芳 郎

Studies on the Formation of Long-Term Stable Regional Society and on a Network Symbolized by Rituals of Ceramic Figurines during the Jomon Period of Prehistoric Japan

ABE Yoshiro

Ceramic figurines or *dogu* are representative artifacts used for rituals in the Jomon Period of prehistoric Japan. Because of their representations and morphologies, the ceramic figurines were probably used for fertility rituals and in prayers for birth.

Archaeological sites where large quantities of ceramic figurines are discovered are mainly distributed in eastern Japan. Patterns of spatial distribution in eastern Japan changed over time, based on the ceramic figurine database. Largest numbers of the Middle Jomon figurines are discovered in the Nagano and Yamanashi Prefectures of the central Japan, Late Jomon figurines in the Chiba and Ibaraki Prefectures of eastern Japan, and Final Jomon figurines in the Iwate and Akita Prefectures in northeastern Japan. From the standpoint of the functions of these ceramic figurines, these phenomenon tend to suggest regional and temporal differences in the scale and structure of rituals and ultimately varieties in regional societies in eastern Japan during the Jomon Period.

In order to approach the nature of a regional society in the Late Jomon Period where large quantities of ceramic figurines were used, the author has compiled and typologically classified the ceramic figurines discovered at archaeological sites where large quantities of ceramic figurines are discovered in Chiba Prefecture. As a result, differences exist in the quantities of ceramic figurines and in typological features of the ceramic figurines even within Chiba Prefecture where such sites are densely located. For typological classification, the author considers it necessary to pay attention to the morphological features of body and limb parts of ceramic figurines, while archaeologists have previously focused on the heads of ceramic figurines. In other words, it is important to look at all the body parts of ceramic figurines for typological analyses.

《個人研究第1種》

縄文時代における長期継続型地域社会の形成と
土偶祭祀ネットワークに関する研究

阿 部 芳 郎

要旨

土偶は縄文文化を特徴づける遺物の1つであり、それが妊娠した女性像であることから、地母神信仰や豊饒や安産を祈願した祭祀等に用いられた器物であると考えられてきた。それが事実であるならば、土偶祭祀は定住化の進んだ縄文社会の人口支持力という観点からも地域社会の継続性に関わる基盤形成と関連する行為であると考えることができよう。本論は縄文時代における土偶の多出現象に注目し、その背景に長期的な継続性をもつ縄文社会の存在を想定した。そしてそうした性格をもつ地域内に存在する遺跡から出土した土偶の観察と記述をおこなった。

本論ではまず、土偶が多出する地域内における土偶がどのような特徴をもつのか、という基礎的な事実を把握するために、千葉県四街道市に所在する千代田遺跡の土偶の観察をおこなった。その結果、土偶は従来主に顔面の型式から時間的・空間的な特徴が指摘されてきたが、胴部や脚部などの形態的な特徴からもある程度の時間的な分類が可能であること、また一時期の土偶においてもその構成は複数の類型から構成されており、それが同一の遺跡群の内部においても異なる様相をもつことを指摘した。そして、これらの様相を正確に把握するために、より多くの出土事例がある脚部や胴部破片を用いた時期的な位置づけの重要性を指摘した。

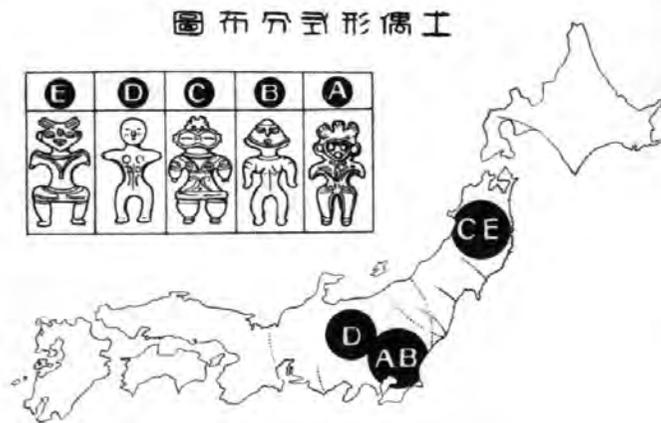
はじめに

本研究は、遺跡における土偶の在り方の検討を通じて、縄文時代社会のもつ特性について検討を加えようとしたものである。本論はその中でも、一遺跡内における土偶の構成を考えるための基礎的な操作として出土資料の観察に重点を置いた。この作業の目的はとくに関東地方の後期から晩期の時期には土偶の出土数が増加する動向については古くからの認識がありながらも、その具体的な要因について土偶自体の観察を基本とした議論がなされたことが少なかったからである。

土偶は祭祀的な性格をもつ遺物という前提的な理解が存在する反面で、土偶祭祀自体のもつ社会的な意味機能については、土偶自体の特徴の外面的な観察とやや感性的な理解が先行し、その実態が具体的な遺跡や、遺跡の存在する地域社会の内部でのあり方を検討する機運は現在においても低調である。そのため、本研究では、遺物の機能論の前提的な作業である遺跡における存在形態の把握に重点を置いた土偶自体の型式学的な観察と、遺跡における出土数、類型組成に注目した研究の重要性を指摘した。

1 土偶の多出現象とその背景について

土偶は縄文時代を代表する祭祀遺物の1つとして認識されてきた。土偶の機能や用途については、古く明治時代より人種・民族学的な論点からの議論がなされてきたものの、土偶が縄文時代のなかでどのような変化を伴い、変遷を遂げたのかという、基礎的な研究が行われたのは、土器の型式編年学的研究の推進を待たねばならなかった。



第1図 甲野勇による土偶の形式分布図（甲野1918より）

た場合、土偶の種類の多さや出土数が東日本に著しく偏在していることは比較的明瞭に指摘できる（第1図）。これは当時の収集資料の多くが好事家たちによる採集品であることも関係して、その多くが東日本の遺跡に集中していたためでもあったが、そうした資料環境においても、土偶の多出地域が比較的明瞭に認識されていた事実は今日においても注目されて良い。これらの好事家の記述の中に、土偶や珍品類の多く出土する遺跡等の記述が認められる点は、本論で検討を加える土偶の大量保有遺跡の在り方を間接的に示したものとも考えることができる。

また、戦前の土偶研究自体は顔面や体部の表現の一部に刺青などの習俗が想定され、その解釈は人種民俗（族）学的な色彩を強く保持したものであり、遺物としての土偶自体から、遺跡における出土状況に注視し、さらに個々の土偶を型式学的に分類し、それをを用いた祭祀やその社会的な背景に踏み込むものではなかった。

甲野勇による土偶の研究は、そうした歩みのなかで、嚆矢となる研究の1つである（甲野1918）。しかし、一面において甲野の分類は縄文土器の編年的な整備とほぼ時期を同じくして行われたため、大別的な縄文土器の時間枠に対応するものの、今日の土器型式との対応に明確さを欠く部分があったことは否めない。

しかし、そうした時間枠における問題を残しつつも、総合的に見



第2図 土偶多出地域（江坂1960）

される多くの遺物が収集され、中でも土偶の多出遺跡が注目されるようになってきたのである。

例えば茨城県大利根町に所在する立木貝塚は、明治期より多くの発掘が行われ、そのなかで採集された土偶は1000点を越えるものであったという（江坂1960）。

土偶の多出地域を視覚的に表現したのは江坂輝弥である（江坂前掲）（第2図）。江坂はこの図の中で、中期の長野県や山梨県域と後期の千葉県・茨城県域・晩期の青森・秋田・岩手県域に土偶の出土数の多量性を指摘した。また土偶と共伴した土器型式を示した点も時期毎の土偶数を考える際の時間的な指標として重要な役割をもった。

こうして大局的に見れば土偶は東日本に集中するという甲野以来の認識だけでなく、中期では中部地方、後期では関東地方、晩期では東北地方と、やや大きな時間的な単位ではあるが、時期によって多出地域が変動する事実を指摘した点は重要である。

こうした動向の中で、例えば鯨面土偶などのように一時的な土偶の顔面の特徴のみから石器時代人の習俗を描くといった見解も多く見られ、「人種民俗論争」の渦中の遺物として理解されてきた歴史がある。しかし、特定の時期の土偶のみを取り上げておこなう議論には時間と空間枠のなかでの限定性が存在するのであり、時空間を飛び石のように跨いだ解釈論は方法論的に深刻な問題を内在させている（注1）。結論が具体的にどの資料群から導かれているのか、また資料群の型式編年学的な位置づけが、結論の妥当性を担保するものであるのかという点を今一度確認しておく必要があるだろう。

（1）出土数の問題

既に述べたように土偶の多量性が東日本に偏りをもって認められることは、戦前より指摘されてきたことである。それはおそらく古物収集の時代においても土偶が「人種民俗論争」のなかで絶えず注目を浴び、収集されたことと関係するであろう。こうした時代の中で珍品と

藤村東男はこの現象をさらに深く掘り下げて考えるために、地域内で遺跡ごとの詳細な出土数を検討した結果、土偶の多出地域とは、少数の大量出土遺跡と、土偶を多出する少数の遺跡から構成されていることを指摘した（藤村2001）。つまり言い方を変えるならば、土偶多出地域の内部は等質的な多量性によって成り立つのではなく、きわめて偏在的な在り方をしているとしたのである。そうであるならば、土偶祭祀の実態に迫るための検討の最小単位は、任意に区分された「地方」や「地域」の土偶ではなく、遺跡の中の土偶群の詳細な観察と記述を基本としなければならない。

（2）土偶の作り手の問題

遺跡を単位とした土偶の検討を行う前に、その現象の本質的な要因の1つである土偶の作り手の問題について整理しておきたい。作り手の問題は製作と使用を考える際の基本的な事項であるが、それを具体的に考えたのは甲野勇である。甲野は『縄文土器の話』（初版本）（甲野1953）において次のように述べている。「土器のことをお話ししたついでに、土器と同じように粘土をひねってこしらえた、土偶のことをすこし述べて、この「話」を終えたいと思います」として「土器と土偶のつくり手」の話を展開した。

その中で、早期や前期の土偶は専門的な製作者によって製作された可能性を示しつつも、「中期以後のものになると、その意匠、製法等は土器のそれとほとんど一致するのが常です」として「加曾利B式の土偶には、磨り消した文様といぶして黒く焼きあげる手法が用いられていますが、これらは何れも加曾利B式土器に、普通にみられるものです。」と指摘し、土器製作者との関連性を製作技術から指摘した（甲野前掲）。

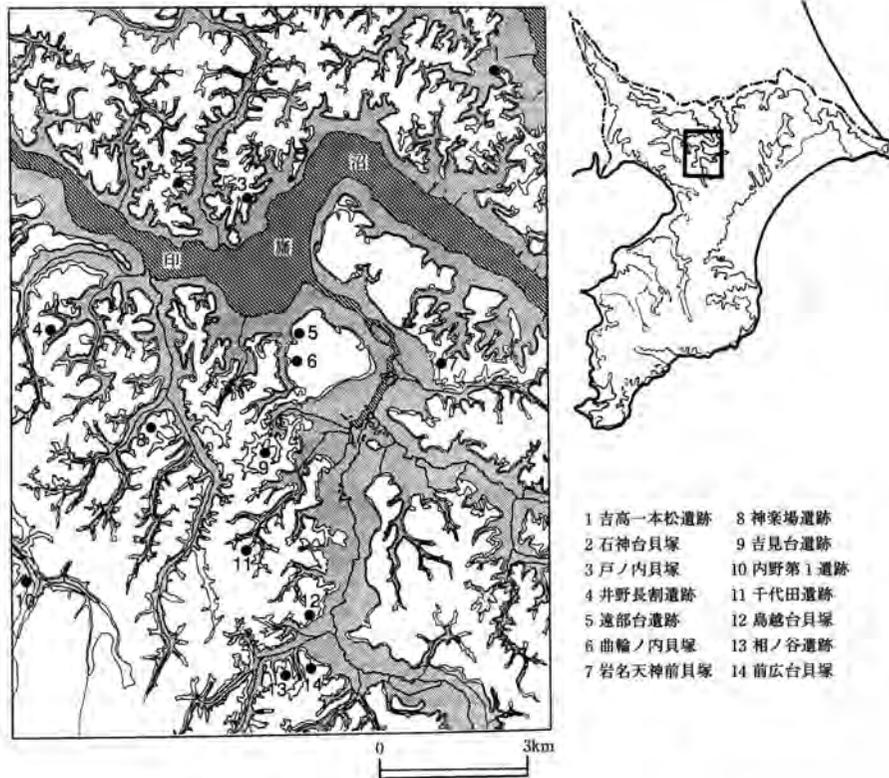
ここで例とした加曾利B式土器を中心に土偶と土器製作の議論を組み立ててみると、土偶においても文様装飾性の高い一群と、形態や装飾が簡略化された小形の土偶が同時期に併存する事実を指摘することができることから、甲野の指摘は山形土偶の一部の類型に対して有効な説明方法である。

これと同様の枠組みは同時期の土器型式についても言えることで、後期の土器は精製土器と粗製土器に区分されることは周知の事実であるが、甲野が土偶との関連性を指摘したのは、磨消縄文や丁寧な研磨、黒色のいぶし処理などが施された、いわゆる精製土器についてのみ適合する指摘である。

ということは、かつて甲野も指摘したように土器製作者集団の内部に精製土器と粗製土器を製作した二者が存在し、そのなかで精製土器の製作集団のみが黒色処理をおこなったり、磨消縄文を用いたりする土偶製作に関わりをもったという可能性も指摘できよう。^(注2) いずれにしても土器と土偶は型式学的に等質的な内容をもつのではなく、多層的な構造（阿部2007）から構成されていることを指摘しておきたい。

1 千代田遺跡出土土偶の型式学的特徴と製作技術

ここで検討をおこなう千代田遺跡は千葉県の中央部に位置する印旛沼南岸遺跡群（阿部ほか1999）の一角に位置する遺跡である（第3図）。遺跡は印旛沼に注ぐ小支谷の最奥部に立地しており、台地の



第3図 千代田遺跡の位置と印旛沼南岸遺跡群

中央部には窪地を形成し、その周囲に独立した高まりを作るもので、これらの高まりは調査の当初、終末期の古墳として想定され、埋葬施設や周溝の検出を目的とした発掘が実施されたが、高まりの土層中やその下底面から後期の土器とそれらを伴う110基の土坑が検出されている。これらの立地と特徴をもつ遺跡は、近年では「環状盛土遺構」とも呼称され、筆者がその後「谷粟型環状遺丘集落」と概念化した後期中葉から晩期の集落の典型的な一例と考えられるものである（阿部1995）。

この遺跡の類型化とともに土偶などの祭祀具の社会的機能という側面から指摘しておきたいのは、土偶をはじめとした祭祀具の性質として、それが後晩期の社会観と大きく関わりをもった性格付けがなされてきたことである（例えば坪井1953等近年では岡村2001）。これらの諸論は、後期から晩期に訪れるとされる気候の冷涼化と、中期以降の遺跡数・堅穴住居検出数の減少などを根拠にして文化や社会の停滞的な状況を指摘する点で共通している。祭祀遺物は環境の変化に適応できない縄文社会の内的な矛盾を打開しようとした行為の所産として考えるのである。

これに対して筆者は「環状盛土遺構」の性格を検討する中で、これらが長期的な継続性をもつ集落遺跡であり、後期から晩期中葉までの遺跡数の減少は長期継続集落の出現によってもたらされたものであることを指摘した（阿部2004）。そしてこのような性格の遺跡に土偶や石棒などの祭祀遺物が多出する事実を踏まえるならば、これらの遺物の性質は長期的な地域社会の継続に関わる祭祀の器具と

いう解釈が成り立つ。本論でおこなう土偶の型式と製作技術に関する観察は、この仮説を検証することにもなるであろう。そして本稿で紹介する資料は、これらの遺構の調査後に遺跡が削平を受けた際に採集されたものである^(注3)。

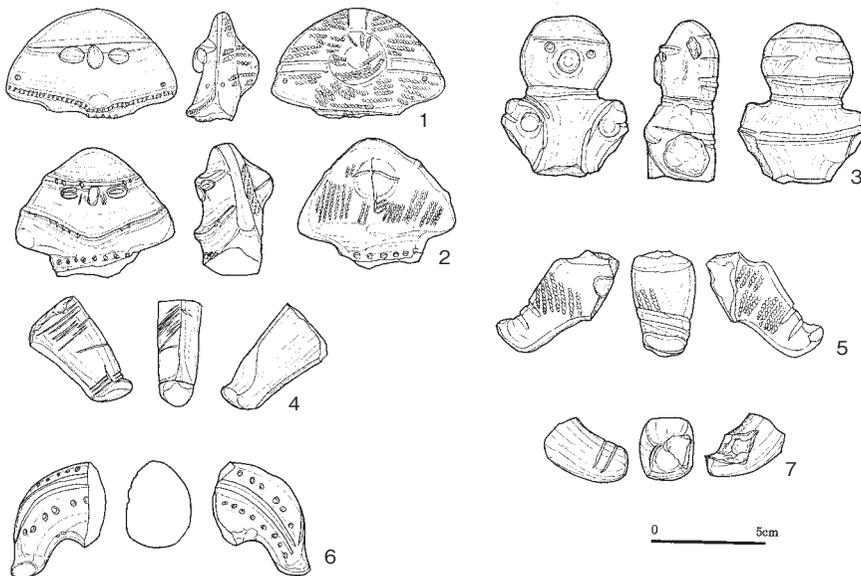
千代田遺跡のなかで縄文時代遺跡の中心地区である千代田遺跡の第Ⅳ区と呼称された台地上には、工事の際に確認されただけで「千代田貝塚」と「八木原貝塚」と「千代田遺跡」という3か所の貝塚の存在が確認されている。これ以外に台地の西側の斜面に形成された貝塚が存在したが、発掘調査をおこなうことなく湮滅している。

「千代田遺跡」と「千代田貝塚」、「八木原貝塚」は、同一集落の別地点に形成された貝塚である。両貝塚は一部分が調査され、とくに千代田遺跡は現在の千代田近隣公園内に保存されており、1999年以降、筆者らが継続的な調査を続けてきた遺跡である。本稿で紹介する資料はこれらの遺跡が現状に至る経過の中で工事現場の中で表面採集された資料である。

(1) 資料の型式学的検討

1～3は山形土偶の頭部である。1・2はともに眉と顎は細い隆起線、目と鼻は粘土粒の貼付により表現されている。両者には共に口の表現がない。しかし、顎の隆起線は口部に相当する部分に僅かな窪みが認められる。おそらく目や鼻と同様の粘土粒の貼付によって表現された口部が剥落したものと考えることができる。2の眼の表現は粘土粒の中心に沈線が引かれており、1は粘土粒の貼り付けのみとなって、細部の表現が異なる。

裏面は頭部の中心部に突起が付けられ、2ではこの突起を中心に十文字の沈線が描かれている。1



第4図 千代田遺跡の土偶実測図(1)

は突起に円文が描かれており、ここを中心に3本の区画線が描かれている。1はこの突起を中心とした後頭部に縄文が施されており、首の部分は横位の研磨痕が認められる。耳部には貫通する小孔が施されており、耳たぶを表現したものと考えられる。2は眉状隆線の上に部分的な刻みが施されている。両者の顎の隆起線上には共通した刻列が施されている。

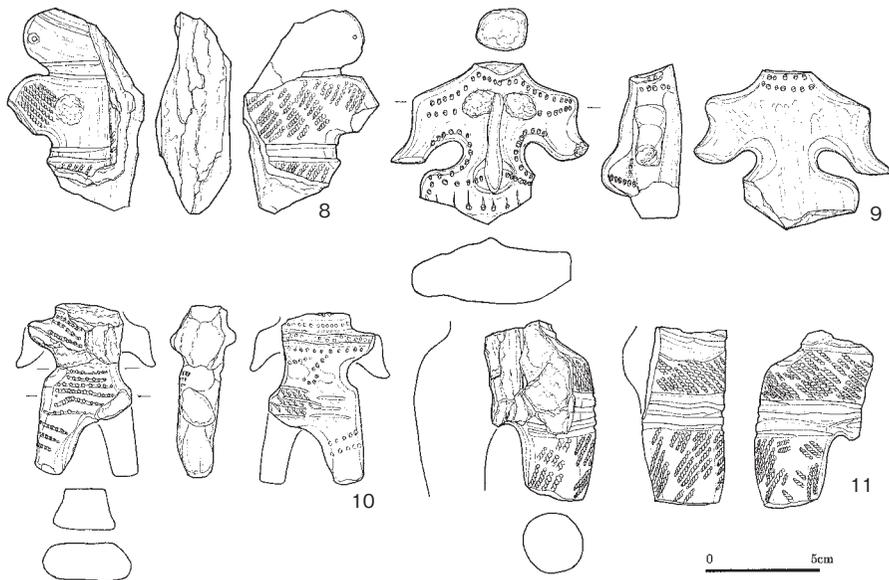
首の部分から欠損しているが、2は円形の刺突が巡る。同様の刺突列は1にも僅かに残存しており、類似している。両者の刺突や沈線、刻みの内部などに僅かに赤色の塗彩痕が認められる。これらの塗彩は本来全面に行われていたものの、一部分が残存したものと考えることができる。

3は頭部が円形を呈しており、1、とはやや形状が異なる。また後頭部の隆起も見られない。その反面で眉が隆起線により表現され目と口は粘土の貼付によって表現されている点は共通している。鼻の表現は見られない。後頭部には1条の沈線が施されている。首には同様の工具による1本の沈線が描かれており、胴部との区画をおこなっている。肩からパッド状の隆起線が配され、その上に粘土の貼付による小さな乳房の表現がある。背面は肩の部分に1条の沈線が施されている。腕は欠損している。

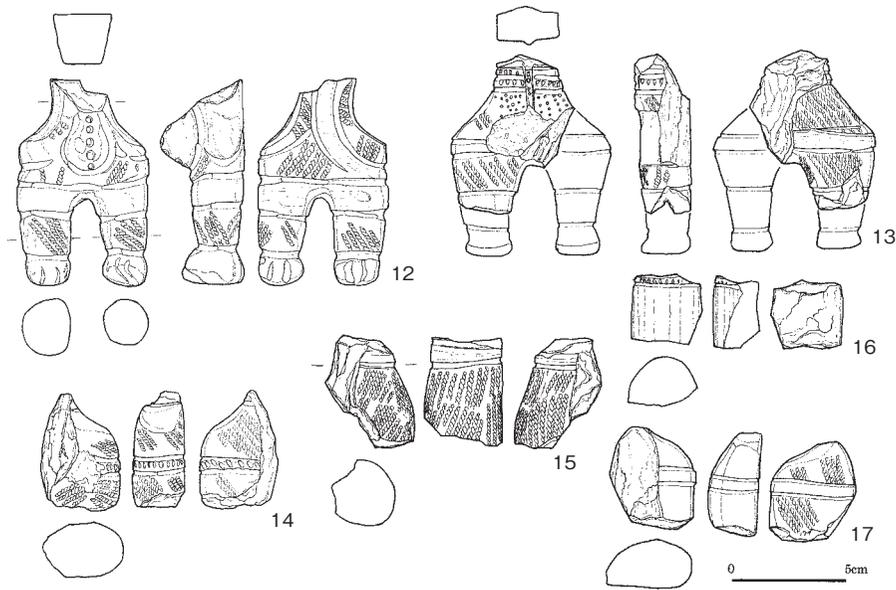
体部から頭部の装飾には縄文は施文されず、1や2とは異なる。頭部の形状や顔面の表現等は1と2に比べ後出的な様相を示しており、さらに系統的にも異質な特徴を持つ個体である。

4～7は腕部の破片である。4・7は左腕、5・6は右腕である。4と5・6は腕の先端部に沈線を施し、手首と掌を区分している。この時期に増加する貝輪などの装飾品の着装を表現したものかもしれない。腕部の形態として肩から下がった腕と、掌を上向きに表現する特徴は4点とも類似しており、山形土偶の特徴を示している。5は縄文が施文されている。

4は表面だけに沈線が施され、背面には認められない。6は腕の湾曲に沿って1条単位の沈線が施さ



第5図 千代田遺跡の土偶実測図（2）



第6図 千代田遺跡の土偶実測図（3）

れ、これに沿って連続した円形刺突文が施文されている。6の表面は比較的丁寧な研磨が施され、その特徴は5と比較すると、製作上の差異を示す。

8～17は胴部の破片である。8・11～15・17は縄文の施文が行われた一群である。11は腹部を欠損しているが胴部と脚部に太い沈線による区画を施す。脚部の断面は略円形を呈し、体部自体も断面形が膨らみをもち立体的な特徴をもつ。沈線の底部などの一部に赤色塗彩痕が残る。

12は腰部と脚部に横位の沈線による区画をおこない、縄文が施文されている。腹部には妊娠の状態を示す膨らみが表現され、円形刺突による正中表現が見られる。脚部の先端部には縦の刻みが施されており、指の表現の可能性がある。背面には曲線的な文様が描かれ、無文部は丁寧に研磨が施されている。

13は沈線による区画が12と類似しており、腰部と脚部に横位の沈線による区画が施されている。腹部には剝落痕をとどめており腹部のふくらみの表現があった可能性がある。体部の中心部には正中線の表現が細い隆起線によって表出されており細かな刻みが施されている。腰部には横位の沈線により区画され、その中に刻みが加えられている。さらに腹部周辺に細い管状の原体をもちいた刺突が施されている。

10は体部の表裏に刺突文を施文する個体である。背面の肩部には横位の隆線が巡り、背部の中心部に刺突による曲線的なモチーフが表現される。腰部の裏面には浅い縄文が施文され、その上に横位の沈線が複数施されている。刺突は横位に連続するもので曾谷式から安行1式期の土器文様の手法に類似している。

14～17は腰部の破片である。14は腰部の括れ部分が残存し、全面に縄文が施文されている。2本



第7図 千代田遺跡の土偶実測図（4）

の沈線による区画内に刻列が施されている。15は腰部に太い2本の沈線が施されており、下半に縄文が施文されている。16はやや大型の土偶の脚部の可能性もあるが、断面形から腰部と判断した。破片状端に沈線と刻列による区画が行われ、無文部は丁寧にナデ調整が施されている。

18～38は脚部である。18～37はつま先部分が前面に突出しており、山形土偶の特徴を示す。なかでも18・19・26は足首付近に2本の沈線による区画を施した後に円形刺突列を施したものである。足輪などの表現かもしれない。これ以外にも20～23や27・28・35などは足首部分に2本の沈線を描き、同様の表現を行う。

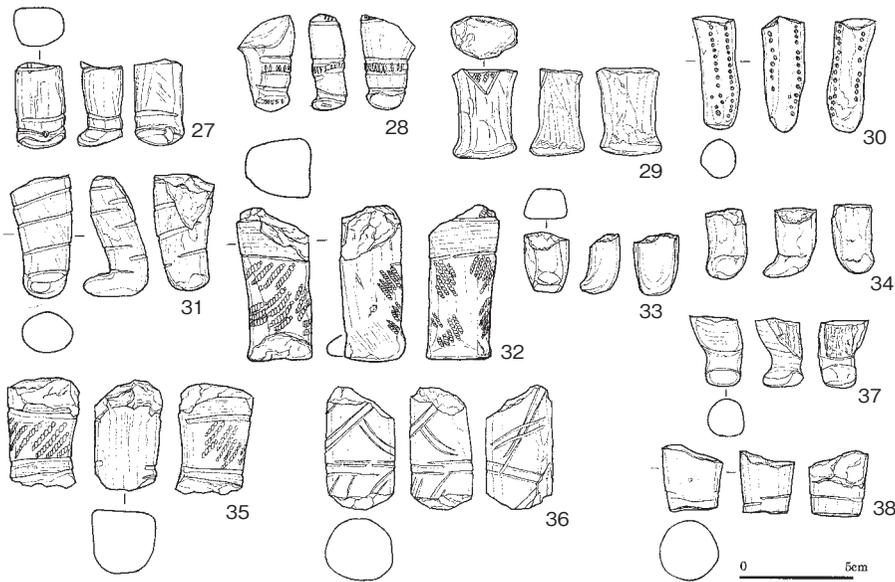
25は脚部上端に細い沈線による渦巻文を描く。裏面にも同様の沈線による幾何学的なモチーフが描かれる。

これらは山形土偶の脚部であるが、いずれも足首の区画をもち、脚部を1段に区分する特徴を持つことが指摘できる。それらは12の胴部下半の資料を参照するならば区画部分に対応する。12は区画沈線が一条であるが、13は2条に変化している。

因みに12は脚部の断面形は円形を呈しており、13では内股部分が方形に角部を形成しており、さらに正中表現が刻みの細かな細隆線によっている点、施文される縄文の節が細かいことなど、より後出的な特徴と考えられる。

これらの脚部は20～23・25・32・35のように内股部分の縄文や沈線が途切れているものが多く、この点から左右を見分けることができる。

28は区画内の縄文が刻列に置き換えられたもので、ミミズク土偶の脚部である可能性が高い。29は上端部に幾何学的なモチーフが沈線によって描かれ、内部に縄文が施文されたもの。30は全面に細



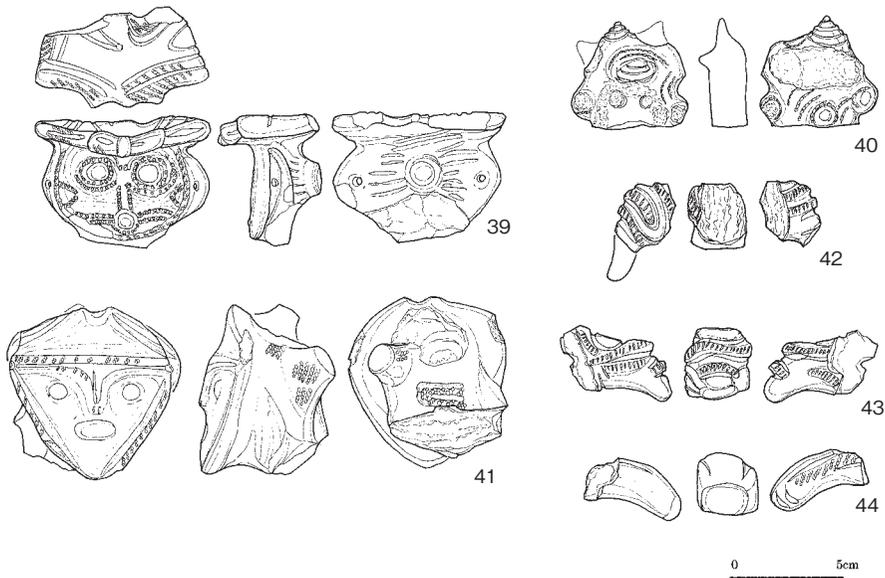
第8図 千代田遺跡の土偶実測図（5）

い管状の施文具によって円形刺突が施されるもので、脚部として提示してあるが、土製品である可能性もある。33～37は無文の脚部で形態的特徴から33・34はつま先が突出しており、山形土偶の脚部であると判断した。37は膝上に膨らみをもつ特徴から、あるいは晩期の可能性もある。36は断面形が円形を呈する棒状の形態で二本単位の沈線で文様を描くもので脚部と判断したが、棒状の土製品の可能性も残る。38はつま先の部分が欠損したもの。内股の部分は無文である。

39はミミズク土偶の顔面である。頭頂部に板状の結髪表現が見られ、上面には1本沈線による縁取りが描かれ、この部分に縄文が施文されている。前頭部に3つの突起状の表現があり、側面部には沈線が施される。顔面は略円形の突出部が巡り、この部分に縄文が施文される。耳の表現は顔面部とは独立し、突出部が作り出され、穿孔がある。目および口は中央が窪んだボタン状の円形貼り付けによって表現され、鼻部は目の中間部に隆起部によって表現され、小さな1つの刺突によって鼻腔が表現されている。顔面は目と鼻を結ぶ中軸上および頬と顎の部分に1条の連続刺突列が施されており、無文部は丁寧に研磨されている。

後頭部は中央部にボタン状の円形貼り付けが施され、これを中心にして横位の沈線が描かれている。なお、沈線や刺突の奥部には微量の赤色塗彩痕が残り、本来は全面に赤彩装飾が施されていた可能性が高い。安行2式の新しい部分から安行3a式の古い部分に相当する。

40はミミズク土偶の顔面である。顔面の大半は剥落しており、その部分から目や顎の輪郭、耳飾表現等が判別できる。後頭部も大半が剥落しており、細部が粘土の貼り付けによって製作されていたことが分かる個体である。頭部は突起状に突出する部位を中心に沈線や連続刺突によって文様が描かれている。頭部装飾の発達した状況から安行1式期のミミズク土偶であろう。41はハート形の顔面形



第9図 千代田遺跡の土偶実測図（6）

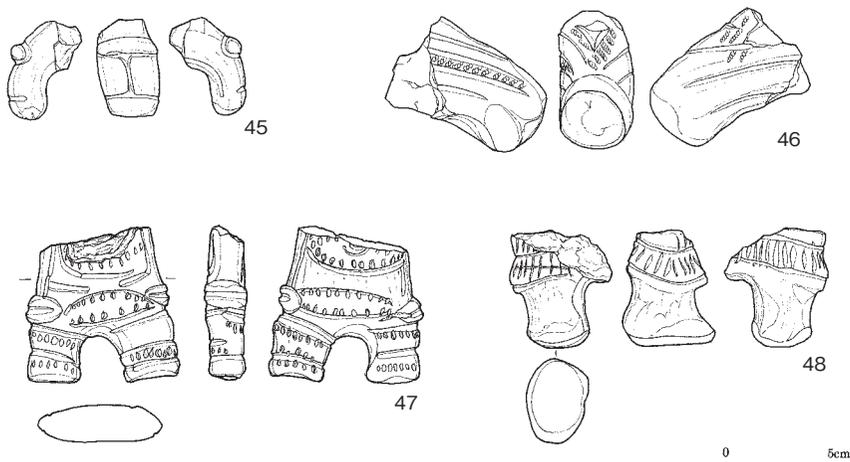
態で鼻と眉が連結した「T」字形の隆起線によって表現され、隆起部の上に沈線を施し、その上や顔面の周囲を沈線で縁取りをおこないここに縄文を施文している。晩期中葉の前浦式期の土偶である。後頭部には3つの突起が存在したと思われるが、1個のみが残存し、他は剥落した跡が観察できる。背面の首の部分には太い沈線で入り組み文が描かれ、粗い節の縄文が施文されている。

42はミミズク土偶の右肩の破片である。刻み目を施した隆帯によって装飾されている。一部に赤色顔料による塗彩痕が観察できる。43もほぼ同様の特徴をもつ左腕であり、刻みを施した隆起線が施される。44は沈線と縄文により装飾をおこなう左腕の破片である。形状からミミズク系の土偶で安行3b式から同3c式期のものと考えられる。

45は肩パッド状の隆起線が付けられた右腕であり、隆起線の周囲や腕の先端部に太い沈線が施される。46は太い沈線と節の粗い縄文を施す左腕の破片であり、肩上部には三叉状の彫刻的な文様が描かれている。前浦式期の土偶であろう。

47は板状土偶の下半部である。腰部に突起が施され、上部に太い沈線が引かれる。全体は太い沈線と列点によって装飾が施され、腹部は沈線で区画され単位文様が描かれていたようであるが、欠損している。背面部も同様の単位文様が描かれ、上部に渦巻き状の沈線が施されるが、大半が欠損しており、詳細が不明である。安行3c式から3d式期のものであろう。

48は右側の脚部である。47と同様に短脚であり腰部に相当する部位が突出している。装飾は横位の細かい沈線を縦位の沈線で刻む手法に変化しており、より後出的である。I字文系の土偶であろう。



第10図 千代田遺跡の土偶実測図 (10)

(1) 製作技術

(A) 成形

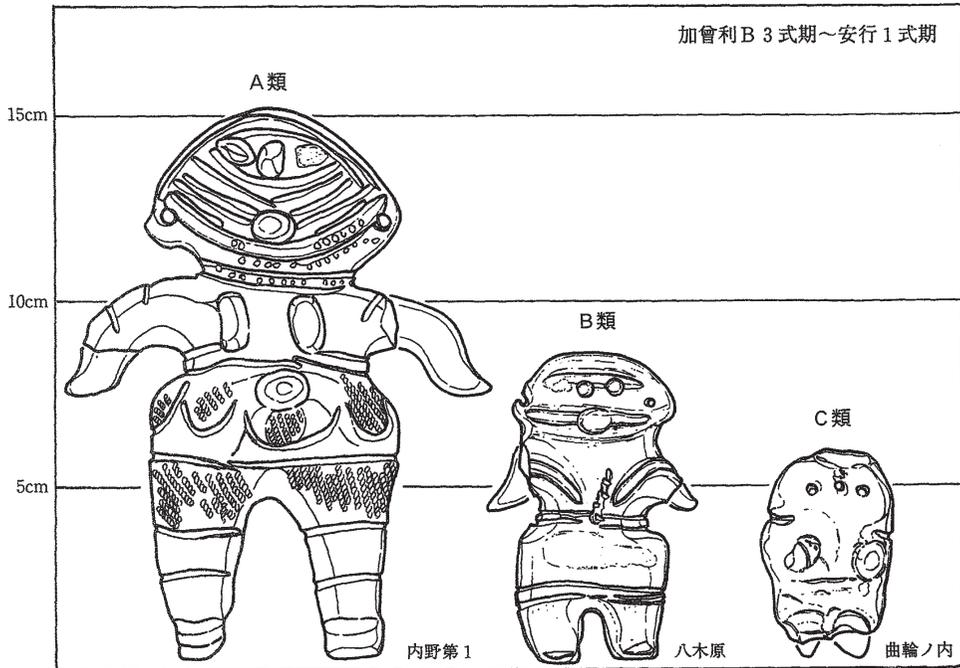
ここでは紹介した土偶の製作技術について観察を加える。筆者は印旛沼沿岸の後期土偶を型式学的に分類し、それが作りやサイズの異なる3種の類型（A類～C類）から構成されていることを指摘した（第11図）（阿部2007）。ここではこれらの分類に従い、土偶群の構成について検討する。

土偶は通常破損して出土する機会が多いため、破損断面や剥離面に成形に関する痕跡が観察されることがある。ここで検討を加える破片は頭部・胴部・腕部・脚部を単位として破損している資料が圧倒的に多く、成形に際してこれらの部位毎に粘土（ここでは接合体と呼ぶ）が接合体として単位化して準備された可能性が高い。しかし、破損断面はそうした単位が個々に剥離した明確な痕跡が少ないという特性をもつ。これは接合体同士の接着がきわめて密接に行われたことを示すのかもしれない。

これに対して顔面や頭部の表現には特に小さな粘土粒を貼付して表現する部分があり、とくに山形土偶の目・口などは剥落したのが見られる（1・2）。ミミズク土偶では40のように顔面の大半が剥落したのがある。また本遺跡での出土はないが、同時期におけるC類土偶はこれらと大きく異なる製作技術から成形されている。

すなわち、全体が当初より1つの接合体より成形されており、手足や頭部は接合体をつまみだすことによって表現するもので、C類自体が小形のものが多いことも加わって、全形が遺存するものが多い。同様な製作技術はB類にも認められる。こうした製作技術は、土偶が当初から四肢に分割しやすいように製作されていたという考え（小林1997）に否定的な結論を導くものである。また当該期の土偶においてその可能性を認めるとするならば、A類土偶にはほぼ限定されることになる。

A類の資料の中には40のミミズク土偶の顔面の様に明瞭な痕跡が確認できるように、核になる粘土体に小さな粘土塊を貼り付けて全体を成形したような剥落痕を残す資料がある。このため、粘土の



第11図 印旛沼南岸地域における山形土偶の類型区分 (阿部2007)

貼り付けは単に目や口や頭部装飾といった突出部の細工だけではなく、顔面形状の作出などの工程においても行われた可能性が高い。

(B) 装飾

装飾において注目されるのは、同時期の精製土器の文様表出技法との関係である。加曾利B3式期の山形土偶についてみるならば、縄文を施文する一群と沈線のみ一群に区分される。これらは加曾利B2式精製土器における文様構成と類似しており、いわゆる磨消縄文による装飾をもつ一群と、沈線のみによる文様が存在することに関係していると考えている。

しかし現時点において、このような精製土器における文様表出技法にみられる二者間の関係性については考察が深められてはいない。ただこの段階においても注意しなければならないのは、これらの文様群は器種を異にしたセットの補完関係にあるわけではなく、個々が独立した器種のセットを構成して一つの遺跡内に共存していること。さらにこれと反対に個々の文様表出技法をとるセットが単独でひとつの遺跡や地域を形成することはない、という事実がある。

ここで詳細に触れることはできないが、筆者は加曾利B3式期以降には一遺跡内において土器や祭祀器具間で土器と相似た様相を示して装飾の共有関係が存在しており、これらのセット関係が集落内においても共存して集落が形成されていると考えている(阿部2011など)。そして一遺跡の単独時期におけるこうした複合性に祭祀遺物である土偶が対応するのは、土偶祭祀の構造的にもかかわる可能性がある。^(注4) 山形土偶におけるこれらの関係は次に述べようとする焼成技術においても関係がある。

ミミズク形土偶は出土数が少ないが、少なくとも安行1式期においても作り分けは継続しているようであり、千代田遺跡の場合は1点を除いてはA類とB類から構成されている。ミミズク形土偶の体部は四肢が別個に製作されたのではなく、板状の形態を示すようになり各部位の一体性が強くなるため、頭部のみを欠失しているものの、四肢や胴部が完全形の出土例が増加する傾向がある。例えば千代田遺跡第IV区の第12図9が該当する。

(C) 焼成

土偶の焼成技法は破損断面の色調観察によって判定した(阿部1995)。この場合、土器に認められるような破損後の二次焼成痕を残すものは少ない。

一般に開放熱による粘土製品の焼成は主に酸化炎によっているために粘土に含まれる鉄分が酸化して明るい発色を呈することが普通である。反面で還元状態では鉄分は黒色に変化する。同様に黒色に変化する要因に炭素の吸着が考えられる。縄文土器においては煮沸などによる二次的な被熱によっても同様の現象がおこり、それが製作初期の状態なのか、使用による熱履歴によるものであるのかは、土器の使用法とも関わるものであるが、小論の対象とする土偶については、その多くは二次的な被熱痕を残すものが認められない。そのためここでは破損面における断面色調構造を基にして焼成方法について観察をおこなうことにする。

また、筆者はこうした化学変化に着目して縄文土器の断面色調構造を類型化したことがあるが(阿部1997)、ここではこの方法を採用して観察を進める。土偶の焼き方に言及したのは先にも指摘した甲野勇であるが、甲野が指摘したのは加曾利B式の土偶に燻しによって炭素を吸着させたものがある点で、これらは土器の磨消縄文土器の焼き方と類似したものとした。

甲野の指摘を先の色調構造に対応させると、燃焼段階でいったん赤化した表面に燻しによって黒色に仕上げるため、表面の黒色面の下には赤化した酸化層が形成されるはずである。このような色調構造をもつ典型的な資料は1や2の山形土偶の頭部において指摘することができる。

全点の観察結果によると、山形土偶では38点中22点が表面に炭素を吸着させた黒色処理が行われていることが判明した。これらは表面の研磨が入念に行われ、光沢をもつものが多い点も特徴の1つである。

ミミズク土偶と晩期中葉の在地化した遮光器系土偶については資料点数が少ないため、全体的な傾向としての判断はできないが明確に表面を黒化させたものは認められない。

(3) 彩色手法

彩色は表面に赤彩痕を残すものが存在する。山形土偶では、1・2・11・13・24、ミミズク土偶では39・42・43が該当する。これらは沈線や刻列や刺突の内部に限定的に認められるものであり痕跡的である。山形土偶の頭部である1・2は表面が丁寧に研磨されており、本来は表面の全面に塗彩が施されていた可能性が高い。

こうした塗彩痕は塗彩顔料が表面を覆うのみでなく、顔料自体が漆などの塗膜を形成する塗料に混和されており、そうした状況が地表面に放置されて紫外線の照射により漆塗膜が劣化したか、あるいは

は埋没の過程で剥落分解した可能性が高い。漆をはじめとした塗彩面の経年的変容とそのメカニズムについての詳細は、なお不明な部分が多いものの、A類の多くは本来は赤彩によって装飾されていた可能性を考えておくべきであろう。

なお、土偶の作り分けと彩色の関係としては、いくつかの例外はあるものの、周辺の遺跡の資料を加えてみると山形土偶とミミズク土偶については、A類土偶に赤彩装飾の割合が高く、C類では殆どその類例をみないなど、彩色表現にも限定性を認めることができる。

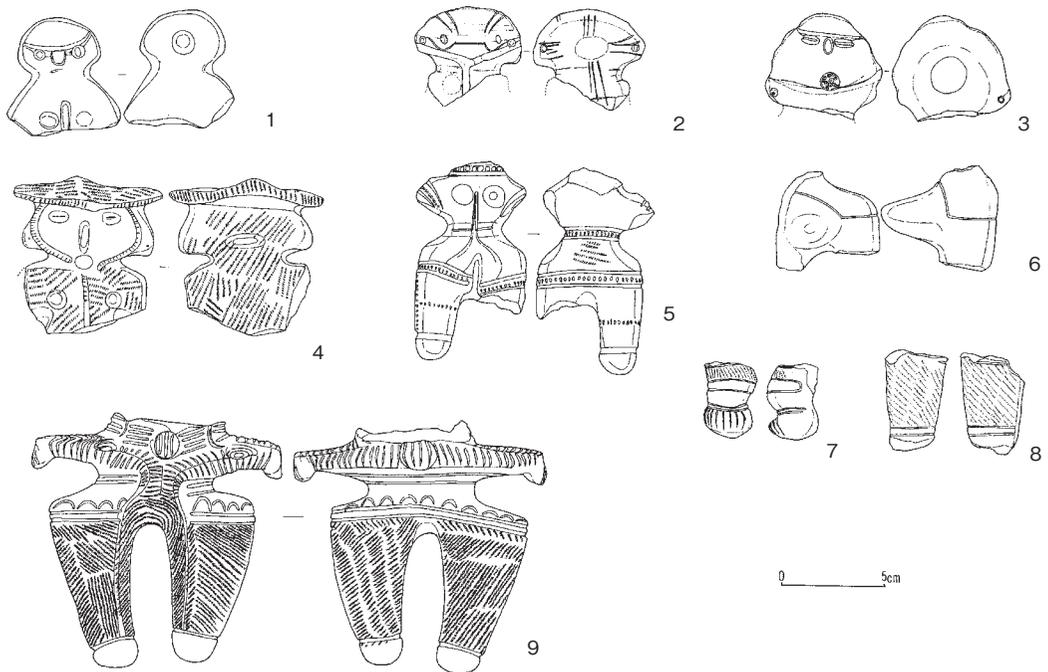
この事実は土偶内部における表現系や利用形態の差異を示すものであるかもしれない。

(4) 千代田遺跡出土の土偶の特徴

ここで本遺跡の先行調査として実施された『千代田遺跡』（千代田遺跡調査会1970）に報告された土偶について観察を加える。

調査では11点の土偶が出土し、その9点の実測図が示されている。それを第12図に集成しているが、型式学的には加曾利B式期の山形土偶と安行式のミミズク土偶から構成されていることがわかる。頭部は4点あり、その中で1点がミミズク形土偶に分類され、他は山形土偶の範疇に含められるものである。

山形土偶は腕や足の破片を含めると5点であり、主体を占めている。こうした時期的な構成は今回報告分の資料についても同様に指摘できる事実である。また報告書に掲載されている土器の量的比率も、ほぼ一致している。



第12図 四街道市千代田遺跡第IV区出土土偶（余内1970より）

山形土偶については採集資料である38点について型式学的な類型区分をおこなうと、a類は32点、b類が2点判別不能4点であり、c類とした地域性を強くしめす小形で簡素な造りの土偶は第12図1の1点のみである。

類型組成上の特徴は本遺跡の土偶群の構成を示す事実として注目されて良い。そしてこうした構成は本遺跡の北方約1kmに所在する吉見台遺跡の土偶群と大きく異なる特性でもある。

至近の位置関係にありながら、こうした土偶の種類の構成に差異を生じさせる要因とは一体何であろうか。

本論でC類とした土偶は、鈴木正博の「下位土偶」とほぼ一致しているが、鈴木は集落や集団が全体で対応する土偶祭祀とは別に、「下位土偶」はより規模の小さな世帯単位での祭祀形態を予測している（鈴木1981）。しかし、そうであるならば、C類土偶は各集落において、ほぼ普遍的に存在することになるが、本地域の土偶の存在形態はそれに当てはまらない。

また「下位土偶」は、大型の「上位土偶」と頭部形態や顔面の表現方法などで相互に型式学的な関係を共有しつつも、それだけで独自の変遷を示す状況も指摘できる（阿部2007）。したがって、「下位土偶」（C類土偶）は独自の祭祀体系の中で用いられたものと考えることができ、そうした祭祀をおこなう遺跡は比較的限定的な集落であったことが指摘できる。

ここに於いて確認できた重要な点は、当該地域の土偶多出遺跡は、出土数の多寡だけでなく、類型組成に差異をもつ二者から成り立っているということである。

4 土偶多出遺跡の特徴と背景

学史的な検討において指摘したように、後期から晩期における土偶多出地域には、集落に限定したとしてもその地域内の遺跡の全てが多く出土するというわけではなく、多量出土地域の形成は以下の2点の要因が関係して生じた現象である可能性が高い。

まず第1点として、土偶を出土する遺跡は居住活動の痕跡をとどめる遺跡（集落）に圧倒的な偏在性を示すこと（阿部2004）。

第2点として土偶を多出する集落の存在は限定的であり、多出地域の中にあっても、その中に存在する集落遺跡のすべてではないこと。

もしこの仮説が一定程度の妥当性を有するとするならば、江坂や藤村が捉えた土偶多出地帯とは、多数の土偶を必要とする集落の存在によって生じた現象の量的な現象理解である。その実態の内実は土偶の出土数からだけでは説明できない一面も持ち合わせている。

本論の冒頭において土偶研究上の課題として指摘したこの問題は、「土偶の出土状況」の観察の必要性を示唆するものであるが、今日までの研究における出土状態の研究では、土坑や墓などの遺構に伴う状況が個別的に扱われることが一般的である（江坂1960など）。しかしながら、遺跡から出土する土偶の大半は、いわゆる遺物包含層からの出土であるため、出土状態についての記載は著しく簡便である。ところがやや観察の視点を変えて、それが遺跡の空間の中でどのような在り方をしているの

か、という観点から捉え返してみると、例えば本論で取り上げた吉見台遺跡における狭小な地域からの集中的な出土状況などは、遺跡全体の空間構成からみた場合、偏在性が存在することは明白である。その空間分布の要因については、その場が直ちに祭祀空間であるというような安直な判断は避けるべきであるが、使用後の土偶が廃棄物であったとしてもそこには何等かの人為的な行為が関係していると考えられることはできる。

つまり、遺物包含層自体の形成要因、または、やや視点を拡大し、遺物包含層の存在を遺跡認識の前提として考える時、そこに祭祀遺物としての土偶が含まれることは、遺跡の性格を考える場合、その意味は決して小さくはない。この問題は土偶という個別遺物の研究に限定されることではないが、遺跡における出土状態から祭祀の空間的展開を考える場合に重要な手掛かりであることを認識しておくべきであろう。

この課題を正面に据えて検討するためには、土偶多出遺跡の構造の解明と、他の遺物との空間分布における相関関係とともに、何よりも数的多量性をしめす土偶自体の型式学的な属性を整備することが重要である。本論は後者の問題を深耕するための基礎的な作業として位置づけられる。

筆者は印旛沼南岸地域の遺跡群に保有される山形土偶は、3種類の作り分けがあることを指摘したが、これらの土偶の中でA類は精製土器と共通する技術によって製作された土偶である。B類は装飾性がA類に比べて低調であり、形態も小さいものが多い。C類は素文でサイズも小さく、四肢の表現も簡略化されたものが多いが本遺跡での出土は可能性のある1例を除いて認められない。C類の良好な資料は本遺跡北方2kmに所在する吉見台遺跡に存在する。ここではA類とB類とC類が共存し、総点数343点余りの土偶群を構成している。特にA地点と呼称された地点の調査では約2600㎡の調査範囲の中から222点の大量の土偶が出土している（林田2000）。

千代田遺跡の資料は1969年に調査された資料も加えると57点の土偶の出土が認められており、現時点で確認されている出土量だけでも土偶が多出する遺跡の様相を示しているが、その内訳は吉見台遺跡とは大きく異なり、C類の存在が認められない点は注目されるべき事実である。

至近の位置関係にあり、また調査範囲も広域にわたっている点からみると、この違いは、単なる資料のバラツキとは考えにくい。このことはすなわち、各土偶の用途や意味において、妊娠した女性を象徴化した祭祀という点では共通しながらも、各類型のサイズや表現系が示すような差異があったに違いない。

個々の類型のとりもつ祭祀の内実には一気には踏み込めないものの、その存在形態に差異が認められる以上、祭祀の内容が同一のものとは考えることはできない。むしろ祭祀の内容に差異が存在したからこそ、土偶が作り分けられたとここでは考えておきたい。したがって各土偶には精粗の違いというよりも、むしろ通時間的に見た場合、各類型に独自の型式変化を遂げていることが確認できるので（阿部2007）、同一の祭祀内部での意味・役割の違いか、または個々の類型単位での土偶祭祀の執行が想定されるところである。

千代田遺跡の土偶にはC類が欠落する構成が指摘できた点は、こうした類推をもとにした地域社会内部での土偶祭祀の在り方を考える場合に興味深い課題を与えてくれる。すなわち、土偶多出地域の

内部における土偶の種類の偏在性は、土偶祭祀の多様性を示す可能性を示すからである。このことは考古遺物としての土偶というカテゴリーが型式分類によって異なる複数の種類によって成り立ち、かつそれらのもつ性質が必ずしも等質的ではなかったことを暗示している。土偶という女性像が型式学的な種類によって異なる性質を内在させていたことを、吉見台遺跡と千代田遺跡の土偶群は示している可能性が高い。

このように複雑化した土偶祭祀の実態は、後期中葉における成人女性を対象とした祭祀の複雑な実態の一端を垣間見させてくれるのである。

本論における資料分析から導かれる課題についてまとめ結語としたい。個々の資料の特徴についてはすでにその記述を終えているが、山形土偶やミミズク土偶、晚期中葉の遮光器系土偶などの特徴は、現時点における型式学的な理解を前提として、さらに個々の部位において時間的な変遷と位置付けをある程度明確化することができる。

したがって、これまでは顔面の特徴から型式学的な変遷が編まれてきたが、これを基本的な手掛かりとしつつも、四肢や体部の表現系に注目した型式学的な属性の整理が試みられなくてはならない。

なぜならば遺跡から出土する大半の土偶は顔面ではなく四肢や体部の破片であるからである。管見における土偶破片の報告事例は、稀少な遺物だけに報告書における掲載率は高いものの、必ずしもそれらの年代的・系統的な位置付けが明確ではないからである。そのために、一遺跡の土偶群の時期的な構成や出土状況の検討にまで議論が深められているとはいえない。

こうした課題が将来的に解決されるのならば、各遺跡における土偶祭祀の執行時期をより正確に特定し、さらに土偶群の種類組成から土偶祭祀の内実を理解の歩を進めることができるであろう。

付 記

本研究の成果の1部は以下の3本の論考に発表している。本論の結論に関わる部分が少なくない。併せて参照いただければ幸いである。

阿部芳郎2011「顔面付土版と土偶」『考古学集刊』第7号

阿部芳郎2012 a「山形土偶の出現と地域社会」『土偶と縄文社会』雄山閣出版

阿部芳郎2012 b「土版の出現と関東東部の晩期社会」同上

注

- 1 近年の土偶研究において認知考古学的な解釈が行われている場合があるが、その多くは同根の問題を内在させて感性的な解釈を導いている。この点に関しては阿部2012において複数の研究者との議論の経過を公開している。
- 2 粗製土器という用語をはじめて用いた甲野勇は、土器塚の形成背景として特定集団による土器製作と分業の問題に言及している（甲野1953）。その可能性は否定できないものの、筆者は精製土器と粗製土器は型式学的に連動した属性を共有しつつ、時間的な変遷を遂げているという観点から、製作集団は同一であると考える前提に立っている。本論もこの理解を前提としている。
- 3 現在は土器や石器などの採集遺物とともに明治大学博物館に寄贈され収蔵管理されている。今回は寄

縄文時代における長期継続型地域社会の形成と土偶祭祀ネットワークに関する研究

贈以前に阿部が実測をおこなった資料について報告をおこなう。なお、四街道市教育委員会調査分のなかにもすくなからぬ数の土偶が存在する。さらに筆者が2001年より継続的な調査をしている千代田遺跡においても土偶の出土があるが、その分は今回の検討からは除外してある。後日に公開の機会をもちたい。なお、当然出土数についてはこれ等の試料を加えることによって増加するものの、類型の構成等の本論で検討する事項については大きな変更の必要がないことを確認している。

- 4 型式学的な観点からみた祭祀遺物の系統の共存関係については拙論で扱っている東関東地方の晩期の土偶と土版においても指摘できることであり、型式の複合的な在り方が長期的に継続している可能性がある。晩期の土偶と土版の関係については拙稿（阿部2012b）においても既に指摘してある。

引用・参考文献

- 阿部芳郎 1995 「土器焼きの火料理の火」『考古学研究』第41巻3号 考古学研究会
 阿部芳郎 1997 「土器製作技術からみた堀之内2式土器の特性」『池之元遺跡発掘調査研究報告書』富士吉田市教育委員会
 阿部芳郎他 2004 「縄文時代後・晩期における谷奥型遺丘集落の研究」『駿台史学』第111号 駿台史学会
 阿部芳郎 2007 「山形土偶の型式と地域社会」『縄文時代』第18号
 阿部芳郎 2012 『土偶と縄文社会』雄山閣
 安孫子昭二 1971 『平尾遺跡調査報告 I』東京都住宅供給公社
 安孫子昭二 1997 「関東地方後期の動態」『土偶研究の地平』勉誠社
 市川 修他 1974 『高井東遺跡』埼玉県遺跡調査会
 上野修一 1989 「北関東地方における後・晩期土偶の変遷について〈上〉栃木県藤岡町後藤遺跡出土土偶を中心として」『栃木県立博物館紀要』6 栃木県立博物館
 江坂輝弥 1960 『土偶』校倉書房
 岡本道雄 2001 『縄文の生活誌』講談社
 小川和博 2004 「千代田遺跡群」『千葉県の歴史』資料編考古1
 小野美代子 1981 「加曾利B式期の土偶について」『土曜考古』第4号
 瓦吹 堅 1991 「水戸市金洗沢遺跡の土偶」『茨城県歴史館報』18 茨城県立歴史館
 瓦吹 堅 1990 「山形土偶」『季刊考古学』第30号 雄山閣
 甲野 勇 1918 『日本石器時代土偶概説』
 甲野 勇 1953 『縄文土器の話』世界社
 小林達雄 1977 「祈りの形象」『日本陶磁全集』第3巻 中央公論社
 鈴木公雄 1974 『井野長割遺跡調査概報』佐倉市教育委員会
 鈴木正博 1981 「埼玉県高井東遺跡の土偶について」『古代』第71号 早稲田大学考古学研究会
 鈴木正博 1990 「縄紋式遺蹟系列に於ける階層的網状組織と高井東遺跡の土偶」『土曜考古』第15号 土曜考古学研究会
 鈴木正博 1995 「「土偶インダストリ論」から見た堀之内1式土偶」『茨城県考古学学会誌』第6号 茨城県考古学協会
 近森 正 1983 『佐倉市吉見台遺跡発掘調査概要』II 佐倉市遺跡調査会
 千葉県文化財法人連絡協会 1986 『昭和60年度千葉県遺跡調査研究発表会発表要旨』千葉県文化財 法人連絡協会
 坪井清足 1962 「縄文文化論」『講座日本歴史』1 岩波書店
 原田昌幸・新井和之 1985 「印旛沼周辺における低地遺跡の研究」『奈和』第13号 奈和同人会
 林田利之 2000 『吉見台遺跡 A 地点』印旛郡市文化財センター

- 藤村東男 2001 「遺物研究にとっての出土個体数の利用価値」『縄文時代』11号 縄文時代文化研究会
- 古谷 涉他 2001 『千葉市内野第1遺跡発掘調査報告書』千葉市文化財調査協会
- 堀越正行 1980 『千葉県の土偶』市立市川博物館
- 堀越正行 1991 「千葉県の土偶」『国立歴史民俗博物館研究報告』第37集
- 八重樫純樹 1991 「時期別土偶出土数データの集成」『国立歴史民俗博物館研究報告』37国立歴史民俗博物館
- 横田和美 1993 「江原台遺跡の土偶」『明治大学考古学博物館館報』No8 明治大学考古学博物館
- 米内邦夫他 1971 『千代田遺跡』千代田遺跡調査会
- 米内邦夫 1977 『千代田貝塚発掘調査概報』四街道遺跡調査会
- 米内邦夫 1978 『千代田遺跡調査報告書』四街道遺跡調査会

日本の大アジア主義に対する西洋の反応
—満州事変から天羽声明まで—

廣 部 泉

Western Responses to Japanese Pan-Asianism: from the Manchurian Incident to the Amai Doctrine

HIROBE Izumi

Academic studies of pan-Asianism have been flourishing since the turn of the 21st century. These various studies have had two main concerns: on the one hand, the intellectual background of pan-Asianism, and on the other hand, its socio-economic aspects. The primary concern of this study is how the Western Powers perceived and responded to Japanese pan-Asianism. It examines U.S., U.K., French and Dutch responses to Japanese pan-Asianism before the Pacific War, focusing on the period between the Manchurian incident and the so-called Amai doctrine and concentrating on the ways in which Westerners who were particularly interested in the Far Eastern situation, such as politicians, diplomats and journalists, understood the Japanese cry of “Asia for the Asiatics” as an appeal to their fellow Asians to rise up in protest in order to cast off the Western yoke.

This study is organized chronologically, beginning with a discussion of the situation in the immediate aftermath of the Manchurian incident, then moving on to Japanese attempts to create pan-Asiatic organizations such as the Great Asia Society in 1933 and the third Asiatic Congress in 1934, and finally turning to Western responses to the Amai Doctrine in 1934.

While the pan-Asiatic movements organized by the Japanese in the 1920s were unfettered and lacking any clear order, those of the 1930s were in contrast disciplined and systematic because they were supported by the military. However, despite the increasingly dangerous nature of these movements in the 1930s, Western evaluations of these pan-Asiatic initiatives did not tend to place much importance on them. While they did at times become somewhat pessimistic about the Western future as they confronted the nightmare of a Sino-Japanese alliance, key personnel in the Anglo-American capitals did not take a serious view of the situation. People on the spot, diplomats and correspondents stationed in Tokyo and other Far Eastern cities who had direct experience of the pent-up frustration Asians were feeling as a result of colonialism, became aware of the dangerous nature of pan-Asianism and issued repeated warnings to their home countries. More often than not, however, these warnings were dismissed in the nations’ capitals. The important exception was the Netherlands, a nation with a relatively small military force which nonetheless possessed huge colonies in South

Eastern Asia. Dutch leaders issued strong warnings about Japanese pan-Asianism again and again to Anglo-American leaders, but these warnings were relatively ineffective and made little impression. It is interesting to note the fact that while the pan-Asianism of the 1920s, was accorded considerable importance despite the fragility of its support, that of the 1930s, backed as it was by the military, did not attract the attention it deserved. This is a critical point which will require much more analysis in future research.

The nightmare of a Sino-Japanese alliance forming against the Western Powers was eventually dissipated because of the outbreak of the Sino-Japanese war in 1937. However, a new phase to the history of pan-Asianism began with the entry of the Japanese into war against the Western powers.

《個人研究第1種》

日本の大アジア主義に対する西洋の反応

—満州事変から天羽声明まで—

廣 部 泉

I. 序論

本論は、満州事変勃発から1930年代前半にかけての日本のアジア主義に対する欧米の反応を検討するものである。近年、アジア主義の研究が盛んである。中でも日本側からの研究が顕著である。書籍の形で著されたものの中から代表的なものだけ挙げると、まず松浦正孝の『『大東亜戦争』はなぜ起きたのか—汎アジア主義の政治経済史』を初めとする一連の研究を挙げなければならないだろう。なかでも本書は千ページを超える大部で、日本政治経済史の立場からこの問題を掘り下げたものである。¹スヴェン・サーラの一連の研究は、日本近現代史におけるアジア主義の重要性を鮮やかに示している。なかでも *Pan-Asianism in Modern Japanese History: Colonialism, regionalism and borders* は特筆に値する。²また特に一昨年出版された *Pan-Asianism: A Documentary History* と題する2巻本は、クリストファー・シュピルマンと共に編まれたもので極めて重要な貢献である。³エリ・ホッタの *Pan-Asianism and Japan's War, 1931-1945* は、アジア主義を戦争の文脈でとらえたものである。⁴ジェミル・アイドゥンの著書 *The Politics of Anti-Westernism in Asia: Visions of World Order in Pan-Islamic and Pann-Asian Thought* は、汎イスラムの視点を加えることで、アジア主義をよりグローバルな観点から捉えた画期的な研究である。⁵これらの研究の多くは日本側からこの問題に取り組んだもので、アジア主義的動きに対して欧米列強がどのように反応したのかを明らかにする研究は少ない。そこで本論は、欧米列強、なかでも米英仏が、満州事変勃発から満州国建国といった重要な時期にどのようにそれらの変化を捉えていたのかを明らかにすることでこれらの大きな流れに貢献することを目指すものである。

満州事変以前、1920年代以前には比較的自由で無秩序なものであった日本におけるアジア主義的動きは、1931年の満州事変以降、日本軍が実際に大陸で軍事行動を起こしその勢力圏を広げていくなかで、大きく変容を遂げていった。具体的には、例えば1926年の全亜細亞民族会議が、日中代表の意見の相違によって開会当初から混乱し、ほとんど収集がつかない状態に陥ったのが代表的であ

る。それが、満州事変以降は、軍部をはじめ当局関係者が深く組織に関与し、軍部を後ろ盾に持った、より秩序だったものになっていった。そのような状況に、欧米の観察者たちも、日本のアジア主義に変化を感じ取るようになっていく。彼らがどのように個々の動きを捉えていたのかを、満州事変直後から、いわゆる天羽声明が出されその衝撃が世界を駆け巡った1934年頃までの時期についてみていきたい。資料としては、アメリカについては、メリーランドの国立公文書館所蔵の国務省関係資料並びに陸軍情報部関係資料、並びに主要新聞、雑誌を中心に検討する。イギリスについては、ロンドンの国立公文書館所蔵の外務省関係資料、内閣関係資料、植民地省関係資料、並びに主要新聞、雑誌を中心に検討する。フランスについては、パリの外務省文書館の外務省関係資料、並びに主要新聞、雑誌を中心に検討する。

II. 満州事変

満州事変が勃発すると、それまではアジアモンロー主義の主張などの形で表れていた日本のアジア主義的野心に対する疑惑が、遂に現実のかたちで露骨になったと世界の多くの人々は考えた。特に中国の領土保全を主張し続けてきたアメリカの目は厳しかった。事変勃発当初は、欧米の特派員が現場付近にほとんどいなかったため、満州で何が起きているかについて上海などの他の地域と比べ情報が圧倒的に欠如しており、米国務省は混乱していた。しかし、徐々に事態が明らかになるにつれ、ヘンリー・スティムソン国務長官は、中国におけるアメリカの権益を害する日中両国政府によるいかなる条約も認めないとするいわゆるスティムソン・ドクトリンを日中に送付した。これ以降、満州事変以前にみられた1930年のウィリアム・キャッスル国務次官補の発言のような、米国政府高官による日本のアジアモンロー主義を擁護するような発言は一切見られなくなる。

1932年1月末上海において日本軍が戦闘を引き起こし民間人を含む多くを殺傷したとアメリカのマスメディアが報じると、ますますアメリカ側は態度を硬化させた。2月2日には、上院の野党民主党ナンバーツーのジェームズ・ハミルトン・ルイス上院議員が、ラジオ演説において、日本は「アジア問題における主たる管理者」になろうとしていると警告した。⁶

満州事変を機に、これまで一部のアメリカ人高官が日本寄りの発言をするのを苦々しく思っていた中国人は、日本が支配しようとしているのは中国だけではなく、世界であって、中国侵略はその第一歩でしかないから、世界は日本を抑え込まないといけないという主張を機会を捉えてあらゆるところでするようになった。そのようなときに根拠として必ずとりあげられるのが田中上奏文であった。⁷ 例えば、中国政府の広報官は、以前はほとんどの人々が田中上奏文を「狂った軍国主義者の夢想」としかみなさなかったが、一歩一歩実現へと向かっているよく考えられた計画であり、中国侵略はその第一歩であると宣言した。陳友人外交部長は米国の南京総領事に対し、日本はオーストラリアの植民地化を狙っていると発言した。そのような発言に対し、日本政府は、日本こそが被害者であり、田中上奏文は偽書にすぎないと打ち消しに追われた。例えば、田中上奏文に沿って事態が進んでいるという記事が『ニューヨーク・タイムズ』に掲載されると、堀内謙介ニューヨーク総領事は、田中上奏文

はまったくの偽書であるという内容の投書を同紙に送付した。⁸この後、アメリカの理解を巡って、中国側の主張が繰り返され、日本政府はその打ち消しに追われるといういたちごっこが続くことになる。

一方で、日本国内では、日本政府による中国側の発言に対する打ち消しの努力を無にするように、有力者による公的な場でのアジア主義的発言が相次いだ。6月の日米協会における新任のジョセフ・グルー駐日米国大使歓迎晩餐会の席上、石井菊次郎元外務大臣は、日本は太平洋の向こう側のことには口出しを控えているわけであるから、もし、アメリカがアジア大陸を支配しようとしたり、太平洋のこちら側での日本の平和的で自然な拡大を妨害するようなことがあれば、実に深刻な事態が出来るだろうと述べた。新任大使の歓迎会という和やかな場での、しかも石井菊次郎という外交界の大物がこのような発言をするのは異例のことであった。⁹

8月25日には内田康哉外務大臣が、貴族院での演説において、「帝国政府ガ満州国ノ承認ヲ以テ満蒙問題解決ノ唯一ノ方法ト認メマス所以ノ梗概ヲ述ベテ、諸君ノ御諒解ヲ得テ置キタイト思ヒマス」と述べて、満州国承認への決意を明らかにした。¹⁰これに対して欧米のマスメディアは、一部に驚きの念を表すものも見られたが、多くは来るものが来たという受け止め方であった。イギリスの有力紙『マンチェスター・ガーディアン』は早くも演説の翌日、「満州人のための満州国？」という論説において、「その成果を認める準備もなしに、日本が満州における作戦を行い、臆病な元満州皇帝を誘拐して長春で儀礼的に為政者に据え、傀儡政権を打ち立てる費用と手間を費やすなどということはずまない」と論じた。他の多くのマスメディアは、内田の演説を、国会の同僚に向けたものではなく、欧米に向けたものと解釈した。『リテラリー・ダイジェスト』誌は、アメリカの論調をまとめて、内田の「率直な発言は、実際に貴族院に向けられたものではなく・・・明らかにアメリカ、イギリス、そして特に国際連盟に向けられたもの」とみているとした。国際問題に詳しいアメリカ人ジャーナリストのヘンリー・ノートンも「日本のモンロー主義作動中」と題する論説において、先日の内田の演説は満州に関して日本が決意を固めたということを各国に警告することを意図しており、日本は中露のみならずアメリカをも無視するという意向を示したものであると同様の見方を示した。ただ、中国を征服するにはこれまでどの国が見せたよりも大きな力が必要と、その実現性には否定的であった。¹¹

内田が上記の演説を貴族院議院で行っていた同じ日、与党政友会幹事長の森恪が、衆議院で「アジアに帰れ」と演説していた。森恪はまた、9月18日に満州事変一周年を記念して開催された国民新聞社主催の記念講演会においても同様に「アジアに帰れ」と題して登壇した。38度の熱をおしてのこの演説において森恪は、「九ヶ国条約はわが大和民族を・・・島国にとちこめたのだ・・・第一の務めはこのカセを取り除くことである・・・意味なき連盟を捨て、アジアに帰り、東洋の平和を確立することこそ、われ等の重大なる使命である」と熱弁をふるった。¹²このアジア主義的熱弁は駐日米国大使館の注意を惹いた。この二つの演説で重視すべき共通点としてグルーが目指したのは、西洋との緊密な絆を断ち切り、日本のエネルギーをすべて東洋問題に向けるように唱導している点であった。もしこの演説がプロの雄弁家によるものであれば大使館は重視しない、と断ったうえで、森恪が、自

身が衆議院議員であるのみならず、与党政友会の幹事長であり、また、犬養内閣においては内閣書記官長も務めた重要人物であるため重視せざるを得ないとした。アメリカ大使館の分析によれば、この「アジアへ帰れ」運動の支持者は、満州における日本の野心に対する国際連盟やアメリカの態度に憤っている人々、「日本の平和」を極東に強制することを望む極端な国粋主義者、そして、西洋文明への同化を困難と感じ「古き良き時代」を懐かしむ人々から成っていた。ただ、現状ではそのようなアジア主義的動きが強まると困る三井や住友のような産業資本から反対が出ていないことから、そのような巨大資本からは、注意を惹くに値しないと思われるのだろうと判断した。¹³『ニューヨーク・タイムズ』紙も、この森の演説について、「『アジアへ帰れ』、日本の新しい叫び」と題するヒュー・バイアス東京特派員の記事を掲載して、大きく扱った。「アジアへ帰れ」という「人々を掻き立てるこのスローガンは、西洋文明に対する信頼の喪失と、自分たちにより合った考えに立ち戻らなければならない」と太字で書かれたこの記事は、急速に発展する日本が、移民の流出先も閉じられ、市場も閉じられていく中で、社会的に崩壊することを避けたいなら解決しなければならない日本の抱えた問題の性質を理解すべきと、警告した。¹⁴

荒木貞夫のアジア主義的言動にも注意が寄せられた。陸軍大臣という要職に在りながらの、齒に衣着せぬ発言に各国は注意を払っていた。1933年2月に発行された著作『昭和日本の使命』では、日本を「自他共に東亜の盟主」とみなし、「白色人種」の「横暴を許容することは出来ない」と主張していた。この小冊子はアジア主義的言説に満ち満ちており、これを重視した駐日米国大使館は早速全文を英訳して本省に送っている。なかでもグルーは、現在の政府の「手綱」を握っている集団の信条と受けとられていると重要視した。¹⁵

しかし、現場の判断とは異なり、国務省本省はこれらの動きを重視しなかった。国務省極東部の部内メモは、「荒木將軍のパンフレットに読む価値はない」と切って捨てた。¹⁶また、ロンドンの『タイムズ』紙は、森格の発言や荒木貞夫の考えの影響力の大きさについて、日本は、森のアジアへ帰れというスローガンによって席卷されるには、「西洋の水を飲みすぎ」てしまっており、また、荒木の中国を日本が保護するという考えも、中国自体がその保護を恐れており、また、中国の方が保護されるには大きすぎるなど現実性を欠いていると否定した。そして、おそらく日本は、ここ70年来の付き合いである西洋と共に歩む道に戻ると結論付けた。¹⁷

Ⅲ. 大亜細亜協会

(1) 大亜細亜協会設立

満州情勢を巡って国際連盟における日本の立場が危うくなるにつれ、日本人によるアジア主義の叫びは盛り上がりを見せるようになる。そのような中、顕著なアジア主義関連の団体の形成がなされるようになる。中でも目立った動きとしては、まずなにより1933年3月の大亜細亜協会の設立がある。この発端は、半学究的団体であった中谷武世らの汎アジア学会に、1932年8月に帰国した陸軍の松井石根が顔を出すようになったことである。この団体は、もともと中谷が、下中弥三郎や満川亀太郎、

ラス・ビハリ・ボースらとともに結成したものである。それがあつた日、松井が訪ねてきて入会してから大きな変化を遂げることになった。松井のイニシアティブのもと、同団体を学究団体から実行団体へと発展させるため、同年12月22日には、近衛文麿も参加して、霞山会館で第一回大亜細亞協会創立準備懇談会が開催された。出席者は、松井をはじめとする陸軍関係者だけでなく、外務省の廣田弘毅、海軍の末次信正、東京大学の村川堅固や平泉澄など錚々たる顔ぶれであつた。¹⁸中谷はこれに合わせて、『大亜細亞連合への道』を出版し、アジア諸国がお互い争っていると欧米に付け入る隙をあたえることになり、「再び欧羅巴諸国の支配下に逆転せしむるか、又は新たに亜米利加の資本的帝国主義の植民地と化せしむる虞れが多分」にあるから、アジア諸民族間の「共同意識を更に誘発助長して」アジア連合を組織しなければならず、それがすなわち「実に皇国日本が当面する歴史的任務である」と訴えた。また、特にアメリカに関しては、アジア民族の連合から始まる「全有色民族団結」の動きが、アメリカ国内の人種関係に大きな影響を与えるであろうと仄めかした。¹⁹

まだ海のものとも山のものとも知れないにも関わらず、大亜細亞協会設立に向けた動きに、欧米は注目せざるをえなかつた。1933年1月26日に東京会館で、第一回創立委員会が開かれると、東京の英系日刊紙は、早速この問題を論じた。1月28日付の『ジャパン・クロニクル』紙は、「アジア連盟。著名な日本人後援者がジュネーブのライバルを支援。人種ごとのグループ分け」と題して、1月26日に開かれたこの創立委員会について報じた。同紙は、国際連盟で日本の立場が非難されるにつれ、日本国内の世論において、連盟から脱退して、巨大なアジア連盟を形成するという考えが支持を増やしつつあると指摘した。翌29日付の同紙は、このアジア主義の問題を社説で扱った。「汎アジア主義再び」と題して、「我々は[アジア主義が発展する]見込みに震え上がる権利を誰に対しても否定するものではない」とその危険性を指摘した。ただ、結論としては、「ヨーロッパ化の力によって糾合されることなしには、アジアは分断されたままであるにちがいない」と、その実現性に否定的に論じている。²⁰

駐日英国大使館は、この大亜細亞協会設立に向けた動きを、アジア主義を唱える日本人が極めて「ナイーブ」であることを示すものと考えた。この考えを裏付ける分析として、この報告書は軽蔑的なトーンで次のように続けている。

日本人の政治的心性は、他の様々な性質の中でも、自分たちの利害が関係しているときの愛嬌あるナイーブさによって特徴づけられる。それ故、ありとあらゆるアジアの諸国民が、ヨーロッパの抑圧者に対抗するために、無私の日本人によって率いられることを渴望していると、自分たちを信じ込ませることが、日本人にとっていとも容易いことに思えてしまうのだ。このナイーブさなくして、今のこの時期に、大亜細亞連盟なるものの設立を日本人が提案することなど不可能だろう。²¹

ただ、この報告書は、「もし、日本が国際連盟を脱退させられるようなことがあれば、通常アジアモンロー主義と呼ばれるものを肯定的にとらえる動きは、疑いもなく、勢いをえるであろうし、注意深

い監視が必要となるだろう」と一つの不吉な留保をつけるのを忘れはしなかった。²²

グルー駐日米国大使も、国際連盟にとってかわろうとするものとして、この動きに注目した。同様に1月26日に開催された第一回創立委員会を観察して、その著名な出席者を報告書に列挙してはいるものの、「アジアに帰れ」運動には越えがたい困難が待ち受けているとして、理由を二つ挙げている。第一が、地理的にはアジアに位置しているものの、日本は東洋よりも西洋の思想や文化とより多くを共有していることであり、第二が、西洋のいかなる国よりも東洋の姉妹国のなかで憎まれ恐れられているからというのがその理由であった。グルーは、日本人の多くは自分の考えを共有していると考えていた。そうして、「この種の運動にあまりに大きな重要性を付与するのは誤りだろう」と結論付けている。ただ、「アジアに還れ」運動とは別に、他のアジア人の協力を必要としない「アジアモンロー主義」は、日本の多くの反動主義者を引き付けるのではないかと危惧した。²³

満州での状況を間近で観察していた奉天の米国領事も、1933年1月についての月例報告書の中で、国際連盟での日中問題の解決が不調に終わることが明らかとなって以来、満州ではアジア主義が盛り上がっていると報告した。アジア主義に関するそれら日本人による論説を観察し、その中で日中の紛争が日中満による同盟によってのみ友好的に解決しようとされている点について、ソ連がそこに入っていないことに注目している。また、満州国指導者たちは、日本が連盟を脱退し、欧米列強の搾取から東アジアを守ることで、世界平和に貢献することができると語っている点にも注目している。ただ、領事の見解としては、そのような同盟は可能とは思えないものであった。その上で、地元紙にみられるアジア主義運動に関する論説も、日満の地元消費のための言説であろうとみなすと共に、そのような記事は、もし日本の極東政策に欧米が強く反対するなら、「アジア人のためのアジア」という旗頭の下、極東での活動を日本に強く妨害されるかもしれないと欧米列強に思わせるための策かもしれないと分析した。²⁴

フランスの新聞各紙の論調は満州事変以降の展開に対して比較的日本に好意的なものであった。²⁵ただ、時に黄禍論的な発想が垣間見えることもあった。社会党機関紙『ラ・レピュブリク』は、横浜で起きた日本人群衆によるアメリカ資本のミシン工場襲撃から説き起こして、日米関係の歴史を軸に、日本が開国以降近代化して完全に欧米化したのかを問うている。アメリカ人にとって日本人は、「黄色い小さいサル」にすぎなかったが、その日本人が、近代国家を打ち立て、軍国化にも成功し、一撃のもとに台湾と朝鮮半島を手に入れ、ロシアをも苦しめたことを皆知っているとしたうえで、太平洋全体で戦いはすでに始まっていると論じる。そして日米の歴史を概観したうえで、横浜の事件にもどり、政府の行為は変わりうるが、「群衆の本能的行為に人々の魂を見ることができるとその重要性を強調する。そして、最後にこの60年間で日本人の本質は果たして変わったのか、それとも何も変わっていないのかと不吉に問うて論を結んでいる。²⁶フランスの駐ハルビン領事は、満州国外相の新年の挨拶について、外相は、国際連盟の無力さとその満州国を過小評価する姿勢を批判したうえで、アジア・ブロックの形成を構想したと報告した。この外相の発言から、領事は、汎アジア主義は具体的形を取り始めており、日本の右寄りの政治家や一部の有力軍人に支持されているだけでなく、中国人にも支持者がいると注意を促した。²⁷

この時期、事態は急速に展開していた。1月から2月にかけての熱河攻撃に米英は、日本に対する態度を硬化させ、また、日本側は国際連盟での展開に激怒した。イギリスの『タイムズ』紙は、日本の思惑に反した国際連盟における事態の推移と、日本国内のアジア主義の高まりを関連付けて論じた。連盟で思い通りに事が進まない日本の反動主義者や満州国の官吏は、「西洋の抑圧からアジア人を解放する」といういつものスローガンを唱えることで、中国やインドの「アジア同胞」に運動に加わるように訴えかけているとその危険性を指摘した。²⁸ 2月24日には、リットン報告書に基づく勧告が国際連盟総会で採択され、松岡代表が退席するに至る。

そのような中、満州国建国一周年にあたる3月1日、大亜細亜協会設立総会が東京会館で開催された。鈴木貞一は、今後の協会活動を展望し、「日本と中国が日本の柱となるわけであるから、中国革命の父孫文が提唱した大亜細亜主義にのっとり、大亜細亜協会と命名すべきである。そうすれば、中国国民も共鳴して協力してくれるであろう」と述べた。²⁹ここに日本側のある種の楽観的な見方が象徴的に表れているといえる。設立総会自体は、1920年代の全亜細亜民族会議が、混乱に満ちていたのに対し、秩序だった落ち着いたものであったのが対照的であった。³⁰

設立に向けた準備段階からこの会について観察してきた米英両大使館のこの組織に対する評価は、会の設立によって大きく変わることはなかった。ただ、社会で重きをなす重要人物が実際に数多く設立総会に出席したことから注意深い観察が必要と判断された。グルー米国大使は、日本国内の新聞各紙が、「日本を中心に置くアジア国際連盟の先駆け」であると論じていること、設立総会には、荒木陸相、吉沢謙吉元外相、鳩山文相など重要人物が出席したこと、日本人以外の出席者は、満州国の代表であったこと、そして、演説の詳細は報道されなかったことを報告した。³¹リンドレー英国大使は、設立総会について詳細に報告したものの、宣伝活動によって日本の文化を広め、アジア民族を覚醒するという「いささか漠然とした目的」から、この組織は当面真剣に取り合う必要はないと考えた。ただ、関連事項として、国際連盟の評決でタイが棄権したことが日本で重く受け止められていることを重視すべきとした。その根拠としては、タイの棄権に関して衆議院で、タイへの感謝の念が表明され、また日本と他の有色人種諸国との貿易が促進されるようにとの希望が表明された点を挙げている。³²フランスのアルフレッド・ド・マルテル駐日大使は、同じ頃、日本の庇護の下において「ある種のアジア諸国連合」を実現させることを目指して中国を丁重に扱おうという考えが日本の軍部内に表れてきているとの危惧を本国へ向けて報告している。³³

満州では、満州国一周年に合わせて、日本関係者によるアジア主義的活動が盛んに行われた。満州国協和会は、アジア民族の連帯を訴える宣伝ビラを百万枚以上散布するなどの活動を行った。この宣伝文書によれば、東洋に平和をもたらすには、「亜細亜人の亜細亜を作る外」なく、それを実現するには、まず、「米国始め諸列強の魔手」が伸びてきて苦しんでいる中華民国と日本が連携するほかない。それ故、中華民国を救わなければならないとされていた。

日本国内でも大亜細亜協会の設立、国際連盟脱退といった出来事に合わせて、アジア主義的言説が溢れ出た。大亜細亜協会の中心人物松井石根も、自ら『外交時報』3月15日号に「亜細亜連盟論」と題する論説を寄稿した。このなかで松井は、アジア人にはアジア人独特の体格があるのだから、欧州

人の裁縫師が欧州人の体格に合わせて縫った洋服を無理矢理着せようとしても駄目だと論じ、国際連盟はアジアの問題を解決できない構造的欠陥を抱えていると痛烈に批判した。³⁴

これらの一連の動きを諸外国のマスコミは、各々の観点から観察した。イギリスの有力紙『マンチェスター・ガーディアン』は、「『アジアへ帰れ』東洋連盟へ向けた日本人の動き」と題して、この問題を扱った。国際連盟で思い通りに事が進まないため、「もっと礼儀正しいメンバーによって組織された一種の連盟をもって新たなスタートを切りたい」という日本の希望が観察されるとしたうえで、それらの結果として、大亜細亜協会の設立があるとする。ただ、この英紙が注意を払うのは、日本以外の動向であった。この時点で積極的に参加しているのは満州国だけとはいえ、その後の可能性に注目せざるを得ず、また、中国は加わりたくないだろうとしつつも、欧米列強の影響力を削ぐうえでの日本の協力は「魅力的な申し出」だろうと認めざるを得ないとした。同様に、英連邦の一角であるインドが日本に取り込まれるかについては注意を払わざるを得ないとして、「ヨーロッパとのすべの関係を取り払おうとするインド人に日本は常に好意的であり・・・日本がインドを導き兄となる」という感情が高まりつつある」とその危険性について言及している。³⁵

3月の大亜細亜協会設立以降の日本でのアジア主義の盛り上がりについて、東京の英国大使館は、ここ数か月間の状況を報告書にまとめている。その中で、最近の日本の商工関係で表明されたアジア主義に関する意見をまとめた6月13日付『ジャパン・クロニクル』紙の「アジア人のためのアジア」と題する記事に着目した。その記事は、多くの日本人が、欧米列強のアジアでの利権をなくし、日本を指導者とした上でのアジア人のためのアジアを求めていることを示していた。それらの意見を概観したうえで、英国大使は「イギリスがアジアの主敵として晒し台に晒される」ことになるだろうと憂慮した。また、4月に正式発足した皇道会の綱領にもある種のアジア連盟の創設が掲げられていると注意を促した。³⁶

(2) 広東での動き

更に東京での盛り上がりを受ける形で、広東から日本に大アジア主義を呼びかける動きが生じた。日本人留学生や華僑が中心とみられる広東大亜細亜協会から日本の各所に向けて『日本同胞に告ぐるの書』と題する勧誘状が送付された。また、それに引き続いて「日本同胞に告ぐ」と題するビラも送付されてきた。それは「今にして覚醒しなければアジア民族は永久に白人の桎梏下に束縛されるにいたるであろう、日本はアジア民族の先駆者である・・・日、満、支三国提携してアジア民族の亜細亜を建設しようではないか」と論じるものであった。彼らの主張は、中国がこのまま「抗日の愚を繰返すならば支那は遂に亡びて欧米の国際管理となる、この際一切の白人勢力を東洋から駆逐して日、満、支提携して東洋モンロー主義を実現することは東方民族共存共栄の理想であり更生への唯一の途で」とあるとされた。³⁷

この広東での動きについて、まずグルー大使は以下のように分析した。この運動は、四川南部の国民党、華南の中国人商人の団体、そして、日本に関心のある中国人学生などからなり、1933年3月創設の大亜細亜協会同様、アジア諸国の理解促進を図ることを目的としている。そして「日中は血縁国

であり、その協力を通してのみ、東洋の恒久的平和と繁栄は達成しうるとの理解から、この運動は、「アメリカが西半球で果たしている役割を日本が果たすという形でのモンロー主義の日本的考えと一貫性がないわけではない」と判断した。そのうえで、グルーは、この動きは、他国による満州国承認を望む日本人によって触発された可能性があり、また同じ時期、中国在住の一万人以上のユダヤ人によって、この広東発の動きが支持されただけでなく、自分たちで、日中印タイと共にある種のアジア諸国民連盟の結成を唱えている事実を、同じ一連の流れの中のこととみなした。彼の推論では、ユダヤ人のこのような動きは、自分たちに対する圧迫を強めるドイツの影響力をアジアから駆逐したいという動機から生じており、また、恐慌によるヨーロッパの衰退がこの動きに拍車をかけているとされた。³⁸

駐日英国大使は、「アジアに還る・我外交方針の大転換」と大見出しを掲げる『読売新聞』の記事と、広東の汎アジア主義的活動を報じる『報知新聞』を挙げて、日本における汎アジア主義を支持する世論の盛り上がりを示すものとして注意を払う価値があると注意を促した。³⁹広東に近いインドシナに植民地を有するフランスは、広東での動きに殊更関心を抱いていた。フランスの在広東領事館は、インドシナに広範な公安網をもつハノイ公安を通じて、同国の沙面島警察に命じて、広東に創設された大アジアに関する委員会について調査させた。その報告書の内容は、英米のそれを上回る詳細なものであった。それによると同委員会は、国民党の所産であり、その目的は諸外国と中国との関係を検討することであると分析された。そして、懸念するベトナム人の参加は見られないものの、大変有力な機関であると報告書は結論している。⁴⁰

(3) 新京での動き

8月に入ると、満州国の首都、新京で動きがあった。9日、新京西公園で日満青年大会が開催されたが、それは、約1200人の日本からの学生と、満州国若手官吏並び青年団など約二千人の若者によるもので、鄭國務総理、西軍令官代理、小磯参謀長などが出席する公的な色彩を帯びた大々的なものであった。この団体の歴史理解によれば、「欧米人の為に多年抑圧され侮辱された亜細亜人が、其の重圧より脱する」ことを長年希望して果たせなかったが、第一次世界大戦によって「欧米人自身が行詰りを覚り・・・之れが亜細亜精神の興起に機を与へ・・・それが形になって現はれたのが満州国の独立である」とされた。この会の結果、亜細亜青年連盟なる組織が結成された。⁴¹

この動きに英国の A.G. メジャー奉天総領事は、北京への報告書の中で、集会についてその表向きの目的などを詳細に記したのち、その真の目的は、「日満の若い世代に人種的憎悪を埋め込む」ためであると危険視した。⁴²メジャー総領事は、その後もアジア主義的動きに危機感をもって報告し続けた。9月18日の満州事変二周年の記念日には、関東軍司令官で満州国大使も兼ねる菱刈隆が、日本の国威発揚のおかげで、長年西洋文明の下に抑圧されてきたアジア人種は勢いを得たという趣旨の発言をしたが、それに対して総領事は、仮にも一国の大使が公の場でこのような発言をしたことに対し驚きをもって報告している。⁴³

フランスの奉天領事もこの集会に関して警戒感をもって報告している。彼は北京の仏国公使への報

告書において、その模様を詳細に記述したのち、関東軍の小磯司令官がこの集会に参加していたことや、満州国政府関係者が集会における非日本人メンバーの発言を準備していたなどの情報から、この組織の背後に日本の軍部があると結論付けている。⁴⁴

(4) 各国の反応

この時期のアジア主義の盛り上がり、欧米は様々な反応を見せた。ロンドンでは『タイムズ』紙が、「日本人は決して汎アジア主義のビジョンを失うこと」はなく、西洋の伝統的な黄禍論の悪夢である「軍事力をもつ日本と人口と可能性をもつ中国の組み合わせ」が「西洋の優越と戦う上で理想的組み合わせ」と認めつつも、中国人の反日感情のため実現はしそうにないと冷静に説いた。⁴⁵米國務省きつての極東問題専門家であるネルソン・ジョンソン駐華公使も基本的には同意見であった。新しく着任した英国アジア艦隊司令長官のフレデリック・ドライヤー提督との会談において、ジョンソン公使は、日本を指導者とする形での日中の提携によるアジア連盟の実現は難しいとの持論を展開した。会見においてこの問題を持ち出したのは英アジア艦隊司令長官の方であった。長官は、日本の指導者たちが白人に抗するかたちでのアジア諸国民の連合を説いており、それについて日本人はそのような計画を実行する勇気をもっている一方で、中国人はそのような資質は持ち合わせていないようにみえるが、そのようなアジア連盟の実現は日中にとって可能だろうかと切り出した。それに対してジョンソン公使は、直接の答えは持ち合わせていないと断りつつも、日中両国民のお互いに対する態度についての豊富な知識をもとに答えた。すなわち日中両国民はお互いを軽蔑しているので協力は不可能であるというのである。まず、中国人は日本人を成り上がり者として軽蔑している。それはかつてメキシコを支配したスペイン系の一族が、今は自分たちは落ちぶれて何もできないが、日雇い階級から成り上がった現在のメキシコの支配層を軽蔑的に見る見方と同じというたとえを用いた。一方で、日本人は中国人を墮落し自分たちのことを統治することもできなければ、外国の侵略に十分な抵抗をすることもできない国民として軽蔑している。また、そのため両国民の間には肉体的、性的嫌悪感が存在し、それを示す具体的証拠として、移民先で、中国人と朝鮮半島出身者同士は結婚するものの、日本人が日本人以外と結婚することは稀であり、また、入植地においても、日本人は地元民と溶け込まず、離れ小島をつくって住んでいることを挙げた。このようにジョンソン公使は、日本を指導者とするアジア連合が成功することについて否定的であった。⁴⁶

英アジア艦隊司令長官に加えて、スクリップス・ハワード新聞グループの所有者であるロイ・ハワード、そして、ソ連大使館のウラディミール・バルコフ参事官らとそれぞれ面談した時の様子をもとにジョンソンがまとめた「アジア大陸における日本の活動。太平洋地域におけるアメリカに権益に対する考え得る影響」と題する極秘報告書は、國務省極東部内で、「簡潔で、興味深く、よく書けている」、「極めて考え抜かれた議論」などと高く評価され、最終的には大統領にまで提出された。現場からの報告書にいつもは辛口のホーンベック極東部長ですら報告書原本のみでなく、同封の会談記録も共に読まれるべきと書いたほどであった。この中でジョンソンは、アメリカの今後の太平洋政策は日本の拡大に大きく影響を受けるだろうとしたうえで、日本の南方に植民地を有する英仏蘭は、アメ

リカの太平洋政策を最重要事項として注目していると述べている。より具体的には、アメリカがもしフィリピンから手を引くことになれば、それは即座に日本の南方に対する拡大を意味し、英仏蘭には死活問題となるとジョンソンは考えた。この点については、ホーンベックも同意している。もし、アメリカがフィリピンから手を引く場合は、日本の手に落ちるのを防ぐためイギリスはフィリピン占領を考えるかもしれないとジョンソンはドライヤー提督の言葉の濁し方から推測した。そして、もしフィリピンが国際管理となっても、これまでの四カ国条約や不戦条約を軽んじる態度から日本がそれを尊重するとは思えず、その場合は、英仏蘭は、日本の政策に同調するか対抗するかを選択を迫られるだろうとも書いた。また、日本側の考えについては、大陸ヨーロッパは、経済ブロックを提案していることを挙げ、イギリスは大英帝国というブロックをもっているし、アメリカは巨大でそれ自体がブロックであるが、日本にはそれがなく、生き残るためには日本は新たにブロックを形成するしかないと述べた頭本元貞の東京でのアメリカ軍人との会話を挙げた。そして、頭本が、自分の議論が論駁可能であることは承知しているが、経済的必要から日本はそうせざるを得ないと述べたことを引用して、日本のアジアブロック形成にかける意志の強さを示唆して報告書本体を結んでいる。⁴⁷

駐日仏国大使館の参事官は、アジアブロック形成に対する日本政府の決意が堅いと判断して、悲観的報告書を送っている。それによると、「アジア版国際連盟」などということ論じるまでもなく、日本政府が「黄色人種」が自由に振る舞うための場所をますますアジア大陸に確保しつつあり、可能性としてはあるものの、近代的組織力と軍事力をもった日本が、「黄色人種」に共通の道德と宗教についての影響力を駆使して、満州国と中国の一部を従えたアジア諸国ブロックにおいて第一位の地位を占めることが想像できるとした。そしてそれを「理想的で遠い目的」であるとしつつも、満州事変以降2年間の出来事から判断して、満州国建国以降の中国との友好回復はその第一歩であり、日本は巧みに力強くその方向へ進んでおり、内閣が代わってもその方向性は変わらないだろうと参事官は結論付けた。⁴⁸

アメリカのマスメディアは、ロンドン『タイムズ』紙やジョンソン公使に比べてより悲観的であった。ニューヨークの人気週刊誌『リテラリーダイジェスト』誌は、上海の米系英字紙『大陸報』の編集者である董顕光の予想を用いて、全アジアを牛耳ろうとする日本の決意のため、日本と西洋列強との新たな闘争が始まるにちがいないと報じた。いまのところは日本の期待通りにはっていないが、「西洋列強を代表する国際連盟と日本に推進される汎アジア主義との間の争いについて近い将来もつと聞かれるであろう」というのである。⁴⁹『ニューヨーク・タイムズ』紙も日本のアジア主義に警告を発した。これまで日本人が、アジアの人のためのアジアというスローガンを用いてきたのは、満州国のキャンペーンの中であったが、最近では国境を越えて広がり、西洋列強は敵で、日本人が「アジア人の守護者」であると中国人を説得するために用いられていると論じた。そして、それがついにはインドに対して「汎アジア主義の洪水を解き放った」とセンセーショナルに報じた。⁵⁰

(5) アジア民族青年代表大会

アジア各地からの代表を集めて大々的な集会在12月半ばに東京で開催されるとの情報が出ると、

欧米列強の在東京機関は反応した。米国の駐在武官は、この件に関して、日本の満州政策がジュネーブやワシントンで承認されなかった反発から、アジアにおいて欧米列強に取って代わろうという日本の試みは勢いを得たものの、荒木陸相らアジア主義者たちの念願にも関わらず、白人に対抗するためアジアを統合させるという彼らの野心が実現する可能性は小さいと報告書に記した。⁵¹

12月16日午後1時から日比谷公会堂で、アジア民族青年代表大会と称する集会在、「アジア民族の精神の作興を目指す」という目的の下に開催されると、当初予想された以上に大規模な会であることが明らかとなった。中国や満州からだけでなく、トルコ、アフガニスタン、インド、タイなどアジアの10以上の国と地域から代表が派遣され、また、来賓のリストは、鳩山文相、荒木陸相、永井拓相、頭山満、芳沢謙吉らの名前が並ぶ錚々たるものであった。ただ、多くが代理人を派遣して祝辞を代読させ、実際に本人が出席したのは、芳沢や本多元駐独大使、滝外務政務次官など一部であった。『朝日』、『読売』、『日日』といった邦字主要各紙が、それぞれ「代表叫ぶ」、「若き血団結を誓ふ」、「団結の雄叫び」などと大きな活字で勇ましく、かつ主な事実のみを端的に報じたのに対し、『ジャパン・アドバタイザー』紙は、大会についてより詳細に報じた。⁵²

駐日英国大使は、主催団体である青年教団が、近年日本で「きのこのように」どんどん誕生している愛国主義団体とは一線を異にする歴史ある組織である点を重視した。また、来賓のリストは、「立派な」と認めないわけにはいかなかった。英国大使館は、この大会についての情報の多くを『アドバタイザー』紙の報道によったが、それとは別に2人の日本人に情報収集させている。一人には実際に大会に参加させ、もう一人には演説の放送を聞かせている。その結果、マスコミ各紙が報じなかった事実がいくつか明らかになった。なかでもラス・ビハリ・ボースによって、いかにもそれらしい反英演説がなされていた点を重要視した。⁵³駐日米大使館は、通常の月例報告の中で、多くのアジアの国々から代表を集めて大きな大会が開かれ、出席者によって「連帯して世界を救え」という演説がなされたと短く報告した。⁵⁴

駐日仏国大使は、アジア民族青年代表大会について、米英よりはやや遅れたものの、他に比べて極めて詳細な報告書をパリに送っている。それは主催の青年教団の歴史やその代表の松本君平の伝記的紹介だけでなく、この大会について詳細に報じた雑誌『雄弁』二月号の特集「全亜細亞民族青年代表演説大会」をレポートし、各国の代表がどのような演説を行ったかを詳細にまとめたものであった。大使は、日本における近年のアジア主義の盛り上がり、満州事変と対中関係の悪化によりもたらされた孤立化と、日本がアジアの責任者であり庇護者であるという自負心の結果であると判断した。この演説大会への当局による庇護は見られるものの、それは積極的なものではないとした。ただ、当局側が全面的に関与を断ることはできず、祝辞を述べるための代表を送らざるを得なかった点に注目した。⁵⁵

(6) オランダの不安

こうした中、欧米列強のなかで日本のアジア主義的動きに最も恐怖したのは、アジアに大きな植民地を有する一方で軍事的に比較的脆弱なオランダであった。早くも1933年6月の時点で、バタビアの

オランダ当局は、訪れたイギリスの情報機関員に対して、日本の汎アジア主義に対する恐怖を伝えて
いる。⁵⁶同じころ送信された東京の英国大使館からの報告書には、英国に比してオランダ当局が蘭印
周辺での日本の漁業活動に不安を感じていることが報告されている。その理由の一つとして、ある国
が日本と経済などで関係を深めると、その国に日本が付け入ることになるという教訓を、蘭印政府が
満州事変から学んだためと推察された。⁵⁷

1933年末に、英外務省は、オランダ側の日本の活動に対する懸念について覚書をまとめている。
その覚書は、日本の蘭印における「脅威」について、オランダ側の見解は二つに分かれているとする。
すなわち、日本が試みているのは単なる「商業的浸透」にすぎないとする「楽観的」見解と、最終的
「併合」を目指す深刻なものとする見方の二つである。そして、この覚書は、後者にも「幾分の理由
があると認めなければならない」と判断している。その理由としては、上述の日本の漁業活動が戦略
的重要地点の海図作りなどを含んでいる点や、中国国民党や共産党が蘭印のナショナリズムの運動を
支援しているが、それに対して日本も、極東の多くの場所で、近年の東京発の汎アジア主義の一部を
なすものとして、蘭印の民族主義を支援していることを挙げている。そして、現在は中国側の日本に
対する敵対心のために状況はコントロールが効いているが、「もし、日中融和が実現すれば、そして
おそらく遠くない将来に実現するだろうが、日本が扇動する民族主義運動が中国国民党の分子によっ
て強力に補強されるだろうと懸念」され、民族主義者が蜂起したときには、日本は在留邦人保護を口
実に躊躇なく介入するだろうと予想された。また、「かなり不確かな仮定」としながらも、「もし、日
本が何らかの理由で、オーストラリアを攻撃することを望んだならば、もしくは、太平洋でイギリス
もしくはアメリカとの戦争に踏み切るならば、戦略的理由から日本は蘭印を占領せざるをえないと感
じるかもしれない」と推測してみせた。そして最後にこの覚書は、日本による蘭印における転覆工作
などは、「起こりうるすべての事態に用心するよう苛まれているオランダ人の熱病の表れにすぎない
かもしれないし、蘭印のオランダ当局の多くが表明する恐怖は根拠のないものかもしれない」と書い
て、オランダ側が過度に反応していると示唆した。ただ、未来だけがどれが本当かを語りうるとして、
断定することは避けた。⁵⁸

東京では、グルー大使がオランダ人の同様の不安を感じ取っていた。その情報は、パブスト駐日オ
ランダ公使からもたらされた。グルーは、在京の外交団の代表の中で、そのもたらす情報が概して正
確かつ知的であるとしてパブスト公使の見解を重視していた。その理由としてグルーは、パブスト
が、様々な立場で足かけおよそ20年に渡って日本に滞在している日本通である点と、もともとオラン
ダ陸軍の軍人で陸軍武官として日本に滞在した経験もあることから、他の外交官が通常得られない日
本の軍人との親密な関係を享受している点を挙げた。グルーは、パブストの最近の日本の大アジア主
義に関する意見を、重要なものとして、國務長官及び次官のみにあてた特別電報として本省に電送し
た。それによれば、パブストは、日本の最近の汎アジア主義の盛り上がりと3月に東京で発足した大
亜細亜協会を重視していた。パブストによれば、廣田外相は諸外国との関係改善を望むという表向き
の姿勢とは裏腹に、汎アジア主義の忠実な支持者であり、拡張主義的野心に共感している人物とされ
ていた。パブストは確たる証拠があるわけではないと認めつつも、日本の野心とは、日本、満州国、

中国、そしてタイから成り、日本をその指導者とする「アジア版国際連盟」、言い換えれば、「白人に対抗する黄色人種のブロック」を發展させようというものであると自身の理解を説明した。また、自身の論拠の一つとして、先の朝香宮の葬儀に際して、列国の花輪よりも上段に満州国からの花輪が置かれていた点を挙げた。また、1935年の海軍軍縮会議で日本が望みどおりの成果を得られなかったときは、日本海軍が、突如としてフィリピンとグアム占領の拳に出る深刻な危険があるとさえ述べた。また、対米戦争がもたらすであろう経済的結果が日本海軍にとって抑止要因とはならないとの考えも示した。グルーは、廣田に関する見解など同意できない点はあるとしながらも、「我々は油断なく1935年を迎えねばならない」との結びの言葉を添えて、パプストの見解を12月12日付で本省に送った。⁵⁹

この報告に対して、極東部のホーンベックは、グルーからの電文に対する評価としては珍しいことに、これを大統領が目を通す価値のあるものとしてフィリップス次官に進言している。これを受けて、國務長官がワシントンに離れていたため長官代理の地位にあったフィリップスは、「パプストの意見が我々自身のそれと如何に近いかは興味深い」との意見を添えて、大統領に1月15日付で送っている。⁶⁰

ほぼ同じ時期の1月6日、地球の反対側でも同様のことが起きていた。ベルリンで、オランダの駐独公使が、米国駐独大使を訪問し、日本のアジア主義的動きに対する懸念を表明した。公使は、本国の首相との会話に基づくとして、オランダ当局は、日本によるいわゆる「アジア版国際連盟」の展開に大いなる不安を感じている旨伝えた。最近日本政府が中国に二人の将官を派遣したのは、最終的に日本が極東の支配権を得る目的で、アジア諸国間の密なコーディネーションをなしとげるためとオランダ政府は考えていることを告げた。更に、日本の外交政策には、アジアにおけるフィリピンとオランダ植民地の併合が含まれているというのが、オランダ政府の共通見解であると力説した。オランダ公使は、極東の政治経済関係を安定させるために英仏米がなんらかの形で協力することが切なる希望であると伝えた。極東部内のメモでは、このベルリンのオランダ公使の見解が、東京で示されたパプスト公使の意見と同一である指摘された。⁶¹

(7) グルーの見通し

2月初旬、グルー大使は、近年の日本におけるアジア主義の盛り上がりについて、およそ一年前の大亜細亞協会創立のための準備段階までさかのぼって、報告書をまとめている。かなり長文となる大亜細亞協会の設立趣意書の英訳を添えつつも、グルーは、この設立趣意書の「重要性を強調するのは容易い」とした上で、自分なりの日本のアジア主義の歴史の理解を振り返る。幕末の開国以来、日本はアジアにおいて拡張政策を着実に進めてきたが、その特徴は、常に日本人の頭にはそれが「自衛」のためと認識されてきたことであると、最近の東条英機の発言も交えて説明した。そして、現在、盛り上がりつつあるアジア主義も目新しいものではなく、日本帝国各地での盛り上がりは、日本側の要請によるものと分析した。他国の反応に関しては、オランダは極めて不安になっているし、イギリスも最近多少不安になっているが、オランダはともかく、イギリスは遥かに強力であるので、もしもの

時は自らの植民地を守れるだろうと分析した。また、いまのところ日本もインドをイギリスの「軛」から解放しようという欲望はあまり見えないとしている。また、駐日英国大使館のある書記官との会話からとして、イギリスは現在のアジア主義の動きに政治的重要性を見出していないようだとも報告した。この報告書は最後に、発刊して間もない評論雑誌『解剖時代』の「大亜細亞運動と日滿支の各陣営」と題する評論まで目を配りつつ、文脈は多少違うものの、この評論と結論は同じとしている。すなわち、結論部分の「日本が亜細亞民族を率いて強大なる西洋帝国主義或いは共産主義に対抗することが出来るか……日本は亜細亞解放戦の指導者たることは難事であろう」との部分を意識して、この報告書は、「この運動は価値あるものであるが、多くを成し遂げることはできないだろう。なぜなら、日本自体が帝国主義的で、その結果、白人に対して他のアジア諸国民を率いることはできないからだ」とその結論としている。この報告書に対してワシントンでは、極東部メモが、この運動の評価についてはこの報告書の結論に同意している。⁶²

IV. 全亜細亞民族会議

日本の国際連盟脱退を受けて、近年のアジア主義の盛り上がりの中、1926年に長崎で第一回の大会を開催し、翌1927年に上海で第二回大会を行って以降、鳴りを潜めていた全亜細亞民族会議の第三回大会が、この2月11日から大連で開催されることになった。『満州日報』は早くも11月半ばに、マヘンドラ・プラタップらによるアジア主義義勇軍の大会として開催されると報じた。⁶³次いで、地元紙の『大連新聞』は、11月末に、より正確に全アジア民族会議として彼の地で開催されることを報じた。⁶⁴英字紙では『ジャパン・アドバタイザー』紙が、2月に入ってその事実を報じ、民族自決がすべての民族にとっての理想であり、アジア民族の支持をうけた独立した満州国とともに東アジアに解放の時代が来るとの準備委員会の声明と共に、大会開催に向けた動きを伝えた。⁶⁵

インド国民会議派や要注意人物プラタップが参加して大きな役割を果たしていることもあり、この動きを特に注意を払って観察していたのは、英国であった。大連の領事代理は、満州での汎アジア主義的動きに関わっている日本人に関する情報として、上記の『大連新聞』の記事の抄訳などを東京に送っている。⁶⁶集会開催日が近づいた2月8日付の大連領事からの報告は、2月6日にプラタップが、この会議に参加するために上海から大連に入ったことをまずもって告げていた。また、会場となるヤマトホテルに、参加各国の国旗と並んで、インド国民会議の旗があったことを記している。報告書は、日本の勢力範囲でプラタップが与えられている行動と言論の自由の大きさに驚きの念を隠していない。その理由を英国領事は、プラタップの活動が日本の「無私の指導によるアジア民族の合同という幸せな状況を実現するのに寄与するとの淡い期待」を日本陸軍が抱いているのだろうと、皮肉めいて記している。⁶⁷

駐日仏国大使館のピラ大使は、師走のアジア民族青年代表大会の報告書の末尾で、この大連での集会の見通しについて触れている。その中で大使は、13もの日本の団体が既に参加を表明していることや、その選ばれた開催地、そして、積極的になされている準備作業から、大連での会議が、昨年暮れ

のアジア民族青年代表大会よりもより大きな重要性を付与されるべきとみなした。⁶⁸

大会開始直前、現地に向かう船中で今里準太郎は、同様の意義をもった前2回の大会当時とは、「連盟脱退になって日本に国際的变化があり、又加速度的に絶望的な政治的危機の底に沈みつゝある欧米の現状」のために周りの状況がまったく異なっており、それはチャンスであると語った。そのうえで、まずなすべきことは日中の提携であると述べた。インド代表として参加する A.M. サハイの発言は、欧米の目を意識してか、より抑制的なものであった。「民族の独立解放とか亜細亜民族は団結して欧米に対抗せよと・・・徒らに空虚なスローガンの羅列を作成することを止め民族の平等、アジアの安定・・・等の具体的実践方針を決定したいものだ」と語った。⁶⁹

2月11日に大連大広場のヤマトホテルのホールにおいて会合は予定通り始まった。松岡洋右、鶴見祐輔、樺山資英、頭山満らのメッセージが紹介された。ことに頭山の「諸氏の熱誠と努力を多とす、必ず初志を貫徹されよ」との電報には、場内拍手喝采であった。ただ、有名どころからのメッセージが多かった一方、実際に本人が出席したのは、1926年の第一回大会の主催者であった今里準太郎、プラタップ、ほかアジア各国から40名ほどで、日本国内からの著名人は含まれていなかった。その日は夕刻から同ホテル内大広間で大連市主催の歓迎会が開かれ、八田満鉄副総裁らが歓迎の意を述べた。翌12日には、「全亜細亜民族団結せよ 搾取なき亜細亜を建設せよ」と宣言して大会は終了した。上海の英字ユダヤ系新聞主筆からは、この大会を祝福するとともに、「ユダヤ民族も之れに合流せん事を希望する」旨表明した。⁷⁰

これら大連での動きについて、各国の駐大連領事たちはその模様を報告した。駐大連英国領事は駐日英国大使への報告の中で、インド独立運動に大きな影響を与えかねない要注意人物が参加している点に注目した。なかでもサハイらの神戸のインド国民会議派やプラタップらの参加を第一に記述している。領事が興味をひかれ紙幅を割いているのは、日本人関係者の朝鮮人とインド独立派それぞれに対する態度の違いについてであった。領事には類似していると思われる双方に対して、日本の官吏は、前者を平気で弾圧する一方、プラタップら後者とは宴席を共にしていた点に注目した。アジアの連帯を語りながら、朝鮮半島や台湾で東洋人抑圧については「暗黙の裡に」考慮から外されていると皮肉めいて記述している。会場のホテルには、インド国民会議派の旗が翻る一方、韓国の旗は一切見られなかった。イギリス人領事にとっては、日本は同じ植民地を統治する側の国であり、その共通の利益について共闘するのが自然と考えられるのに対し、この日本人関係者の態度は理解しかねるものであった。これは、様々な局面でみられるイギリス側の当惑の一つである。また、中国からの代表の名前が伏せられている点や、蘭印やフィリピンからの代表がない点、近年の満州での出来事がまったく言及されない点、日ソ関係への言及がない点などにも注意が払われた。日本陸軍から代表が参加していない点については、陸軍の許可なしにはこのような催しが大連で開かれるわけではないので、承認はあるにちがいないと解釈した。資金面においては、確証があるわけではないと断ったうえで、満鉄から巨額の援助があったとのうわさを記している。⁷¹

この大連領事からの報告を受けて、駐日英国大使は、この集会に対する評価を総括してロンドンに電送した。プラタップと国民会議派が大きな役割を果たしていることを重視し、また、日本からの公

的な援助を得ていなかった1920年代に開催された第一回及び第二回と異なり、大連市と満鉄に直接的支援を受けており、満鉄からは直接資金援助まで受けていることを「驚くべきこと」と記している。ただ、そのような大きな違いはあるものの、重要な政治問題は避けられており、アジア主義に対する一般の関心の高まりを示しているのみで、会議自体は実際にほとんど重要性はないと結論した。また、日本政府は厄介な問題として避けたがっているのに疑いないと判断した。⁷²

大連での会議に関しては、英国本国でも関心を持たれていた。議会上院では、「日本の支援を受けて大連で最近開催された汎アジア会議に外相の注意は払われていたか」との質問が出た。それに対して政府側の回答は、まだ駐日大使からの報告書が届いていないこともあって、その会議については報告を受けていないという木で鼻を括ったものであった。ただ、更に突っ込んだ質問が出た時の為に、答弁案が用意されていた。それは12月のアジア民族青年代表大会についての内容について答えつつ、この種の会議に「例外的重要性」を付与するつもりはないというものであった。⁷³

駐大連米領事は、東京の米国大使館に宛てて詳細な報告書を送信している。英国領事が、自国の影響下にあるインドの独立会議派の動向に注目したように、米領事もまずフィリピン代表が参加しなかったことを報告書の最初のページに記載している。次に、中国代表の名前が伏せられている点も重要と記している。会議の本質としては、代表の半分以上が日本人であることや、大連で行われているにも拘わらず会議の公式言語が日本語であることから、この会合は、「東洋における現在の日本の考えと政策を支持する目的で創設されたと考えてよいだろう」と結論している。また、この会議を日本の軍部が十全に支持しているとの情報を得ているとも伝えている。⁷⁴この大連領事からの報告書を受けて、奉天総領事は、1934年2月の月例報告書の中で、この集会から満州国に送られた二つのメッセージに注目した。一つ目は、日中満はアジア民族の安寧における重要な立場を理解して協力することを期待するというもの、二つ目は、満州国の君主制布告に対する祝辞であった。これらのメッセージの中身から、総領事は、集会を支配しているのが日本代表であることは明らかであると結論している。⁷⁵

これらの報告を受けて、グルー大使は、この会合について東京発の月例報告書の中でまとめている。満州事変によって日本におけるアジア主義的動きが再燃しつつあるとして、グルーは西郷隆盛までさかのぼって日本のアジア主義について概観した。その上で、中国はイギリスやソ連の悪い影響を受けて、抵抗もなく浸食されるのを許していると指摘し、日本人はなんとか中国人にアジア主義の重要性の互惠性を説得しようとしているが、困難を極めていると判断した。また、英蘭はこの動きを「幾分不安感をもって」観察しているとした。現在のところ「多くの会合が開かれているが、具体的に多くを成し遂げる単一の大規模組織は存在しない」と認めつつも、「東洋のすべての国々で相当な影響力をのちに持つようになるかもしれない」と結論している。⁷⁶駐日米領事は、この大連の会合は、1926年の長崎での集会に比べてより成功しているように見えており、近年の一連の出来事から勢いを得ているので、欧米にとって相当な関心事の一つとなる可能性があるとして報告した。⁷⁷

フランスの駐奉天領事は、この会議の目的が、「アジア人種の統合、外国の軛からの解放、そして、世界平和の維持」であるとして、即座に反欧米的であることを感じ取った。ただ、プラタップら参加

者の一部が過激な内容の発言をした時、その論調が抑えられている点に注目した。そして、日本政府はこれらアジア主義的運動に強く関心を持ち、その運動者たちの熱意に共鳴しているものの、このような運動が過激な政治運動とならず、経済的知的領域にとどまる限りにおいて支持を与えるだろうと判断した。その証拠として、当局のコントロール下にあるとされる地元紙が、汎アジア運動が反欧米とみられないようにするよう促している点を挙げた。⁷⁸

満州事変以降日本で盛り上がっているアジア主義は、世界各地に刺激を与えていた。この時期、ラトビア公使としてソ連の動向に注意を払っていた、米国国務省の極東問題エキスパートで元中国公使のジョン・マクマレーは、ソ連の公式紙『イズベスチヤ』が、日本の「世界分割提案」について論じているのに着目した。それによればアメリカが南北アメリカを取る一方、日本がアジアを任されるというものであった。⁷⁹同じころワシントンにおいても、フィリッパス国務次官との会話の中で、極東問題について意見を求められて、駐米ソ連大使は、先日の大連での全亜細亜民族会議に触れて、アジア主義を前面に出してきているということは承知しているが、その会合の出席者のほとんどは個人的に詳しく知っており、それらは皆ソ連には友好的であると述べた。その上で、いまや日本の動きは、シベリアというよりも西や南に向かっており、それは、中国への進出を容易ならしめるために、米ソと友好関係を望むという日本の意向の表れであろうと推測した。また、日本のアジア主義的拡張に関して、モンゴルのいたるところに日本人諜報員が入り込んでおり、王族に深く食い込んでいるとの危惧を表明した。⁸⁰

北京では、ジョンソン駐華米国公使が唐有壬外交部常務次長に、日中関係について意見を求めた。唐次長は、日本は他国がいる前では日中関係を議論したくないだろうと述べたのち、日本は二つのことを望んでいると述べた。一つ目が、アジア全体に日本の覇権を確立したいという点であり、中国は日本の助言と指導なしには諸外国と関係を取り結ぶべきではなく、中国の市場はすなわち日本の市場であるということ。二つ目が、日露の衝突時に中国は中立ないしは友好的態度をとることであった。そう述べたのち、唐次長は、中国が求めているのはアメリカのシンパシーであり、その理由としてはアメリカのシンパシーのあるところに勝利があるからと述べ、アメリカの友好的態度を求めた。⁸¹

満州国建国以後の日本のアジア主義的動きに欧米列強は、関心をもって注意深く観察したものの、その反応は、1920年代の日本のアジア主義的動きに対する敏感な反応に比べると穏やかともいえるものであった。1920年代の日本のアジア主義諸団体が政府からの後押しもない微力なものであったこと、並びに、1930年代前半のそれが、軍部などの後押しを受けた強力なものであったことを考えると、この欧米の反応の対比は興味深い。

V. 天羽声明

欧米列強が日本のアジア主義的動きを危惧する中、日本の政府関係者のアジア問題に関する強気の発言が目立ってきた。世界経済会議に向けた日米間での予備会議の日本代表である石井菊次郎が、石井＝ランシング協定の再確認よりもむしろ、アジアの平和の守護者として日本を認めるようにという

趣旨の発言をすると、グルーはそれに注目した。石井の発言が政府見解に直結しているかどうかは不明としつつも、見ている者には、重要な日米会議の代表に政府によって任命された石井のそのような発言は、西洋列強がアジア問題に介入すべきではないという主義を確立しようとする試みにしか見えないと記した。⁸²また、駐日米大使館の参事官が、満州国における溥儀の戴冠について話し合うため、重光外務次官と会談した際、当の外務次官は、日本は極東の平和と秩序に責任があると発言した。外務次官という政府の枢要なポストにある者が、そのような直截的発言をしたことについて、グルー大使も「興味深い」とワシントンへの報告書で特記した。⁸³

同じ時期、『ニューヨーク・タイムズ』は、ホーンバック国務省極東部長のスピーチに対する天羽英二外務省情報部長のコメントに注目した。スティムソンの不承認政策を繰り返すこのスピーチに対する天羽のコメントは、それを否定する内容であり、また文書によるもので異例であった。それによれば、天羽のコメントは、日本側が日米友好に向けて努力している時にそのようなコメントを出すのは遺憾であり、それはアメリカのラテン・アメリカへの伝統的政策を東アジアにも適用しようとするものであると不快感を表明した。その上で、アメリカがアメリカ大陸に存在するのと同様に、日本が極東に存在するのを忘れるべきではないと述べている。『ニューヨーク・タイムズ』紙は、これらのコメントの行間から読めるのは、「日本と隣国との間への西洋の介入を決して認めないという決意」であり、そのいわゆる「日本のモンロー主義」が意味するのは、「日本は東アジアにおける唯一の強く安定した国であり、ある種の責任を負っているだけでなく、それを実行する能力もある」ということであるとした。⁸⁴

こうした中、4月17日の定例会見で、天羽英二外務省情報部長が、東亜の秩序維持の責任は日本にあり、日本にとって望ましくない中国に対する欧米列強の介入は許されないとする趣旨の発言を行い、「天羽声明」としてこのニュースは世界を駆け巡った。事態をより混乱させたのは、当初はこの発言について「非公式」なものと説明していた天羽が、AP通信社の特派員に対し、この声明は廣田外相の承認を得ていると述べ、翌朝には複数の新聞の記者に対して、公式なものを取ってもらってかまわない旨発言したことであった。⁸⁵

アメリカのジョンソン駐華公使は、早速、この発言に注目し、アメリカとしては看過すべきではないと進言した。中国を日本の勢力圏とするような発言が外務省の高官からなされることを許すべきではないという点で米国務省も同意見であった。発言当初の情報が錯綜する中、欧州各国は、それぞれ自国の関わった極東関係の出来事を原因として思い浮かべた。英国のリンドレー駐日大使は、国際連盟における間もなく公表されるライチマン博士とソルター卿の報告書に対する日本側の返答ではないかと想像し、国際連盟によるライチマン博士の任命がそもそも「極めて馬鹿げた大失敗」と悔いた。フランスの駐日大使は、M・モネが中国への国際借款を交渉していることに対するものと考えた。駐日ドイツ大使館は、ハンス・フォン・ゼクト將軍の蒋介石への軍事顧問団が、声明の理由と考えた。⁸⁶

国務省は、事実確認を試みつつ、他の列強といかなる態度を取るべきかについて情報交換が行われた。英仏もそのような日本の態度を許すべきでないとしつつも、フランスは、日本の権益を認めるこ

とにならないよう口頭での抗議にとどめることとしており、イギリスは、アメリカの意見に同意するものの、列強がそろって抗議するよりも個々の抗議が望ましいと考えているとの情報が伝わってきた。アメリカ政府の事実確認の結果は、ワシントンの斉藤大使は、英字紙が報道した天羽の発言のテキストのもとで文書は存在しないと回答するのみであり、また、東京ではグルーに対し、廣田外相は、英字紙が報道したテキストが天羽の発言と合致するかどうかは、天羽本人に聞くしかないと述べる有様であった。グルーは、駐日大使館が受けた印象として、今回の天羽の声明について、「中国における他国の活動に対する日本政府の真の政策」を示唆している一方で、外務省はその発言の海外における反響を恐れており、その発言が公式になされたわけではないと否定できる時にはその立場を維持しようとして注意深く動いているとの意見を国務省に伝えた。また、その意見を補強する情報として、大使館員の一人が外務省アジア局の局員に19日に面会したとき、その局員から天羽の発言の基本的な部分、すなわち、他国が中国で何か行動を起こす前には日本に相談すべきという点は、中国問題を外務省で扱っている人々の実際の意見であると語った点を挙げた。最終的に、アメリカ政府の公式な対応としては、アメリカの態度を再確認する国務長官の覚書がグルー大使から廣田外相宛に手交された。⁸⁷

イギリス政府は、リンドレー駐日大使に、「この声明は、公式と推測せざるを得ない発信元から出されているので、英国政府がコメントなしに済ますことは不可能な性質のものである」という理由から、「中国における機会均等原則が九か国条約によって明確に保障されており、日本はその条約の加盟国」である点、並びに、「英国政府は中国におけるすべての権益をもちろん享受し続けなければならない、それはすべての加盟国に共通である」点などを直接伝えるために、廣田外相に面談するよう指示した。駐日仏国大使館の見方も駐日米国大使館の見方に類似していた。外務省関係者が、天羽の発言を否定したり、非公式なものと述べたりするものの、日本の権力の中心や世論を最も忠実に反映しているのは、天羽の最初の声明の中身であるとみなした。そして過去を振り返ると、そのような政策は驚くべきほどの一貫性をもって日本の政策に存在しており、それらを本当に変更できるものがあるとなれば、それは主要列強の力を合わせることにしないと結論した。また中国側が天羽声明にみられるような日本の態度に反発しつつも、日本に対して融和的な態度を示すようになっており、「逆説的」ながら、この声明が日中融和の出発点になるだろうと注意を促した。それらに各国の反応に対して廣田外相は、声明が一外務省職員による「非公式談話」であり、また、日本政府は九か国条約を遵守し、中国の門戸開放を常に重視している旨回答し、外交的にはひと段落となった。⁸⁸

各国のマスメディアは、4月18日に声明が出された直後からこの問題を取り上げた。アメリカの新聞雑誌は、一部を除いてこの声明を日本の中国に対する野心を露わにしたもので、列強に対する挑戦であり、看過できないと論難した。例えば、4月19日付の『ボルティモア・サン』紙は、この声明の目的は、日本が中国の保護者の地位にあることを世界に知らしめる手段であり、中国の征服が日本の長年の目的であることはほとんど疑う余地はないと論じた。ただ、グルー大使が覚書を廣田外相に手交し、日本が九か国条約を遵守する旨廣田外相が確認すると、徐々に論調は落ち着いていった。英国のマスメディアの傾向も、アメリカのそれに類似していた。声明発表当初は、「日本は列強に対する

挑戦を狙っている]、「東洋に対する日本のモンロー主義は東洋の大君主になろうとするもの」といった日本の主張に大いに警戒感を示す論調が見られたが、サイモン外相の議会での穏当な答弁もあって、そのような論調は沈静化していった。フランスの論調は、当初から比較的日本に好意的なものが多く見られた。⁸⁹

しかし、各国の多くのマスメディアの論調が落ち着いていく中、一部のマスメディアはそう簡単には収まらなかった。『ワシントン・ポスト』紙は、『『アジア人のためのアジア』の代弁者である日本が中国を支配するために動く』と題する、中国問題に詳しいジャーナリスト、ジョージ・ソコルスキーの論説を掲載した。それは天羽の発言について、天羽は「中国に対するヘゲモニーを主張した時、何も新しいことを言っていない。日露戦争以来、中国と他国との間に立とうというのが一貫して日本の政策なのだ」と論じた。⁹⁰『ニューヨーク・タイムズ』紙は、斉藤大使の釈明にも拘わらず、日本の意図は東洋におけるモンロー主義の確立にあり、天羽の対中政策に関する声明も「非公式」であるとの発表も、これから日本が中国に対してしようとして事のショックを和らげるためと考えるのは誤りだろうかと訝しがる投書を掲載した。⁹¹ピッツバーグの隔週刊誌『スカラスティック』は、これまでの日本側の行動や発言から、日本がもはや文民によって統治されていないのは明らかと断言した。⁹²ロンドンの週刊誌『ニューステイツマン・アンド・ネイション』は、天羽声明は偶発的なものではなく、意図された欧米列強との協力からの出発であり、中国は日本の縄張りであるとする欧米への挑戦であることは、声明の行間を読めば明らかであると論じた。その上で、臆病でお互い協力しなかったために列強はこれまで恥ずかしい敗北を味わってきたが、これ以上そのような状態に甘んじることはできず、サイモン外相は内心での軽蔑とは裏腹な愛想の良さを日本の侵略に対して示すのではなく、米口を始めとする各国と協力して日本に否を突きつけるべきと主張した。⁹³

また、天羽声明の興奮覚め遣らぬ5月7日に、アメリカ議会下院で、日本のアラスカ進出に対する懸念と、それを防ぐための軍備増強に関する発言がなされた。これはアラスカ準州の代議員によるもので、ニューヨークの雑誌『リバティ・マガジン』の3月24日号に掲載された「日本はアラスカを強奪するか」という論説に触発されたものであった。この論説はイリノイ州選出のアーサー・ロビンソン上院議員によるもので、アリューシャン列島に向かう日本兵のおどろおどろしい図像が冒頭に描かれ、本論では日本の危険性について広く論じていた。ロビンソン上院議員は、中国で展開している日本の汎アジア主義の「聖戦」に警戒しつつ、日本によるアジア主義の中国における現状を概観する。彼によれば、中国に張られた日本のポスターは、「アジア人よ目覚めよ！日本軍は世界で最強だ！日本は中国とは戦わないが、西洋による中国支配や現在の支配者とは戦う！アジアの同志よ団結せよ！白人支配を覆せ！」と「扇動的な」言辞が踊っており、また、大亜細亜主義の団体が東洋の人々の間で発展しつつあり、そのようなアジアの団結心が、「アジア人のためのアジア」の真の時代の到来を予兆している。そのような中、ロビンソン上院議員は、日本人が勢力を伸ばそうとするハワイやアラスカの防衛を主張した。例えば、アラスカは「魅惑的なごちそうとして際立っており、日本から石を投げれば届く距離にある」と注意を促している。ロビンソン上院議員が最も危惧するのはアジアにおける西洋の威信の失墜であった。

日本の大アジア主義に対する西洋の反応

無慈悲で情け容赦ない中国征服において、日本は東洋における西洋の威信に一撃を加え、それは次の世紀になってもおそらく回復しないだろう。少なくとも日本人の目から見れば、日本は西洋の軍事的優越の仮面を剥いだ。そして、遅かれ早かれ、西洋は日本の不敗神話の仮面を剥がねばならないだろう。現在のところ、東洋における西洋の影響力は実質的に崩壊してしまっている。⁹⁴

上記のロビンソン上院議員の発言にみられる、これまで揺るぎなかった西洋の威信が、日本の活動によって傷つけられる可能性についての言及は、ほかにもみられる。この年の7月に日本で開催される第二回汎太平洋仏教青年大会への代表派遣についての駐コロombo仏国領事の報告には、シンハリナショナリストたちの間に、英国の並ぶべくもない今日までの優位を、日本の拡張が挫くのを見て悦に入る感情が観察されると報告している。同じ列強でありながら、英国の圧倒的優位に時に複雑な感情を抱かざるをえないフランスの、英領植民地駐箚領事の興味深い観察といえる。⁹⁵

このようなアジア太平洋地域における日本の領土的野心に対するアメリカ側の懸念は、これに限ったわけではない。この時期だけ見ても、例えば、グルー大使は、1933年7月に、カムチャツカ半島周辺における日本の野心について国務省に報告している。また、同じころシンガポール領事は、フィリピン諸島のある島の領有権の持ち主が、その権利を借金のかたに入れてしまい、日本政府にその島を売却したがつているという、情報提供元であるインテリジェンス関係者自身も「あいまい」と認める情報に関心を示し、国務省に伝えている。⁹⁶

東南アジアの島々に対する日本の野心は、オランダの指導層にとっては大いなる懸念の対象であり続けていた。オランダでは首相自らが、アメリカの駐ハーグ公使に対してその懸念を伝えていた。米国公使のルーズベルト大統領に宛てた報告書によれば、首相は「日本が・・・中国、インド、フィリピン、蘭印、オーストラリアの安全にとって直接の脅威であり、最終的にはそれらすべてを支配するために活動を開始するだろう」と感じていた。しかしながら、日本はおそらく世界が他のことに忙殺されるまでは行動を起こさないだろうとして、首相は、カトリックから戦いを経て独立を勝ち取った国のリーダーらしく、日本のやり方を、「我慢強く、揺るぎない決意をもち、待つことをいとわず、戦わずしてその目標物を手に入れる」とカトリック教会に擬えた。⁹⁷パブスト公使もグルー大使に、天羽声明にも触れて、日本の野心の危険性について繰り返し強調した。パブストによれば、蘭印での会議に日本人が参加したのは、市場として日本製品の為に完全に地域を支配下におくため、それを米英の介入の危険なく行おうとしているためであった。また天羽声明は日本が「ナイーブに」その本心を露わにしたものであり、日本の野心を抑制する唯一の方法は、米英が協力して対抗する以外にないと訴えた。⁹⁸

その一方で、蘭印への日本の浸透を現場で観察していた現場の当局者は、別の見方をしていたのは興味深い。蘭印政府極東問題顧問H・マウは、フィッツモーリス英国バタビア総領事に対して、蘭印における日本の汎アジア主義運動の重要性は強調されすぎており、その意味でオランダの駐日並びに駐華公使の見方は間違っていると述べた。例えば、日本が進めようとしている東南アジアにおける日

本語教育については、公式の報告書では汎アジア主義の兆候として取り上げられているものの、実際には地元の人々には需要はなく、まったく浸透していないと伝えた。また、蘭印の人々の汎アジア主義への共感を表すものとしてとりあげられている、汎アジア関係の集会への参加については、1933年12月の東京での青年教団の集会を取り上げ、それに蘭印代表として参加した人々が、ただの学生であったり、いかなる意味でも蘭印の代表とは言えない者であったりしたという事実を取り上げ、その共感を否定した。プラタップの汎アジア宣伝に関するパンフレットも蘭印にはまばらにしか届いておらず、また共感も得ていないこと、プラタップとラシュ・ビハリ・ボースによる出版物『ニュー・アジア』も関心を持って読まれておらず、その成果を上げているとは言えないことも付け加えた。そして最後に、それらの日本側の活動が、反宣伝を引き起こし、かえって日本の汎アジア主義に対する警戒を引き起こしているという点を指摘した。すなわち、蘭印の中華系から警戒する動きが出、地元の中国系及びマレー中国系の出版物が、持続的に汎アジア主義の危険性について読者に警戒を呼びかけており、また、中国国民党の「日本のペテン」に対する反宣伝の方が、むしろ汎アジア主義の宣伝自体よりも受け入れられていると指摘した。⁹⁹また、フィッツモーリス総領事は、別の報告書のなかで、日本のアジア主義に心酔していた集団も次第に幻滅しつつあるとも述べている。¹⁰⁰

VI. 結論

次に事態が大きく変化するのは、1937年の日中戦争勃発によってである。日本が満州を越えて本格的に中国侵略に乗り出したと見て、欧米列強は日本の野心が遂に具体的な形となって表出したと考えた。ただ、その日中が戦争状態に突入することによって、日本と中国が合同して立ち向かってくるという黄禍論的悪夢が現実となることは回避されたように思われた。その後、日本がアジア太平洋地域で欧米列強を相手に戦争を始めることで、事態は更なる転換を遂げていくことになる。

満州事変から1930年代半ばにかけての、日本のアジア主義に対する欧米の反応は、時に悲観的になるものの、概してその重要性を過小評価するものであった。一部にその危険性に警鐘を鳴らす者は見られたが、米英の政権中枢では重く受け取られていなかった。最終的には日本は植民地を有する一帝国主義国として欧米の側に留まるとするのが大方の見方であった。アジア駐在の外交官などの中には、日本人の白人国に対する不満やアジア主義の熱気を肌で感じ取って、事態の深刻さを報告するものもあった。しかし、大抵の場合は、そのような報告書は本省では真剣に取り扱われたようには見えない。また、米英に比べ軍事的に脆弱な一方で、アジアに巨大な植民地をかかえるオランダは、日本のアジア主義の危険を訴え続けたが、思うようには米英にはその危機感を共有されなかった。1920年代のアジア主義的運動が、その脆弱さにも拘わらず、重視されたのに対して、実際に軍部などの後ろ盾を得た1930年代のそれが、本来払われるべき注意が払われなかったのは興味深い点であり、今後の分析が必要な部分であろう。

¹ 松浦正孝『『大東亜戦争』はなぜ起きたのか—汎アジア主義の政治経済史』（名古屋大学出版会、2010年）

日本の大アジア主義に対する西洋の反応

- ² Sven Saaler and J. Victor Koschmann eds. *Pan-Asianism in Modern Japanese History: Colonialism, regionalism and borders* (London, 2007)
- ³ Saaler, Sven and Szpilman, Christopher W. A. eds. *Pan-Asianism: A Documentary History* 2 vols. (Lanham, MD, 2011)
- ⁴ Eri Hotta, *Pan-Asianism and Japan's War, 1931-1945* (New York, 2007)
- ⁵ Cemil Aydin, *The Politics of Anti-Westernism in Asia: Visions of World Order in Pan-Islamic and Pan-Asian Thought* (New York, 2007)
- ⁶ *New York Times*, 2 February 1932
- ⁷ 田中上奏文については、服部龍二『日中歴史認識：「田中上奏文」をめぐる相剋1927-2010』（東京大学出版会、2010年）が詳しい。
- ⁸ *New York Times*, 15 and 22 February and 6 and 18 April 1932; *Foreign Relations of the United States* (以下 *FRUS* と略記)、1932, vol. III, pp. 36-37
- ⁹ *New York Herald Tribune*, 22 June 1932
- ¹⁰ 『帝国議会貴族院議事速記録』58（東京大学出版会、1983年）
- ¹¹ *Manchester Guardian*, 26 August 1932; *Literary Digest*, 10 September 1932; Henry Kittredge Norton, "The Japanese Monroe Doctrine at work," *Asia* vol. 32, no.9 (September 1932), pp. 542-545, 592-596
- ¹² 『国民新聞』1932年9月19日
- ¹³ Grew to Stimson, 23 September 1932, 790.94/31, decimal file, Record Group 59, National Archives and Research Administration, College Park, Maryland (以下 *NARA* と略記)
- ¹⁴ *New York Times*, 2 October 1932
- ¹⁵ Grew to Stimson, 23 September 1932, 790.94/31, *NARA*
- ¹⁶ Division of Far Eastern Affairs memo, 27 October 1932, 790.94/32, *NARA*
- ¹⁷ *The Times*, 4 October 1932
- ¹⁸ 松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか—汎アジア主義の政治経済史』、pp. 546-548
- ¹⁹ 中谷武世『大亜細亜連合への道』（国民思想研究所、1933年）
- ²⁰ *Japan Chronicle*, 28 and 29 January 1933
- ²¹ Lindley to Simon, 6 February 1933, F1652/1652/23, FO371/17166, National Archives, London (以下 *PRO* と略記)
- ²² *ibid*
- ²³ Grew to Stimson, 9 February 1933, 790.94/34, *NARA*
- ²⁴ Myers to Johnson, 22 March 1933, 893.00 P.R. Mukden/63, *NARA*
- ²⁵ 満州事変期のフランス各紙の対日報道については以下を参照。Christopher Thorne, *The Limits of Foreign Policy: The West, the League and the Far Eastern Crisis of 1931-1933* (New York, 1972), pp. 137, 174-175; 熱田見子「満州事変とフランス新聞操縦工作—『親日論調』の背景」『法学政治学論究』第38号（1998年9月）、pp.199-225
- ²⁶ *La République*, 20 January 1933
- ²⁷ Ministère des Affaires étrangères, série Asie-Océanie, sous-série Affaire communes 1930-1940, numéro 106 Panasiatisme, cotes E 648-9, (以下 *MAE*, Panasiatisme と略記), Reynaud to Wilden, 1 février 1933
- ²⁸ *The Times*, 16 February 1933
- ²⁹ 清水薫三「孫文の思想と人格」『民族と政治』（1965年）、p.79
- ³⁰ Grew to Hull, 7 March 1933及び Far Eastern division memo, 29 March 1933, 790.94/35, *NARA*; Grew to Hull, 1 April 1933, 894.00 P.R./64, *NARA*; Lindley to Simon, 7 March 1933, F2302/1652/23, FO371/17166, *PRO*

- 31 Grew to Secretary of State, Monthly Report on Conditions in Japan during the Month of March 1933, 1 April 1933, 894.00 P.R./64, NARA
- 32 Lindley to Simon, 7 March 1933, F2302/1652/23, FO371/17166, PRO
- 33 MAE, Panasiatisme, Martel to Paul-Boncour, 10 March 1933
- 34 松井石根「亜細亞連盟論」『外交時報』1933年3月15日号
- 35 *Manchester Guardian*, 8 March 1933
- 36 Snow to Simon, 23 June 1933, F4954/1652/23, F371/17166, PRO
- 37 『大阪朝日』1933年6月7日、11日、22日、28日
- 38 Grew to Hull, 13 July 1933, 790.94/47, NARA: 『大阪朝日』1933年7月4日
- 39 Snow to Simon, 7 July 1933, F5272/1652/23, FO371/17166, PRO: 『読売新聞』1933年6月27日: 『報知新聞』1933年6月28日
- 40 MAE, Panasiatisme, Bonnafous to Wilden, 19 juillet 1933
- 41 『満州日報』1933年8月10日
- 42 Major to Lampson, 10 August 1933, F5685/1652/23, FO371/17166, PRO
- 43 Major to Lampson, 19 September 1933, FO371/17166, PRO
- 44 MAE, Panasiatisme, Crepin to Wilden, 17 août 1933
- 45 *The Times*, 21 September 1933
- 46 Japanese activities on the Asiatic mainland, 9 June 1933, 793.94/6429, NARA
- 47 Hamilton to Phillips and Hull, 16 August 1933, Hamilton to Chapin and McBride, 16 August 1933, Phillips to Roosevelt, 17 August 1933 and Johnson to Hull, 12 June 1933, 793.94/6429, NARA
- 48 Ministère des Affaires Étrangères, *Documents Diplomatiques Français, 1932-1939*, 1re Série, (以下 DDF と略記) Tome IV (Paris, 1968), pp. 494-496
- 49 *Literary Digest* 116 (14), 30 September 1933
- 50 *New York Times*, 1 October 1933
- 51 “Pan-Asiatic Cultural Movement,” 15 December 1933, Military Intelligence Division numerical file (以下 MID と略記)、2657-H-434/1, RG165, NARA
- 52 『東京朝日』『読売』『東京日日』*Japan Advertiser*, 17 December 1933
- 53 Snow to Simon, 21 December 1933, F628/612/23, FO371/18185, PRO
- 54 Grew to Hull, 9 January 1934, 894.00 P.R. /73, NARA
- 55 MAE, Panasiatisme, Pila to Barthou, 10 février 1934: 「全亜細亞民族青年代表演説大会」『雄弁』1934年2月号, pp.368-391
- 56 Antony Best, *British Intelligence and the Japanese Challenge in Asia, 1914-1941* (London, 2002), p. 103
- 57 Snow to Simon, 23 June 1933, F4954/1652/23, F371/17166, PRO
- 58 *British Documents on Foreign Affairs; Report and Papers from the Foreign Office Confidential Print, Part II, Series E, Asia, 1914-1939, volume 12, Japan, June 1932-December 1933*, (University Publications of America, 1992), pp. 342-343
- 59 Grew to Hull and Phillips, 12 December 1933, 894.00/499, NARA
- 60 Hornbeck to Phillips, 13 January 1934 and Phillips to President, 15 January 1934, 894.00/499, NARA
- 61 Dodd to Hull, 6 January 1934, 790.94/57, NARA
- 62 Grew to Hull, 8 February 1934, Memo by Hornbeck, 16 April 1934 and Far Eastern Division memo, 28 February 1934, 790.94/59, NARA: 梨本祐淳「大亜細亞運動と日満支の各陣営」『解剖時代』1934年2月号, pp. 24-33
- 63 『満州日報』1933年11月15日

日本の大アジア主義に対する西洋の反応

- 64 『大連新聞』 1933年11月23日夕刊
- 65 *Japan Advertiser*, 7 February 1934
- 66 Dening to Snow, 1 December 1933, F612/612/23, F371/18185, PRO
- 67 Austin to Lindley, 8 February 1934, F1573/612/23, FO371/18185, PRO
- 68 MAE, Panasiatisme, Pila to Barthou, 10 février 1934
- 69 『満州日報』 1934年2月11日
- 70 『満州日報』 1934年2月12日、13日、14日
- 71 Austin to Lindley, 17 February 1934, F1763/612/23, FO371/18185, PRO
- 72 Lindley to Simon, 1 March 1934, F1763/612/23, FO371/18185, PRO
- 73 *Parliamentary Question*, 22 February 1934, F1037/612/23, FO371/18185; *Parliamentary Debates, Official Report, fifth series, vol. 286, House of Commons, Fourth volume of session, 1933-34* (London, 1934), p. 512
- 74 Vincent to Grew, 16 February 1934, 790.94/60, NARA
- 75 Myers to Hull, 1 March 1934, 893.00 P.R.Mukden/76, NARA
- 76 Grew to Hull, 8 March 1934, 894.00 P.R./75, NARA
- 77 "Pan-Asiatic Movement," 21 February 1934, MID 2657-H0434/2, RG165, NARA
- 78 MAE, Panasiatisme, Crepin to Hoppenot, 16 février 1934
- 79 MacMurray to Hull, 13 March 1934, 711.94/929, NARA
- 80 *FRUS* 1934 vol. III (Washington DC, 1950), pp. 105-106
- 81 *FRUS* 1934 vol. III, pp. 79-82
- 82 Grew to Hull, 17 May 1933, 550.S1 Wash./488, NARA
- 83 *FRUS* 1934 vol.III, pp. 2-3
- 84 *New York Times*, 21 January 1934
- 85 *FRUS*, 1934, vol. III, pp. 112-113
- 86 *B DFA*, volume 13, pp. 160-162
- 87 *FRUS*, 1934, vol. III, pp. 112- 148; *FRUS*, Japan, 1931-1941, vol. I, pp. 223-224, 231-232; *B DFA*, volume 13, p.164; Shizhang Hu, *Stanley K. Hornbeck and the Open Door Policy, 1919-1937* (Westport, 1995), pp. 180-185
- 88 *DDF*, Tome VI, pp. 438-442: 「『天羽声明』に関する広田外務大臣とリンドレー駐日英国大使との会談」 『外務大臣（其ノ他）ノ演説及声明集』 第二巻, A-1-0-015, 外務省外交史料館
- 89 *Baltimore Sun*, 19 April 1934: 「我外務当局ノ対支非公式声明ニ対する反響」 1934年5月25日、外交史料館
- 90 *Washington Post*, 29 April 1934
- 91 *New York Times*, 1 May 1934
- 92 "Japanese Monroe Doctrine," *Scholastic*, vol. 24, no. 14 (12 May 1934)
- 93 *New Statesman and Nation*, 28 April 1934
- 94 *Congressional Record*, 73 Cong. 2nd Sess. (7 May 1934), pp. 8257-8259; *Liberty* (24 March 1934), pp. 14-17
- 95 MAE, Panasiatisme, Auge to Barthou, 30 June 1934,
- 96 Grew to Hull, 13 July 1933, 790.94/49, NARA; Bower to Hull, 14 August 1933, 790.94/51, NARA
- 97 Edgar B. Nixon ed., *Franklin D Roosevelt and Foreign Affairs*, vol. 2 (Cambridge, MA, 1969), pp. 182-184
- 98 Grew to Hull, 11 December 1934, 893.6363 Manchuria/122, NARA
- 99 Fitzmaurice to Principal Secretary of State for Foreign Affairs, 14 May 1934, F3762/612/23,

FO371/18185, PRO

¹⁰⁰ Fitzmaurice to Principal Secretary of State for Foreign Affairs, 19 October 1934, F6882/612/23, FO371/18185, PRO

渋江長伯の本草学研究

—物産学の視点から—

平 野 満

Herbalism Studies of Shibue Chohaku: From a *Bussangaku* Perspective

HIRANO Mitsuru

*Bakufu*¹-retained physician, Shibue Chohaku (1760-1830), was adopted by and succeeded Shibue Nobutane, a physician to the Edo Shogun's household. He was an herbalist, lecturing in herbalism at the *Bakufu Igakukan*² while also serving as the Chief Curator of the Sugamo Herb Garden. From early on in his career, Shibue showed an interest in Western medicines and *bussangaku*.³ Although he was unable to read Dutch himself, aided by translations provided in particular by Baba Sajuro, a Dutch-Japanese interpreter and later a lower-ranking vassal of the Shogun employed as an official translator of officer in charge of astronomy, and by friends who were scholars of Dutch learning, as a *bakufu*-retained physician, Shibue was passionate about studying and introducing Western *bussangaku*.

Herbalism had essentially developed for the purpose of searching for medicinal substances in the natural world. In Japan though, more than a mere study of drugs, the development of herbalism showed a broader differentiation into the studies of natural objects and products. Since Shibue Chohaku was actively involved in herbalism in Japan around the time that *bussangaku* was coming into being, there was also an expectation upon the *bakufu*-retained physician that he would contribute to the promotion of industry for the *bakufu*. In response to requests from the *bakufu*, in addition to research into medicinal substances, Shibue put a lot of effort into studying Western *bussangaku*.

In view of the above, the objective of this study is to clarify Shibue Chohaku's herbalism studies, in particular from a perspective of *bussangaku*. In this paper, the examination of Shibue's herbalism is divided into the following four points.

First, I will clarify Shibue's personal background and relationships. I will suggest and chronologically summarize the points which later led to the introduction of Western knowledge particularly as a result of Shibue having had close friendships with scholars of Dutch learning.

Second is the point that Shibue offered counsel to the *bakufu* regarding the translation of

¹ The shogunate government.

² Medical school of the shogunate government.

³ The study aimed at application of natural products.

Noël Chomel's *Dictionnaire Oeconomique* (known in Japan as its translated work, *Kosei Shinpen*). *Garasu Seiho Shusetsu* (translated by Baba Sajuro) describes methods for glass-making. It was produced by translating the section on glass-making from Chomel's *Dictionnaire Oeconomique* and using other Dutch books as reference, and it includes reproductions of illustrations contained in Chomel's original work. The translator Baba Sajuro was staying in Edo⁴ largely due to the influence of Shibue.

Third, not surprisingly, relates to the book, *Taisei Shichikin Yakusetsu*, written by Baba Sajuro. Not only was Shibue Chohaku heavily involved in making this book a reality, but it has also become evident that Shibue himself experimented these methods of refining metal.

Fourth is the point that Shibue Chohaku promoted the breeding of sheep and the production of woolen textiles (woolen cloth and rugs). The *bakufu* had established the Sugamo Herb Garden in Edo around 1798, and had had Shibue manage it. Then, in 1817, sheep began to be kept at the garden, leading to the garden's alias, *Menyo Yashiki* [literally, "sheep mansion"]. Shibue's success in breeding sheep here also had an effect on the commodity policies of each feudal domain, with sheep breeding and woolen textile techniques spreading among the Kaga, Satsuma, Owari and other domains.

In this way, Shibue's herbalism shows a marked tendency toward so-called *bussangaku*, and played a part in the *bakufu*'s policies for higher productivity.

⁴ Former name of Tokyo.

《個人研究第1種》

渋江長伯の本草学研究

—物産学の視点から—

平野 満

はじめに

これまで、渋江長伯については、宗田一が「巢鴨御薬園預の渋江長伯」¹⁾として紹介し、磯野直秀が「日本博物学史 覚え書X」²⁾において、文化6年(1809)の採薬行について考察を加えている。しかし、近世後期、18世紀末から19世紀初頭にかけて本草学に果たした役割については、綿羊を飼育した人物として概説書や地誌に登場する程度であり、長伯の業績を正面から評価したものはいまだない。

本研究は、こうした点を踏まえて、幕府医官渋江長伯の本草学を、とくに物産学の視点から明らかにすることを目的とするものである。

1. 渋江長伯年譜

渋江長伯は、宝暦10年(1760)生、文政13年(1830)没。墓は、月桂寺(新宿区)。名は虬^{たつ}。字は潜夫。西園・確亭・清閑(堂)主人などを号す。長伯は通称である。太田元達(惟長)の四男として生まれ、のち幕府奥医師渋江陳胤の養子となり、安永8年(1779)4月4日跡を継いだ³⁾。江戸小川町神保小路(現、千代田区神田神保町)に住み、巢鴨薬園の総官を兼ね、幕府医学館では本草を講じた本草学者であった。門人には、寛政11年(1799)長伯に従い蝦夷調査へ同行した土岐新甫⁴⁾や谷元旦がいる⁵⁾。文化6年採薬に赴いた先の甲府の塩山(現、甲州市)には「甘草屋敷」があり、上田三平は『日本薬園史の研究』⁶⁾において、甘草屋敷に所蔵される史料を用いている。

渋江長伯は早くから西洋の薬品や物産学に興味を示しており、自身は蘭書を読めなかったが、とくに通詞でのち御家人となり天文方の訳官を勤めた馬場佐十郎⁷⁾や友人の蘭学者たちの翻訳の助けを得て、幕府医官として西洋物産学の研究と導入に熱心であった。

たとえば、寛政6年、5月4日、長伯は蘭学者として著名な桂川甫周・大槻玄沢・宇田川玄随・栗本

瑞見らと江戸参府中のオランダ商館長ヘムミイ (Geisbert Hemmil)・外科医ケムレル (Bernhart Keller) ら一行を、その宿舎である本石町三丁目 (現、中央区日本橋室町付近) の長崎屋源右衛門方を訪ね、医学・本草・物産などについて質疑している⁸⁾。渋江長伯は、こののち発展をみせる蘭学の初期にあって、早くから大きな興味をもってその研究に努めた人物の一人であった。

長伯の本草学は、この期の本草学のなかでも特に物産学的傾向が強かった。因に、長伯の後妻は物産学に心を尽くした幕府医官田村元雄 (藍水) の長男、田村西湖の養女であったため田村家と姻戚関係にもあり、西湖および栗本瑞見 (元雄の次男で栗本家の養嗣子となる) とともに学術的な親交があった。

以下では、長伯の略年譜を示してその業績を概観し、かつ親交があった人物について解説を付した。

宝暦10年 (1760)

- 渋江長伯、生まれる。

安永8年 (1779年)

- 渋江陳胤の養子となる。

寛政2年 (1790)

- 8月15日、長伯、田村元長の養女と再婚する。

この娘は、品川宿名主吉左衛門娘之曾孫で御召鉄炮方田付四郎兵衛支配磨組清水久五郎が田村元長の母方曾祖母の甥であるという由緒により、寛成元年12月15日田村元長の養女となった。⁹⁾

寛政3年 (1791)

- 多紀氏の躋寿館では『神農本経』『素問』『靈樞』『八十一難経』『傷寒論』『本草綱目』『取経挨穴』の百日講義が行われた。このうち、『本草綱目』の講義は2月26日に開講され、渋江長伯が主任を務め、奇数日には服部玄忠が、偶数日には興住元卓が担当した。¹⁰⁾

寛政4年 (1792)

- 2月2日、林家の私塾 (林簡順先生) に入門¹¹⁾。

寛政5年 (1793)

- 8月30日、谷文啓 (元旦)、木村兼葭堂を訪れる。以後、翌6年2月24日まで、計6回会う (『兼葭堂日記』¹²⁾。谷文啓は渋江長伯の門人で、寛政11年の蝦夷採葉のとき長伯に同道して『東夷物産志稿』を記したが、そのなかの「きねずみ」「ゴジュウカラ」の項に「兼葭堂蔵す小鳥也」の字句がある。この折に見たのであろう (磯野直秀『日本博物誌年表』平凡社、2002年、387頁。以下磯野『年表』¹³⁾と略)。

寛政6年 (1794)

- 4月28日、和蘭貢使、江戸に来る。4日、栗本丹洲・桂川甫周・渋江長伯・大槻茂質・佐藤有仙人、其旅館に就き、対話し、物産の事を論ず。

寛政7年 (1795)

- 4月、江戸番町御堀端の火除地三カ所 (現、千鳥が淵沿い) に、渋江長伯管理の薬園を開く。近

くの九段坂（元飯田町）にもこの年に薬園が設けられ、同じく長伯に管理が委ねられた。両薬園とも幕末まで存続（『御府内沿革図書』二・三）。（磯野『年表』394頁）。

寛政10年（1798）

- この頃、幕府が江戸近郊に巢鴨薬園を設置し、渋江長伯に管理させる（後述）。

寛政11年（1799）

- 3月24日、渋江長伯、命により江戸を出立して、門人の画家谷文啓とともに蝦夷地採葉に向かう。一行34名。東南海岸に沿って厚岸^{あつけし}まで達し、9月24日に江戸帰着。このときの紀行、『東遊紀勝』（13巻）と題して伝えられる。別に、『渋江長伯蝦夷採葉記』（蝦夷草木写真）と題するものが一冊ある。これもそのときにできたものであろう。

○渋江長伯はこの蝦夷行で、『東遊紀勝』13巻、草木腊葉を貼付した『北遊草木帖』5冊、『蝦夷草木写真』1冊などをのこした。『東遊紀勝』は日誌で和文、図入り。風景・風俗のほか、動植物の絵も少なくない。『蝦夷草木写真』は「渋江長伯蝦夷採葉記」ともいうが、植物309品・動物56品の彩色写生図に名称・産地を記すだけで、注記は無い。

○谷文啓は『東蝦物産志稿』（東蝦夷物産志）と『蝦夷紀行』（蝦夷蓋開紀行）をのこした。前者は植物248品・動物136品・鉱物6品、計390品に、アイヌ語の名称を記し、和名・産地・蝦夷での用途などを和文で述べる図は無いが、所収植物の半数は『蝦夷草木写真』に図が存在し、両者の密接な関連がわかる。後者は日記で、江戸帰着までの全日程を記し、博物誌的記事も少なくない。

○谷文啓は田安家家臣谷麓^{ろつこく}谷の子、谷文晁の弟。名は文啓・元旦^{もとかつ}、通称末之允・季允・寛輔、号元旦^{げんたん}。のち鳥取藩江戸留守居役島田図書の養子となり、島田元旦と名乗る。天保11年（1840）6月13日、鳥取で没、年63（磯野『年表』408頁）。

- 9月、曾占春、『蝦夷草木志料』2巻の自序を記す。渋江長伯が同月24日に江戸に戻ったので、その蝦夷調査で採集した植物を早速占春が調べはじめたのである。草124品・木64品のアイヌ名・漢名・和名と形状・用途を和文で記す。図は無い（磯野『年表』410頁）。

- 11月、若年寄堀田正敦、一番町御薬園織物御用を、関口水道端住居文蔵他1名に申し付ける（後述）。

文化元年（1804）

- 8月、幕府、幕医渋江長伯に、武州新座郡の辻村・膝折村の土地計9カ所を、薬草植付地として引き渡す（地廻雑書）（磯野『年表』432頁）。

文化2年（1805）

- 幕府、新に、武州新座郡辻村の内、字十二天上の平山及び、同村、字都屋屋敷石神山、同郡片山村の内、字上山下山、同郡藤膝折村、字長山の中、六箇所の地を、薬草植付場所に選定し、医官渋江長伯をして管理せしむ（白井光太郎『日本博物学年表』大岡山書店、1934年、190頁。以下白井『年表』と略）。

- 12月16日、渋江長伯、奥詰医師から奥医並へ昇格（磯野『年表』438頁）。

文化4年（1807）

- 夏、和蘭舶、檳榔樹の生木、高三四尺のものを載来す。東都に輸して、將軍の覽に供す。後、薬園管理渋江長伯に課して、下地培養せしめたるに、兩三年にして、丈餘の高さとなり、旺んに成長せしが、文化6年の冬、雪屢々降り、寒威常に倍せしため、禦寒の備をなすと雖も、其根遂に凍腐し、幹葉枯死せり（丹洲翁雜記）（白井『年表』193頁）。
- 12月15日、渋江長伯、命により江戸城二ノ丸の御薬局でカワウソを解剖し、内臓図を残す（『博物館獸譜』）（磯野『年表』446頁）。

文化5年（1808）

- 8月、長伯、品川辺を採葉する。¹⁴⁾

文化6年（1809）

- 9月より11月まで、幕府侍医、法眼兼官苑總管渋江長伯、命を奉じて甲州に薬園を創開し、駿・甲・豆・遠の諸州に採葉す。随行者、小林修・藤田仁・榊原惟徳・近藤惟昌・梅野好武・飯田景・多賀谷驥等、其採品を図録し、一卷となし、以て世に伝ふ（鴨村隨筆及採葉図）（白井『年表』196頁）。
- 渋江長伯、官に請ひて、ショーメルといへる紅毛工業字書を購求し、阿蘭陀通事、馬場作十郎をして其中の西洋硝子吹方を和訳せしめ「西洋硝子製法書」三冊となす。又、其法を用ゐて、硝子器を製し、之を將軍に献ず（鴨村瑣記）（白井『年表』197～8頁）。

文化7年（1810）

- 8月、馬場佐十郎、『硝子製法集説』（瑠璃宝鑑）三卷の凡例を記す（後述）。
- 12月、下総国より提出された龍鱗を、渋江長伯・栗本瑞見が考証する¹⁵⁾。
- 渋江長伯、腊葉帖2冊を作る（三宅秀氏藏）（白井『年表』199頁）。

文化8年（1811）

- 2月、渋江長伯管理の巢鴨薬園で飼育された羊を下げ渡す書状が出される（後述）。
- 5月、幕府、医学館に付属四谷薬園の返還を命じる。代地として番町の火除地約2,700坪を薬園として貸与する。隣接して渋江長伯の樹木植場も設置され、ともに安政6年（1859）まで存続（『御府内沿革図書』3・11）（磯野『年表』459頁）。

文化9年（1812）

- 渋江長伯『壬申草木帖』を作る。本年に採集した植物の腊葉帖である。長伯作成の多数の腊葉帖は明治時代に医学博士三宅秀が入手、白井光太郎が鑑定した。そのとき残っていたのは、『北遊草木帖』5冊、『毛詩草木帖』4冊、『救荒草木帖』1冊、『庚午草木帖』2冊（文化7年）、『辛未草木帖』2冊（文化8年）、『壬申草木帖』一冊（文化9年）、『桜草帖』1冊、『楓葉千態』1包、『躑躅百葉』、無題帖35冊の計53点だったという（白井著作集一）（磯野『年表』464頁）。
- 渋江長伯「腊葉帖」1冊を作る（三宅秀氏藏）（白井『年表』201頁）。

文化11年（1813）

- 8月3日、渋江長伯、栗本丹洲『千虫譜』に序を寄せる。

○栗本丹洲は、幕府医官で、医学館で本草を講義した。長伯とは、縁戚関係に当たる。

●**洪江長伯**、『熊胆考』(文化11年以前の成立)を著す(磯野『年表』449頁)。

文化14年(1817)

●幕府、奥詰医**洪江長伯**の建言により、長崎奉行に命じ、綿羊を支那に求め、長伯をして、之を江戸巢鴨の薬園に牧養せしむ(白井『年表』207頁)(後述)。

文政2年(1819)

●4月7日、曾占春、「唱更国織羅紗始」と題する小文を作る(磯野『年表』487頁)(後述)

○曾占春は、本草学者。田村藍水の門人。藍水と長伯は縁戚関係に当たる。薩摩藩に仕える。

宝暦7年(1757)生、天保5年(1834)没。¹⁶⁾

文政13年(1830)(天保元年)

●4月19日、長伯没す、71歳。江戸牛込月桂寺に葬られる。長伯の薬園管理は、子の長菴が引き継ぐ。¹⁷⁾

嘉永7年(安政元年・1854)

●馬場貞由訳・長伯編『泰西七金訳説』刊行。

以下では、長伯の数々の研究のうち、長伯の西洋物産学の研究に絞って、その概要を述べる。

2. ガラス製法

オランダ通詞で天文方での外国地誌御用のため江戸に出仕していた馬場佐十郎(貞由)は、この御用を終えたのちも天文方にとどまり、頻繁に訪れるようになった外国船との通訳官としての任務を担うとともに、手透の時にはショメールの家政百科事典の翻訳にあたることになった。佐十郎を江戸に留めるにあたって大きな役割を果たしたのが**洪江長伯**であった。文化6年(1809)幕府は長伯の進言によってショメール『家政百科事典』(2巻本)を購入し、翌文化7年これを佐十郎に下げ渡して、地図御用の手透の節は**洪江長伯**宅へ出向いて「製法物御用」を勤めるようにと命じた。この「製法物御用」とは、ショメール『家政百科事典』等の蘭書を翻訳することによって長伯の西洋薬物あるいは物産学の研究に資することだった。さしあたりの目的は西洋硝子製法の研究とその試作にあった。長伯は『鴨村瑣記』¹⁸⁾に「文化六年、予上へ申出てショメールといへる細工事を書たる書を御買上になり、阿蘭陀通辞馬場佐十郎を申立て、西洋のびいどろ吹方を和解して西洋硝子製法書物三冊出来して、初て阿蘭陀の水晶びいどろを吹出し、品々献上もなしたり」という。佐十郎は文化7年、ショメール・ボイス・カレルクなどの蘭書によって『硝子製法集説』3冊(未刊。写本で伝わる)を成した。本書はショメール『家政百科事典』第2巻から「硝子製造法」の部分を読み出して他の蘭書を参考にしながら記述、ショメール原書の挿絵を模写した図を付す。硝子の起源から各種硝子の製造・切断・研磨・染色等を三十九条に分けて記述し、さらに佐十郎が按文を付して内容を解説したものである。本書は馬場佐十郎訳編として知られるが、研究の中心にあったのは**洪江長伯**であったと考えられる。

この後、ショメールの『家政百科事典』(『厚生新編』の訳書名で知られる)の翻訳事業は文化8年

に天文方に設けられた蕃書和解御用において始められる。これは幕府による最大の翻訳事業でもあり、蘭学の発展と西洋の知識や技術の導入に大きな役割を果たしたことはよく知られている。天文方に蕃書和解御用が設置された背後に長伯の存在が大きかったのである。

3. 金属精錬法

嘉永7年（1854）〔改元して安政元年〕になって出版された『泰西七金訳説』5巻5冊の巻頭には「渋江虬 鑿試 馬場貞由譯述」とあり、この成立に渋江長伯が大きく関わっていただけでなく、この精錬法によって長伯自身が「鑿試」していることもわかる。本書には「金・銀・銅・鐵・錫・鉛・水銀」など七種の金属の精錬法が述べられる。

本書の成立年は明確でないが、幕府が長伯の進言によってショメール『家政百科事典』を購入した文化6年（1809）より前のことであつたらしい。文化4年に長伯が飛驒守宛に提出した書付が、長伯の編著になる『製造秘要』¹⁹⁾に収められている。第2丁表には、次の書付がある。

此書面卯十月廿三日

飛驒守殿ニ相渡候旨長谷川主膳正江渡候書

其節焰硝試製法被仰付候旨被仰渡候。製法いたし、同十二月指出候所、殊之外宜敷旨御褒有之候。右書面之外、紅法考等ハ別ニ記す

渋江長伯

このように、長伯が早くから西洋薬物や金属類の製造法を研究していたことが知られよう。本書の目次は以下のとおりである。

土見立之事

土味之事

土取之事

灰取之事

荒煮之事

塩冶抜之事

中仕揚之事

上製煮込之事

粉吹火財仕込之事

石焰仕込之事

白石製仕込之事

辰砂之製法

夷果考

皮革ヲ美紅ニ染成ノ法

カルモゼインロヲト 染方

崖塩考

七金考補遺

王強二水考

ここには石硝のほか「辰砂・崖塩・王水強水・夷果」などの製造法や、皮革を赤く染める方法や、毛織物や絹を染める方法（カルモゼインロヲト）の記事を掲げる。また、「七金考補」の記事もある。これらの研究は文化5・6年ころに行われたと推定でき、「七金考補」は既に成っていた「泰西七金訳説」の草稿を補ったものだろう。このうち、「崖塩考」の末尾には、

右シヨメールCノ條ニ出ツ

とあり、シヨメールを参照していた点が判明し、ガラスに対して並々ならぬ関心を持っていたことがわかる。

本来、本草学は自然界に薬物を探求することを目的として発展してきた。その展開のなかで日本の本草学は薬物だけでなく広く自然物研究・物産研究へと分化をみせる。渋江長伯は日本の本草学のなかに物産学が成立してきた時期に活躍したから、幕府医官としての長伯に期待されたのは幕府のいわゆる殖産興業に資することでもあった。長伯もまた幕府の要請に応え、薬物研究に加えて西洋物産研究に意欲的に取り組んだのである。

長崎通詞馬場為八郎・佐十郎父子は外国地誌御用のため、江戸幕府の天文方へ出仕していた。父為八郎は文化6年（1809）に天文方の御用を終えて長崎へ帰郷したが、佐十郎は「地図御用不相済ニ付」江戸に留まるようにとの命が下った²⁰。このとき、長崎からは佐十郎の帰郷を強く催促してきており、佐十郎が江戸に留まるか長崎に帰るかについて一悶着があった。

天文方高橋作左衛門は佐十郎を江戸に留めたいと願っており、結果的には佐十郎は江戸に留まることになったのだが、この一件の背後で、佐十郎自身と渋江長伯が私に画策しているのではないかと、作左衛門は大層立腹している様子である。作左衛門の後見役的な立場にあった間重富は作左衛門に宛てた書簡で、天文方の責任者としての作左衛門に上に立つ者としての心得を説きながら、次のような書簡を送っている。

此度之一件不快ニ思召被成候ては惣して貴慮を恐れ入候ニ付、益へ其不快を疑ひ申候て、上下相和し不申候、此所ハ御堪忍被成候て能く其人才を養育被遣候事專一ニ奉存候、此度長伯様并佐十郎儀も疑しく思召御尤、御察ニ違ひ申間敷奉存候。此之上江戸滞留之儀、却て長伯様へ御談し杯にてよろしく候半ニ奉存候²¹

佐十郎を江戸に留めるにあたって、長伯に相談せよと申送っている。佐十郎を江戸に留めるについ

て大きな役割を果たしたのが渋江長伯であった。佐十郎はこれまで通り天文方にあつて頻繁に訪れるようになった外国船との通訳官としての任務を担うとともに、手透きの時にはショメールの家政百科事典の翻訳にあたることになった。佐十郎にショメール翻訳御用の命が下ったのは文化8年3月のことであった。

このショメールの『家政百科事典』は、文化6年に長伯の進言によって幕府が購入し、翌7年佐十郎に下げ渡したものである。

結局、長伯の進言により佐十郎は江戸に留まることに決着した。

この年正月28日に堀田摂津守から林大学守を通して高橋作左衛門に「相調候地誌御用之内、異国に携候儀」取り調べるようにとの命が下っている。これから対外交渉のなかでますます必要になるはずの佐十郎の語学力に注目していた天文方高橋景保は、佐十郎を天文方に留め置くことを望んだ。佐十郎も江戸永住を願っていたようで、佐十郎をめぐって江戸と長崎の間で綱引きが始まる。そんな中で、次の間重富から高橋作左衛門へ宛てた書簡では、

（前略）程無奥より蘭書下候事、雲泥の違ひ、此レハ御推察の通ニ佐十郎計策も有之、自己をはたらき申候哉ニ被疑申候、若し又佐十郎存候て上より蘭書被下候ハ、同人天運ニ叶ひ申候、此之所は外見よりハ佐十郎の働を却て感心仕候²²⁾

という。近いうちに御上から佐十郎へ蘭書が下げ渡されるという噂があるというのである。重富はあり得ないことではあるが、もしこれが佐十郎の工作によるのなら却って感心なことではないかという。この書簡で景保が「此度長伯様并佐十郎儀も疑しく思召御尤、御察ニ違ひ申間敷奉存候」と佐十郎を江戸に留める計画の背後に長伯と佐十郎が謀議を巡らしているのではないかと疑っている様子が記されている。

景保が疑った長伯と佐十郎の工作とは、文化6年（1809）幕府は渋江長伯の進言によってショメール『家政百科事典』（二巻本）を購入し、翌文化7年これを佐十郎に下げ渡して、長崎奉行曲渕甲斐守を通して、地図御用の手透の節は幕府奥医師渋江長伯宅へ出向いて「製法物御用」を勤めるように命じたことであろう²³⁾。「製法物御用」とは、ショメール『家政百科事典』等の蘭書によって西洋硝子製法を研究することだったと思われる。

渋江長伯は『鴨村瑣記』に「文化六年、予上へ申出てショメールといへる細工事を書たる書を御買上になり、阿蘭陀通辞馬場佐十郎を申立て、西洋のびいどろ吹方を和解して西洋硝子製法書物三冊出来して、初て阿蘭陀の水晶びいどろを吹出し、品々献上もなしたり」という。このとき、佐十郎はショメール・ボイス・カレルクなどの蘭書によって編著『硝子製法集説』3冊（文化七年庚午仲秋「凡例」）を成している（出版は嘉永7年＝安政元年 [1854]）。

長伯は『鴨村瑣記』²⁴⁾に、

文化六年、予上へ申出てショメールといへる細工事を書たる書を御買上になり、阿蘭陀通辞馬場佐十郎を申立て、西洋のびいどろ吹方を和解して西洋硝子製法書物三冊出来して、初て阿蘭

陀の水晶びいどろを吹出し、品々献上もなしたり

という。佐十郎は文化7年、シヨメール・ボイス・カレルクなどの蘭書によって『硝子製法集説』3冊を成した。凡例は以下のとおりである（下線は筆者。以下の引用文についても同じ）。

于時文化庚午ノ秋西洋硝子製造法ヲ彼書中ニ索メテ訳呈スヘキノ命ヲ奉ス、法眼洪江君令ヲ伝フ、貞由謹テ其旨ヲ承テ退テ蘭籍中所載ノ硝子製造法ヲ遍ク搜索シ、勃乙斯（ボイス）、縮墨爾（シヨメール）及ヒ郭礼爾枯（カレルク）以上共人名三士ノ選スル書中ニ於テ此諸法ヲ得タリ、即取テ此三書ノ説ヲ熟読スルニ、其法の実、其説明詳、未タ我邦製造ノ至ラスシテ尚其要ヲ得サルノ精法ヲ載録スルモノ少カラス、故ニ貞由欣然トシテ嚴命ニ報フルニ足ルヘキ事ヲ喜ヒ、即チ此訳彙ヲ草ス、蓋此三書ノ説、其所載共ニ相似テ、各大同小異ニシテ、多クハ其説相似テ其法亦近シ、故ニ三説折衷省略シテコレヲ訳呈スヘシ（中略）

文化七年庚午仲秋 馬場貞由謹識²⁵⁾

このように、「法眼洪江君令ヲ伝フ」と、佐十郎に幕命を伝えたのが洪江長伯であった。磯野直秀が「洪江長伯著とされることがあるが、『洪江鑑試』とあるのを誤解したもの」²⁶⁾というのとおり、著作ではないが、本書の編纂には、洪江長伯の意志が強く働いている。

また、金・銀・銅・鐵・錫・鉛・水銀などの精錬法を述べた『泰西七金訳説』5巻5冊の巻頭には「洪江虬 鑒試 馬場貞由譯述」（図1）とあり、本書の成立には長伯が大きく関わっていただけでなく、この精錬法によって長伯自身が「鑒試」し、実験して物産に役立てようと企図していることもわかる。

結局、間重富の説得で景保の怒りは収められ、佐十郎は江戸に留まることになった。間重富は景保にたいして、佐十郎の今後について「此之上江戸滞留之儀、却て長伯様へ御談し杯ニてよろしく候半ニ奉存候」と進言している。このような経緯のもとに、文化8年（1811）天文方に蕃書和解御用が新設され、佐十郎は外交文書や海外事情の翻訳に従事、手透の時にはシヨメール『家政百科事典』（本書は幕府の翻訳事業として『厚生新編』（Chomel, Noël *Huishoudelyk woordenboek*, Leyden, 1743. 2vol.）の訳書名で、大槻玄沢・宇田川玄真などの蘭学者たちを動員しながら幕末まで訳出が継続された）の翻訳に携わることになった。文化11年（1814）佐十郎は長崎奉行の支配を離れ、朝比奈河内守組「小普請入」を申し付けられた。いわゆる御家人となって江戸に永住することになり、これまで通り高橋作左衛門のもとで勤務することになった。長伯にとっては語学の天才と称される馬場佐十郎の協力を得て、蘭書による物産研究を進めることができるようになったのである。

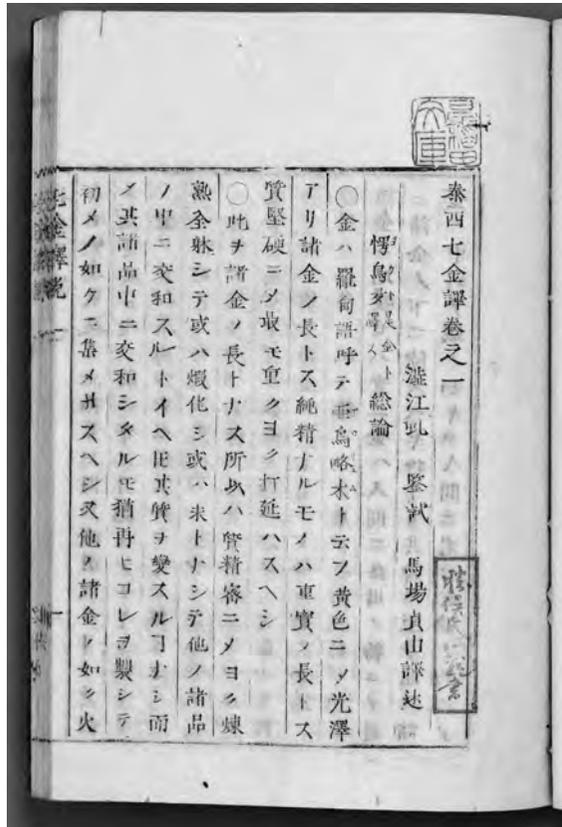


図1 『泰西七金訳説』第1巻（早稲田大学図書館蔵）

4. 長伯による綿羊の飼育と毛織物（羅紗・毛氈）の織物製造

渋江長伯の本草学は物産学的な傾向が強く、幕府のさまざまな物産策にかかわった。ここでは、そのうち長伯が取り組んだ綿羊の飼育と毛織物（羅紗・毛氈）の織物製造について考察する。

1) 幕府にショメールの家政百科事典の購入とその訳出を進言

文化6年（1809）幕府がフランス人ショメールの家庭百科事典の蘭訳本を購入したのは、長伯の進言による。端裏書に「極秘貴答」「文化之半か（後筆）」とある文化8年4月前後（文化6・7年頃か）に幕府天文方高橋景保宛てに書かれた大坂の町人で天文学者であった間重富書簡の一節に次のようにみえる。

一佐十郎一件、先達て永住ニも相成申度趣被仰下、本書に粗御返答申上候、

一此度長崎御奉行申立、此レハ如命親族共より申立候ニ違なく被存候、此レハ元来ニ佐十郎去

年被仰下候放逸之儀、長崎へ相聞有之、依之元来ニ先達より此のミ通師仲間ニて無案心之由承り罷在候、既ニ名村多吉郎、先年なら村（林）の如者も皆放逸之御沙汰ニ相聞申候も、江戸滞留御用相勤候故ニ付、長崎者は江戸御用ニて滞留ハこまり物ニ相見へ申候、○銅座詰役人より江戸ニて佐十郎放逸之趣、悴清太郎へ申聞之由、去年来承り申候、依之下女ニても差置放逸相止候様ニ致度、小子之意を以、大玄へ申遣候事ニ御座候、若年之者長々在府、自ラ放逸ニ相成候は長崎地風とハ申なから尤之所も有之、右次第ニて長崎より帰郷申立候は不相止事、尤之儀奉存候、此レも推察ニ御座候、

一此度巖鋪帰郷之儀御沙汰有之候事、無程奥より蘭書下候事、雲泥の違ひ、此レハ御推察の通ニ佐十郎計策も有之、自己をはたらき申候哉ニ被疑申候、若し又佐十郎存候て上より蘭書被下候ハ、同人天運ニ叶ひ申候、此之所は外見よりハ佐十郎の働を却て感心仕候、壺寸の虫ニ五分の魄トやら御由断成り兼申候、此由断ハ物事乍恐純一ニ被成候ハ、彼レより行ひ申難く奉存候、

一此之上江戸滞留之儀、却て長伯様へ御談し杯ニてよろしく候半ニ奉存候、兎角角立

候てハ長久に無御座候、此度之一件御立服^マも可有之候得共、兎角純一ニ被成候方可奉存候、

一乍恐閣下之御気性之御儀、御幼年より能存罷在候、誠ニ以御少（小）兄之御時より御發明ニて、御尊父様早く御死去被成、御若年ニて今ニ於て御同役中ニ於て一あつて二も三もなく、学術理等異国之事、殊更ニ満字之儀ニも古来未だ曾て見ざる事ニ御座候、小子等一言を可申上候事ハ無御座候、乍併私のあしきハ不見候得共、老功ニて人之儀は見へ申候、此レ世を歴るト人情を知ルトニ御座候、只々物事温順一ニ御取斗無御座候てハ、甲乙を論申候ても、やはり御憐愍以前方々ニ御取斗被遣、下の事能く御耳ニ入候様ニ仕度奉存候、此等之事ハ御一心より出申候事ニて、甚以難申上儀ニ御座候時ハ、上ニ在て下を御つかい被成候事ハ難成物ニ御在候、勿論此レも常の御役前ニて他ニかゝり候事なき時は格別、他より相求メ而して自己の義を行申候時ハ、とかく人を心服させ被成候様、御簡要ニ奉存候、此度之一件不快ニ思召被成候ては惣して貴慮を恐れ入候ニ付、益へ其不快を疑ひ申候て、上下相和し不申候、此所ハ御堪忍被成候て能く其人才を養育被遣候事專一ニ奉存候、此度長伯様并佐十郎儀も疑しく思召御尤、御察ニ違ひ中間敷奉存候、惣して恨をかくし其人を友トスルハ聖人の恥候事ニて、世ニ望なくハ其聖語ニ隨可申候得共、凡ソ仕官御身ニ不限、世ニ居ル者は怨を流し恨ト不思候事よろしく奉存候、恨を含ミ候事、誠ニ以御憐家杯ハ姦の方ニも近相当り申候、常ニ御存之通ニ御座候、此レハ愚人ニ落申候、何事も出府上ニて御相談も可仕候得共、只今ニてハかしやからおもや取れるト申候様ニ相当り申候得共、此レハ其レニて御取斗、品よく御了簡被遊候ハ、却てよろしく奉存候、只々大元様御熟談よろしく奉存候、只々純一を奉願候、人ニ怨を不掛候様、永久の御計策ニ奉存候、ケ様ニ申上候ハ御書状御立服（腹）之様ニ奉存候ニ付、御内々申上候、必々御憐家之如く、

上たる人の立服被成候事ハ、人を服し兼、殊ニ御用之品ニも御出精なれば大成まで何事も御堪忍可被成遣候様奉祈候、以上²⁷⁾

間重富はこの高橋景保宛て書簡で、景保が「此度長伯様并佐十郎儀も疑しく思召御尤、御察ニ違ひ申間敷奉存候」と佐十郎を江戸に留める計画の背後に長伯と佐十郎が謀議を巡らしているのではないかと疑っていたが、間重富の説得で佐十郎は江戸に留まることになった。間重富は佐十郎の今後について、景保に「此之上江戸滞留之儀、却て長伯様へ御談し杯にてよろしく候半ニ奉存候」と進言している。このような経緯のもとに、文化8年（1811）天文方に蕃書和解御用が新設され、佐十郎は外交文書や海外情報の翻訳に従事することになる。²⁸⁾

外交文書や海外情報の翻訳業務の暇にショメール『家政百科事典』（のち『厚生新編』の訳書名で幕府の翻訳事業として幕末まで訳出が継続された）の翻訳に携わることになった。ショメールの『家政百科事典』に関して、渋江長伯『鴨村瑣記』には次のように記されている。

文化六年、予上へ申出てショメールといへる細工事を書たる書を御買上になり、阿蘭陀通辞馬場佐十郎を申立て、西洋のびいどろ吹方を和解^{わげ}して西洋硝子製法書物三冊出来して、初て阿蘭陀の水晶びいどろを吹出し、品々献上もなしたり

上に引用した間重富書簡と同じ頃のことと思われる。この記事のいうところは、①幕府がショメールの書を購入したのは長伯の進言による。②長伯の申し立てにより、和蘭通詞馬場佐十郎が幕命によって本書の「西洋のびいどろ吹方」の部分翻訳させて「西洋硝子製法書物」3冊が成った。③この方法によってオランダと同じ「水晶びいどろ」を製造して幕府に献上したことの3点である。

文化7年（1810）8月には馬場佐十郎の訳編に成る『硝子製法集説』（瑠璃宝鑑）3巻ができています。その凡例は以下である²⁹⁾。

凡例

于時文化庚午ノ秋西洋硝子製造法ヲ彼書中ニ索メテ訳呈スヘキノ命ヲ奉ス、法眼渋江君令ヲ伝フ、貞由謹テ其旨ヲ承テ退テ蘭籍中所載ノ硝子製造法ヲ遍ク搜索シ、
ボイス、ショメール、カレルク [以上共人名] 三士ノ選スル書中ニ於テ此諸法ヲ得タリ、即取テ此三書ノ説ヲ熟読スルニ、其法の実、其説明詳、未タ我邦製造ノ至ラスシテ尚其要ヲ得サルノ精法ヲ載録スルモノ少カラス、故ニ貞由欣然トシテ嚴命ニ報フルニ足ルヘキ事ヲ喜ヒ、即チ此訳藁ヲ草ス、蓋此三書ノ説、其所載共ニ相似テ、各大同小異ニシテ、多クハ其説相似テ其法亦近シ、故ニ三説折衷省略シテコレヲ訳呈スヘシ（中略）文化七年庚午仲秋 馬場貞由謹識

『硝子製法集説』は長伯の『鴨村瑣記』にあった「西洋硝子製法書物三冊」のことである。凡例には、本書はショメールのほか、ボイス『新修学芸百科事典』(Buys, Egbert Nieuw en volkomen woordenboek van konsten en weetenschappen. Amsteldam, 1769～1778)、カレルク『物産書』などの蘭書からガラス製造に関する部分を抄訳し、これに注記を加えて成ったことをいう。『硝子製法集説』上巻に、E・ボイス（勃乙斯）『学芸百科事典』第四巻からの硝子製造記事、中巻に仏蘭人

カレルクの『物産書』仲から硝子関係の物を抄訳し、下巻にショメールの『厚生新編』第二巻から「硝子製造法」の部分の訳出して取め、原書の挿絵を模写した図を付す。硝子の起源から各種硝子の製造、切断、研磨、染色等にわたり、三十九条に項を分けて記述する。本書にはさらに馬場貞由が按文を付して内容を解説する。

本書の訳編は幕命によるというが、渋江長伯の進言によったのに違いなからう。ショメールの『家政百科事典』（『厚生新編』）翻訳事業は天文方蕃書和解御用において始められ、西洋の知識や技術の導入に大きな役割を果たした。長伯の本草学はいわゆる物産学の傾向が強く、巢鴨薬園また甲州に開いた薬園で薬草を培養して薬種の普及に努めたほか、上記のようにガラスの製法を研究してガラス器を作ったり、中国から綿羊を買い求めて繁殖して毛織物の製作に成功するなど、幕府の殖産策の一端を担ったのである。

2) 綿羊の飼育と毛織物（羅紗・毛氈）の 織物製造

元禄期に、徳川光圀が自領に無い品や外国産の動植物を取り寄せた中に羊や綿羊があり、これらは繁殖したという³⁰⁾。その後、この綿羊がどうなったかは不明。

その後、安永2年（1773）春に大通詞吉雄耕牛から田村藍水に綿羊を譲ってもよいとの話が持ち上がる。

巳（安永2年）三月、

一、綿羊之儀、願之通長崎え御声可被掛旨被仰渡候、巳三月、白須甲斐守（政資、御用取次）殿より長崎奉行新見加賀守（政栄）殿え被仰渡、吉雄幸左衛門え加賀守殿より御声掛り候様可被成候旨、水谷但馬守（勝富、小納戸頭取）より植村左源次え被仰渡候、

覚

兼々田村元雄知ル人ニ而、長崎表ニ罷在候阿蘭陀大通詞吉雄幸左衛門、元雄え申聞候は、羅紗・羅背板等織候綿羊と申羊、雌雄所持仕罷在候、右羊元雄え相送り申度旨、併、長崎奉行より元雄え、幸左衛門より遣候様ニと声不相掛候而は、難相送候之段申候旨、綿羊増長仕候ハ、日本にて羅紗・羅背板織候儀も相成、重宝ニも可相成哉ニ奉存候間、右之通長崎奉行より右幸左衛門え声相掛遣シ候様、可罷成御儀ニ御座候ハ、右奉行え被為掛御声被下置候様奉願候旨、元雄申聞候間、此段奉申上候、以上、

巳三月

植村左源次³¹⁾

翌々年である安永4年3月になって、藍水が長崎より来た綿羊牝牝を受け取っている。代価は22両余であった。

未三月、

一、綿羊長崎より来候ニ付、其旨奥向え以書付申上候、

綿羊之義、長崎吉雄幸左衛門（耕牛、オランダ大通詞）より指越呉候、尤、壹匹は幸左衛

門所持ニ付、呉候、壹匹は長崎にて調呉候、其代并 道中持送代共左之通、
 金貳拾兩銀七匁三分九厘 幸左衛門へ礼ハ
 此外也、

未三月十八日、植村左源次義（政辰、駒場御薬園預）、御城へ持参、但馬守（水谷勝富、小納戸頭取）殿を以御用御取次御側衆へ上る、

口上之覚

先達而 相願、御奥向より長崎奉行衆え被為掛御声被下候ニ付、右奉行衆より、大通詞吉雄幸作より私方え綿羊牝牡相送り度候ハ、勝手次第相送候様ニと、声掛り候間、此度阿蘭陀人御当地え出府候幸幸（衍）便ニ右幸作より私方え阿蘭陀人綿羊牝牡貰申候処、甚〔
 〕面白キ獸にて御座候、右之毛を以織物仕候ハ、毛織等〔
 〕依之此段申上候、以上、

未三月 田村元雄³²⁾

しかし、牝はこの年12月に病死してしまう。

十二月、

一、綿羊雌病死、³³⁾

このように、数度にわたり、綿羊を飼育する試みはあったが成功せず、継続的に行われることはなかった。しかし、次に掲げるように、綿羊飼育については、蘭学者や本草学者のなかで大きな関心をもって語られていた。

諳厄利亞國羊ニ利アルヲ論ス

諳厄利亞國羊ノ富有タルノ由ハ天下ノ人遍ク知レルカ如ク、世民貴賤トナク専ラ常服トスル所ノ毛段ヲ多ク製シ出スカ故ナリ。又、世ニ海中ノ福王ト稱セラル、モコレカ為ナリ。既ニ常時、女王噎力革及白多ハ海中耀星トイヘル爵ヲ受タルモ、全クコレ其殷富ナルニ因レリ。尤、各州数多ノ侯國、商舶ヨリモ常ニ貴ヒ稱セラレ、禮節謝儀ヲ獲ルコトノ少ナカラサルモ、皆コノ故ナリ畢。

右譯説ハ削墨兒ノ前著厚生總録二卷ヲナセル韻府ノ中ナル羊獸ノ譯説ナリ。按ニ董子曰、羊様也故吉禮用之内則謂之柔毛、但漢食饌ノ用トナスノミ。又、一種綿羊ナルモノアリ。

其毛ヲ剪リテ氈物ト為ストイフ。未タコレヲ以テ毛段巧製スルコトヲ聞ス。彼遠西諸國ノ如キハ多ク此物ヲ牧地ニ養養シ、其毛ヲ取りテ諸般精粗ノ哆羅絨ヲ製シ剪絨・褐子ノ類ヲ織リ出シテ貴賤ノ上下ノ服飭トス。従来、本邦ニ舶來スル者、亦皆此ナリ。方今國家升平、彼舶ヨリ綿羊ヲ致サシメ、コレヲ

官園ニ畜養シテ、年々孳息数百頭ニ及フトイフ。而后漸々其毛ヲ剪テ諸種ノ毛布ヲ新製ス。實ニコレ天下ノ利用、日々月々ニ新ナル所ナリ。西園法限、コレニ與ル。曩ニ貞由等ヲシテ和蘭書ニ就テ毛段子紡織ノ法ヲ考究セシム。乃、一冊子ヲ譯シテ進呈ス。余等、頃本書中ニ於テ羊ヲ畜フノ諸法、且此物天下至要ノ良獸タルノ集説ヲ得タリ。コレ、彼所謂氈根且尤毛段ヲ織造スルノ基本、コレニ在ルコトヲ知ルニ足レリ。故ニ復、コレヲ譯述シテ上ンヤ否ヲ請フ。法限喜ンテ即テ可ス。コヽニ於テ、今相共ニ謀リ、コノ譯説 ヲ述シテ再ヒ呈上ス。若シコレニ因テ其養ノ正法ヲ熟知シ、弥益々其織成ノ功ヲ裨ケハ、恭ク厚生利用ノ仁意ヲ補益スルコトアラントノ微衷ナリ。

文化十二年冬

馬場 貞由

大槻 茂 質謹誌

これは、大槻玄沢『蘭畹摘芳』三編卷之一の、第49丁表から第50丁裏までに記されたもので、羊についてイギリスの例を挙げ、その有益性について述べた馬場貞由（佐十郎）の文章である。年代は、文化12年冬である。

また、これより前、寛政元年（1789）には、

洪江長伯漫曰、寛政元年五月廿七日予與田村西湖鑒識藥物於醫學館時見薩侯所藏之大鳥嘴云紅毛番所携來³⁴⁾

と、同じ著者、大槻玄沢『蘭畹摘芳』次編卷之三からの記事で、「薩侯藏ヤールホーゲル嘴寫真図」と、図も掲載されている。ここでは、羊ではないが、薩摩藩主が所有していた外国産の鳥をかつて医学館で鑑定したという。

前述したとおり、寛政6年5月4日、長伯は、栗本丹洲・桂川甫周・大槻玄沢らと長崎屋を訪れ、オランダ商館長ら一行と物産の事を論じている。³⁵⁾

長伯と大槻玄沢との親交は、

貂鼠考

仙台医員大槻楨輯録

貂鼠 フルキ和名鈔（以下、名称略）

楨十餘歳ノ時、一貴人ヨリ銀鼠皮藤籠ノ料ヲ賜フ。是朝鮮ヨリ来舶スル者ナリトソ。爾後十数年ヲ経テ文化寅歳我仙台ノ漂民儀兵衛ナルモノ、魯西亜ヨリ「ソタボリ」トイヘル獸ノ足皮ヲ継合セタルモノ一枚ヲ携ヘ来レリ。柔毛墨色ナリ。先人曰ク「ソタボリ」ハ蘭名「サーベル」ニシテ漢名貂鼠ナリトナリ。其翌卯年参政堀田侯ニ陪從シテ野作地ニ到リ、夷名ニ「ホイヌ」ト呼ル獸皮ヲ一看ス。大サ兎皮許アリテ柔毛深黒色ナリ。何物タルコトヲ知ラズ。又数年アリテ西園洪江君、予カ家ニ来訪ノ時、軒下ニ、テンノ皮ノ掛リシヲ見テ黄貂皮也ト云レシ。因テ、俄羅斯ノ「ソタボリ」ハ黒貂ニシテ、吾国ノテンハ黄貂ナルコトヲ知レリ³⁶⁾

とあるとおり、珍しい動物との関わりの中に見られ、貂などの獣皮を物産学の視点からとらえていた点をよく物語る。

こうしたなか、寛政10年（1798）頃、幕府は江戸に巢鴨薬園を設置し、渋江長伯に管理させた³⁷⁾。そして、のちに渋江長伯が文化14年（1817）に巢鴨薬園で綿羊の飼育を始めることとなり、この薬園は綿羊屋敷ともいわれた。

巢鴨薬園は、現在の豊島区巢鴨五丁目1番地付近、巢鴨駅から北へ向かい、国道17号線を挟んだところにはとげぬき地蔵で著名な高岩寺がある。東京都中央卸売市場豊島市場となっており、ここのフェンス際に、豊島区教育委員会が作成の史跡説明板「巢鴨薬園跡」が建てられている（図2）。

安政3年（1856）10月に調査された『府内場末其外往還沿革図書』巻38³⁸⁾、第65丁表から第72丁表にかけて、この薬園の変遷とその付図が記載されている。

巢鴨之内	東南の方巢鴨町上中組町屋脇方御薬園脇手限	向寄道敷共
	西北の方巢鴨町上組町屋脇道敷方巢鴨村野道限	
	東北の方御薬園後并巢鴨村野道限	
	西南の方巢鴨町上中組并上組町屋前通道敷限	

一右地所之内当時東南の方巢鴨町上中組増上寺領町屋渋江元亮御預御薬園共地続同所西手道敷を隔同町上中組同寺領町屋壱ヶ所同上組同寺領町屋巢鴨村百姓地共地続

一纏右町屋御薬園百姓地等之地所延宝年中は当時有之町屋無之御薬園之地所は当所方東手江続藤堂和泉守抱屋敷之内二候処年月不詳同人右抱屋舗之内当所の方百姓地〔此百姓地続東の方藤堂和泉守抱屋敷は当時同人下屋敷抱屋舗等有之都江出ル〕江戻候由延享二丑年中西南の方巢鴨村



図2 巢鴨薬園跡

増上寺領百姓町屋三ヶ所〔元文二巳年中百姓町屋願濟之由ニ有之〕町並地〔当時町名巢鴨上中組町屋式ヶ所同上組町屋壺ヶ所〕に成候由ニ有之明和六丑年中元藤堂和泉守抱屋敷之内ニ而百姓地江戻候地所御林ニ成候由寛政十年頃右御林之地所渋江長伯〔当時元亮〕御預御薬園ニ成其外延宝年中ノ道敷は当時之形ニ有之³⁹⁾

本史料には、図が全部で5点付される。巢鴨薬園があった地には、「延宝年中之形」「延享二丑年頃之形」では「藤堂和泉守抱屋舗」とあり、「明和六丑年頃之形」では「御林」となっている。薬園が登場するのは、これに続く最後の2枚の図で、「寛政十年頃之形」(図3)と「當時之形」(図4)である。

図3には、「渋江長伯御預御薬園」とあり、図4では同じ区画の箇所に「渋江元亮御預御薬園」とある。このことから、本史料が制作された安政3年当時は、長伯の跡を継いだ元亮が引き続き薬園の事業を行っていたとわかる⁴⁰⁾。

その他地誌では、『新編武蔵風土記稿』の巢鴨村の項に、巢鴨薬園について次の記載がある。

○御薬園 村の長にあり。一万二千六百十坪余、御医師渋江長伯が御預りなり。当所は元藤堂和泉守の抱地なりしを、宝暦四年御用地となり、伊奈半左衛門御預りの御林となり、代地を大久保新田にて賜ひ、寛政年中御薬園に御取立あり。⁴¹⁾

とある。ここでは、薬園の面積が、12,610坪余(約40,000㎡、東京ドーム3個分)という広さが判明する。

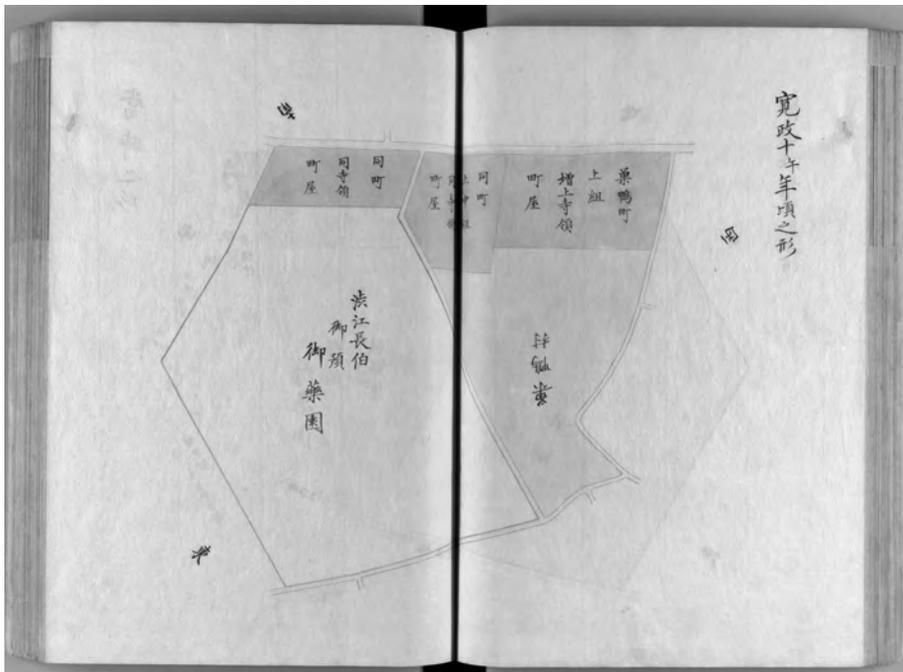


図3 『府内場末其外往還沿革図書』巻38「巢鴨村」〔寛政十年頃之形〕
(国立国会図書館蔵)

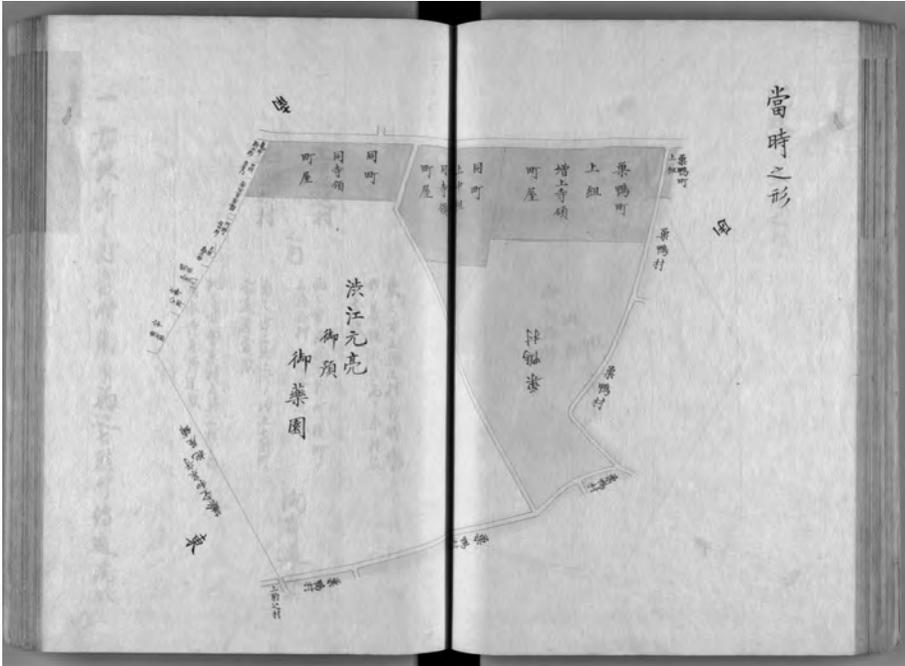


図4 『府内場末其外往還沿革図書』 卷38「築鴨村」「當時之形」(国立国会図書館蔵)

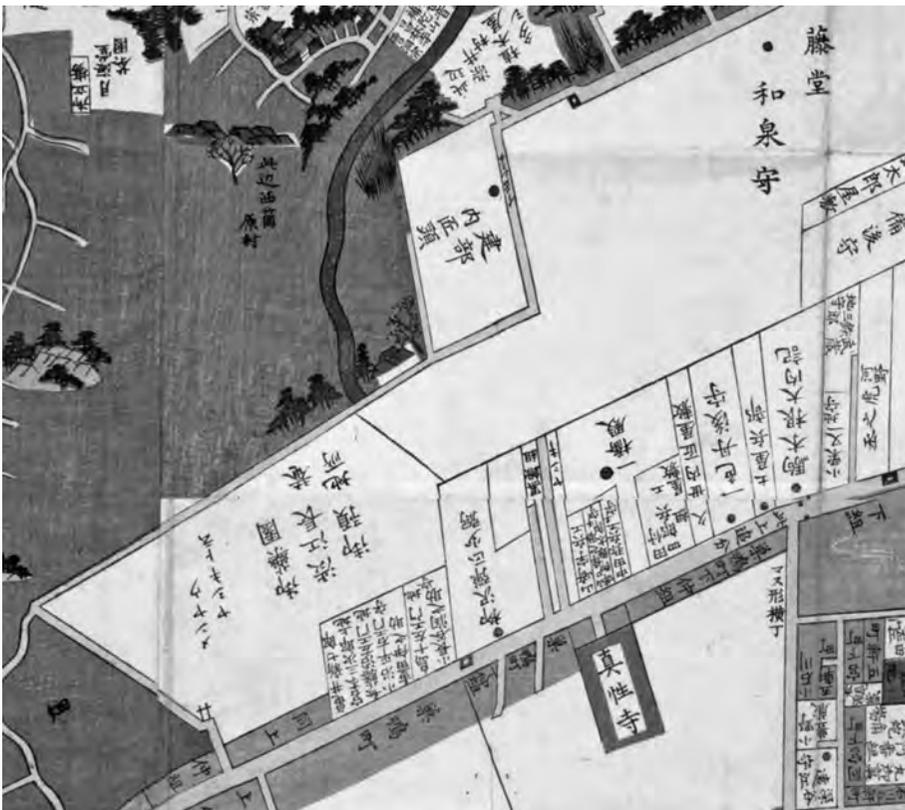


図5 『染井王子築鴨邊繪圖』 嘉永7年、部分 (国立国会図書館蔵)

また、切絵図『染井王子巢鴨邊繪圖』嘉永7年（1854）尾張屋清七板⁴²⁾には、藤堂和泉守下屋敷の西隣、絵図のほぼ中央の位置に、

御薬園
 渋江長菴
 御預地所
 メンヤウヤシキト云

とある（図5）。本図は、図4の2年前に発行されたものであるが、ここでは「渋江長菴」とあり、図4の「渋江元亮」と同一人物か否かは不明である。図3・図4で示した地図の天地を逆さまにすると、図5と方向がほぼ一致し、周囲と比べても広い敷地を有していることがわかる。片仮名で記された「メンヤウヤシキ」とは、里俗にこの付近で呼ばれた名称である。

なお、巢鴨薬園の周囲は広大な面積を持つ下屋敷が多く、そこに出入りしていた植木屋が集住する地帯であった。切絵図にも「植木屋多し」と記入される地域である。そのなかでもとくに有名な植木屋の一人である斎田弥三郎（群芳園と号した）は、文化12年9月成立の『烏延異莫草木名』⁴³⁾において、洋書ウェインマンに記載された植物について考察したなかに、渋江長伯の名を2箇所登場させている。

セイヘンボウム 一名サワヘルボウム 図説ハヒヨクヤドリト云モノナリ。香アリ。味カラシ。
 実杜松子ノ如シ。スベテ木末色ヲ帯ル。実円ナリ。渋江氏説二色柏ナリ。吉田長叔説圓柏ナリ。

吉田長叔は、著名な蘭学者である。ここでは、「渋江氏説」という記述のみであるが、次に掲げる項目「サビナ」では、

サビナ 和蘭舶来ノモノ。渋江長伯園中ニ栽ル。

と、「渋江長伯園中」、つまり巢鴨薬園にオランダから舶来した植物が植えられていたのを、実見しており、近隣に居住していたこともあって、頻繁に薬園に出入りしていたであろう点は容易に想像できる。本書で登場する人名はごくわずかであり、小野蘭山、岩崎灌園など同時代の本草学者に交って、長伯の名が登場するのは、外国産の動植物に対する知識の豊富さによると考えられる。

さて巢鴨薬園のその後であるが、図4に薬園として図に掲載された翌年の安政4年9月には、福井藩下屋敷として下賜され、翌年11月福井藩に引き渡されている⁴⁴⁾。

後の時代に成立した文章ではあるが、幕末から明治時代の博覧会業務全般に深く関与した官僚田中芳男は、その懐古録『七六展覧会記念誌』において、次のように述べている。

あすこは、羊を飼つた邸で綿羊屋敷と称へて居つた、ところが火事に遭つて綿羊が皆焼けて仕舞つた、其焼けた綿羊を埋めたからして、今でも掘れば羊の骨が出て来るといふことであります、⁴⁵⁾

渋江長伯の本草学研究

ここでいう火事とは、安政3年8月25日に起きた火災のことと思われる⁴⁶⁾。長伯による綿羊飼育は、ある程度成功したにもかかわらず、幕末までは継続されなかった。

綿羊飼育とともに長伯が力を注いだのが、毛織物の製造である。以下に掲げるとおり、寛政11年(1799)11月、幕府は関口水道端に住む文蔵と同居の常吉に「一番町御薬園織物御用」を命じた。この文書の末尾には「尤、渋江長伯ニ談ぜらる可く候」とみえるから、この織物製造は長伯の指導のもとでおこなわれたのである。

十一月二十日、若年寄堀田正敦、一番町御薬園織物御用ヲ、関口水道端住居文蔵他一名ニ申付クベキ旨、町奉行小田切直年へ申渡ス。○新撰要集

御薬園織物御用申付

未十一月

関口水道町藤七店文蔵外壱人御薬園え罷出織物御用相勤候被_レ仰渡_レ并御手当被_レ下候一件

「未十一月廿日土佐守え御渡、同人方より差越ス。」(朱筆)

堀田撰津守殿御渡御書付

当時関口水道端住居之者

文蔵

右文蔵方ニ罷在候

常吉

右之もの共壱番町御薬園え罷越織物御用相勤候様可_レ被_レ申渡_レ候。為_レ御手当_レ文蔵え七人扶持、常吉え五人扶持被_レ下候間、其段も可_レ被_レ申渡_レ候。尤渋江長伯可_レ被_レ談候。

「未十一月廿二日堀川撰津守殿え尾島鍋三郎を以上ル。」(朱筆)

関口水道町

文蔵外壱人御扶持請取方之儀ニ付奉 伺候書付

書面御扶持方請取方等之儀は渋江長伯方にて取扱可_レ申旨被_レ仰渡_レ候段承知仕候。

未十二月二日

根岸肥前守

町奉行

関口水道町藤七店

文蔵

右文蔵方ニ罷在候

常吉

右之者共壱番町御薬園え罷出織物御用相勤候様申渡、為_レ御手当_レ文蔵え七人扶持、常吉え五人扶持被_レ下候段可_レ申渡_レ旨御書付を以_レ被_レ仰渡_レ候間、昨廿一日御役所え呼出申渡候。右御扶持請取方之儀は御賄所御納屋取締相勤候名主共え被_レ下候御扶持は御賄所にて取締、御賄頭奥印にて

受取候趣御座候間、渋江長伯取計にて受取候様にも可_レ被_レ仰渡_レ候哉、又は町方老養扶持被_レ下候ものは町年寄共取計御蔵より請取相渡申候。右之振合にも可_レ被_レ仰付_レ候哉、此段奉_レ伺候。以上。

未十一月

小田切 土佐守

根岸 肥前守

右寛政十一未年

——新撰要集中 [旧幕引継書 国立国会図書館] 47)

この織物製造は成功したようである。翌文化5年（1808）閏2月には長伯の飼育した綿羊から羅紗や毛氈に織る毛を刈り取れるようになっている。また、この綿羊は子を生んだこともわかる。あたたかな土地で飼育すれば国益にも成ると、望みの者には飼育方法の書き付けを添えて牝牝一對を下げ渡すと村々へ触れている。

渋江長伯飼立候綿羊飼立候而其毛を取、羅紗・毛氈之類え織入候毛ニ相成候由、追々右綿羊之子出生致候間あた、か成地ニ而飼立候ハ、御国益ニも相成候間、望候ものえ者綿羊御渡可被成候、不心得ニ而者望候もの危ふみ可申候ニ付、飼立方仕様相渡可申候間右之趣承札可被申ニ付、飼立方仕様相渡可申候間右之趣承札可被申候、望候もの二者牝牝并飼立方仕方帳相渡可申候、尤銘々有無もの二者牝牝并飼立方仕共承札早々可被申候

未閏二月

右之通被仰渡有之間得其意、村々ニ而望候もの有之候ハ、相札早々可申出候、廻状村下令請印早々相廻し、留村より可相返候、以上

未閏二月十六日 伊奈助右衛門役所

しかし、次に掲げるとおり、多摩郡留浦村・原村・川野村・河内村からは至って寒い地方なので綿羊飼育を望む者が無いと返答してきた。残念ながら、この触れに応じて綿羊を飼育した百姓はなかったらしい。

(文化8年閏2月)

綿羊牝牝飼立仕方帳相渡可申事廻状並に当村にては望申者無之旨返書①

渋江長伯飼立候綿羊飼立候而、其毛ヲ取り羅紗毛氈之類へ織り候毛ニ相成り候由、追々右綿羊之子出生いたし候間、あたたか成地ニ而飼立候ハ、御国益ニ茂相成候間、望候ものハ綿羊御渡可被成候、不心得ニ而ハ望候もの危ふみ可申候ニ付、飼立方仕様相渡可申候間、右之趣承札可被申候。望候ものへ者、綿羊牝牝并飼立仕方帳相渡シ可申候。尤銘々有無共ニ承札、早々可被申候。

渋江長伯の本草学研究

未壬二月

右之通被仰渡有之間、得其意村々ニ而望候もの有之候ハ、相糺可申出候。村下ニ令受印、早々相廻し留り村より可被相返候。以上。

未壬二月十六日

伊奈助右衛門

役所

前書之通、今般御触書ヲ以被 仰渡承知奉畏、小前惣百姓へ申聞候処、一躰私共村々之義者 北請ニ而、至而寒国ニ御座候故望候もの一切無御座候。依之御請書奉差上候。

文化八未 年四月

以上

多摩郡留浦村

原村

川野村

右村惣代 河内村

名主 庄兵衛 (印)

伊奈助右衛門様

御役所

[4-② ①と同文につき省略] ⁴⁸⁾

綿羊の飼育は続いていたようで、文化8年(1811)閏2月には渋江長伯の飼育していた綿羊の子が追々生まれる見込となっている。この毛からは羅紗・毛氈之類を織ることができ国益になるからと、希望する者へは飼育法の書付を添えて牝牡を下げ渡すと村々へ触れを出している。多摩郡留浦村・原村・川野村・河内村からは寒国を理由に断っている。

このうち河内村については、下げ渡しの御触案の記録があるので、以下に引用する。

(豆州君澤郡河内村御林迄渋江長伯御用状差出候節御触案)

御薬園出役

小林勝蔵

御薬園定居之者

梅澤新十郎

右者此度豆州君澤群河内村御林迄罷越ニ付彼地方江戸表澁江長伯江御用之書状差出候節者宿村送りを以往返共無滞可継送もの也

未何月

備後

豊後

兵庫

伊勢

御用

主膳

若狭

東海道

品川

夫

三島迄

豆州君澤郡河内村

御林迄

右宿々村々

問屋

年寄

名主

組頭

道中筋先払之儀御尋ニ付申上候書付

先達而御尋被遊候道中宿々ニ而先を払申候分東海道品川宿中山道板橋宿日光道中千住宿吟味仕候処只今迄左之通勤来候由御座候⁴⁹⁾

江戸近郊村落でも繁殖を図ったにもかかわらず、綿羊飼育は普及とは言い難い状況にあった。長伯が綿羊を飼育したのは、文化14年（1817）の渋江長伯の建言によるもので、幕府は長崎奉行に清国から綿羊を輸入させたものであった。後の史料であるが、白井光太郎の記述によると、

○幕府、奥詰医渋江長伯の建言により、長崎奉行に命じ、綿羊を支那に求め、長伯をして、之を江戸巢鴨の薬園に牧養せしむ。後、蕃息して三百餘頭に及び、年々二次剪毛し、浜の薬園に於て、絨を織らしむ。⁵⁰⁾

と、後に300余頭に増え、年々剪毛して浜御庭御薬園で絨布を織らせることになったという。

浜御庭とは、現在の都立公園・浜離宮恩賜庭園のことで、8代将軍吉宗によって、庭園内において物産の奨励が早くから行われていた。織殿・製糖所・製塩所・鍛冶小屋・火術所・大砲場を作り、薬草園も設けた⁵¹⁾。象が飼育された点からもわかるように、動物についても関心が高かった。

渋江長伯の織物に対する知識が優れていた点を示すのが、次に掲げる『随意随識』第3冊第4丁裏からの引用である。⁵²⁾

カラフトノ織物ヲ織ルハ、アツシト異也。本邦ニ似タリ。モタセト云ヘル艸ヲ取りテ糸トナシ、

布を織ル。之ヲ工タルベト云。渋西園蓐麻皮ナラント云ヘリ。

「渋西園」というのが長伯のことである。

さて、綿羊飼育とそれにもなう毛織物の製造は、本草学者をとおして藩の物産として普及した例が、次に掲げる薩摩藩の例である。

文政2年（1819）4月7日、薩摩藩に仕えた曾占春は、「唱更国織羅紗始」（『橘黄閑記』巻14）⁵³⁾と題する小文を作る。薩摩藩ではかねてから綿羊を飼っていたが、坂本澄明・小川富吉を占春の弟子として派遣し、渋江長伯のもとで羊毛を羅紗らしやに織る手法を習わせた。一年が経ち、両人が技術を覚えて帰藩したので、占春が事の次第を記したのである。⁵⁴⁾

また尾張藩でも綿羊飼育の記事がある。天保3年（1833）8月、小田切春江の『名陽見聞図会』初編下によると、尾張藩から綿羊を希望者に下賜する旨を通達している。⁵⁵⁾

△当月御触ありて、公義を綿羊といふ獸、望みの者へは被下ニ相なる旨、被仰出。さらに、3年後の天保6年4月17日から19日に開催された幕府医学館薬品会では、山羊と綿羊が出品されている。⁵⁶⁾

安政4年（1857）

●11月25日、巢鴨御薬園が廃止され、飼育されていた綿羊90余頭は箱館奉行に払い下げられた（『対外年表』）。

安政5年（1858）

●5月29日、栗本鋤雲、箱館に着く。この年、2月24日に蝦夷地在住を命じられたのである。着任後、移住諸士の頭取となり、箱館で綿羊の牧場を監督。また、亀田郡の七重村ななえに薬園を開き、軍川いくさがわに牛100頭の牧場を設ける（『本草百家伝』）。（磯野『年表』687頁）

明治時代になると、博物局編の木版色刷図で、明治5～12年（1872～79）に、全24点を刊行した。この一覧中に「九年一月 綿羊、揚州産（仰山）／綿羊、蒙古産（仰山）」の文言が見える。⁵⁷⁾

長伯の綿羊飼育の成功は、各藩の物産政策にも影響を及ぼした。加賀藩では、文政4年（1819）7月28日に、幕府より綿羊を拜領し、⁵⁸⁾翌年には毛織物を製している。

七月廿八日幕府允請賜綿羊牝牡各二。以欲試製毛織物也。文政四年綿羊／拜領書類。

[江戸状留書抜]

文政四年八月 御在国

一、今般綿羊牝二匹・牡二匹御拜領に付、近々人足持に而御国え可指上處、御定之人足に而は指支、餘計繼立之儀御聞濟之旨申来る。⁵⁹⁾

文政9年11月2日にも綿羊の記事がある。

十一月二日。諸郡に綿羊飼育を希望する者あらば之を下附せらるべきことを告ぐ。

[御触留拔書]

綿羊相希候者有之候は、可被下旨仰渡候條、諸郡之内相尋望候者名書可指出、尚更有無 共可申聞事。

戊 十 一 月

御 郡 奉 行

諸 郡

別紙覚書今日御用番山森雄次郎様より御渡、御郡方町・在に右綿羊相望候者有之候は、可被下旨被仰渡、尤望人致出府御願申上候得者、飼方等之儀夫々可被仰談筈。尤慰物にいたし譯合に而無之、綿羊之毛織物に可相成品に付、飼方は草并香の物たくわん漬之由に御座候。望人有無共早速御達可被成、且又彌望申者有之候得者、少々飼方入用可被下裁之御沙汰も御座候由に御尊御座候。右為御承知相廻申候。早速夫々御談、落着より射水え御返可被成候、以上。

十一月二日

御根役所詰番

諸 郡⁶⁰⁾

加賀藩では文政4年7月幕府より綿羊牝牡各二頭を拜領し、毛織物を試製している。同9年諸郡に綿羊飼育を希望する者にこれを下げ渡すことを告げた。面白いことに、餌は草やたくわん漬の由といっている。望む者には、餌代も少々考慮すべきという噂も流れるなど、積極的に綿羊飼育を奨励した様子がうかがわれる。

(文政12年正月)

正月十四日。綿羊の飼育現在数を調査す。

[諸 雑]

正月十四日

一、御拜領綿羊數左之通。

七匹御拜領之内、牝一疋・雄二疋殫。

当時四疋。

右出生之子十一疋牝・十二疋牡。

都合廿七疋當時之高。⁶¹⁾

さらに、3年後の文政12年正月の加賀藩の綿羊飼育現在数の調査によれば、幕府より拜領した7匹(文政4年以降に3頭を拜領したか)のうち牝1疋・雄2疋は死亡し4疋を飼育中で、出生した子のうち牝が11疋・牡が12疋、総計27疋になっている。

我が国の綿羊飼育は元禄13年徳川光圀が外国より取り寄せて繁殖したことに始まるが、この綿羊

がその後どうなったかは不明である。その後、安永2年に和蘭大通詞吉雄耕牛から綿羊を譲ってもよいとの話があり、安永4年（1775）3月になって幕府の医官で本草学者であった田村元雄が長崎より綿羊牝牝を受け取った（代金は22両余）。しかし、牝は12月に病死し、幕府の綿羊飼育は失敗した。

幕府は寛政12年（1800）から享和3年（1803）にかけて、オランダから製絨技術の導入を図ったが失敗し、結局清国の技術に頼ることになる。⁶²⁾

その後、長伯は文化12年（1815）幕府に綿羊の飼育を建言した。幕府は長崎奉行に命じて清国から綿羊を輸入し、長伯に命じてこれを江戸近郊の巢鴨薬園で飼育させた。これは後に300余頭まで繁殖し、年々剪毛して浜御庭御薬園で絨布を織らせるようになっている。天保1年（1831）4月長伯が没すると長伯の薬園管理は子の長菴に引き継がれた。安政4年（1857）11月に巢鴨薬園が廃止され、飼育されていた綿羊90余頭は箱館奉行に払い下げられ、箱館の牧場で飼育が続けられるとともに、亀田郡七重そに薬園を開いて軍川に牛100頭の牧場を設けている。長伯の綿羊飼育と毛織物技術を受けて、諸藩でも綿羊飼育が広まり始めている。

薩摩藩ではかねてから綿羊を飼っていたが、文政2年（1819）坂本澄明・小川富吉を本草学者曾占春の弟子として、渋江長伯のもとへ一年間派遣して羊毛を羅紗に織る技術を習わせている。

尾張藩では、天保3年8月希望者に綿羊を下賜する旨を通達している。天保6年4月に開催された尾張藩医学館薬品会には山羊と綿羊が出品されている。

△此頃、医学館に、白鳥・^{れいよう}霊羊・^{りすざる}木鼠猿など、さまへ飼置る。」（『名陽見聞図会』天保7年4月）

こうして、長伯が主導した綿羊飼育と毛織物の技術導入の試みは必ずしも成功したとはいえないが、各藩にも導入をうながし、殖産策の一端を担ったのである。

明治になると、博物局編の木版色刷図24点の中に「九年一月 綿羊、揚州産（仰山）／綿羊、蒙古産（仰山）」がある。

本稿を成すにあたり、国立公文書館・国立国会図書館・武田科学振興財団杏雨書屋・東京国立博物館・財団法人東洋文庫・西尾市岩瀬文庫・早稲田大学図書館等史料所蔵機関には、閲覧・複写の労をとっていただいた。ここに記して謝辞を述べる。

1) 『医薬ジャーナル』28巻3号、1992。

2) 『慶應義塾大学日吉紀要・自然科学』29号（2001）。

3) 上野益三『日本博物学史』（平凡社、1974）の年表より引用。

4) 谷澤尚一「土岐新甫と小林東鴻」（『伝記』第4輯）。山岸喬「蝦夷地の幕府採葉の任務とその史料」（札幌

史学研究会編『蝦夷地の医療』北海道出版企画センター、1988年)

- 5) 木下良裕「東夷物産志と東蝦夷物産志についての考察」(『道衛研所報』第27集、1977)。山下真由美「蝦夷地への派遣—島田(谷)元旦が果たした役割とその成果—」(『鳥取県立博物館研究報告』49号、2012)。
- 6) 渡辺書店、1972年。
- 7) 天明7年(1787)生、文政5年(1822)没。拙稿「馬場佐十郎の『由緒書』」(『日蘭学会会誌』第14巻第1号、1989年)および「馬場佐十郎のロシア語書簡和解—ゴロヴニンへ就学以前—」(『駿台史学』89号、1993年)参照。
- 8) 国立国会図書館蔵『西賓對晤』[187-434](写本1冊)による。上野『年表』221頁、白井『年表』174頁にも記載あり。
- 9) 寛政元年酉十二月十五日、

一、養女、願之通被申渡候、
(中略)
上書 養女奉伺候覚

養女奉伺候覚

御召鉄炮方

田付四郎兵衛支配

母方

磨組

一、由緒

清水久五郎娘

右清水久五郎娘儀、私母方由緒を以、此度私養女ニ仕度、此段奉伺候、以上、 酉十一月廿八日 田村元長

上書 由緒訳書

田村元長

由緒訳書

私母方曾祖母之甥

品川宿名主

吉左衛門娘之曾孫

御召鉄炮方

田付四郎兵衛支配

磨組

清水久五郎娘

右清水久五郎娘儀私母方由緒、書面之通ニ御座候、以上、

酉十一月廿八日

田村元長

(『田村藍水西湖公用日記』(史料纂集79)続群書類従完成会、1986年。282頁)

- 10) 寛政辛亥春『躋寿館百日内講次 自二月二十六日至六月七日』一枚刷。広島大学附属図書館蔵、『日本歴史学雑誌』第55巻第4号[2009年12月20日発行]の表紙に写真を掲載。
- 11) 「同月同日(二月二日)入門 渋江長伯
森立之口入 』(『升堂記』)
- 12) 『兼葭堂日記完本』藝華書院、2009年。
- 13) 2012年に、磯野氏の年表改定版が『日本博物誌総合年表』(平凡社)として発行されているが、今回は2002年版を用いた。
- 14)

御医師

渋江長伯

渋江長伯の本草学研究

右採葉為御用品河（川）辺より往還通り六郷渡シ場向迄罷越往還左右江入込採葉いたし候間右村々為心得申達置候様奥向談ニ付申達候畑場江茂入込候儀ニ候間百姓共心得居 候様右村々江相触可申候 以上

八月朔日

高倉庄九郎 後藤与次右衛門

（『大田区史』資料編、平川家文書1、1975年。596頁）

15) 同年（文化七年）極月朔

下総国ヨリ龍鱗ト申、御代官ヨリ差出被申候を、堀田摂津守殿ヨリ渋江長伯・栗本瑞見出三人へ考差出シ候様被仰付候ニ付、左之通差出ス

口上之覚

一龍鱗拝見仕候。右之品は海魚ノ類中ノ骨ニ而、即鯉骨ニ御座候ト存候。尤、鱗魚骨ハ脂有之候故、暗夜ニハ青ク光り候ものに御座候。数日を過候得ば自然と脂尽き枯る時ハ光りも無之様ニ相成相違者ニ御座候。

月 日

小野一

其時栗本氏考ハ先年見申候龍鱗と相替相違儀無之段之考差出シ被申候也。渋江氏ハ拙と同按也。

（小野恵敏『公勤日記』（国会〔特1-3627〕）

16) 拙稿「曾占春の基礎的研究 一曾占春（槃）著書の異本一」（明治大学人文科学研究所『明治大学人文科学研究所紀要』第52冊、2003年）を参照。

17) 磯野『年表』541頁。

18) 国立公文書館内閣文庫蔵 [212-232]。写本1冊。「鴨村」とは、巢鴨村のこと。

19) 国立国会図書館蔵 [特1-598]。写本1冊。全21丁。

20) 『親類書・遠類書』。国立公文書館蔵。

21) 文化8年4月前後、高橋景保宛て間重富書簡。有坂隆道「享和期における麻田流天文学家の活動をめぐって—『星学手簡』の紹介—」（『日本洋学史の研究』328～9頁、1968年、創元社）。

22) 間重富書簡。

23) 佐十郎孫「親類書・遠類書」

24) 喜多村信節の『筠庭雑記』に『鴨邨瑣記』についての記事があるので次に掲げる。

「蝦夷地方へ行きたる人の随筆、渋江長伯鴨邨瑣記といふものに、異虫の図をあらはして云、此二虫ともに東蝦夷の人、名づけてシクバキリといふ。常にある虫にて、さいかし虫の一種なり。キリといふは虫の事なりといへり。件の蛇胃はこの虫なるべし。随筆は雌雄と見へたり。写生拙きにや。」（『〇蛇の胃』の条。日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第2期第7巻、2007年、吉川弘文館刊、115頁）。

25) 国立公文書館内閣文庫蔵。なお、早稲田大学図書館にも同名の書物があるが、この凡例はない。写本2冊。

26) 磯野『年表』456～7頁。

27) 有坂隆道「享和期における麻田流天文学家の活動をめぐって—『星学手簡』の紹介—」（『日本洋学史の研究』[1968年、創元社] 328～9頁

28) 大槻玄幹『蘭学事始附記』（早稲田大学図書館蔵。[文庫08_a0087]。1冊写本）には、天文方での外国地誌編纂の任務を終えた佐十郎を引き続き天文方に留めることになった経緯について、次のように記す。

先生も亦遠行せり。余西帰の後暦局にて間五郎兵衛に面会せし日彼か間に依て極圃社中数人をあけ馬場千之助しかるべしといひければ、佐十郎〔前の千之助〕を東下せしめて暦局にいれ蘭書を読ましめしに、一二年にして長崎より帰し給るべきよし公に請ひ奉ること切なりければ、日官（天文方）にも策尽て如何はせんとありし時に、余土生玄碩翁に面会して「シヨメール」翻訳の事を説き、佐十郎へ命ぜられれば其功なりて国益多からんといひしに、玄碩君其旨をやんごとなき御方へ告げまいらせ、頓て「シヨメール」和解御用を佐十郎へ命ぜられ、終には御家人にかずまはれけるなり。

ここには余（大槻玄幹）と土生玄碩の名前が見えるが、渋江長伯については触れられていない。佐十郎を江戸に留めるために、この両名も同様な画策をおこなったろうが、その後の佐十郎と長伯の関係を

考慮すると、やはり長伯の進言が最も大きな役割を果たしたと思われる。

29) 馬場貞由訳『硝子製法集説』（国立公文書館内閣文庫蔵）。

30) 元禄14年（1701）12月成立『桃源遺事』附録（『桃源遺事』茨城県国民精神文化講習所発行、1915刊より）。
一西山公、むかしより、禽獸草木の類までも、日本になき物をば、唐土より御取よせなされ、又日本の国にても、其国にありて、此国になきものをば、其国より此国へ御うつし被レ成候、其思し召すゑに記す、
（中略）

獸之類

驪 <small>シロ</small> [北領の山に御はなち候]	豪猪 <small>ヤマアラシ</small> [山林に御はなち候]
羊 [年々子を生、余多になり候]	綿羊 [右同断]
唐猿 [尾あり長尺余]	栗鼠 <small>シヤカウネコ</small> [山林へ御はなち候]
獅犬	靈猫 <small>ジヤカウネコ</small>
バア [毛に小紋の形あり、獺ににたり]	
豕 [年々に多生申候]	驢馬
白鹿 [山林に御放ち候]	
白猪 [水戸より西北の方の遠き林野へ御放ち候]	

（中略）

西山公、常々仰せられ候は、禽獸草木様のもの迄、世話に致し、役人共にも申付、ふえ申様にと存事は、全く身の為に非ず、日本の為にと思ふゆゑ也と仰られ候。

また、元禄10年（1697）4月成立『常陸帯』（国立国会図書館蔵）にも次の記事がある。

（前略）けにも

源威公敬中納言
頼房頼房の御とききつきはしめられて西山公敬中納言
光圀光圀さらに好事の心匠を添させ給ひ、当代にいたるまで年月ふりたるしるしにや、老杉古松みとりをふかめ珍禽奇獸な（馴）れあそひてあたかも深山幽谷にまよひ孤村荒野にさまよふこゝちして、さらに城市のいそかはしきをしらす。

31) 『田村藍水・西湖公用日記』128～9頁。

32) 『田村藍水・西湖公用日記』141頁。

33) 『田村藍水・西湖公用日記』143頁。

34) 武田科学振興財団杏雨書屋蔵。[杏491]。

35) 前掲註8参照。

36) 武田科学振興財団杏雨書屋蔵『物産叢書』[杏1556-4]。

37) 江戸幕府普請方編纂『御府内場末往還其他沿革図書21』科学書院、1997年

38) 国立国会図書館蔵。請求記号 [802-38]。表紙に「安政三辰年十月調」と墨書で記される。

39) 国立国会図書館蔵『府内場末其外往還遠隔図書』請求記号802-38

40) なお、同史料『府内場末其外往還遠隔図書』において、南隣の巢鴨町の「文政七申年之形」の図には、文政7年当時、寛政10年に松前蝦夷地御用役として蝦夷地を探検した近藤重蔵が、巢鴨薬園に隣接した地に居住していたことがわかり、長伯との深い関係がうかがわれる。

41) 『新編武蔵風土記稿』。豊島区史編纂委員会『豊島区史 資料編三』（1979年、豊島区）より引用。

42) 国立国会図書館蔵。請求記号 [本別9-30]。資料名は『江戸切絵図 巢鴨絵図』。

43) 国立国会図書館蔵 [特1-1985]。1冊写本。

44) 柳沢美美子「福井藩下屋敷のリングをめぐる」（『福井県文書館研究紀要』7号、2010年3月）。

45) 『田中芳男君七六展覧会記念誌』（1913、大日本山林会発行）のうち「経歴談」、該当箇所は15頁。

46) 「震災動揺集」『東京市史稿』変災篇所収。

47) 『東京市史稿』産業篇 第43（東京都編纂、2000年）。

48) 『奥多摩町史料集』第13号「杉田家文書（十二）、1997年3月31日発行、153～4頁。

渋江長伯の本草学研究

- 49) 『日本交通史料集成』第3輯、1938年、国際交通文化協会発行、149、150頁。
- 50) 白井光太郎『年表』207頁。
- 51) 東京都建設局公園緑地部監修・小杉雄三著『東京公園文庫12 浜離宮庭園』（2007年、財団法人東京都公園協会発行）。
- 52) 武田科学振興財団杏雨書屋蔵。[研1898]
- 53) 東洋文庫蔵。[三 / J a / ろ 8]
- 54) 磯野『年表』487頁。唱更しょうこうは辺境守備役を意味するが、転じて隼人はやと／はいとの国、つまり薩摩を指す。
- 55) 『名陽見聞図会』1987年、美術文化史研究会発行。
- 56) 『蕙畝日記』による。磯野『年表』571頁。
- 57) 磯野『年表』753～4頁。
- 58) 「金龍公記史料」。前田家編輯部『加賀藩史料』第13編（自文政4年至文政12年）、1940年、石黒文吉発行、85～86頁。
- 59) 『加賀藩史料』第13編、同上。
- 60) 『加賀藩史料』第13編、721～722頁。
- 61) 『加賀藩史料』第13編、944頁。
- 62) 『日本物産年表』、宗田1992A（磯野『年表』481頁）。

両大戦間の文学
—武器よさらば—

立 野 正 裕

The Literature in the Long Week-End: A Farewell to Arms

MASAHIRO Tateno

In 1942 a lecture was delivered by E. M. Forster in Glasgow. He told the audience about the English prose between 1918 and 1939. According to him the period between two wars was “the Long Week-End.” Some of the books published in it look backward—like Siegfried Sassoon’s *Memoirs of an Infantry Officer*—and try to record the tragedy of the past; others look forward and try to avert or explain the disaster which overtook Europe in the thirties. “No one can write during or between our wars and escape their influence. There, then, is one obvious characteristic of the prose. It is the product of people who have war on their mind.”

Forster tells us that war is not an occasional interruption of a normally called peace; it is a climate in which we live.

In the same year Ernest Hemingway edited and published a book, an anthology about war, *Men at War*. He writes in his introduction about the Second World War: “This war is only a continuation of the last war. France was not beaten in 1940. France was beaten in 1917. Singapore was not really lost in 1942. It was lost at Gallipoli and on the Somme and in the mud of Passchendale. Austria was not destroyed in 1938. Austria was destroyed in the battle of Vittorio-Veneto at the end of October in 1918. It was really lost and gone when it failed to beat Italy after Caporetto in the great Austrian victory offensive of the 15th of June, 1918.”

This article does not aim to discuss the entirety of the war literature ever published on the Great War and the Second World War, which would constitute a too wide, and arguably, sterile exercise that would fall out of the scope and purpose of this article. The aim of this essay is rather to give a critical account of the narratives that adopt an original and identifiable approach to the gruesome events in Caporetto in the Northern Italy known as “the Retreat from Caporetto.”

Therefore, it might well be said this article is some reflections about ‘the climate’ and ‘the continuation,’ not a general history of the two wars, or even of narrative of any war, but a more personal engagement with one of the wars and the war novels produced in 1920s, in a period between two wars—the Long Week-End: especially chosen in this article Ernest Hemingway’s *A Farewell to Arms*, because it is, needless to say, a masterpiece of modern war literature, or an excellent study of “the Retreat from Caporetto,” or maybe superb thoughts on the war devastation experiences in the modern imaginative literature only comparable to

Remarque's *All Quiet on the Western Front*.

I have fixed my attention primarily on the escape or desertion episode narratives of this novel, because experiences the main character got through may be still ours, present on our mind, and also because this has been the finest of personal narratives of modern war even if it was written as a fictitious story, for reasons that I will discuss below.

I have tried to concentrate on what seems to me the crucial point of change in the former century's war stories, the myth-making conflicts that have given war the meanings it still has for us. Which ones those are is clear enough: the two world wars, which made modern war 'global.' I would like to tell and discuss and examine in this article on the subjects: what happened to the main character Frederic and his sweetheart Catherine, what utterly changed their fates. In other words what I have aimed to do here is to bring modern war down to the human realm, and so to discover what it was really like to be there, where the actual killing was done.

《個人研究第1種》

両大戦間の文学

—武器よさらば—

立野正裕

目次

はじめに

- 1 戦間期、または長い週末
- 2 ある手紙から、その一
- 3 ある手紙から、その二
- 4 カポレットの町で
- 5 物語の光源のなかへ
- 6 イゾンツォ川のほとり

はじめに

2014年のことしは1914年の第一次大戦開戦からちょうど100年目にあたる。同時に第二次大戦の帰趨を決めた1944年のノルマンディ上陸作戦決行から70年目となる。

二つの大戦のそれぞれ節目となった年自体にことさら意味を付与する必要はない。とはいえ、人類史上二十世紀という時代が前代未聞の100年であったことは疑う余地がない以上、この時代がこうむった運命を、あるいはこの時代を生きた人々がたどることになった運命を、同時代が生み出した文学や芸術をとおして、あるいはのちの時代の創造になる文学や芸術をとおして、もういちどわれわれが検証し、再検証することは、依然必要なことであろう。それどころか、その後の人間の運命と、きたるべきこれからの時代に生きる人間に二つの巨大戦争がもたらした影響とを、思考の基礎に据えなおすことは不可欠の前提ではなからうか。

ここに提示される論考は範囲が限定され、主題全体のごく一部のみが扱われるにすぎないが、これまで同じ主題への関心を論者は二十年あまりいただき続けてきた。何冊かの著書と数十点の論文やエッセ

セイや紀行をとおして、自らの関心の在所を特定し、とらえ直そうと試みてきた。^(註1)

この数年間にわたしがおもむいた海外の戦跡または両大戦に関連する地域のなかで、それぞれなんらかの意味で特筆されなくてはならない訪問地がいくつもあった。ウクライナ・クリミア半島、イタリア南部のバシリカータ、フランス・ノルマンディ地方、イタリア北部のスロヴェニアとの国境付近、スイス南西部のマジョーレ湖およびレマン湖、アイルランド西部のゴールウェイと南部のディングル半島、トルコ西部のガリポリ半島などであった。これらの地についてわたしは旅から帰国したのち、ほぼそのつど定期刊行物に発表場所の提供を受けて紀行または論文を書いてきた。たとえば「失われたものの伝説——カルロ・レーヴィの流刑地に行く」(2011年)、「ウクライナへの旅——スヴェトロフの詩を探して」(2012年)、「ノルマンディへの旅——キース・ダグラスの詩を探して」(2012年)、「トルコへの旅——ヒクメットの詩とパルチザンの少女」(2013年)などが主なものである。^(註2)

それらは扱う対象を異にしていなくても、わたしに執筆をうながすことになった旅と調査の意図においては、まさに「両大戦と文学・芸術——二十世紀の運命」という主題に関わっていた。したがってすべて根底においては、戦争という暴力の世界的危機とそれへの人間の抵抗である非暴力の可能性の問題とを見つめようとするものであった。小論も同じ問題意識に立っており、さらなる拡充と深化を探求課題としている。

註

(註1) 『精神のたたかい——非暴力主義の思想と文学』スペース伽耶、2007年、『黄金の枝を求めて——ヨーロッパ思索の旅・反戦の芸術と文学』スペース伽耶、2009年、『近代の終焉——映像・図像・音像から見た二十世紀先進諸国における時代精神の研究』共著、文化書房博文社、2009年など。

(註2) 以上すべては『社会評論』誌に発表された。

1 戦間期、または長い週末

イギリスの作家E・M・フォースターの講演の一つは、「イギリスの散文——1918年から1939年まで」と題されている。これはのちにエッセイとして発表された。1944年、第二次大戦末期のことである。第一次大戦直後から第二次大戦の始まりまでは「戦間期」または「長い週末」と呼ばれる。およそ二十年にわたるその時期に書かれた文学の特徴として、フォースターは作家たちの意識を領していたのは「戦争」であったと語っている。

.....no one can write during or between our wars and escape their influence. There, then, is one obvious characteristic of our prose. It is the product of people who have war on their mind.^(註1)

……二つの戦争のあいだ、または両大戦にはさまれた時期、戦争の影響をまぬがれた作家は一人もおりません。ゆえにわれわれの散文について一つの明白な特徴を指摘することが出来ません。それは戦争を意識せざるを得なかった人々の作品であるということです。

戦争を絶えず意識し、戦争を脳裡に刻印されてしまった人間の文学とは、大戦による世界の混乱を自ら体験し、のちのいわゆる戦間期の平和な状態においても、かたときも休むことなく戦争を凝視し続けた人間の文学ということにほかならない。第一次大戦終結後まもなく戦争回想録 (war memoir) と呼ばれる文献があまた世にあふれた。それらのほとんどはこんにち読まれることも少なくなっているが、代表的なものは依然として文学としての力を失っていない。たとえばエーリッヒ・マリア・レマルク著『西部戦線異状なし』、ハンス・カロッサ著『ルーマニア日記』、アンリ・バルビュス著『砲火』、シーグフリード・サスーン著『ある歩兵将校の回想』、ロバート・グレイヴズ著『さらば古きものよ』、エドモンド・ブランデン著『戦争のアンダートーン』、T・E・ロレンス著『知恵の七柱』、アーネスト・ヘミングウェイ著『武器よさらば』、エミリオ・ルッス著『戦場の一年』、リビウ・レプリアヌ著『処刑の森』などがその代表的なものとして挙げられよう。

フィクションとノンフィクションとを問わず、すべてなんらかの意味で戦争の「回想」である点で、これらの作品は共通している。回想による戦争の記録であり、戦争の傷痕の省察であるという点でつながりを持っている。サスーン、グレイヴズ、ブランデン、T・E・ロレンス、ルッスの著作は虚構としてではなく、文字どおり回想録として書かれたのである。

では、カロッサの『ルーマニア日記』やレマルクの『西部戦線異状なし』やヘミングウェイの『武器よさらば』の場合はどうか。これらは小説すなわち虚構作品であるが、多かれ少なかれやはり作者の実体験が踏まえられている。体験がもたらした経験知と喪失感とが分かちがたく結びついたらま映させられている。

『ルーマニア日記』については別のところに書いたことがあるのでここでは割愛するが、レマルクとヘミングウェイの著書については個別に取り上げなければならない。^(註2)

ここでは『武器よさらば』を取り上げることにするが、同作品の「作品外の現実」ないし伝記的事実として、イタリア戦線をめぐって作者が考察した戦争の幻滅感と、戦場での恋愛という二つの経験的要素も当然視野に置かれるべきであろう。^(註3)

註

(註1) E.M. Forster, "English Prose between 1918 and 1939," *Two Cheers for Democracy*, Penguin Books, 1965, p.277.

(註2) 『世界文学の扉をひらく——第一の扉・運命をあきらめない人たちの物語』スペース伽耶、2008年。同書「第二章 蛇の口より光を奪え」参照。

(註3) Cf. Henry S. Villard and James Nagel, *Hemingway in Love and War*, Hyperion, 1989; Michael Reynolds, *Hemingway's First War*, Basil Blackwell, 1987.

2 ある手紙から、その一

日ごろ現代文学と戦争との関係についての関心を共有する畏友のK・Y氏宛てに、『武器よさらば』に関する書簡をわたしは送った。その「草稿」に大幅に手を入れて（ただし文体は書簡のそれを踏襲したまま）、次にそれを掲げる。

今月××日付けでお手紙をいただきました。「無言館」を主宰する窪島誠一郎さんの講演を聴かれたとお書きです。内容に関しては、いつぞやテレビに出演された同氏が語っておられたことを、わたしも知る機会がありました。太平洋戦争時代の戦没画学生の遺作を展示する同美術館を、そのうちわたしも訪ねてみたいと思っていますがまだ果たせずにおります。^(註1) (写真1)

同氏の活動について多くのことをわたしが知っているわけではありませんが、ご本人がお書きの本を読みました。^(註2)

窪島氏は、「人には感動を他者に伝えていく義務がある。」と語られたといただいたお手紙に大兄はお書きになっておられます。その言葉にわたしも共感を覚えないではられません。この三十年あまり、わたしが若い人々に向かって言い続けてきたことがあるのです。それこそ「感動の責任」ということにほかなりません。

美術でも音楽でも同じでありましょうが、ある文学作品を読み、ほんとうに感動を禁じ得なかったならば、それを自らの言葉で語って人にも伝えよ。感動は人生の恩恵であり、恩恵は独占されるべきでなく、他者に受けわたされて初めて感動はその人のものとなることことができる。それはまさに愛と同じである。独占される愛が真の愛とは言えぬように、もしも感動を独り占めにして満足するだけならば、それはまだ真の感動と呼ぶことはできない。あらゆる感動はおのれによって受けとめられ、やがて他者へと受けわたされる。われわれがこの世に存在するのは、感動の媒介者となるためなのだ。その責任を果たすためにも、われわれはいっそう深く感動するすべを学ばなくてはならない。なぜなら自分がほんとうに感動によって心を動かされるのでないかぎり、感動を他者に手わたすことはできないのだから。

簡略に申しますとこのようなことを、わたしは日ごろ僭越を顧みずに語っているわけですが、僭越



写真1 無言館への道。前方に美術館が見える。
2009年9月

ついでにもう一つしばしば強調することがありますからそれも申します。それは「のちの読者として」ということです。^(註3)

『武器よさらば』は、主人公の回想によって語られる物語であります。第一次大戦の悲惨さと愚かさを描き、レマルク作『西部戦線異状なし』やカロッサ作『ルーマニア日記』などとならぶ戦争文学の秀作であることはいまさら申すまでもありません。ですが、とくにわたしの心をとらえて放さない次の事実は、あまり問題にされぬようであります。

回想によってありありと描き出されるこの物語が、じつは戦後十年近くの歳月を経た主人公の記憶のなかの物語にほかならないという事実です。戦争のなかで失われたものはもはや永久に戻ることがなく、主人公はそのことを知り抜いております。それならば思い出しても詮なきことなのではなからうか。にもかかわらず、なぜ主人公は、そのときから十年も経たのちに、けっして戻らぬ過去を想起し、つぶさに物語ろうとするのでありましょうか。

戦争の悲惨は後世に伝えられねばならない。だが、主人公を衝き動かし、記憶を持続させるのは、その使命感であろうか。小説を読むかぎりではそのように明確に受け取られる意図が全編をつうじて感じられると言うことはできない。少なくともこのことに関して、十分に説明できるという自信は現在のところわたしにはありません。しかし作者が第一次大戦を主題とした小説を書こうと思いついた動機に関しては、作品外に属する現実的な時勢との関連で、同時代の次のような意見を参考にしながら推測することはできそうです。

イギリスのジャーナリストで編集人でもあるデズモンド・マッカーシーの言葉ですが、のちの歴史家の目に1929年から翌30年にかけてとくにめざましかったこととして映るであろう事実がある、と1929年秋に書いております。この時期に人々の感情が初めて強烈な反戦意識に転じた。

マッカーシーは言います。反戦の意識と反戦感情の吐露が戦後十年あまりもの長きにわたって引き延ばされてきたことは奇妙に思われようが、過去のものとなりつつありながらいまだに苦痛を忘れさせることのない傷ましい出来事を、人々はようやく検証できるようになってきたのである。人々のこの態度の変化の兆しとなるものが、世界のいたるところに芽吹いている。その一つの顕著な事実は全ヨーロッパに戦争の実際経験に対する関心が突如として思いがけなく再燃したことである。数年前なら英国でも他の国でもいかなる出版社も売れると思わなかったような本が現在何万部も熱烈に読まれている。そういうものの一例として英国から刊行された注目すべき一冊の本がエドモンド・ブランデンの『戦争のアンダー・トーン』(1928年)である。

しかし、とマッカーシーは続けて、「なかでも最も深く最も広範な感銘をもたらしたのはレマルクの『西部戦線異状なし』であった(But *All Quiet on the Western Front*, by Erich Maria Remarque, has made the deepest and widest impression of any.)。」と書いています。^(註4)

マッカーシーがこう書いた時点ではまだ『武器よさらば』は刊行されていなかったことは明らかです。同書の初版第1刷が刊行されたのは1929年9月27日のことでした。刷られたのは3万1050部。翌年1月8日までには売り上げ部数は7万部を越えたと言いますから当時のベスト

セラーとなったわけです。^(註5)

ただ、マッカーシーが『西部戦線異状なし』に関して挙げている売り上げ部数の各国データは、同書の刊行が『武器よさらば』に半年以上も先んじていたとはいえ（ドイツ語版単行本刊行は1929年1月末、英訳は同年3月ですが、米国での発売はもう少しあとのことです。）、後者をはるかに上回っていたこともむろん確かでした。マッカーシーの数字は29年夏ぐらまでのデータと思われるのですが、ドイツ本国で85万部、英国とフランスでそれぞれ30万部、アメリカで25万部、北欧各国でもそれぞれ5万部といった具合ですから、この時点ではヘミングウェイの小説は、売り上げに関して言えばレマルクのそれに断然水をあけられたと言っていいいわけです。^(註6)

ただ、売れ行きや市場の取り引きはしばらくおくとして、わたしは『武器よさらば』についても、レマルクの小説についても、次のことを考えねばと思っているのです。

すなわち、これらの小説がロングセラーとしてこんにちなお読み継がれているからというばかりでなく、「のちの読者」の一人としてのわたしに、これらの作品がもたらさずにおかない衝撃とその質をいまいちどよく吟味してみることです。

物語の主要な出来事である「そのこと」が、作者または主要登場人物に経験されたのは10年も前のことである。にもかかわらず、それをいまになって想起し、語ろうという気になったのはどういう動機からだろう。つまり、語り手に口をひらかせたのはなにがきっかけだったろう。想起の衝動をうながしたのはなんであったのか。マッカーシーの言はさもあらばあれ、作者の執筆の動機ばかりではなく、物語のなかの人物による自発的な想起ということ、ただ当時の外的な時勢の影響からのみ作者が設定したと見るわけにはまいりません。

これはレマルク研究またはヘミングウェイ研究の主筋とかならずしも一致する問題の立て方ではなく、かなり個人的・主観的な関心の持ち方であるとも受け取られましよう。しかし、わたしに想定される「のちの読者」とは、かならずしも時勢や方法論上の要請にしたがわず、ときにそういう客観的・学問的な地平から浮き上がり、ときには場違いと言わねばならぬような立場、いかにも個人的であるような立場に固執しぬくこともあえて辞さない読者のことなのです。

時代錯誤的なその意志にあえてこだわる理由は、想起される物語と過去の現実と現在ただいまの自己とのあいだで、通常の時間が激しく交錯し、衝突し、停滞し、増幅し、そこからアクチュアルな意味が放射される、その実体的なものをつかむことがわれわれに可能となる、と思われるからです。それが「のちの読者」にそうした時代錯誤を強いる主たる理由でもあるのです。

漠然としているように見えても、その実体的なものとはおそらく、現代に人間として生まれ落ち、現代の圧迫を受けながら生きてゆくなかで、真に向き合うべきものがなんであるかを、われわれに思い起こさせるようなものでありましよう。現代の人間を自己の実存の深みに向き合わせるものと申してもよいかもしれませぬ。そうであるならば、それこそが受けわたされるべき「感動」というものの実体でもあるはずでありましよう。初めにも記しましたが、「無言館」の窪島さんが語っておられるように、戦争による喪失または亡失の苦痛や悲しみに逆らって、のちの人々が想起し、傷みを新たにしつつ語り伝えようとするこの意味も、まさにそこにあると思われるのです。

註

- (註1) 筆者が無言館を訪れたのは書簡を書いてから二年後、2009年9月下旬であった。
- (註2) 窪島誠一郎著『「無言館」への旅——戦没画学生巡礼記』小沢書店、1997年、のち白水社から復刊、2002年。
- (註3) 「のちの読者として」に関しては次の著作を参照されたい。中川久定著『自伝の文学——ルソーとスタンダール』岩波新書、1997年、および立野正裕著『黄金の枝を求めて——ヨーロッパ思索の旅・反戦の芸術と文学』スペース伽耶、2009年。
- (註4) Desmond MacCarthy, “The End of War?,” Desmond MacCarthy (ed.) *Life and Letters*, Vol.III, No.18. Nov. 1929, p.399.
- (註5) Michael Reynolds, op.cit., p.81.
- (註6) 足立邦夫著『レマルク 最も読まれ、最も攻撃された作家』中央公論新社、2013年。同書によれば、1930年6月の時点でドイツ国内では100万部を突破し、各国語訳の売れ行きに関しては同年6月10日付けの『ベルゼンブラット』紙の報道として、次の数字が引用されている。フランス44万、ソ連41万、北米32万5000、英国31万など。同書54ページ。

3 ある手紙から、その二

前章に掲出したK・Y氏宛ての手紙にさきだって、2006年、わたしは先輩の批評家T・M氏と『武器よさらば』をめぐる書簡を交わした。次に掲げるのは、その手紙草稿にもとづくその後の考察であるが、基本的な部分はわたしのなかで変わっていないので、当時の書簡体のままにしておく。

「脱走」もしくは「逃亡」というモチーフに関して、ただ『武器よさらば』だけが、ほとんど形而上学的と言ってもいい次元を垣間見せているということに、わたしはあらためて思いを馳せないではいられません。「死」を考えることは「生」を考えることである。「死は人を滅ぼす。死のことを考えると人は救われる。」というミケランジェロの言葉が、フォースターの長編小説『ハワーズエンド』に2度にわたって引かれていることはご存じのとおりです(第27、41章参照)。(註1)

この逆説を、ヘミングウェイは『武器よさらば』で描いたとわたしは考えております。主人公は格別の動機を持つこともないままにアメリカからイタリアにやって来て軍隊に志願しようとした青年ですが、動機と言えば冒険心にも似た素朴な感情の域を出なかった。その程度だから「死」を恐れる気持ちをかれはほとんど持っていなかった。それなのに、一人の女性を愛してしまったがゆえに、「死」を逃れ、「生」を執拗に求めるようになるのです。軍隊から逃亡し、「死」の側に位置する湖をわたって、「生」の側への脱出ないしエクソダスをあえてこころみるのです。だが、軍隊規律から見ると、主人公の行動は戦線離脱つまり desertion 以外のなにものでもないもので、発覚すれば銃殺刑をまぬがれることはできません。(註2)

それにもかかわらず、主人公の逃亡には、たんに戦線からの離脱という以上の意味が作者によって与えられていると思うのです。主人公と愛人が小舟で漕ぎ出したあの湖はマジョーレ湖ですが、実

際、五分の四は戦時下のイタリア領で、北部の残り五分の一が中立の立場を堅持していかなる国とも交戦していないスイス領です。愛する女性は妊娠していました。つまり新しい「生」を彼女は宿していました。二人はモントルーで「死」の季節である冬を越し、春になってローザンヌに降りて行くのですが、それは産院に入るため、「生」の証しをいよいよこの世に産み落とすためでした。

ローザンヌはレマン湖のほとりにある町です。この小説に描かれる二つの大きな湖水のうちの一つであるこの湖もまた、さきのマジョーレ湖と同じように、「死」と「生」がせめぎ合うさまを象徴的に描いております。そのせめぎ合いが主人公たちに対してかれらの現実として突きつけられるのです。

レマン湖をめぐる物語の後半で、「死」のなかの「生」への期待ないし待機がモントルーでの越冬をとおして描かれているように、「生」の実現ないし到来を象徴するくぐり湖の湖畔の町ローザンヌをとおして描かれているのです。しかし、主人公たちの希望と期待は成就させられることなく終わりを告げます。女性はローザンヌで死んでしまい、のみならず、二人の愛と生の証しとなるはずだった赤子もいっしょに死んでしまいます。からくも死の虎口を脱し、逃亡してこの地までやって来た主人公にとって、これはまさに決定的な徒労であり、不毛さの露頭であり、生の不条理性の現出にほかなりません。死の観念を死の現実が嘲笑ったのです。それでも、主人公たちにそれはまったく予想のほかの事態だったというわけではありませんでした。恐ろしいのはそこです。

お送りした拙論『処刑された兵士の墓』に、わたしは、人間は軍隊からは脱走することができても、世界から脱走することはできないと書きました。それはわたしが立てた命題ではなく、原作にあるくぐりを踏まえて述べたものでした。^(註3)

それが主人公の当時の思いであったというだけでなく、約十年後の想起に際しての継続形でもあるならば、主人公ないし作者の心をとらえ続けている「生」と「死」の逆説もしくはアイロニーを、物語に即していよいよ突きつめてみなくてはならないとわたしは考えたのです。それが昂じて、小説が舞台として描いているその地におもむき、その「現場」を自分の足で歩きながら考え直してみたいと思うにいたりました。まさにセンチメンタル・ジャーニーという次第ですが、そういう旅の仕方をこれまでいくどとなく自分に要求してきたわたしとしては、それがすでに自然な自分の思考のあり方でもあったのです。それで旅の準備をすませると、スイスへ向かう飛行機に乗りこみました。

現にわたしは昨年(2006年)の暮れもスイスに向かい、ジュネーヴで飛行機を降りると空港で車を借り、レマン湖のほとりをとおってヴァレー州におもむきました。そしてアガルンという小邑に宿を取って一週間ほど滞在しながら、ローヌ河溪谷とシンプロン峠を越え、イタリア側に出てマジョーレ湖まで行ってきました。南端に近い湖畔にストレーザという町があります。物語の後半で主人公たちはこの町で再会を果たしますが、密告による逮捕または追手を逃れるため、夜陰に乗じて湖に小舟で漕ぎ出すのです。雨のなかを夜どおし漕いでそのまま北上し、スイス側への脱出逃亡をはかるわけです。(写真2)

ストレーザからわたしも湖畔の道に沿って北上し、イタリア側からふたたびスイス側へ入りました。そして物語に語られるとおり、国境近くの町ブリッサーゴを記憶に刻んでからモントルー、ロー



写真2 ストレーザからスイス方向を望む。主人公たちはここから夜陰に乗じて小舟で漕ぎ出し、スイスを目ざした。2012年8月

ザンヌを経てジュネーヴへ戻りました。主人公らの逃避行の道程はマジョーレ湖が先でレマン湖があとですから、わたしはかれらの道筋を、いわばかれらの「道行き」とは逆の方向から辿り直したことになります。ある意味でそれは、終末部から物語を始めてページの逆方向に向かって進むのに似ていないこともなかったと言えます。このことの象徴的な意味は個人的な次元にしか属さないとはいえ、あながち偶然的なことでも瑣末なことでもなかったと思います。(註4)

小説は読者を「物語」のなかに呪縛しようとし、独自のシステムと言語によって成り立っている物語のテキストの呪縛から、読者がわが身をもぎはなす手立ての一つは、アイロニカルなことに一種の故郷再訪のおもむきを呈するのではないのでしょうか。なぜならその手立ては、描かれた物語の背景のなかに読者が旅を試みることであり、ときに物語の織り目のなかにいったん自分を縫い込んでしまうことを意味するのですから。「作者を理解したいと思うならばその国を訪れよ (Wer den dichter verstehen will, muss sich in sein Vaterland begeben.)」とゲーテは言いましたが、これはただに作者自身を理解するためばかりでなく、その作品ないし物語の世界そのものを「理解する」ことにおいてもあてはまる含蓄に富んだ名言でありましょう。

しかしこの場合、アイロニーにはもう一つひねりがあったと言わねばなりません。『武器よさらば』のようなコスモポリタンの小説においては、主人公にとってのアメリカはいわゆる「故郷」と言いきれるかどうか。また、ひるがえってイタリアはどうでしょう。アメリカにせよ、イタリアにせよ、少なくとも主人公は自らの Vaterland のためにたたかおうと決意して従軍を志願したのでなかったことは確かです。

当人の意識においてさえ志願の目的や動機が分明でなく、物語もまた主人公の「故郷」がどこに存在するかを明示することはありません。たとえば『誰が為に鐘は鳴る』の主人公にとってのスペインは、義勇軍に志願し、ファシストとたたかって、つまらぬ作戦といえども、そのために死ぬに値するなにかを主人公に実感させるだけの故郷感を豊かに持っています。その意味でスペインは主人公にとって精神と魂の Vaterland だったのです。けれどもここでは、イタリアはそれほどの精神的充実を主人公の魂にもたらしているように見えません。スイスといえどもしかりです。このことを、真冬のスイスの寒村の小さな宿に滞在しながら、数日かかりで原作を読み直してみるまで、さしてわたしは重視せぬままでした。故郷喪失と故郷回復、あるいは故郷の創設といった主題が、この小説の背後に隠れていることに気づくには、故郷感というものについてわたし自身が、自らに向かって思いをめぐらせる必要がありました。

アガルンをいわばベースキャンプとして、わたしは二つの湖を訪ねたのですが、ごらんに入れる二

両大戦間の文学

枚の写真のうち一枚はマジョーレ湖、もう一枚はレマン湖を撮ったものです。物語の主人公が過去を想起して語る現在の心象を、読者であるわたし自身の心理的トポロジーとして視覚化しようとしたものですが、物語に縫い込まれた自分を凝視する手段でもあったとわたし自身は考えております。

マジョーレ湖はブリッサーゴよりも少しだけ（約一キロ）北に上った湖畔を写していますが、前述のようにここから南に下ったところにイタリアとスイスの国境があるのです。主人公たちはブリッサーゴという小さな町に上陸して、朝食を済ませたのちロカルノに向かったのです。

わたしの目を奪ったのは岸边から少し離れたところに浮かぶ一艘の小舟でした。細いマストが立っていますが、もしそのマストがなかったらどうだろう、と考えるとにわかにはある感慨にわたしは襲われないわけにはいかなかったのです。イタリアから逃げてきた主人公たちが運命を託した小舟も、せいぜいあの大きさしかなかったのではないか。その小舟がいまもそこに浮かんでいる、という錯覚が執拗にわたしにつきまといました。（写真3）（写真4）

もう一枚は、モントルーの山の中腹から、森をとおしてレマン湖と対岸のフランス側の山々を眺めたときのものです。（写真5）小説の第38章で、部屋に運ばれてきた朝食を、ベッドに起き上がったまま食べる主人公たちの目に、窓をとおして外の景色が眺められます。「湖とその対岸のフランス側の山々が見えた。山々の頂は雪でおおわれ、湖水は灰色がかかった鉄青色だった（Sitting up in bed eating breakfast we could see the lake and the mountains across the lake on the French side. There was snow on the tops of the mountains and the lake was a grey steel-blue.）」と書かれています。^{（註5）}

しかし、この描写は実際とはちがうようです。もっともさらに奥のほうまで行けば、小説の風景と同じ景観が現われ、なるほどと思



写真3 ブリッサーゴ。主人公たちの上陸地点にほど近い。スイス側からイタリア領を望む。2005年12月



写真4 ブリッサーゴ再訪。2012年8月



写真5 モントルーよりレマン湖を挟んで対岸のフランス領を望む。2006年1月

わされたかもしれませんが、じつはわたしの車は積もった雪に行く手を阻まれました。途中のスキー客のたむろするバスターミナルから引き返さざるを得ませんでした。その日、降雪は見ませんでした。空は一面に雲におおわれ、湖面は霧に閉ざされていました。見わたす風景はあたかも水墨画を思わせるかのように淡彩の色合いにひたされて、もの悲しい情緒を湛えているとわたしの目には映りました。それは前述したように、物語の心象であると同時に、読者としてのわたしが物語の当該のくだりをどのように脳裏に刻んで記憶してきたかを視覚化するものだったからでもありましょう。それでも、この景観のうちにいわく言いがたい寂寥感が立ち込めていたことは否定できません。「世界から逃亡することはできない。」と書いた自分の言葉が、あたかも視覚的対応物としての情景を眼前に示されたようでもあり、疑いようのない確かさで裏づけられたかのようにも感じないわけにはいきませんでした。すなわち舞台となった現地におもむいたわたしは、物語から解放されるどころか、逆にいよいよ物語の呪縛を受けるような気さえたのです。その冬の旅で、マジョーレ湖の湖面を眺めながら、またレマン湖をおおう霧を眼下に置きながら、わたしは胸の奥で一人つぶやかないではいらなかったのです。物語というものはなんとむごい企みだろう、と。

事実、こんにちになっても同じことを申さざるを得ないのです。喪失または亡失という主題を、回想として語る物語ほどむごいものはありますまい。作者にとってもそうであるならば、読者にとってもそうであると言わねばなりません、『武器よさらば』という物語は、独り生き残ってしまった主人公によって、回想として語られるほかはない物語です。主人公は戦争のなかで部下を始め何人も身近な人間を失いました。リナルディという無二の親友も失いましたし、ただ一人の深く愛した女性も失いました。希望も絶望も、どちらも回想として語られる「そのとき」とは、想起される物語のなかではすでに決定的に終わった過去でしかありません。すなわち、主人公にとっての「そのとき」は、ただ回想として物語のなかにその姿を現わすだけです。ところが読者のほうは、その回想としての物語を、まさに「そのとき」として、つまり「現在」として経験させられるのです。

ここに、物語ることの真の惨さ、すなわち不条理が存在すると言わなくてはならないのです。あるいは物語というものに内在する酷薄なアイロニーが、いやおうなしに露出させられると言うべきでしょうか。主人公は戦争と「単独講和」を結ぼうとはかり、戦線を逃亡し、銃殺の恐れから逃れるため、一晚中小舟を漕いで湖をわたり、愛する女性との数ヶ月の幸福を味わったと見えたものの、結局それはつかのまのことにすぎなかったのです。逃亡と喪失の運命を確かめるだけのために、わざわざわたしは二つの湖を見に出かけたことになるのかもしれません。

十年近くも時間が経過したのち、主人公がその出来事を思い出して現在形で語るとき、すでに自らは一部始終が果てたあとの茫漠とした空虚さのなかにいるのです。考えると身の毛がよだつようではありませんか。主人公はどのようにして失われた過去に耐えて生きてきたのだろうか。その問いがわたしの胸にしつこくはびころうとします。過ぎ去った生の輝きを懐かしむ牢獄のなかの老いた囚人にも回顧の自由は依然としてあるとはいえ、その回想も語られる物語もまたいつかは果てる。いかなる生にも終末があるように、どんなにいきいきと回想される物語といえども、それは語り手のなかですでに結末が知られている。それを知らない、あるいは知らされないのは、最初の聴き手ないし読者だけ

なのです。

したがって、主人公がモントルーの山上からレマン湖を見下ろして幸福を味わった過去の経験を、読者であるわたしは、語り手の回想を通じて、そのとき主人公がそうであったように、自らもまた無邪気な人間として、ただ一回かぎりのものとして味わうにすぎない。やがて知らされることになる話の結末は、かつての主人公と同様に、読者もまた突然、あたかも青天の霹靂のように、引き受けさせられるほかはありません。

物語に魅せられた読者が、くり返してそのくだりを読むとしても、初読の際には無邪気であり得た自分の同じ状態を、もはや回復することはできないのです。二度目に読む読者はその事実を思い知らされます。それは、ついに脱走しきることを許さぬ酷薄で非情な世界の現前を、まのあたりにすることに似るかのようでもあります。産みの苦しみのなかにいる最愛の人を救ってやることも、痛みを和らげてやることも出来ぬ自分の無力に苛立ち、打ちのめされながら、苦悶にさいなまれ続ける主人公の胸また脳裡に目まぐるしく去来する思いは、すでにそれが回想にほかならないがゆえに、いっそう悲痛なものとなるほかはありません。

Poor, poor, dear Cat. And this was the price you paid for sleeping together. This was the end of the trap. This was what people got for loving each other. (.....) Catherine had a good time in the time of pregnancy. It wasn't bad. She was hardly ever sick. She was not awfully uncomfortable until toward the last. So now they got her in the end. You never got away with anything. Get away hell! It would have been the same if we had been married fifty times. And what if she should die? She won't die. People don't die in childbirth nowadays. That was what all husbands thought. Yes, but what if she should die? She won't die. She's just having a bad time. (.....) Afterward we'd say what a bad time, and Catherine would say it wasn't really so bad. But what if she should die? She can't die. Yes, but what if she should die? She can't, I tell you. Don't be a fool. It's just a bad time. It's just nature giving her hell. It's only the first labour, which is almost always protracted. Yes, but what if she should die? (.....) (註6)

かわいそうな、かわいそうな、いとしいキャット。これがいっしょに寝たことに対してきみが支払わねばならない代償なのか。これがあの罠の結果だったのか。これが互いに愛し合った人々が手に入れるものなのか。(中略) 妊娠しているあいだのキャサリンは楽だった。ひどいことはなかった。ほとんどつわりもなかった。最後までひどく気分がわるくなることもなかった。それなのにここへきてとうとうつかまった。どうあがいたところで逃げられはしない。絶対に逃げられない。たといわれわれが五十回結婚したところで、結局なにも変わらなかったことだろう。ところで、もしも彼女が死んでしまうとしたらどうなるのだ。いや、死ぬものか。いまだきお産で死ぬ人なんかいない。もっとも、世間の夫はみんなそんなふうを考える。それはそうだが、しかし万一彼女が死ぬとしたら。いや、死んだりするものか。いまになってつらい目

に合っているというだけだ。(中略) あとになってみれば、ひどい目に合ったものだねと二人で語り合い、でもほんとうはそんなにひどいわけでもなかったわ、とキャサリンが言うだろう。だがもし万一死ぬとしたらどうする。死ぬはずはない。そうだと。しかし、万一死ぬとしたらどうなのだ。いや死ぬはずがない。なにを馬鹿なことを言っているのだ。ただ苦しんでいるだけだ。苦しい目に合うのが自然なのだ。ただ初産というだけのことだ。初産はたいがい長引くと相場が決まっている。そうだ、だが万一死ぬとしたらどうなのだ。

自問自答にさえなっていないこの堂々めぐりは、頭もなければ尻尾もありません。ただどこまでも続き、いつまでも脳裡につきまとうのです。いわゆる「意識の流れ」の手法で書かれているのですが、その流れにわれわれが飲みこまれることは、物語を読むことから流失して行くことであり、読者自身が意識の流砂に足を掬われることを意味しかねないのです。いよいよ物語も終盤というときになって、いても立ってもいられぬもどかしさと苦悶、苦痛が、意識と感情の悪無限を主人公にこのように強いて止まない。読者をも巻きこむかのようなこの悪無限こそ、たとえ十年の歳月が経過しようとも、いまなお解放してはくれぬ現世の地獄にはかならないと申すべきではないでしょうか。

註

(註1) E.M.Forster, *Howards End*, Penguin Books, 2000, pp. 237, 315.

(註2) 第一次大戦下、各国の前線で将兵の「戦線離脱」または「敵前逃亡」が相次いだ。この問題への対処の仕方は国によってまた軍によって異なるため一概には言えぬところもあり、また問題の性格上、情報開示が現在にいたるもかならずしも十分ではない。本稿で扱っている作品との関連で論者が参照した文献は、第一次・第二次の両大戦にまたがる。おもなものは次の資料である。Gerard Oram, *Death Sentences*, Francis Boutle Publishers, 1998; Julian Putkowski & Julian Sykes, *Shot at Dawn: Executions in World War One by Authority of the British Army Act*, Leo Cooper, 1992; Leonard Sellers, *Death for Desertion: The Story of the Court Martial & Execution of Sub Lt Edwin Dyett*, Leo Cooper, 2003; William Bradford Huie, *The Execution of Private Slovik*, Westholme Publishing, 2004; Charles Whiting, *American Deserter: General Eisenhower and the Execution of Eddie Slovik*, Eskdale Publishing, 2005.

(註3) この書簡執筆の時点では、明治大学文学部紀要『文芸研究』第98号(2006年2月)に依っているが、同論文はのち『精神のたたかい』(スペース伽耶、2007年)に収録された。同書113ページ以下を参照。

(註4) 2012年9月上旬、わたしは旅の記憶の再確認のため、七年前と同じ行程をもう一度たどり直した。ただ、前回とまったく同じではなく、ジュネーヴからローザンヌ、モントルー、アガルンを経て、ロカルノへ出て、湖畔を南下してブリッサーゴ、ストレーザに向かった。

(註5) *A Farewell to Arms*, op. cit., p.222.

(註6) *Ibid.*, pp.245-46.

4 カポレットの町で

主人公で語り手でもあるフレデリックは、かれの回想を「あの年の夏の終わり（In the late summer of that year）」と語り出している。^(註1)

それが第一次大戦下の出来事とわれわれ読者に見当がつくくらいは当然としても、物語を回想しているのが戦後のいつの時点であるかは当初は分かりにくい。

この小説は1928年に書き始められたことが判明しているが、語られている物語の主要な部分は1917年の秋10月以降のことである。すなわち物語の主要人物であるキャサリンとの出会いと死別からじつに九年もの歳月が経過している。^(註2)

だが、読者であるわれわれは、しばらくのあいだはこの歳月の隔たりになかなか気がつかないのだ。計算上それと見当がついたとしても、実感としてその十年近い時間の経過ないし空隙を意識に結びつけながら読み進めるのは意外に容易ではない。

物語を読み進んでのちでなければ、読者は語られる出来事があたかも比較的晩近のことに属するかのよう錯覚させられたままだろう。その理由は主に、描写の簡潔性と具体性、描かれる風景、季節、人々、出来事が新鮮であること、すなわちほとんどすべてがいまだ語り手・主人公の記憶のなかで生き生きとした印象を保っていることにあるにちがいない。

物語のいったいどこで、どの時点で、われわれは主人公ないし語り手の回想がかれこれ十年前の経験をめぐってなされていることに気づくのであろうか。物語を読み返ししながらそのことに読者であるわたしの注意が引き寄せられざるを得ない。

ヘミングウェイは『武器よさらば』以前に発表したいくつかの作品で、現実感覚を稀薄にし、他者との自然な交流の感覚を喪失したいわゆる解離現象にとらわれた主人公を描いている。ヘミングウェイの初期短編『兵士の故郷』の主人公クレブスは欧州に出征した兵士の一人だが、帰国したのは戦後数年を経てのちだった。帰国してみると戦争のことを聞きたがる人々はすでにおらず、戦争の経験を語って人々の耳目を多少なりともそばだたせようと思えば、いきおい話を珍しいものに装う必要があった。そのため話を誇張せざるを得ない。または自分の経験でない話を語りながら、さもその当事者であったかのように聴き手に思わせる必要に迫られた。なりゆきとはいえそのような装いと誇張を続けているうちに、いつしか真っ赤な嘘を語ることに馴れ、言うなればその嘘言のなかで主人公は自分を見失う。三人称で語られるが、主人公の意識に即して語られるから、自己の虚言がいまや抜き差しならない悪癖となりつつあることに気がついて自己嫌悪に陥ってゆく。それだけではない。故郷の人々と自分とのあいだに広がってゆく疎隔の感覚も耐えがたいものとなる。

父親はもとよりだが、なにくれとなく気づかいを示そうとする母親、そして妹とも、家族の情愛の自然な交流がすでに不可能になっていることをクレブスは認めざるを得ない。『武器よさらば』の主人公フレデリック・ヘンリーもまた、現実から疎外されながら、戦後十年近い歳月を生きてきた若者ではないかと推測されるのだ。

そうだとするならば、その疎隔の感覚は戦争でなにかを決定的に失ったことの後遺症なのか、それとも恋人と死別したことによる喪失感の継続なのか。それとも主人公の内面に、イタリアへおもむく以前からなにか深い陥没の感覚がわだかまっていたのか。意識されぬ喪失があらかじめ内部にかたちづくられていたのであろうか。いずれにせよ、「喪失」がこの小説の重要なテーマであることは疑いない。

六年ぶりに本書を読み返したのは、季節がちょうど10月のことであった。偶然であるがそれは物語の書き出しの季節と一致する。それだけに、秋の北イタリアの風景描写に浮かび上がるあれやこれやが、季節の感覚を伴いながら読者であるわたしの目には、いっそう鮮やかなイメージを際立たせるかのようであった。

フレデリックが負傷したのはブラーヴァの北、イゾンツォ川岸で、それがゴリツィアの北にあたるのが、看護師との会話から明らかにされる。(第13章)

質問に応じて主人公がそう説明してやっても、人のよさそうなこの若い看護師（名前はミス・ゲイジ）にとっては、地名はおろか場所の見当もつかないらしい。とはいうものの、小説を読むほとんどの読者もまた、この看護師と大同小異であろう。小説にはウーディネ、サン・ガブリエーレ、カルソ、モンファルコーネ、といった地名や場所の名前が頻出するがどれも一般読者にはなじみがうすい。にわかにはそれらの風景も地形もイメージとして思い浮かべられないであろう。(写真6) (写真7)

もっとも、いくつかよく知られていると思われる場所もある。たいがいは大都市か、中都市か、またはなんらかの理由で読者の記憶にありそうな場所だ。ミラノ、コモ湖、マジオーレ湖、それからトリエステなど。現にこれらの場所は日本人であるわたしといえども知っているし、過去に訪問したこともある。何日か滞在したこともある。



写真6 ウーディネ戦没者廟で調査中の筆者。
2007年12月



写真7 ウーディネ戦争博物館出口付近。
2008年1月

たとえばトリエステは、先年（2007年12月中旬から翌年1月初旬）、ミラノから国内線の飛行機でこの町にやって来て、空港でレンタカーを借り、スロヴェニアとクロアチアへ旅をしたので行きと帰りに立ち寄った町である。ジェイムズ・ジョイスがかつてここで英語教師として暮らしたことがあることも知っていた。それからトリエステからアドリア海に沿って西へ少し行くと、突き出した岬の断崖にドウィノの館がある。リルケの『ドウィノの悲歌』の第一歌はここで生まれた。大戦勃発に先立つ二年前のことだ。（写真8）（写真9）

ドウィノから北上して内陸部に入り、イゾンツォ川に沿いながら山岳地帯を目ざせば、いたるところに第一次大戦の戦跡が点在している。そのなかには『戦場の一年』の著者エミリオ・ルッスの所属していた勇猛果敢なサッサーリ旅団の記念碑もある。またレディプーリアにはイタリア軍戦没者の広大な共同埋葬地があり、そこには約十万名の戦没将兵の名前が刻まれている。^(註3)（写真10）（写真11）

わたしは2007年12月下旬から翌年1月上旬にかけてこれらの場所を訪れ、ずいぶんたくさん戦跡や記念碑を見て回った。その際、『武器よさらば』に出てくる北イタリア山岳地帯のさまざまな町や川や場所が現在

どういう姿をしているかを多少なりともこの目に焼きつけてきたいと思った。大戦は一世紀近くも前のことだが、現在目にする景観の下層には往々にして時間が、いや歴史が凍結させられていることを、わたしはフランドル戦線の跡をなんども巡歴して実感させられていた。戦跡を見る旅を始めてからかれこれ二十年になる。第一次大戦、第二次大戦の跡を、西ヨーロッパばかりではなく、北イタリアやウクライナやトルコ、ひるがえって沖縄と訪れては、そのつど思うのだ。ここには過ぎ去らないものがある。風景は変わっても、迅速な時の変化とその影響の蔭に、ほとんど変わらずにひっそりと止まっているものがあるのだ。



写真8 断崖よりドウィノ城館を望む。第一次大戦時オーストリア領だったため、イタリア海軍の艦砲射撃によって破壊されたがのち修復された。現イタリア領。2008年1月



写真9 ドウィノの断崖。旧オーストリア軍陣地よりトリエステ湾を望む。2008年1月



写真10 レディプーリア・イタリア軍戦没者共同墓地。トリエステよりやや北部に位置する。2008年1月



写真11 レディプーリア・イタリア軍戦没者墓地。納骨されている将兵は約10万名。2008年1月

北イタリア戦線あとを訪ねたこのときの旅で、しばしばわたしは同じ夢を見た。自分が戦没者の墓のなかにおいて、誰か訪問者が白い墓標となったわたしのまえに立っている。わたしはその訪問者をよく知っているようでもあり、全然見知らない人のようにも思う。自分が見た夢はおそらく『武器よさらば』の第13章の終わりに書かれている主人公の眠りの状態の描述の影響があったかもしれない。なぜなら描かれているそれとほぼ似た状態の日々が旅のあいだわたしにも続いたからである。主人公も夢を見て冷や汗をかくのだ。こんどは夢につかまるまいと思いつつ主人公は眠りに引きこまれる。だが、不安な浅い眠りから目を覚ますと、夜は白々と明け始めていて、どこか近くの農家からニワトリの鳴き声が聞こえたりする。一瞬前線に戻ったのかという錯覚に主人公は陥る。だが、かれが横たわっているのは、ミラノのアメリカ赤十字病院の病室のベッドの上なのである。

わたしが滞在したゴリツィアの宿の部屋も病室を思わせるような造りになっていた。大

きな衣装戸棚があり、二脚の椅子が置かれ、むき出しの壁があった。つまり小説とほぼ同じであった。小説には書かれていないが気になったのは色のことだ。わたしの部屋は壁も天井も白かった。カーテンも白く、ベッドテーブルも白かった。たぶんその白さがわたしの夢の原因だったかもしれない。

いっぽう主人公が不安な夜を過ごすのはどうしてだろうか。この物語のずっと先で、キャサリンと同じ部屋に寝ているとき、主人公が夜の瞑想にふける場面がある。そのくぐりには主人公の実存的な不安を暗示している。

戦争、死、愛、はけって別々の範疇に属するものでなく、それらは現代に生きる人間の実存の根底につねに盤踞している。

第18章の書き出しに、その夏はとても楽しい日々をすごしたとある。これは1917年の夏という意味だろうか、それとも18年の夏だろうか。いずれにせよアメリカ軍はもうドイツに宣戦布告していて、オーストリアに対しても遠からず宣戦布告するだろうと思われていた。イタリアにも部隊が配属されていた。ただし戦闘部隊ではなく傷病兵運搬部隊であった。(第12章参照)

第19章では書き出しはこうなっている。「あの夏はそうして過ぎていった。暑かったことと、新聞で次々に勝利が報じられたこと以外、あのころの日々についてはあまり覚えていない (The summer went that way. I do not remember much about the days, except that they were hot and that there were many victories in the papers.)」^(註4)

この章あたりまで読んできて、ようやく主人公・語り手の記憶にムラが生じていることがわれわれの意識にのぼり始める。ここで語られていることがずいぶん過去のことには属するというにあらためて気づかされる。だが物語の運びにつれ、ふたたびしだいに気がつかなくなってゆく。消え去るわけではない。読者がふたたび思い出すとき不意打ちを食らわせられるように、気配を消したままじっと身じろぎせず意識の一隅に居残っているといたふうなのである。

前線ではイタリア軍はカルソ地方へ進撃している。ブラーヴァから渡河してクークを占領している。バインジツァ高地の攻略に着手している。だが西部戦線の情勢は逆だった。小説にはこういう記述がなされている。

It looked as though the war were going on for a long time. We were in the war now but I thought it would take a year to get any great amount of troops over and train them for combat.^(註5)

戦争はまだまだ続きそうな形勢だった。アメリカはすでに参戦していたが、かなりの大部隊を派遣して実践訓練を施すには、まだ一年くらいかかるだろうという気がした。

西部戦線で戦況は膠着し、完璧な勝利などどちらにもあり得ないのだという諦念と自棄が霧のように、またはノーマンズランドにたゆたうイペリットガスのように瀰漫している。「戦争は永遠に続く。百年戦争の再発だ (Maybe they went on for ever. Maybe it was another Hundred Years War.)」^(註6)という主人公の内心のつぶやきは、フランドルから遠い北イタリアの戦場でのこととはいえ、あながちゆえなきものではない。「戦争」という神経を腐食させるガスがいまや世界を覆いつくそうとしていたからだ。

第25章にカポレットという町の名前が出てくる。主人公の記憶にあるその町は、谷間に鐘楼のある小さな白い町だった。清潔な小さな町で広場に美しい噴水があった。

現在はスロヴェニア領、町の名前もコバリットとなっている。このあたりを戦場としてたたかわれた大戦時の遺物が発掘され、それらが展示されている戦争博物館が町の取っつきの道路右側にあった。わたしが来訪の目的を伝えると、館長をも兼ねているという受付の紳士が、それならヘミングウェイの写真も見て行きなさいと言う。指さされたとおりの二階に上がると、踊り場の一角に小さな丸いテーブルがあり、椅子が二脚置かれていた。そこの白い壁に文豪の大きな肖像写真が掲げられている。胡麻塩の頬髯をたくわえた中年になってからの写真でよく知られている。だがあらためて見ると、作家がじつにいい目をしていることに気づかされる。ガラスの照り返しがカメラに映り込むのを承知でわたしはその一角を写真に撮った。(写真12)



写真12 ヘミングウェイ肖像写真。
カポレット戦争博物館。2007年12月

マーク・トムスはヘミングウェイが描いた「カポレットからの退却」に注目している近年の歴史家の一人であるが、敵であるドイツまたはオーストリアの兵士とのたたかいではなく、イタリア軍同士の殺し合いに作家が注目したことに、あらためて意義を見いだしている。敗走するイタリア軍と難民にとって、ドイツ軍は迫りくる脅威であったにもかかわらず、物語では侵略者のその姿はるか遠景に退いている。あまりにも「遅滞なく」かれらが進撃してくるため、なにか「超自然的」なおもむきを呈しているとさえ感じられる。しかしそれは潰走するイタリア軍の目に映った映像だからであり、その比喩は「脅えきったイタリア軍をとらえた抜群のスナップショット」にほかならぬとトムスは言う。だがさらに重要なのは次の指摘だろう。

With the army self-destructing, nothing makes sense except Henry's passion for an English nurse. Caporetto is much more than a vivid backdrop for a love story: it is an immense allegory of the disillusion that, in Hemingway's world, everyone faces sooner or later. Henry's desertion becomes a grand refusal, a *nolo contendere* untainted by cowardice, motivated by a disenchantment so complete that it feels romantic: a new, negative ideal which holds more truth than all the politics and patriotism in the world.^(註7)

自己崩壊を遂げつつある軍隊のなかで意味あるものと言えば、もはや英国人看護婦に対するヘンリーの情熱のほかにはなにもない。カポレットは一つの愛の物語のいきいきとした背景という以上のものとなる。それは幻滅を比喩的に描いて比類なきものであり、ヘミングウェイの世界のなかでは誰しもが遅かれ早かれ向き合うことになるものなのだ。ヘンリーの逃亡はすべてのものに対する拒否となった。それは卑怯さによる汚染とは一線を画すノロ・コンテンデレ（不抗争の答弁）にほかならず、迷夢からの覚醒に動機を持つ。それがあまりにも徹底的であるがゆえにロマンティックにすら感じられる。つまり新たに生まれ出た負の理想だ。それがいまや世界のあらゆる政治的思惑や愛国主義などよりもいっそう真理をはらんだものとなる。

従軍を自ら志願しながらも、その志願の動機を欠いていた主人公は、まさにこのみじめな敗走のさなかに逆説的にも一つの動機を見いだしたとトムスは言うのだ。それは「迷夢からの覚醒」にほかならない。説得力があり、非常に重要な指摘でもある。

それにもかかわらず、わたしは旅のなかで自分の脳裡に貼りついたものに相変わらずとらわれている。戦争という「迷夢」からの覚醒が主人公を戦争からの離脱者（deserter）にしたのであろうか。その離脱はそもそも主人公に可能だったのだろうか。次章でそのことを考えてみたい。

註

- (註1) *A Farewell to Arms*, op.cit., p.7.
 (註2) Cf. Michael Reynolds, *Hemingway's First War*, Blackwell, 1987; Henry S. Villard and James Nagel, *Hemingway in Love And War*, Hyperion, 1995.
 (註3) Petra Svoljsak, *The Front on Soca*, Cankarjeva založba, 2002, p.77.
 (註4) *A Farewell to Arms*, op.cit., p.92.
 (註5) Ibid., p.93.
 (註6) Ibid.
 (註7) Mark Thompson, *The White War: Life and Death on the Italian Front 1915-1919*, Basic Books, 2009, p. 320.

5 物語の光源のなかへ

トムスの所論を念頭に置きながら、物語のいわば「光源」に浮かび上がってくる一つの挿話を、『武器よさらば』をめぐる別の旅における自分の経験をとおしてこの章では考えてみることにする。

もともとはT・M氏宛ての2007年×月×日付け書簡がもとになっているので文体はそのままとするが、この手紙を書いた後にトムスの本を読んだということもあり、適宜わたしの都合に合わせて内容を整除するつもりである。

イタリア戦線で最も苛酷だったと言われる「カポレットからの退却」という悲惨な事態を、ヘミングウェイは『武器よさらば』のなかで克明に叙述しています。イタリア避難民の群れと敗走する将兵のありさまを描いたそのくだりは、つとに多くの批評家によってその迫真的なりアリティを評価されてきました。ヘミングウェイ自身、かれが第二次大戦下の1942年に編集し序文を寄せて刊行したアンソロジー『戦争のなかの人間』*Men at War*に、「第二次大戦は第一次大戦の継続にすぎない(This war is only a continuation of the last war.)。」と記していますが、同書に自作『武器よさらば』から二章を選んで収録しているのです。それは第29章と第30章ですが、どちらも「カポレットからの退却」の場面を叙述していることに注目させられます。^(註1)

カポレットは当時のイタリアの町の名前ですが、現行の地図の上ではスロヴェニア領となっているため、町の名もコバリットに変わっています。また多数の将兵の血で染まったイゾンツォ川もスロヴェニア語名に変わり、いまはソーチャ川と呼ばれるのです。

わたしは2007年初頭、ヘミングウェイが作品の冒頭



写真13 ゴリツィア第一次大戦戦争博物館前で。2007年12月

に描いた町ゴリツィアに滞在しながら、国境付近ないしイゾンツォ川（現ソーチャ川）流域の戦没者記念碑や霊廟や戦争博物館を連日見て回りました。^(註2) (写真13)

オーストリアに加勢したドイツ軍に押されたイタリア軍は総崩れとなり、ずっと後方（タリアメント川西部）に布陣しなおすことを決定したため、この撤退作戦に巻き込まれた付近住民もまた難民として移動せざるを得なくなりました。降りしきる雨が道路を悪路ないし泥濘に変えます。兵士も市民もそのなかをただただ歩き続けるほかありませんでした。人々の疲労は極限に達し次々と倒れていきました。将兵のあいだには軍規もなにもなくなっていました。ヘミングウェイはその混乱のさまをつぶさに描いたのです。タリアメント川を目ざして歩きながら、主人公たちはようやくこの退却がどれほど大掛かりな規模のものかを悟るのです。「軍隊だけではなくその地域全体が動いていた (I had not realized how gigantic the retreat was. The whole country was moving, as well as the army.)。」と本文にはあります。^(註3)

その意味で、この小説に最大の評価を与えたのは批評家ではなく、むしろムッソリーニ政権下のイタリア・ファシスト政府だったとすることができるのは皮肉な話ではないでしょうか。なぜなら、カポレット退却を統一イタリア国家にとっての大なる屈辱の歴史とみなしたムッソリーニ政権は、この小説の描写に迫真性を感じ取って、イタリア語版を発禁処分にしてしまったからです。この措置は第二次大戦終結まで続きました。^(註4)

ゴリツィアの西方数十キロのところにあるウーディネという町があり、一日わたしはその町に向かって車を走らせました。前方に広がるなだらかな葡萄畑には、冬の光とも思えない明るさが満ちあふれていました。畑のあいだを縫う道が、段丘に応じて見え隠れしています。それはころなごむ牧歌的な風物詩でした。「ヴィーノ・ストラダ（葡萄の道）」と記された標識が目に入ります。わたしは路傍に車を止めて写真を撮りました。しかし景色に見とれているうち、妙な方向にわたしの連想が傾いたのです。(写真14)



写真14 ヴィーノ・ストラダ（葡萄の道）からイゾンツォ川を眺める。2007年12月

葡萄畑に植えられた葡萄の木は枝を刈り込まれ、副え木でT字型に固定されています。差し渡された鉄線も遠方から眺めるとさほど目立ちません。一つ一つ独立してまるで十字架を思わせるようです。それがなだらかな斜面のどこまでも整然とならび、眼路のかぎりつらなっています。さながらフランドルのいたるところで目にした戦没者墓地を想起させるようでした。そのとき『武器よさらば』のなかほどに描かれた二つの章が、だしぬけにわたしの頭に浮かんだのです。それはたんに想起から想起への連鎖反応にすぎなかったのではありません。正確にはむしろ一つの観念、イデー・フィクス

となって、その日以来わたしの脳裡に貼りついたのです。二つの章が作者自身によって選び出され、作者編集の戦争文学アンソロジー『戦争のなかの人間』に収録されていることに思い当たったのは、迂闊なことに帰国したあとになってからのことでした。

それはとにかく第29章で、主人公が指揮を取る救急自動車が、イゾンツォ川方面からの退却路を難渋しながらもウーディネまであと十キロという地点までやって来ます。ところが泥濘のなかで車はどうとう動きが取れなくなってしまいます。全員車から降り、深い溝のなかから車輪を押し上げなくてはなりません。車は他部隊所属の軍曹二人が便乗するのを許していました。主人公は車輪の下に敷き詰めるための小枝を集めるようかれらにも命令します。軍曹たちはいやがり、背を向けて立ち去ろうとします。主人公がこれは命令だぞと二人に言うのですが、下士官たちはいっこう足を止めようとしません。すると主人公は腰につけたホルスターから拳銃を取り出し、去って行く二人に向かって発砲します。それは威嚇ではありませんでした。一人はからくも射程外に逃げおおせたものの、もう一人は背中に被弾してうつ伏せに倒れます。止めを刺したのは主人公の部下でした。すなわち一人は脱走し、もう一人は脱走に失敗して射殺されるわけです。後述する次の章の場面との関連性を考えれば、これは主人公に関して非常に重要な出来事であったと言わなくてはなりません。

次の第30章では、主人公が憲兵につかまる場面が描かれています。イタリア人らしくないアクセントから敵側のスパイと疑われ、即決裁判によってあやうく銃殺されそうになるのです。

主人公を即決裁判で銃殺しようとする憲兵たちにはまったくためらいがありません。かれらは撤退中の兵士たちのなかから将校だけを見つけ出し、指揮すべき部隊を見棄てたという容疑で裁き、その場で有罪を判決しては片端から銃殺してしまうのです。尋問者たちの風貌が主人公によって二度までも次のように観察されているのは、じつに象徴的に際立っています。

The questioners had all the efficiency, coldness and command of themselves of Italians who are firing and are not being fired on.^(註5)

尋問にあたる連中はイタリア人のなかでももっぱら撃つほうの立場で、自分が撃たれる立場にはない人間特有の、有能さと非情さと自制心を完璧なまでにそなえているのだった。

The questioners had the beautiful detachment and devotion to stern justice of men dealing in death without being in any danger of it.^(註6)

尋問にあたる連中は、自らは死の危険にさらされることなく、死を宣告する立場の人間に特有の、あのみごとなまでの冷静さと妥協なき正義の裁きに対する忠誠心をそなえていた。

すんでのところ主人公は川に飛び込み危機を脱するのですが、この場面は物語のなかで主人公自身がついに脱走兵になってしまう瞬間でもあります。したがって前の章と同じように、この章のこのくだりもまた『武器よさらば』という題名に関わって、物語の重要な転換点をなすところとみなされなければなりません。

くり返しますが、第29章と第30章とが隣り合わせに置かれたこの二つの場面は、物語の転換点をなしている。と同時に、主人公の性格に関して鋭い対照をも見せているのです。

十字架の列を思わせる葡萄の木々を眺めながら、わたしはいまさらながらにその対照が意味するものを考えないわけにはいきませんでした。次のような想念が目まぐるしくわたしの脳裡を去来したとお考えください。

どうして主人公は味方の兵士を撃ったのか。撃ち殺すほどのことだったのだろうか。動きの取れなくなった車を見棄てて、手伝いもせずそのまま行ってしまうとした。だがそれだけのことだ。どうして殺さなくてはならなかったのか。下士官の背に向かって発砲する主人公がいっぽうにあり、他方には粗雑きわまる裁判で銃殺されかかり、からくも逃れて軍そのものから脱走してしまう主人公がいる。主人公もまた立ち去ろうとする味方下士官を撃つときためらいを少しも見せなかった。自分が銃



写真15 旧墓標。カポレット戦争博物館。2007年12月



写真16 塹壕戦の跡。カポレット戦争博物館。2007年12月



写真17 墓地の前での戦死。カポレット戦争博物館。2007年12月



写真18 兵士の「休息」。カポレット戦争博物館。2007年12月



写真19 破壊されたカポレットの町。カポレット戦争博物館。2007年12月



写真20 武器よさらば。カポレット戦争博物館。2007年12月



写真21 銃撃を受けて穴のあいた聖母子像の壁掛け。カポレット戦争博物館。2007年12月



写真22 鉄条網に絡まったところを撃たれた兵士。カポレット戦争博物館。2007年12月

殺される危機に瀕して、主人公は尋問者たちの「有能さと非情さと自制心を完璧なまでにそなえて」いるさまを冷静に観察していた。だが、それは最前自らもまた去りゆく二人の下士官の背に向けてためらうことなく発砲した際の冷徹さ・非情さといったいどれほどの径庭があるだろうか。自らが危うく逃れた即決裁判と銃殺刑とが理不尽以外のなにものでもないとすれば、それに先立って描かれた主人公自身の行為もまた理不尽そのものと言わなくてはならない。その理不尽こそ、戦争と暴力の本質に関わっているにちがいない。しかも、それは主人公の外部に存在しただけではなかった。それはかれの内部にも存在した。主人公は自らの無意識に深く巣くう暴力性を、軍律の名のもとにかれの上に行使されようとした暴力の理不尽さによって、初めて悟らされることになった。こうして二つの章の二つの場面は、際立った対照をなすと同時に、緊密に対応し合っている、と言わなくてはならないのだ。(写真15) (写真16) (写真17) (写真18) (写真19) (写真20) (写真21) (写真22)

第29章の軍曹殺害は処罰 (penalty) か、それとも殺人 (murder) か。このことを問わねばならないのは、自らの行為に対して主人公が終始無関心であったというふうには思にくいからです。というのは、軍曹の遺骸に何度となく主人公は言及しているのです。ある意味で執拗なまでのその言及

の仕方からも、自分の行為の結果に対する主人公の内面的な関心の所在を、われわれはうかがうことができるのです。

「太陽が雲の陰から姿を現わしかけていた。軍曹の死体は生垣のそばに横たわっていた (The sun was almost out from behind the clouds and the body of the sergeant lay beside the hedge.)」^(註7)とあり、「運転席にすわったボネッロは軍曹の上着のポケットというポケットをあらためていた (Bonello, sitting behind the wheel, was looking through the pockets of the sergeant's coat.)」とあり^(註8)、「ぼくは背後の道路を振り返った。軍曹は汚れた長袖の着姿のままで横たわっていた (I looked back up the road. The sergeant lay in his dirty long-sleeved underwear.)」と^(註9)、再三にわたって言及されているのです。このことから、軍曹を死に追いやったことに対して、主人公が無関心ではなかったことが暗示されているとみることができます。

だが同時に注目すべきことは、人一人を死に追いやったことにかれが無感動のままであることもその言及からうかがえるという事実です。死に対して無視を決めこむわけではない。無関心というわけでもない。それでいて感情を動かされるのでもありません。主人公のこういう面にはなにかわれわれを慄然とさせずにはおかないものがあります。もう少し吟味を続けてみましょう。二ページほど先に行ってから、撃ち殺した軍曹のことが部下たちのあいだにひとしきり話題としてのびります。

「よくあの軍曹を撃ちましたね、中尉 (‘You certainly shot that sergeant, Tenente,’ Piani said.)」と部下の一人が言い、もう一人の部下が念を押すのです。「やつに引導をわたしてやったのはこのおれさまだからな (‘I killed him,’ Bonello said.)」^(註10)

部下たちは自分たちは社会主義者なのだ主人公に向かって言い、射殺された下士官を憎んでいたことを隠そうとしません。「この戦争で人を殺したことはなかったんだが、前から下士官を一人撃ち殺してやりたいとずっと思っていた (I never killed anybody in this war, and all my life I’ve wanted to kill a sergeant.)」^(註11)という言葉にもその憎悪の深さが表出されています。つまり、庶民出のかれらにとって戦争とは、敵国の兵士らとのそれよりも、むしろ自国の軍隊の抑圧を直接的に体现している傲慢な下士官に対してのほうが、はるかに憎悪の現実性を帯びて感覺されているのです。したがって軍曹を殺したことに対する後ろめたさは、まったくかれらにはありません。

ところが多かれ少なかれ階級感情に根差したこの部下たちの強い憎悪を、将校である主人公だけは共有していないのです。つまり階級的な憎しみからかれは発砲したのではない。ではなぜ撃ったのか。射殺にいたる動機がもっぱら「命令」に服従しなかった下士官への処罰 (penalty) にあったとすれば、軍隊規律によってかれの良心は防衛されていることとなります。

でも実際にはどうなのでしょう。やはり、下士官の射殺と自分自身の銃殺の可能性と、隣接して起こった二つの出来事が、主人公のなかでいったいどのように受け止められているのかという疑問は、依然としてわれわれから消えることはありません。これは、主人公の下士官たちに対する「銃撃における冷血さ (“cold-blooded” shooting)」に注目して、犀利な論考を発表しているミリセント・ベルのような研究者でさえも、十分には突きつめきれていない点のように思われます。もっとも、主人公の内面的動機の欠如にもかわらず、その脳裡に突如として閃くようにアメリカでの思い出がよ

みがえる場面を、「きわめて重要な記憶のひらめき (a profoundly significant flash of memory)」としてベルが指摘していることは注意にあたいます。^(註12)

その思い出のなかの場所は故郷のアメリカにあって、主人公がイタリアにやって来る前から、すでに周囲の樹木とともに取り払われ、切り払われて、原形をとどめていないのです。主人公はもはやそこに帰って行くことはできない。すなわち主人公のなかで最もやすらうことのできる場所だった魂の故郷は、大戦下のイタリアへやって来る前にあらかじめ失われてしまっています。その喪失の感覚が、動機を欠落させたまま主人公に従軍をうながしたものと対応していることを、ベルは指摘しているわけです。

しかし、われわれがもう一つ注意すべきことは、下士官の逃亡に際し主人公が「冷血」をもって実行したこの銃撃のことを、最後までキャサリンに告げなかったという事実でありましょう。それは後ろめたい経験を自分がしたことを告げたくなかったからでしょうか。そうとも言えますが、逆にそうでないとも言えます。キャサリンと再会してのちの主人公は、戦場や戦線で自分に生じたことのほとんどが、もはや意味を持たないか、もはや関心を払うにあたいしないかのようにふるまうのです。しかし主人公は、あらかじめ「故郷」を亡失させられた自分の「世界」にさえ、戦場や戦線が容赦なく拡大し続けていることに気がついていません。主人公の内面の「世界」には、そこから脱走したのちも相変わらず「戦争」の証跡が、あたかも炸裂した砲弾によって出来た窪みのように、ぽっかりと穴をあけているのです。「戦線」はなおも拡大し続けている。穴の縁まで迫って来ているのです。それを最後までフレデリックは意識化せぬまゝいるのではないかとわたしには思われてならないのです。

註

(註1) Ernest Hemingway "The Retreat from Caporetto," ed. by E. Hemingway, *Men at War*, Collins, 1966, pp.244-61. なお同書には『誰が為に鐘は鳴る』*For Whom the Bell Tolls*, 1940. からの抜粋も収録されている。

(註2) ヘミングウェイ肖像写真。コバリット戦争博物館蔵。

(註3) *A Farewell to Arms*, op.cit., p.170.

(註4) Reynolds, op.cit., p.7.

(註5) Ibid., p.174.

(註6) Ibid., pp.175-76.

(註7) Ibid., p.160.

(註8) Ibid.

(註9) Ibid., p.161.

(註10) Ibid.

(註11) Ibid., p.161.

(註12) Millicent Bell, "Pseudoautobiography and Personal Metaphor," Harold Bloom (ed.), *Modern Critical Interpretations: Ernest Hemingway's A Farewell to Arms*, Chelsea House, 1987, p. 121.

6 イゾンツォ川のほとり

ヘミングウェイは「カポレットからの退却」を含む小説のこれらの章を、自らの経験によってではなく、文学者としての「想像力」を用いて書いたことはレノルズを始め多くの研究者が指摘している。^(註1) 作者は「戦争」という暴力の支配する時代と状況のなかで、いかにして「人間」が死に、いかにして生まれ得るか、そしてふたたび死にいたらしめられるかを描こうとした。

武器よさらば、という宣言がたんに武器を捨てること、または武器を持たないことを意味するだけだったならば話は単純である。文学は暴力の本質への批判的洞察を含まねばならない。そのため、作者は双方向的な二つの暴力性の次元にからめ取られた主人公を描く必要があった。

作者がそれを意識的に描いたことは疑う余地がない。なぜなら冒頭でも述べたように、ここで扱った挿話を構成する二つの章を、ヘミングウェイが自分の編集になる戦争文学アンソロジー『戦争のなかの人間』にあえて収録したのは、第二次大戦中の1942年であったからだ。主人公が経験することになる内と外との暴力の理不尽さを、根底において同じ一つの連関をなすものとしてとらえる視点が、読者であるわれわれに委託されているのである。

頭のなかでそう考えながら、葡萄畑のなかの牧歌的な道ヴィーノ・ストラダをわたしは進んで行った。道はやがて本道に合流した。天気もよく、風もなく、雪もなかった。右手にイゾンツォ川がゆっくりと蛇行していた。やがて前方に不思議な光景を見た。青白く光る道がまるで水のなかにぐっと沈んで行くかと思われた。山が終日太陽を遮るため、影になったこちら側がすべて霜でおおわれていた。そのせいで周囲が青白く沈んで見えるのだった。川の流れの音はまるで聞こえず、山裾も対岸の林もひっそりと静まり返っていた。一世紀近くもむかし、そこが修羅場と化し、数万の兵士がひしめき合い、砲声のとどろくなかで殺戮をくり返した場所だということを想像することは困難だった。しかし、主人公が砲弾の破片を受けて脚を負傷したのはまさにここだったのだとわたしは思いあつた。(写真23) (写真24)



写真23 冬のイゾンツォ川。カポレットは前方に位置する。2007年12月

註

(註1) Reynolds, op.cit., p. 136.



写真24 霜におおわれたイゾントツォ川。主人公はこの付近で負傷したと見られる。
2007年12月

スピノザとオランダ・カルテジアニズム

桜井直文

Spinoza and the Dutch Cartesianism

SAKURAI Naofumi

The thought of Benedictus de Spinoza is often considered something extremely incomparable and irregular among his contemporaries like an "anomalie sauvage" as Antonio Negri said. But it is not the case. In fact among the philosophers called Cartesians in the seventeenth century Netherlands, there were at least some who had the thought very akin to Spinoza's on certain points. We do have to clarify the differences between Spinoza's thought and theirs so as to evaluate his philosophy in the seventeenth century Dutch philosophical context and even to know the genuine meaning of the so-called "anomalie" of his thought.

Among the Dutch Cartesians I selected Lambert van Velthuysen and Lodewijk Meijer, both of whom had friendly relations with Spinoza and had similar thoughts to his, to examine their differences from Spinoza.

Van Velthuysen, who was an orthodox Calvinist as well as a Cartesian, had very similar thoughts to Spinoza in biblical interpretation. But he differentiated himself from Spinoza who considered the biblical teaching as nothing but moral (i.e. practical) one, and thought that the biblical authors had spoken "ad captum vulgi (accommodating themselves to the understanding of the people)" so that the biblical teaching had nothing to do with the philosophical truth, while Van Velthuysen followed the traditional way of thinking that the "truth of faith" could not contradict with the "truth of reason". And Van Velthuysen can be seen to have walked into the philosophical "blind alley" in his attempt to accommodate the Cartesian physics with the Calvinist faith of predestination, while Spinoza could find the exit from it by introducing the concept of "individuum" into the Cartesian physics. We examined the possibility that Lodewijk Meijer might have given Spinoza a hint to this concept by quoting the concept of "quies" in his doctoral thesis "de Materia, ejusque Affectionibus Motu, et Quietate". The Japanese translation of this thesis is attached to this paper.

《個人研究第1種》

スピノザとオランダ・カルテジアニズム

桜井直文

はじめに

十七世紀オランダの哲学者ベネディクトゥス・デ・スピノザ Benedictus de Spinoza 1632-77 の思想をオランダのカルテジアニズム（デカルト主義）Dutch Cartesianism の文脈のなかにおきなおして再考すること、これが明治大学人文研究所特別研究で報告者が設定した課題であり、本報告書のテーマでもある。スピノザの哲学・思想は、同時代のライプニッツやマルブランシュとともにデカルト主義の流れをくむものとして一般に位置づけられている。そのことに異論をはさむ研究者はおそらくひとりもないだろう。事実、デカルトはその死の前年の一六四九年までの二十年あまりオランダに在住し、その哲学の影響は、母国フランスよりオランダにおいて顕著だった。デカルトの哲学が大学で最初に教えられるようになったのもオランダでのことである。のちに見るように、「オランダ・カルテジアニズム」の流れともいうべきものが当時のオランダにあきらかにあり、スピノザもまたそうした流れに棹さしていたのである。しかしながら、同時に、スピノザの思想のなかにはあきらかにデカルトとは異質なものが含まれ、たんにデカルトの亜流としてかたづけることができないこともまた、研究者たちが一致して認めるところである。デカルト主義の流れに棹さしながらしかしそれとは異質なものとしてスピノザが登場したことはどのようにして説明されるのだろうか。デカルトとスピノザのあいだにいったいなががあったのか。デカルト本人とスピノザは、十七年間の共通の時間をオランダの空のしたですごしている。だが、スピノザが、ラテン語を学び、デカルトの哲学に触れることができるようになったのは二十歳を過ぎてからであって、老人であったデカルトと青年スピノザがアムステルダムの街のどこかでたとえ出会うことがあったとしても（狭いアムステルダムではその可能性はおおいにあった）、両者がことばをかわしたり、ましてや、思想的な会話をかわすような場面は一度もなかったと考えられる。スピノザがデカルトの思想に触れるのは、デカルトの死後、ライデンやユトレヒトのオランダ・カルテジアンたちとのかかわりのなかでであって、事実当時の思想界では、スピノザ自身がそうしたオランダ・カルテジアンの一とあきらかに目されていたのである。したがって、スピノザの思想を、デカルトとの共通性と差異に着目して確定するためには、当時のオランダ・カルテジアニズムの文脈のなかにかれを位置づけるという作業が不可欠である。これまでの

哲学史のなかで、スピノザの思想が、ともすれば、その特異性のみが強調されるか、さもなければ、デカルト主義のたんなる亜流としてかたづけられるか、のいずれかの扱いしか受けてこなかったことのおおきな理由は、かれをオランダという文脈、とくに、オランダ・カルテジアニズムの文脈^(注1)のなかに十分に位置づけてこなかった、ということがあるのではないだろうか。デカルトとスピノザの思想の共通性を語るにしても、その差異を語るにしても、このオランダとオランダ・カルテジアニズムの文脈こそが、これまで両者の思想をつなぐのに欠けていた環（ミッシング・リンク）をなしていたのではないかと思われる。オランダ国内の研究においても、このミッシング・リンクが注目され、そこに光が当てられはじめたのは、たかだかこの十数年のことである。この研究報告は、そうした最近のオランダから発信される研究にたすけられながら行った、スピノザをオランダ・カルテジアニズムの文脈のなかに位置づけようとするささやかな試みである。

オランダ・カルテジアニズムのおおきな特徴は、デカルトがそこに踏み込むことを躊躇し、できるかぎり哲学とは切り離そうとした宗教と政治の問題に、当初は、デカルト自身と同様にためらいながらも、しかし、どうしても踏み込まざるをえなかった、ということにある。オランダは、デカルトの哲学を大学で教えた最初の国であったとうえに述べたが、そのことは、大学における神学の内容とデカルト哲学の内容とのつきあわせが不可避的に行われざるをえなかったということでもある。大学における神学教育には、その背後に教会、とくにオランダの公的な宗派である改革派（カルヴァン派）のつよい影響があった。そして、改革派教会は、政治的には、共和制を支持する議会派に対して、ある意味での王制を支持するオランニエ派（総督派）と結びついていた。とくに改革派における「反動宗教改革 Counter-Reformation」派（「さらなる宗教改革派 the Further Reformation」）と呼ばれることもある）ともいうべきフーティウス派は一種の神権政治（政治によって積極的に宗教的モラルを実現すべしという考え）を主張していた。したがって、とりわけこのフーティウス派は、神学や聖書に対してすこしでも疑いの目を向けるような動きに対してはきわめて敏感になっており、デカルトの考えは、そうした危険をはらむものとしてかれらには受け取られたのである。したがって、オランダにおけるカルテジアニズムは、大学におけるその橋頭堡を守るという防御的な意味でも、すなわち、自分たちが、政治や宗教を脅かす存在ではない、ということを示すためにも、政治や宗教について語らざるをえなかったのである。本稿では、そうしたオランダ・カルテジアニズムの担い手のなかでも、スピノザと実際に交渉があり、直接の面識もあった二人のカルテジアンをとりあげたい。ひとり、ランベルト・ファン・フェルトハウゼン Lambert van Velthuysen 1622-85 であり、もうひとり、ロドウェイク・メイエル Lodewijk Meijer 1630-81 である。両者とも、スピノザとかわした書簡が今日でも残されており、スピノザとの出会いを含む直接的な交渉があったことが確認されている。とくに後者は、一貫してスピノザの近くにいた友人であり、スピノザの最初に出版された著作『デカルトの哲学原理』への序文を書き、かれの『遺稿集』の編集にたずさわったことでも知られている。

第一章 ファン・フェルトハウゼン——カルテジアニズムとカルヴァン主義との結びつき

ランベルト・ファン・フェルトハウゼンは、デカルトの哲学を（そのオランダ語訳がでるまえに）オランダ語でオランダに最初に紹介した先駆者のひとりであり、しかも、このあと見るように、デカルト哲学からの帰結を、おそらく、スピノザがそこからみちびきだした帰結にもっとも近いところまでみちびいた哲学者でもある。本節では、ファン・フェルトハウゼンが、その手前まで行きながら結局はそれを越えられなかった一線、そして、オランダ・カルテジアンの中なかではスピノザだけがそれを越えた一線がどのようなものだったのかをさぐってみたい。

（一）聖書解釈をめぐるフーティウス派との論争

ファン・フェルトハウゼンは、正統派カルヴァン主義者 an orthodox Calvinist として出発した。そして、のちに「哲学の自由」をめぐって、その自由が制限されるべきと考えるおなじ正統派カルヴァン主義者のフーティウス Gisbertus Voetius 1589-1676 やフーティウス派と対立し、とくに聖書解釈の方法をめぐってはげしい論争をかわすことになるのであるが、それにもかかわらず、かれが正統派カルヴァン主義者の立場を捨てることはなかった。ファン・フェルトハウゼンのユニークな特徴は、正統派カルヴァン主義者であると同時に、カルテジアン（デカルト主義者）であり、かつ、ホッブズ（ホッブズ主義者）でもあった、ということにある。たとえばかれは、カルヴァン派の教義である予定説を、デカルトの永遠真理被造説と結びつけて説明し（これについては次項）、墮罪によってわれわれの理性は曇らされ、われわれに残されているのは「自己保存の衝動」にすぎないというカルヴァン派の教義を、人間の自己保存の欲望から出発して国家を構成しようとするホッブズの考えと結びつけるのである^(註2)。しかし、デカルトやホッブズの合理主義を正統派カルヴァン主義の教義の中なかにもちこむことによってそれを補強しようとするこうしたやりかたに対しては、当然ながら、それは補強どころか教義を掘り崩すことになるというフーティウス派からのはげしい批判があった。ファン・フェルトハウゼンはそれに反論しようとする。しかし、ファン・フェルトハウゼンのとった立場をある意味でおしすすめることによって、フーティウス派からの批判、すなわち、カルヴァン派の教義を掘り崩してしまうという批判をいわば文字通り証明してしまうことになったメイエルやスピノザが登場するにおよんで、かれはきわめて苦しい立場にたたされることになるのである。

ファン・フェルトハウゼンとスピノザは、後者に対する前者のきびしい批判（おもに神の知見に関する）を記した書簡が残されているにもかかわらず、個人的にはレギュラーベースでのつきあいもあり、良好な関係をたもっていたようである^(註3)。しかも、かれらの道徳論・国家論には、つぎのようないくつかの見べき著しい共通性がある^(註4)。まず第一に、各人のうちにある自己保存の衝動を自然的な感情として肯定し、それにもとづいて道徳論・国家論を構築していること。第二に、この自己保存の衝動は、ホッブズのようにたんに身体的な生存にとどまるものではなく、自己保存の究極としての魂の幸福（救済）を求める衝動でもあるととらえられ、その結果、自己利益の追求とキリスト教

的道徳がたがいに矛盾するものではないと考えられていること。第三に、自己保存の衝動の政治的な表現である自然権は、ホッブズのように「万人に対する万人の戦争」よりもむしろ、まさにそれにもとづいて国家が形成される衝動と考えられ、国家状態においても、ホッブズのように主権者に絶対的に譲渡されてしまうべきものとは考えられていないこと。第四に、聖書のことばは、それが書かれた時代の言語やコンテキストから理解されなければならないこと。第五に、聖書のことばは、その基本的な教えに関しては、すべての読者にとって明瞭であり、それを解釈するのに、教会や神学者はいかなる特権ももたないこと。したがって、各人の思想・判断の自由は、宗教にとって有害であるどころか、むしろ真の宗教にとって不可欠であること。第六に、教会は、すくなくともその外的な行動に関するするかぎり、国家の命令に服すべきこと。以上の諸点のなかには、これまでスピノザに固有の視点と思われてきたものの多くが含まれている。たとえば、「自己保存の努力は徳の第一かつ唯一の基礎である」（『エチカ』第四部定理二十二系）、各人の自然権は国家においても保存される（『書簡』五十）、聖書の意味はそれが書かれたコンテキストから理解されなければならない（『神学政治論』第七章）、哲学の自由は敬虔をおびやかさない（同第二十章）、教会は国家に服従すべきである（同第十九章）などである。こうした視点がすでにファン・フェルトハウゼンによって表明されていたということは、スピノザがおのれを思想を表明するにあたって、自分がけっして孤独でも例外的でもないと考えることができたということであり、そして、そうした共通の土台のうえに、ほんとうの意味でのスピノザ独自の思想を展開できたということでもある。

ファン・フェルトハウゼンは、正統派カルヴァン主義の立場を手放さずに、うえて見たように、スピノザと多くの点で共通する主張を展開できた。しかしそのことは同時に、正統派カルヴァン主義からくる限界のなかで、そのような主張を展開していた、ということである。そしてそのことが明らかになるのは、のちにみるように、メイエルやスピノザが、ファン・フェルトハウゼンの主張をさらに一歩おしすすめた主張を表明するようになったときである。

ファン・フェルトハウゼンは、一六四七年にライデン大学で哲学の学位をとっているが、そこでかれは、レヒウス Henricus Regius 1598-1679 やヘイレボウルト Adrianus Heereboord 1614-61にデカルトの哲学を学んでいる。当時そこで教えられていたデカルト主義は、アリストテレス主義とかならずしも厳密には区別されず、むしろその論理的発展と考えられていた。そこからそうした哲学は *philosophia novantiqua* (古くて新しい哲学) といった名称でも知られていた^(注5)。この「古くて新しい哲学」は、人間の感情を生存のための手段をあたえるものとみなし、人間が幼児から成人になるにしたがって、理性がその感情をみちびくことになると考えた。ファン・フェルトハウゼンはそうした「オランダ・カルテジアニズム」の土壌のなかで、自己保存の自然的な傾向を基本におく道徳哲学を形成するのである。したがって、ファン・フェルトハウゼンは、各人に自己保存の自然的衝動が与えられているということ、そして、そこから道徳哲学を出発させるということにおいて、ホッブズに同意するのであるが、ファン・フェルトハウゼンにとっては、この衝動は、同時に、人間が自己完成すべく（すなわち救済に達すべく）神から与えられたものであって、道徳的な義務でもある^(注6)。たとえば、おなじく神から与えられた他人の自然的衝動、すなわち、自然権を取り去る権利はわれわれ

には与えられていないとかれは考える。したがって、自己保存の衝動ないし欲望は、もしそのまま放置されるならば、万人の万人に対する戦争状態を帰結するであろう、というホッブズの立場を、ファン・フェルトハウゼンはとらない。ファン・フェルトハウゼンにとっては、自己保存の衝動は、「戦争状態」にみちびくどころか、キリスト教的な道徳性となら矛盾するものではなく、世界の秩序、すなわち、神の「摂理」の知識と結びつくのである。そして、その知識は、ファン・フェルトハウゼンによれば、理性と啓示によって与えられる。このように、ファン・フェルトハウゼンにおいては、理性と信仰がある意味で幸福な一致を示すのであって、その二つがたがいに矛盾するということは想定されていない。理性の道と信仰の道とはかならず一致するはずである。ファン・フェルトハウゼンの場合、そこから、宗教的寛容と哲学の自由の主張が生まれてくる。しかし、こうしたファン・フェルトハウゼンの思想は、つぎにみるフーティウス派との聖書解釈をめぐる論争のなかで、しだいにファン・フェルトハウゼン自身を苦しい立場においこんでいくことになる。

一六五五年、ファン・フェルトハウゼンはつぎのような長いタイトルをもつオランダ語で書かれたパンフレットを出版する。そのタイトルは、『太陽の静止と大地の運動を教える者の意見は神のことに反してはいないことの証明』(以下『証明』)^(注7) というものである。このパンフレットは、デカルトのコペルニクス主義(地動説)をオランダに紹介したユトレヒト大学の二人のカルテジアン、ウィティッシュ Christophorus Wittich 1625-87 と、クラウベルク Johannes Clauberg 1622-79 に対して、前述のフーティウスがおこなった攻撃に反論をくわえたものである^(注8)。このパンフレットは、デカルトの著作がまだオランダ語に翻訳されていなかった時期にデカルトの思想をオランダ語でオランダの人びとにはじめて紹介した文献としても重要である。地動説が聖書の教えに反しているというフーティウスの批判にたいして、ファン・フェルトハウゼンのとる戦略は、聖書の記述があきらかに理性に反している場合には、それを「文字通り」の意味にとる必要はないが、しかし、キリストが神でありかつ人でもある、というような「秘義」についてはそれを「文字通り」に受け取らなければならない、というものである。どんなときに「文字通り」に受け取られるべきで、どんなときにそうでないかは、聖書自身がそれを教えてくれる。いいかえれば、語られた当のことがらのコンテクストが聖書のその箇所の「意味」を決定するというのである^(注9)。しかし、このようなファン・フェルトハウゼンの戦略は、理性による解釈とコンテクストによる解釈という二つのものを聖書解釈の方法として適用するものであったが、その二つが(のちにみるように)じつは聖書の核心部分をも掘り崩しかねないものであることが、のちに他の著者たちによって暴露されることになる^(注10)。

以下は、聖書解釈をめぐって『証明』で展開されるファン・フェルトハウゼンの主張の概略である^(注11)。かれは言う。聖書は神の意志の啓示である。なぜなら、その著者たちは聖霊によってそれを書いたのだから。しかし、だからといって聖書のことばを「文字通り」に受け取る必要はない。なぜなら、聖霊がかかわるのは「ことばないし文字」ではなくその「意味」つまりその内容なのだから。さもなければ、「神の怒り」のような表現から、神は感情に動かされることになってしまうし、「日よギベオンの上に止まれ月よアヤロンの谷にやすらえ」(『ヨシヤ記』10:12)という記述から、天体が地球のまわりをまわることになるが、これは理性に反するからである。だが、だからといって、理

性によって理解できるかどうか、ということが聖書解釈の基準になるわけではない。というのも、キリストの受肉のようないわゆる「秘義」もまた、理性に反しているが、これは、われわれが信ずべき「真理」だからである。聖書を「文字通り」に受け取るべきかそうでないかを決定するのは聖書自身である。聖書こそみずから解釈者 *sui interpret* である。というのも、テキストのコンテキストが当のテキストの「意味」をきめるのだから。つまり、ことがらがどのような状況で語られているかということが、聖霊がなにを、そして、いつ教えるかということを示しているのだから^(注12)。聖書が「教え」ているもの、それは天文学的な知識ではない。たとえば運動の原因に関して、聖書はなにも語っていない^(注13)。アリストテレスのように、運動はものに内在する力であると言っているわけではないし、デカルトのような運動の相対性という見方を排除しているわけでもない。したがって、うへのヨシュア記の記述は、天体の運動そのものについて聖書がなにごとかを語っているとみるべきではなく、当時の人びとに天体の動きがどのように見えたかというその「帰結」を記述しているにすぎない。したがって、かれの結論はこうである。聖書はすこしも、コペルニクス説に反対していないし、デカルトの考えにも反対していない、と。

もちろんファン・フェルトハウゼンは、うえに見たように、理性だけが判断の基準をあたえるとは考えていない。われわれの理性は有限であるし、とくに神については十分な知識をもてるわけではない。そして信仰の基礎になるような必要なことから *necessaria* については、聖書は、だれにでもわかるような「明瞭でかつ平明な」説明を与えている。神学は、そうしたことがらについての証言のみもとづくべきである^(注14)。そして、そうしたことがらは、だれにでもわかるような「明瞭かつ平明な」ことがらであるから、神学者や聖職者だけがそれを解釈する特権的な権威をもつわけではない。ちなみに、その点こそ、改革派的宗教が、(教皇にそのような権威をあたえる)カトリックとたもとを分かち大きな理由である。それに対して、信仰の基礎とかわりがないことがら、たとえば、天文学や物理学にかかわることがらについては、人びとにはそれぞれの理性にもとづいて自由に意見を言うことができる^(注15)。要するに、信仰の基礎にかかわることがらについても、また、それ以外のことがらについても、人びとは自由に語ることが許される。そして、それが「キリスト教的な自由 *Christelijcke vryheyt*」なのである。天文学にかかわることがらにさえ介入し、それを信仰問題にしようとするフーティウスやその一派は、ローマ教皇とおなじ傲慢さに陥っている。そして、オランダがそれに対して立ち上がった当のものである宗教的拘束をふたたびこの地に導入しようとしているのだ、とファン・フェルトハウゼンは言うのである^(注16)。

こうしたファン・フェルトハウゼンの立場は、信仰と理性の分離というデカルト自身の立場と合致するものであるが、それ以上に、うえにみたように、フーティウス派の「反動宗教改革」運動への反対としていっそうよく理解される^(注17)。ところで、このファン・フェルトハウゼンの立場は、聖書は「真理」(信仰の真理であれ、理性の真理であれ)を語っているという前提のもとに、両方の「真理」のあいだのバランスをとっていこうとする、ある意味できわめてあやうい綱渡りでもあった。フーティウス派からの批判はそうした立場のあやうさをいわば本能的に感じとっていたともいえる。そして、ファン・フェルトハウゼンにつづいて登場したロドウェイク・メイエルとスピノザが、ファン・

フェルトハウゼンがかろうじて維持していた、そして、維持しようとしていたこのバランスを一方にむけてあっさりとは傾け、フーティウス派の危惧をいわば実証してしまうことになる。すなわち、メイエルは、信仰の真理をいわば理性の真理に還元することで（つまり、「哲学」によって到達される一種類の真理しかないということ）、聖書の真理性とその必要性を二次的なものに格下げしてしまい、また、スピノザは、ファン・フェルトハウゼンが信仰の真理を救うためもちだしたコンテクストによる聖書解釈の手法を、歴史的・社会的なコンテクスト、そして、文献学的手法という方向に徹底することで、聖書のことばを社会的・道徳的な命題に還元し、これまたメイエルとはちがうしかたではあるが、聖書における真理要求（理性の真理であれ信仰の真理であれ）を却下してしまうのである。

のちにメイエルの著作と判明する一六六六年にでた匿名の書物『聖書の解釈者としての哲学』^(註18)は、ファン・フェルトハウゼンの論点の一つであった理性による聖書解釈を、唯一の可能な聖書解釈の方法として提示することによって、ファン・フェルトハウゼンの議論のすくなくとも一つをまさに徹底したものだ。メイエルは言う。宗教的な分派対立とそこから生じる政治的対立の根本にあるのは、聖書の解釈において各派が一致できないということである。したがって、解釈の一致が実現できるならば、政治的な不和も解消されるだろう。そして、ただ哲学だけが、解釈の一致をもたらすというその役割をはたしうるのである、と^(註19)。この論点こそ、じつはファン・フェルトハウゼンの著作の背後につねにあった論点なのであって、ただ、ファン・フェルトハウゼンがあくまでそれを「背後」ととどめておいたものを、メイエルは遠慮会釈もなくあかみにだしたのである。というのも、聖書の記述を「文字通り」に受け取るべきか否かをきめるのは、結局のところその記述が理性によって受け入れられるか否かなのだから^(註20)。理性が、したがって、哲学が「聖書の解釈者」でなければならない、というのは、ファン・フェルトハウゼンの立場からのまさに論理的な帰結なのである。このことにファン・フェルトハウゼンは驚愕し、それが自分に対する批判として返ってくることをこころから恐れるのである。ファン・フェルトハウゼンはすぐにメイエルを批判する論文^(註21)を書く。その主旨はつぎのようなものである。すなわち、理性と啓示は矛盾しない（神の「誠実」を否定しないかぎり）。しかしだからといって理性が信仰にとってかわることができるわけではない。なぜなら、人間の理性にとっては不分明でしかないたとえばキリストの受肉のようなことは、信仰によって受け入れるしかないからである、と^(註22)。しかし、ここにあるのは以前からのかれの主張のくりかえしであり、理性と信仰とのあいだの関係をどう調停するのかということに関する論理的な反論にはなっていない。むしろ、もはやたんなる悲鳴に近いなかであろう。

メイエルの著作について、これものちにスピノザの著作と判明する匿名の『神学政治論』（一六七〇年）^(註23)が出る。この著作によってファン・フェルトハウゼンの気がかりはさらにもう一段階レベルアップすることになる。というのも、スピノザはまさに、コンテクストによってテキストの「意味」を決定するというファン・フェルトハウゼンの解釈の手法をそのまま用いていたからであり、しかも、スピノザの場合、聖書のことばが発せられたコンテクストを、歴史的・社会的コンテクストの意味で理解することで、聖書が「真理」について語っていることの可能性をまさに否定する結論にみちびいていたからである^(註24)。スピノザは言う。予言者のことばはそのときどきの民衆の

理解力にあわせて *ad captum vulgi* 語られているのであって、ことがらの真理に即して語られているわけではないのだ、と^(注25)。スピノザのこの立場の破壊力はメイエル以上であって、それというのも、もはや哲学すら「聖書の解釈者」ではないからである^(注26)。なぜなら、そもそも聖書は真理に即して語られているのではないのだから、哲学がそこから「意味」をとりだすことすらできない、ということになるからである。さらにファン・フェルトハウゼンは、こうしたスピノザの聖書解釈の立場が、スピノザ自身のいわばおぞましい哲学的立場と結びついていることにぞっとする。すなわち、神と自然との等値、自由意志の否定などである。ただ驚くべきことは、ファン・フェルトハウゼンがオーステンスを介して間接的にスピノザに書き送った書簡において、スピノザの『神学政治論』に対するそのはげしい批判にもかかわらず、この著作に対して驚くほど深い理解を示していることである^(注27)。ファン・フェルトハウゼンはおそらく、同時代の人間のなかでこのスピノザの『神学政治論』をもっともよく理解しえた人間のひとりではなかったか。その理由は、ファン・フェルトハウゼンのなかにすでにあったが、にもかかわらず、かれがあえて引き出すことをためらった帰結（すなわち、かれ自身がすでに考えていた帰結）をスピノザが引き出してみせたということにあったのかもしれない。ファン・フェルトハウゼンとスピノザとはその立場の違いにもかかわらず、きわめて近いところにいたとも考えられるのである。かれらが個人的には友好的な関係を結んだと考えられることもこうしたことと無縁ではないだろう。

(二) 永遠真理被造説と予定説との結合（自由について）

ファン・フェルトハウゼンにおいてユニークなことは、かれにおいて、正統派カルヴァン主義とカルテジアニズムがいわば一つに融合していることである。とくに正統派カルヴァン主義の教義である予定説 *praedestinatio* が、かれにおいては、創造における根本的な偶然性というデカルトの考え、いわゆる永遠真理被造説（永遠な真理と考えられる数学的真理ですら神によって創造されるのであるから偶然性をまとうと考える説）^(注28)と結びつけられている。そしてそのことにより、人間の自由の問題は、デカルト自身の場合とはややちがうかたちでの問題をはらむこととなった。というのも、デカルトの場合、かれの物心二元論のねらいは、なによりも、機械論的な決定に服する物体（身体）から魂を切り離すことによって、魂の自由、そして、魂の不死性をまもることにあっただが、予定説の教義は、身体ならぬ魂そのものが、神によって救えないし滅びにあらかじめ決定されている、という教えだからである。デカルトが物心の区別によって救いだしたはずの魂の自由が、ふたたび、神の決定と自由の問題（伝統的には、恩寵と自由の問題）にまきこまれてしまうのである。しかも、ファン・フェルトハウゼンの場合、神の決定と人間の自由という伝統的な問題にさらに困難さをくわえているのは、神の決定が、アリストテレス主義におけるような（自由と両立可能な）目的論的な決定ではなく、デカルト的な機械論的な決定であるということである。このことは、デカルトが、かれの機械論的な自然学を導入するにあたって、物心を区別することで避けようとしていたまさにその困難を、カルテジアニズムのなかにふたたび引きいれてしまうことを意味していた。ファン・フェルトハウゼンはその困難をはたしてどのように解くのか。また、スピノザの立場は、ファン・フェルトハウ

ゼンが直面した問題に照らしてみたとき、どのような意味をもつことになるのか。

ファン・フェルトハウゼンにしたがえば、神の意志がなければなにごとにも決定されず、神は、世界のいっさいの秩序、真理、正義、善の創造者である。したがって、神のみが必然的に存在し、その他のいっさいは偶然であって、その存在は神の意志に依存する^(注29)。そして、被造物のこの根源的な偶然性がファン・フェルトハウゼンにおいては予定説と結びつけられる。なにものもそれ自身の本性によっては存在しないとすれば、すべてのものは絶対的に神によって決定されている。このことは、自然物についても、また、道徳的存在としての人間についてもあてはまるのである。

自然的な事物における偶然性を言うためにファン・フェルトハウゼンは、「共働 concursus[重層的なはたらき]」というアリストテレス主義に由来する概念を用いる。この概念は、十六・十七世紀の形而上学の教科書においてカトリック側でもプロテスタント側でも用いられていたものであって^(注30)、各原因は、先行する諸原因の「共働」がなければはたらきえない、ということ意味している。ちょうど太陽の光なしには地上の生命は繁殖できないように。こうして、創造の第一原因である神がいなければ、どんな原因も結果をうむことができない、ということになる。ファン・フェルトハウゼンはこの点に、予定説の自然学的な基礎をみる。ただしかれは、「共働」によってうまれてくる結果は、かならずしもさだまったものではないと考える。たとえばサイコロをふってでてくる結果は、かならずしもおなじではなく、その結果は、偶然とか運とか呼ばれる。しかし、その結果にある影響力をあたえることができないわけではない。すくなくとも、プロの博打うちはそう考えている。また有能な船乗りなら荒海でも船を無事に港までみちびくことができるが、船に不慣れな者がもしおなじことをしたらそれはまったくの幸運だったと言われるだろう。だから、神の摂理そして神の「共働」は、運命論や決定論にみちびくわけではない。神はその不変の意志によってすべてを決定するとしても、世界のなかに偶然は存在するのである^(注31)。

ファン・フェルトハウゼンの説明は、多少あいまいな点はあるが、世界における一瞬一瞬のできごとが神の意志に依存しているかぎり、先行する原因の系列のみからはでてこないという意味で、世界の根源的な偶然性を語っているとみることができる。事実ファン・フェルトハウゼンは、それゆえに神の摂理と「共働」はかならずしも運命論や決定論を帰結するわけではないと語っている^(注32)。しかし、たとえそうだとすると、いったん第一原因としての神の「共働」がはたらいたとたん、世界はその原因の系列をとじるわけであるから、その系列においてはすべてが決定され、必然的に生起しているということになるのではないか。事実、第一原因としての神の働きからそのような結論をひきだしていたのがスピノザであって、スピノザにとっても、神はすべてのものごとの第一原因であるが、そのことは、すべては、神的な必然性によって必然的に生起し決定されている、ということと同義なのである。神の自由とは、神がおのれの本性の法則にしたがって行為するということであって、恣意的に行為することではないからである^(注33)。このことは、「共働」による説明は、自然物の根源的な偶然性を説明できるとしても、道徳的存在としての人間の自由を説明するためには十分なものではない、ということの意味してないだろうか。なぜなら、道徳の世界では、人間が自由に有徳な行為をなしあるいはその反対の行為をなすということ（つまり自由であり決定されてはいなこと）こそが問題

なのであって、その行為がたんに偶然的であることだけが問題ではないからである。

道徳的存在としてのわれわれの行為はわれわれの意志に依存している。しかし、もしそれを認めるのなら、そのことは、世界の一瞬一瞬の創造と等値された予定説とは矛盾してしまうのではないか。ファン・フェルトハウゼンによれば、有徳な行為はある積極的なものである^(注34)。したがって、その存在そして行為は、神に依存しており、神の力と知恵によって基礎づけられている。つまり、それは神によって「予定」されたものである。しかし、それにもかかわらず、そのような行為をおこなうわれわれの意志は自由であり、自由と自発性 *libertas et spontaneitas* の観念は、われわれが有するもっとも明瞭で明証的な観念のひとつにかぞえられなければならない。われわれはみずからの意志を自由の観念なしには考えることができない。ファン・フェルトハウゼンは言う。自然においては、神の意志は、かれが命ずる原因の系列のなかで表現されているが、徳においては、神は、人間の意志をもちいてなにごとかをなそうとしているのである。意志の使用は人間にゆだねられている。しかし、にもかかわらず、意志の行為もまた神に依存し、自然のできごとと同様、神の意志する命令の一部なのだ、と^(注35)。いったいファン・フェルトハウゼンにとって人間の意志は自由なのかそれとも神の決定の一部なのか。ファン・フェルトハウゼンの師であるデカルトもまた、自由意志の存在と神の決定とのあいだに「矛盾」があることを認めている^(注36)。しかし、自由意志の存在と神の存在とは、その真理としての本性がことなるがゆえに、たとえ調停不能であっても「両立不可能 *incompatible* ではない」というように、自由意志の存在を、いわばわれわれの理解を越える「神秘」としてデカルトは認めるのである^(注37)。それに対して、ファン・フェルトハウゼンの場合、問題がそうかんたんではないのは、デカルト的な意志の自由とともに、予定説によって、神による魂の滅びないし救いへの決定をも同時に語らざるをえなくなっているからである。ファン・フェルトハウゼンがこの問題にどのような決着をつけているかをみるまえに、神の決定について、おなじような「共働」の観点をとっていた同時代のアリストテレス主義者がこの問題をどのように処理したかをみておこう。

ライデン大学のアリストテレス主義者であったブルヘルスダイク *Franco Petri Burgersdijk* 1590-1635 によれば^(注38)、神は人間に自由な行動の力としての意志を与えた。意志がなにものかを意志するとき、それは意志作用の主因であり、したがってそれは自由に意志されたのである。たとえ、そうした意志が意志できるのはただただその存在の行為の究極の原因である神のゆえであったとしても。太陽が地上の因果系列が継続するための必要条件であるように、神もまたもっと基本的なレベルでそうである。第一原因が持続的にはたらくことなしに宇宙が存在しつづけることはできないからである。アリストテレス主義者であるブルヘルスダイクがこのように、人間の意志にたいする「共働」的な「原因」についてなんら矛盾を感じることなく語ることができるのは、アリストテレス主義において、原因は基本的に目的因である、ということによる。というのも、目的因によって決定されていることはかならずしも自由とは矛盾しないからである。あるものを選択することはわれわれの自由であるが、それを選択するのは、たとえばわれわれが幸福になるための手段としてそうしているのだから、したがって、われわれが幸福という「目的」にむかって方向づけられている（つまり幸福と

いう目的によって決定されている)ということは、われわれが自由にそこにいたる手段とはなにかを判断しそれを選びとることとは矛盾しないのである。意志が意志できるのは神のゆえである、ということは、この例における幸福の位置に神を置いてみればわかる。神による目的論的な決定があるにもかかわらず、ではなくむしろ、そのような決定があるからこそ、われわれにおける選択の自由もまたあるのである。なぜなら、そのような目的論的決定がなければ、われわれにはなにを「よい」としなにを「悪い」とするのかをきめることすらできない、ということになるからである。

カルテジアンであり正統派カルヴァン主義者でもあるファン・フェルトハウゼンがもはや、「共働」的な「原因」という観点から、このブルヘルスデイクのようなしかたで意志と神の決定との関係を語りえないことは明らかである。カルテジアンであるファン・フェルトハウゼンにとって、神のはたらきを目的因によって説明することはもはやできないし、正統派カルヴァン主義者としても、神によるわれわれの滅びと救いと「予定」はすでに（永遠から永遠にわたって）決定済みのことであって、目的論的にわれわれを方向づけるものではないからである。しかし、だからといって、目的因ではなくデカルト的な作用因の意味で諸原因の「共働」を語るかぎり、意志の自由と神の決定との関係は、デカルトが告白するように、それは「神秘」でしかないだろう。ファン・フェルトハウゼンがとった道は、意志の自由と神の決定との関係を、目的因であれ作用因であれ因果のことばで語ることをあきらめ、「依存」という新たな形而上学的カテゴリーによって語ることだった。すなわち、ファン・フェルトハウゼンによれば、あらゆるものは神への「依存」という意味で決定されており、したがって予定されているのであって、どんな被造物も神の全能の手からのがれることはできず、人間の意志もまたそうなのである。しかし、それにもかかわらず、人間の意志は自由である、とファン・フェルトハウゼンは言う。ただし、その場合、自由といっても、二つのもののあいだから選択できるという意味で自由なのではなく、自発性 *spontaneitas* という意味において自由なのである。墮罪以前のアダムは自由であったが、それはかれが選択できたからではなく、かれがつねにまちがいに善を選びとることができたからである。というのも、自由とは、意志が自己決定の力をもつことであって、自由な行為とは、自然の原因のようには相互に従属しておらず、因果系列の一部をなさない、ということなのである^(注39)。したがって、人間はただ、意志をもつという事実のみによって自由なのであり、狂人ですら、みずからの意志を実際には使用できないとしても、意志なき自動機械ではないという意味においては自由なのである^(注40)。

依存しているにもかかわらず自発的である、このようなありかたをどう理解すればいいのだろうか。ファン・フェルトハウゼンにそれ以上の説明はない。クロップが言うように、ファン・フェルトハウゼンが、ここにおいてはもはや、アリストテレス以来哲学がやってきたようなやりかたで、意志の自己決定を、因果のことばで分析することを放棄していることは明らかである^(注41)。そして、そのかわりにかれが言おうとしていることについては、これもクロップが言うように、われわれにはそのぼんやりした輪郭しかわからない^(注42)。しかし、われわれは、一見袋小路にはいつてしまったかにみえるファン・フェルトハウゼンの企てに対して、まったくちがう角度からひとつの突破口を見いだした者を知っている。その者は、ものごとの原因をファン・フェルトハウゼンと同様カルテジアン

的な作用因の意味で理解し、かつ、神の決定と意志の自由との関係を、ファン・フェルトハウゼンがそれを説明するのを放棄したのとはちがって、あくまで因果のことばで説明しようとし、そしてさらに、自由の問題を、ファン・フェルトハウゼンと同様、選択の自由ではなく自己決定（自発性）として理解しようとした。その者とは、いうまでもなく、スピノザである。スピノザの企ては、ファン・フェルトハウゼンが立ち向かい挫折した問題へのひとつの解答としてみることはできないのではないか。どんな思想家も哲学者も、真空のなかで思考しているのではない。同時代の他の多くの人びとがかかえていた問題をかれらもまたかかえているのであって、そのなかでかれらの思索は材料を与えられ方向づけられるのである。スピノザにおける自由の問題が、ファン・フェルトハウゼンの問題へのかれなりの解答であったことを、つぎの章で、かれの「個体」概念をめぐる議論のなかであらためて確認してみたい。

第二章 スピノザとロドウェイク・メイエル其自然学——デカルト自然学からスピノザ自然学へ

デカルト的な作用因による決定を機械論的決定と呼ぶなら、機械論的決定を受け入れつつ、しかも、そのなかで自発性を語ることをスピノザに可能ならしめているのは、かれのなかにある「個体」という概念である。アリストテレス的な「実体形相」の概念を否定したデカルトの自然学においては、個物の同一性を保証するものはたんにそのときどきで個物がまとう「大きさ」でしかない^(註43)。機械の部品が欠けたり、あるいは、そこにべつの部品が加わったりすれば、それはもとの機械ではない。それと同様に、ゾウを飲み込んだウワバミは、物体としてみれば、もとのウワバミとはちがう。おなじ衝撃に対して、ゾウを飲み込んだウワバミは飲み込むまえのウワバミとはちがう抵抗力を示すだろう。ただし、デカルトにおいては、人間精神と合一している人間身体だけが、そうした物体の「大きさ」がもつ同一性とはちがった意味でのいわば人格的な同一性をもつ^(註44)。おなじ物体でも人間の身体だけは、たとえ片手がもがれたとしても、その人間の身体として同一性を維持することができる。しかし、人間身体以外の物体（動物身体も含む）に関しては、デカルトの自然学においては、そのときどきの機械的な組み立てや「かたち」と「大きさ」以外には、ある物質部分を他の物質部分から区別するものはないし、ましてや、そうした組み立てやかたちに、そのものの「本質」を見るということはない。デカルトの自然学とスピノザの自然学とのおおきな違いは、前者における自然は、運動、そして、その速さと遅さによってのみ差異化され流動化されている延長の世界なのに対して、後者においては、たえず変化する延長的な自然のなかに、ある意味で不変な本質ないし本性 *essentia vel natura* の重層化したヒエラルキーが構想されていることである。スピノザにおいては、全自然が、いわば入れ子状に下部のものを含みこんだ一つのおおきな「個体」である^(註45)。スピノザの自然学におけるこうした個体概念の起源をどこに求めるべきか、研究者のなかでかならずしもまだ一致した結論はでていない。しかし、デカルトの自然学へのこのような重要な変更をスピノザがいったいどのような知見をもとにしておこなったのかということへの、すくなくとも一つの手がかりを、われわれは、同時代のカルテジアンであり、スピノザのもっとも近くにいた友人でもあるロドウェイク・

メイエル其自然学に関する小さな著作のなかに見いだすことができる。メイエルの立場は、すくなくとも、デカルトとスピノザをつなぐ中間段階の考えとして理解できる。このことを示すために、まず、そもそもスピノザの個体論がどのようなものであるを確認し、そのうえで、メイエルの立場が、どのような意味でデカルトからスピノザへとむかう途上に位置すると考えることができるかを示すことにしよう。

(一) スピノザの物体論における「個体」

デカルトは、個々の物体が存在するという、すなわち、物質すなわち延長がそのさまざまな部分に分割されるということ、運動によって、そして、運動のみによって説明する。

「物質のなかにわれわれが明晰に認める特性はすべて、物質がもろもろの部分に分かたれ、それぞれの部分ごとに動きうる、したがって、みずからの諸部分の運動から生起すると認められるところのあらゆる変容を受けいれうるということ、もっぱらこのことに帰せられるのである。……物質のあらゆる変化、すなわち物質のあらゆる形状の相違は、運動に依存するのである。」^(註46)

しかし、デカルトの場合、運動によって個々に分かたれた延長の諸部分が、それによってなんらかの本質ないし本性と言えるようなものをもつようになるわけではない。動物ですら、かれにとっては、延長と運動のみから説明されるたんなる機械にすぎない。そして、運動は、延長に内的なものではなく、延長のそとから、神によってもたらされる^(註47)。運動がとりざられれば、残るのは延長一般だけであり、延長の部分も個々の物体もなくなるのである^(註48)。

これに対して、スピノザの自然学にとっての関心は、すべての物体に共通する本性（延長）であるよりむしろ、個々の物体をその当の個々の物体たらしめているもの、その物体と他の物体とのちがいを説明するものはなにかということである。スピノザにはまとまった自然学的著作はないが、われわれはかれの自然学を、かれの主著『エチカ』第二部定理十三備考と定理十四のあいだに挿入されたかれの簡潔に要約された物体論からうかがうことができる。そして、この物体論の置かれている位置そのものが、かれの自然学的関心のありかをよく示している。というのも、この第二部定理十三でスピノザは、「人間精神を構成する観念の対象は精神である」ことを証明しているのであるが、その同じ定理の備考で、かれは、かれが示したことは「ごく一般的なことがら」であって、人間にあてはまると同様他の個体にもあてはまり、したがって「すべての個体は程度の差こそあれ精神を有している」、つまり、精神が人間だけに特権的なものではない、とすることによって、「このゆえにいかなる点で人間精神が他の精神と異なるか、またいかなる点で人間精神が他の精神より優秀であるかを決定するためには、……その対象の本性を、いいかえれば人間身体の本性を認識することが必要である」と述べているからである。精神の能力と身体的能力がいわば平行関係にあるというこの論点をスピノザはさらにつぎのように敷衍している。

「わたしはただ一般論としてつぎのことを言うておく。すなわち、ある身体が同時に多くの働きをなし、あるいは多くの働きを受けることに対して他の精神よりもより有能であるにしたがって、その精神もまた多くのものを同時に知覚することに対して他の精神よりもそれだけ有能である。またある身体の活動がその身体のみ依存することがより多く、他の物体に共同してはたらいってもらうことがより少ないのにしたがって、その精神もまた判然たる認識に対してそれだけ有能である、と。」^(註49)

ここからかれは、みずからの物体論、すなわち、「諸物体の本性についてのいくつかの注意」にはいつていくのであるが、以上のことからわかるのは、かれの物体論のねらいが、個々の物体において共通なるものではなく、個々の物体と他の物体との差異、あるいは、有能さの違いを語ることにあり、ということ、そして、個々の身体あるいは物体がそれ自体でなにをなすうのか、ということが、かれの倫理学においてきわめて重要な意味をもつ、ということである。

スピノザは、この物体論のなかで、物体を「最単純物体 *corpora simplicissima*」と「複合物体 *corpora composita*」に分ける。まず、最単純物体とは、「たんに運動および静止、速さおよび遅さによってのみ相互に区別される物体」である。ただし、スピノザは、物体が実在的に分割されうること認めていないので^(註50)、それ以上分けられないもの、という意味での「原子」のようなものとしてこの最単純物体を考えているわけではない。あくまで、その運動に比してそれぞれの物体の内部構造の違いは無視してよいような場合の物体のありようのことを考えているとみるべきだろう。

その最単純物体に関する補助定理三はつぎのように言う。

「運動あるいは静止している物体は、他の物体から運動あるいは静止するように決定されなければならなかった。この後者も同様に他の物体から運動あるいは静止するように決定されている。そしてこれもまたさらに他の物体から決定され、このようにして無限に進む。」

最単純物体の本性はすべて、それが受ける外的な衝撃によって決定され、それゆえ、その本質とみえるものは、じつは他の隣接する物体からつぎつぎと受け渡されたものであって、最後はシステム全体のなかに吸収されてなくなってしまうようにみえる。それゆえ、各物体には内面性のようなものはなく、すべてが機械論的な決定のなかに解消されてしまうようにみえる。事実、この補助定理三から、

「この帰結として、運動している物体は他の物体から静止するように決定されるまでは運動し、また同様に、静止している物体は他の物体から運動に決定されるまでは静止している、ということになる。」(補助定理三系)

というように、いわゆる慣性の原理がその直接的帰結としてみちびきだされている。デカルトにおいても、慣性の原理は、機械論的説明のための第一の原理としてたてられていた^(註51)。スピノザにお

ける最単純物体は、したがって、デカルト的な慣性の原理や機械論的な説明にまったく服するものであって、したがって、デカルトにおいて物体即延長がそう考えられていたように、内的な本性をまったく欠くものとして考えられているようにみえる。しかしながら、他方で、スピノザにおいては、この慣性の原理に表現は似ているが、デカルトとは反対に、どのようなもののなかにも、まさにその内的な本質として「コナトゥス（努力）」をみる考えがあった。スピノザは言う。「個物は、神の属性がある一定のしかたで表現する様態である、いいかえれば、神が存在し・活動する神の能力がある一定のしかたで表現するものである。そのうえいかなるものも、自分が減ほされうるようなあるもの、あるいは自分の存在を除去するようないかなるものを、みずからのなかに有していない。むしろおのおのものは自分の存在を除去しうるすべてのものに対抗する。したがっておのおのものはできるだけ、また自己のおよぶかぎり、自己の有に固執するように努力する」^(註52)と。そしてつぎのようにつづける。「おのおのものがそれによって自己の有に固執しようと努めるコナトゥス〔努力〕はそのものの現実的本質にはかならない」^(註53)。したがって、機械論的な説明にまったく服してしまい、内的な本質を欠くかみえる最単純物体にも、スピノザにしたがうなら、あるなんらかの内的な本質をみとめなければならないだろう。そしてもしそうなら、その本質は、機械論的な説明をまぬがれるようななかでなければならぬ。この点に関して、リボーはつぎのように説明している。

「機械的關係 le mécanisme はなにも産まない。それは、すでにあたえられている実在に変更を加えるだけだ。つまり、あるものを減ほしたり、変化させたり、動かしたり、動きをとめたりするだけである。機械的關係が存在〔そのもの〕l'être をうみだすことがどうしてできるか。存在〔そのもの〕は、その本性によって、そうした機械的關係からみずからをふりほどこうとするものなのだから。ところで、コナトゥスは一般的な事実である。つまり、コナトゥスは、生ける個体のみならず、存在するすべてのもののなかにある。すなわち、もっとも単純な様態のなかにも、もっとも豊かな様態のなかにあるのと同様にある。」^(註54)

リボーはつぎのようにも言う。

「ある物体がどんなにちいさく、その存在がどんなにはかなくとも、それに固有の本性がないうとしたら、どうして存在できるだろう。それに固有の本性がなかったら、その物体は、止まることも、それが受け取った運動を伝えることすらできないだろう。本質をまったくもたないものは存在できないし、本質はすべて定義上不変である。ある一瞬存在するシャボンの泡にも必然的に永遠の本質がある。それがなければ、シャボンの泡も存在できないのだから。」^(註55)

このリボーの解釈にしたがうなら、最単純物体も、そのもっているすべてを外部から受け取るわけではない。それにはある内的な本性がある、ということになる。このことは、スピノザがうへの補助定理三系につづいてあげているつぎの公理一のテキストによっても支持される。すなわち、

「ある〔最単純〕物体が他の〔最単純〕物体から動かされるいっさいの様式は、動かされる物体の本性からと同時に動かす物体の本性から生じる。」

すなわち、それがどんなに「ちいさく」、その存在がどんなに「はかない」としても、最単純物体にも「本性」、すなわち、固有の実在性があるわけである。ただ、観察するわれわれからすれば、その運動に比して、それぞれの最単純物体の《内的な》本性の差異は無視しようというにすぎない。「たんに運動および静止、速さおよび遅さによってのみ相互に区別される物体」という最単純物体についてのスピノザの定義をわれわれはそのように理解したい^(注56)。

最単純物体について述べたあとスピノザは言う。「これからわれわれは複合物体に移ろう」と。スピノザによる複合物体の定義もまた、一見すると、機械論的な枠組みのなかで語られているようにみえる。しかし、よくみるならば、そこには機械論的には説明できない原理が表現されている。それは「一定の割合 *proportio*」の維持、という概念である。スピノザによる複合物体、すなわち、「個体」の定義はつぎのようなものである。

「おなじあるいは異なった大きさのいくつかの物体が、他の物体から圧力を受けて、相互に接合するようにされているとき、あるいは、自己の運動をある一定の割合で相互に伝達するようにされているとき（これはそれら物体がおなじあるいは異なった速度で運動する場合である）、われわれはそれらの物体がたがいに合一していると言い、またすべてがいっしょになって一物体あるいは一個体 *Individuum* を組織していると言う。そしてこの物体あるいは個体は、構成諸物体のこうした合一によって他の物体から区別される。」^(注57)

この定義の「他の物体から圧力を受けて」という部分はたしかに、機械論的な説明のしかたであるが、しかし、「自己の運動をある一定の割合で相互に伝達する」ということは、かならずしも、「他の物体からの圧力」だけでは説明できない。そのことは、その「個体」の独自の「本性」からくるのでなければならない。というのも、「全宇宙」もまたひとつの「個体」であるとスピノザは考えているからである（『エチカ』第二部定理十三補助定理備考）。そしてこの全宇宙大の「個体」はもはや、その周囲にある「他の物体からの圧力」によっては説明できない^(注58)。というのも、そのそこにはどんな「他の物体」もないのだから。事実、スピノザは、この定義のあとの補助定理四から七で、個体の「本性」そして「形相 *forma*」ということばすら使っている。補助定理四でかれは言う。個体を構成する諸物体が変化し他の諸物体ととり変わったとしても「その個体はなんら形相を変ざることなく以前のままの本性を保持するであろう」。なぜなら、「個体の形相を構成するものはたんに構成物体の合一に存し、この合一は（仮定により）構成物体の絶えざる変化にもかかわらず保持されることになっている」からである。補助定理五では、構成諸物体が「よりおおきくあるいはより小さく」なっても、また、補助定理六とでは、構成諸物体の部分あるいは全体が運動の方向を変えても、その個体はやはり「なんら形相を変ざることなく」「本性を保持する」と言われている。こうして、複合物体として

の「個体」は、最単純物体とくらべて、外部からの機械論的な決定にもかかわらず、それに左右されないある種のより大きな柔軟さ、よりおおきな自由、すなわち、「自発性」をもつことになるだろう。ブレスはそれをつぎのように、「内面性」、「ある種の永遠性」と言い換えている。

「個体の複合性は、その個体を、ある法則、ある割合にしたがった《諸物体の合一》とするのであるが、その個体にある内面性をあたえ、そして、そのことによって、その個体が純粋に機械論的な定義からのがれることを許し、それによって、その個体がある種の永遠性をまとうことを可能にするのである。」^(注59)

機械論的な決定からのがれるこうした個体の「形相」ないし「本性」をわれわれはどのように理解すべきだろうか。ブレスは、これは、複合的なものの構造化であって、現代的なことばをつかえば、まさに「構造 structure」であると言う^(注60)。リボーは、スピノザ自身が目的論を批判していたにもかかわらず、まさに当の目的論、その「古代人の目的論の一種の等価物」が、スピノザのなかにはあると言う^(注61)。いずれにせよ、スピノザの立場は、目的論ではないが、かといってデカルト的な機械論でもない。あえていえば、デカルト的な機械論に矛盾しはしないが、それによっては説明できない、カントの「自然目的」に近いなにか^(注62)に到達していると言わなければならない。

(二) ロドウェイク・メイエル の学位論文

すでに述べたように、ロドウェイク・メイエルは、スピノザのもっとも近くにいた友人のひとりであって、かれの思想形成とも深くかかわっている。二人は、師弟というより、むしろ対等な友人として、たがいから影響され、また、影響をおよぼすような関係を最後まで維持していたと考えられる。スピノザの出版された処女作『デカルトの哲学原理』（一六六三年）の文章を整え、序文を書いたのはこのメイエルであるし、また、スピノザの死の直後に出されたかれの『遺稿集』（一六七七年）を編集した友人たちの中心にいたのもこのメイエルだったと考えられている。メイエル自身は、きわめて多彩なひとであって、かれの仕事は、思想・哲学ばかりではなく、辞書編纂、劇の脚本など多岐にわたっている。ただ、思想・哲学に限定するなら、今日、確実にかれの著作であると知られているものは、かれがライデン大学に提出した哲学学位論文である「物質とその変状としての運動と静止についての哲学学位論文」（一六六〇年）（以下「物質とその変状としての運動と静止について」）^(注63)、そして、匿名で出版された『聖書の解釈者としての哲学』（一六六六年）のみである。後者の著作とスピノザとの関係について、とくに、スピノザの『神学政治論』との関係については以前に考察したことがあり^(注64)、その際、両者を取りまく歴史的・社会的状況についても書いたので、ここでは省く。本稿では、上記のかれの学位論文とスピノザの物体論との関係について考察したい。さらに、この学位論文は長いものではないので、その全訳（拙訳・本邦初訳）を付録として、本稿の末尾につけることにした。

メイエルの学位論文「物質とその変状としての運動と静止について」は、基本的にデカルトの自然

学に依拠しながら、そこからの逸脱と思われる内容をいくつか含んでいる。そして、その逸脱部分が、前節で見たようなスピノザの物体論とある意味で呼応するところがあるので、それらを以下に指摘したい。メイエルがこの論文が書かれた時期は、うえに述べたスピノザの『デカルトの哲学原理』にさきんじ、かつ、スピノザによって出版されることなく放棄されたとみられる『神と人間と人間の幸福に関する短論文』の草稿ができあがっていた時期とほぼ重なる。つまり、メイエルがこの学位論文をしあげていた時期に、スピノザがこの『短論文』の草稿を書いていたわけであり、その時期に両者は、ライデンとその郊外であるレインスブルフに居をおいていたこともわかっている。すでにアムステルダムで交流を重ねていた両者はライデンでも当然たがいに行き来していたであろう。そういう意味で、どちらがどちらに影響を与えたのかということはさだかではないが、両者が自然学についてのあたる知見を共有していたということはほぼまちがいない。そして、スピノザのちに『エチカ』（一六七五年ころには草稿が完成していた）で展開する物体論の前段階でいただいていた思想とほぼおなじものを、このメイエルの学位論文が示しているのではないかと考えてみることは、すくなくとも許されるだろう。

前節でみたように、『エチカ』で展開されるスピノザの物体論とデカルトの自然学とのあいだのもっとも大きな違いは、スピノザが物質の部分に対して、たんなる運動には還元されない、したがって、機械論的な関係には還元されない物質部分のある種の個性を認めようとしたことである。スピノザの「個体」の考えはまさにそうした個性を表現するものであったし、機械論的な関係に還元されてしまうとみえたかれの最単純物体についても、かならずしもそうではないこと、すなわち、最単純物体ですらその「本性」をもちうると考えられていることを前節で確認した。上記のメイエルの学位論文のなかで、こうしたスピノザの物体論の考えにつながるであろうと思われるのは、メイエルの「静止」についての独特の考えである。以下に、メイエルの「静止」論がどのようなものか、スピノザの著作と比較しながら、示してみたい。

(1) 物体は運動と静止だけから構成されるということ

[メイエル「学位論文」定理四十]

「またわれわれは、物質、運動、静止が、自然的なものの原理であると言うだけではなく、物質の運動と静止以外に、また、それらから出てくるもの以外に、どんな実在的な変状も、自然的な物体に認めない。」

[スピノザ『短論文』第二部第十九章]

「そこでわれわれが延長のみを観察するとき、われわれはそのなかに運動と静止以外のなにものも認めない。この運動と静止から延長のすべての結果が生じることをわれわれは発見するのである。そして物体におけるこの二つの様態以外のいかなるものも物体に変化をもちこみえないのである。」^(注65)

[スピノザ『エチカ』第2部補助定理一]

「物体は運動および静止、[そして運動に関しては] 速さおよび遅さに関して相互に区別され、[そ

の物体の] 実体 [すなわち延長] に関しては区別されない。]

(2) 静止は実在的ななにかであり、けっして運動の不在ではないこと

[メイエル「学位論文」定理三十八]

「静止についてのこのような沈黙については、静止とは運動の否定ないし不在にほかならない、と思われてきたこと以外のどんな理由もわたしには想像できない。[静止が運動の否定ないし不在であるという] このような主張は、その反対がまだ十分に証明されてはいないとしても、つぎの論拠によってきわめて容易に反駁されうるだろう。すなわち、もし静止が運動の不在ないし否定にほかならないとするならば、ほんのわずかな程度の運動によってすら静止している物体は動かされうる、ということになるだろう。なぜなら、否定にはなんら抵抗の力はないからである。しかるに、日常経験がつぎのことを十二分に証言している。すなわち、きわめて多くの静止物体が、他の物体の運動に対して、大小の抵抗を示すし、ぶつかってくる物体から運動をかんとんに受け取る場合も、かんとんに受け取らない場合もある、ということである。したがって、このような抵抗の原因となるな実在的ななものか、そして、われわれが静止と呼ぶものに由来する実在的ななものかが必然的に認められなければならない。]

[スピノザ『短論文』第二部第十九章（上掲引用部分のなかの「二つの様態」という箇所につけられた注)]

「[一つではなく] 二つの様態というのは、静止はけっして無ではないからである。」

(3) 物体とは物質部分における相互に配分された運動と静止の割合（比）であること

[メイエル「学位論文」定理四十]

「自然的な物体とは、相互に配分された運動と静止をもつ物質の部分 *Materiae pars motu quieteque inter se contemperatis praedia* にほかならない。」

[スピノザ『エチカ』第二部補助定理五]

「もし個体を組織する各部分が、すべてその相互間の運動と静止の割合を以前のまま保つような関係において *ut omnes eandem, ut antea, ad invicem motus et quietis rationem servant*、より大きくあるいはより小さくなるならば、その個体もまたなんら形相を変ざることなく以前のままの本性を保持するであろう。」

[スピノザ『エチカ』第四部定理三十九証明]

「人間身体の諸部分が相互に有する運動および静止の割合が維持されるようにさせるものは人間身体の形相を維持するものであり、したがってまた人間身体が多くのしかたで刺激されるようにさせ、また人間身体が外部の物体を多くのしかたで刺激しうるようにさせるものである。ゆえにそれは善である。」

メイエルが「静止」を「実在的ななものか *reale quid*」と呼び、その「なにものか」を、今日「質

量」(慣性質量)の概念がそれによって定義されている「抵抗する力」(外から加えられる運動に抵抗する力)としてとらえていることは、きわめて興味深い。つまり、デカルト的な延長のなかでは、運動によってもたらされる差異しかなく、延長内の諸部分があつ「質量」的な差異を説明することがきわめて困難になっているからである。ニュートンがかれの『自然哲学の数学的原理』を発表したのは一六八七年であり、メイエルもスピノザも、こうした物質の諸部分における質的な差異を表現することばをまだもってはいなかった。そうしたなかで、メイエルは、すくなくとも、のちにニュートン力学によって乗り越えられることになるようなデカルト自然学の弱点を、まさにおさえていたということではできるのである。うえでみたように、スピノザもまた、『短論文』では、メイエルのこの「静止」は「実在的ななものか」であるという考えを「静止はけっして無ではない」という言い方で表明している。しかし、『エチカ』になると、静止についてのこのような位置づけを示す記述はみあたらない。おそらく、個体を構成する諸物体が「自己の運動をある一定の割合で相互に伝達する」という考えのなかで、諸個体の「個性」が表現されることから、すくなくとも倫理学の枠内では、静止についての言及はかならずしも必要ではなくなったからであろう。しかし、うえの(3)で示したように、なお「運動と静止の割合」という表現がなされているし、「運動と静止」という対表現が依然として『エチカ』の多くの箇所でも用いられている。したがって、スピノザが「静止はけっして無ではない」という考えをまったく捨てきつたわけではないことも見て取れるのである。ただし、『エチカ』におけるスピノザの目的は、倫理学を語ることであつて、とりわけ人間身体の「形相」とはなにか、ということ語ることであつたから『エチカ』では、はたして「静止」とはなにか、という純粋に自然科学的な問題には深入りする必要はなかつたのであろう。すくなくともいえること、それは、メイエルももっていた、そして、すくなくとも『短論文』においてはスピノザも共有していた「静止」についての考えが、ひとつのステップとなつて、スピノザの「個体」概念の形成に寄与したであろうということである。

むすびにかえて

スピノザの思想を、スピノザをとりまいていた当時の思想状況、とりわけ、オランダの思想界のなかに位置づけるという作業は、ヨーロッパの学界においてもまだ緒についたばかりである。本稿では、そうした作業の一端を紹介するとともに、フェルトハウゼン、メイエルというスピノザの比較的近くにいた哲学者たちとスピノザが思想的にどうかかわつたのかを、微力ながらあとづけてみた。日本という遠方の地においてこういう作業をすることの難しさを痛感することもしばしばであつた。しかし、こうした積み上げをすこしずつやつていくことでわかつていくこともあるし、あとに続く研究者たちも、そうしたわれわれの作業の足りないところをみることで、さらにそれを乗り越えていくことができるだろうという希望をもつてこの稿をひとまず終えることにしたい。

注

- (1) オランダ・カルテジアニズムそのものを取りまく政治的・宗教的文脈については、桜井 2003b 参照。
- (2) Krop, p.112; Secrétan 1999, pp.14-5.
- (3) Velthuysen, Praefatio ad Opera Omnia 1680; Klever 1991, p.36; Krop, p.109.
- (4) cf. Nyden-Bullock, pp.43-46.
- (5) Nyden-Bullock, p.44.
- (6) ibid.
- (7) Velthuysen 1655
- (8) Nyden-Bullock, ibid.
- (9) cf.Krop, pp.114-5; Nyden-Bullock, p.45.
- (10) 『証明』とそれにつづくフーティウス派との、そして、メイエル、スピノザとの論争 (Velthuysen 1655, 1656, 1657) の詳細については Bunge pp.49-59 を参照。
- (11) Velthuysen 1655, pp.9-14.
- (12) Velthuysen 1655, p.9.
- (13) Velthuysen 1655, p.17.
- (14) Velthuysen 1655, pp.25-9.
- (15) Velthuysen 1656, p.78.
- (16) cf. Nyden-Bullock, p.45.
- (17) Krop, p.115; cf. p.109.
- (18) Meijer 1660.
- (19) メイエルの主張については、桜井 2006 参照。
- (20) cf. Krop, p.115.
- (21) Velthuysen 1667.
- (22) Bunge, p.55; Nyden-Bullock, pp.46-7.
- (23) Spinoza 1670.
- (24) 『神学政治論』で展開された聖書解釈についてのスピノザの見解については、桜井 2006、また、当時のオランダ社会に対して『神学政治論』が与えた衝撃については、桜井 2003a、および、桜井 2003b 参照。
- (25) Spinoza 1670, Cap.8.(スピノザ 1944、上204頁); Cap.15 (スピノザ 1944、下145頁)
- (26) Spinoza 1670, Cap.15.(スピノザ 1944、下156頁)
- (27) この点については Jacob Ostens 宛のファン・フェルトハウゼンの書簡 (『スピノザ往復書簡集』書簡四十二) 参照 (スピノザ 1958、204-219頁)。cf. Blom, pp.203-4.
- (28) Descartes au P. Mersenne 15 avril 1630, Alquié I, pp.259-261; Descartes au P.Mersenne 6 mai 1630, Alquié I, pp.264-5.
- (29) Velthuysen 1662 [Velthuysen 1680, Vol.2], § 18, pp.901-2. 以下、ファン・フェルトハウゼンからの引用は、かれの死の五年前に出版されたかれの『全集』(Velthuysen 1680) 全2巻の第二巻に収録された『きわめて著名なるデカルトによりかれの省察において開陳された第一哲学の諸原理について』(Velthuysen 1662) から。

- (30) Krop, p.128.
- (31) Velthuysen 1662, § 18, pp.903-4.
- (32) *ibid.*
- (33) 『エチカ』第一部定理十六系三（「神は絶対に第一の原因である」）、同定理十七（「神はたんに自己の本性の諸法則によってはたらき、なにものにも強制されてはたらくことがない」、同定理二十九（「自然のうちにはひとつとして偶然なものがなく、すべては一定のしかたで存在し、作用するように神の本性の必然性から決定されている」）。
- (34) Velthuysen 1662, *ibid.*
- (35) Velthuysen 1662, § 18, p.905.
- (36) Descartes à Elisabeth 6 octobre 1645, Alquié III, p.617.
- (37) Descartes à Elisabeth 3 novembre 1645, Alquié III, pp.626-7. cf. Alquié, note, pp.626-7.
- (38) ブルヘルスデイクについては、Krop, p.129.
- (39) 「いっさいの道徳的な行為のなかにあるかの自由は、自然的な原因が相互に従属しているというのとおなじ意味で、自由な行為が相互に従属しているという考えを排除する。……自由そして自発性は、それがためにわれわれが、みずからの行為の主人であり、称賛と非難に値すると言われる当のものであるが、自由な意志によって実現された行為が、絶対的に決定された諸原因の系列において構成されることを禁じるのである」（Velthuysen 1662, p.905）
- (40) Velthuysen 1662, pp.905-6.
- (41) Krop, p.130.
- (42) クロップは言う。のちにカントがおこなうことになる区別のはじまりをわれわれはここに見ることができるかもしれない、と。すなわち、定言命法にしたがって自由に自己決定する意志という叡智界と因果のカテゴリーにしたがう自然という現象界との区別、すなわち、実践的理性と理論的理性との区別である（Krop, *ibid.*）
- (43) Ablondi, pp.70-71.
- (44) Ablondi, pp.72-77.
- (45) スピノザ『エチカ』第二部定理十三補助定理七備考（スピノザ 1984、上116頁）
- (46) デカルト『哲学の原理』第二部二十三（デカルト 1967、382頁）
- (47) 同第二部三十六（デカルト 1967、390-1頁）
- (48) Ribaud, p.28.
- (49) スピノザ『エチカ』第二部定理十三備考（スピノザ 1984、上110頁）
- (50) スピノザ『エチカ』第一部定理十五備考（スピノザ 1984、上57頁）
- (51) デカルト『哲学の原理』第二部三十七（デカルト 1967、391-2頁）
- (52) スピノザ『エチカ』第三部定理六証明
- (53) 同定理七
- (54) Ribaud, p.34.
- (55) Ribaud, pp.33-4.
- (56) 最単純物体に対応する最単純観念という点から、「すべての個体は程度の差はあれ精神を有している」というスピノザのことばがどう理解されるか、ということについては、Bouveresse, p.67 (note 38).

- (57) 『エチカ』第二部補助定理十三のあとの定義（スピノザ 1984、113頁）
- (58) ゲルーヤブレスはここに、スピノザにおける自然学から存在論への不可避的な移行を見ている。
Bouveresse, p.63 note 28.
- (59) Bouveresse, p.69.
- (60) ibid.
- (61) Ribaud, p.56.
- (62) Bouveresse, p.71.
- (63) 本稿付録参照
- (64) 桜井 2007
- (65) スピノザ 2005、176頁

文献

- Ablondi, Fred, "Individual Identity in Descartes and Spinoza", in *Studia Spinozana* Vol.10 (Spinoza and Descartes), Königshausen & Neumann, 1996.
- Alquié, Ferdinand (ed.), *Oeuvres philosophiques de Descartes*, Garnier, Tome I(1618-1637), 1963; Tome III(1643-1650), 1973.
- Blom, Hans W., "Lambert van Velthuysen et le naturalisme: Autour de sa lettre à Jacob Ostens," in *Cahiers Spinoza* no.6, Éditions Réplique, 1991.
- Bouveresse, Renée, *Spinoza et Leibniz: L'idée d'animisme universel*, Vrin, 1992.
- Bunge, Wiep van, "Van Velthuysen, Batelier and Bredenburg on Spinoza's Interpretation of Scriptures", in Paolo Christofolini (ed.), *The Spinozistic Heresy: The Debate on the Tractatus Theologico-politicus, 1670-1677*, APA-Holland Univ. Press, 1995.
- Klever, Wim, *Verba et sententiae Spinozae or Lambertus van Velthuysen (1622-1685) on Benedictus de Spinoza*, APA-Holland Univ. Press, 1991.
- Klever, Wim, "L'erreur de Lambertus van Velthuysen (1622-1685) et de Velthuyseniens," in Paolo Christofolini (ed.), *The Spinozistic Heresy: The Debate on the Tractatus Theologico-politicus, 1670-1677*, APA-Holland Univ. Press, 1995.
- Krop, Henri, "Spinoza and the Calvinistic Cartesianism of Lambertus van Velthuysen", in *Studia Spinozana* Vol.15 (Spinoza and Dutch Cartesianism), Königshausen & Neumann, 2006.
- Lecrivain, André, "Spinoza et la physique cartésienne", in *Cahiers Spinoza* t.1, Éditions Réplique, 1977; t.2, 1978.
- Meijer, Lodewijk, "Disputatio Philosophica Inauguralis, de Materia, ejusque Affectionibus Motu, et Quietate," Amsterdam, 1660, in *Chronicon Spinozanum* II, 1922, pp.185-195.
- anonymous [Meijer, Lodewijk], *Philosophia S.Scripturae Interpres; Exercitatio Paradoxa, In qua, veram Philosophiam infallibilem S.Literas interpretandi Normen esse, apodictice demonstratur, & discrepantes ab hac Sententiae expendantur, ac refelluntur*. Eleutheropoli [Amsterdami, J.Rieuwerstz], 1666.
- Nyden-Bullock, Tammy, "Radical Cartesian Politics: Velthuysen, De la Court, and Spinoza", in *Studia*

- Spinozana* Vol.15 (Spinoza and Dutch Cartesianism), Königshausen & Neumann, 2006.
- Rivaud, Albert, "La physique de Spinoza", in *Chronicon Spinozanum* IV, Hagae Comit. Curis Societatis Spinozanae, 1924-26.
 - Secrétan, Catherine, "L'Épistolaire dissertatio, 1651, 1680, de Lambertus van Velthuysen: Une appropriation active en matière d'idées philosophiques", in *Lias* 21, 1994.
 - Secrétan, Catherine, "Une morale pour le siècle d'or hollandaise, le traité *De principibus du juste et du convenable* (1651) de Lambert van Velthuysen", in *Bulletin de la Société de l'Histoire du Protestantisme Français*, 145 no.1, 1999.
 - anonymous [Spinoza, Benedictus de], *Tractatus Theologico-Politicus, Continens Dissertationes aliquot, Quibus ostenditur Libertatem Philosophandi non tantum salva Pietate, & Reipublicae Pace posse concedi: sed eandem nisi cum Pace Reipublicae, ipsaque Pietate tolli non posse*, Hamburgi [Amsterdami], Apud Henricum Kunraht, MDCLXX [1670].
 - Velthuysen, Lambertus van, *Bewys dat het gevoelen van die genen, die leeren de Sonne Stilstandt en des Aertrycks Beweging niet strydich is met Godts-Woort*, 1655. [KW Pfl 7712] (Koninklijke Bibliotheek)
 - Velthuysen, Lambertus van, *Bewys dan noch de Leere van der Sonne Stilstandt en des Aertryckx Bewegingh, noch de gronden van de Philosophie van Renatus Des Cartes strijdig zijn met Godts woort. Gestelt tegen een Tractaet van J. du Bois, Predikant tot Leyden. Genaemt Naektheyt van de Cartesiaensche Philosophie onbloomt*. Utrecht 1656. [KW Pfl 7794]
 - Velthuysen, Lambertus van, *Nader Bewys Dat noch de Leere van der Sonne Stilstandt, En des Aertryckx Beweging, noch de gronden van de Philosophie van Renatus Des Cartes strijdig zijn met Godts woort*. Utrecht 1657. [KE Pfl 7908]
 - Velthuysen, Lambertus van, *Het Predick-ampt en 't Recht der Kercke, bepaelt nae de regelen van Godts Woordt, en de gronden van onse reformatie*, Amsterdam, 1660.
 - Velthuysen, Lambertus van, *De initiis primae philosophiae, juxta fundamenta clarissimi Cartesii, tradita in ipsis meditationibus*, Trajecti ad Rhenum, 1662, in *Opera Omnia. Ante quidem separatim, tam Belgice quam Latine, nunc vero conjunctim Latine edita. Quibus accessere duo Tractatus novi, hactenus inediti: Prior est De articulis fidei fundamentalibus. Aliter De cultu naturali, oppositus Tractatui theologico-politico et Operi posthumo Benedicti de Spinoza*. [2 vols], Rotterdami Typis Reineri Leers, M.DC.LXXX[1680], Vol.2.
 - Velthuysen, Lambertus van, *Dissertatio de usu rationis in rebus theologicis et praesertim in interpretatione S.Scripturae*, 1667.
 - Velthuysen, Lambert van, *Des principes du juste et du convenable: Une apologie du De Cive de Hobbes (1651-1680)*, trad. par Catherine Secrétan, Presses Universitaires de Caen, 1995.
 - Velthuysen, Lambert van, *A Letter on the Principles of Justice and Decency, Containing A Defense of the Treatise De Cive of the Learned Mr.Hobbes*, ed. & trans. by Malcolm de Mowbray with an introd. by Catherine Secrétan, Brill, 2013.
 - スピノザ『神学・政治論（上・下）』（畠中尚志訳）、岩波文庫、1944
 - スピノザ『スピノザ往復書簡集』（畠中尚志訳）、岩波文庫、1958
 - スピノザ『エチカ（上）』（畠中尚志訳）、岩波文庫、1984

- スピノザ『神・人間及び人間の幸福に関する短論文』（畠中尚志訳）、岩波文庫、2005
- デカルト『哲学の原理』（野田又夫訳）、『世界の名著・デカルト』（中央公論社、1967）所収
- 桜井直文『『神学・政治論』の書誌学』、『スピノザーナ』（スピノザ協会）No.4、2003a
- 桜井直文『政治問題としての神学——スピノザ『神学・政治論』とオランダ・デカルト主義』、『思想』（岩波書店）No.950（2003年6月号）、2003b
- 桜井直文『スピノザの友人たちの思想——ロドウェイク・メイエルと『聖書の解釈者としての哲学』』、『明治大学人文科学研究所紀要』第61冊、2007

【付録】

ロドウェイク・メイエル（桜井直文訳）

物質とその変状、運動と静止についての哲学学位論文（訳注1）

（一六六〇年）

定理一

もの Res について、その様態 Modi とは区別されるような本質をつきとめるための真の、そして、すくなくともわれわれの判断では正しい方法は、つぎのとおりである。すなわち、あるものに帰属させうるものをすべて精神によってえりわけていって、つぎのようなものに到達するところまで、すなわち、それが与えられるか捨てられるかすれば、もの〔そのもの〕も与えられ、捨てられるというようなものに到達するところまでいくなれば、それが、〔そのものに帰属させうる〕すべての属性の基礎であり基底である、ということである。したがって、このやりかたで物質 Materia について考えてみるならば、さまざまところで哲学者たちによって物質に帰されるのをつねとしてきたすべてのもののなかでただひとつ、長さ、幅、奥行きのある延長以外にはなにももうえでのべた条件をみだしてないことをわれわれは見いだす。したがって、正当な権利をもってわれわれは言う。物質とは四方に拡がる〔延長する〕ものである、と。

定理二

しかしながら、このような〔延長する〕ものが、ものの本性〔自然〕のなかに実際に存在するというところをおそらく十分以上にだれもが納得しているとはいえず、ゆるぎない、そして、否定できない理由によって証明されたもののほかになにも認めようとしないう人びとにふさわしいしかたでそれが証明されるためには、ただしい手続きをふむ証明はすべてまえもって認められたことがらにもとづかなければならないから、まず第一に、つぎのことを形而上学において証明されたものとしてわれわれは前提しなければならない。すなわち、考え、知性をもつものとしてのわれわれ自身のほかに、【前提一】このうえなく完全な存在、すなわち、神が存在すること。そして、【前提二】われわれが明晰かつ判明に知覚するすべてのものは真であること。第二に、つぎの諸公理が認められなければならない。すなわち、【公理一】その働きのなしにあるものが完全に実現されるなら、それはそのあるものの原因とは呼ばれない。【公理二】原因のなかにないものは結果のなかにもないこと。【公理三】無にはいかなる変状もないこと。【公理四】なにもものも自然的に滅びたり生じたりはしないこと。【公理五】どんな原因も、その力以上に働くことはないこと。第三に、さらにつぎのことがらを要請する必要がある。すなわち、【要請一】神以外のすべてのものにはその原因があること。【要請二】延長するものをわれわれは明晰かつ判明に認識すること。

定理三

したがって、われわれの知性は（要請二により）延長するものを自分のそとに明晰かつ判明に知覚するのであるから、その知覚の原因が（要請一により）必然的に存在するだろう。ところで、その原因は、われわれの知性自身であるか、神であるか、それとも、この二つとはべつものならかの存在するものであるかはい

ずれかである。しかるに、(公理一により)それはわれわれの知性ではない。というのも、この点において、われわれの知性は働きをなしているのではなく、働きを受けているのだから。つまり、こうしたすべては、われわれの知性の協力なしにおこなわれるばかりでなく、しばしばわれわれの知性がそれに抵抗をしめしたときですらおこなわれるのだから。神や、神とはことなるが延長するものでもないならかのもの [天使] もまた、その原因とは言えない。というのも、もし神が、それ自身によって直接に、あるいは、延長をもたないあるもの [天使] によって間接的に、われわれの精神が上述のようなしかたで触発されるようにしたとするなら、その神を欺瞞者と考えないわけにはいかなくなるだろうし、そして、そのことは、(前提一により) 神の完全性にあらゆる点で反するからである。ゆえに、残るのは、この知覚が、延長するものによって生じるということである。したがって、延長するものは存在する。

定理四

ところで、延長は (定理一より)、物質の本質を構成するものであり、それを他のものと実在的に区別する [にあたっての根拠になる] ものであるから、延長もまた実在的なあるものであり、積極的なあるものだろう。なぜなら、物質がそのようなものだから。したがってまた、延長があるところにはまた、物質自体もあるだろう。また、(公理三により) 無にはどんな変状もないから、無における延長、あるいは、そのなかになにもない空間、すなわち、空虚 Vacuum が存在することは、哲学者たちが言うとおりに、けっしてありえない。また、物質は、どんな場所においても、空隙や間隙によって中断させられることはなく、そのどんな部分でも、その部分に隣接している他の部分によってつねに包まれ、とりかこまれているのである。

定理五

さらに、物質のなかに観察されうるすべてのことがらのなかで、このように考えられた物質のなかにおこると考えられる第一のものはつぎのことである。すなわち、物質のある部分は、その周囲にあるものとの接触面 contactus を変化させ、また、そのある部分はそれを保持する、ということである。というのも、このことだけをもって、物質におけるそれ以外のすべての多様性と変化を容易にみちびきだせるからである。物質における多様性と変化は、物質そのものとおなじように明晰かつ判明に知覚されるのであるから、そういう多様性と変化もまた、物質について否定されるべきではないのである。

定理六

しかし、物質のある部分がある周囲にある他のものとの接触面を変化させるとき、その周囲にある他のものもまた、すくなくともその最初のものとの接触面を、しかも、同時に、変化させないわけにはいかないのであるから、(要請一により) つぎのことについての原因がなければならない。すなわち、前者 [最初のもの] は、全方位で接触面を変化させ、後者 [最初のもの周囲にあるもの] は、すくなくとも前者との接触面は変化させるが、残りの部位については接触面をそのまま保持するということの原因である。しかるに、まず、つぎのことは、いずれにせよ明白である。すなわち、後者は前者の変化によって接触面を部分的に変化させる、ということである。というのも、もし前者が接触面を変化させなかったら、後者も接触面を変化させることはなく、それをそのまま保持しただろうから。しかし、前者が、周囲のものとの接触面を全方位で変化させることは、後者によって生じるのではない。というのも、後者は [前者との接触面以外の部位] 接触面をそのまま保持しているのだから。また、後者が [前者との接触面以外の] 残りの部位の接触面をそのまま保持していることは、前者によって生じるのではない。というのも、前者は全方位でその接触面を変化させているのだから。したがって、前者の全部分での [接触面の] 変化と、後者の残りの部位での [接触面の] 保持についてのある特殊な原因、すなわち、それによって前者の変化と後者の保持が生み出されるようなそういう特殊な原因がなければならない。

定理七

しかし、このような接触面の変化と保持は、物質の二様態であり、自然のなかに実在的に存在し、われわれの精神によってはけっして生じさせることのできないものであって、本来的には、そして、哲学的には、運動と静止という名によって呼ばなければならない。その場合、運動は、物質における接触面の変化として、静止は、その保持として、それぞれ定義されるだろう。しかし、この点について哲学者を困惑させるこ

とはけっしてないとはいえ、ことばの日常的な用法からわれわれは遠ざかりすぎているし、そして、この点をもっとだいじなのだが、運動と静止の特性を説明することがそれによっていっそう容易になるので、運動と静止の名のもとにわれわれは、むしろ、接触面の変化と保持と同時に、それらを生み出す力 *vis* ないし能力 *virtus* を理解することにしよう（訳注2）。

定理八

また、その類において考察された運動と静止〔一般〕のもっとも近い原因の本性、すなわち、それ自体においてかつ絶対的に考察された本性を、詳細に説明し〔原理から〕演繹することは必要ないとわれわれは考える。というのも、その原因〔神〕によって物質のなかにうめこまれた能力と、その能力によって生じる接触面の変化と保持のしくみがわかりさえするならば、われわれの目的にとって十分と思うからである。

定理九

物質のすべての多様性がそれに依存している当のもののは（定理五により）運動と静止なのだから、また、物質は実在的なものだから、運動と静止もまた、実在的ななかである。また、（公理四により）なにももの〔自然的に〕滅びたり生じたりしないから、そこから、物質のなかにはつねに同じ量の運動と静止があり、今後もありつづけるだろう、ということが帰結する。

定理十

しかしもし、運動と静止のひとしい量が、物質のどの部分にもあるとしたら、物質は必然的に、いたるところでみずからにひとしく、おなじしかたで触発されているということになる。しかし実際は、（定理五でしめされたように）物質のなかには、不等性と多様性がみいだされるから、物質のある部分は他の部分よりいっそう多くの運動あるいは静止をもつのである。

定理十一

また、（同定理より）多様性だけでなく変化もまた、物質のなかにあるのだから、つぎのことは明白である。すなわち、ある部分には、ある時点において他の時点よりいっそう多くの運動と静止があるということ、したがってまた、（定理九より）物質のなかにはつねに同一量の運動と静止がありつづけるとしても、運動と静止の一部は、物質のある部分から他の部分へと移されなければならないということ、またそのゆえに、動かされるものや静止を受け取るものはなんであれ、他のものから動かされたり、静止を受け取らなければならない、ということである。

定理十二

ゆえにもし、物質のある部分が、みずからのもつすべての運動を、静止している他の部分に移し、その結果、〔以前〕動いていた部分が静止し、〔以前〕静止していた部分が動くようになったとするなら、静止した部分は、受け取りうるすべての静止を、それが動かしたもうひとつの部分から受け取り、反対に、動かされた部分は、受け取りうるすべての運動を、それが静止を刻みこんだ部分から受け取ったのである。それというのも、動かされた部分、そして、以前は静止していた部分は、〔みずからのもっていた〕静止をてばなし、静止した部分、そして、以前は動いていた部分は、〔みずからのもっていた〕運動をてばなしなのであるから、そして、（定理九により）物質のなかにはつねに同じ量の運動と静止があるのだから、そこから、つぎのことが必然的に帰結するからである。すなわち、以前静止していてもは動いている部分がてばなししたすべての静止は、〔以前〕動いていた部分に移され、以前動いていてもは静止している部分がてばなししたすべての運動は、〔以前〕静止していた部分によって受け取られたのだということである。ただしこれは、物質の残りの部分が、同じ状態にとどまっていると考えられるかぎりにおいてであり、事実われわれはそのように考えている。また、運動と静止のすべてではなく、たんにその一部が移されるにすぎないとしても、考えかたは、まったく同じである。そして、以上のことから、つぎのことが明らかである。すなわち、動いている部分は、それがてばなすのとちょうど同じだけの運動を、他の部分、あるいは、他の多くの諸部分を動かす場合には、その諸部分にあたえるのであり、反対に、静止している部分ないし諸部分が失うのとちょうど同じだけの静止を受け取る、ということである。

定理十三

さらに、物質のある部分が動くとき、(定理四により) 空虚は存在しないから、それにつづく部分もまた動くだろう。あるいは、それにつづく部分が静止しているなら、動いた部分と静止している部分とのあいだに他の物質がはいりこむだろう。さらに、これらの部分が動くとき、それらにつづく部分もまた、同一の理由から動くだろう。そしてまた、それらの部分が動くとき、まえと同じことがおこり、とうとう最後は、最初に動いたものところまで到達するだろう。ここからつぎのことが明らかである。すなわち、すべての運動においてある種の円環がつくりだされる、ということである。

定理十四

それにくわえて、つぎのこともまた明らかである。すなわち、このような円環のなかでは、[動いた部分の] もっとも近くにあつてそれにつづく部分、あるいは、動いた部分と静止している部分とのあいだにはいりこむ部分は、(定理十一により) 他のものから運動を受け取り、その他のものもさらに他のものから、そしてさらに、というようにつぎつぎとつづいていって、最初に動いたものところでわれわれがたちどまるまでそれはつづくのであるから、ここから必然的でてくるのはつぎのことである。すなわち、こうしたすべての運動の原因は、最初に動いた当のものであつて、けつして、この円環にかかわらずにいた静止しているものではない、ということである。またここからつぎのことが帰結する。すなわち、静止している物体はなんであれ、他のものをもみずからの方向へと動かすことはできないということ、したがつてまた、なんであれ固有の意味での引力 *Attractio* などではなく、すべての運動は衝撃 *Pulsio* によつてつくりだされるということである。おなじことは、つぎのようなしかたでも容易に証明される。すなわち、もし物質の静止しているある部分が他の静止している部分をみずからの方向へと動かすとしたら、後者の部分は、[みずからの] 静止をてばなし、運動を受け取ることになる。ところでこの運動は、(定理十一により) 必然的に他の部分からその部分へと移されなければならない。だが、(公理二により) 静止しているものからは移されえない。なぜなら、静止しているものには運動はないからである。したがつて、静止しているものによつてそれが動かされることはない。

定理十五

つぎに、(定理十三により) すべての運動においては、なんらかのしかたで円環がつくりだされるから、どんな [物質の] 部分も、そのもっとも近くにあつてそれに先行する部分が動かされなければ、動かされえないし、この後者の部分もまた、そのもっとも近くにあつてそれに先行する部分が動かされなければ、動かされえない。こうしてつぎつぎとすすむ。したがつて、ここからつぎのことが明らかである。すなわち、どんな運動も、離れたところからはひきおこされえず、したがつてまた、静止の移動も、同様である、ということである。なぜなら、運動と静止のあいだにつねに交換が生じるのだから。

定理十六

しかし、物質の動いている部分が静止している他の部分を動かすときには、動いている部分は、静止している部分をもつ静止の量よりいっそう多くの運動の量をもたなければならない。というのも、静止している部分をもつ静止の量とおなじか、ましてや、それより少ない運動の量をもつということはあるえないからである。なぜなら、運動と静止の量はそれぞれ、動いている部分とその接触面を変化させる力と能力、そして、静止している部分がそれを保持する力と能力から生じ、しかも、(公理五により) どんな原因もその力以上に働くことはないのだから、つぎのことは明白だからである。すなわち、もし動いている部分もっているその接触面を変化させる力が、静止している部分もっているその接触面を保持する力とおなじなら、静止している部分は、動いている部分によつては動かされえないということ、したがつて、静止している部分が動くためには、そこにある静止 [の量] 以上の運動 [の量] が、運動している部分のなかに必然的になければならない、ということである。

定理十七

さらにそれにくわえて、運動が円環をなして生じるとき、最初に運動が刻印される部分は、そのもっとも近くにあつてそれに先行する部分が同時に動かされるのでなければ動かされえず、またその部分も、それにさらに先行する部分が動かされるのでなければ動かされえず、こうして、定理十五で証明されたように、円環の全体が閉じるまでこれがつづくのであるから、そして、最初に動かされる部分は、(定理十四により) そ

れに先行する諸部分のすべての運動の原因なのであるから、そして、さらにまた、(定理十六により)物質の動く部分は、静止している部分の静止よりいっそう多くの運動をもたないかぎり、その静止している部分を動かすことができないのであるから、以上により、つぎのことが帰結する。すなわち、最初に動かされる部分のうちには、残りのすべての部分のうちにある静止より多くの運動がなければならない、ということである。

定理十八

ゆえにもし、ある動いている部分が、円環をつくっているすべての静止よりいっそう多くの運動をもっているなら、その円環を閉じたあとも、それにつづく部分をさらに押すことになるだろう。そしてもし、そのつづく部分を動かすことができるなら、そのおなじ原因からあらたな円環が生じ、そしてそのあとにつづいて、さらにべつの円環が生じ、こうして、すべての運動がつかいはたされるまでそれはつづくだろう。そして、その[最初の]部分は、それがより多くの運動を有していればいるほど、それだけ多くの円環をつくりだすだろう。そして、より多くの円環をつくりだせばだすほど、それだけ多くの[他の部分との]接触面をあとにのこすだろう。そして、そのようにしてのこされた接触面の最初と最後が、運動の両端 *Termini Motus* と呼ばれ、前者が始点、後者が終点と呼ばれる。また、両者のあいだの距離が、運動の線 *Linea motus*、さらにまた、これらの円環がそのなかで生じ、運動の線がそのなかで考えられる当の物質、つまり、運動がそこにおいて生じる当の物質が、媒体 *Medium* と呼ばれる。

定理十九

ところで、すぐうえで証明されたように、物質の部分がより多くの運動をもてばもつほど、それだけ多くの他の部分との接触面をあとにのこし、そして、より多くの接触面をあとにのこせばのこすほど、運動の線がそれだけ長くなることは自明であるから、そこからつぎのこともまた帰結する。すなわち、ある部分がより多くの運動をもてばもつほど、それだけおおきな線を描くだろう、ということである。そして、線がこのように連続的に描かれるということは、動いている部分が前進しているということにほかならないから、そこからつぎのことが明らかである。すなわち、あるものがより多くの運動をもてばもつほど、前進するための、あるいは、前進しつづけるためのそれだけおおきな能力をもつ、ということである。

定理二十

もし物質の部分が、それが動きつづけている途中で、それがもっている運動とおなじかそれよりいっそう多くの静止をもつ他の部分にであうならば、定理十六で証明されたように、その部分にみずからのもっている運動をすこしも移すことができないだろう。それゆえに、(定理九により)物質のなかには同じ量の運動がつねにあるのだから、その[動きつづけている]部分は、みずからの運動を[そのまま]保持するだろう。そして、それがぶつかった当の部分が、それがさらにさきにすすむことを妨げているのだから、必然的に、それはみずからが来た方向へとはねかえるだろう。このはねかえりが、反射 *Reflexio* と呼ばれる。

定理二十一

静止している部分ではなく、ひとしい、あるいは、より多くの運動をもつ部分と、動いている途上でぶつかる場合でもおなじことが生じる。というのも、ぶつかる部分は、ぶつかる部分をもつとおなじかそれより少ない運動をもつものだから、(定理十九により)前進しつづけるために与えられている力もまた、より少ないかひとしいということになる。したがって、(公理五により(訳注3))どんな原因もその力以上に働くことはないのだから、ぶつかる部分は、ぶつかる部分をはねかえす[反射させる]ことはできず、むしろそれ自身をはねかえされる[反射させられる]のである。

定理二十二

ゆえに、動いている物質の部分は(定理十五により)つねに他の部分にぶつかるのだから、もし、その、ぶつかられる他の部分が、より多くの、あるいは、ひとしい大きさの静止、ないし、反対方向の運動の度[大きさ]をもつなら、定理二十一で証明されたように、その、ぶつかられる他の部分は、ぶつかる部分をはねかえす[反射させる]だろうし、反対にもし、より少ない静止ないし反対方向の運動の度[大きさ]をもつなら、それをはねかえさない[反射させない]だろう。それゆえ、つぎのことが明らかである。すなわち、

運動の線の決定は、動いている部分がぶつかる物質部分に依存する、ということである。というのも、動いている部分は、もしはねかえされない [反射させられない] なら、直線を描くだろうし、はねかえされる [反射させられる] なら、[逆方向に] おなじ直線を描くか、あるいは、反射点で交わり、したがって、ある角をつくるような二直線を描くだろうからである。

定理二十三

しかし、はねかえされない [反射させられない] 部分が直線上の運動をつづけているとき、定理十二で証明されたように、その部分は、それがそのなかを動いている媒体における静止している部分にみずからの運動をそそぎこむだけでなく、反対に、その静止している部分から静止が、その運動をつづけている部分のなかにそそぎこまれる。このような、そそぎこまれる静止が、媒体の抵抗 *Resistentia Medii* と呼ばれるのである。こうした静止のそそぎこみは、媒体の諸部分がまったく静止している場合のその媒体のなかでおこるばかりでなく、媒体の諸部分がおなじ方向に、あるいは、反対方向に動いている場合のその媒体のなかでもおこる。ただし、その場合、その諸部分は、[最初の部分より] より小さな運動で動いている。というのも、そのかぎりでは、その諸部分は静止を分有するのだから。

定理二十四

ところで、このような抵抗は、すべての媒体のなかにあり、それをまったく欠くような媒体はありえない。というのも、そのような媒体はもはや媒体ではないからである。なぜなら、抵抗をまったく欠くような媒体のなかでは、どんな接触面の変化も生じえず、したがって、どんな運動も生じえないから。そして、その運動こそまさに、媒体の本性には必要だからである。というのも、[たとえば] どんな抵抗ももたない媒体を考えてみよう。その媒体の諸部分は、動いていると仮定される部分もっているのとおなじだけの運動をもたなければならない、動いている部分がむかっていると仮定される方向とおなじ方向にむかって動かなければならないことになる。ところで、このようなことがもし生じるなら、動いていると仮定されている部分は、その接触面を変化させないことになり、したがって、このような媒体のなかでは、運動は生じないことになるのである。

定理二十五

ところで、以上にわれわれが演繹したことだから、運動と静止に関するすべての多様性を容易に演繹し、証明することができる。すなわち、つぎのように。

定理二十六

どこでもおなじ抵抗をしめす媒体のなかを物質のある部分が動いていて、しかも、その部分の諸部分は、その部分がぶつかる媒体の諸部分によってはまったく動かされえないというように [その媒体の諸部分に対しては] 静止しているとすると、この物質部分は、均一なしかたで、すなわち、その部分の運動の度と媒体の抵抗のあいだの比を [反比例関係で] 保つようなしかたで、みずからの運動をてばなしていくことになるだろう。すなわち、その運動の度 [大きさ] が多ければ多いほど、抵抗は小さく、運動の線は大きくなるだろうし、逆に、運動の度 [大きさ] が少なければ少ないほど、抵抗は大きく、運動の線は小さくなるだろう。

定理二十七

しかし、そのおなじ物質の部分がすべての運動をてばなしてしまうまえに、その途上で、他のある部分とぶつかるならば、そして、その [ぶつかられるほうの] 部分は、その諸部分の静止に関しては [ぶつかるほうの部分と] まったく相似であるとすれば、しかも、ぶつかる部分もつ運動の量とおなじだけの静止の量をぶつかる時点でもっているとするならば、ぶつかる部分は、その運動の度をまったくてばなさずに、必然的にはねかえされる [反射される] だろう。そしてこのことは、もし静止している部分のなかに、動いている部分のなかにある運動 [量] よりいっそう多くの静止 [量] があるならば、いっそうなりたつだろう。

定理二十八

そして、この二つの部分、すなわち、動いている部分と静止している部分が、完全に平面であって、その平面のところでもたがいにおつかるならば、動いている部分は、ぶつかるときにとった入射角とおなじ角度ではねかえされる [反射される] だろう。すなわち、[逆方向に] 直線的にはねかえされるか、鋭角にはねかえ

される。しかしけっして鈍角でははねかえされない。さらに、つぎの場合もおなじことがおこる。すなわち、動いている部分が完全に球体であり、静止している部分が厳密に平面であるか、あるいは、球体であるか、あるいは、凹面である場合である。ただし、凹面の場合、静止しているものの凹面の円〔曲率〕は、動いているものの凸面部の円〔曲率〕より大きくなければならない。

定理二十九

そのおなじ動いている部分が、静止している部分をもつ静止よりもいっそう多くの運動をもつならば、〔ぶつかったあと〕運動しつづけ、静止している部分をまえにおしやるだろう。その際、動いている部分は、静止している部分に自分の運動を刻印し、また逆に、静止している部分から静止を受け取るので、その結果、ぶつかったあとは、両方の部分がひとしくおなじ方向、つまり、動いている部分が〔ぶつかるまえに〕とっていた方向へと動くことになるだろう。

定理三十

そのおなじ動いている部分が、うえに〔定理二十七で〕述べたようにみずからに相似の他の部分とぶつかるでしょう。ただしこの場合、あとの部分は、静止しているのではなくて、最初の部分とおなじ部分にむかっている、しかも、それとおなじ線上を動いているでしょう。ただし、最初の部分にはあとの部分より多くの運動が、そして、あとのものには最初のものより多くの静止が必然的になければならない。というものの、さもなければ、最初のは、あとのものにけっして追いつけないからである。すると、最初のは、ぶつかったときにあとのものよりも多くもっていた運動の半分をあとのものにうつし、そして、あとのものが最初のものよりも多くもっていた静止の半分をあとのものから受け取ることになる。そして、ぶつかったあと、両者は、ひとしく動くことになるだろう。

定理三十一

さらに、二つの物質部分があって、それぞれの〔内部の〕諸部分は、〔その物質部分の〕媒体の諸部分からけっして動かされえないだけでなく、それら諸部分のおたがいからもけっして動かさえないようになっていて、この二つの部分が、おなじ運動の線上で正面からぶつかるとする。そしてさらに、そのぶつかる瞬間に、両部分がひとしい運動をもっているとするなら、その両部分は、はねかえされ〔反射され〕て、それらがやってきた方向へともどっていき、その際、どんな運動の移転もおこなわれないだろう。

定理三十二

しかし、この両部分がもっている運動がひとしくないとすれば、より大きな運動をもっている部分が、より小さな運動をもっている部分をおしやり、はねかえす〔反射させる〕だろう。そしてその際、みずからのうわまわっている分の運動の半分を後者にそそぎこみ、逆に、後者のうわまわっている分の静止の半分を受け取る。そして、ぶつかったあと、両者は、より大きな運動をもっていた部分がむかっていた方向に、ひとしい運動量をもって動きつづけるだろう。

定理三十三

動いている二つの物質部分は、たがいにぶつかるかぎりにおいてばかりでなく、おなじ、あるいは、ことなつた媒体のなかで関係づけられるかぎりにおいてもまた考察される。たとえば、それらの運動が、他の物体の運動（たとえば、天体の運動や、天体の運動を模倣する他の物体の運動）、あるいは、このほうがもっと明瞭だが、時間と比較される場合である。

定理三十四

こうしてもし、おなじ媒体、あるいは、ことなつてはいるが、どこをとつてもおなじ抵抗をもつ媒体のなかで、たがいに前後の関係にない二つの物質部分が、おなじ、あるいは、ひとしい時間にひとしい運動の線を描くような、運動の量、大きさ、状態、媒体の抵抗のあいだの比をもつならば、これらの部分は、ひとしいはやすさで、あるいは、ひとしいおそさで動いていると言われる。しかし、そのような比ではなく、おなじ、あるいはひとしい時間にひとしくない運動の線が生じるような、それらのあいだの比をもつならば、より大きい線を描くほうの部分は、よりはやく、より小さい線を描くほうの部分は、よりおそく動いていると言われる。後者の運動に対する前者の運動の視点ないし関係がはやさと呼ばれ、反対に、前者の運動に対する後

者の運動の視点ないし関係がおそさと呼ばれる。

定理三十五

以上のことがらは、それらを念入りに考察し、熱心な注意をむけるひとであればどんなひとにとっても明白である、ともしわたしが判断しなかったら、わたしは以上のすべての定理にたいして証明を付したことだろう。そして、このわれわれのこの論文は、大きすぎる分量にふくれあがっていたことだろう。

定理三十六

さらに、これまでわれわれが語ってきたこの三つのもの、すなわち、物質、運動、そして、静止は、自然的なものの真の原理であるとわれわれは考える。というのも、これら三つのものは、たがいにたがいから導き出されることも、他のものから導き出されることも、また、その三つすべてから導き出されることもないからである。すなわち、これら三つは、反対する二つのもの、すなわち、運動と静止と、その二つの共通の基体としての物質である。これらは、哲学者たちがその原理において必要とする三つの条件である。

定理三十七

さらに、この三つのおのおのは、実在的なあるものである。すなわち、物質は実体であり、運動と静止はその二つの様態である。そして、[運動と静止のうちの] 後者もまた、うえに述べたことから明らかなように、前者と同様、自然的なものの説明において考慮されるべきものということになる。それゆえ、自然学者たちのあいだで、運動の本性とそのもろもろのあらわれについてはあれほど多くの冗長な議論がみられるのに、そのおなじ自然学者たちのあいだで、静止についてはあれほどに深い沈黙があるということは、どんなに驚いても驚きたりない。アリストテレス自身においても事情はおなじである。もっともかれは、自然の定義のなかで、運動と静止と二つならべて書くことをのぞんだのだが。

定理三十八

静止についてのこのような沈黙については、静止とは運動の否定ないし不在にほかならない、と思われてきたこと以外のどんな理由もわたしには想像できない。[静止が運動の否定ないし不在であるという] このような主張は、その反対がまだ十分に証明されてはいないとしても、つぎの論拠によってきわめて容易に反駁されうるだろう。すなわち、もし静止が運動の不在ないし否定にほかならないとするならば、ほんのわずかな程度の運動によってすら静止している物体は動かされうる、ということになるだろう。なぜなら、否定にはなんら抵抗の力はないからである。しかるに、日常経験がつぎのことを十二分に証言している。すなわち、きわめて多くの静止物体が、他の物体の運動に対して、大小の抵抗を示すし、ぶつかってくる物体から運動をかたんに受け取る場合も、かたんに受け取らない場合もある、ということである。したがって、このような抵抗の原因となるな実在的なものか、そして、われわれが静止と呼ぶものに由来する実在的なものかが必然的に認められなければならない。

定理三十九

ところで、アリストテレス主義者たちは、その頭目 [アリストテレス自身] をはじめとして、運動を、量にかかわる運動と質にかかわる運動に分け、前者をさらに、減少と増加に、後者をさらに、変化と、場所にかかわる運動、つまり、場所的運動ないし移動、と呼ばれる運動に分ける。しかし、場所的運動は、うえでわれわれが定義した運動とちがわず、また、このような運動なしには、減少も増加も、また、どんな変化もおきないのだから、場所的運動を類とし、減少と増加、そして、変化を [場所的運動の] 種と位置づけるべきだとわれわれは考える。

定理四十

またわれわれは、物質、運動、静止が、自然的なものの原理であると言うだけではなく、物質の運動と静止以外に、また、それらから出てくるもの以外に、どんな実在的な変状も、自然的な物体に認めない。というのも、すでに述べたように、自然的なものの原理は、たんに物質と運動と静止だけなのだから、自然的な物体とは、相互に配分された運動と静止をもつ物質の部分にほかならないからである。さらに、(公理二により) 原因のなかになかったものはなんであれ結果のなかにはないから、自然的な物体には、その起源がこれらのもの [物質の運動と静止] に関係づけられないようなどんな変状もないということになる。

定理四十一

なお、自然的な物体のすべての変状について哲学者たちがおこなうのをつねとしている諸定義からうえとおなじことを引き出すことができる。というのも、その諸定義は以下のように言われているからである。すなわち、連続 *Continuitas* とは、物体の諸部分の静止それ自体のことであり、それに対し、分割 *Divisio* とは、その諸部分の運動のことであり、稀薄 *Raritas* とは、物体の諸部分の静止ないし運動がつぎのような状態になっていることである。すなわち、その諸部分のあいだに大きな空隙があつて、そこに他の物質がはいりこむ、という状態である。それに対して、そのような空隙がまったくないかほんのわずかしかない場合が、濃密 *Densitas* である。限定 *Finitudo* とは、物体における運動と静止の配分がそこからさきで否定されることであり、それに対して、形状 *Figura* とは、そのような否定の性質ないし様態である。場所 *Locus* とは、まわりをとりまく物体の端であつて、しかも、動かないと考えられたまわりの物体に関係づけられた端である。そして、最後に、時間 *Tempus* とは、天体の運動に比較され、その運動によって測られた持続である。

定理四十二

ゆえに、以上のすべての変状は、連続のように静止に関係するか、分割のように運動に関係するか、稀薄と濃密のようにその両者に関係するか、あるいは、限定と形状のようにその否定であるか、場所と時間のようには理性の有 *Entia rationis* であるかであるから、つぎのことは明らかである。すなわち、自然的な物体について、運動と静止に由来しない、そして、物質に由来しないどんな変状も、実在的ではないということ、そして、これら三つのもののみが自然的なもの原理と考えられなければならないこと、である。

逆接的 [反通説的] 主張 PARADOXA

一 アリストテレス主義者たちによっていたるところにひろめられた論理学は空虚であり無用である。というのも、そうした論理学なしに数学者たちが学問においてなしとげ、おしすすめたもののほうが、そうした論理学をつかつてそれ以外の哲学分野でアリストテレス主義者たちがなしとげ、おしすすめたものよりもずっと多いのだから。

二 二つのカテゴリー *Praedicamenta* しかない。もの *Res* とその様態 *Modus* である。

三 人間は理性的動物であるというのは [人間の] 完全な定義ではない。

四 自然学と倫理学は、証明によって論じうるし、論じられなければならない。

五 実体的形相は存在しない。

六 たとえ太陽が存在しなくても、この月下界は照明されるだろう。

七 自然学的にいえば *Physice*、心は身体の中にもそとにもない。

八 感覚は、神経繊維によってではなく精気によって生じる。

九 倫理学の第一原理は、だれであれ自己の利益を求めべきである、ということである。

十 徳とは、自己の利益を求めようとする心の恒常的な意志であり、しかも、真の理解から生じる意志である。

十一 形而上学は、理性の有にしかかわからない。

十二 円積問題は解答不能である。

訳注

(1) タイトル原文 (タイトル頁全文) は次の通り。 *Disputatio Philosophica Inauguralis, de Materia, ejusque Affectionibus Motu, et Quietate; quam, Bono cum Deo, Ex Autoritate Magnifici D. Rectoris, D. Adolphi Vorstii, Med. Doct. Ejusdemque Facultatis, & Botanices in Illustri Acad. Lugd. Batav Professoris Clarissimi ac primarii; Nec non Amplissimi Senatus Academici Consensu, ut et*

Celeberrima Facultatis Philosophicae decreto, Pro Gradu Doctoratus Summisque in Philosophia honoribus, & privilegiis consequendis, Publice habebit Ludovicus Meyer, Amsterdam. Ade diem XIX. Martii, loco horisque solitis. Lugd.Batav.[Leiden] Ex Officina Francisci Hackii. MDCLX [1660]. テキストは、*Chronicon Spinozanum* II, 1922, pp.185-195. 所収のファクシミリ版を用いた。あきらかに誤植と思われるつぎの部分は [] に示したように読みかえて訳した。p.188.l.7. "camque" [cumque]; p.191.l.35. "5. Postulatum" [Axiom.5]; p.193.l.36. "linee" [lineae]; p.194.l.2. "accurtate" [accurate]; p.194.l.29. "Dispescitur" [Dispertitur]; p.195.l.24. "curcumfertur" [circumfertur]

- (2) 静止とはなにかについての接触面による定義。
- (3) 原文では「要請五により」とあるが、「要請五」は存在せず、文脈によりあきらかに「公理五」でなければならない。訳もそのように変更しておく。